

# 金融庁の1年

(2021 事務年度版)

2022 年 12 月

金 融 庁

## 記載内容について

1. 2021年7月1日から2022年6月30日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています(「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)。

# 目次

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織	1
I 概要	
II 特命担当大臣	
III 所掌事務	
第2節 平成30年度の組織再編	1
第3節 令和4年度の体制整備	1

### 第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政方針」の策定・公表	7
第2節 財務局との連携	9
第3節 組織活性化と人事	10
I 組織活性化に向けた取組み	
II 服務規律の確保	
III 法令等遵守調査室における情報受付	
第4節 研究	14
I 金融庁における研究部門	
II 具体的な調査研究	
III 産・官・学の連携強化	
第5節 研修	21
I 金融庁における研修	
II 2021事務年度の研修実施状況	
第6節 デジタル・ガバメントへの取組み	24
I 概要	
II 取組実績	
第7節 報道・広報	27
I 報道対応	
II 広報活動	
第8節 情報公開等	31
I 開示請求の動向	
II 文書管理等の状況	
第9節 金融機関等との意見交換	34
第10節 パブリック・コメント手続の実績	35
第11節 金融行政アドバイザー制度	39
I 制度の概要	
II 2021事務年度における取組み	
第12節 金融行政モニター制度	40
I 制度の概要	

II	提出された意見等に対する金融庁の対応	
第13節	金融サービス利用者相談室	48
I	概要	
II	相談等の受付状況	
第14節	政策評価への取組み	57
第15節	金融庁業務継続計画の策定	63
第16節	英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	70

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節	公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号）	72
第2節	企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	74
I	開示諸制度の整備	
II	開示諸制度の運用	
III	EDINET（電子開示システム）の開発状況等	
IV	会計基準の品質向上に向けた取組み	
V	会計監査の信頼性確保に向けた取組み	
VI	公認会計士・監査法人等に対する監督	
VII	IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献	
第3節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	96
I	金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討	
II	金融商品取引所をめぐる動き	
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	
IV	国際金融センターの実現	
V	資産運用業の高度化	

### 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節	安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）	100
第2節	保険業法の一部を改正する法律（令和4年法律第11号）	102
第3節	ITの進展等への対応	103
I	デジタル・イノベーションの推進	
II	金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク	
III	プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応	
第4節	休眠預金等活用法に関する取組み	113
I	法律の概要	
II	2021事務年度の取組み	

### 第5章 審議会等の活動状況

第1節	金融審議会等	115
-----	--------	-----

I	金融審議会の構成	
II	2021事務年度の開催実績	
第2節	自動車損害賠償責任保険審議会	133
第3節	企業会計審議会	136
I	企業会計審議会の構成	
II	2021事務年度の審議状況	
第4節	金融トラブル連絡調整協議会	138
I	経緯	
II	議論の状況	
第6章	政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節	政府の成長戦略等における金融庁の取組み	142
I	「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、 「フォローアップ」 (2022年6月7日閣議決定)	
II	「経済財政運営と改革の基本方針2022」 (2022年6月7日閣議決定)	
III	「デジタル田園都市国家構想基本方針」 (2022年6月7日閣議決定)	
IV	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」 (2022年6月7日閣議決定)	
第2節	政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における 金融庁の取組み	174
第3節	金融に関する税制	176
第4節	規制・制度改革等に関する取組み	197
I	規制・制度改革に関する取組み	
II	産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	
第5節	コーポレートガバナンスの実効性の向上について	201
第6節	自然災害等の被災者への対応	206
I	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン	
II	東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・ 産業復興機構の活用促進	
III	金融機能強化法（震災特例）の運用状況	
IV	2021事務年度に発生した自然災害への対応	
第7節	新型コロナウイルス感染症への対応	211
I	民間金融機関による事業者支援促進等のための施策	
II	事業者支援態勢構築プロジェクト	
III	金融機関等の業務継続体制について	
IV	新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置	
第8節	消費者行政に関する取組み	224
I	経緯等	
II	工程表の作成等	
III	消費者基本計画における金融庁関連の施策	
第9節	障害者施策への対応	229
I	概要	

II	対応要領の周知及びアンケート調査等の実施	
第10節	高齢者等への対応に関する取組み	230
第11節	預金取扱等金融機関の旧姓使用への対応に関する取組み	231
第12節	金融経済教育の取組み	232
I	経緯・概要	
II	具体的な取組状況	
第13節	家計の安定的な資産形成に関する取組み	257
I	顧客本位の業務運営に関する原則	
II	つみたてNISAの普及・利用促進について	
第14節	サステナブルファイナンスに関する取組み	260
I	国内動向	
II	国際動向	
第15節	ウクライナ情勢への対応	263
I	概要	
II	金融機関のリスクに関するモニタリング	
III	金融機関の対応に関する要請	
IV	暗号資産	
V	国際的な議論への貢献	
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	273

### 第3部 金融検査・監督等

第8章	業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節	モニタリングの高度化に向けた取組み	275
I	モニタリングを巡る最近の動き	
II	日本銀行との連携	
第2節	金融行政方針に基づく金融モニタリング	276
I	経緯等	
II	金融行政方針に基づく2021事務年度のモニタリング	
第3節	マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策	278
第4節	ITガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ	280
第5節	業態横断的な金融モニタリング	282
第6節	データ活用の高度化	291
I	データを活用した多面的な実態把握	
II	データインフラ整備	
第7節	早期是正措置・社外流出制限措置について	292
I	早期是正措置の概要及び運用	
II	社外流出制限措置の概要及び運用	
第8節	金融上の行政処分について	298
I	行政処分の趣旨	
II	行政処分の業態別発動状況	

第9節	指定紛争解決機関	304
第10節	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	305
	Ⅰ 意見申出制度	
	Ⅱ 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価	
第11節	金融モニタリング情報の収集について	309
	Ⅰ 概要	
	Ⅱ 情報の収集状況	
第9章	預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節	監督指針	310
	Ⅰ 主要行等向けの総合的な監督指針	
	Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	
第2節	預金取扱等金融機関の概況	312
	Ⅰ 主要行等の2021年度決算概況	
	Ⅱ 地域銀行の2021年度決算概況	
	Ⅲ 再編等の状況	
	Ⅳ 不良債権処理等の推移	
	Ⅴ 預金保険料率の変更	
第3節	預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング	338
	Ⅰ 大手銀行に対する金融モニタリング	
	Ⅱ 地域銀行に対する金融モニタリング	
	Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング	
	Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング	
第4節	自己資本比率規制等	344
	Ⅰ 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要	
	Ⅱ 関連告示等の整備	
	Ⅲ 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2021事務年度）	
第5節	資本増強制度等の運用状況	349
	Ⅰ 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	
	Ⅱ 金融機能強化法	
第6節	金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み	391
	Ⅰ 企業アンケート調査	
	Ⅱ 金融仲介機能の拡がりを支える組織運営	
	Ⅲ Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)	
	Ⅳ 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討	
	Ⅴ 人材マッチングに関する取組み	
	Ⅵ 事業者支援を後押しする取組み	
	Ⅶ 地域課題解決支援チーム・地域金融支援室の取組み	
	Ⅷ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進	
	Ⅸ 中小企業の事業再生等に関するガイドライン	
	X 金融仲介の質の向上に向けた取組み等	

XI	認定支援機関による経営支援	
XII	地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用	
XIII	金融の円滑化に向けた取組み	
第7節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	481
I	被害及び補償の状況	
II	金融機関における対応状況	
第8節	振り込み詐欺等への対応	494
I	金融庁における取組状況	
II	金融機関における取組状況	
第9節	銀行カードローンへの対応	495
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	496
第2節	信託会社等の新規参入	496
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	496
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針	498
第2節	保険会社の概況	500
I	2022年3月期決算状況	
II	再編等の状況	
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	508
I	顧客本位の業務運営の定着	
II	持続可能なビジネスモデルの構築	
第4節	財務の健全性の確保	512
I	経済価値ベースのソルベンシー規制	
II	監督会計のあり方	
III	システミックリスクに係るモニタリング	
第5節	保険商品審査態勢について	513
第6節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	514
第7節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	519
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	521
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	522
第3節	第一種金融商品取引業	523
I	第一種金融商品取引業者の概況	
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	
III	投資者保護基金について	
第4節	第二種金融商品取引業	531
I	第二種金融商品取引業者の概況	



II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	
第5節	投資助言・代理業	533
I	投資助言・代理業者の概況	
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	
第6節	投資運用業	535
I	投資運用業者の推移	
II	投資法人の推移	
III	運用資産の推移	
IV	投資運用業者に対する行政処分	
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、 高速取引行為者	539
I	登録金融機関の概況	
II	取引所取引許可業者の概況	
III	金融商品仲介業者の概況	
IV	高速取引行為者の概況	
第8節	信用格付業者	541
I	信用格付業者の概況	
II	信用格付業者の特定関係法人	
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者等	543
I	適格機関投資家等特例業務届出者等の概況	
II	適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について	
第10節	集団投資スキーム持分の販売・運用状況について	545
第11節	認定投資者保護団体	548
第12節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	549
I	相談件数の状況等	
II	対応	
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	550
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	551
I	貸金業者の概況	
II	貸金業者に対する金融モニタリング	
III	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	
IV	貸金業務取扱主任者の登録状況	
V	登録講習機関の講習実施状況	
VI	指定信用情報機関の概況	
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめ ぐる動き	555
I	前払式支払手段発行者の概況	
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	
III	前払式支払手段の払戻手続	

IV	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	
V	資金移動業者の概況	
VI	資金移動業者に対する金融モニタリング	
VII	暗号資産交換業者の概況	
VIII	暗号資産交換業者に対する金融モニタリング	
第4節	SPC等の監督をめぐる動き	561
I	SPC等の概況	
II	資産の流動化の状況	
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	562
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	563
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	565
第8節	電子決済等代行業者の監督をめぐる動き	566
第9節	金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き	570
第10節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	571
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	
II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	
第14章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	572
第1節	本制度導入の経緯	
第2節	回答実績	
第3節	利用上の留意点	
第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	573
第1節	本照会手続導入の経緯	
第2節	回答実績	
第3節	利用上の留意点	
I	ノーアクションレター制度との関係	
II	回答の効力	
第16章	疑わしい取引の届出制度	
第1節	疑わしい取引の届出制度	574
第2節	疑わしい取引の届出に関する概況	576
I	届出の状況	
II	研修会の開催	
III	疑わしい取引の参考事例の公表	
IV	疑わしい取引の届出等の徹底の要請	
第17章	課徴金納付命令	577
第1節	課徴金制度について	
I	経緯等	
II	課徴金納付命令までの手続	

## 第2節 課徴金納付命令等の状況

### I 課徴金納付命令の実績

### II 審判期日等の実績

## 第4部 国際関係の動き

### 第18章 概括

第1節 金融に関する国際的な議論…………… 585

第2節 当局間の連携・協力等…………… 585

### 第19章 金融に関する国際的な議論

第1節 G7 …………… 588

#### I 沿革

#### II 主な議論

第2節 G20 …………… 590

#### I 沿革

#### II 主な議論

第3節 金融安定理事会（FSB）…………… 597

#### I 沿革

#### II 組織

#### III 主な議論

第4節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）…………… 600

#### I 沿革

#### II 組織

#### III 主な議論

第5節 証券監督者国際機構（IOSCO）…………… 605

#### I 沿革

#### II 組織

#### III 主な議論

第6節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場  
改革〕…………… 613

#### I 沿革

#### II 主な議論

第7節 保険監督者国際機構（IAIS）…………… 615

#### I 沿革

#### II 組織

#### III 主な議論

第8節 金融活動作業部会（FATF）…………… 619

#### I 沿革

#### II 主な議論

第9節 その他の会議体等…………… 622

#### I サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

- II 経済協力開発機構（OECD）
- III 国際通貨基金（IMF）
- IV 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）
- V 規制監視委員会（ROC）
- VI 金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPFI）

## 第20章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定	630
I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）	
II 日EU・EPA	
III 日英EPA	
IV 地域的な包括的経済連携協定（RCEP: Regional Comprehensive Economic Partnership）	
第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）	632
第3節 当局間協議	633
I 米国	
II 欧州	
III 英国	
IV 日中韓	
V 中国	
VI インド	
VII 台湾	
VIII その他	
第4節 金融技術協力	636
I 概要	
II 活動実績	
第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）	636
I 概要	
II 活動実績	
巻末資料1 最近の主な金融関連立法	639
巻末資料2 この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2021事務年度）	641
金融庁の所在地等	648

## 第1部 金融庁の組織及び行政運営

### 第1章 金融庁の組織

#### 第1節 金融庁の組織

##### I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、令和3年度末現在、全体で一般職1,617名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。（別紙1参照）

##### II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。（別紙2参照）

##### III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。（別紙3参照）

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

#### 第2節 平成30年度の組織再編（別紙4参照）

#### 第3節 令和4年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、29人の増員を行い、17人の定員合理化減等により、12人の純増となった。また、参事官1人の時限撤廃に加え、監督企画官（人材仲介機能強化担当）、経済安全保障室、国際証券検査室の設置等の体制整備を行うこととした。

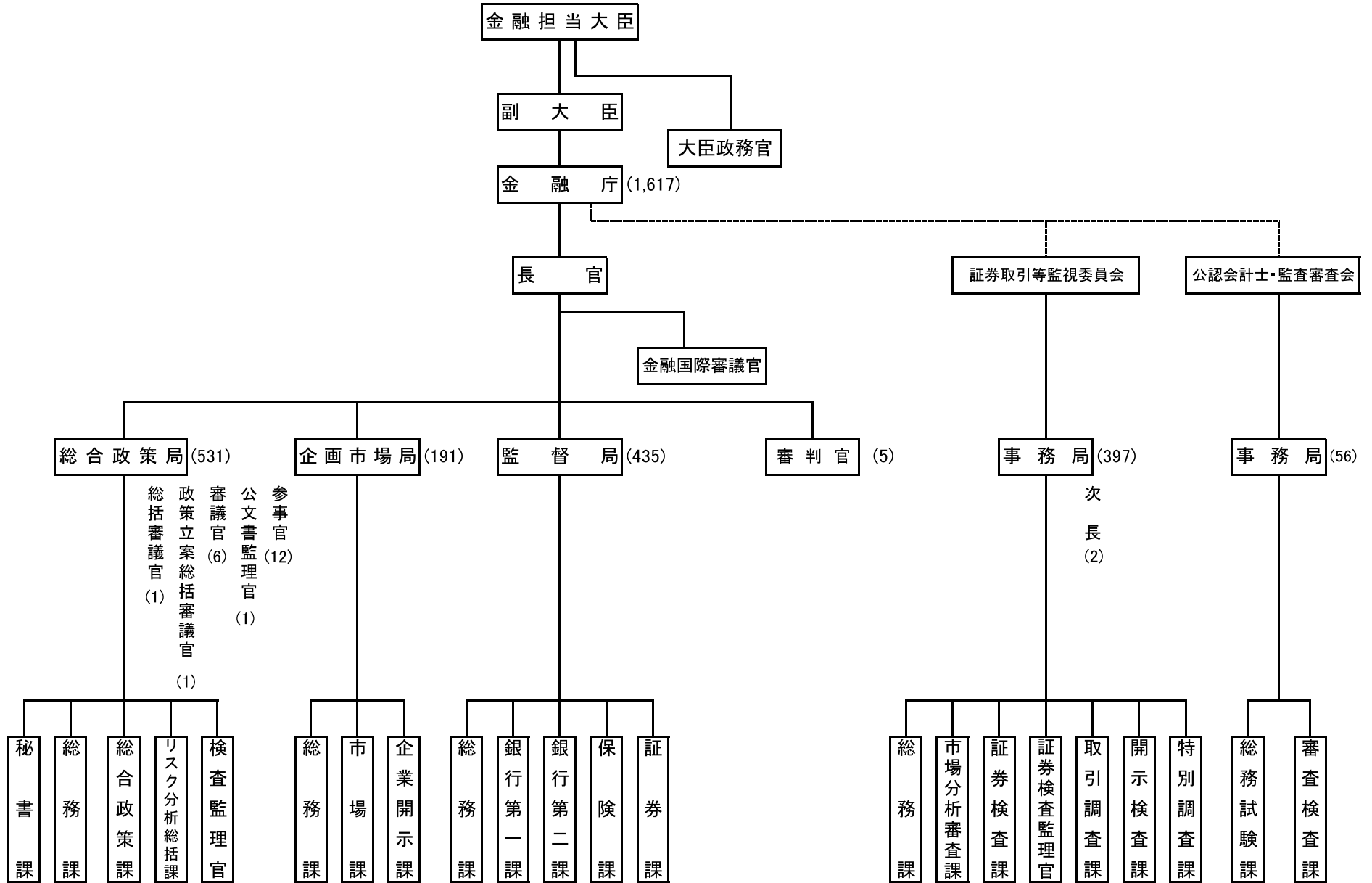
- 新型コロナウイルス感染症を克服する（3人）
  - ― 地域経済再生のための取組み等
  
- デジタル・イノベーションと利用者目線に立った金融サービスの推進（4人）
  - ― 金融サービス仲介業者の監督のための体制整備
  - ― 大手資金決済業者に対する検査・監督体制の整備
  - ― 金融デジタルイノベーションの推進のための体制整備
  
- 世界に開かれた国際金融市場を確立する（18人）
  - ― 海外事業者や高度外国人材のための環境整備
  - ― サステナブルファイナンスの推進
  - ― マネロン・テロ資金供与対策のための体制整備
  - ― 金融分野における経済安全保障体制の強化に向けた体制整備等
  
- その他（4人）

【定員の推移】

定員の推移	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
増員(A)	20	39	27	24	29
定員合理化減等(B)	▲13	▲14	▲19	▲22	▲17
純増(A-B)	7	25	8	2	12
年度末定員	1,582	1,607	1,615	1,617	1,629

# 金融庁の組織（令和3年度）

（別紙1）



※ 数字は、令和3年度末の定員。

※ 審議官のうち1人、公文書監理官、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

## 金融担当大臣

### 内閣府設置法（抜粋）

#### （特命担当大臣）

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国务大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

#### （所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 （略）

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 （略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の三 （略）

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 （略）



金融庁の各局等の所掌事務(令和3年7月)

(別紙3)

部局	課室等	所掌事務
総合政策局		総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査等
	秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営等
	管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生等
	情報化統括室	情報システムの整備及び管理等
	総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務等
	国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案等
	総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究等
	資産運用高度化室	資産運用の高度化に関する政策の企画・立案・調整等
	金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供等
	社会環境金融室	金融機関等の気候変動に係る取組等の状況の把握に関する施策の企画・立案及び持続可能な開発目標に関する事務の総括
	フィンテック室	情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画・立案等
	リスク分析総括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査等
	情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
	リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
	サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進等
	マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室	金融機関等の金融活動作業部会審査その他の資金洗浄及びテロ資金供与対策に関する事務
	検査監理官	重要な検査の実施等
企画市場局		国内金融に関する制度の企画・立案等
	総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案等
	信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案等
	保険企画室	保険に関する制度の企画・立案等
	調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査等
	市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案等
	企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分等
監督局		金融機関等の監督
	総務課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括等
	監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査等
	国際監督室	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進等
	金融会社室	貸金業を営む者の監督等
	暗号資産モニタリング室	暗号資産交換業を営む者の監督等
	信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保等
	金融サービス仲介業室	金融サービス仲介業を行う者の監督等
	銀行第一課	銀行業を営む者等の監督等
	銀行第二課	銀行業を営む者(一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等)の監督等
	地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進等
	協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督等
	保険課	保険業を行う者等の監督等
	損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者(損害保険会社、少額短期保険業者等)の監督等
	証券課	金融商品取引業者等の監督等
審判官		課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局		市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査等
	総務課	事務局の総合調整等
	情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
	市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査等
	証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め等
	証券検査監理官	重要な証券検査の実施等
	取引調査課	金融商品取引法に基づく不正事案の調査等
	開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査等
	特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査等
公認会計士・監査審査会 事務局		公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査等
	総務試験課	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施等
	審査検査課	監査法人等の監査業務に関する審査・検査等

平成30年7月10日

金融庁

### 金融庁の組織再編について

金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織を再編します。

この組織再編は、金融庁組織令の一部を改正する政令等に基づき行うものであり、7月13日に公布し、7月17日に施行する予定です。

#### <組織再編の内容>

- 「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制とする。  
(総務企画局、検査局の廃止)
- 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別機能を強化する。  
(総合政策局の新設、同局総合政策課、リスク分析総括課の新設)
- 市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。  
(企画市場局の新設)
- 金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する。(監督局)

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更は生じません。

(以上)

## 第2章 金融庁の行政運営

### 第1節 「金融行政方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を旨とするかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度からは、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」として公表した。

2021 事務年度においては、「2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」を公表し、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
2. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する
3. 金融行政をさらに進化させる

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的に実施することとしており、金融行政方針の策定にも活用している。

## I. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする

第一に、新型コロナウイルス感染症による深刻な影響を受けた経済社会を、金融機関が引き続き金融仲介機能を発揮して力強く支えぬことができるよう、行政としても万全を期す。さらに、ポストコロナの活力ある経済の実現を目指して、金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等を促していく。

- 金融機関に対して、**事業者の資金繰り支援に万全を期すよう求めていく**とともに、対応状況を確認する。企業決算・監査への対応についても、関係者間で適切な連携を図る。
- **豪雨等の自然災害の発生時**には、金融機関に対して、**きめ細かな被災者支援を行うよう促していく**。自然災害債務整理ガイドラインの活用など、自然災害やコロナの影響で債務弁済が困難となった**個人・個人事業主の生活・事業の再建支援を促す**。
- **金融機関等による事業者の経営改善・事業再生・事業転換支援等の取組みを促す**。このため、事業者支援にあたっての課題や対応策を共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」の推進、中小企業の実態を踏まえた事業再生のための私的整理ガイドラインの策定等を行う。
- **地域経済全体の活性化**に向け、地域企業のための経営人材マッチングを促進するほか、金融機関職員の地域・組織・業態を超えた事業者支援のノウハウ共有や兼業・副業の普及・促進を後押しする。
- **地域金融機関が**地域の实情等を踏まえ**持続可能なビジネスモデルを構築**するよう、対話を通じて経営改革に向けた取組みを支援していく。

## III. 金融行政をさらに進化させる

第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化等を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていく。

- 金融機関からの徴求データを企業の個社データと組み合わせた分析を実施するなど、**データ分析の高度化を推進**する。
- 金融行政各分野の**専門人材の育成**を進めるとともに、**職員の主体的な取組みを奨励**する枠組みの一層の活用、**財務局とのさらなる連携・協働、職員が能力を発揮できる環境**の実現や、**質の高いマネジメントによる組織運営**を推進する。

## II. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する

第二に、国内外の経済社会・産業をめぐる変化を成長の好機と捉え、国内外の資金の好循環を実現するとともに、金融サービスの活発な創出を可能とする金融システムを構築することにより、活力ある経済・社会構造への転換を促していく。

- **金融分野におけるデジタル・イノベーションを推進**するため、利用者保護の確保を図りつつ、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、決済インフラの高度化・効率化等を進める。
- **国際金融センターとしての地位確立**を目指し、海外金融事業者に対する登録手続きの迅速化や英語対応の強化を一層進めるほか、金融創業支援ネットワークを構築する。また、積極的なプロモーションを進める。
- **サステナブルファイナンスを推進**し、国際的な議論において主導的な役割を担う。国内外の成長資金が日本企業の脱炭素化への取組みに活用されるよう、企業開示の充実、グリーンボンド等の認証枠組みや情報プラットフォームの構築による「グリーン国際金融センター」の実現等を図る。
- **インベストメント・チェーン全体の機能向上**に向け、投資家保護にも留意しつつ、成長資金の供給を含む、市場機能向上のための制度・市場慣行の点検・見直しを行う。あわせて、コーポレートガバナンス改革を推進するとともに、会計監査を巡る諸課題を総合的に検討する。
- **利用者目線に立った金融サービスの普及**を促すため、顧客本位の業務運営についての取組状況の見える化等を進める。
- **マネロン等対策の強化**や**サイバーセキュリティの確保**のほか、**システムリスク管理態勢の強化**を促す。

## 第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

### I 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2021事務年度は8、10、1、4月）、定例的に開催している。

### II 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2021事務年度は12、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

### III 地方における業務説明会

金融庁幹部が、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2021事務年度（2021年10月～12月に実施）は、地域金融機関と、金融行政方針等の説明及び意見交換を行った。

### 第3節 組織活性化と人事

#### I 組織活性化に向けた取組み

全ての職員のやる気と能力を最大限に高め、金融庁の金融行政を担う組織としての力を高めるため、2021 事務年度においては、主に、以下のとおり取り組んだ。

##### ① 専門人材の育成

- 金融を巡る環境の変化などを踏まえて、人材育成の基礎となる専門分野を見直すとともに、各分野における知見が組織全体で共有されるような取り組みや、人材育成に関する基本方針の職員への「見える化」等を通じて、中長期的な視点からの専門人材の育成の枠組みの整備を引き続き実施。
- 意思決定の過程にデータに基づく分析を取り入れるため、分野横断的な「データサイエンス」のスキル向上を目指し、庁内のデータ分析プロジェクトへの参加者を拡大するとともに、参加者を主な対象に関連研修を実施。
- 金融機関のモニタリング業務等に従事する職員に対して、多様な実践の機会の提供、リスク管理分野におけるモニタリングや新しい業態への対応力を高める仕組みの構築を推進。

##### ② 職員の主体性・自主性の重視

- 自らの所掌にとらわれず自発的に政策提言を行う「政策オープンラボ」や、金融行政が直面している課題を研究し、論文として公表することを組織的に支援する枠組みなどが職員に積極的に活用されるための環境づくりを引き続き実施。

##### ③ 誰もが能力を発揮できる環境の実現

- テレワーク・オンライン会議等の活用による多様な働き方の実現のための環境整備を引き続き実施。
- 職員が真に注力すべき業務に集中できる環境の整備を目指し、外部委託等の効率化に適する業務の調査・整理、RPAの一層の活用、モニタリングシステムの利便性向上に向けた取り組みなど、業務の合理化・効率化を実施。
- 能力・適性に応じた人事や、庁内及び一般からの公募を推進。

##### ④ 幹部職員等のマネジメント力向上

- 幹部・課室長のマネジメント方針を職員に「見える化」し、期中での振り返りを実施。
- 現場のリーダーとしての役割が期待される職員を長とした少人数グループ編成や1 on 1 ミーティングを通じ、きめ細かい組織運営を実施。
- 幹部職員等に対し 360 度評価やマネジメント研修を実施。
- 職場環境に関する満足度調査を継続・実施し、その結果のフィードバックを実施。

##### (参考1) 職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当

局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等を行った。

また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

(出向の状況)

(単位：人)

	2021年3月1日現在	2022年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	28	24
民間企業等	15	16
地方自治体	5	4
大学教授	3	3
計	51	47

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2020年度	2021年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	10	10
海外大学・大学院（法科、MBA等）	15	17
計	25	27

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2021年3月1日現在	2022年3月1日現在
弁護士	40	40
公認会計士	71	72
不動産鑑定士	5	3
アクチュアリー	9	9
研究者	1	1
情報処理技術者	40	43
金融実務経験者	232	224
計	398	392

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施した「令和3年度ワークライフバランス職場表彰」において、業務の効率化や職場環境の改善に向けた優れた取り組みとして、金融庁から、「内閣

官房内閣人事局長表彰」1件、「業務見直し特別賞」1件が選定された。

## II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2021年12月）。
- ② 全職員に対し、倫理監督官（長官）から倫理保持に関する周知を行った（2021年12月）。
- ③ 全職員を対象に、服務・倫理研修を実施した（年5回のうちいずれかを受講）。

(2021 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1 件	3 件

## III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

当窓口寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2021 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは3件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2021 事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは9件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2022年6月30日現在）

室長	田中 豊	(総合政策局参事)
	長尾 洋子	(審判官)
	小林 弘幸	(総合政策局リスク分析総括課)
	井口 大輔	(総合政策局リスク分析総括課)
	岡崎 頌央	(総合政策局リスク分析総括課)
	牧野 史晃	(企画市場局市場課)
	牧野 一成	(企画市場局企業開示課)
	図師 康之	(監督局総務課)
	安田 栄哲	(監督局保険課)



富永 喜太郎 (監督局証券課)  
顧問 久保利 英明 (総合政策局参事)

## 第4節 研究

### I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更した。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究の成果が還元・共有されるよう努めている。また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる様々な場を設け、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。2020年4月1日には吉野直行慶應義塾大学名誉教授を金融研究センター長として迎え、こうしたアカデミアとの連携強化を更に加速させている。

### II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局からの要望等に基づき、金融行政における重要な課題等に関する調査・研究・分析を行っている。2021事務年度においては、「地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化」、「金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察」、「金融リテラシーと家計の消費行動：新型コロナウイルス感染拡大下の実証分析」など、幅広いテーマについて調査・研究を実施した。それぞれの調査研究の成果については、計5本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）としてまとめ、ウェブサイト上で公表した。（別紙1参照）

また、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表及び検討を行う研究成果報告会を開催し、職員に研究の成果を還元・共有した。

なお、2021事務年度末時点においては、計3本の調査研究を継続して行っている。（研究官・専門研究員及び特別研究員一覧については別紙2参照）

### III 産・官・学の連携強化

#### 1. アカデミアとの連携強化

金融行政上の重要な諸課題について、行政面のみならず学術面においても有用な研究成果を得ることを目的として、大学等の研究者と金融庁の職員が協働して行政データ等を活用した研究を行った。

2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催（別紙3参照）

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として、研究会「金融経済学勉強会」を計7回開催した。

3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチオン）」の開催（別紙4参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等に関する研究・実務の最前線の内容をテーマとしたカジュアルな勉強会「昼休み講演会（ランチオン）」を、計18回開催した。

## 2021事務年度に公表したディスカッションペーパー（注）

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
2022年4月	山口 智弘 山下 美咲 吉野 直行	証券会社の行動と投資家効用及び経済成長
2022年4月	鶴田 大輔	金融機関と借り手企業のマッチデータを用いた地域貸出市場の実証分析
2022年4月	浅井 義裕	地域金融機関の外部環境の分析に係る研究と手法の標準化
2022年7月	十川 基	金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察
2022年7月	関田 静香	金融リテラシーと家計の消費行動：新型コロナウイルス感染拡大下の実証分析

（注）公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。

## 研究官・専門研究員及び特別研究員一覧

(2022年7月1日時点)

研究プロジェクト	氏名
研究官 (国家公務員 常勤職員)	金融機関における戦略的なサイバーセキュリティ対策の計画立案・推進に関する考察 十川 基
	ESG/SDGsに対するスコアの評価や情報開示との関係性、投資パフォーマンスとの関係 湯山 智教
専門研究員 (国家公務員 非常勤職員)	新型コロナウイルス事態下における家計・個人の金融行動等の分析 関田 静香
	我が国における気候関連リスクによる住宅ローン市場への影響分析 岡崎 貫治
特別研究員 (非国家公務員 ・委嘱)	事業全体を対象とする担保制度とその運用状況の国際比較・分析、及び「事業成長担保権（仮称）」の実行手続や倒産法上の取扱いの精緻化 安永 祐司

## 2021 事務年度 金融経済学勉強会

日時	講師	テーマ
2021 年 7月27日	榎本 雄一郎 (監督局銀行第一課銀行監督管理官、外国証券等モニタリング室室長 等)	「本邦の金融システム設計：安定と発展の視点からの経済史的整理」
8月31日	蓮池 隆 (早稲田大学創造理工学部経営システム工学科教授)	「数的情報や言語情報を主としたビッグデータ解析」
10月27日	鶴田 大輔 (日本大学経済学部教授)	「公的信用保証制度を利用した中小企業に対する越境融資」
11月29日	大山 篤之 (証券取引等監視委員会事務局市場分析審査課 証券取引審査官)	「高速取引行為の特性分析」
12月24日	村上 佳世 (神戸大学社会システムイノベーションセンター特命講師)	「消費者目線で経済政策を考える」
2022 年 4月13日	富田 基史 氏(一般財団法人電力中央研究所サステナブルシステム研究本部主任研究員)	「気候変動に関するリスク分析と NGFS の共通シナリオ」
6月29日	吉野 直行 氏(金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学名誉教授)	「環境金融分析モデルの特徴とその課題」

## 2021 事務年度 昼休み講演会(ランチョン)

日時	講師	テーマ
2021 年 7月30日	猪瀬 淳也 (三菱総合研究所金融 DX 本部シニア コンサルタント)	「マクロ経済の視点から見た我が国金融分野の方向性」
8月6日	上原 玄之 (Symphony アジアパシフィック地域戦 略・企画統括部長)	「金融の業務と対話の高度化を進めるプラットフォームの可能性」
8月27日	島津 敦好 (株式会社カウリス代表取締役 CEO)	「最近の不正送金の動向と、カウリスが目指す金融機関のマネーロンダリング対策底上げに関する取組み」
9月30日	石神 駿一 (Learning for All コミュニティ推進 事業部 事業部長)	「日本の「子どもの貧困」と本質的な解決について」
10月15日	佐藤 裕司 (株式会社野村総合研究所 上席システ ムエンジニア) 渡辺 翔太 (株式会社野村総合研究所 主任コンサル タント) 藤井 秀之 (NRI セキュアテクノロジーズ株式会 社主任セキュリティコンサルタント)	「デジタルアイデンティティの金融セクタにおける活用可能性と課題、その解決策—『ブロックチェーン技術等を用いたデジタルアイデンティティの活用に関する研究』を中心に—」
10月28日	野崎 陽光 (監督局銀行第一課課長補佐 兼 RRP 室 課長補佐)	「銀行破綻！潰れる準備と潰さない準備 -預金保険法制定から TLAC までの道のりと悩み、RRP とは?—」
11月16日	五十嵐 剛志 (インパクト加重会計イニシアチブ Japan 共同創設者 (公認会計士))	「インパクト加重会計の概要と展望」
2022 年 1月21日	大原 啓一 (株式会社日本資産運用基盤グループ 代表取締役社長)	「日本版 TAMP としての資産運用関連事業支援の取組み」
2月4日	高橋 沙織 (総合政策局総務課国際室 課長補佐)	「生物多様性と金融 ~The Network of Central Banks and Supervisors for Greening the Financial System (NGFS) での議論の動向~」
2月25日	田内 学 (お金のむこう研究所代表、「お金のむ こうに人がいる」著者)	「お金のむこうに人がいる -財布の中のお金だけでなく財布の外の社会を見つめる金融教育-

3月4日	藤井 達人 (日本マイクロソフト株式会社 業務執行役員金融イノベーション本部長)	「Microsoft のサステナビリティ取組み/グリーンフ ィンテックの潮流」
3月30日	渡邊 純子 (西村あさひ法律事務所 弁護士/国際 労働機関 (ILO) コンサルタント)	「サステナブルファイナンスと人権」
4月28日	小澤 裕史 (在中華人民共和国日本国大使館経済 部一等書記官)	「中国のグリーンファイナンス政策の現状と課題」
5月10日	小室 淑恵 (株式会社ワーク・ライフバランス代表 取締役社長)	「霞が関からの「働き方改革 2.0」へ向けて」
5月25日	山本 智太郎 (株式会社QUICK 資産運用研究所 主席 研究員)	「日米投資信託の残高格差を販売・企画の現場から見 る」
6月6日	櫻井 正明 (株式会社クニエ プリンシパル)	「分散型金融システムのトラストチェーンにおける技 術リスク」

※上記の他、講師の希望により講師氏名、テーマを非公表としたものが2回あり。



## 第5節 研修

### I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

### II 2021 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2021 事務年度の主な取組みとしては、自宅等で研修を受講できるよう、引き続き、研修のリモート化又はオンデマンド化を促進した。また、業務との関連性等を重視し、以下のような研修を行った。

#### 1. 新規採用職員研修

2020 事務年度に引き続き、入庁直後に全ての研修を実施するのではなく、配属後の業務の合間（週1回）に実施する形式とし、実際に業務を経験しながら研修に参加させることで、より実践的な知識の獲得を図った。

また、最近のトピックス（金融リテラシー、DX、プログラミング、SDGs等）を積極的に取り上げるとともに、文書作成・プレゼンテーション・グループディスカッションの時間を多く取ることで研修生の積極的な学びを促した。

さらに、新規採用職員の採用区分ごとの知識・経験の差に対応する観点から、一般職（高卒区分）の採用職員に対する研修の充実を図った。

#### 2. 英語研修

職員の英語能力の向上を目的として、英会話を中心としたオンデマンド型の研修や金融関係国際機関のレポートを教材とした英語リーディング研修、また、英文メールの作成に特化した英語ライティング研修等、業務内容に沿った複数の英語研修を実施した。

#### 3. VBA研修

コロナ渦で中止していたExcel技能の研修について、感染症対策を講じて再開し、金融機関からの提出データの集約の効率化等データ活用の推進や分析力向上を目的として、VBA研修を実施した。

## 2021事務年度（2021年7月～2022年6月）の研修実施状況

区分	研修名	目的	対象者	実施月
必修 研修	必修研修	金融庁職員として認識、理解しておくべき制度や基本的事項、また足下の行政課題や環境変化に係る知識の付与。	全職員	8月～9月
	転入職員研修	金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項に係る知識の付与。	転入職員、中途採用職員等	随時
階 層 別 研 修 等	ハラスメント研修	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどハラスメント全般を防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解を促す。	個室幹部及び管理・監督者	10月
	幹部候補育成課程職員向け研修	将来幹部としての職を担っていくために必要な素養となるリーダーシップ及びマネジメントに関する知識の付与。	幹部候補育成課程対象者	3月
	シニア職員向け研修	再就職規制や再任用制度、定年延長制度、後進育成やノウハウの継承に必要な知識・技術等の付与、及びシニア期の働き方を考え、自己変容を促す。	55歳以上の職員（希望者）	3月
	新規採用職員研修	国家公務員としての常識・心構え（ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等）、基礎的な思考力（ロジカル・クリティカルシンキング）、スキル（PCスキル、説明力、対話力、ライティング力等）、基本的な業務知識（金融・経済知識、法体系、テクノロジー等）の習得。	令和4年度新規採用職員	4月～6月
	新規採用職員フォローアップ研修	入庁後半年経過を目的として、業務経験の振り返り（日頃抱えている悩みや不安、共有すべき実践知など）を対話的手法により深掘りして、自己認知の向上や対話力の向上を図る。 上記に加えて、通信研修として簿記研修を実施。	令和3年度新規採用職員	12月～1月
	1on1ミーティング研修	少人数グループにおいて実施する1on1ミーティングに必要な技術の付与。	少人数グループリーダー及びグループメンバー	9月
	役職別研修（課長補佐）	課長補佐相当職に求められるマネジメント、課題解決、コミュニケーション等のスキルを獲得する。	令和3年事務年度に課長補佐級に昇格した職員等	1月～2月
	役職別研修（係長）	係長相当職に求められる課題解決、コミュニケーション、マネジメント等のスキルを獲得する。	令和3年事務年度に係長級に昇格した職員等	2月～3月
	国会連絡室研修	係長相当職昇任前の総合職員に対して、国会連絡室の業務を経験する機会を付与する。	総合職2年目の職員	1月～6月
一 般 研 修	英語リーディング研修	英文のリーディング手法を理解し、英文を速く、的確に理解する能力の向上を図る。	全職員（希望者）	10月～12月
	英語ライティング研修	英文メール作成のポイントを理解し、英文メールを作成できるようライティング能力の向上を図る。	全職員（希望者）	8月～9月
	英語力育成研修	オンラインでのマンツーマン英会話レッスン等により、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上を図る。	一定要件に該当する職員（※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員）	9月～3月
	国際交渉人材養成研修（International Leadership）	テーマ毎のワークショップ形式により、国際会議（マルチ）・ミーティング等で効果的に主張できるようになるための、実践的なノウハウ・スキル等の付与を主目的とし、国際的なリーダーシップについても学ぶ。	国際会議に出席する職員	1月～3月
	国際交渉人材養成研修（International Leadershipの個別コーチング）	事例等に基づいた英語での1対1による対話形式により、国際交渉技術のレベルアップ及び国際リーダーシップの発揮能力全般（communication やリーダーシップ含）の養成。	国際会議に出席する職員	4月～5月
	中国語研修	マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要となる中国語に関する語学力の維持・向上を図る。	一定要件に該当する職員（※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員）	9月期・1月期・4月期
研 修 等	ITパスポート研修	基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識の習得。	システム担当者及びその他職員（希望者）	10月～3月
	情報セキュリティマネジメント研修	情報セキュリティマネジメント試験（国家試験）相当の知識の付与。	全職員（希望者）	12月～3月
	VBA研修	基本的なマクロ・VBA操作に関する知識及び技術の付与。	データ分析プロジェクト参加者	2月～3月
修 等	会計実務研修	会計制度に関する基礎及び専門的な知識の付与。	会計制度にかかる専門的な知識やノウハウを必要とする業務を担当する職員等	2月
	総務	総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等の手続きに関する知識の付与。	総務、経理事務の担当職員	8月
	メンタルヘルス	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与。	専門相談員	11月

区分	研修名	目的	対象者	実施月
業務部門	モニタリング研修（内製動画型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等に対する預取・保険業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	通年
	モニタリング研修（オンライン双方向型）	講師からの解説に加え、質疑応答による双方向の議論を行うことで、預取・保険業務に関するモニタリングに必要な知識・スキル及び対話力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	夏期：7月・8月 冬期：1月
	モニタリング研修（夏期／オンラインワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	8月
	モニタリング研修（冬期／オンラインワークショップ型）	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等を階層別に分けて、各レベルに応じた預取業務に関するモニタリング能力の向上。	総合政策局リスク分析総括課及び監督局（証券課除く）の職員等でモニタリング業務に携わる検査・監督部門の職員	1月
	モニタリング研修（資金決済業・暗号資産業・貸金業コース）	資金決済業者（前払式支払手段発行者、資金移動業者及び仮想通貨交換業者）及び貸金業者等に係る金融モニタリングに必要な基礎及び専門的知識、スキルの付与。	モニタリング業務（資金決済業者、暗号資産業者、貸金業者）担当者及び都道府県の貸金業担当者	9月～11月
企画部門	企画系統研修	企画部門の職員としての必要な知識の付与。	企画部門職員	8月
	開示審査基礎研修	企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識の付与。	新任の開示審査業務担当職員	7月
	開示審査実務研修	企業内容の開示審査業務に関する専門的な知識の付与。	経歴年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
監視部門	市場監視基礎研修	市場監視業務に関する基礎的知識の付与。	新任の市場監視担当職員	7月
	市場監視実務研修	市場監視業務に関する専門的知識の付与。	市場監視担当職員	7月
	市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的知識の付与。	市場監視担当職員	1月
	取引審査基礎研修	取引審査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引審査官	8月
	取引審査実務研修	取引審査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引審査官	1月
	モニタリング基礎研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券モニタリング業務担当職員	7月
	モニタリング実務研修（証券コース）	証券モニタリング業務に関する専門的知識の付与。	証券モニタリング業務担当職員	7月
	取引調査基礎研修	取引調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
	取引調査実務研修	取引調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
	国際取引等調査基礎研修	国際取引等調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
	国際取引等調査実務研修	国際取引等調査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：1月
	開示検査基礎研修	開示検査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券調査官	8月
	開示検査実務研修	開示検査業務に関する専門的知識の付与。	証券調査官	夏期：8月 冬期：12月
	犯則調査基礎研修	犯則調査業務に関する基礎的知識の付与。	新任の証券取引特別調査官	8月
	犯則調査実務研修	犯則調査業務に関する専門的知識の付与。	証券取引特別調査官	夏期：8月 冬期：1月
	士公認等 門検査 査計	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的知識の付与。	公認会計士・監査審査会職員等
通信研修	【主な開催講座】 ・証券アナリスト ・簿記検定3級・2級・1級・全経上級 ・BATIC（国際会計検定）対策 ・証券外務員試験対策 ・FP技能検定3級・2級・1級 ・公認内部監査人試験対策 ・金融人材・企業経営アドバイザー対策講座 ・相続検定2級 ・年金検定2級 ・TOEIC L&R TEST対策（500、650、750、900点） ・基本情報技術者・応用情報技術者	左記研修レベル相当の知識の付与。	全職員（希望者） ※研修生実費負担	9月期
	米国証券アナリスト（CFA）	CFA（Chartered Financial Analyst）資格の取得。	全職員（希望者） ※研修生実費負担	5月受検・12月受検

## 第6節 デジタル・ガバメントへの取組み

### I 概要

政府全体において、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指し、デジタル・ガバメントの推進に取り組んでいる。

2021年9月にデジタル庁が発足し、同年12月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月改定）においては、

- ・ 全ての情報システムについて、予算要求前から執行までの各段階における一元的なプロジェクト監理の実施
- ・ 業務改革（BPR）・システム改革の推進等について留意した情報システムの整備・管理
- ・ 行政手続のオンライン化、オンライン利用率を大胆に引き上げる取組み及びキャッシュレス化の推進
- ・ ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換に関するデジタル技術の活用（テレワーク推進等）及びデジタル人材の確保・育成

等が示されている。

なお、同計画に基づき、新たな中長期計画の策定に向け、取組みを進めている。

当庁においては、デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者及び専門的な知識を有するデジタル統括アドバイザー等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括の下、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（2020年3月策定）に基づき、デジタル・ガバメントの実現に向けた以下の取組みを推進している。

- （1）利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化
- （2）デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備
- （3）価値を生み出すITガバナンス
- （4）業務におけるデジタル技術の活用

### II 取組実績

2021事務年度、金融庁においてデジタル・ガバメントの実現のために以下の取組みを行った。

#### 1. 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

行政機関から金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化に向けて、「金融機関×行政機関の情報連携検討会」（事務局：デジタル庁、金融庁）による「課題検討ワーキング・グループにおける検討結果」（2021年6月公表）を踏まえ、事務局として、行政機関及び金融機関に対しフォローアップを行った。また、同検討会の構成員として、証券取引等監視委員会にお

いて、令和4年1月～3月に民間事業者が提供するサービスの実証実験を実施し、結果を取りまとめ、金融機関や民間事業者等にフィードバックを行った。

また、金融庁の行政手続のデジタル化に関し、金融庁電子申請・届出システムで受け付ける申請・届出等について、2022年度下期の運用開始を目指して、手数料等の電子納付の利用拡大に向けたシステム整備等の行政サービス向上に資する取組みを進めた。

## 2. デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

重要プロジェクトである「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」、「金融庁業務支援統合システム」及び「金融庁電子申請・届出システム」について、クラウド・バイ・デフォルト原則に基づき、クラウドサービスの利用を前提とした検討及びシステム整備を進めた。

また、情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、計画的に対策を実施することが必要である。当庁では、金融庁情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という）に基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、2021事務年度では以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

- ・ 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が、クラウドサービスの利用拡大を見据えた対策、多様な働き方を前提とした対策などの観点を取り込まれた「令和3年度版」へ改定されたことに伴い、ポリシー及び実施手順の改訂を実施
- ・ 政府情報システムのための評価制度（ISMAP）の本格運用開始に伴い、システムリスク評価基準の再整備、セキュリティ体制強化など、クラウドサービス利用拡大に対するガバナンス強化策を実施
- ・ 外部の第三者による情報セキュリティ監査を実施したほか、内閣サイバーセキュリティセンター（以下「NISC」という）が実施するペネトレーションテストの活用を通じたセキュリティ対策の実効性の確認
- ・ 情報セキュリティ監査結果や複雑化・巧妙化するサイバー攻撃を踏まえた技術的な対策の多重化・多層化の取組みを継続するとともに、IT資産の適切な管理や速やかなパッチ適用等の基本動作を確実に実施するサイバーハイジーンの徹底
- ・ NISC等が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練、研修プログラムへの参加及びインシデント対応訓練の内製化による継続的な教育を通じ、インシデント対応能力向上策を実施
- ・ 全職員を対象とした情報セキュリティに関する研修（情報セキュリティ研修、標的型攻撃メール対処訓練、ポリシー及び規則等の運用の徹底を図る情報セキュリティ自己点検）の実施

### 3. 価値を生み出すITガバナンス

政府全体において、情報システム整備方針等に基づいているかという観点から、全ての情報システムを対象とする一元的なプロジェクト監理を実施しているところ。当庁においても、デジタル統括アドバイザーやデジタル庁等による助言を踏まえ、財源や人材等のリソースを適切に配分しつつ、デジタル・ガバメントの推進に関する取組みを当庁として一体的に推進していくために、金融庁PMOによる適切なITガバナンスのもと、IT戦略の企画・立案・調達支援・監査等を着実に実施した。

また、情報システムの調達に当たっては、金融庁PMOが、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証するとともに、政府調達に該当する情報システム調達案件においては、金融庁デジタル統括責任者、副デジタル統括責任者、各局総務課長及びデジタル統括アドバイザー等をメンバーとする「金融庁情報システム調達会議」で、調達の適切性等に関して審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んだ。

併せて、こうした取組みを支えるデジタル人材の着実な確保・育成を図るため、「政府機関におけるデジタル改革に必要なIT・セキュリティ知識を有する人材の確保・育成総合強化方針」（2021年7月策定）及び「金融庁デジタル人材確保・育成計画」（2021年8月改訂）に基づき、外部からのデジタル人材の採用、庁内職員向け（管理職向け・全職員向け）DX研修の開催、国内外の大学院及び民間企業への派遣等の取組みを実施した。

### 4. 業務におけるデジタル技術の活用

当庁における効率的かつ効果的な業務運営を推進する観点から、金融庁LANにおいて2021年10月に小型軽量化PCの配布を完了させるなど、働き方改革やペーパーレス化に資するインフラを整備するとともに、テレワークや外部とのオンライン会議等の積極的な活用を継続し定着を図るなどの取組みを進めた。

また、AI等による業務の効率化・高度化を図る観点から、市場監視業務における金融機関提出資料の入力業務効率化のための「AI-OCR」、金融分野の文章の翻訳に特化した「高精度AI翻訳システム」、金融行政・金融サービスに関する一般的、定型的な問合せについて自動で応答する「AIチャットボット」などの検討及び整備を進めた。

さらに、テレワーク下でもRPA（Robotic Process Automation）を利用できる環境を整備し、既存17業務の維持保守にくわえ、新たに8案件を自動化した。

## 第7節 報道・広報

### I 報道対応

#### 1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後等を実施している大臣記者会見（103回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（43回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：686件）。

### II 広報活動（英語による行政対応・発信力強化に向けた取組みは、後掲「第1部第2章第16節」を、新型コロナウイルス感染症を踏まえた広報活動の強化は、後掲「第2部第6章第7節」を参照）

#### 1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2021事務年度は、2022年4月から成年年齢が引下げられたことに伴い、若年者が過度な借入により、過大な債務を負うことがないように特設ページを作成し、注意喚起を行ったほか、金融経済教育の推進の一環として、株式会社文響社が出版する「うんこドリル」と提携し、お金について楽しく学べる「うんこお金ドリル」及び「新成人向けうんこクイズ」を金融庁ウェブサイト等に掲載した。

また、タイムリーかつより幅広い層へ情報発信を行う観点から、ウェブサイトだけでなく、ビジネス特化型のSNSであるLinkedInを開設し英語での情報発信を開始したほか、金融庁の公式YouTubeチャンネルにおいて、高校生向けに金融リテラシーを学べる授業動画や、投資初心者に向けて「つみたてNISA」の始め方や投資信託を選ぶポイントをまとめた動画を公開した。

#### 2. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めた。

【2021 事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 18 歳、19 歳のあなたに伝えたい！！～成年年齢引下げを踏まえて～
2. 小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル」×新成人向けコンテンツ「うんこクイズ」

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（2022 年 6 月 30 日時点）

1. ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた対応について
2. 「拠点開設サポートオフィス」について
3. イノベーション促進に向けた金融庁の取組みについて
4. 商品の買取りをうたって高額な違約金を請求する悪質な業者にご注意ください！～いわゆる「先払い買取」現金化に要注意～
5. 暗号資産に関するトラブルにご注意ください！
6. 公的保険制度を解説するポータルサイトの開設について
7. 顧客本位の業務運営に関する情報を更新しました。
8. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
9. 災害関連情報（被災者支援）について
10. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
11. 講演等
12. 国会提出法案等
13. 事業者支援ノウハウ共有サイト新たな参加機関・職員の募集等について
14. レバレッジ型・インバース型 ETF 等への投資にあたってご注意ください（PDF）
15. 新型コロナウイルスに乗じた犯罪等にご注意ください！
16. 身に覚えのないキャッシュレス決済サービスを通じた銀行口座からの不正な出金にご注意ください！
17. ファクタリングに関する注意喚起
18. バイナリーオプション取引にあたってご注意ください！
19. SNS 等を利用した「個人間融資」にご注意ください！
20. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
21. 暗号資産に関する情報について
22. LIBOR の恒久的な公表停止に備えた対応について
23. ソーシャルレンディングへの投資について
24. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
25. FinTech サポートデスクについて
26. 貸付自粛制度について
27. 金融庁職員も現場で一緒に考えます「地域課題解決支援チーム」
28. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版ステewardシップ・コード」の改訂



## 2021事務年度政府広報等実績(2021. 7. 1~2022. 6. 30)

	媒体(広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	『宇賀なつみのそこ教えて!』中の番組冒頭お知らせコーナー『聞いてナッ得!』 (2021年9月3日放送)	生命保険の契約照会制度
	定時番組	「サキドリ情報便!」 (2022年5月20日放送)	成年年齢下げを踏まえたヤミ金融への注意喚起(SNS個人間融資、給与ファクタリング、後払い(ツケ払い)現金化)
ラジオ	政府広報ラジオ番組	青木源太・足立梨花 Sunday Collection (2021年8月22日放送)	新型コロナに便乗したヤミ金融への注意喚起
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット(60秒) (2022年3月13日放送)	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご協力をお願い
	政府広報ラジオ番組	ラジオスポット(60秒) (2022年6月12日放送)	休眠預金の活用について
出版物	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.80 (2021年9月発行)	多重債務相談強化キャンペーン2021
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.84 (2022年3月発行)	暗号資産に関する勧誘等の注意喚起
	定期刊行物	音声広報CD「明日への声」vol.85 (2022年5月発行)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
新聞	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2021年6月28日~7月4日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2021年9月6日~9月12日)	生命保険の契約照会制度
	中央5紙、ブロック3紙、地方65紙	突出し (2022年4月18日~4月24日)	中小企業の事業再生等ガイドライン
インターネット	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (2021年9月6日~9月12日)	生命保険の契約照会制度
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (2021年9月27日~10月3日)	多重債務相談強化キャンペーン2021
	インターネットテキスト広告	グノシー (2021年10月25日~10月31日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (2021年12月6日~12月12日)	生命保険の契約照会制度
	インターネットテキスト広告	朝日新聞デジタル (2022年1月3日~1月9日)	新たな手口のヤミ金融
	インターネットテキスト広告	読売新聞オンライン (2022年1月10日~1月16日)	休眠預金の活用
	インターネットテキスト広告	グノシー (2022年2月28日~3月6日)	生命保険の契約照会制度
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年7月12日~7月18日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年8月2日~8月8日)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者への資金繰り支援
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年8月9日~8月15日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続きについて
スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年9月20日~9月26日)	新型コロナウイルス感染症の影響に係る事業者への資金繰り支援	

	媒体（広報実施時期）		テーマ
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年10月11日～10月17日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2021年12月27日～2022年1月2日)	休眠預金の活用
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2022年1月17日～1月23日)	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2022年1月24日～1月30日)	新たな手口のヤミ金融
	スマートフォン版 Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (2022年2月14日～2月20日)	生命保険の契約照会制度
その他	政府広報オンライン お役立ち動画	2020年12月から掲載	コロナ禍で広がるヤミ金融に注意！ 「給与ファクタリング」「#個人間融資」
	政府広報オンライン お役立ち動画	2021年9月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2010年7月から掲載（2013年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2011年7月から掲載（2013年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2011年8月から掲載（2022年3月2日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年6月から掲載（2021年12月14日更新）	資産づくりの第一歩に、投資優遇制度「NISA（ニーサ）」があります。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2013年9月から掲載（2020年8月6日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2014年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年3月から掲載（2018年4月27日更新）	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2015年10月から掲載（2016年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2016年7月から掲載（2021年2月17日更新）	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害債務整理ガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2018年1月から掲載	少額から手軽にできる資産づくり「つみたてNISA（ニーサ）」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2020年12月から掲載	キャッシングやローン返済でお困りの方へ 借金問題は解決できます。まずは相談を！
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年4月から掲載	新たな手口のヤミ金融に注意！ 「#個人間融資」「給与ファクタリング」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年9月から掲載	「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2021年12月から掲載	生命保険の契約照会制度
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年2月から掲載	暗号資産に関する勧誘等の注意喚起
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	2022年3月から掲載	マネロン対策について、国民の皆様へのご理解ご協力をお願い

## 第8節 情報公開等

### I 開示請求の動向

#### 1. 行政文書の開示

##### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2021年度の開示請求の受付件数は147件となっている。

##### (2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 金融機関等所管する法人に関する文書
- ② 法令や内部規則等に関する文書
- ③ 行政処分等に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2021年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	10	142	19	46	65	35	3	12
証券取引等 監視委員会	2	5	0	2	2	2	1	2
公認会計士・ 監査審査会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	12	147	19	48	67	37	4	14

（注1）本表は、2021年4月から2022年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2022年度における6月末までの開示請求の受付件数は42件である。

##### (3) 不服申立等

2021年度における不服申立受理件数は7件、前年度繰越分は9件となっており、これらのうち8件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2021年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は8件であり、うち7件について同年度中に裁決・決定を行っている。

## 2. 行政機関の保有する個人情報の開示

### (1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2021年度の開示請求の受付件数は2,277件となっている。

### (2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 金融機関への相談に関する保有個人情報

開示請求の受付及び処理状況（2021年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等			不開 示決 定	請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定					
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	2	25	1	8	9	4	0	0
証券取引等 監視委員会	1	2	0	3	3	0	0	0
公認会計士・ 監査審査会	83	2,250	2,324	0	2,324	1	7	1
合 計	86	2,277	2,325	11	2,336	5	7	1

(注1) 本表は、2021年4月から2022年3月末までの計数を取りまとめたものである。  
行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 2022年度における6月末の開示請求の受付件数は42件である。

### (3) 不服申立等

2021年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は3件、前年度繰越分は0件となっており、これらのうち、2件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2021年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は0件である。

## II 文書管理等の状況

### 1. 内部管理体制

#### (1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計2回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2021年10月～11月に自主点検を実施。  
また、自主点検後、2021年12月～2022年2月において監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2021事務年度（2021年7月～2022年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が5件発生した。（行政文書の紛失、メールの誤送信など）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼し、対応いただいている。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 再発防止策

発生原因を踏まえた上で、主に以下の再発防止策を講じている。

- ① 行政文書の入手方法や管理方法等を改めて確認のうえ、必要な見直しを行うよう職員に周知。
- ② 職務の性質上、デジタル化が差し支えない資料についてはデジタル化することを徹底。
- ③ メール of 外部送信時には、送信者による送付先、メールの内容、添付ファイル等の確認することを徹底。

## 第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績（2021年7月～2022年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	4回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	暗号資産交換業
1回	4回	2回	2回

## 第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

## 意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2021事務年度(2021年7月～2022年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R4.6.30	「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.8.1
R4.6.22	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.7.22
R4.6.7	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)等の公表について	R4.7.7
R4.6.7	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正案の公表について	R4.7.7
R4.5.30	「ソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例(案)」の公表について	R4.6.29
R4.5.13	証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第二条第一項第三号等の規定に基づき情報及び方法を指定する件(案)の公表について	R4.6.13
R4.5.13	「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う金融庁関係政令の整備に関する政令(案)」等に対する意見募集について	R4.6.12
R4.4.28	「銀行法施行令等の一部を改正する政令(案)」及び「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.5.30
R4.4.28	「高速取引行為となる情報の伝達先を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R4.5.29
R4.4.28	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.5.30
R4.4.27	「保険業法施行規則第七十条第四項等の規定に基づき、損害保険会社等の責任準備金の額の計算に用いる金額等を定める件等の一部改正(案)」の公表について	R4.5.27
R4.4.27	「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」及び「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第三条の二第四号及び第七条の二第四号の規定に基づき、その他やむを得ない理由として金融庁長官が定めるものを次のように定める件」の一部改正(案)の公表について	R4.5.30
R4.4.25	「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方(案)」への意見募集(5月26日まで)について	R4.5.26
R4.4.22	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R4.5.23
R4.4.15	「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R4.5.15
R4.4.12	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R4.5.12
R4.4.1	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.5.1
R4.2.22	「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.3.24
R4.2.22	「金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十二条第一項に規定する金融商品取引業協会の規則等を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R4.3.24
R4.2.18	「保険会社向けの総合的な監督指針(別冊)(少額短期保険業者向けの監督指針)の一部改正(案)の公表について	R4.3.21
R4.2.16	「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」の改正(案)の公表について	R4.3.18



公表日	案件名	締切日
R4.2.14	「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.3.15
R4.1.28	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R4.2.26
R4.1.27	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.2.3
R4.1.21	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	R4.2.21
R4.1.21	「特定目的会社の監査に関する規則及び投資法人の会計監査に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」及び「貸金業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R4.2.20
R4.1.18	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.2.17
R3.12.24	「金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.1.23
R3.12.24	「レバレッジ比率規制に関する告示の一部改正(案)」等の公表等について	R4.1.24
R3.12.22	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」の一部改正(案)に対する意見募集について	R4.1.21
R3.12.17	「信用金庫法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R4.1.16
R3.10.29	レバレッジ比率規制に係る告示の一部改正(案)等の公表について	R3.11.29
R3.10.29	「令和3年度金融庁政策評価実施計画」等の策定について	R3.11.29
R3.10.26	「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第六条第一項第四号の規定に基づき認可金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	R3.11.25
R3.10.15	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.11.16
R3.10.11	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.11.10
R3.10.7	「口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	R3.11.7
R3.9.28	自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)における信用リスク、CVAリスク及びマーケット・リスクに係る告示の一部改正(案)等の公表について	R3.10.29
R3.9.17	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」、「金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.10.18
R3.9.17	「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第三十六条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令」及び「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令」の一部改正(案)の公表について	R3.10.18
R3.9.8	LIBORの恒久的な公表停止に伴う「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件」等の一部改正(案)の公表について	R3.10.8

公表日	案件名	締切日
R3.9.2	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」及び「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令の一部を改正する命令(案)」の公表について	R3.10.1
R3.9.1	「資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の五第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する規則を定める件(案)」の公表について	R3.10.1
R3.8.27	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	R3.9.27
R3.8.27	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R3.9.27
R3.8.6	令和3年銀行法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について	R3.9.6
R3.7.8	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R3.8.9
R3.7.7	「ソーシャルボンドガイドライン(案)」の公表について	R3.8.10
R3.7.7	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R3.8.6

## 第11節 金融行政アドバイザー制度

### I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

（参考）金融行政アドバイザーの委嘱状況（2022年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計38名。内訳は次のとおり。

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等）                 | : 12名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等     | : 9名  |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等      | : 3名  |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 14名 |

### II 2021事務年度における取組み

2021年7月～2022年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いたほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

## 第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

### I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

### II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

#### 1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2021事務年度には43件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2021事務年度には3,076件のご意見等が寄せられた。

#### 2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

## 金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しいとのご指摘**もあるところでした。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

### モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授	
佐々木 百合	明治学院大学経済学部 教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部 教授	
和仁 亮裕	弁護士(モリソン・フォースター法律事務所シニア・カウンセラー)	

## ～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は**金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)**に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、**金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部**に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

**意見提出者の匿名性は厳格に担保されています**

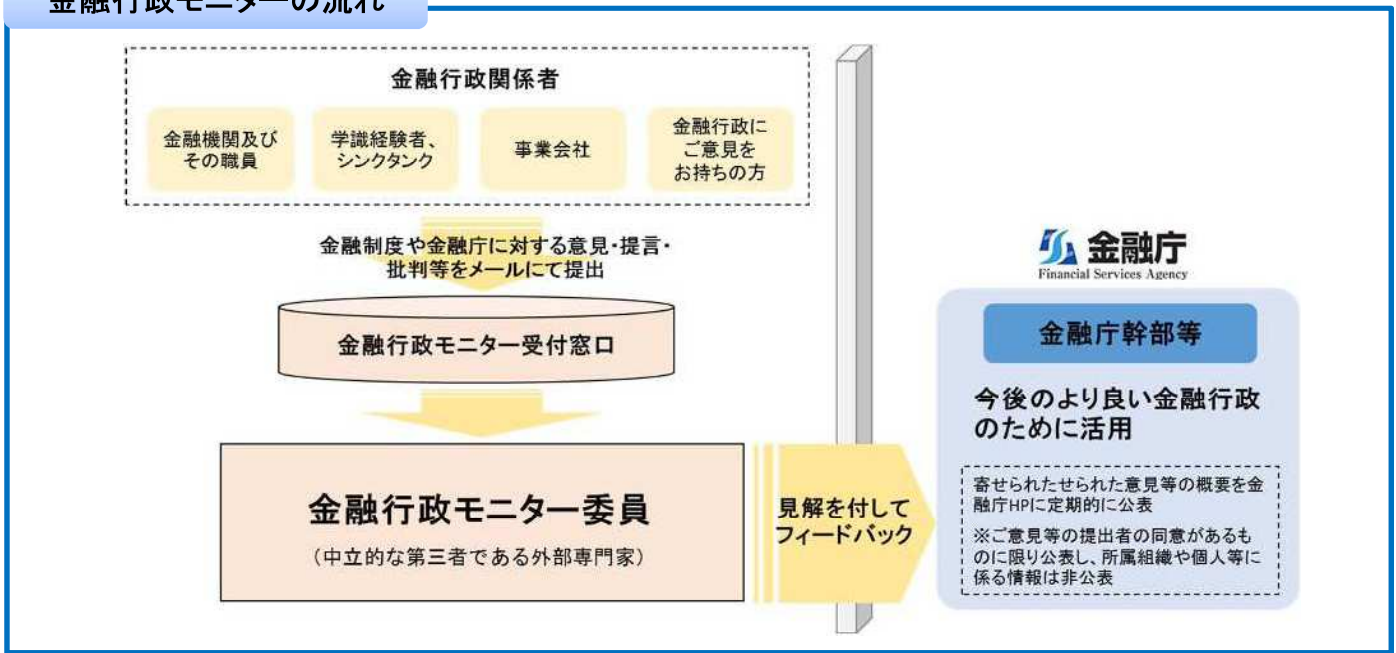
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

**会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です**

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する**金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません**

## 金融行政モニターの流れ



### 寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

#### ◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

##### 【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

#### ◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

##### 【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

##### 【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

## 金融行政モニター受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

[kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp](mailto:kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp)

※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699

令和4年7月15日  
金融庁

## 「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

### 1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。

### 2. 金融行政モニター受付窓口に寄せられたご意見等について

○平成28年1月29日から令和4年6月30日までに寄せられたご意見等

#### 【受付件数】

256件

#### 【主なご意見等】

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ  
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ  
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年1月 ～ 令和3年3月	<p>「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令」に基づき、行政が発行する身分証明書（住民票およびマイナンバーカード、およびこれを根拠として免許証）に旧姓を併記することが可能になったにもかかわらず、預金取引等において、旧姓が使用できない、あるいは使用しづらいことを問題視したうえで、金融庁から金融機関に対する指導を依頼するもの。</p> <p>1. 銀行にて、結婚以前から保有していた普通預金口座の名義を旧姓のまま維持したいと申告したところ、早急に新姓へと名義変更する必要があると告げられた。その正当な理由について繰り返し説明を求めたが、銀行側からは「旧姓は維持できない」ということ以上の説明はなかった。</p> <p>2. 銀行にて、結婚以前から保有していた普通預金口座の名義を旧姓のまま維持することができたが、口座を旧姓名義のままとするための申告書記入が必要であると言われ、これを記入した。身分証に旧姓が併記されている場合、結婚に伴って身分証明書上の氏名が「旧姓併記」へと変わったという事実について、銀行側へ申告する必要すらないはずであり、何の追加書類の提出も求められることなく、そのまま銀行を利用し続けられるべきである。法改正とその趣旨について、各銀行に対して情報の周知と理解の醸成が徹底されるべきである。</p>	<p>「旧姓の通称使用の拡大」については、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、政府としても各種の取組みを進めているところです。金融庁においては、これまで、内閣府男女共同参画局より全国銀行協会等の各業界団体に対して銀行口座等の旧姓使用の協力要請を発出した際に、各業界団体との意見交換会の場を通じ、円滑な旧姓による口座開設等の対応を促す旨を要請してきております。</p> <p>今回いただいたご意見等を踏まえ、金融庁としては、改めて全国銀行協会等の各業界団体に対して、旧姓による口座開設等の申し込みを受けた場合には、例えばマネロン対策など金融機関において新旧両姓の双方を適切に管理する上で真に必要な手続き等について丁寧かつ積極的に顧客説明を行い、顧客からの十分な理解を得つつ、可能な限り円滑な対応を取ること等を要請いたしました。</p> <p>また、引き続き旧姓の通称使用の拡大を推進する観点から、金融機関における旧姓による口座開設等の対応状況・課題等について実態把握を実施するとともに、金融機関における顧客対応の向上に向けた取組みを促してまいります。</p>



<p>令和3年4月 ～ 令和3年6月</p>	<p>継続してプリペイド携帯サービスを利用するため、翌年分のプリペイドカードを前もって購入した。その際、有効期限（1年）に関する十分な説明がなく、顧客控えにも大きな文字で有効期限に関する注意書がなかった。その結果、年内にカードの有効期間が到来して無効になったという理由で翌年分の登録ができず、業者からは資金決済法があるから返金しないと口頭で説明され、残高が未使用で失効し損をしてしまった。資金決済法は企業の利益に寄りすぎていないか。例えば、プリペイドカードの有効期限が短すぎるし、購入時の有効期限に関する注意喚起が不十分。支払った資金は企業の前受金扱いであり、該当額を供託させるべき。</p>	<p>プリペイドカードを含む前払式支払手段の発行者は、資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）第13条及び前払式支払手段に関する内閣府令第21条及び第22条において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前払式支払手段の発行者の氏名、商号又は名称</li> <li>・前払式支払手段の支払可能金額等</li> <li>・有効期限がある場合には当該有効期限</li> </ul> <p>等の各事項について、利用者に対して、読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報を提供しなければならない旨が規定されています。</p> <p>ご意見にある事例を含めまして、前払式支払手段に関する相談・苦情等が当庁に寄せられた場合は、管轄する財務局等を通して適宜当該前払式支払手段発行者に情報提供を行っており、引き続き、この取組を行いたいと考えております。</p> <p>また、資金決済法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会とも連携し、有効期限などについて、利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に情報提供を行うよう、改めて前払式支払手段発行者に資金決済法の趣旨を周知し、改善を促していくほか、ご意見にある事例のように有効期限など利用者にとって重要な情報を変更して発行する際は利用者保護の観点から注意喚起を十分に実施するよう併せて周知させていただきます。</p> <p>加えて、有効期限を含めた法令に基づく利用者への情報提供について、前払式支払手段発行者ごとの実態把握を行い、相談・苦情等が寄せられている場合には必要に応じて要因分析を実施し、改善を促していきたいと考えております。</p> <p>なお、前払式支払手段発行者の供託義務については、資金決済法第14条及び資金決済に関する法律施行令第6条において、供託が必要となる基準</p>
--------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

日未使用残高の最低額が千万円と定められており、これを超える場合は当該基準日未使用残高の二分の一以上の額の発行保証金を供託しなければならないとされております。

資金決済法に基づき定期的に提出される前払式支払手段の発行の業務に関する報告書により供託等の状況を監督しております。

これら対応も含め、今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。

意見受付期間	主なご意見等の概要	金融庁の対応
令和3年10月 ～ 令和3年12月	<p>事業者の決済サービスについて、利用者対応窓口として電話窓口を設けておらず、メールだけで対応することを金融庁は許しているが、メールで問い合わせをしても1週間経っても返信がなく、利用者対応窓口が機能していない。</p> <p>このような事業者に登録を許しているのはおかしい、利用者対応に関する規制を強化すべき。</p>	<p>資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という。）等や事務ガイドラインにおいて、資金移動業者には、利用者からの相談・苦情等（以下「苦情等」という。）に対して適切かつ迅速な対応を可能とするよう担当部署や処理手続を定める等、必要な態勢整備を行うことが求められております。</p> <p>当庁としては、資金決済法を踏まえた利用者からの苦情等対応に係る必要な態勢の整備について、同法上の認定資金決済事業者協会である一般社団法人日本資金決済業協会（以下「協会」という。）と連携し、事業者に対して改めて周知し、改善を促してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、資金移動業者に係る利用者の苦情等が国民生活センター・消費生活センターにも寄せられている状況を鑑み、苦情等への対応について更なる改善を行う観点から、</p> <p>(1)上記の通り、協会と連携し事業者に対して周知を行うにあたっては、国民生活センター・消費生活センターからの照会・情報提供等に適切に対応できるような態勢整備を、事業者に促してまいりたいと考えております。</p> <p>(2)加えて、協会に対しても、国民生活センター・消費生活センターとの連携強化を促してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も引き続き適切な監督・モニタリングに努めてまいります。</p>

## 第13節 金融サービス利用者相談室

### I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

### II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2021年4月1日から2022年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は41,692件となっている。1日当たりの平均受付件数は172件となっており、2020年度（199件）から減少している。そのうち、事前相談の受付件数は751件、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」の受付件数は1,154件、となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は6,144件あり、そのうち5,157件が何らかの被害があったものである。

2. 分野別では、預金・融資等が14,501件（35%）、保険商品等が6,680件（16%）、

投資商品等が10,040件(24%)、貸金等が2,135件(5%)、資金移動・前払式支払手段等が603件(1%)、暗号資産(仮想通貨)等が3,757件(9%)、金融行政一般・その他が3,976件(10%)となっている。

分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が14件(2%)、保険商品等が20件(3%)、投資商品等が522件(69%)、貸金等が11件(1%)、資金移動・前払式支払手段等が2件(1%)、暗号資産(仮想通貨)等が170件(23%)、金融行政一般・その他が12件(1%)となっている。

### 3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- (1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(19,838件→14,501件)。受付件数14,501件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は969件(7%)となっている。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,081件(21%)、個別取引・契約の結果に関するものが3,034件(20%)等となっている。
- (2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(7,001件→6,680件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,620件(39%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,422件(21%)等となっている。
- (3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、増加している(9,454件→10,040件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが4,444件(44%)、一般的な照会・質問に関するものが3,344件(33%)等となっている。
- (4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(2,741件→2,135件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが548件(25%)、行政に対する要望等に関するものが512件(23%)等となっている。
- (5) 資金移動・前払式支払手段等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、減少している(1,111件→603件)。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが188件(31%)、行政に対する要望等に関するものが89件(14%)等となっている。
- (6) 暗号資産(仮想通貨)等に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、増加している(2,505件→3,757件)。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが2,572件(68%)、一般的な照会・質問に関するものが742件(19%)等となっている。

- (7) 行政一般・その他に関する相談等の受付件数は、2020年度に比べて、増加している(5,711件→3,976件)。受付件数3,976件のうち、「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」を通じて寄せられた相談等の受付件数は91件(2%)となっている。要因別では、行政に対する要望等に関するものが2,517件(63%)、一般的な照会・質問に関するものが734件(18%)等となっている。
4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等

2021年4月1日～6月30日・・・2021年9月7日公表(第64回)

2021年7月1日～9月30日・・・2021年11月26日公表(第65回)

2021年10月1日～12月31日・・・2022年2月25日公表(第66回)

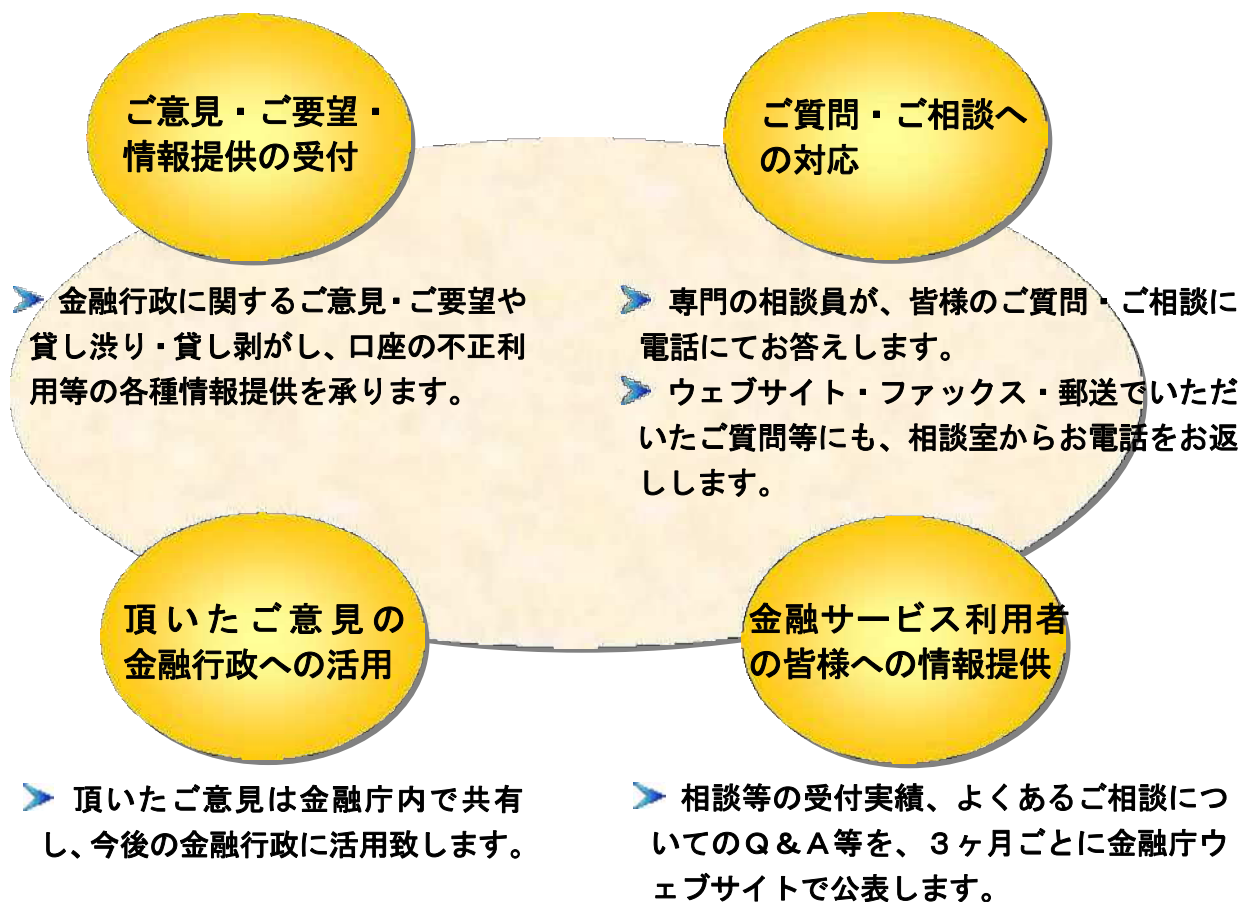
2022年1月1日～3月31日・・・2022年5月27日公表(第67回)

# 金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

## ◆ 相談室が提供する4つのサービス



### - ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承ください。
- 聴覚・言語障害等により電話対応が困難な障害者の方につきましては、個別に対応方法を検討いたしますので、お申出下さい。

裏面もご覧下さい 

## ◆ 相談室へのアクセス方法

### お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
  - 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）  
IP電話からは 03-5251-6811
- （注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。
- 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を24時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の10:00～17:00の間に、お電話をお返し致します。  
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。  
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。  
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

### ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ  
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

### ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。  
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



金融庁 金融サービス利用者相談室



(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表  
(2021年4月1日～2022年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2021年4月1日～6月30日・・・2021年9月7日公表(第64回)

2021年7月1日～9月30日・・・2021年11月26日公表(第65回)

2021年10月1日～12月31日・・・2022年2月25日公表(第66回)

2022年1月1日～3月31日・・・2022年5月27日公表(第67回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
質 問 ・ 相 談	7,281	7,534	7,566	7,071	29,452
意 見 ・ 要 望	1,745	2,060	2,700	3,456	9,961
情 報 提 供	336	351	320	289	1,296
そ の 他	255	209	289	230	983
合 計	9,617	10,154	10,875	11,046	41,692

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
電 話	7,933	8,084	8,093	7,667	31,777
ウ ェ ブ サ イ ト	1,202	1,575	2,228	2,864	7,869
フ ァ ッ ク ス	79	73	82	86	320
手 紙	314	320	348	301	1,283
そ の 他	89	102	124	128	443
合 計	9,617	10,154	10,875	11,046	41,692

3. 分野別受付件数

3-1. 総受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
預 金 ・ 融 資 等	3,109	3,298	3,742	4,352	14,501
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,570	1,632	1,725	1,753	6,680
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,410	2,586	2,640	2,404	10,040
貸 金 等	563	522	490	560	2,135
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	119	119	196	169	603
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	911	1,066	1,025	755	3,757
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	935	931	1,057	1,053	3,976
合 計	9,617	10,154	10,875	11,046	41,692

### 3-2. 「新型コロナウイルスに関する金融庁相談ダイヤル」受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
預 金 ・ 融 資 等	348	278	178	165	969
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1	2	0	2	5
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	0	0	0	0	0
貸 金 等	30	29	13	17	89
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	0	0	0	0	0
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	0	0	0	0	0
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	20	29	21	21	91
合 計	399	338	212	205	1,154

### 3-3. 「事前相談(予防的なガイド)」受付件数

(単位:件)

区 分	2021/4～6	2021/7～9	2021/10～12	2022/1～3	2021年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2	2	4	6	14
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	4	5	6	5	20
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	122	153	131	116	522
貸 金 等	5	2	0	4	11
資 金 移 動 ・ 前 払 式 支 払 手 段 等	0	2	0	0	2
暗 号 資 産 ( 仮 想 通 貨 ) 等	49	50	31	40	170
金 融 行 政 一 般 ・ そ の 他	4	1	4	3	12
合 計	186	215	176	174	751

## 4. 分野別・要因別の相談等受付件数

### ○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	1,022	32.9	1,202	38.7	885	28.5	3,109	100.0
7月～9月	1,018	30.9	1,412	42.8	868	26.3	3,298	100.0
10月～12月	1,110	29.7	1,625	43.4	1,007	26.9	3,742	100.0
1月～3月	1,242	28.5	1,957	45.0	1,153	26.5	4,352	100.0
2021年度合計	4,392	30.3	6,196	42.7	3,913	27.0	14,501	100.0

### ○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	421	26.8	636	40.5	513	32.7	1,570	100.0
7月～9月	428	26.2	648	39.7	556	34.1	1,632	100.0
10月～12月	454	26.3	673	39.0	598	34.7	1,725	100.0
1月～3月	526	30.0	595	33.9	632	36.1	1,753	100.0
2021年度合計	1,829	27.4	2,552	38.2	2,299	34.4	6,680	100.0

### ○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	426	17.7	1,984	82.3	2,410	100.0
7月～9月	428	16.6	2,158	83.4	2,586	100.0
10月～12月	404	15.3	2,236	84.7	2,640	100.0
1月～3月	495	20.6	1,909	79.4	2,404	100.0
2021年度合計	1,753	17.5	8,287	82.5	10,040	100.0

### ○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	563
7月～9月	522
10月～12月	490
1月～3月	560
2021年度合計	2,135

○資金移動・前払式支払手段等

(単位:件、%)

区 分	資金移動		前払式支払手段		その他		合計	
	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率	件 数	比 率
4月～6月	21	17.6	80	67.2	18	15.1	119	100.0
7月～9月	27	22.7	59	49.6	33	27.7	119	100.0
10月～12月	48	24.5	105	53.6	43	21.9	196	100.0
1月～3月	24	14.2	82	48.5	63	37.3	169	100.0
2021年度合計	120	19.9	326	54.1	157	26.0	603	100.0

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	911
7月～9月	1,066
10月～12月	1,025
1月～3月	755
2021年度合計	3,757

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件 数
4月～6月	935
7月～9月	931
10月～12月	1,057
1月～3月	1,053
2021年度合計	3,976

## 第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2022年4月から2027年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙3参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙4参照）

## 「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2022年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応」「サステナブルファイナンスの推進」「業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以 上)

## 実績評価における基本政策・施策等一覧（令和4～8年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施（特にコロナ後を見据えた取組の実施）
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 世界に開かれた市場としての機能発揮・強化、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化

## （横断的施策）

施策
1 デジタルを前提とした新たな社会がもたらす環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 サステナブルファイナンスの推進
3 業務継続体制の確立と災害・サイバーセキュリティへの対応
4 その他の横断的施策

## （金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善とデータに基づく政策立案機能の強化
2 検査・監督の質の向上
3 質の高い金融行政を支える人事戦略・働き方改革

## 金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
3年8月		<ul style="list-style-type: none"> <li>政策評価（令和2年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（3年8月31日）</li> <li>政策評価に関する基本計画（計画期間：令和4年4月1日～令和9年3月31日）の策定（3年8月31日公表）</li> </ul>
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>「令和3年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：令和3年4月～令和4年3月末）策定（3年10月29日公表）</li> </ul>
4年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（4年6月国会報告）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「政策評価に関する有識者会議」開催（4年6月1日）</li> <li>「令和2年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（4年6月6日）</li> </ul>

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。



評価の実施状況

(別紙4)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30年度	14件 (29年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	11件
元年度	14件 (30年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	3件
2年度	14件 (元年度計画に掲げた政策)	—	—	—	12件	8件
3年度	14件 (2年度計画に掲げた政策)	—	—	—	19件	2件

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。  
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。  
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19年10月より規制の事前評価が実施され、29年10月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22年5月より評価の実施が義務化された。

## 第15節 金融庁業務継続計画の策定

### 1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

### 2. 災害等発生時に備えた訓練

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

# 金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

## < 概 要 >

金 融 庁



# 「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

## 背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法 (H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画 (H26.3策定)
  - 首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
  - 重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
  - 日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画 (H26.3策定)

## 金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- 首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- 本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- 東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し (H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定 (H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定 (H27.12)。

## 基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

## 想定災害・周辺環境想定

- 想定災害：
  - 「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定：
  - 本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
  - 電力：3日間程度は非常用発電で対応
  - 通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
  - 上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

# 金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> <li>➢災害対策本部の設置・運営                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•災害対策本部の設置・運営に関する庶務</li> <li>•庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理</li> <li>•外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整</li> <li>•職員の参集・配置に関する総合調整</li> <li>•災害対応に係る文書の記録・保存</li> <li>•国会及び取材への対応</li> </ul> </li> <li>➢金融市場等における状況の確認</li> <li>➢金融機関における状況の確認</li> <li>➢国民、金融機関、海外当局等への情報発信</li> <li>➢金融機関に対する被災者支援の要請</li> <li>➢被災者等からの相談受付</li> <li>➢EDINETの管理・運用</li> <li>➢公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢行政資源の被災状況の確認                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•職員の安否確認</li> <li>•本庁舎の設備等の被災状況の確認</li> </ul> </li> <li>➢庁内情報システムの管理等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>•庁内情報システムの障害への対応</li> <li>•金融庁行政情報化LANシステムの運用</li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;">＜金融庁と関係機関との概念図＞</p> <pre> graph TD     A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] &lt;--&gt; B["金融庁 災害対策本部"]     B &lt;--&gt; C["金融機関 取引所 決済機関等"]     B --- D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"]     A -- "迅速な情報収集・提供" --&gt; B     C -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --&gt; B     B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --&gt; D                     </pre> </div>

# 想定災害発生時における職員の参集体制

## 非常時参集要員

## 災害発生時の対応

### ① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

### ② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者と連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

### ④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

## 業務継続のための執務環境の整備

### 庁舎

- ・ 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- ・ 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

### 備蓄

- ・ 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- ・ 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

### 通信

- ・ 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- ・ 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

### 行政情報システム

- ・ 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- ・ EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

### 広報

- ・ 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ・ ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。



## 今後の取組み・本計画の見直し

### 今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

### 訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

## 第16節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂2014」(2014年6月24日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013年12月13日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014年6月12日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014年4月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

### I 英語による行政情報の発信

従来からの大臣記者会見等の英訳や FSA Weekly Review (公表物の英語による概要版)の公表に加え、Twitter (英語版アカウント)の活用や月刊広報誌「アクセス FSA」の英訳、国際的な関心が高い事案における英語による意見公募手続(パブリックコメント)の実施等に注力した。

さらに、ビジネス特化型の SNS である LinkedIn に金融庁公式ページを開設(2022年1月)し、海外の金融プロフェッショナルをターゲットに英語での情報発信を開始した。

### II 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014年4月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2021事務年度においては、計850件の照会が寄せられ、その内訳は、当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が256件、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が47件、その他の照会が547件であった。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

### III 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2021事務年度においては、英語版を作成した主な法令等(別紙1参照)のほか、「2021事務年度金融行政方針 ～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」の本文・概要の英語版を作成・公表した。加えて、「主要行等向けの総合的な監督指針」の全文について英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・議事録の英語版を公表した。

英語版を作成した主な法令等

- 資金決済に関する法律施行令（令和三年政令第五十二号による改正まで反映）
- 前払式支払手段に関する内閣府令（令和三年内閣府令第四十四号による改正まで反映）
- 暗号資産交換業者に関する内閣府令（令和三年内閣府令第四十四号による改正まで反映）
- 資金移動業者に関する内閣府令（令和三年内閣府令第四十四号による改正まで反映）
- 金融サービスの提供に関する法律施行令（令和三年政令第百九十五号による改正まで反映）
- 金融サービス仲介業者保証金規則（令和三年内閣府・法務省令第五号による改正まで反映）
- 金融商品取引法（令和三年法律第七十二号による改正まで反映）
- 金融商品取引法施行令（令和三年政令第二百三十九号による改正まで反映）
- 金融商品取引業等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十六号による改正まで反映）

## 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

### 第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

#### 第1節 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号）

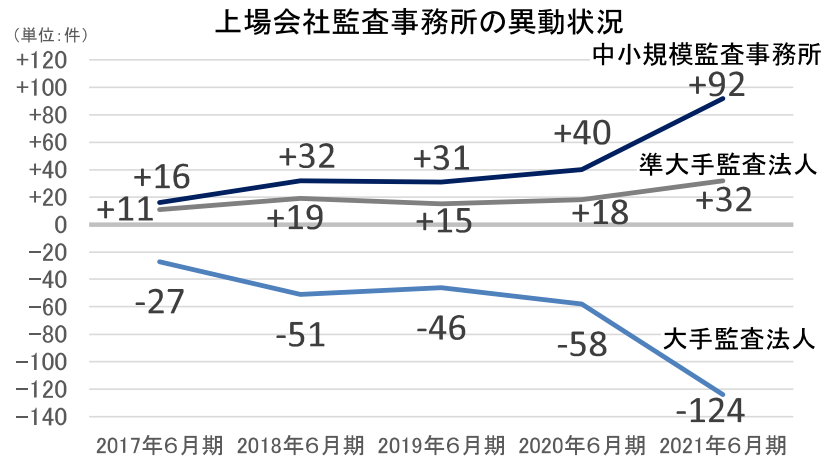
会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、①上場会社等の監査に係る登録制度の導入、②監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、③公認会計士の資格要件の見直し等の措置を盛り込んだ「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(令和4年法律第41号)」が2022年5月11日に成立し、同年5月18日に公布された。(別紙1参照)

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、  
**会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資する公認会計士制度を実現**

## 会計監査の信頼性確保

### 上場会社監査に関する登録制の導入

背景: 上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の**登録制を導入**  
【公認会計士法第34条の34の2等】
  - 登録に際し、日本公認会計士協会が**適格性を確認**  
【公認会計士法第34条の34の6】
  - 上場会社の監査事務所に対し、**適切な体制整備を規律付け**  
(監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実を想定)  
【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。  
【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

### 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

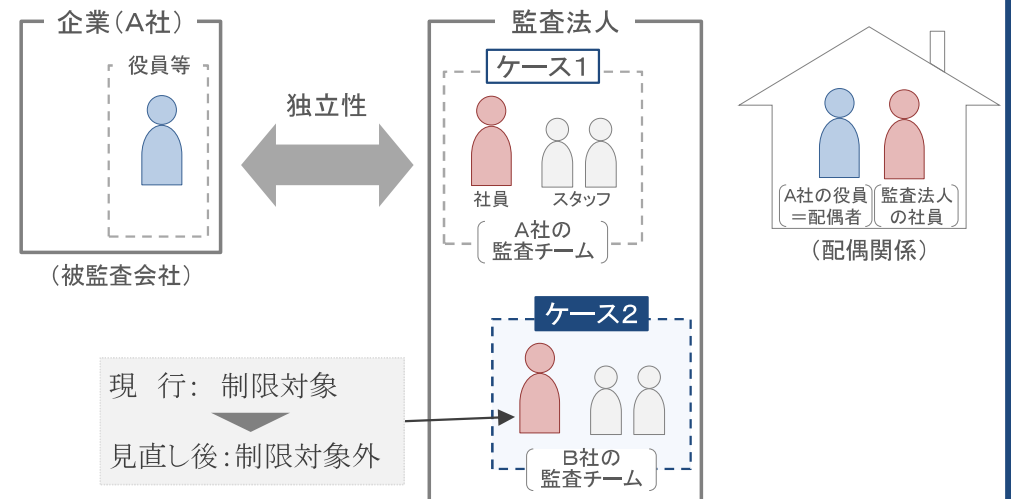
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し  
【公認会計士法第49条の4第2項】

## 公認会計士の能力発揮・能力向上

### 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景: 共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に**業務制限の対象を限定**  
(現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象)  
【公認会計士法第34条の11第1項】



### ＜その他の事項＞

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加 【公認会計士法第17条】
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上) 【公認会計士法第3条】
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備 【公認会計士法第21条】
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進  
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ) 【公認会計士法第44条第1項】

## 第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取り組み

### I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取り組みや制度整備を行った。

#### 1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取り組み

企業と投資家との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新を行っているところ、今事務年度は、有価証券報告書の事業の状況等の好事例に加え、近年、社会的な関心が高まっている項目である「サステナビリティ情報」に関する好事例を取りまとめ、公表を行った（2021年12月21日公表、2022年3月25日最終更新）。（別紙1参照）

#### 2. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、企業の持続的な価値創造の基盤となる人的投資や多様性などのサステナビリティに関する取り組みについて、企業と投資家との間で共通の理解を作るため、非財務情報開示の充実に向けた所要の措置を検討するとともに、四半期開示の見直しについても検討を行った。これらの検討結果を踏まえて「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表した（2022年6月13日）。（別紙2参照）

報告には主に以下の内容が盛り込まれ、今後制度整備等を行うこととされた。

- ① 有価証券報告書に気候変動対応等のサステナビリティ情報の記載欄を新設するとともに、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標・目標、男女間賃金格差、女性管理職比率、取締役会等の活動状況等を開示項目とする。
- ② 重要な契約に係る開示充実のため、その要件等の明確化を図る。
- ③ 四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられ、具体策（義務付け、開示内容、監査・レビューの在り方等）を引き続き議論する。

また、報告においては、サステナビリティ開示に関する企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化、四半期決算短信への「一本化」の具体化に関する課題等について、当ワーキング・グループにおいて更なる検討を進める必要があるとされている。

#### 3. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ

2021年6月18日に公表された「市場制度ワーキング・グループ 第二次報告」を受け、開示制度に関して、以下の改正等を行った。

- (1) 少人数私募の人数通算期間の見直し

少人数私募の人数通算期間を6か月から3か月に短縮するため、政令及び内閣府令の改正を実施した（2022年1月28日公布、同月29日施行）。

(2) 特定投資家私募制度の拡充

証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令において金融庁長官が指定することとされている特定証券情報・発行者情報の内容や提供又は公表の方法等について、新たに整備された日本証券業協会の自主規制規則を告示指定した（2022年6月30日公布、同年7月1日施行）。

(3) プロ投資家向けのインターネット勧誘（広告）に係る募集概念の明確化

インターネットで募集に係る広告をすることについて、適格機関投資家や特定投資家のみが閲覧可能な場合（例えば、金商業者等のインターネット上の専用サイトで勧誘や広告を行う場合）、その適切な運用が確保されることを前提に、有価証券の募集に該当しない旨を明確化するため企業内容等開示ガイドラインを改正した（2022年6月17日公表・適用）。

4. 企業内容等開示ガイドラインの改正

2021年10月7日、第三者割当に係る有価証券届出書について、重点的な審査対象及び審査要領をより一層明確化するため、以下のように開示ガイドラインを改正。

(1) 重点的に行う審査対象の明確化

- ①重点的に行う審査対象となるか判定する条件の1つである「割当予定先の周知性（低い場合に対象となる）」の概念の明確化
- ②「その他審査の必要があると考えられるもの」の例示を追加

(2) 審査要領の明確化

- ①投資者保護の観点から、有価証券発行の必要性など投資情報の充実
- ②調達資金の予定用途への充当可能性の確認など着目点の明確化
- ③割当予定先等への実態確認の手続の明確化

II 開示諸制度の運用

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正を審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、「新型コロナウイルス感染症に関する開示」及び国際会計基準（IFRS）第15号「顧客との契約から生じる収益」を審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（2022年3月25日）。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っている。例えば、大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などについて、その記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

## 2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	8件

## 3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

有価証券の勧誘・販売が「有価証券の募集」に該当し、募集金額が1億円以上となる場合、事前に有価証券届出書の提出が必要となるが、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例（いわゆる無届募集）が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

## Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、EDINETのシステム再構築に係る取組みを行っている。本事務年度の状況は次のとおりである。

### 1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

### 2. EDINETのシステム再構築

EDINETのシステム再構築について、2020年10月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響等による作業進捗への影響を受けたことから、開発スケジュールの見直しや開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進めている。当該構築作業においては、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法を活用する<sup>1</sup>とともに、利用者の利便性向上のため、EDINETで公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長に向け取り組んでいる。

<sup>1</sup> 次期システムの画面の設計・開発において、構築事業者とユーザが協働して、画面の作成・確認を漸次的に行い、ひとまとまりの構築単位ごとの完成を積み重ね、開発を進めている。



また、次期システムの運用・保守については、意見招請における結果を踏まえて仕様書を確定させ、事業者の調達を行った。

#### IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

##### 1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

###### (1) IFRSの任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2022年6月末時点で268社、全上場企業の時価総額の45.6%まで増加した。（別紙3参照）

IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況については、企業会計審議会総会・会計部会において審議が行われた（2021年11月）。

###### (2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、基本財務諸表やのれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

なお、ASBJは、国際会計基準審議会（IASB）が公表した「第3次アジェンダ協議」に対して、ASBJの会議で審議（金融庁はオブザーバー）の上でコメントレターを提出し（同年9月）、のれんの会計処理やその他の包括利益（リサイクリング）等のプロジェクトについて、IASBが最優先で取り組むべきである旨の意見発信を行った。

###### (3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みが進められており、金融商品会計基準について、2019年10月に金融機関の貸出金の減損（償却・引当）の見直しに着手することを決定し、現在、検討が進められているほか、リース会計基準の見直しに向けた検討も進められている。

###### (4) 国際会計人材の育成

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）において、「国際会計人材ネットワーク」<sup>2</sup>（注）の登録者等を対象に、「我が国のサステナビリティ開示のあり方を考える」をテーマとしたシンポジウム（2022年3月）が開催され、金融庁も講演を行った。

#### V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

##### 1. 会計監査の質の向上

<sup>2</sup> IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。同ネットワークへの登録者は、2022年6月時点で1299名となっている。

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙4参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙5参照）、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告、第二次報告）の公表（別紙6、7参照）等の取組みが行われてきた。

こうした中、その後の経済社会情勢の変化に伴って、監査品質に対する社会からの期待の高まり、公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化、AIを含むITを活用した監査手法の導入・開発の進展、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなど、会計監査を巡る環境に変化がみられている。

このような環境変化に対応するため、2021年9月より、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」が開催され、同年11月12日、会計監査の信頼性確保、公認会計士の能力発揮・能力向上、高品質な会計監査を実施するための環境整備等を内容とする論点整理が取りまとめられた。（別紙8参照）

## 2. 公認会計士法等の改正

「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」の論点整理を踏まえ、公認会計士制度に関する事項については、2021年11月より、「金融審議会公認会計士制度部会」において議論され、2022年1月4日、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等を内容とする報告が取りまとめられた。（別紙9参照）

同報告の内容を踏まえ、2022年3月1日、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

同法律案は、2022年通常国会において5月11日に成立し、同月18日に公布された（令和4年法律第41号）。

## 3. 「監査に関する品質管理基準」の改訂

2021年11月に、監査事務所に適切な監査業務の実施を求め、監査の品質に影響を及ぼす可能性のあるリスクの積極的な識別・対応を求めることを内容とした、「監査に関する品質管理基準」の改訂を行った。（別紙10参照）

## 4. 「監査上の主要な検討事項（KAM）」の充実化に向けた取組み

「監査上の主要な検討事項（KAM）」の実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント」の公表を行った（2022年3月4日公表）。（別紙11参照）

## VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。この

ため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた3監査法人に対し業務改善命令等を発出したほか、継続的専門研修（CPE）の履修義務不履行者に対する懲戒処分を実施するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2021年7月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年7月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年7月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年7月	公認会計士2名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年8月	監査法人 原会計事務所	業務停止1月	著しく不当な業務運営
2022年3月	公認会計士2名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2022年3月	公認会計士2名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2022年4月	公認会計士1名	業務停止1月	業務制限違反等
2022年5月	仁智監査法人	新規業務停止1年、 業務改善命令	著しく不当な業務運営
2022年6月	公認会計士4名	戒告	継続的専門研修の履修義務の不履行(注)
2022年6月	公認会計士4名	業務停止1月、 業務改善指示	継続的専門研修の履修義務の不履行(注)
2022年6月	公認会計士1名	業務停止6月	信用失墜行為

2022年6月	公認会計士1名	業務停止6月	信用失墜行為
2022年6月	UHY東京 監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営

(注) 日本公認会計士協会からの継続的専門研修(CPE)の履修義務不履行者に係る行政処分請求を受け、調査を行った結果、処分を行ったもの。

(参考)

	2018年 6月末	2019年 6月末	2020年 6月末	2021年 6月末	2022年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	30,365	31,153	31,784	32,465	33,192
監査法人の数 (法人)	230	237	246	262	278

## Ⅶ I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は東京に事務局を設置する監査監督当局の国際機関であり、54 カ国・地域の当局が加盟している。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟している。（別紙 12 参照）

I F I A Rではグローバルな監査品質の向上に向けて、加盟当局の能力向上に向けた取り組みや財務報告エコシステム<sup>1</sup>におけるステークホルダーとの対話等を行っている。金融庁及び公認会計士・監査審査会は、2021 事務年度において、I F I A R副議長国及び代表理事国として、2022 年 4 月の I F I A R本会合において監査監督の現状と今後の見通しに関する議論や I F I A Rのメンバー加盟に資する新たなメンバー類型（準会員資格）の創設などの、I F I A Rの議論・活動に積極的に参画した。また、特に副議長国としては、国際的な監査基準設定主体のガバナンス改革に関する議論や I F I A Rと国際的な大手監査法人ネットワークの経営層等との対話を主導するなど I F I A Rの組織運営にもより一層関与し国際機関としての機能発揮に貢献した。さらに、全てのワーキンググループに参加し幅広く貢献を行っており、例えば、執行分野に関する情報交換等を目的としたワークショップの開催や監査人及び監査に関連するリスクの議論を行う会議を主導したほか、投資家・その他利害関係者作業部会において、同部会の諮問グループメンバーと連携し、コロナを受けた監査人や監査監督当局に対する投資家等の期待に係る調査を行った。

I F I A Rの活動を通じて得られた知見については、監査法人のモニタリング等に活かすために内部で共有したほか、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点からも活用した。具体的には、監査品質に関する意識と検査能力の一層の向上に資するよう、各国・地域の検査における諸課題と、その対応方法・検査手法の共有等を目的とした I F I A Rの検査ワークショップの内容に関する研修を検査官向けに実施した。また、国内における会計監査税務や経済界、金融資本市場関係等の各団体を幅広く会員とする「日本 I F I A Rネットワーク」の第 6 回総会を 2022 年 7 月に開催し、関係者と監査品質の向上や I F I A Rのあり方に関する意見交換を行ったほか、同ネットワークの活動を契機とした講演・寄稿等を通じて、I F I A Rの活動を国内に発信した。（別紙 13～14 参照）

また、I F I A Rのホスト国<sup>2</sup>として、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、我が国資本市場の一層の国際化の観点から、I F I A Rとのホスト合意等に基づき、事務局員としての職員の派遣を含め、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。

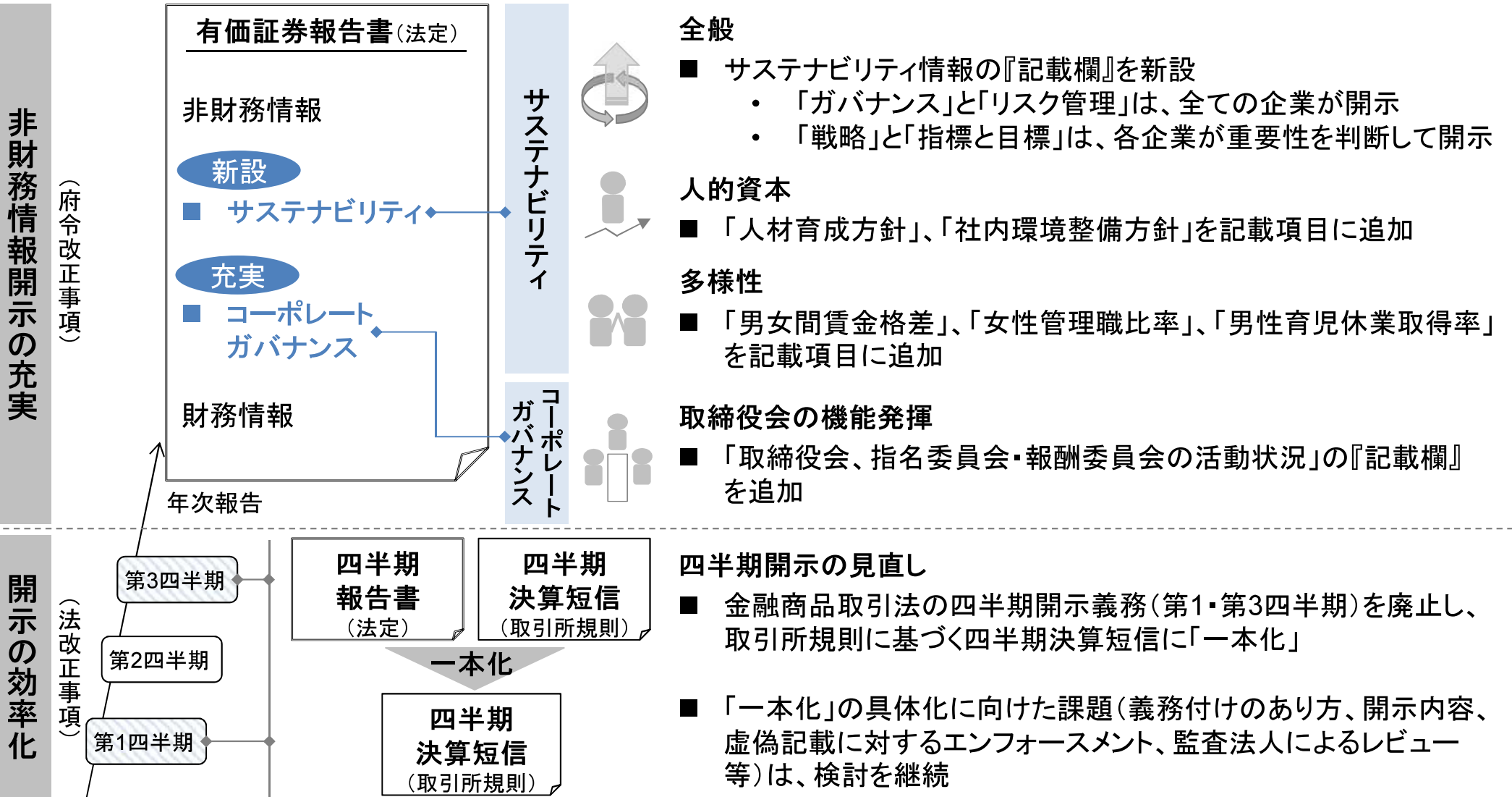
<sup>1</sup> 企業経営陣、監査委員会、外部監査人、基準設定主体、規制監督当局、投資家その他利害関係者等の様々な関係者が財務報告の作成・監査・利用等に関する枠組み

<sup>2</sup> I F I A Rは、東京に事務局を置く唯一の金融関係国際機関



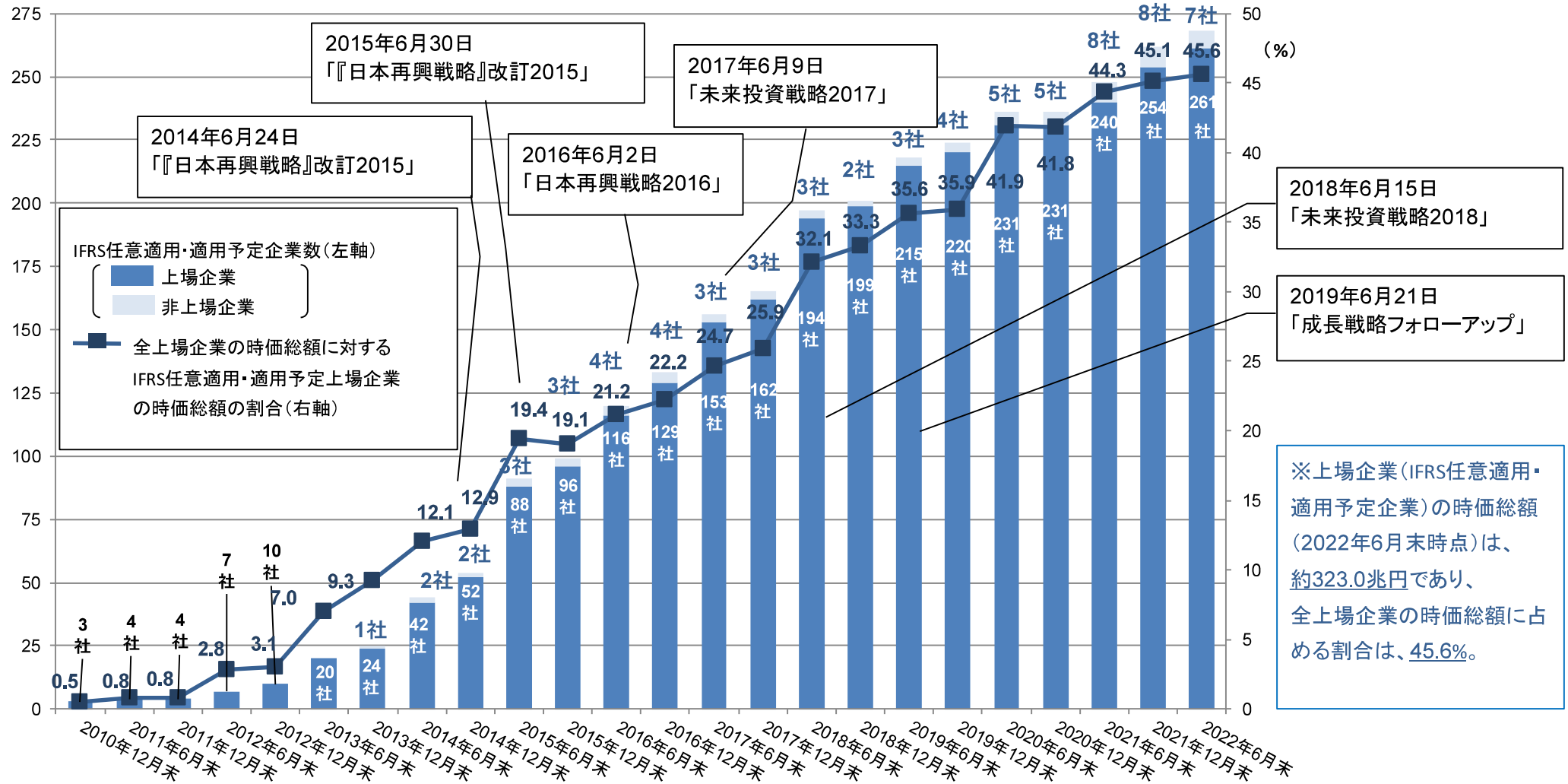
# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

# 日本におけるIFRS適用状況(2022年6月30日時点:268社)



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。



# 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

## 1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード  
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備  
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

## 2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実  
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実  
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

## 3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮  
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施  
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

## 4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保  
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化  
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化  
(品質管理レビュー等の見直し等)

## 5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

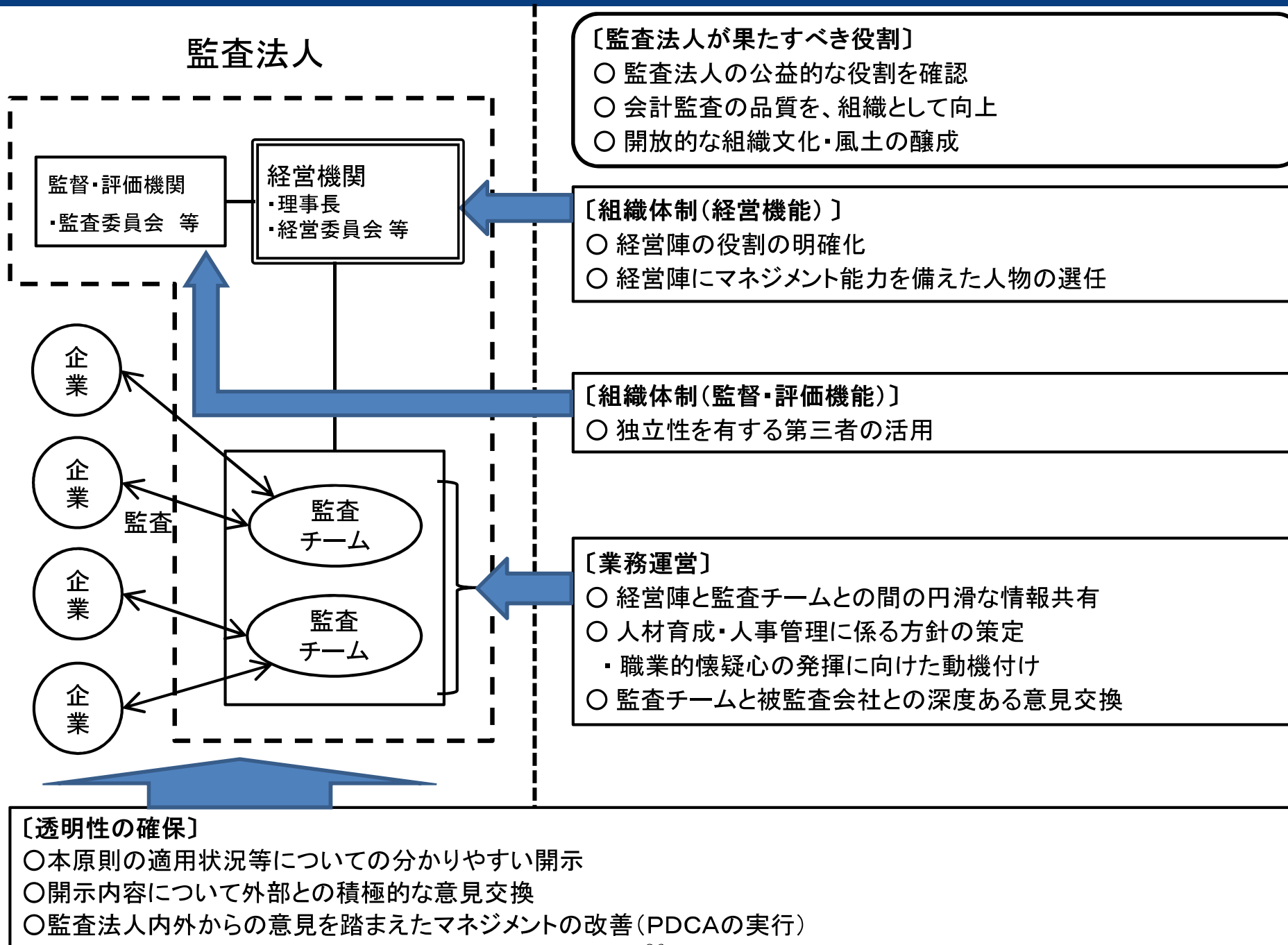
- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化  
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保  
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立  
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

# 監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)

(別紙5)

(2017年3月31日公表)



# 監査法人のローテーション制度に関する第一次調査報告

(2017年7月20日公表)

## 「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

## 調査報告のポイント

### 「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

### 企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
  - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
  - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

### 欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

## 調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

### パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

### 監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

### (参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

#### 【英CMAの提案概要】

当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

# 会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度) 論点整理(概要)

	環境変化・新たな課題	対応の方向性
<b>会計監査の信頼性確保</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業活動が複雑化し、上場会社の多様性が広がる中、中小監査事務所を含め、上場会社の監査の担い手の裾野が拡大</li> <li>会計監査の品質管理の高度化</li> <li>海外における監査の在り方の見直しに向けた動向</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中小監査事務所等に対する支援の充実</li> <li>■ 上場会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みの検討               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れの促進</li> </ul> </li> <li>■ 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 深度ある品質管理レビューの実施</li> <li>・ 公認会計士・監査審査会による検査範囲の見直し</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>公認会計士の働き方の多様化               <ul style="list-style-type: none"> <li>— 女性活躍の進展</li> <li>— 組織内会計士の増加</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限について見直しを検討</li> <li>■ 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策の検討や、研修プログラムの充実等</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準の高度化やAIを始めとする監査の技術革新の進展</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続的専門研修(CPE)、実務補習・業務補助等の充実 (公認会計士試験制度の在り方については、中長期的な目線で検討)</li> <li>■ 監査事務所と企業の人材交流等による公認会計士の現場感覚の養成</li> <li>■ CPEの受講義務を適切に履行しない者に対する対応</li> </ul>
<b>高品質な会計監査を実施するための環境整備等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーポレートガバナンス・コードに基づく企業の取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携の強化</li> <li>■ 内部統制の整備・運用状況の分析、実効性向上に向けた議論</li> </ul>

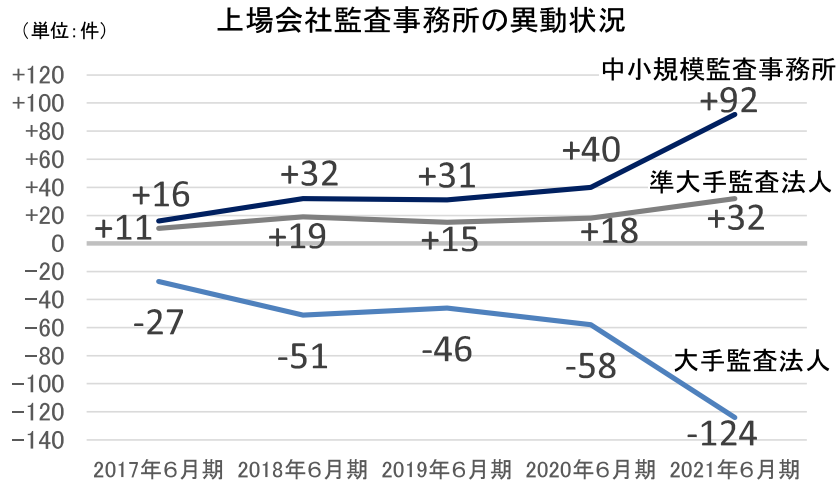
# 金融審議会公認会計士制度部会報告 (概要)

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、  
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資する公認会計士制度を実現

## 会計監査の信頼性確保

### 上場会社監査に関する登録制の導入

背景: 上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードの受入れなどの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

### 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

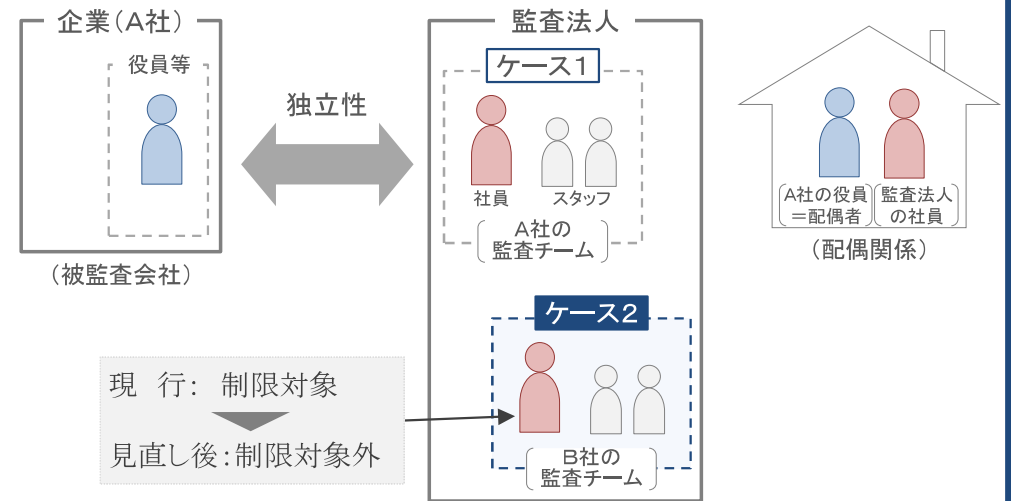
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

## 公認会計士の能力発揮・能力向上

### 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景: 共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定。  
(現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象)



### <その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進  
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)

## 監査に関する品質管理基準の改訂(概要)

### 品質管理基準とは

- 監査法人が監査業務の質を合理的に確保するための、業務運営(品質管理システム)に関するルール。

### 改訂案の概要

#### 改訂前

- 監査法人が、品質管理システムの項目ごとに、あらかじめ定められた品質管理の方針及び手続を整備、運用。

#### 改訂後

- 監査法人自らが、監査業務の質を主体的に管理し、品質管理システムの項目ごとに、自ら達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別・評価し、リスクに対処するための方針又は手続を整備・運用。
- 監査法人が実施する業務の内容や監査事務所の状況に応じた品質管理システムを整備・運用。
- 監査法人は、少なくとも年に1度、品質管理システムを評価。評価結果等について、十分な透明性を確保。

### 改訂案の実施時期

- 2023年7月以後に開始する事業年度に係る財務諸表監査から実施。  
(早期適用も可。中小規模監査事務所は1年遅れの適用も可。)

# 「KAMの特徴的な事例と記載のポイント」の概要

「監査上の主要な検討事項（KAM）」の実務の定着と浸透を図ることを目的として、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント」を公表（2022年3月公表）。

- 監査上の主要な検討事項（KAM）は、2021年3月期から本適用開始
- 今後の更なる実務の定着と浸透を図るため、「KAMに関する勉強会」を開催し、記載内容や傾向について議論
- 本勉強会の議論を踏まえ、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント」を公表
- それぞれの事例には、特徴的な記載として着目したポイントを各頁の上部に記載の上、主に該当する箇所を青色の枠囲みで表示  
⇒ 公表資料を参考に、今後、更なるKAMの記載の充実化を図られることを期待

## 勉強会メンバー

- メンバー（11名）※五十音順

氏名	会社
井口 譲二 氏	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 総括部長
今給黎 真一 氏	(株)日立製作所 財務統括本部担当本部長
大瀧 晃栄 氏	SMBC日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト / (公社)日本証券アナリスト協会 企業会計研究会 委員
小畑 良晴 氏	(一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部長
川島 勇 氏	日本電気(株) 常勤監査役 / (公社)日本監査役協会 副会長
三瓶 裕喜 氏	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
志村 さやか 氏	日本公認会計士協会 常務理事
林 隆敏 氏	関西学院大学商学部 教授
増野 大作 氏	野村證券(株) エクイティ・リサーチ部デピュティヘッド
町田 祥弘 氏	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授
松本 祥尚 氏	関西大学会計専門職大学院 教授

- 上記メンバーに加え、以下の関係者を招き、意見交換を実施

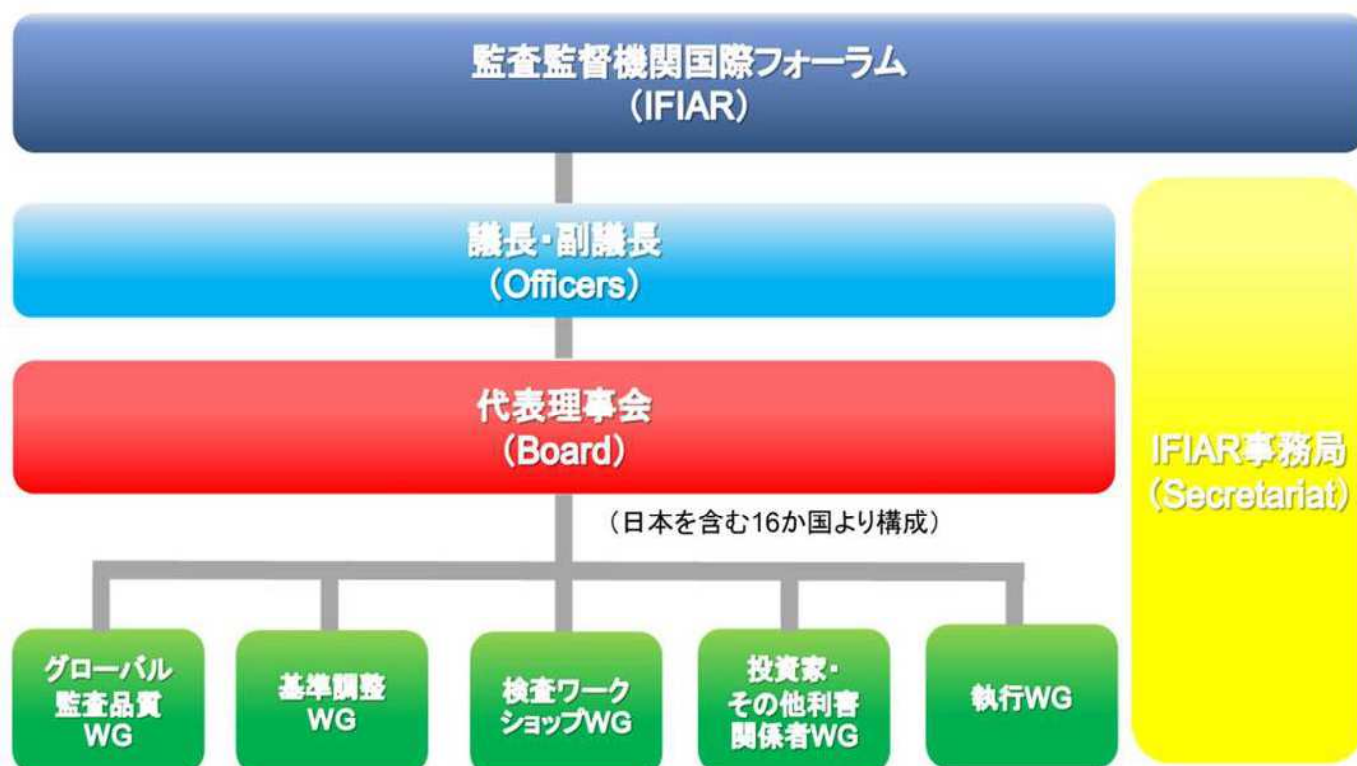
有限責任あずさ監査法人	有限責任監査法人トーマツ	EY新日本有限責任監査法人
PwCあらた有限責任監査法人	太陽有限責任監査法人	(株)Fast Fitness Japan





# IFIAR組織構成及び加盟国

## ○ IFIAR組織図



(注) 日本は全てのワーキンググループ(WG)に参加している。

## ○ IFIAR加盟国(54カ国・地域)

(2022年6月末現在)

### 欧州(32)

アイルランド(IAASA)	デンマーク(DBA)
アルバニア(POB)	ドイツ(AOB)
イギリス(FRC)	ノルウェー(FSA)
イタリア(CONSOB)	ハンガリー(APOA)
ウクライナ(APOB)	フィンランド(AB3C)
オーストリア(ASA)	フランス(H3C)
オランダ(AFM)	ブルガリア(CPOSA)
キプロス(CyPAOB)	ベルギー(CRME)
ギリシャ(HAASOB)	ポーランド(AOC)
クロアチア(APOC)	ポルトガル(CMVM)
ジブラルタル(FSC)	リトアニア(AAA)
ジョージア(SARAS)	ルーマニア(ASPAAS)
スイス(FAOA)	ルクセンブルグ(CSSF)
スウェーデン(SIA)	ロシア(MOF/FSFBO)
スロバキア(AOA)	
スロベニア(APOA)	
スペイン(ICAC)	
チェコ(RVDA)	

### アジア・オセアニア(11)

インドネシア(FPSC)
韓国(FSC/FSS)
シンガポール(ACRA)
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
台湾(FSC)
日本(CPAAOB/FSA)
フィリピン(SEC)
マレーシア(AOB)
オーストラリア(ASIC)
ニュージーランド(FMA)

中東(4)

アブダビ(ADAA)
サウジアラビア(CMA)
ドバイ(DFSA)
トルコ(POA/CMB)

### アフリカ(3)

ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)
モーリシャス(FRC)

### 北米(2)

アメリカ(PCAOB)
カナダ(CPAB)

### 中南米(2)

ケイマン(AOA)
ブラジル(CVM)

※下線を引いてある22カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

## 日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

### 背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関。
- 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のために、我が国の産官学をあげた支援が必要。
- 誘致過程で支援を表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待が寄せられている。

⇒我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化することで、IFIAR事務局の活動支援、及び我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

### ネットワークの会員・活動内容

- 会員：別紙の各団体
- 活動内容
  - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
  - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
  - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じてIFIARにおける取組みを紹介

## 日本 IFIAR ネットワーク 会員

### 【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会  
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

### 【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

### 【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会 ( I B A )
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

### 【その他】

- 日本弁護士連合会

### 【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

### 第3節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

#### I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

##### 1. 株式投資型クラウドファンディングに関する制度の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月）において、株式投資型クラウドファンディングにおける発行総額の算定方法及び投資家の投資上限額のあり方を見直しが提言されたことを受けて、同見直しに係る政令等の改正を行った（2022年1月施行）。

##### 2. 特定投資家に移行可能な個人の要件の弾力化に関する制度整備

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月）において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、新たに「年収・職業経験・保有資格・取引頻度」といった要素を勘案することが適当である旨が示されたことを受けて、同要件の弾力化に係る内閣府令等の改正を行った（2022年7月施行）。

##### 3. 銀証ファイアーウォール規制の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月）において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等と弊害防止措置の実効性強化について方針が示されたことを受けて、内閣府令等の改正を行った（2022年6月施行）。

##### 4. 最良執行方針等の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」報告書（2021年6月）において、個人投資家に対する最良執行方針等をより価格を重視する方向に見直すこと及びSOR（Smart Order Routing）の透明化やレイテンシー・アービトラージへの対応に関して制度を見直すことの方針が示されたことを踏まえて、金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する政令等の改正を行った（2022年5月公布）。

##### 5. レバレッジ・インバース型ETF等の規制強化

レバレッジ・インバース型ETF等については一般的なETF等とは異なるリスク特性があることを踏まえ、広告・説明義務の強化や信用取引保証金率の引上げを内容とする内閣府令の改正を行った（2021年11月公布）。

#### II 金融商品取引所をめぐる動き

##### 1. 市場構造改革について

2022年4月、東京証券取引所はそれまで5つあった市場区分を3つの新市場（プライム、スタンダード、グロース）に再編する市場区分の見直しを実施した。また、これまで市場第一部と対象銘柄が同一であったTOPIXについて、市場区分から切り離し、市場代表性に加え投資対象としての機能性を高めることを目的とする見直しに着手した。

## 2. 東京証券取引所のシステム強靭化

2021年10月、東京証券取引所は、システム障害を契機とする市場のレジリエンス・利便性の向上や国際競争力の強化等の観点から、2024年度に立会時間の30分延伸を実現するため、検討・準備を開始した。

## Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

### 1. 店頭デリバティブ取引情報に関する識別子導入

店頭デリバティブ取引情報に関する国際的な議論等を踏まえ、識別子の導入等報告項目を拡充するため、内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した（2022年4月）。

### 2. 清算機関、振替機関等に対する監督指針の改正

清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正を行った（2022年6月）。

### 3. 外国清算機関免許制度に関する当局会合への参加

外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加した。

## IV 国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みであり、特に、海外では家賃等を含めた生活物価の急上昇が見られる国もある中、相対的に我が国で生活することの魅力が高まっている。また、大きな実体経済と株式市場、約2,000兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

### 1. 海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

- (1) 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続き（届出）による参入制度を創設（2021年11月22日施行）し、英語でのワンストップ対応の対象に加えた。
- (2) 海外の資産運用会社に加え、海外から新規に参入する、一定の要件を満たす海外の証券会社に対しても、事前相談、登録審査及び監督等を英語で行うべく、府令・告示等を改正した（2022年3月29日公布・施行）。
- (3) 拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、英語での登録が6件完了した（2022年6月末時点。変更登録含む。2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げからの累計数は8件）。
- (4) 投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続きガイドブック」につき、前述の簡素な手続き（届出）による参入制度の創設を踏まえた改訂（2021年11月）や、新たに我が国へ参入する海外の証券会社への英語での行政対応の拡大を踏まえた改訂（2022年3月）を行った。
- (5) 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録支援が3件完了

した（2022年6月末時点）。

## 2. 海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

(1) 国際金融センターの特設ウェブページにつき、海外資産運用業者等が必要とする情報を掲載したほか、公式 LinkedIn ページを開設（2022年1月）し、英語での情報発信を開始した。

(2) 国際金融センター関連施策（税制、在留資格、前述の簡素な手続き（届出）による参入制度の創設）や我が国での拠点開設・生活に役立つ情報を、分かりやすく発信するよう努めた。また、在外公館等とも連携し、セミナー等のプロモーションを行った（2020年7月以降、約50回のイベントに開催又は登壇を行い、延べ約4,800名の参加があった）。

(3) AI 翻訳サービスについて、金融庁の英語発信力強化に向けて、金融関係の翻訳精度の高い専用エンジンを搭載した金融専用モデルの実装を行った（2022年3月）。

## V 資産運用業の高度化

### 1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

### 2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

国内大手資産運用会社及びグループ親会社等との間で、経営体制、商品組成・提供・管理、目指す姿・強みの明確化の各課題について、改善やさらなる高度化に向けた取組みの進捗状況について対話を実施した。

資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信にくわえて、金融機関等の機関投資家向けの私募投信の状況についても、引き続き調査・分析を行った。

上述の調査分析結果や各資産運用会社との対話の状況を「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」としてとりまとめ、公表した（2022年5月）。

## 第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

### 第1節 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）

金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、以下の事項を盛り込んだ「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第61号）」が、2022年6月3日に成立し、同年6月10日に公布された。（別紙1参照）

- ① 電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段（いわゆるステーブルコインのうち、広く送金・決済手段として利用され得るもの）の交換等を行う電子決済手段等取引業の創設
- ② 複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設
- ③ 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務に関する規定の整備



# 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

(別紙1)

## 金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度を構築する必要

○ 海外における電子的支払手段（いわゆるステーブルコイン<sup>(注)</sup>）の発行・流通の増加  
(注) 利用者保護等に課題があるとの指摘

○ 銀行等における取引モニタリング等の更なる実効性向上の必要性の高まり<sup>(注)</sup>  
(注) 銀行界においてマネロン対応の共同化の動き

○ 高額で価値の電子的な移転が可能な前払式支払手段の広がり

### 電子決済手段等への対応

#### 電子決済手段等取引業等の創設

- 適切な**利用者保護等**を確保するとともに、分散台帳技術等を活用した**金融イノベーションに向けた取組み等を促進**
  - 電子決済手段等の発行者（銀行・信託会社等）と利用者との間に立ち、**以下の行為を行う仲介者**について、登録制を導入
    - [対象行為] > 電子決済手段の売買・交換、管理、媒介等  
> 銀行等を代理して預金債権等の増減を行う行為
    - [参入要件] 一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等
    - [規制内容] 利用者への情報提供、体制整備義務等
    - [監督] 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等
- 【資金決済法第2条、第62条の3～第62条の24等】  
【銀行法第2条、第52条の60の3～第52条の60の35等（信用金庫・信用組合の関連法も同様に措置）】
- ※ 電子決済手段；不特定の者に対して代価の弁済に使用すること等ができる通貨建資産であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの等
  - ※ 電子決済手段に該当する一定の信託受益権について金融商品取引法の適用対象から除外し、発行者となる信託会社等について資金決済法等の規律を適用  
【金融商品取引法第2条等】 【資金決済法第37条の2等】
  - ※ 預金債権の増減を行う電子決済等取扱業者について、預金保険機構による報告、資料の提出命令、立入検査等に関する規定を整備  
【預金保険法第37条等】
  - ※ 仲介者たる電子決済手段等取引業者及び電子決済等取扱業者について、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務等に関する規定を整備  
【犯罪収益移転防止法第2条等】

### 銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応

#### 為替取引分析業の創設

- 預金取扱金融機関等の委託を受けて、為替取引に関し、**以下の行為を共同化して実施する為替取引分析業者**について、**業務運営の質を確保**する観点から、許可制を導入 【資金決済法第2条、第63条の23～第63条の42等】
- [対象行為] > 顧客の制裁対象者該当性の分析等（取引フィルタリング）  
> 「疑わしい取引」該当性の分析等（取引モニタリング）
- [参入要件] 一定の財産的基礎、業務を適正かつ確実に遂行できる体制等
- [規制内容] 情報の適切な管理、体制整備義務等
- [監督] 報告、資料の提出命令、立入検査、業務改善命令等

### 高額電子移転可能型前払式支払手段への対応

- **高額電子移転可能型前払式支払手段**の発行者について、不正利用の防止等を求める観点から、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務等に関する規定を整備
  - ※ 高額電子移転可能型前払式支払手段；電子情報処理組織を用いて高額の価値移転等を行うことができる第三者型前払式支払手段等  
【資金決済法第3条、第11条の2等】  
【犯罪収益移転防止法第2条等】

## 第2節 保険業法の一部を改正する法律（令和4年法律第11号）

保険業を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、保険契約者等の保護を的確に行うため、令和4年3月31日までとされていた生命保険契約者保護機構が行う資金援助等に関する政府補助の措置を令和9年3月31日まで延長することを内容とする「保険業法の一部を改正する法律」が、令和4年3月31日に公布・施行された。

### 第3節 ITの進展等への対応

#### I デジタル・イノベーションの推進

経済社会全体のデジタル化が加速する中、民間事業者においても、ブロックチェーンや人工知能（AI）等の革新的技術やオープンAPIを活用した多様な金融商品・サービスの提供が進んでいるほか、新興国を中心に、経済成長を促す観点からデジタル金融サービスによって金融包摂を進める動きも見られる。利用者保護の確保を図りつつ、企業の生産性や利用者利便の向上を実現するため、金融分野におけるデジタル・イノベーションを一層推進していくことが重要である。

こうした視点を踏まえ、2021 事務年度においては、以下の取組みを推進した。（別紙1参照）

- ・デジタル・イノベーション支援の取組み
- ・フィンテック・ステークホルダーとの交流
- ・ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

##### 1. デジタル・イノベーション支援の取組み

FinTech サポートデスク、FinTech 実証実験ハブにおいて、フィンテックに関する事業者の事業環境の相談等に一元的に対応した。（別紙2、3参照）2021 事務年度において、FinTech サポートデスクでは、306 件の相談を受け付けたほか、FinTech 実証実験ハブでは、3 件の支援を終了し、実証実験結果を公表した。（別紙4参照）

##### 2. フィンテック・ステークホルダーとの交流

国内のフィンテック事業者等とは、庁外拠点を活用して恒常的に対話を行っているほか、2022 年6月にはFintech協会と連携し、事業者との意見交換を行うミートアップを2年半ぶりに対面形式で開催した。また、関係機関と連携して、海外のフィンテック事業者と日本の金融機関等との交流を行う海外ミートアップも実施した。

2022 年3月にフィンテック等に関する国際カンファレンス「FIN/SUM2022」を開催し、分散型金融や埋込型金融、クライメート（気候）テックなどの主要課題について、ビジネス関係者や技術者、学識経験者、当局者などの多様な関係者による議論を行った。（別紙5参照）

##### 3. ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

「Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)」の活動に貢献したほか（別紙6参照）、ブロックチェーン国際共同研究プロジェクトを通じて、主要なDefiプロジェクトの事例分析等を行い、分散型金融システムのトラストチェーンにおける技術リスク等について議論・検討し研究報告書を公表した。

## II 金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク

「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ（以下「同サポートハブ）」では、これまでに支援決定したプロジェクト（5件）のうち、2件の支援を終了し、それぞれ最終報告書を公表した（2021年11月及び2022年5月。残り3件については支援を継続中、別紙7参照）。また、同サポートハブについて、基幹系システムに限らず情報系システムや外部システムとのAPI連携等を含む先進的な取組みも相談対象として拡充し、「金融機関システム・フロントランナー・サポートデスク」として刷新した（2021年11月、別紙8参照）。

## III プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法（2018年6月6日施行）に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度（いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」）が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。なお、生産性向上特別措置法は、2021年6月16日に廃止されたものの、同制度は、産業競争力強化法（2021年6月16日改正）に移管され、恒久化された。

2021事務年度においては、金融庁として、新たに認定した実証計画はない。

# デジタル・イノベーションの推進に向けた取組み

(別紙1)

- デジタイゼーションを金融サービスに取り入れ、利用者利便を飛躍的に向上させる。そのため、事業者によるイノベーションを支援し、利用者目線での金融サービス高度化を実現させる。また、自発的・能動的な情報収集を通じて、国内外における先進的な金融サービスの事例を常に把握し、当庁の政策立案機能を強化する。

## デジタル・イノベーション支援の取組み

- FinTechサポートデスク
- FinTech実証実験ハブ

## フィンテック・ステークホルダーとの交流

- 金融庁と国内フィンテック事業者とのミートアップ
- 海外のフィンテック事業者と日本の金融機関等とのミートアップ
- FinTechサポートデスク、FinTech実証実験ハブの出張相談
- FIN/SUM2022

## ブロックチェーン等の技術や分散型金融システムの課題解決に向けた取組み

- Blockchain Governance Initiative Network (BGIN)、ブロックチェーン・ラウンドテーブル
- ブロックチェーン国際共同研究

## 情報収集

- フィンテックに係るビジネス・技術の動向に関する金融機関やスタートアップ企業、ITベンダー等へのヒアリング

# FinTechサポートデスク

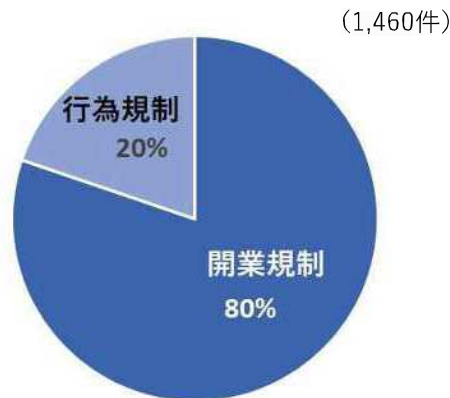
(別紙2)

- フィンテックに関する事業を営んでいる、または、新たな事業を検討している事業者等からの開業規制の法令解釈等に関する相談に**ワンストップ**で対応する窓口として、2015年12月14日、「FinTechサポートデスク」を開設。

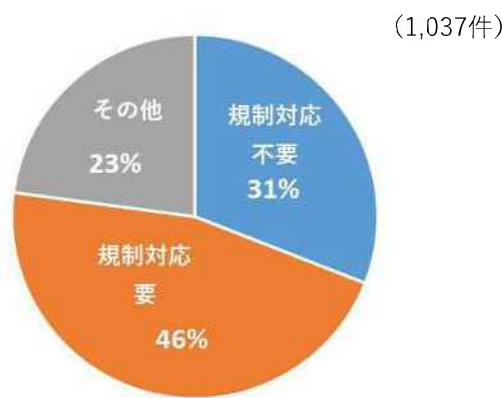
TEL : 03-3506-7080
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、**平均5営業日以内**に対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

- ✓ 開設（2015年12月14日）以来、2022年6月末までに、**問合せ総数は1,709件**。
- ✓ 法令解釈に関する問合せ1,460件の内、開業規制（事業開始にあたっての許可・登録の要否）に関するものが約8割（1,163件）。行為規制に関するものは約2割（297件）。
- ✓ 相談終了済案件（1,037件）の内、規制がかからないとの回答をしたものは約3割、**回答期間は平均5営業日以内**。

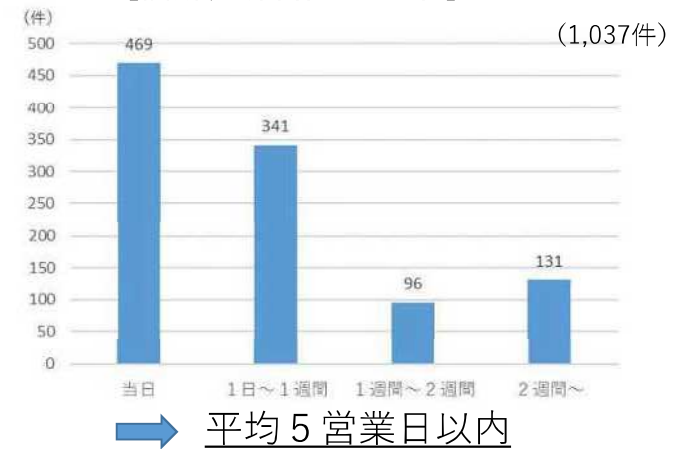
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



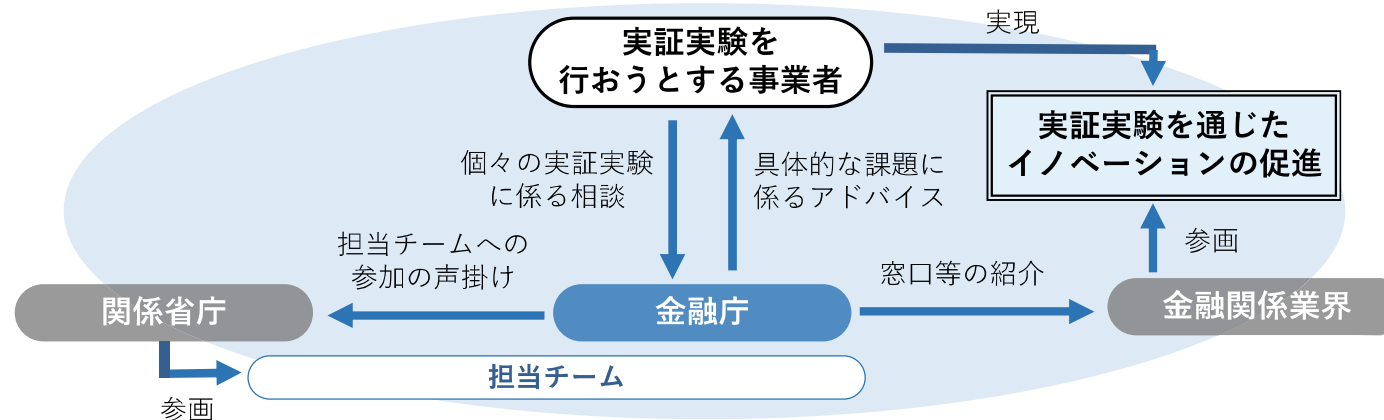
## FinTech実証実験ハブ

(別紙3)

- フィンテック企業や金融機関が、**前例のない**実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、2017年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

TEL : 03-3581-9510  
Email : pochub@fsa.go.jp

- ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- 個々の実験ごとに、
  - ✓ 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
  - ✓ 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



## FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(別紙4)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャルグループ デロイトトーマツグループ等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ホケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	2021年 12月24日
6	みずほ銀行 グーグル・クラウド・ジャパン 野村総合研究所 大日本印刷	顧客の生体情報とスマートフォン等の位置情報を活用した、本人認証及び顧客管理の高度化に係る実証実験	2020年 4月10日	2022年 3月25日
7	新生銀行 三井住友DSアセットマネジメント ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント アストマックス投信投資顧問	投資信託の目論見書に係る電子交付の高度化に向けた実証実験	2020年 5月29日	2022年 6月28日
8	三菱UFJ信託銀行 BHI	購買履歴情報を活用した情報銀行サービスの実施に向けた実証実験	2020年 8月27日	2022年 7月29日



日本経済新聞社との共催で6回目の開催。金融庁主催シンポジウムでは、金融が気候変動等の社会課題の解決に寄与し、経済の持続的成長に資するものとして進化いくことが必要であるとの認識の下、「Scaling Finance for Sustainable Growth」をテーマに、以下7つのセッションを設け、議論を行った。

### 【3/30 金融庁シンポジウム・プログラム】\*モデレーター

#### 開会挨拶

鈴木俊一（財務省 財務大臣、内閣府 特命担当大臣（金融））

#### セッション1. 拡大する分散型金融への対応

ヤツェク・チャルネッキ（MakerDAO/ハーバード大学）、松尾真一郎（ジョージタウン大学）、パレリー・シュェパニャク（米国証券取引委員会）、松尾元信（金融庁）、\*牛田遼介（金融庁）

#### セッション2. クライメイトテックの現状と未来

カワモリ・ケンタロウ（Persefoni AI）、北祐樹（Gaia Vision）、末廣孝信（三井住友銀行）、馬田隆明（FoundX）、\*池田賢志（金融庁）

#### セッション3. 責任ある行動が導くデジタルイノベーション

河合祐子（Japan Digital Design）、野村充（富山第一銀行）、須藤憲司（Kaizen Platform）、\*三木康平（金融庁）

#### セッション4. 世界に開かれた国際金融センターの実現

スティーブン・フィッツジェラルド AO（AIM）、伊藤隆敏（コロンビア大学）、大関洋（ニッセイアセットマネジメント）、高田英樹（金融庁）、\*中川彩子（金融庁）

#### セッション5. 日本における新たな金融サービスの現状と展望

小野沢宏晋（GMOあおぞらネット銀行）、山本真人（メルペイ）、尾崎有（金融庁）、\*丸山弘毅（インフキュリオン）

#### セッション6. ブロックチェーン時代のAML/CFT: FATF改訂暗号資産ガイダンスと今後の展望

ペレ・ブラエンドガード（Notabene）、ジョン・フィッシュマン（米財務省）、ケン・メンツ（FATF）、マルコム・ライト（Global Digital Finance）、\*羽瀨貴秀（金融庁）

#### セッション7. 金融・決済インフラの未来

神山一成（日本銀行）、楠正憲（デジタル庁）、沖田貴史（ナッジ）、中島淳一（金融庁）、\*三浦知宏（金融庁）

#### 閉会挨拶

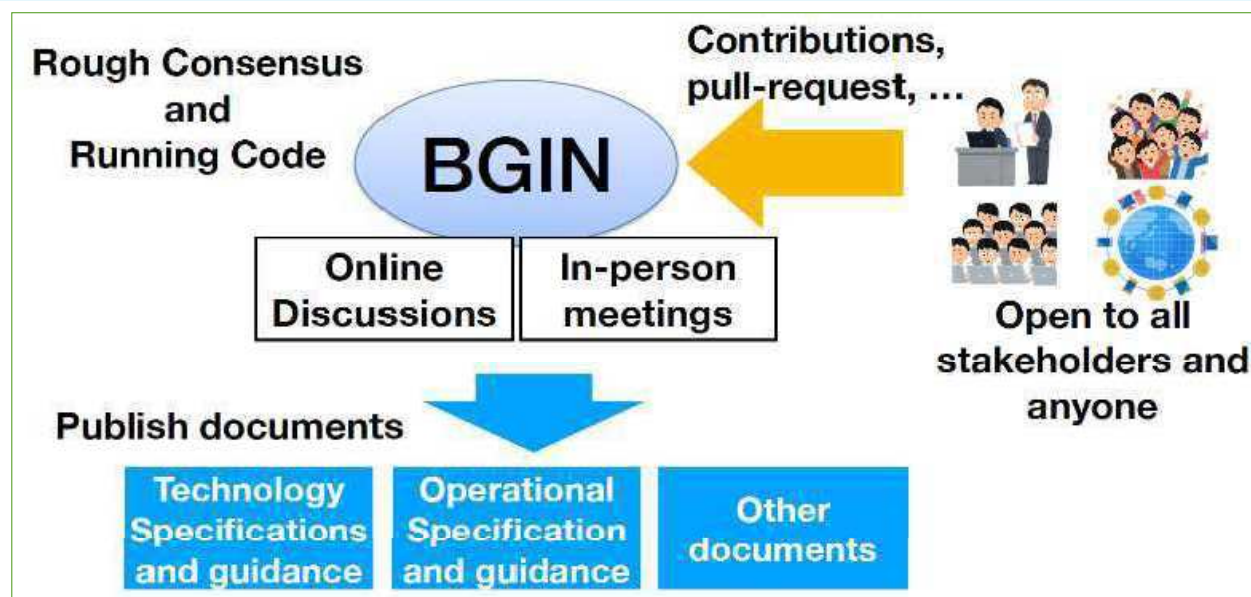
黄川田仁志（内閣府副大臣（金融））



# BGIN[Blockchain Governance Initiative Network]

(別紙6)

- ブロックチェーンコミュニティの持続的な発展のため、全てのステークホルダーの共通理解の醸成や直面する課題解決に向けた協力を行うためのオープンかつ中立的な場を提供することを目的として2020年3月に設立。2019年のG20大阪首脳宣言とも整合的な取組みであり、金融庁からも初期メンバー（Initial Contributors）として2名が参加しており、事務局機能の中心的役割も担っている。
- 2021事務年度は、第4回・第5回オンライン会合（2021年11月、2022年4月）での議論に積極的に貢献したほか、ワーキンググループにおけるドキュメント策定作業への貢献等を行った。



<https://bgin-global.org>

## 活動目標

- オープンかつグローバルで中立的なマルチステークホルダー間の対話形成
- 各ステークホルダーの多様な視点を踏まえた**共通な言語と理解の醸成**
- オープンソース型のアプローチに基づいた**信頼できる文書とコードの不断の策定**を通じた学術的基盤の構築

## 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブの設置

(別紙7)

これまで金融機関のサービスを支えてきた基幹系システムについては、肥大化や複雑化の結果、デジタルイノベーションの恩恵を利用者にもたすための機動的な対応が困難になったり、過大なコスト負担を生じさせるなどの課題が指摘される。一方、一部の金融機関等では、こうした課題を乗り越え、迅速なアプリケーション開発や外部サービスとの機動的な接続等を目指した前向きなチャレンジも始まっている。

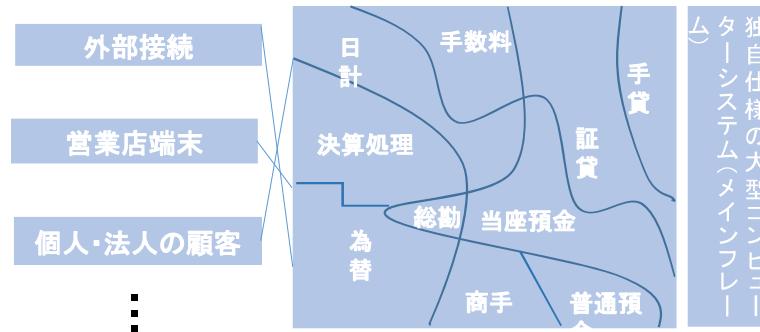
こうした金融機関の基幹系システムに関する先進的な取組みに対して、法令解釈等の機能に加えて、ITガバナンスやITに関するリスク管理等システムモニタリングの観点から支援するため、「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を令和2年3月に設置した。

TEL: 03-3581-9510 Email: pochub@fsa.go.jp

①社会的意義、②先進性、③利用者保護、④遂行可能性の観点から支援の可否を判断。支援決定後は、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、支援。

### (例) 銀行の勘定系システムの場合のイメージ

#### 課題のある現行のシステム



#### 新しい取組みの例

##### ✓ オープン系システム

公開されている仕様で構築された環境の中で複数のベンダーが開発するソフトウェアや機器を組み合わせることで構築されるシステムで、製品の柔軟な選択が可能。

##### ✓ コンポーネント化・マイクロサービス化

独立して実装する各機能・サービスの構成要素を疎結合で構築することで、システム変更の影響を極小化することが可能。

##### ✓ クラウド化

勘定系システムをパブリッククラウド上に実装することで、自前のシステム資源を持たずに、必要なシステムリソースの適時調達が可能。また、ハードウェアのメンテナンスから解放される。加えて、クラウド経由で提供されるAI等の新技術活用が容易に可能。

(注) 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブは、銀行等の預金取扱金融機関に限定したものではありません。

## 基幹系システム・フロントランナー・サポートハブにおける受付状況

(別紙8)

	申込者	支援決定 公表日	案件概要
1	静岡銀行	2020年 4月30日	オープン系技術を活用した記帳決済システム導入でハードウェアやロケーションの自由選択を可能とすること、システム機能のコンポーネント化により外部サービスとの機動的な接続を可能とすること等を検討。
2	第一生命	2020年 6月30日	既存の契約管理機能を中心とした基幹系システムについて、コアとなる顧客・契約データの管理・保存等をオン・プレミス環境に残しつつ、外部連携・データ分析等に関する機能をクラウド基盤に構築することで、新たなサービス実現と運用の効率化の両立を図る。
3	みんなの銀行 ゼロバンク・デザイン ファクトリー	2021年 5月25日	勘定系システムを、マイクロサービスの疎結合型構成で、パブリッククラウド(Google Cloud Platform)上にアジャイル開発することで、柔軟性や拡張性を実現。さらに、API接続を通じて金融機能等を他の事業者にも提供するBaaS型ビジネスを目指す。
4	横浜銀行	2021年 5月28日	外部サービスや銀行の営業関係のシステムと勘定系システムを連携するための基盤(オンラインデータ連携基盤)を設け、この部分を「戦略領域」と位置づけ、柔軟かつ低コストでの機能追加を実現する一方、勘定系システムは「非戦略領域」と位置づけ、オープン系システムへの転換でコスト削減を図るとともに、機能追加は厳選して追加コストを抑制する。

## 第4節 休眠預金等活用法に関する取組み

### I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

※休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

### II 2021 事務年度の取組み

休眠預金等活用法第48条（政府による周知）の規定に基づき、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等も預金者等が返還請求を行えること等について、広く国民に周知を図るため広報活動を行った。具体的には、政府広報テレビ番組への出演のほか、デジタル化の進展も踏まえ、インターネット広告の継続実施、WEB動画の作成・配信や当庁ウェブサイトのリニューアルなどの活動を行い、休眠預金等の仕組みに関する認知度のさらなる向上を図った。

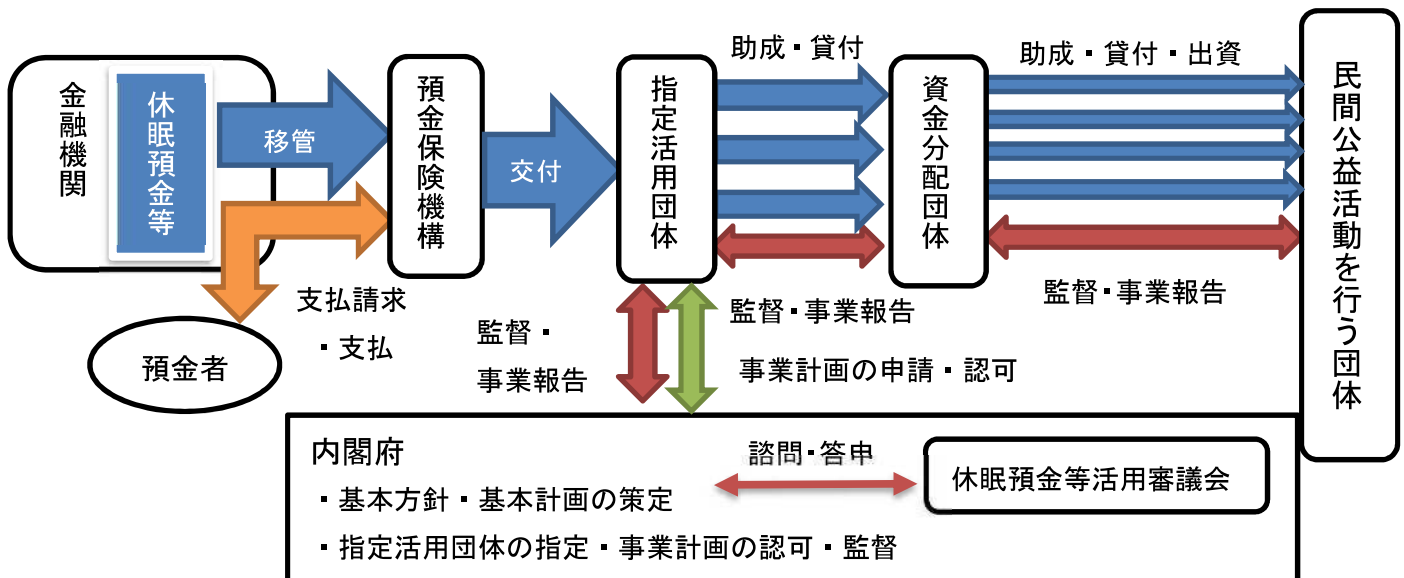
# 民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

## 1 法律の背景

- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等  
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

## 2 法律の概要

- ①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】
  - 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
  - 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
  - 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
  - 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
  - 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
  - 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外
- ②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

## 第5章 審議会等の活動状況

### 第1節 金融審議会等

#### I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

#### II 2021事務年度の開催実績

##### 1. 総会・金融分科会合同会合

- (1) 第47回総会・第35回金融分科会合同会合（2021年9月13日開催）  
（別紙3参照）
- (2) 第48回総会・第36回金融分科会合同会合（2021年11月22日開催）  
（別紙4参照）
- (3) 第49回総会・第37回金融分科会合同会合（2022年1月31日開催）  
（別紙5参照）

##### 2. ワーキング・グループ等

###### (1) 市場制度ワーキング・グループ

開催実績：2021年10月以降、8回にわたり、開催。

メンバー：（別紙6参照）

報告書：

- ・「市場制度ワーキング・グループ 中間整理」（2022年6月22日公表）（別紙7参照）

###### (2) ディスクロージャーワーキング・グループ

開催実績：2021年9月以降、9回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

- ・「ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー」（2022年6月13日公表）（別紙9参照）

###### (3) 資金決済ワーキング・グループ

開催実績：2021年9月以降、5回にわたり、開催。

メンバー：（別紙10参照）

報告書：

- ・「資金決済ワーキング・グループ報告」（2022年1月11日公表）

※報告書は以下リンクを参照

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20220111/houkoku.pdf)

(4) 公認会計士制度部会

開催実績：2021年11月以降、3回にわたり、開催。

メンバー：（別紙11参照）

報告書：

- ・「公認会計士制度部会報告－上場会社の監査品質の確保と公認会計士の能力発揮に向けて－」（2022年1月4日公表）（別紙12参照）

(5) デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

開催実績：2021年7月以降、6回にわたり、開催。

メンバー：（別紙13参照）

報告書：

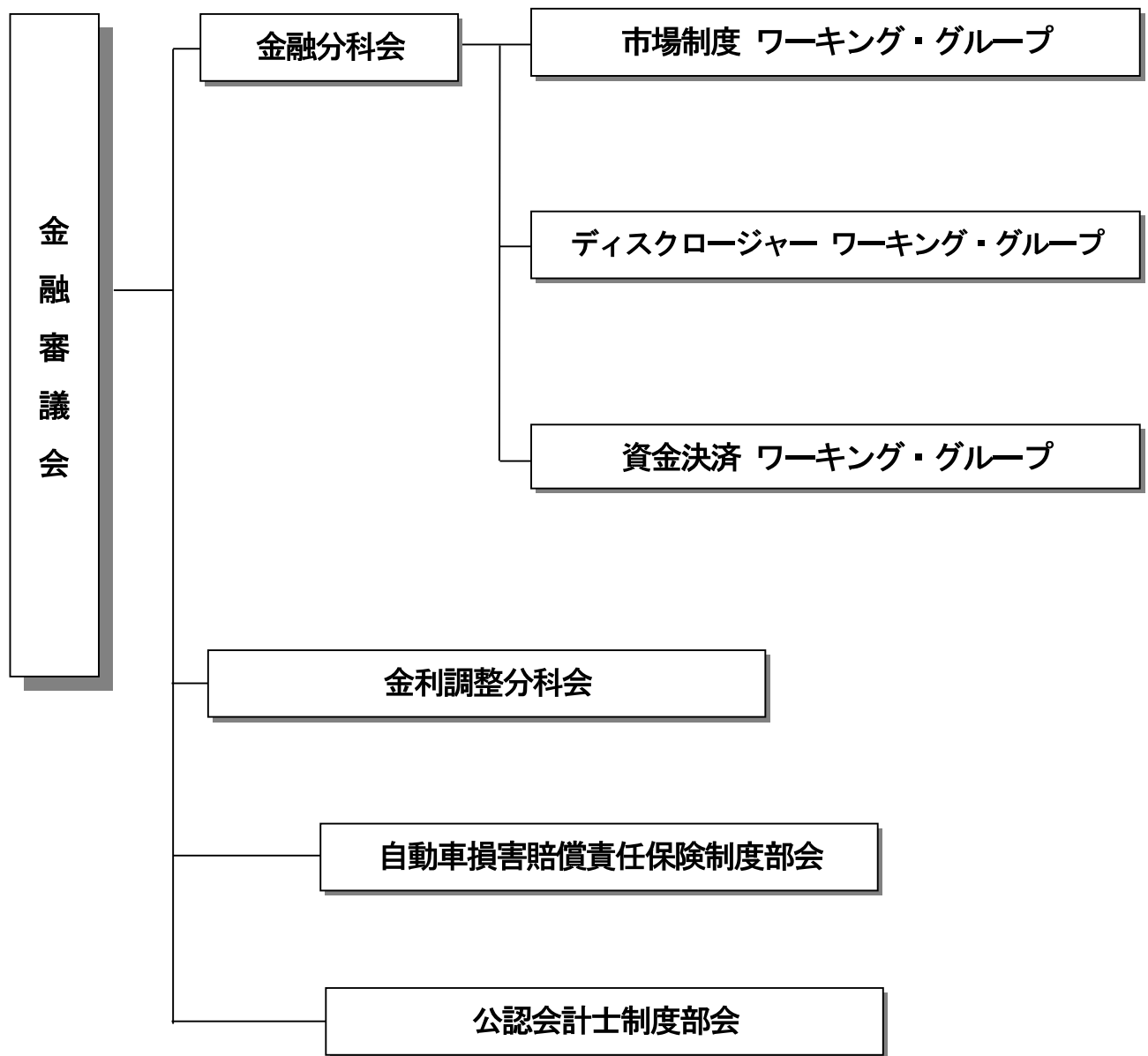
- ・「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」  
中間論点整理：（2021年11月17日公表）  
※報告書は以下リンクを参照

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211117/seiri.pdf>

- (注) いわゆるステーブルコインについては、速やかな制度的対応が必要とされ、上記(3)の資金決済ワーキング・グループにおいて、更なる議論が展開された。



## 金融審議会の構成



---

## その他有識者会議

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会

# 金融審議会委員名簿

(別紙2)

令和3年11月22日現在

会	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委	員	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
		翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
		川口 恭弘	同志社大学法学部教授
		河村 芳彦	株式会社日立製作所 代表執行役専務
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
		小林 いずみ	ANAホールディングス株式会社社外取締役
		佐古 和恵	早稲田大学基幹理工学部教授
		佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
		富田 珠代	日本労働組合総連合会総合政策推進局総合局長
		原田 喜美枝	中央大学商学部教授
		福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
		松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授
		山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
		山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
		吉戒 孝	福岡キャピタルパートナーズ会長
		渡辺 安虎	東京大学大学院経済学研究科教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

## 第47回金融審議会総会・第35回金融分科会 議事次第

日時：令和3年9月13日(月) 13:00～14:30

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室

及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶及び諮問
3. デジタル・分散型金融を巡る動向と今後の課題
4. 会計監査を巡る動向
5. 金融行政方針について
6. 討議
7. 閉会

## 第48回金融審議会総会・第36回金融分科会 議事次第

日時：令和3年11月22日(月)10:30~12:00

場所：中央合同庁舎第7号館9階905B会議室  
及び オンライン形式

1. 開会

2. 政務挨拶及び諮問

3. 事務局説明

(1) 「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する  
研究会」中間論点整理

(2) 金融庁の経済対策項目について

4. 討議

5. 閉会

## 第49回金融審議会総会・第37回金融分科会 議事次第

日時：令和4年1月31日（月）13：00～14：30

場所：中央合同庁舎第7号館13階 共用第1特別会議室  
及び オンライン形式

1. 開会
2. 政務挨拶
3. 諮問事項にかかる報告
4. 討議
5. 閉会

「市場制度ワーキング・グループ」メンバー名簿

2022年4月25日現在

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委員	有吉 尚哉	弁護士(西村あさひ法律事務所)
	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
	上柳 敏郎	弁護士(東京駿河台法律事務所)
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	佐々木百合	明治学院大学経済学部教授
	武田 洋子	三菱総合研究所 研究理事 シンクタンク部門副部門長兼政策・経済センター長
	野村亜紀子	野村資本市場研究所研究部長
	原田喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	松尾 健一	大阪大学大学院高等司法研究科教授
	松岡 直美	ソニーグループ(株)執行役員 (日本経済団体連合会 金融・資本市場委員会 資本市場部会長)
	松本 勝	VISITS Technologies(株)代表取締役 (日本経済団体連合会 スタートアップ委員会 スタートアップ政策タスクフォース座長代理)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授

オブザーバー 全国銀行協会 国際銀行協会 日本証券業協会  
投資信託協会 日本投資顧問業協会 第二種金融商品取引業協会  
日本 STO 協会 証券・金融商品あっせん相談センター 信託協会  
生命保険協会 日本プライベート・エクイティ協会  
日本ベンチャーキャピタル協会 日本取引所グループ  
財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

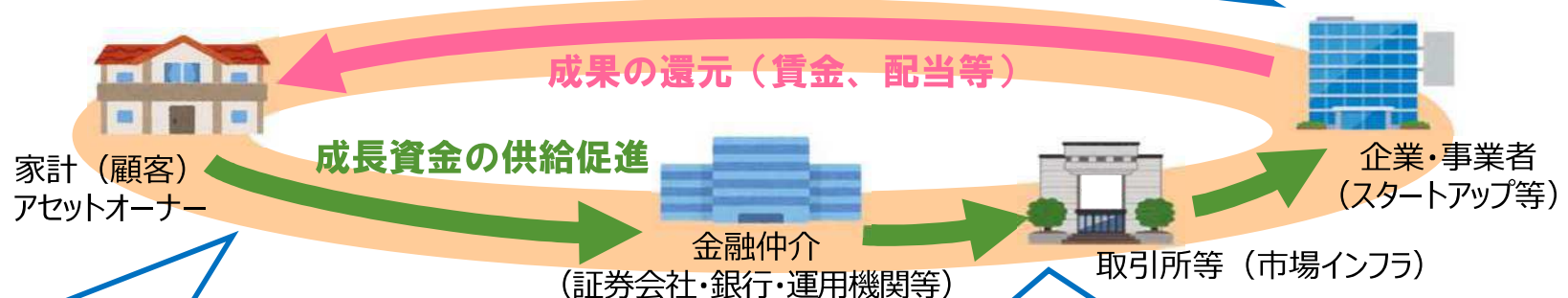
- 成長・事業再生資金の供給により持続的な経済成長を実現するとともに、家計の適切な金融商品の選択を通じて成長の成果を還元し資産所得を増加させる、「成長と分配の好循環」の実現のための施策について整理。
- 具体的な対応策を示した事項については、順次実施。その他の事項については、引き続き、市場制度ワーキング・グループにおいて検討。

## I. 成長・事業再生資金の円滑な供給

課題：我が国スタートアップへの資金供給が、欧米と比べてなお小規模。

対応：○機関投資家からの資金供給の拡大

○スタートアップ企業の上場プロセス等の見直し



## II. 経済成長の成果の家計への還元促進

課題：我が国家計では「貯蓄から資産形成」の動きが限定的で、金融資産の伸びが欧米と比べ低い。

対応：○金融事業者による顧客本位の業務運営の確保

○金融リテラシーの向上

## III. 市場インフラの機能向上

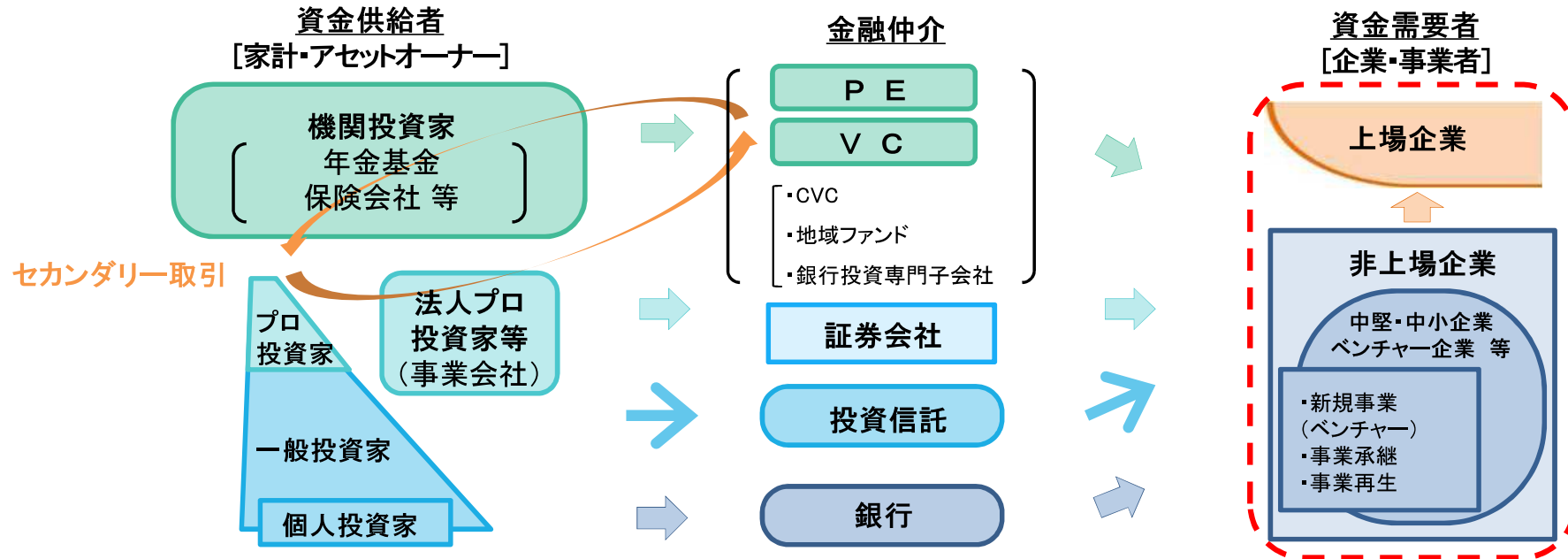
課題：上場株式の取引の場が限定的。また、上場株式以外の金融商品の流通が不十分。

対応：○非上場株式や証券トークンの適切な流通の確保

○上場株式等の市場間競争の促進

# I. 成長・事業再生資金の円滑な供給

- スタートアップ・非上場企業の成長を支えるため、機関投資家（アセットオーナー等）による資金供給の拡大や、企業の持続的な成長に資する上場等に関する取組を進める。



## スタートアップ・非上場企業への成長・事業再生資金の円滑な供給

- **アセットオーナー等によるVC投資等の拡大**
- **投資信託への非上場株式の組み入れ**に関する枠組みの整備
- 機関投資家等による**非上場株式のセカンダリー取引の円滑化**
- **地域企業の事業再生・事業承継の円滑化**に向けた勧誘可能な**非上場株式の取引の範囲拡大**
- デットファイナンスの拡充（「**事業成長担保権（仮称）**」について検討）  
※銀証ファイアーウォール規制に関連する制度のあり方について、引き続き検討

## 企業の成長に資する上場等のあり方

- **企業特性に合わせた取引所の上場審査**を実現（先端的領域で事業を行う企業の審査における第三者評価の活用等）
- 取引所において**ダイレクトリスティング**（注）**を利用しやすい環境**を整備  
（注）証券会社による引受けを伴わずに新規上場する方式



## Ⅱ. 経済成長の成果の家計への還元促進

- 安定的な資産形成を促し、資産所得を増加させるためには、金融事業者による顧客本位の業務運営を確保することが必要。併せて、家計自体の金融リテラシーを向上させていくことが重要。
- 金融事業者による顧客本位の業務運営の確保のためには、顧客に対する適切な勧誘・助言や、顧客ニーズに沿った金融商品組成等が行われるような制度的枠組み等について総合的に検討していくことが必要。

### 経済成長の成果の家計への還元に向けた総合的アプローチ

#### 金融リテラシーの向上

- 関係機関・団体との連携を強化しつつ、学校や職域における金融経済教育を支援

#### 顧客本位の業務運営の確保

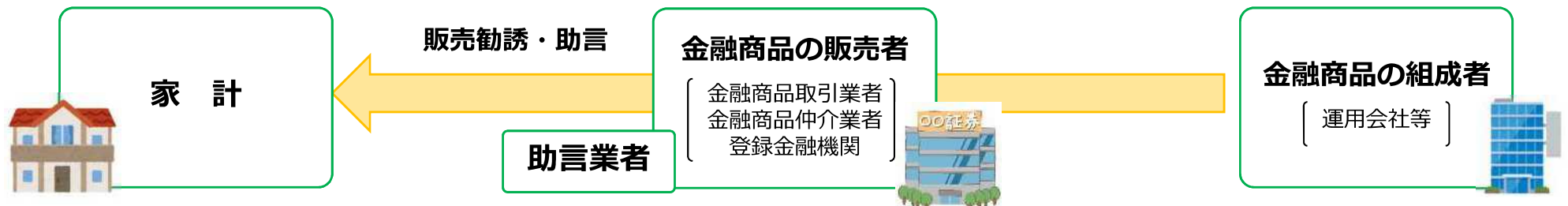
顧客本位の業務運営を支える制度的枠組み

#### 適切な勧誘・助言、顧客への情報提供の充実

- 販売事業者による投資助言業兼業の環境整備、適切な勧誘・助言が行われる制度的枠組み
- デジタルツールも活用した情報提供の充実

#### プロダクトガバナンス<sup>(注)</sup>の確保、資産運用業の高度化

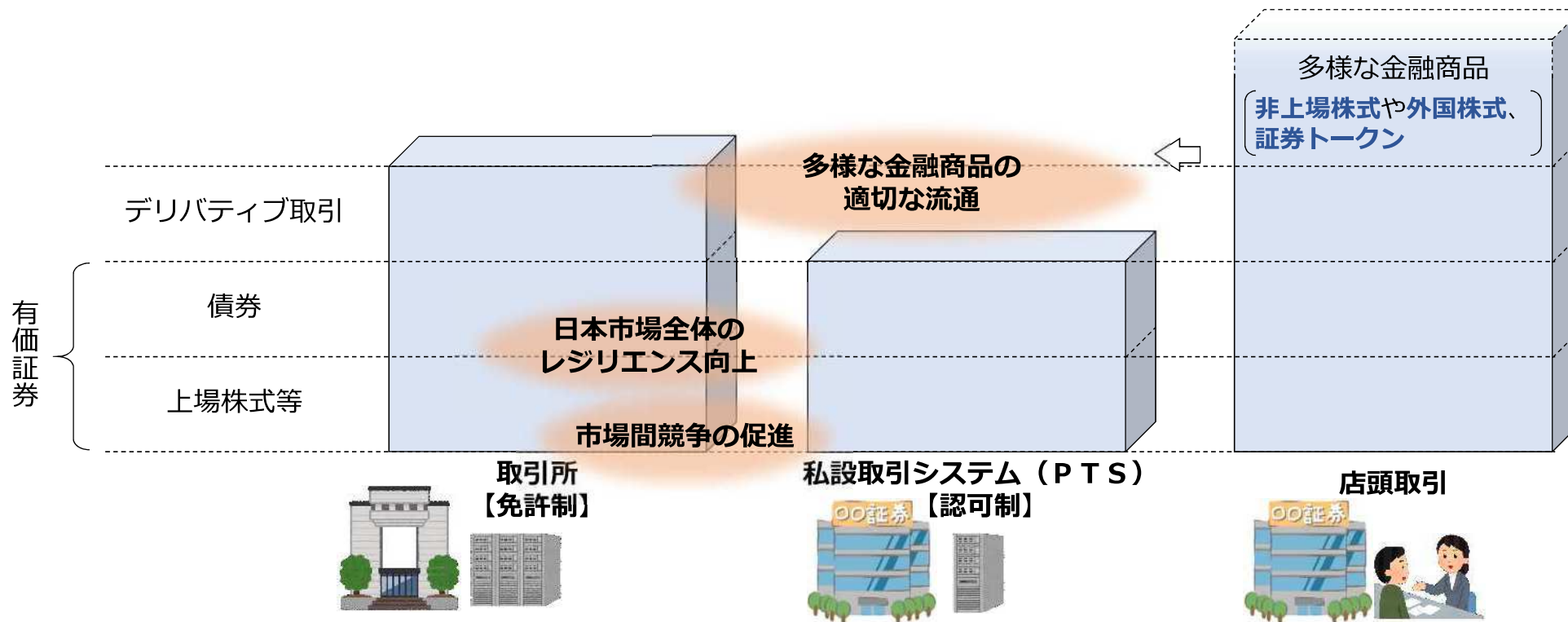
- 顧客の最善の利益に適った金融商品組成や手数料設定、商品性の情報提供
- 独立社外取締役等による評価及び検証
- 二種ファンドの募集・運用の適切性の確保



(注) 想定する顧客を明確にし、その利益に適う商品を組成するとともに、そうした商品が想定した顧客に必要な情報とともに提供されるよう、販売にあたる金融事業者に必要な情報提供や、これらの評価・検証等を行うこと

### Ⅲ. 市場インフラの機能向上

- 金融商品の「取引の場」としては、①東証などの取引所のほか、②証券会社が運営する私設取引システム（P T S）、③証券会社の店頭取引がある。
- 多様な有価証券の適切な流通の確保や、市場間競争の促進などの観点から、P T Sの機能を向上。



#### 上場株式等の取引プラットフォーム

- 不公正取引への対応を強化しつつ、P T Sが上場株式等を取り扱う場合の売買高の上限緩和について検討

#### 非上場有価証券等の取引プラットフォーム

- 非上場株式や証券トークン等の流通におけるP T Sの積極的な活用に向け、認可審査について、以下を実施
  - ・ 審査内容・手続の明確化
  - ・ 取扱商品・取引高に応じた認可基準の適切な設定
  - ・ 認可手続の迅速化
- 投資家保護のため、取扱商品の適切性を確認する枠組みを構築

「ディスクロージャーワーキング・グループ」メンバー名簿

令和3年9月2日現在

座 委	長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科 教授
	員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 統括部長
		上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所 主任研究員
		上柳 敏郎	東京駿河台法律事務所 弁護士
		近江 静子	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社 インベストメント・スチュワードシップ統括責任者エグゼクティブ ディレクター
		神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
		清原 健	清原国際法律事務所 代表弁護士
		熊谷 五郎	みずほ証券株式会社グローバル戦略部産官学連携室 上級研究員 公益社団法人日本証券アナリスト協会 企業会計部長
		黒沼 悦郎	早稲田大学大学院法務研究科 教授
		小林 いずみ	ANA ホールディングス株式会社 社外取締役
		佐々木 啓吾	住友化学株式会社 常務執行役員
		三瓶 裕喜	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
		高村 ゆかり	東京大学未来ビジョン研究センター 教授
		田代 桂子	株式会社大和証券グループ本社 取締役兼執行役員副社長(海外担当兼 SDGs 担当)
		永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人
		中野 貴之	法政大学キャリアデザイン学部 教授
	藤村 武宏	三菱商事株式会社 サステナビリティ・CSR 部長	
	松元 暢子	学習院大学法学部 教授	

オブザーバー

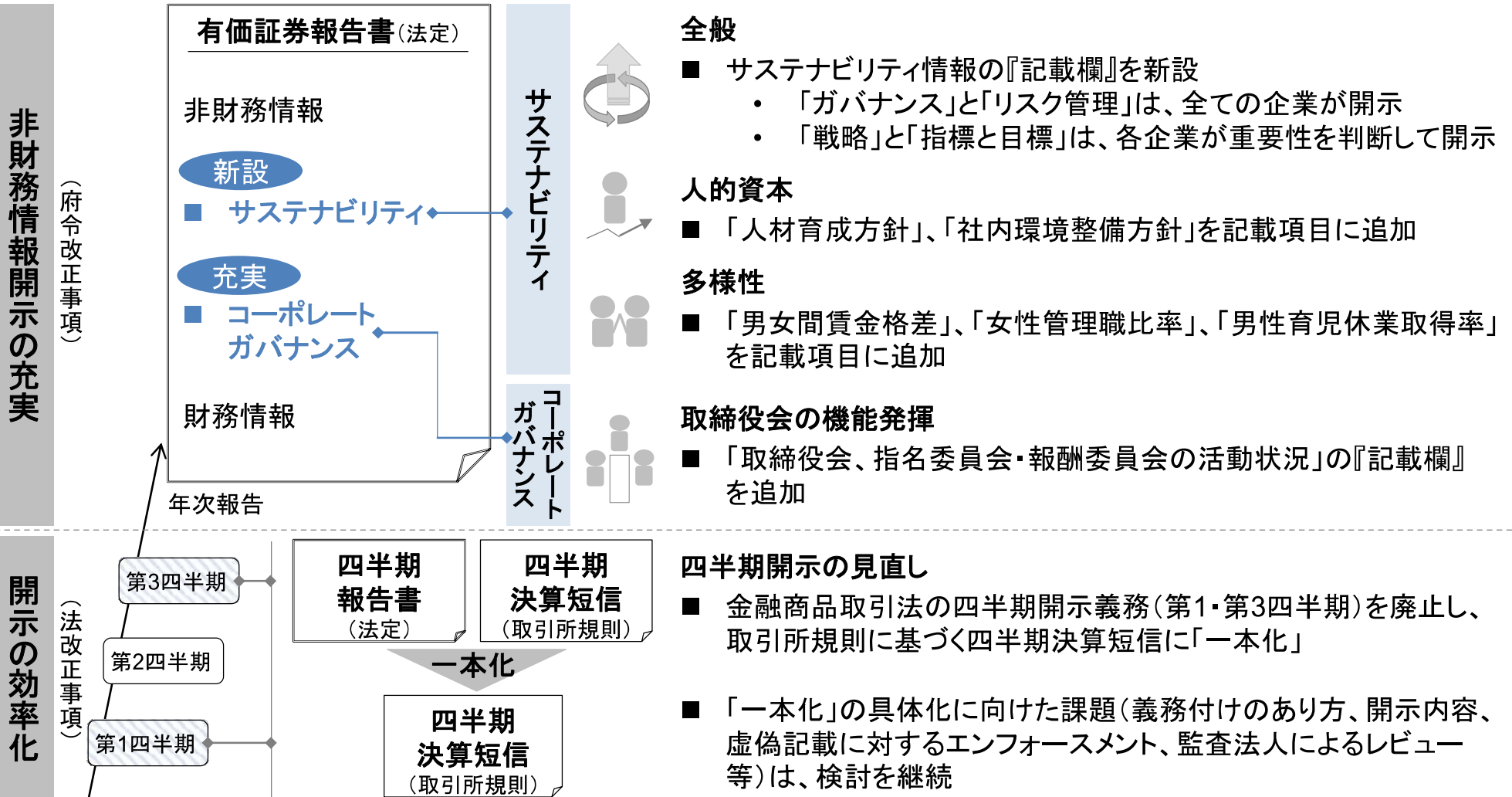
全国銀行協会 東京証券取引所 日本監査役協会  
日本経済団体連合会 日本公認会計士協会 日本証券業協会  
日本労働組合総連合会 法務省 財務省 経済産業省 日本銀行

(敬称略・五十音順)

# 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

(別紙9)

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

「資金決済ワーキング・グループ」メンバー等名簿

2021年10月13日現在

座長	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
委員	石井夏生利	中央大学国際情報学部教授		
	井上 聡	弁護士（長島・大野・常松法律事務所）		
	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長		
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事		
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
	坂 勇一郎	弁護士（東京合同法律事務所）		
	末富 純子	弁護士（ベーカー&マッケンジー法律事務所）		
	巽 智彦	東京大学大学院法学政治学研究科准教授		
	西川 嘉彦	PwC あらた有限責任監査法人パートナー		
	松井 智予	東京大学大学院法学政治学研究科教授		
	森下 哲朗	上智大学法学部教授		
オブザーバー	全国銀行協会	全国地方銀行協会	第二地方銀行協会	
	国際銀行協会	全国信用金庫協会	全国信用組合中央協会	
	日本資金決済業協会	警察庁	財務省	
	農林水産省			

(敬称略・五十音順)

## 金融審議会公認会計士制度部会委員等名簿

(令和3年11月29日現在)

部会長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
部会長代理	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
臨時委員	井口 譲二	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー執行役員統括部長
	石原 秀威	日本製鉄株式会社常務執行役員
	長嶋 由紀子	(公社)日本監査役協会常任理事 株式会社リクルートホールディングス常勤監査役
	挽 文子	一橋大学大学院経営管理研究科教授
	堀江 正之	日本大学商学部教授
	弥永 真生	明治大学専門職大学院会計専門職研究科専任教授
専門委員	小倉 加奈子	日本公認会計士協会副会長
	佐藤 淑子	公認会計士・監査審査会委員(非常勤) (一社)日本IR協議会専務理事・首席研究員
	玉井 裕子	公認会計士・監査審査会委員(非常勤) 長島・大野・常松法律事務所パートナー
	手塚 正彦	日本公認会計士協会会長
	柳澤 義一	日本公認会計士協会副会長
幹事	渡辺 諭	法務省民事局参事官
オブザーバー	株式会社東京証券取引所 (一社)日本経済団体連合会	(公社)日本監査役協会 日本証券業協会

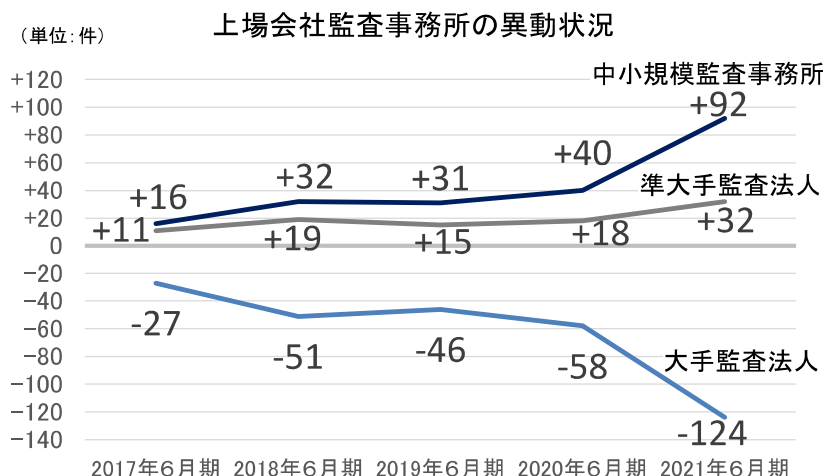
〔50音順、敬称略〕

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、  
**会計監査の信頼性確保**や公認会計士の一層の**能力発揮・能力向上**に資する公認会計士制度を実現

## 会計監査の信頼性確保

### 上場会社監査に関する登録制の導入

背景：上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の**登録制**を導入。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が**適格性を確認**。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人の**ガバナンス・コード**の受入れなどの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

### 公認会計士・監査審査会によるモニタリング

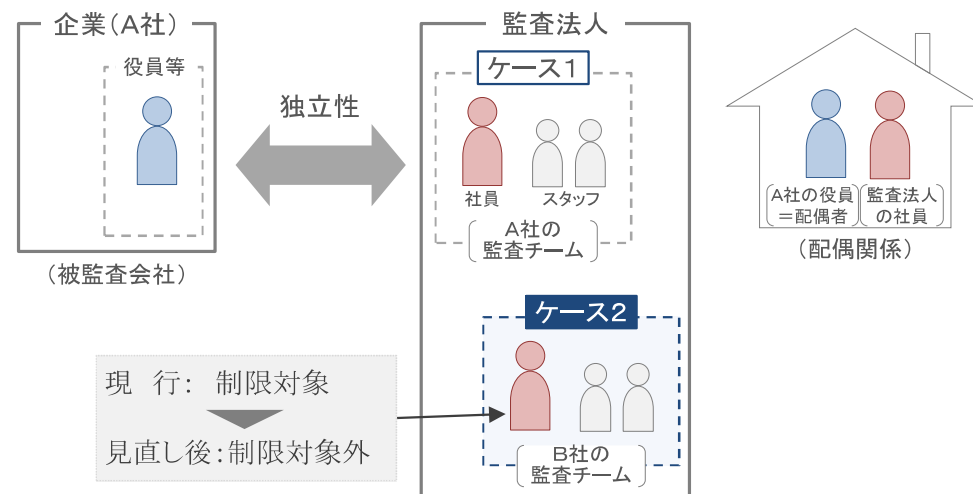
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

## 公認会計士の能力発揮・能力向上

### 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景：共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関する社員等に**業務制限の対象を限定**。  
 （現行制度は、監査に関するかどうかを問わず、全社員が対象）



### <その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し（2年以上→3年以上）
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による**会計教育活動の推進**  
 （協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ）

「デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会」

メンバー等名簿

2021年7月19日

座長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授

メンバー 井上 聡 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

岩下 直行 京都大学公共政策大学院教授

翁 百合 (株)日本総合研究所理事長

加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授

神作 裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授

栗田 太郎 ソニー(株)FeliCa 事業部チーフソフトウェアエンジニア

坂 勇一郎 弁護士（東京合同法律事務所）

佐古 和恵 早稲田大学基幹理工学部教授

野田 俊也 ブリティッシュコロンビア大学経済学部助教授

松尾真一郎 ジョージタウン大学研究教授  
兼 NTT Research ブロックチェーン研究グループリーダー

松本 勇氣 (株)LayerX 代表取締役 CTO

森下 哲朗 上智大学法学部教授

横関 智弘 東京大学大学院工学系研究科准教授

オブザーバー 財務省 日本銀行 預金保険機構

(敬称略・五十音順)



第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

## 自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(令和4年1月24日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	大 野 澄 子	弁護士
	鹿 嶋 伸 行	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	加 藤 憲 治	一般社団法人日本自動車会議所保険特別委員長
	金 子 晃 浩	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	京 井 和 子	NPO法人いのちのミュージアム事務局
	慶 島 讓 治	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	大 知 久 一	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	武 田 涼 子	弁護士
	寺 田 一 薫	東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科教授
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	細 川 昭 子	弁護士
	唯 根 妙 子	特定非営利活動法人消費者機構日本理事
	特別委員	江 原 茂
桑 山 雄 次		全国遷延性意識障害者・家族の会代表
坂 口 正 芳		一般社団法人日本自動車連盟副会長
長 島 公 之		公益社団法人日本医師会常任理事
波 多 江 久 美 子		明治学院大学法学部教授 弁護士
宮 木 由 貴 子		第一生命経済研究所 ライフデザイン研究部長兼主席研究員
麦 倉 泰 子		関東学院大学社会学部教授

(敬称略・五十音順)

ホーム > 審議会・研究会等 > 自動車損害賠償責任保険審議会

## 第144回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 令和4年1月24日16時00分から第144回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
- 第144回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された令和3年度料率検証結果による損害率(※1)は次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	令和3年度	令和4年度
前回(令和3年4月) 改定時予定損害率	122.3	
令和3年度検証結果 による損害率	118.0	116.6


(※1) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

- 今回は、基準料率の改定は必要ないものとされました。

(参考) 議事要旨、及び議事録については後日公表します。

**お問い合わせ先**

**金融庁監督局保険課**  
Tel 03-3506-6000 (代表) (内線3859、2657)



- ▶ 各種窓口のご案内
- ▶ 金融行政モニター
- ▶ 入札公告等
- ▶ 申請・届出・照会
- ▶ パブリックコメント
- ▶ 情報公開等
- ▶ 利用者の方へ
- ▶ 採用情報
- ▶ 関連リンク
- ▶ 新着情報配信サービス
- ▶ 調達情報配信サービス
- ▶ 金融庁ソーシャルメディアアカウント

**DOWNLOAD ADOBE READER**

PDFファイルをご覧いただくためにはAdobe Reader日本語版が必要です。  
お持ちでない方は、上のDownload Adobe Readerボタンをクリックし、手順に従い最新のソフトをダウンロードしてご覧ください(新しいウィンドウで開きます)。

### 第3節 企業会計審議会

#### I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学名誉教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議などを行うこととされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

#### II 2021 事務年度の審議状況

##### 1. 第53回監査部会（2021年10月26日開催）

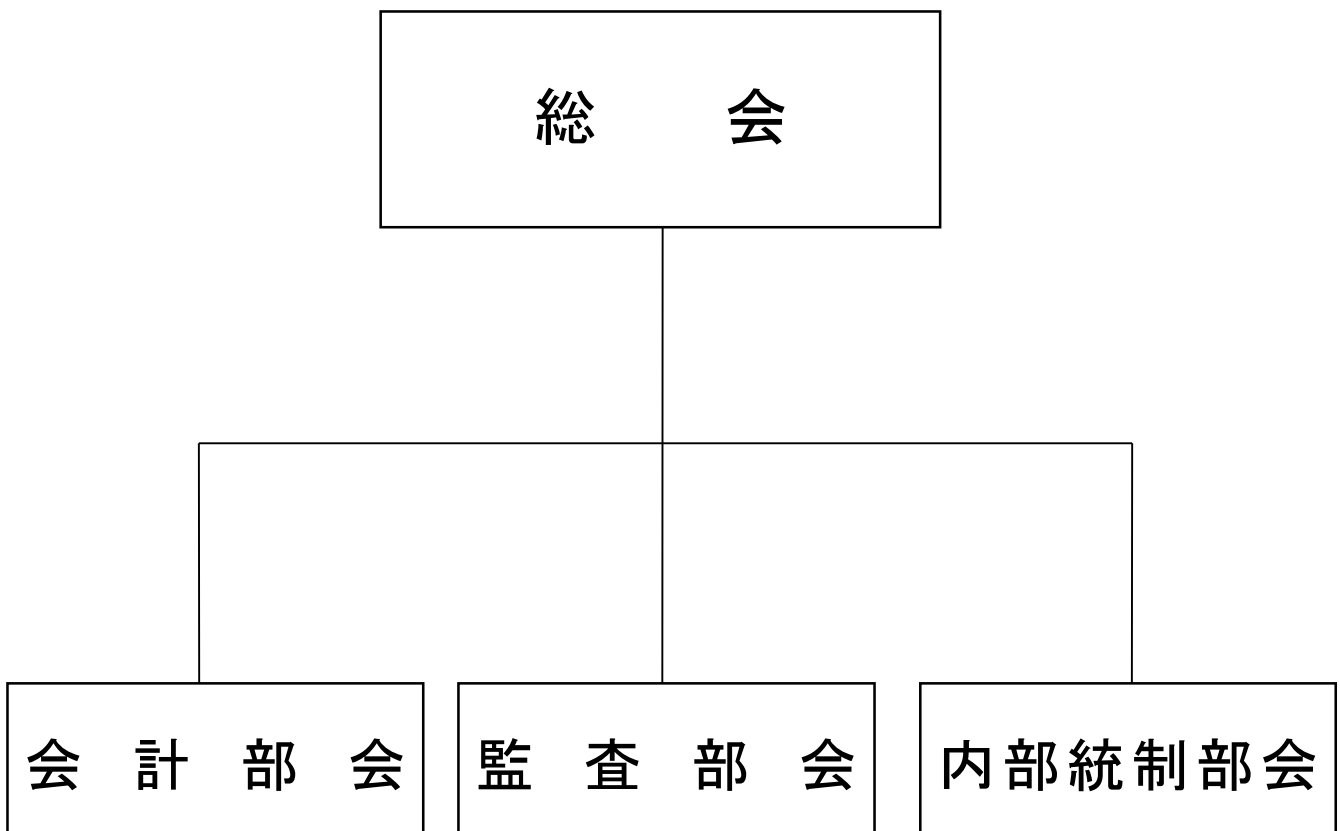
第53回監査部会以後に開催した企業会計審議会は、2020事務年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、オンライン会議での開催となった。監査事務所に適切な監査業務の実施を求めるため、監査の品質に影響を及ぼす可能性のあるリスクの積極的な識別・対応を求めることを内容とした、「監査に関する品質管理基準」の改訂について、2021年6月に公表した品質管理基準の公開草案を踏まえ、審議し、監査部会として改訂案をとりまとめた。

##### 2. 企業会計審議会総会・第8回会計部会（2021年11月16日開催）

最近の会計監査・会計基準を巡る主な動向について、金融庁、企業会計基準委員会及び財務会計基準機構から最近の取組状況等の報告があり、①会計監査の在り方に関する懇談会の論点整理、②金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおける検討状況、③IFRSの任意適用企業の推移、④日本基準の開発や国際的な意見発信の状況、⑤国際会計人材の育成の取組み等について議論を行った。

また、第53回監査部会でとりまとめられた改訂案を踏まえ、「監査に関する品質管理基準」の改訂を行った。

# 企業会計審議会の組織



## 第4節 金融トラブル連絡調整協議会

### I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

### II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで62回の協議会を開催してきた。

#### 第61回金融トラブル連絡調整協議会

2022年1月14日、第61回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和3年度上半期）及び「苦情・紛争の未然防止に資する情報提供の充実」等について報告・意見交換等を行った。

#### 第62回金融トラブル連絡調整協議会

2022年6月13日、第62回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（令和3年度）及び「指定紛争解決機関がない業態の苦情・紛争解決の対応・課題」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

## 金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和4年6月13日現在

(消費者行政機関等)		
消費者庁地方協力課長		小堀 厚 司
国民生活センター紛争解決委員会事務局長		猪又 健 夫
東京都消費生活総合センター所長		赤羽 朋 子
日本司法支援センター本部第一事業部情報提供課長		千葉 城 作
(消費者団体)		
全国消費者団体連絡会政策スタッフ		大出 友記子
日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会顧問		唯根 妙 子
全国消費生活相談員協会参与		渡邊 千 穂
(指定紛争解決機関)		
全国銀行協会金融ADR部長		小 林 悟
信託協会信託相談所長		西川 紀 之
生命保険協会生命保険相談所事務局長		紅 松 義
日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長		塚 本 真 之
保険オンブズマン専務理事		小野 幸 則
日本少額短期保険協会事務局長		大槻 正 志
証券・金融商品あっせん相談センター事務局長		丸 野 雅 人
日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター長		森 浩 之
(業界団体・自主規制機関)		
全国信用金庫協会業務管理部長		関 谷 祐 樹
全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター長		屋 代 和 久
全国労働金庫協会法務部長		菅 谷 宏 行
日本商品先物取引協会相談センター次長		関 口 謙
農林中央金庫総務部BCP統括室長(農漁協系統金融機関代表)		間 崎 久
不動産証券化協会市場基盤ディビジョン(資格制度担当)兼苦情相談室長		深 津 明
日本資金決済業協会事務局長		橋 本 文 夫
日本暗号資産取引業協会管理部長		小松崎 武 志
日本金融サービス仲介業協会事務局長		小 柳 雅 彦
(弁護士)		
アンダーソン・毛利・友常法律事務所		斎 藤 輝 夫
東京合同法律事務所		坂 勇 一 郎
(学識経験者)		
【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授		沖 野 真 己
東京大学大学院法学政治学研究科教授		神 作 裕 之
一般社団法人メディアエーターズ代表理事		田 中 圭 子
上智大学法学部教授		森 下 哲 朗
京都大学大学院法学研究科教授		山 田 文
(金融当局)		
金融庁企画市場局総務課長		若 原 幸 雄
金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長		今 西 隆 浩
金融庁監督局総務課長		野 崎 英 司
経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐		山 井 翔 平
厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐		岡 崎 暁
国土交通省不動産・建設経済局不動産市場整備課不動産投資市場整備室課長補佐		西 ゆ り 絵
総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長		小 林 知 也
農林水産省経営局金融調整課組合金融調査官		佐 々 木 博
		[計39名]
(事務局)		
金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長		相 澤 昌 士
		[合計40名]
		(敬称略、順不同)

# 指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(別紙2)

## 1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	118	639	▲18%	757	677	80	0	484	88	0	42	0	63	677	359	175	122	21	677
信託協会	3	10	43%	13	9	4	0	9	0	0	0	0	0	9	4	0	3	2	9
生命保険協会	341	1,023	▲7%	1,364	1,080	284	0	656	324	0	2	0	98	1,080	273	309	334	164	1,080
日本損害保険協会	1,353	3,450	▲4%	4,803	3,600	1,203	15	3,097	261	0	206	0	21	3,600	816	1,472	626	686	3,600
保険オンブズマン	15	144	8%	159	135	24	2	56	39	0	38	0	0	135	52	67	14	2	135
日本少額短期保険協会	5	30	▲45%	35	32	3	0	10	19	0	0	0	3	32	11	15	5	1	32
証券・金融商品あっせん相談センター	86	766	▲4%	852	802	50	0	690	112	0	0	0	0	802	559	165	33	45	802
日本貸金業協会	1	9	▲53%	10	9	1	0	7	1	0	0	0	1	9	7	1	1	0	9
合計	1,922	6,071	▲7%	7,993	6,344	1,649	17	5,009	844	0	288	0	186	6,344	2,081	2,204	1,138	921	6,344

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

### 【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、中立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。



指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況  
(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

(別紙3)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1)紛争解決手続件数(当期の状況)						(2)紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3)紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成立		成立以外							計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	63	95	▲36%	158	115	43	62	0	46	0	7	0	0	0	115	0	21	33	61	115	
信託協会	1	0	▲100%	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
生命保険協会	228	341	▲10%	569	368	201	31	78	249	0	10	0	0	0	368	15	47	200	106	368	
日本損害保険協会	188	478	16%	666	463	203	164	0	266	0	26	0	0	7	463	1	54	248	160	463	
保険オンブズマン	0	28	12%	28	20	8	11	0	8	0	1	0	0	0	20	0	8	9	3	20	
日本少額短期保険協会	3	19	▲21%	22	20	2	1	10	9	0	0	0	0	0	20	0	9	11	0	20	
証券・金融商品あっせん相談センター	49	113	▲27%	162	127	35	80	0	45	0	2	0	0	0	127	0	45	71	11	127	
日本貸金業協会	1	1	▲83%	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	
合計	533	1,075	▲6%	1,608	1,116	492	351	88	623	0	47	0	0	7	1,116	16	184	574	342	1,116	

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別調停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不応諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。

## 第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

### 第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

#### I 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」、「フォローアップ」（2022年6月7日閣議決定）

2021事務年度、「新しい資本主義実現会議」において、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けた施策の議論を経て、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「フォローアップ」が策定された（2022年6月7日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

#### II 「経済財政運営と改革の基本方針2022」（2022年6月7日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（骨太方針2022）が取りまとめられた（2022年6月7日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙2参照）。

#### III 「デジタル田園都市国家構想基本方針」（2022年6月7日閣議決定）

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、構想の具体化を図るとともに、デジタル実装を通じた地方活性化を推進するため、デジタル田園都市国家構想実現会議での議論を経て、「デジタル田園都市国家構想基本方針」が策定された（2022年6月7日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙3参照）。

#### IV 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2022年6月7日閣議決定）

2020事務年度は、2021年9月のデジタル庁の創設を見据え、デジタル社会形成基本法（2021年9月1日施行）に基づく重点計画を先取りするものとして、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2020年7月17日閣議決定）を全面的に改訂する形で「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が策定された（2021年6月

18日閣議決定)。

2021 事務年度は、デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組む構造改革や個別の施策等を示す観点から、「デジタル社会の実現に関する重点計画」が改定された(2022年6月7日閣議決定。金融庁関連の主な施策については別紙4参照。)

# 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画

## ～人・技術・スタートアップへの投資の実現～

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

### I. 資本主義のバージョンアップに向けて

### II. 新しい資本主義を実現する上での考え方

### III. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

#### 1. 人への投資と分配

##### (1) 賃金引き上げの推進

##### (2) スキルアップを通じた労働移動の円滑化

##### (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。

家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。

このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA（少額投資非課税制度）の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo（個人型確定拠出年金）制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。

高校生や一般の方に対し、金融リテラシー向上に資する授業やセミナーの実施等による情報発信を行う。

働き方の変化に応じて、将来受給可能な年金額を試算できる公的年金シミュレーターを本年 4 月に導入したが、民間アプリとの連携を図り、私的年金や民間の保険等を合わせた全体の見える化を進める。

##### (4) 子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援

## (5) 多様性の尊重と選択の柔軟性

### ②男女間の賃金差異の開示義務化

正規・非正規雇用の日本の労働者の男女間賃金格差は、他の先進国と比較して大きい。また、日本の女性のパートタイム労働者比率は高い。

男女間の賃金の差異について、以下のとおり、女性活躍推進法に基づき、開示の義務化を行う。

- ・ 情報開示は、連結ベースではなく、企業単体ごとに求める。ホールディングス（持株会社）も、当該企業について開示を行う。
- ・ 男女の賃金の差異は、全労働者について、絶対額ではなく、男性の賃金に対する女性の賃金の割合で開示を求めることとする。加えて、同様の割合を正規・非正規雇用に分けて、開示を求める。

（注）現在の開示項目として、女性労働者の割合等について、企業の判断で、更に細かい雇用管理区分（正規雇用を更に正社員と勤務地限定社員に分ける等）で開示している場合があるが、男女の賃金の割合について、当該区分についても開示することは当然、可能とする。

- ・ 男女の賃金の差異の開示に際し、説明を追記したい企業のために、説明欄を設ける。
- ・ 対象事業主は、常時雇用する労働者301人以上の事業主とする。101人～300人の事業主については、その施行後の状況等を踏まえ、検討を行う。
- ・ 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載事項にも、女性活躍推進法に基づく開示の記載と同様のものを開示するよう求める。
- ・ 本年夏に、制度（省令）改正を実施し、施行する。初回の開示は、他の情報開示項目とあわせて、本年7月の施行後に締まる事業年度の実績を開示する。

## (6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への変革を進め、新しい資本主義が目指す成長と分配の好循環を生み出すためには、人的資本をはじめとする非財務情報を見える化し、株主との意思疎通を強化していくことが必要である。

米国市場の企業価値評価においては、無形資産（人的資本や知的財産資本の量や質、ビジネスモデル、将来の競争力に対する期待等）に対する評価が大宗を占める。これに対し、日本市場では、依然として有形資産に対する評価の比率が高く、企業から株式市場に対して、人的資本など非財務情報を見える化する意義が大きい。本年内に、金融商品取引法上の有価証券報告書において、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標や目標の記載を求める等、非財務情報の開示強化を進める。

他方で、日本の上場企業のCFOに対するアンケート調査によると、サステナビリティ情報開示に向けた課題として、「モニタリングすべき関連指標の選定と目標設定」、「企業価値向上との関連付け」、「必要な非財務情報の収集プロセスやシステムの整備」と回答した企業が多い。

このため、企業側が、モニタリングすべき関連指標の選定と目標設定、企業価値向上との関連付け等について具体的にどのように開示を進めていったらよいのか、参考となる人的資本可視化指針を本年夏に公表する。

また、今後、資本市場のみならず、労働市場に対しても、人的資本に関する企業の取組に

ついて見える化を促進することを検討する。

人的資本以外の非財務情報についてもその開示は重要であるので、価値協創ガイダンス等の活用を企業に推奨していく。

## **2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資**

### (1) 量子技術

### (2) AI実装

### (3) バイオものづくり

### (4) 再生・細胞医療・遺伝子治療等

### (5) 大学教育改革

### (6) 2025年大阪・関西万博

## **3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進**

### (1) スタートアップ育成5か年計画の策定

#### **③個人金融資産及びGPIF等の長期運用資金のベンチャー投資への循環**

2,000兆円に及ぶ日本の個人金融資産がスタートアップの育成に循環するとともに、GPIF等の長期運用資金が、ベンチャー投資やインフラ整備等に循環する流れを構築する。

#### **⑥創業時に信用保証を受ける場合に経営者の個人保証を不要にする等の制度の見直し**

起業に関心がある層が考える失敗時のリスクとして、8割の方が個人保証を挙げている。創業時に信用保証を受ける場合には、経営者による個人保証を不要にする等、個人保証の在り方について見直す。

すなわち、経営者による個人保証を徴求しない創業時の新しい信用保証制度を創設する等、金融機関が個人保証を徴求しない創業融資の促進措置を講ずる。

さらに、今後の中小企業金融の方向性について検討を行い、経営者保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年度内に取りまとめる。

#### **⑦IPOプロセスの改革実行とSPACの検討**

日本におけるIPO1件当たりの調達額は、米国の3億ドル、欧州の2億ドルと比べて、0.6億ドルと小さい。また、日本のIPOでは、初値（上場初日に市場で成立する株価）が公開価格（上場時に起業家が株を売り出す価格）を大幅に上回っている（+49%）。このため、IPOによる起業家の資金調達額が相対的に小さい。

今回、スタートアップ企業の成長を積極的に支援していく観点から、本年4月にIPOプロセスの見直しを図ったところであり、これに基づき、証券業界や競争当局による改革を実

行する。

S P A C（特別買収目的会社）に関しては、導入した場合に必要な制度整備について、グローバル・スタンダードを踏まえて、投資家保護に十分に配慮しつつ検討を進める。

### ⑪未上場株のセカンダリーマーケットの整備

スタートアップが拙速に上場（IPO）することを強いられないよう、非上場のまま、時間をかけて成長することもできる環境を整備する。このため、既存株主が容易に発行済み株式を取引（セカンダリー取引）できるようにすることが重要である。

米国では、プロ投資家を対象に、民間事業者による発行済み非上場株式の売買をマッチングするオンラインプラットフォームが複数存在する。

このため、プロ投資家の対象範囲を拡大するとともに、証券取引所を通さず、証券会社が運営するシステムを使用して取引所のように取引できる私設取引システム（PTS）において、プロ投資家向けに非上場株式を取り扱うことを可能とする等の制度整備を行う。

## （２）付加価値創造とオープンイノベーション

### ①事業再構築のための私的整理法制的整備

日本企業の債務残高は、コロナ禍前に比べ、70兆円以上増加している。加えて、債務の過剰感があると回答した企業のうち、債務が事業再構築の足かせになっていると回答した企業の割合は、大企業で32.3%、中小企業で34.5%にのぼる。

コロナ禍の収束が長引いた場合に事業再生を検討する可能性があるかと答えた企業に対し、事業再生を検討する上で最も重視する点を聞いたところ、手続が現在の事業・取引に影響を与えないこと（45.2%）、手続が簡潔で長期間を要しないこと（30.9%）、が重視されている。

欧州各国においては、我が国と異なり、倒産処理手続に加え、全ての貸し手の同意は必要とせず、裁判所の認可の下で事業再構築等に向けて多数決により権利変更（金融債務の減額等）を行う制度も存在する。

コロナ後に向けた我が国企業の事業再構築を容易にするため、新たな事業再構築のための法制度について検討し、早期に国会に提出する。

また、特に中小企業については、中小企業活性化パッケージに基づき、全国3万以上の認定支援機関による伴走支援を行うとともに、中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき、経営者の退任を原則としない形での事業再生を推進する。

### ②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し

日本における事業会社によるスタートアップ企業に対する投資額は、欧米と比べて極めて低い水準にある。スタートアップに対するM&Aの件数についても、日本は欧米に比べて極めて少ない。

スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。

また、投資家保護に配慮しつつ、M&Aを目的とする公募増資の円滑化に向け、来年の夏までに公募増資ルールの見直しを図る。すなわち、上場企業がM&Aを目的として公募増資

を行う場合、原則1年以内にM&Aを実行することや、実行されなかった場合の代替用途を公表することが日本証券業協会の自主規制において求められている。こうした自主規制がM&Aを実行するための公募増資を制限しているとの指摘がある。

#### ④長期的視点で投資ができる企業環境の整備

新しい資本主義への変革の中で、価格競争による過当競争で短期的な収益を得ようとする企業行動から脱却する。このため、320兆円ある企業の現預金を活用して、重要分野への集中的な投資や研究開発を進めることで長期的な企業価値の向上を達成できる日本企業を目指す。引き続き企業統治改革を進めるとともに、投資家とのコミュニケーションの円滑化を図るため、開示制度の充実を進める。

### 4. GX（グリーン・トランスフォーメーション）及びDX（デジタル・トランスフォーメーション）への投資

#### （1）GXへの投資

##### ①新たな政策イニシアティブ

##### iv) 新たな金融手法の活用

国による大規模かつ中期・戦略的な財政出動等と呼び水として、世界のESG資金を呼び込む。グリーン・ファイナンスの拡大に加え、トランジション・ファイナンスや、イノベーション・ファイナンス等の新たな金融手法を組み合わせる。

企業の情報開示の充実に加え、ESG評価機関の信頼性向上やデータ流通のための基盤整備等を行う。

#### （2）DXへの投資

### IV. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

#### 1. 民間で公的役割を担う新たな法人形態・既存の法人形態の改革の検討

#### 2. 競争当局のアドボカシー（唱導）機能の強化

#### 3. 寄付文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家への支援強化

#### 4. インパクト投資の推進

社会的起業家への投資、官民ファンド等によるインパクト投資（経済的利益の獲得のみでなく社会的課題の解決を目指した投資）を推進する。

ソーシャルボンド（調達した資金が社会的課題の解決に貢献するプロジェクトのみに充当される債券）



について、プロジェクトの実施による社会的な効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会的課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。

## 5. 孤独・孤立など社会的課題を解決するNPO等への支援

## 6. コンセッション（PPP／PFIを含む）の強化

# V. 経済社会の多極集中化

## 1. デジタル田園都市国家構想の推進

### (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤整備

### (2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進

### (3) デジタル田園都市国家構想の前提となる安心の確保

## 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

### (1) インターネットにおける新たな信頼の枠組みの構築

### (2) ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）の利用等のWeb3.0の推進に向けた環境整備

### (3) メタバースも含めたコンテンツの利用拡大

### (4) Fintechの推進

事業者のセキュリティトークン（トークンという形でデジタル化された証券：デジタル証券）での資金調達機会を拡大させ、個人投資家を含めた幅広い投資家層に投資機会を提供し資産形成を促す。現在、セキュリティトークンのセカンダリー取引は、証券会社との店頭取引に限られているが、私設取引システムにおいてもセキュリティトークンを取り扱うことができるよう、速やかに制度整備を行う。

暗号資産交換業者が取り扱う暗号資産を新たに追加する際、認定自主規制団体の事前審査に長期間を要している。利用者保護に配慮しつつ、審査基準の緩和を行う。

ブロックチェーン上で発行されるデジタルなアイテムやコンテンツ等のうち、同種のもの複数存在する場合、それが暗号資産に該当するかが不明確である。決済手段としての経済機能を有するか否か等を念頭に、解釈指針を示す。

## 3. 企業の海外ビジネス投資の促進

## VI. 個別分野の取組

### 1. 国際環境の変化への対応

#### (1) 経済安全保障の強化

#### (2) 対外経済連携の促進

### 2. 宇宙

### 3. 海洋

### 4. 金融市場の整備

#### (1) 四半期決算短信

金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に「一本化」することとし、具体策を本年内に検討した上で、関連法案を提出する。

#### (2) 国際金融センターの実現とアセットマネージャーの育成

国際金融センターの実現を目指し、今後、より多くの海外の金融事業者を日本の金融資本市場に呼び込むため、プロモーションや登録審査等を全て英語で行う「拠点開設サポートオフィス」を通じたビザ取得・AI多言語翻訳技術の活用等による外国語対応・住宅や医療等の生活面を含む官民一体の金融創業支援を進める。

これにより、運用能力の高い海外金融事業者や高度金融人材の誘致を図り、雇用創出や経済活性化を実現するほか、国内事業者や国内人材との交流を進め、アセットマネージャーを含む高度な金融人材の育成・拡大を進める。また、新たに資産運用業を行う事業者の資金繰り支援のため、信用保証制度の対象に資産運用業者を追加する。

#### (3) 銀行の業務範囲及び銀証ファイアウォール規制の見直し

昨年の銀行法等の改正により、業務範囲が限定的だった銀行グループは、デジタル化や地方創生等に資する業務を行うことができるようになった。これを踏まえ、銀行の新事業の実施状況をフォローアップしつつ、銀行がデジタル化や地方創生等に資する事業に積極的に取り組むよう促す。

また、金融機関によるワンストップの融資・資金調達を図る観点から、銀証ファイアウォール規制（金融グループの銀行・証券間で、顧客の非公開情報を同意なく共有することを禁止する規制）について、顧客が外国法人や上場企業等である場合にはその同意を不要とする等の見直しを行った。今後、中堅・中小企業等の情報に関する銀証ファイアウォール規制について、利益相反や優越的地位の濫用等の弊害の防止に留意しつつ、その取扱いについて検討する。

#### (4) 金融機関の取組を通じた貯蓄から投資の促進

家計による資産形成を進める上で、より適切な助言や勧誘を金融機関から受けられるよう

にすることが重要である。

金融商品取引法上、助言の対価の有無により適用されるルールが異なり、同様の助言であっても、收受する手数料等の整理によって制度上の取扱いが異なること等から、証券会社等によるコンサルティング・アドバイスに係る柔軟なビジネスや手数料の設計を妨げている可能性が指摘されている。このようなコンサルティング・アドバイスに係るビジネスを進展させつつ、顧客本位の業務運営の観点から国民の安定的な資産形成に資する適切な助言や勧誘が行われるよう、制度等の見直しを図る。

顧客の利益につながる金融商品の供給を資産運用会社等に促すため、プロダクトガバナンス（顧客ニーズに沿った金融商品組成や手数料設定、適切な商品選択に資する情報提供、これらの評価及び検証等を行うこと）の推進やその確保のための資産運用会社等のガバナンス強化に向けた措置を講ずる。

### **(5) 事業性融資への本格的かつ大胆な転換**

D XやG X等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形資産を持たないスタートアップ等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要である。

こうした観点から、金融機関には、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが求められる。スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

## **5. グローバルヘルス（国際保健）**

## **6. 文化芸術・スポーツの振興**

## **7. 福島をはじめ東北における新たな産業の創出**

# **VIII. 新しい資本主義実現に向けた枠組み**

## **1. 工程表の策定とフォローアップ**

## **2. 官と民の連携**

## **3. 経済財政運営の枠組み**

(以 上)

# フォローアップ

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## I. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

### 1. 人への投資と分配

#### (1) 賃金引上げの推進

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

##### (取引適正化)

- ・中小事業者における労務費、エネルギーコスト、原材料価格等の上昇分の取引価格への円滑な転嫁に向けて、3月と9月を「価格交渉促進月間」として設定するとともに、価格転嫁や価格交渉の状況をフォローアップし、業種別のスコアリングによる順位公表や下請中小企業振興法に基づく指導・助言を行う。また、下請Gメンによる個別ヒアリングを年間1万件行い、業種別ガイドラインや業界団体による自主行動計画の策定等を促す。さらに、2022年度に知財Gメンによる知財取引での個別ヒアリングを行い、下請中小企業振興法に基づく指導・助言を行う。
- ・2026年の約束手形の利用廃止に向けて、2022年秋までに業界団体の具体的なロードマップの自主行動計画への反映状況と2026年の手形交換所での約束手形取扱い廃止の可否に関する金融業界の検討状況を共にフォローアップする。

#### (3) 貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定

新しい資本主義実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

#### (6) 人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備

新しい資本主義実行計画に基づき、具体的施策を講ずる。

### 3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進

#### (1) スタートアップ育成5か年計画の策定

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

##### (スタートアップの創業等支援)

- ・転籍や兼業・副業、出向といった様々な形での、大企業からスタートアップを含む地域企業への人の流れを創出するため、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する人材プラットフォームにおける大企業の人材リストについて、経済団体との連携等により早期に1万人規模に拡充するほか、経営人材を確保した地域企業への補助を行い、地域金融機関による人材マッチングを推進する。

- ・従来の目線では評価が困難なビジネスモデルを有する企業について上場審査を円滑に行う観点や上場維持基準の純資産要件が上場企業の適切なリスクテイクを阻害しないものにする観点から、東京証券取引所において上場ルールについて必要な検討を行い、2022年度中に結論を得る。
- ・スタートアップ等の非上場企業への円滑な資金供給や投資家への多様な投資機会の提供に資するよう、投資信託協会において投資信託のスタートアップの株式を含む非上場株式の組入れに係る評価方法等の検討を進め、2022年度中に結論を得る。
- ・東京証券取引所においてスタートアップのダイレクトリスティング利用の円滑化策について検討し、2022年中に結論を得る。

## **(2) 付加価値創造とオープンイノベーション**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

### **(中小企業の成長支援等)**

- ・「中小企業活性化パッケージ」を着実に実行するとともに、収益力改善支援の実務や着眼点を整理した実務指針の策定、中小企業活性化協議会と信用保証協会の連携強化等パッケージの更なる実行加速化に向けた施策について検討し、2022年度中に結論を得る。
- ・事業再生支援等に係る金融機関等の取組を促すため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」に基づく金融機関等による事業再生計画の策定支援や保証債務整理の状況についてフォローアップを行う。

### **(知的財産・標準活用戦略の推進)**

- ・知的財産への投資等についての開示や取締役会による実効的な監督が盛り込まれた2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂を受けて策定された「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」(令和4年1月策定)の普及を図る。また、企業との対話を通じ知的財産・無形資産の投資・活用による企業価値向上を促すことについての投資家の役割を明確化するための方策を検討し、2022年度末までに結論を得る。

## **4. GX (グリーン・トランスフォーメーション) 及びDX (デジタル・トランスフォーメーション) への投資**

### **(1) GXへの投資**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

### **(エネルギー・産業構造転換に向けた環境整備、投資促進策)**

- ・金融機関の顧客企業での実効性のある気候変動対応を促すため、コンサルティングや成長資金の提供など金融機関の顧客企業に対する支援の進め方を示したガイダンスを2022年早期に策定するとともに、取組事例の提供などにより地域金融機関等を支援する。

また、トランジションに向けた産業と金融の対話が建設的に進むよう、取組事例の提供を行う。

## **(2) DXへの投資**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

### **(キャッシュレス利用環境の整備)**

- ・中央銀行デジタル通貨（CBDC）について、2021年度に日本銀行が実施した基本機能に関する概念実証の結果や現在実施中の周辺機能に関する概念実証の進捗を踏まえつつ、引き続き各国と連携し、CBDC発行の実現可能性や法制面での検討を進める。

### **(企業等のDXの推進)**

- ・取引行為全般のデジタル化のためのデータ連携の仕組みや、モビリティやスマートビルなどで実空間の位置を特定する「3次元空間ID」を活用した空間・建物情報を共同利用できる仕組みについて、2022年度から、相互連携に必要となるシステム全体の共通技術仕様であるアーキテクチャの設計・検証を順次実施するとともに、その実装に向けた技術開発や実証事業を行う。
- ・(略) また、マイナンバー制度の利活用、マイナンバーカード及びGビズID、Jグランツ等の普及促進により行政サービスのデジタル化を進める。

### **(サイバーセキュリティ)**

- ・2022年中に、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」（平成31年1月30日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を改定し、障害対応体制の強化、安全基準等の整備及び浸透、情報共有体制の強化等を進める。
- ・金融機関のサイバーセキュリティやシステムリスクの管理態勢を検証し、その強化を促すため、検査要員の増員等の検査・監督体制を強化するとともに、金融機関の共通課題や取組事例を業界団体を通じて周知する。
- ・金融機関のサイバーレジリエンス強化のため、金融機関のみならずその外部委託先等への攻撃を勘案したより高度なシナリオの下でのサイバー演習を実施する。

## **II. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築**

### **III. 経済社会の多極集中化**

#### **1. デジタル田園都市国家構想の推進**

##### **(2) デジタル田園都市国家を支える農林水産業、観光産業、教育の推進**

###### **①食料安全保障の確立に向けた、みどりの食料システム戦略など農林水産業の振興**

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講

ずる。

#### (スマート農林水産業など農林水産業の成長産業化)

- ・スマート農業を推進する地域コンソーシアムの組成に当たって地方大学や地域金融機関等の積極的な参加を促すため、スマート農業関連の事業採択での参加の加点化を行う。

### ②インバウンドの復活など地域の実情に応じた産業支援

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

#### (地域中小企業の支援強化)

- ・REVICにおいて、新型コロナウイルス感染症等の影響により債務が過大である事業者等に対して、事業再生の枠組みを活用した支援や地域金融機関と連携したファンドを通じた資本金の供給・債権買取等を強化する。また、地域交通などの地域に欠かせない中核的な企業への支援や観光等での面的な再生案件等への支援を重点的に行う。
- ・地域金融機関による地域の中小企業・小規模事業者支援の加速化のため、2022年度に、AIやICTを活用した支援の方法や業種ごとに共通する典型的な再生支援手法を研究し、その研究成果の普及・促進により、金融機関の事業者支援能力の向上を支援する。
- ・地域企業の事業再生・事業承継の円滑化に資するよう、日本証券業協会において非上場株式の移転促進のための制度整備について検討し、2022年度中に結論を得る。

## 2. 一極集中管理の仮想空間から多極化された仮想空間へ

### (4) Fintech の推進

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

- ・資金移動業者の口座への貸金支払について、貸金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

## IV. 個別分野の取組

### 4. 金融市場の整備

新しい資本主義実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策を講ずる。

#### (国際金融センターの実現)

- ・我が国の金融行政や金融市場の国際的な存在感を高めるため、IAIS（保険監督者国際機構）の2023年年次総会などを我が国において開催し、気候変動リスク、自然災害リスク、技術革新等を背景とする規制監督の在り方などの国際的な議論を積極的に主導する。

- ・私設取引システム（PTS）について、投資家保護を前提にしつつ、上場株式の売買高等の上限の見直しを検討し、2022 年度中に結論を得る。

#### **（金融機関の取組を通じた貯蓄から投資への促進）**

- ・家計での資産形成に際して金融商品取引業者等から適切な助言や勧誘を受けることができるよう、金融商品取引業者等の助言や勧誘・説明の業務に係る制度整備やデジタルツールを活用した顧客への情報提供の充実等について検討し、2022 年度中に結論を得る。
- ・顧客の利益につながる金融商品の供給を資産運用会社等に促すため、プロダクトガバナンス（顧客ニーズに沿った金融商品組成や手数料設定、適切な商品選択に資する情報提供、これらの評価及び検証等を行うこと）の促進やプロダクトガバナンスの確保のための資産運用会社等のガバナンス強化、ファンドの運用管理の適切性の確保などの資産運用業等の高度化に向けた制度整備について検討し、2022 年度中に結論を得る。
- ・成年年齢引下げや高校新学習指導要領の実施を踏まえ、高校家庭科で金融教育に関する指導教材を用いたモデル授業を実施するとともに、資産形成を含む金融リテラシー向上に資する教材等の作成・提供やセミナーの実施等による情報発信を行う。

#### **（サステナブルファイナンスの推進）**

- ・ESG 市場の信頼性向上に向けて、資産運用会社に対して適切な運用プロセスの構築・明確化や開示の充実、顧客への丁寧な説明などを一層求めていくため、2022 年度末を目途に監督指針について所要の措置を講ずる。
- ・有価証券報告書に気候変動対応等のサステナビリティ情報や取締役会等の活動状況に関する情報の記載欄を設けることを検討し、一定の結論を得る。
- ・国際会計基準（IFRS）財団において、我が国の企業の強みが表れるサステナビリティ項目の基準が策定されるよう、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を中心に国内の意見を集約し、官民を挙げて IFRS 財団への意見発信を行う。

#### **（コーポレートガバナンス）**

- ・金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して取引所の四半期決算短信に「一本化」するとともに、「一本化」する四半期決算短信の位置付け（義務付け、開示内容、監査・レビューの在り方等）について、四半期以外の適時開示の在り方とあわせて 2022 年中に検討する。
- ・企業家精神の発揮に向け、執行側と監督側双方の機能強化を図るべく、経営戦略策定に関する枠組み、業務執行権限の移譲と独立性の高い監督の仕組み等についてのベストプラクティスを示すため、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」（CGS ガイドライン）を 2022 年夏までに改訂し、その普及・浸透を図る。
- ・会計基準について、日本基準を国際的に整合性のとれたものとするなど品質の向上を図るとともに、我が国の考え方を IFRS に反映するなどの取組強化等により IFRS の任意適用企業の拡大を促進する。
- ・中小監査法人における上場会社の監査の品質確保を促すため、2022 年度中に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）の改訂の方向性について



て結論を得る。

- ・東京に事務局を置く監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の副議長国として、非財務情報に対する関心の高まりや技術革新の進展等を踏まえたグローバルな監査品質の向上に関する議論を積極的に主導する。

### （金融 DX の推進）

- ・ノンバンク決済サービス事業者への全銀システムの参加資格拡大について、決済の安全性確保の観点から必要な対応を講じつつ、2022 年度中に実現する。また、2027 年の全銀システム更改に向けて、幅広い関係者の参画を得ながらその基本方針の検討を進める。
- ・銀行による中小企業への一層のデジタル化支援や、各地域での官民が連携した DX 推進の取組への地域金融機関の積極的な参画など、地域金融機関による面的・一体的な地域の中小企業の DX を推進する取組を後押しする。
- ・データを活用し金融機関に対して企業への金融面の支援を促すため、2022 年度中に金融機関が保有する粒度の高いデータを効率的に収集し外部データと組み合わせて分析する実証実験を行い、課題を整理する。
- ・利用者保護やマネー・ロンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（マネロン等対策）を図りつつ、金融イノベーションを促進するため、早期にステーブルコインに関する制度整備を行うとともに、ブロックチェーン技術に関する国際連携や共同研究などを行う。
- ・我が国のマネロン等対策について、国際公約である FATF（金融活動作業部会）が求める水準まで高度化するため、関係省庁とも連携しながら金融機関等の検査・監督態勢を強化するとともに、政府広報によるマネロン等対策の周知を徹底して行う。あわせて、マネロン等対策の中核的業務である取引モニタリング等の共同化のため、早期に為替取引分析業に係る制度整備を行う。

## 8. 循環経済への移行や自然との共生

- ・TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）でのルールづくりに主導的に参加するため、パイロット事業に参画する企業の関連活動を支援する。

（以 上）

# 経済財政運営と改革の基本方針 2022

## 新しい資本主義へ ～課題解決を成長のエンジンに変え、持続可能な経済を実現～

[令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋]

### 第1章 我が国を取り巻く環境変化と日本経済

### 第2章 新しい資本主義に向けた改革

#### 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

##### (1) 人への投資と分配

##### (人的資本投資)

(略) 企業統治改革を進め、人的投資が企業の持続的な価値創造の基盤である点について株主との共通の理解を作り、今年中に非財務情報の開示ルールを策定するとともに、四半期開示の見直しを行う。男女の賃金格差の是正に向けて企業の開示ルールの見直しにも取り組む(略)

##### (「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」)

我が国の個人金融資産2,000兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けたiDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。その際、家計の安定的な資産形成に向けて、金融リテラシーの向上に取り組むとともに、家計がより適切に金融商品の選択を行えるよう、将来受給可能な年金額等の見える化、デジタルツールも活用した情報提供の充実や金融商品取引業者等による適切な助言や勧誘・説明を促すための制度整備を図る。

##### (2) 科学技術・イノベーションへの投資

##### (3) スタートアップ(新規創業)への投資

スタートアップは、経済成長の原動力であるイノベーションを生み出すとともに、環境問題や子育て問題などの社会課題の解決にも貢献しうる、新しい資本主義の担い手である。こうしたスタートアップが新たに生まれ、飛躍を遂げることができる環境を整備することにより、戦後の日本の創業期に次ぐ「第二創業期」の実現を目指す。このため、実行のための司令塔機能を明確化し、5年10倍増を視野にスタートアップ育成5か年計画を本年末に策定し、スタートアップ政策を大胆に展開する。

具体的には、スタートアップが直面する資金調達の困難さの解消を図るため、新規上場の際に十分な資金調達を行うことを可能にすべくIPO（注）プロセスの見直しを進めるとともに、事業化までに時間を要するスタートアップの成長を図るためのストックオプション等の環境整備を行う。また、海外のベンチャーキャピタルの誘致も含めて、国内外のベンチャーキャピタルに対する公的資本の有限責任投資等による投資拡大を図るとともに、エンジェル投資家等の個人や年金・保険等の長期運用資金がベンチャーキャピタルやスタートアップに循環する流れの形成に取り組む。加えて、個人保証や不動産担保に依存しない形の融資への見直しや事業全体を担保とした成長資金の調達を可能とする仕組みづくり等を通じて、成長資金の調達環境を整備する。（略）

（注）新規株式公開（Initial Public Offering）。

#### （４）グリーントランスフォーメーション（GX）への投資

脱炭素社会の実現に向けた官民連携の取組を一気に加速し、エネルギー安全保障の確保に万全を期しながら、国内投資を拡大しつつ新たな成長のフロンティアを開拓する。2050年カーボンニュートラル実現を見据え、官民連携の下、脱炭素に向けた経済・社会、産業構造変革への道筋の大枠を示したクリーンエネルギー戦略中間整理に基づき、年内にロードマップを取りまとめる。

今後10年間に150兆円超の投資を実現するため、成長促進と排出抑制・吸収を共に最大化する効果を持った、「成長志向型カーボンプライシング構想」を具体化し、最大限活用する。

同構想においては、150兆円超の官民の投資を先導するために十分な規模の政府資金を、将来の財源の裏付けをもった「GX経済移行債（仮称）」により先行して調達し、複数年度にわたり予見可能な形で、速やかに投資支援に回していくことと一体で検討していく。

また、「規制・支援一体型の投資促進策」として、省エネ法などの規制対応、水素・アンモニアなどの新たなエネルギーや脱炭素電源の導入拡大に向け、新たなスキームを具体化させる。

加えて、企業の排出削減に向けた取組を加速させるためのGXリーグの段階的発展・活用、民間投資の呼び水として、トランジション・ファイナンスなどの新たな金融手法の活用、アジア・ゼロエミッション共同体などの国際展開戦略も含め、企業の投資の予見可能性を高められるよう、具体的なロードマップを示す。

こうした新たな政策イニシアティブの具体化に向けて、本年夏に総理官邸に新たに「GX実行会議」を設置し、更に議論を深め、速やかに結論を得る。（略）

脱炭素分野で活躍する人材の育成や中小企業・地域金融に対する脱炭素経営の能力向上支援（注1）、資金供給（注2）等を通じ、地域の脱炭素トランジションに向けた投資を含め、地域脱炭素の加速化を図る。（略）

これらのGXを実現するため、グリーンイノベーション基金による支援の拡充や規制改革、国際標準化など、社会システム・インフラ整備に取り組む。グリーンボンド等の環境関連商品が取引されるグリーン国際金融センターの実現を目指すほか、TCFD（注3）等に基づく開示の質と量の充実やトランジション及びイノベーションへの資金供給の支援を進めるなど、サステナブルファイナンス市場の拡大に向けた早急な環境整備（注4）を図り、国内外のESG金融を呼び込む。また、グリーンGDP（仮称）などの研究・整備を進める。

（注1）地域の金融機関や中小企業団体等の支援機関による中小企業の取組の後押しを含む。

(注2) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や、地球温暖化対策推進法の改正により設置される脱炭素化支援機構の取組を含む。

(注3) Task Force on Climate-related Financial Disclosures の略称。

(注4) 森林由来クレジットの創出拡大、森林リート市場の検討など森林分野等における民間投資促進のための基盤整備を含む。

## (5) デジタルトランスフォーメーション（DX）への投資

デジタル時代に相応しい行政、規制・制度に見直すため、デジタル改革・規制改革・行政改革を一体的に推進する。今後3年間の集中改革期間において、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づく目視規制や常駐専任規制等の法令等の見直しなどを行い、デジタル原則への適合を目指す。(略) 行政の無謬性にとらわれず、デジタル技術も活用し、予算編成プロセスなどでEBPMに基づく意思決定を推進するなど、より機動的で柔軟な政策形成・評価を可能とする取組を進める。(略)

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル3原則30を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。2022年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードが行き渡ることを目指すとの方針の下、マイナンバーカードの利活用拡大等の国民の利便性を高める取組を推進するとともに、市町村における交付体制の強化に向けた支援を行うなど、適切な広報も含め、マイナンバーカードの普及に取り組む。(略)

## 2. 社会課題の解決に向けた取組

### (1) 民間による社会的価値の創造

#### (社会的インパクト投資、共助社会づくり)

「成長と分配の好循環」による新しい資本主義の実現に向け、これまで官の領域とされてきた社会課題の解決に、民の力を大いに発揮してもらい、資本主義のバージョンアップを図る。寄附文化やベンチャー・フィランソロフィーの促進など社会的起業家の支援強化を図る。

従来の「リスク」、「リターン」に加えて「インパクト」を測定し、「課題解決」を資本主義におけるもう一つの評価尺度としていく必要がある。また、社会課題の解決と経済成長の両立を目指す起業家が増えており、ソーシャルセクターの発展を支援する取組を通じて、その裾野を広げるとともに、更にステップアップを目指す起業家を後押しする。

こうした観点から、新たな官民連携の形として、民間で公的役割を担う新たな法人形態の必要性の有無について検討することとし、新しい資本主義実現会議に検討の場を設ける。あわせて、民間にとっての利便性向上の観点から、財団・社団等の既存の法人形態の改革も検討する。休眠預金等活用法(注1) 施行5年後の見直しに際し、これまでの取組について評価を行い、出資や貸付けの在り方、手法等の検討を進め、本年度中に結論を得るなど、必要な対応を行う。SIB(注2) を含む成果連動型民間委託契約方式(Pay For Success: PFS) を通じて、複雑化する社会課題の効率的、効果的解決を促進し、さらに、社会的インパクト投資資金を呼び込むための環境整備(注3) に取り組む。ソーシャルボンド(注4) について、プロジェクトの実施による社会的な

効果を適切に開示できるようにする。ガイドラインの整備を図り、社会課題ごとに、発行主体の参考となる指標の例を示す。(略)。

- (注1) 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成28年法律第101号)。
- (注2) Social Impact Bond の略称。成果連動型民間委託契約方式による事業を受託した民間事業者が、当該事業に係る資金調達を金融機関等の資金提供者から行い、その返済等を成果に連動した地方自治体からの支払額等に応じて行うもの。
- (注3) 案件形成を含めた複数年にわたる支援の充実や、中間支援組織等との連携促進。
- (注4) 調達した資金が社会課題の解決に貢献するプロジェクトのみに充当される債券。

## (2) 包摂社会の実現

### (3) 多極化・地域活性化の推進

#### (多極化された仮想空間へ)

より分散化され、信頼性を確保したインターネットの推進や、ブロックチェーン(注1)上でのデジタル資産の普及・拡大など、ユーザーが自らデータの管理や活用を行うことで、新しい価値を創出する動きが広がっており、こうした分散型のデジタル社会の実現に向けて、必要な環境整備を図る。

そのため、トラステッド・ウェブ(Trusted Web)(注2)の実現に向けた機能の詳細化や国際標準化への取組を進める。また、ブロックチェーン技術を基盤とするNFT(注3)やDAO(注4)の利用等のWeb3.0(注5)の推進に向けた環境整備の検討を進める。さらに、メタバース(注6)も含めたコンテンツの利用拡大に向け、2023年通常国会での関連法案の提出を図る。Fintechの推進のため、セキュリティトークン(デジタル証券)での資金調達に関する制度整備、暗号資産について利用者保護に配慮した審査基準の緩和、決済手段としての経済機能に関する解釈指針の作成などを行う(注7)。

- (注1) 分散型台帳とも呼ばれ、特定の帳簿管理者を置かず、参加者が同じ帳簿を共有しながら資産や権利の移転などを記録していく情報技術。
- (注2) 特定のサービスに依存せずに、個人・法人によるデータのコントロールを強化する仕組み。やり取りするデータや相手方を検証できる仕組み等の新たな信頼の枠組みをインターネット上に付加するもの。
- (注3) Non-Fungible Token(非代替性トークン)の略称。「偽造・改ざん不能のデジタルデータ」であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一の性質を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をもつもの。
- (注4) Decentralized Autonomous Organization(分散型自律組織)の略称。中央集権的な存在に支配されることなく、誰でも参加可能な組織であり、取引が自動的にブロックチェーン上に記録されるため、透明性と公平性に富んでいるとされる。
- (注5) 次世代インターネットとして注目される概念。巨大なプラットフォーマーの支配を脱し、分散化されて個と個がつながった世界。電子メールとウェブサイトを中心としたWeb1.0、スマートフォンとSNSに特徴付けられるWeb2.0に続くもの。
- (注6) コンピューターやコンピュータネットワークの中に構築された、現実世界とは異なる3次元の仮想空間やそのサービス。

(注7) ステーブルコインに関する制度整備等の安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を含む。

#### (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり)

(略) 地域への人材還流を促進するため、(略) 「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」に基づき、地域企業への人材マッチング支援等(注)を行う。地域の稼ぐ力の向上に向け、産学金官連携により地域の経済循環を担う地域密着型企業の立ち上げ等を促進する。(略)

(注) プロフェッショナル人材戦略拠点と、地域金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構が緊密に連携して行う取組の強化等。

#### (中堅・中小企業の活力向上)

地域の経済やコミュニティを支える中堅・中小企業の生産性向上等を推進し、その活力を向上させ、経済の底上げにつなげていく。感染症に加え、デジタル、グリーン等の事業環境変化への対応を後押ししつつ、切れ目のない継続的な中小企業等の事業再構築や生産性向上の支援、円滑な事業承継やM&Aの支援、伴走支援を行う体制の整備等に取り組む。これらの施策の活用によるサプライチェーン全体の付加価値の増大とその適切な分配を推進するため、「パートナーシップ構築宣言」の拡大に取り組むとともに、取引適正化を強力に推進(注)する。あわせて、2023年10月のインボイス制度実施を見据えて標準化された電子インボイスの普及促進等を行うほか、中小企業のサイバーセキュリティ対策を支援する。

加えて、創業等の促進のため、官民金融機関・信用保証協会における経営者保証に依存しない融資を一層推進する。さらに、地域経済を牽引する事業の発展を推進するため、内外の価格動向など事業環境の変化も踏まえ、EC活用等を通じた中堅・中小企業の輸出力の強化や製品の試作・開発の支援体制強化を図るとともに、地域企業におけるDX実現や人材育成等の地域の主体的な取組を促進する。

(注) 価格交渉・価格転嫁の促進、2026年の約束手形の利用廃止に向けた取組等について、強力に推進する。

#### (債務が増大している企業や家計への対応)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業に対して資金繰り等の支援に取り組んできた中、企業債務が増大していることに加え、原油等の価格高騰の影響を受けている状況への対応に万全を期す。具体的には、地域の中核企業・中小企業・小規模事業者の実情に応じた収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るため、返済猶予・資金繰り支援、経営改善・事業転換・再構築支援、資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。

あわせて、感染症後に向けた事業再構築を容易にするため、債務がその足かせにならないよう、新たな事業再構築法制の整備を進める。

また、債務が増大している生活困窮者への対応として、2023年1月から償還が始まる緊急小口資金等の特例貸付について、住民税非課税世帯に対する償還免除や償還が困難な借受人への相談支援等をきめ細かく行うとともに、そのための体制の整備を図る。

#### (4) 経済安全保障の徹底

## 第3章 内外の環境変化への対応

### 1. 国際環境の変化への対応

#### (1) 外交・安全保障の強化

#### (2) 経済安全保障の強化

国家・国民の安全を経済面から確保する観点から、経済活動の自由との両立を図りつつ、安全保障の確保に関する経済施策を総合的・効果的に推進する。新たな国家安全保障戦略等の策定に当たり、経済安全保障を重要な課題と位置付ける。基幹産業が直面するリスクを総点検・評価し、脆弱性を解消するための取組を定式化し、継続・深化していく。経済安全保障推進法（注）を着実に施行すべく、速やかに基本方針を策定し、サプライチェーン及び官民技術協力に関する施策については、先行して可能な限り早期に実施する。

（略）国際情勢の変化等を踏まえたサイバーセキュリティの確保に向けた官民連携や分析能力の強化について、技術開発の推進や制度整備を含めた所要の措置を講ずるべく検討を進める。政府が扱う情報の機密性等に応じたクラウドの利用方針を年内に定め、必要なクラウドの技術開発等を支援し、クラウド等に係る政府調達に反映する。

国家安全保障局を司令塔とした、関係府省庁を含めた経済安全保障の推進体制の強化を図るとともに、内閣府に経済安全保障推進室（仮称）を速やかに設置し、情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応する観点から関係省庁の事務の調整を行う枠組みを整備する。インテリジェンス能力を強化するため、情報の収集・分析等に必要な体制を整備する。

（注）経済施策を一體的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）。

#### (3) エネルギー安全保障の強化

#### (4) 食料安全保障の強化と農林水産業の持続可能な成長の推進

#### (5) 対外経済連携の促進

##### （対日直接投資の推進）

旺盛な海外需要を取り込み、我が国経済の活力や長期的な成長力を高めるため、イノベーション創出やサプライチェーン強靱化等につながる対日直接投資を戦略的に推進する。（略）我が国のビジネス環境や技術の強み等についての内外への発信を強化する。

その際、海外企業が求める人材育成を強化するとともに、医療、教育等の面での外国人の生活環境の向上、行政手続のワンストップ化・デジタル化による効率化、法令・行政文書の英語化や理解の促進等の環境整備を進める。また、経済安全保障の観点にも留意しながら、DXやGXの推進、スタートアップの育成などに資する、プッシュ型の重点支援、日本企業の経営力強化のための外資誘致・活用等への支援、海外企業と地域の企業・大学等を結び付ける支援を行う。さらに、より多くの海外の金融事業者を我が国に呼び込むため、国際金融センターの機能を強化する。あわせて、国際仲裁の活性化を図る。

## 2. 防災・減災、国土強靱化の推進、東日本大震災等からの復興

### 3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止やインテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策等を着実に進める。また、有事に備えた国民保護施策を推進する。金融機関等の検査・監督強化等、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進するとともに、国際基準に対応するための法案を早期に国会に提出する。（略）

## 第4章 中長期の経済財政運営

## 第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

（以 上）



# デジタル田園都市国家構想基本方針

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## 第1章 デジタル田園都市国家構想の基本的な考え方

## 第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

### 1. 取組方針

#### (3) デジタル人材の育成・確保

#### ④ デジタル人材の地域への還流促進

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、デジタル人材の育成を行うとともに、育成した人材が都市部に偏在することのないよう、地方への人材還流を促進していくことが重要である。

具体的には、地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進める必要がある。このため、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者などとも連携しながら取組を推進する。

加えて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

## 第3章 各分野の政策の推進

### 1. デジタル実装による地方の課題解決

#### (2) 仕事づくりと稼ぐ地域の実現

#### ① 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

## ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援

### 【具体的取組】

#### (k) 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（平成 25 年 12 月公表）及び「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」（令和元年 5 月公表）の活用等を通じて、経営者保証に依存しない融資・保証を一層促進するとともに、円滑な事業承継を促す。

（金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課）

#### (m) 地域企業を応援するための体制整備

- ・関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者等の連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁監督局総務課地域金融支援室、財務省大臣官房地方課）

#### (n) 地域企業等に対する企業支援の促進

- ・金融機関が保有する粒度の高いデータを収集し、金融機関や金融機関を取り巻く環境を多面的に分析、把握を行い、その結果を活用しながら金融機関と対話をすること等を通じて、企業への金融面での支援を促す。

（金融庁総合政策局リスク分析総括課）

- ・地域企業の成長・生産性向上を実現するため、地域金融機関が AI などのデジタル技術を活用し、事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究を実施する。

（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室）

#### (o) 参入海外金融事業者向け情報発信事業

- ・法人設立、金融業の登録、在留資格、生活環境等に関する情報を集約した、国際金融センター専用ウェブサイトの利便性向上や、更なる情報発信強化に努めていく。

（金融庁総合政策局総合政策課）

## （3）地方への人の流れの強化

### ① 地方移住・移転の推進

#### i 地方移住の推進

### 【具体的取組】

#### (a) UIJ ターンによる起業・就業者の創出

- ・REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への補助等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠

点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

### 3. デジタル人材の育成・確保

#### (4) デジタル人材の地域への還流促進

##### ①「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

###### 【具体的取組】

###### (c)地域企業のデジタル人材のマッチング支援

- ・REVICが行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への補助等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。【再掲】

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

##### ②地域における人材確保に関する多様な支援

###### 【具体的取組】

###### (d)地方創生を学ぶ機会の創出

- ・eラーニングの提供に加え、地方創生に熱意のある関係者が集まるワークショップを強化するとともに、ウェブサイトを活用し、知見の共有や相互にアイデアを提案することを促すことで、地方創生の実現に向けた取組を推進する。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室)

# 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

〔令和4年6月7日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

## 第5 デジタル化の基本戦略

### 7. Web3.0の推進

ブロックチェーン技術を基盤とするNFT（非代替性トークン）やDAO（分散型自律組織）等のイノベーションが到来している。ブロックチェーン技術は、自立したユーザーが直接相互につながるなど仮想空間上の多極化を通じ、従来のインターネットの在り方を変え、さらに社会変革につながる可能性を秘めている。Web3.0の推進に向けた環境整備について、政府における司令塔の下に、世界の潮流に遅れることなく、関係府省庁が緊密に連携し、検討を進め、必要な施策を実施する。

#### (1) 分散台帳技術（ブロックチェーン等）を用いたデジタル資産に関する研究開発・利用環境整備

##### ① デジタル資産に関する有識者会議、調査研究の実施

関係府省庁は連携して、デジタル資産に関する有識者会議を設置し、デジタル資産の国内外における利用実態、各国の会計基準・課税ルール・制度整備、国際的な事業創造と産業育成のエコシステム、国際標準や多国間のルール整備、研究開発動向と国際競争力への影響、利活用の推進へ向けて必要な人材のスキル、漏洩<sup>えい</sup>事故・詐欺事案に対応した国際協調体制など、今後の政策立案に資する調査研究を行う。

##### ② デジタル資産の発行・保有に係る課題の把握

いわゆるデジタル資産のうち、NFTやガバナンストークンの法的位置付けは、必ずしも明確ではない。調査研究を通じて各国におけるデジタル資産の法的位置付けについて整理するとともに、デジタル資産を扱う事業者及び開発者から意見を聴取し、市中で流通するデジタル資産の実需や具体的な使途、利活用に係る課題を把握する。

課題の把握に当たっては、利用者保護の観点から問題ないか整理することとし、所管省庁と法的位置付けについて整理を行う。

その他の課題も定期的に棚卸しを行い、課題解決へ向けた進捗状況について確認する。

##### ③ 分散型アイデンティティの利用環境整備

(略) デジタル庁は国際標準化やEUにおけるDigital Identity Walletを始めとした各国の取組状況を調査し、分散型アイデンティティの国際的な相互運用性に向けた検討に参加するとともに、関係省庁と連携し、分散型アイデンティティを活用した自己管理型ウォレットの本人確認の在り方について検討を行う。

##### ⑤ デジタル資産・分散台帳技術の活用へ向けた環境整備・人材育成

(略) また、デジタル庁は関係省庁と連携して、安心してデジタル資産を活用できる社会を目指す観点から、デジタル資産を悪用した事件事故等について情報の共有に努める。

## 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

### 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

#### (2) 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化

##### ② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律<sup>1</sup>に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、令和4年(2022年)6月までに6件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

公金受取口座の登録を推進するとともに、行政機関による登録口座情報の利用の仕組みについて令和4年度(2022年度)中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定や、関係府省庁、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進め、円滑な制度の運用と施行に向けた準備を行うとともに、公金受取口座の登録制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

#### (5) 公共フロントサービスの提供等

##### ① マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

###### ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番(以下「預貯金付番」という。)を円滑に進める仕組み(相続・災害時のサービスを含む。)について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律<sup>2</sup>に基づいて、令和6年度(2024年度)中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

### 2. 暮らしのデジタル化

#### (3) 相互連携分野のデジタル化の推進

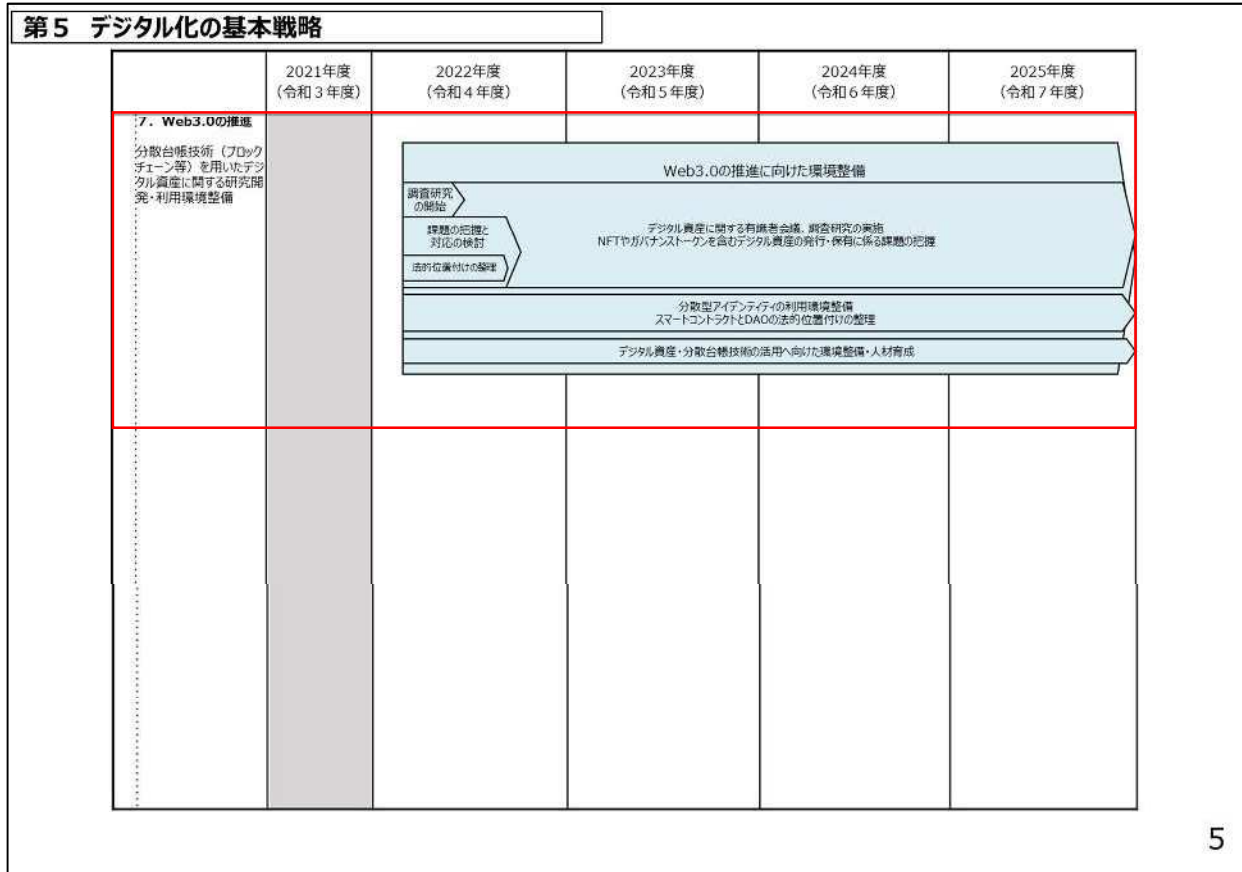
##### ① 取引(受発注・請求・決済)

(略) 決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、電子インボイスの普及を契機とした全銀 EDI システムの利活用促進に向けた関係事業者による取組を後押しする。加えて、金融 EDI 機能の実装方法や双方向通信も論点としつつ検討が開始されている次期全銀システムを含め、請求分野等との連携に留意しつつ、資金決済インフラの在り方等に係る検討を進める。(略)

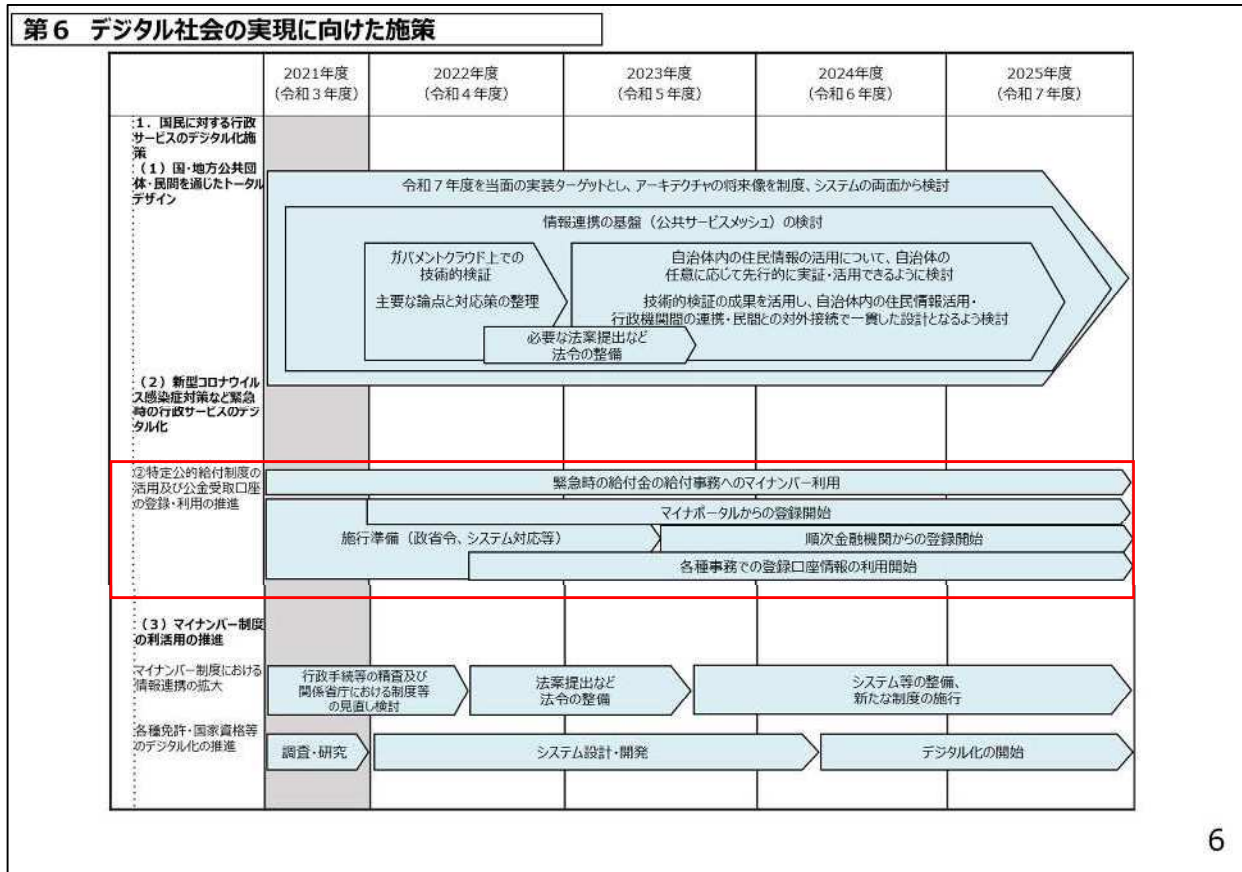
<sup>1</sup> 令和3年法律第38号

<sup>2</sup> 令和3年法律第39号

# 工程表



5



6

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
⑤ 公共フロントサービスの提供等 マイナンバーを活用した国民の利便性の向上 預貯金付番の円滑化 養育費の支払確保		施行準備（政省令、システム対応等）			新たな制度による円滑な付番開始 相続時等のサービス開始 ※付番の状況を踏まえ、変更を検討を行う。
		マイナンバー制度の活用可能性の検討			
⑥ ワンストップサービスの推進等 ワンストップサービスの推進 子育て・介護ワンストップサービスの推進 引越しワンストップサービスの推進 死亡・相続ワンストップサービスの推進 社会保障・税手続のワンストップ化・ワンストップ化の推進	子育て・介護手続の標準化をマイナンバーカード利用開始	マイナンバーカードのマイナンバーカードを用いて子育て・介護関連手続の標準化を図るため、地方公共団体のシステム改修等の支援を行う		子育て・介護関連手続の標準化の活用促進を図るため、地方公共団体の意見を聴きながら必要に応じて見直しを行う	
	地方公共団体にマイナンバーカードの活用を促進するための必要な手続の整備	マイナンバーカードの改修及び市区町村のシステム改修等の支援を行う		サービスの評価を行い、必要な改善を実施	
	オンラインで完結可能な手続の構築に向けて課題の整理		課題の整理を取りまとめ後、速やかに必要な措置を実施		
	国民生活センターが実施する国民生活満足度調査等に関する調査結果を踏まえ、新たな取組方法を検討		国民・事業者の負担軽減が見込まれるその他の手続についても、対象拡大に向けて検討		
	クラウド提出のデータを確定申告等において活用することを検討・実施				
⑦ 旅券（パスポート）申請のオンライン化		オンライン化の準備（検討・開発・テスト等）		オンライン申請開始	
				戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略を検討 オンライン申請した場合の配送交付の可能性を検討	検討結果に基づき、必要な措置を実施
⑧ 在留申請のデジタル化	マイナンバーカードによる申請の実現		対象手続の追加や利用率向上のための検討及びこれに基づく必要な措置の実施		
⑨ 入国手続等のデジタル化	水原対策の効率的な実施と利用者の利便性の向上を図るため、入国手続等のデジタル化を検討	Visit Japan Web（入国手続のみ）の運用・保守を実施		Visit Japan Web（入国手続等）の運用・保守を実施	
		入国手続等のデジタル化を推進			

8

第6 デジタル社会の実現に向けた施策

	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
③ 相互連携分野のデジタル化の推進 ① 取引（受発注・請求・決済）		電子インボイスの標準仕様の管理等を行うとともに、官民連携の上、（中小企業のデジタル化支援等も通じ、）標準化された電子インボイスの普及を図る			
			政府調達システムについて、インボイス制度への移行までに、請求等のデータにインボイスシステム連携が可能となるよう、必要な対応を進める	運用状況を踏まえ、必要な改修を実施	
		DADC 全体アーキテクチャ中間まとめ	実証実験		
		DADC 全体アーキテクチャ設計			
		契約・決済に係るデータ連携に必要なデータ標準・連携基盤の整備・実装、全銀EDIシステムの利活用促進			
② スマートシティ		データ連携基盤側で例外的に蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータ項目等について関係府省庁が連携して検討する			
	データ連携、サービス実装に向けた課題を整理し、課題を克服	共通のアーキテクチャを参照したデータ連携基盤の導入、技術の実装等を通じ、スマートシティの全国での実装を推進する			
	3D都市モデルの整備、活用・オープンデータ化の推進	標準化された3D都市モデルの整備、地方公共団体に対する3D都市モデルの活用への支援	3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化が自律的に進められる仕組みの構築		

13

## 別冊 デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

### V. 国民に対する行政サービスのデジタル化

#### [No. 5-1] 金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進

- 金融機関においては新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、書面・対面手続を見直すに当たって、書面不要でオンライン完結する公的個人認証サービス等の本人確認方法の重要性が高まっている。
- こうした状況を踏まえ、金融機関における取引において、公的個人認証サービスの活用の促進を図るために、公的個人認証サービスに関する説明会の開催などを通じて、金融機関の理解度、関心を高めるとともに、課題や要望を整理した上で、更なる利活用に繋（つな）がるよう環境改善の検討を行う。
- こうした取組により、金融機関における取引の電子化を促すとともに、金融機関の事務負担・コスト削減及び国民の利便性の向上を図る。

KPI（進捗）： 公的個人認証サービスに関する説明会へ参加した金融機関数

KPI（効果）： 公的個人認証サービスを活用又は検討している金融機関数

### VII. 相互連携分野のデジタル化の推進

#### [No. 7-1] 取引のデジタル化

- 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。
- 令和5年（2023年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。
- 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にも繋（つな）がる。

KPI（進捗）： 令和4年度（2022年度）に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDOにおける実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施

KPI（効果）： 令和4年度（2022年度）に実証分析を実施



## 別冊 オンライン化を実施する行政手続の一覧等

### Ⅱ オンライン化等を実施する行政手続等

#### 2. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

##### (1) オンライン化対象手続

(略)

##### (2) 取組内容

(1)に記載した49手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。令和元年(2019年)11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会(事務局:内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、金融庁)において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性ととりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取り組み（別紙1参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）

（金融庁関連箇所抜粋）

令和4年6月14日

II 施策

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(2) 具体的施策

オ ライフステージに共通する取組

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号111》

- 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む14言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕《施策番号117》

- 資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和4年度（2022年度）のできるだけ早期の制度化を図る。

〔内閣府（地方創生）、厚生労働省、金融庁〕《施策番号119》

(以上)

### 第3節 金融に関する税制

令和4年度税制改正要望にあたり、

- ① 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応
- ③ 保険
- ④ 国際課税

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和4年度の税制改正大綱において別紙1の内容が盛り込まれた。特に、保険会社等の異常危険準備金制度について見直しを行うこととされたところ、詳細は以下のとおり。

I 保険の種類について、火災保険等を次の保険の区分とすることとされた。

1. 火災保険及び風水害保険
2. 動産総合保険、建設工事保険、貨物保険及び運送保険
3. 賠償責任保険

II 火災保険等に係る特例積立率（無税積立率）（改正前：6%）について、上記I 1に掲げる保険に係る特例積立率を10%に引き上げ、上記I 3に掲げる保険を対象から除外した上、その適用期限を3年延長することとされた。

III 火災共済に係る特例積立率の適用期限を3年延長することとされた。

# 令和4年度税制改正について

—税制改正大綱等における金融庁関係の主要項目—

令和3年12月  
金融庁



# **1. 投資しやすい環境の整備と更なるデジタル化の推進**

## ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

### 【大綱の概要】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

### 【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

## ◆ NISA口座開設時におけるマイナンバーカード等の活用〔金融庁〕

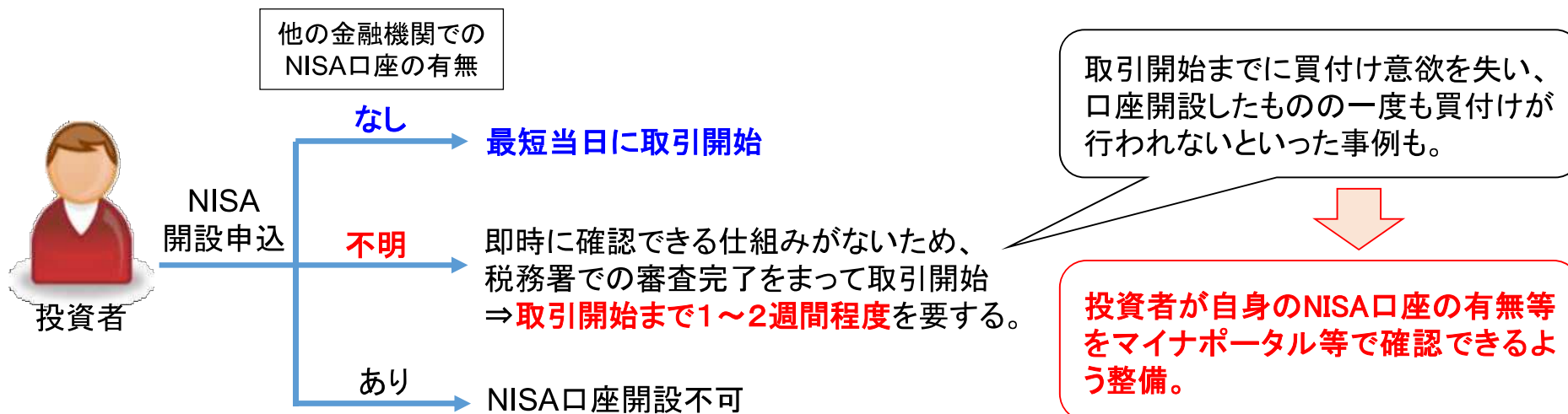
### 【現状及び問題点】

- NISA口座については、2019年以降、開設申込みから取引開始までの期間が短縮され、最短当日に取引を行うことが可能となっている。
- 一方で、開設申込者が他の金融機関でNISA口座を開設しているか不明と申し出た場合には、金融機関においてNISA口座の有無を即時に確認できる仕組みがないため、税務署での審査完了（1～2週間程度）を待って取引開始とするといった運用が行われているところ。
  - ※ NISA口座は、一人一口座とされている。このため、事後的に重複口座であることが判明した場合、当該口座で購入済みの商品については、当初からなかったものとして、遡及して課税されることとなる。

### 【大綱の概要】

投資者がそのNISA口座の開設の有無等を自ら確認できるようにするための対応を運用上行う。

### 【NISA口座開設申込のフロー】





## ◆ 信託における特定口座利用の明確化(認知症等における投資者保護)

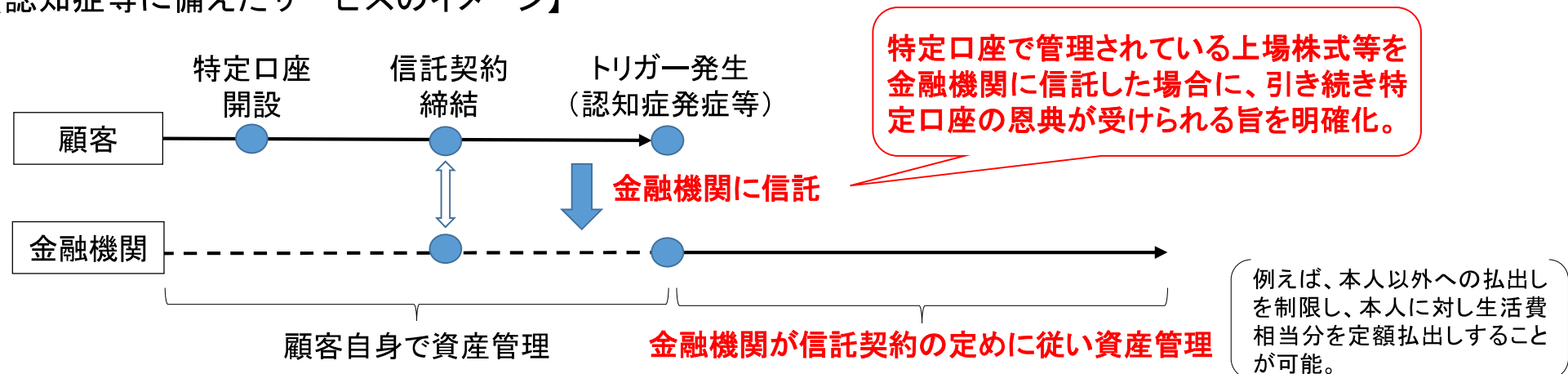
### 【現状及び問題点】

- 高齢化が進む中、認知判断能力や身体機能の低下時における資産形成・管理については、健常時から備えておくことの重要性が高まっている。
- このため、認知症等の発症に備え、事前に特定口座を開設するとともに、金融機関と信託契約を締結することで、顧客の資産管理を行うサービスが検討されているところ。
- しかしながら、特定口座で管理されている上場株式等を金融機関に信託した場合に、引き続き特定口座の恩典を受けられるのか、税法上、必ずしも明らかではないため、当該サービスの提供に至っていない現状。  
※ 特定口座においては、金融機関が取得価額の管理や売却損益の計算、納税手続を行うため、顧客自身による確定申告が不要。

### 【国税庁への照会等により明確化】

特定口座で管理されている上場株式等を金融機関に信託した場合に、税法上、引き続き特定口座の恩典(確定申告が不要となること等)を受けられる旨を、国税庁への照会及びその回答により明確化する。

### 【認知症等に備えたサービスのイメージ】



## ◆ 税務手続の更なるデジタル化の推進〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

- 令和3(2021)年度税制改正では、e-Taxを通じた税務手続の対象範囲が拡大され、税務手続のデジタル化が進められているところ。

※令和3年度税制改正では、障害者マル優や財形、クロスボーダー取引等に係る顧客と金融機関間の手続が電子化された。

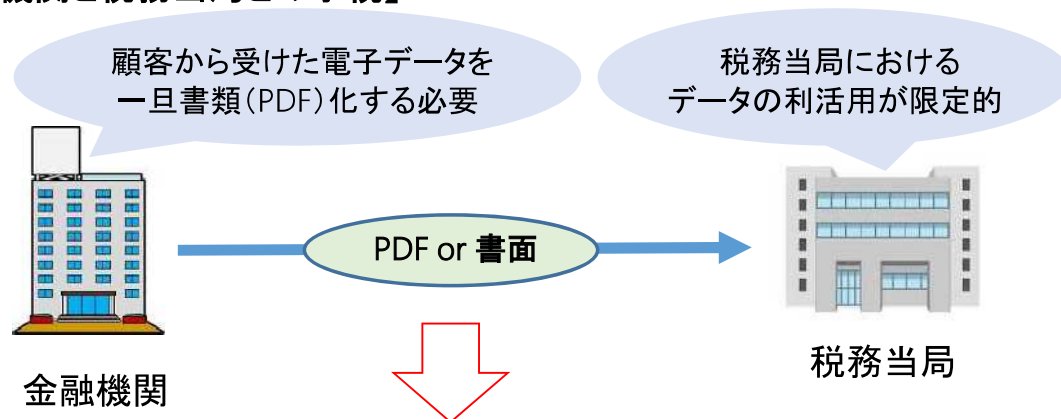
- 一方、金融機関と税務当局との手続については、未だPDF形式又は書面にとどまっているため、税務当局におけるデータの利活用が限定的であるほか、金融機関においても顧客から受けた電子データを一旦書類(PDF)化する作業が必要となるなど、デジタル化による効率化に課題が残っている状況。

### 【大綱の概要】

電子情報処理組織を使用する方法(e-Tax)により(金融機関等が)税務署長等に対して提出する一定の書類※のファイル形式を、XML形式又はCSV形式とする。

(注)上記の改正は、令和6(2024)年1月1日以後に提出する書類について適用する。

### 【金融機関と税務当局との手続】



税務当局において即時に利活用可能なデータフォーマットによる送信が可能に。

#### ※デジタル化の対象書類

(特別)非課税貯蓄申告書
(特別)非課税貯蓄限度額変更申告書
(特別)非課税貯蓄に関する異動申告書
金融機関等において事業譲渡等があった場合の申告書
(特別)非課税貯蓄廃止申告書
(特別)非課税貯蓄みなし廃止通知書
(特別)非課税貯蓄者死亡通知書
金融機関等の営業所等の届出書
金融機関が支払を受ける収益の分配に対する源泉徴収不適用に係る明細書
公募株式等証券投資信託の受益権を買い取った金融商品取引業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収不適用申告書

## **2. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応**

## ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付けにおける消費貸借契約に係る印紙税の非課税措置の延長

[財務省等(公的金融機関等)][金融庁主担、厚生労働省・農林水産省が共同要望(民間金融機関)]

### 【現状及び問題点】

- 新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者を対象として、公的金融機関等や民間金融機関が行う特別貸付けに際して作成される「消費貸借に関する契約書」で、**2022年3月31日までの間に作成されるものは、印紙税を非課税**としている。

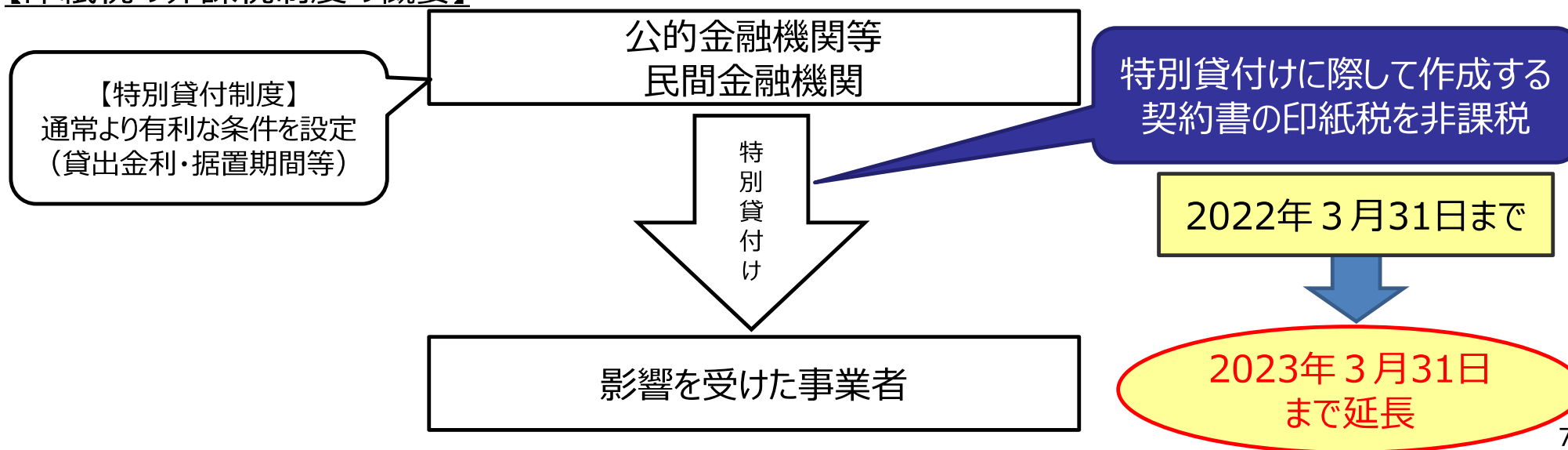
※新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条

- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の資金繰り支援の強化を継続する必要がある。

### 【大綱の概要】

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を1年延長する。

### 【印紙税の非課税制度の概要】



### 3. 保險

## ◆ 生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁〕

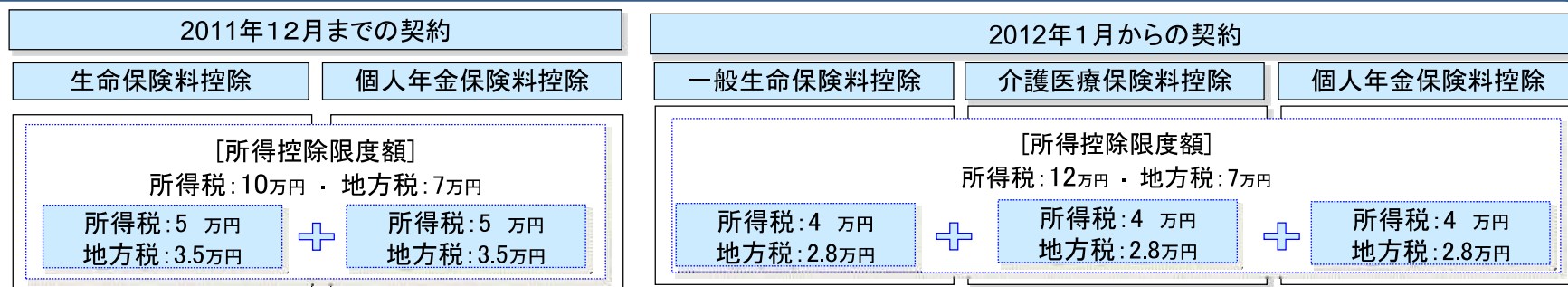
### 【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。個々人の多様な生活保障の準備を支援・促進するため、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

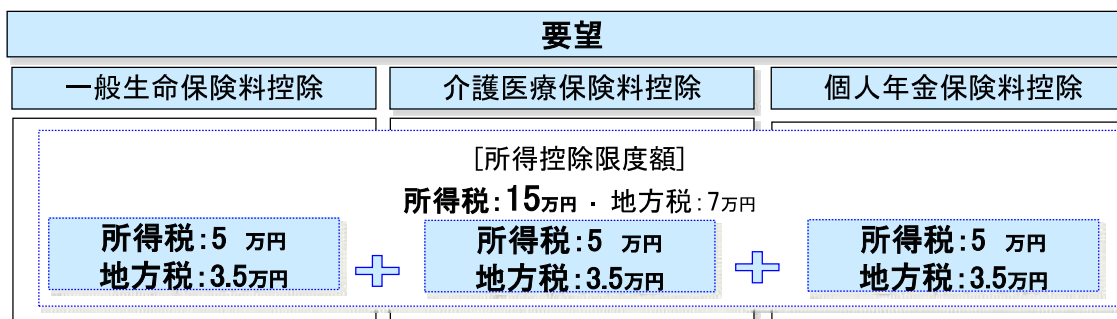
### 【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2(2020)年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

現  
行  
制  
度



要  
望  
す  
る  
制  
度





## 4. 国際課税



## ◆ 国際課税の整備に係る所要の措置〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

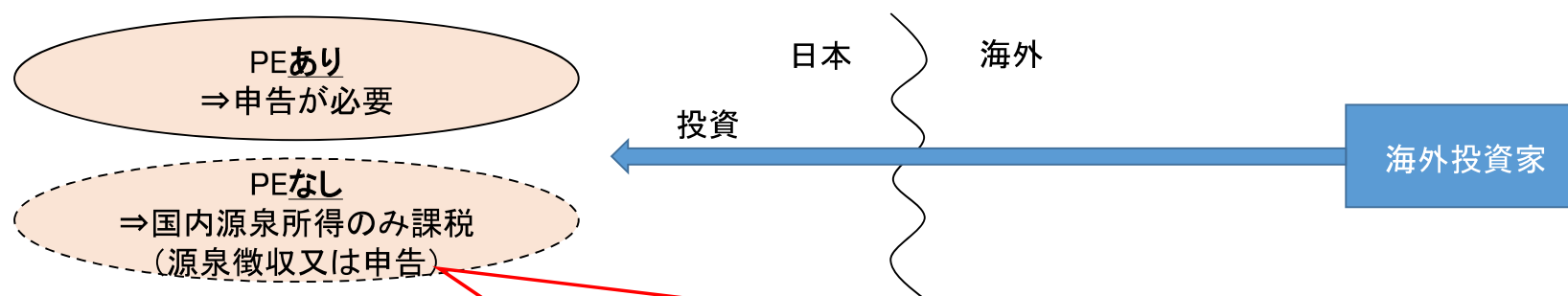
- 原則：「PEなければ課税なし」 ※ PE = Permanent Establishment (恒久的施設)
  - ⇒ PEあり…日本で申告が必要
  - ⇒ PEなし…国内源泉所得のみ課税(源泉徴収のみ)
- 例外：「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得、国内にある資産の譲渡により生ずる所得」
  - ⇒ PEがなくても、日本で申告が必要 (例：債券の償還益)
- 国税庁の考え方(2019年3月25日裁決) ⇒ FX取引による所得は「資産の運用又は保有により生ずる所得」に該当し、PEのない非居住者が日本で行うFX取引により生じる所得は、日本で申告が必要。



この考え方によれば、海外金融機関や海外投資家が日本の金融機関等と行うデリバティブ取引については、日本で申告が必要。  
(注)租税条約の適用により、申告不要となる場合あり。

### 【大綱の概要】

金融商品取引法の市場デリバティブ取引及び店頭デリバティブ取引の決済により生ずる所得は、所得税法及び法人税法に規定する国内源泉所得である「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」に含まれないことを法令上明確化する。



海外投資家等が市場デリバティブ取引等から得る所得は、日本で申告不要であることを法令上明確化。

## ◆ 日本版スクークに係る非課税措置の延長〔金融庁〕

### 【現状及び問題点】

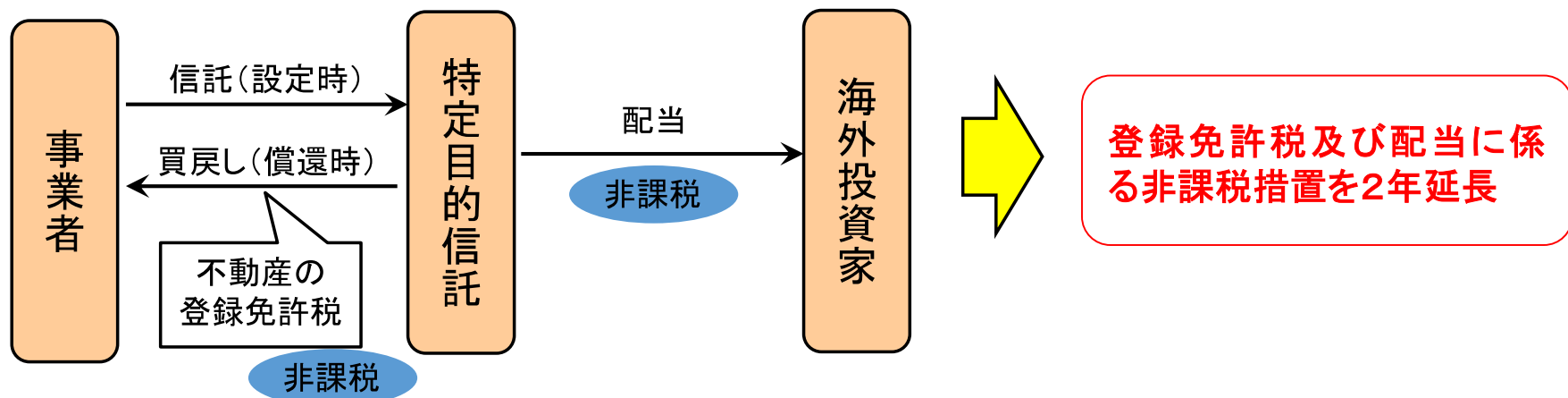
- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スクーク）に関する税制（日本版スクークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23（2011）年度の税制改正によって措置された。
- 国際金融センターの実現に向け、日本版スクークの発行を促し、イスラム・マネーを我が国に呼び込み日本市場の活性化を図るとともに、イスラム金融・文化に対する理解を内外に示す観点から、これらの非課税措置の継続が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は2022年3月末とされている。

### 【大綱の概要】

日本版スクークに係る非課税措置を2年延長する。

### 【現行】

＜日本版スクークに係る非課税措置＞  
（2022年3月末まで）



# ◆ 保険会社及び保険持株会社に認められている外国子会社合算税制(CFC注税制)特例の拡充

[金融庁]

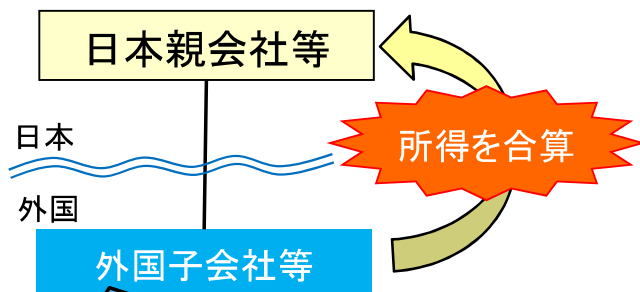
## 【現状及び問題点】

- 米国における保険業務では、事務所を有せず、その管理業務を外部に委託するケースが多い。
- 2018年度から米国法人税率が35%から21%へ引き下げられ、事務所を有しない保険会社がCFC対象となる懸念が指摘された。このため、固定施設や人員を有せず、管理会社に保険業務を委託した外国保険会社については、CFCの対象外とする保険特例が措置された。
- しかしながら、保険特例は、「保険会社又は保険持株会社」の外国子会社等に対するもの。国内の中間持株会社の外国保険会社は、対象外。租税回避目的のない保険(持株)会社にとって、税制により多様な組織形態の選択が限られている。

## 【大綱の概要】

保険会社等に発行済株式等の全部を直接又は(外国法人を通じて)間接に保有されている外国保険会社に認められている保険特例について、当該保険会社等の範囲(現行、保険会社又は保険持株会社のみ)に、保険会社又は保険持株会社に発行済株式等の全部を直接又は間接に保有されている内国法人で、外国保険子会社の経営管理等を行っているものを加える。

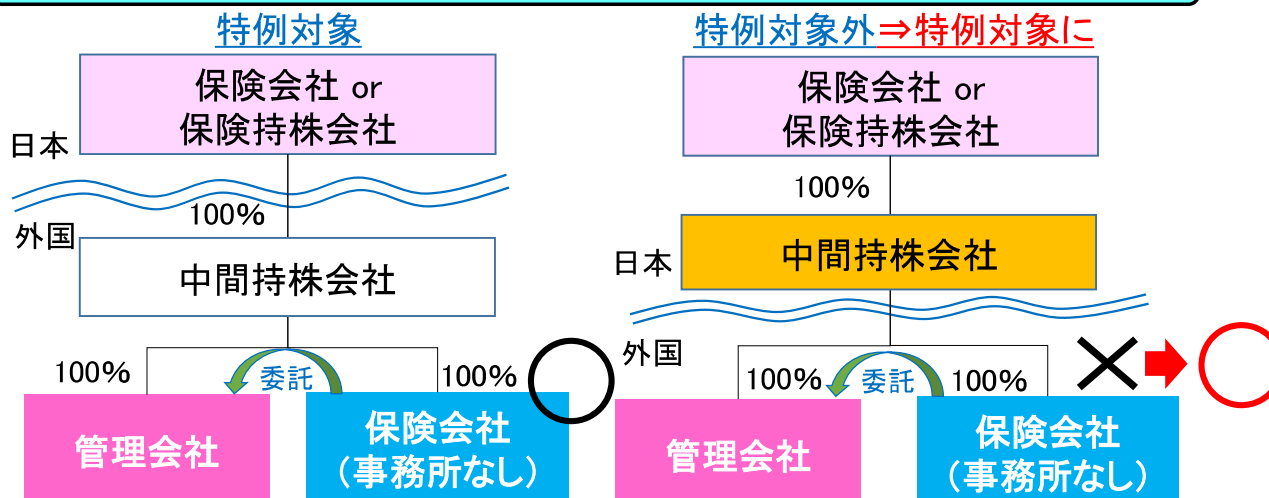
### CFC税制の概要



租税負担割合が20%未満  
又は  
租税負担割合が30%未満のペーパーカンパニー等

注 CFC: Controlled Foreign Company

### 保険特例



↑ 日本で課税しない

— 中間持株会社に合算課税 ↑

14

## 5. その他の要望項目

## ◆ 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び延長

〔金融庁主担、内閣府・復興庁・経済産業省が共同要望〕

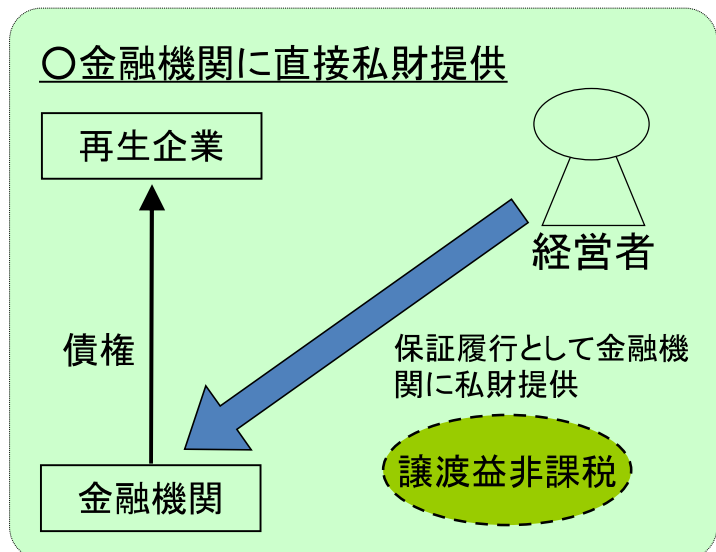
### 【現状及び問題点】

- 中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」<sup>(注)</sup>に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、2022年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。
- 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、引き続き、影響を受けた事業者の再生支援を継続する必要がある。

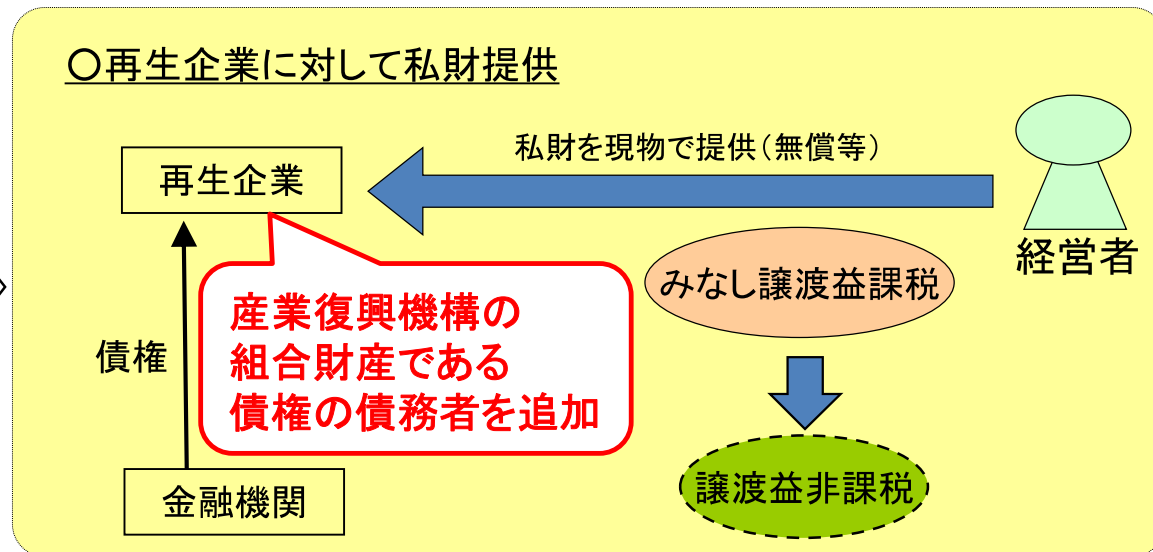
### 【大綱の概要】

- 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用期限を3年延長する。
- 被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例について、適用対象となる再生企業の範囲に、産業復興機構の組合財産である債権の債務者である再生企業を加えた上、その適用期限を3年延長する。

### 【これまでも認められていたもの】



### 【令和4年度改正により認められたもの(⇒2025年3月末まで延長)】



(注) 一般に公表された債務処理を行うための手続きについての(中小企業再生支援協議会等の)準則に則り作成された計画を言う。

## ◆ 銀行等保有株式取得機構に係る課税の特例の延長〔金融庁主担、財務省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 銀行等保有株式取得機構の法人税について、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」による改正前の存続期限である2032年3月末までの間に限り、株式保有制限法において以下の特例が措置されている。

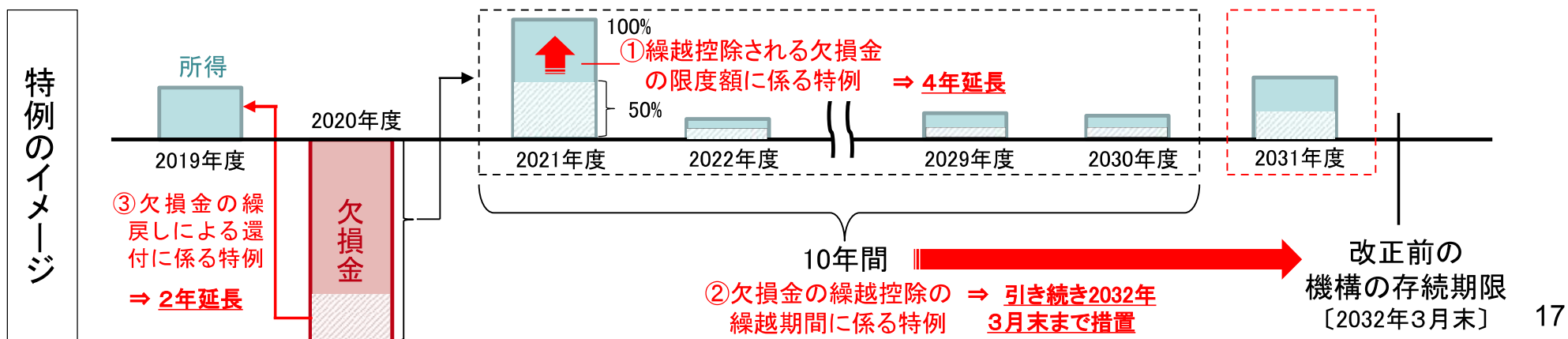
	機構の法人税に係る特例	(参考)特例がない場合の法人税法等の取扱い
① 繰越控除される欠損金の限度額	所得金額の100% (2032年3月末まで)	所得金額の50%
② 欠損金の繰越控除の繰越期間	制限なし (2032年3月末まで)	10年間
③ 欠損金の繰戻しによる還付	あり (2022年3月末まで)	なし

(注) 地方税(法人住民税、法人事業税)についても同様の観点から特例(上記③を除く)が措置されている。

- 同機構の存続期限の延長(2036年3月末まで)に伴い、上記特例についても同時期まで措置する必要。

### 【大綱の概要】

- ① 繰越控除される欠損金の限度額の特例については、4年延長する。
- ② 欠損金の繰越控除の繰越期間の特例については、引き続き2032年3月末まで措置する。
- ③ 欠損金の繰戻しによる還付の特例は、2年延長する。



# ◆ 金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の拡充及び延長

[金融庁]

## 【現状及び問題点】

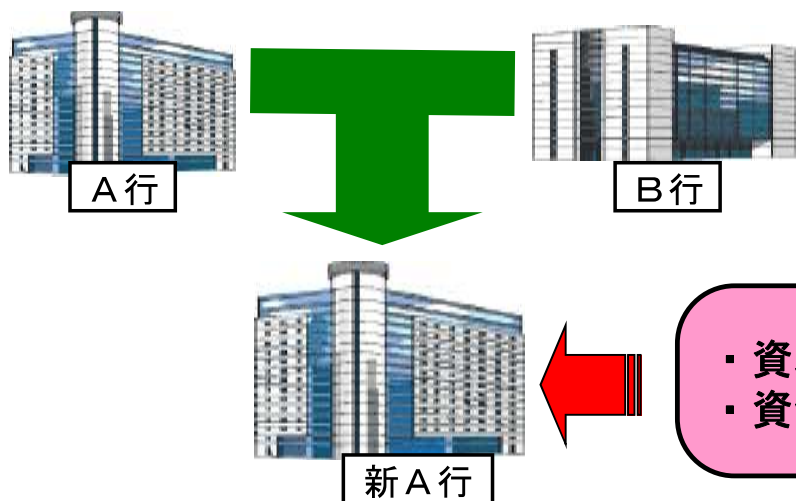
- ① 金融機能強化法第5条第1項等により決定された経営強化計画等に基づく資本増強等に伴い負担する登録免許税率を軽減（租税特別措置法第80条の2、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第41条の2）

《2022年3月末までの時限措置》

- ② 金融機能強化法第34条の10第3項により認定を受けた実施計画に基づく、資金交付に伴い合併・経営統合等を実施する際に負担する登録免許税率について、軽減措置が設けられていない。

## 【大綱の概要】

①の措置を2年延長する。また、新たに②の措置を講じる（2024年3月末まで）。



### ■ 商業登記

- ・ 株式会社の設立又は資本金の額の増加に伴う登録免許税等の軽減措置

### ■ 不動産登記

- ・ 店舗等の不動産の所有権移転に伴う登録免許税等の軽減措置

### ■ 抵当権登記

- ・ 抵当権の移転に伴う登録免許税等の軽減措置

- ・ 資本増強等に伴う措置 ⇒ 2年延長
- ・ 資金交付に伴う措置 ⇒ 新たに措置 (2024年3月末まで)

(例) A行によるB行の吸収合併により新A行を設立

## ◆ 完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収の見直し〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

### 【現状及び問題点】

- 100%のグループ関係にある完全子法人から親法人が配当を受ける場合など※1、その配当の支払時に源泉徴収が行われるが、源泉徴収された所得税等は、親法人の確定申告において税額控除され、還付金の支払等が行われる仕組みとなっている。
- 一方で、完全子法人からの配当については、親法人の法人税の算定にあたり、全額を益金不算入することが認められており、法人税が課されないにもかかわらず、源泉徴収の対象としていることについて、効率性、有効性等を高める検討を行うべきとの指摘※2がある。

※1 発行済株式総数の3分の1超を有する関連法人からの配当についても同様。

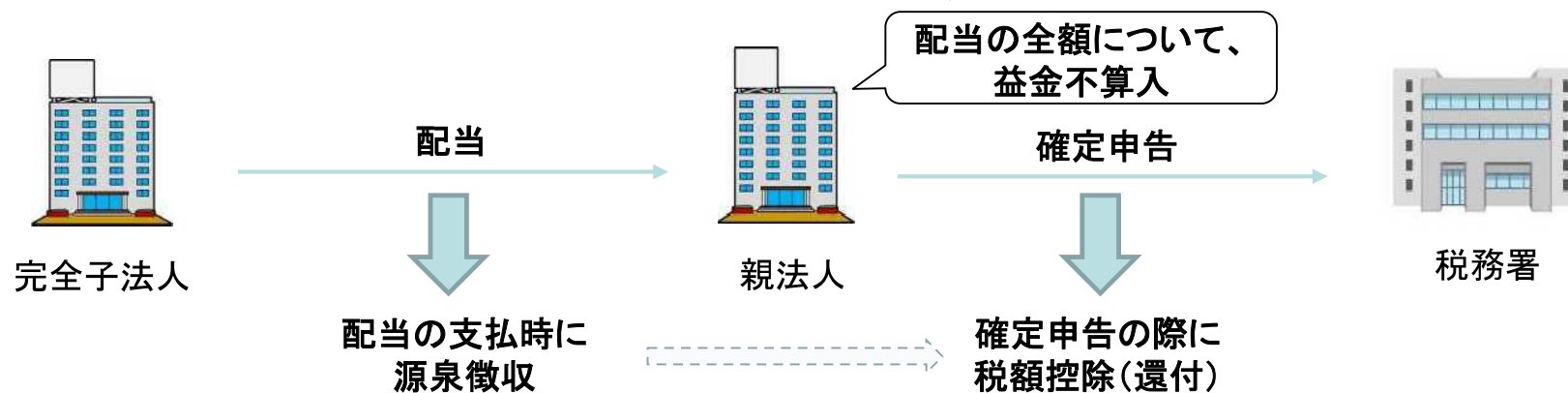
※2 会計検査院「令和元年度決算検査報告」

### 【大綱の概要】

内国法人（一般社団法人等を除く）が支払を受ける配当等で次のものについては、所得税の源泉徴収を行わないこととする。

- ①完全子法人株式等に該当する株式等に係る配当等
- ②配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接に保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数等に占める割合が3分の1超である場合における当該他の内国法人の株式等に係る配当等

### 【完全子法人から親法人への配当の支払に係る源泉徴収と清算の流れ】



完全子法人株式等の配当に係る源泉徴収を不適用とする。



## 第4節 規制・制度改革等に関する取組み

### I 規制・制度改革に関する取組み

#### 1. 概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置されたWG等において、規制・制度改革に関する議論が進められ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定されている。このうち、デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し等については、2021年11月に設立された「デジタル臨時行政調査会」において議論・検討が進められている。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

#### 2. 2021事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 2021年「規制改革実施計画」（2021年6月18日閣議決定、以下「2021年実施計画」という）に盛り込まれた事項

### II 分野別実施事項

#### 1. デジタルガバメントの推進

##### (2) 書面、押印、対面の見直し

- 1 書面・押印・対面見直しの確実な推進
- 2 地方公共団体と事業者の間の手続のデジタル化
- 3 キャッシュレス化の推進
- 4 金融分野の行政手続における書面・押印・対面手続の見直し

##### (3) オンライン利用の促進

- 5 オンライン利用率を大胆に引き上げる取組

##### (4) デジタル化に向けた基盤の整備等

- 7 デジタル化に向けた基盤の整備等

##### (5) 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

- 8 地方税等の収納効率化・電子化に向けた取組

##### (6) その他の行政手続の見直し等

- 12 国による各種調査の重複排除等の改善

2. デジタル時代に向けた規制の見直し
  - (7) 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
    - 7 金融分野における書面・押印・対面手続の見直し
3. 成長の加速化や地方を含めた経済活性化に資する規制改革
  - (10) 農協改革の着実な推進
    - 15 農協改革の着実な推進
6. その他横断的課題
  - (1) 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
    - 1 各府省所管法令に基づく立入検査証統合
  - (2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合
    - 2 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

※詳細については「規制改革フォローアップ（令和4年5月27日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/220527/followup.pdf>

- (2) 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた提案に関する規制の見直し

金融庁関連の提案について、2021 事務年度においては、171 件の回答を行い、その一部については、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページを参照

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h\\_index.html](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html)

### 3. 2022 事務年度に取り組む規制・制度改革事項

2022 年「規制改革実施計画」（2022 年6月7日閣議決定）に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

## II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し
  - (1) 目視に係る規制の見直し
    - 1 目視規制の見直しの着実な推進
  - (2) 実地監査に係る規制の見直し
    - 2 実地監査規制の見直しの着実な推進
  - (3) 定期検査・点検に係る規制の見直し
    - 4 定期検査・点検規制の見直しの着実な推進
  - (4) 常駐・専任に係る規制の見直し
    - 5 常駐・専任規制の見直しの着実な推進

- (5) 書面掲示に係る規制の見直し
  - 8 書面掲示規制の見直しの着実な推進
- (6) 対面講習に係る規制の見直し
  - 9 対面講習規制の見直しの着実な推進
- (7) 往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し
  - 10 往訪閲覧・縦覧規制の見直しの着実な推進
- (8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し
  - ・行政手続デジタル化の基盤整備
    - 11 共通基盤の整備
    - 12 情報連携基盤の整備
    - 13 情報システム調達を通じたデジタル化の推進
  - ・行政手続のオンライン化の推進
    - 14 行政手続のオンライン化の推進
  - ・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
    - 17 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
  - ・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進
    - 18 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組の推進
- 5. 個別分野の取組
  - <スタートアップ・イノベーション>
    - スタートアップに関する規制・制度見直し
      - 3 経営者保証制度に関する取組
      - 4 事業成長担保権の創設・整備について
  - <デジタル基盤>
    - 社会のデジタル化の基盤整備
      - 2 インターネットバンキングの利用促進

また、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

#### 4. 書面・押印・対面手続の見直し等

「2021 年実施計画」では、取組むべき事項として、書面・押印・対面手続の見直しがあげられた。

金融庁では、書面・押印・対面を前提とした業界慣行について、金融業界と連携して検討を行う場である「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を 5 回開催（うち 1 回は書面開催）し、各種手続の見直しの進捗状況や好事例、課題等について、フォローアップを実施した。

また、行政手続におけるオンライン利用の促進については、「規制改革推進会議

が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を着実に推進する。」とされており、金融庁が所管している事業は、「役員又は主要株主の売買報告書の提出」と「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出」の2事業である。このうち、後者については、2022年4月にオンライン利用率が100%となった。

## Ⅱ 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

### 1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

### 2. 本制度の実績

2021事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

## 第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

金融庁は、2013年以降、成長戦略の一環として、コーポレートガバナンスの向上を図り、中長期的な企業価値の向上とその果実の家計（アセットオーナー）への還元という日本経済全体の好循環を実現するため、コーポレートガバナンス改革を推進している。（別紙1参照）

2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定（2017年5月改訂・2020年3月再改訂）、2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定（2018年6月改訂・2021年6月再改訂）した。2015年8月以降は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）において、両コードの普及・定着状況のフォローアップと、コーポレートガバナンスの更なる充実に向けて必要な施策の議論・提言が行われている。

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進展が見られる。（別紙2参照）

- ① 独立社外取締役を3分の1以上選任する企業の割合  
2015年：12.2%（東証一部） → 2022年：81.6%（プライム市場）
- ② 指名委員会（法定・任意）を設置している企業の割合  
2015年：10.5%（東証一部） → 2022年：79.8%（プライム市場）
- ③ 報酬委員会（法定・任意）を設置している企業の割合  
2015年：13.4%（東証一部） → 2022年：82.0%（プライム市場）
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関の数  
2014年6月：127機関 → 2022年6月：323機関
- ⑤ 個別の議決権行使結果と行使理由を公表する機関数  
2018年12月：20機関 → 2022年6月：63機関

2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの再改訂の際、コーポレートガバナンス改革の効果を検証すべきとの指摘があったことを踏まえ、2022年5月、第27回フォローアップ会議を開催し、「中間点検」を実施した。（別紙3参照）

中間点検では、事務局である金融庁が実施した①コーポレートガバナンス改革に関する実証研究の整理、②コーポレートガバナンスに関する取組みについての企業へのインタビュー、それぞれの結果を紹介した上で、コーポレートガバナンス改革に対する評価、課題と期待される取組み等について議論を行った。

また、持続的な成長に向けた課題として、内部留保の有効活用等について、さらに、企業と投資家との対話に係る課題として、協働エンゲージメントの促進等についても、議論を行った。

# コーポレートガバナンス改革推進の経緯

(別紙1)

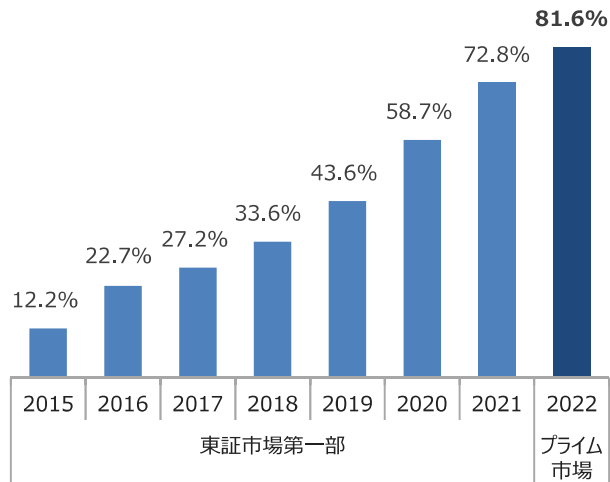
- 2013年 6月 **日本再興戦略**  
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版ステewardシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
- 2014年 2月 [ステewardシップ・コード策定](#)
- 6月 **日本再興戦略 改訂2014**  
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
- 2015年 6月 [コーポレートガバナンス・コード適用開始](#)
- 日本再興戦略 改訂2015**  
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
- 8月 [ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議設置](#)
- 2016年 6月 **日本再興戦略 2016**  
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
- 2017年 5月 [改訂版ステewardシップ・コード公表](#)
- 6月 **未来投資戦略 2017**  
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
- 12月 **新しい経済政策パッケージ**  
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- 2018年 6月 [改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表](#)
- 未来投資戦略 2018**  
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
- 2019年 6月 **成長戦略(2019年)**  
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、ステewardシップ・コードの更なる改訂を行う。
- 2020年 3月 [再改訂版ステewardシップ・コード公表](#)
- 7月 **成長戦略フォローアップ(2020年)**  
「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(...(中略)...事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。
- 2021年 6月 [再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表](#)
- 成長戦略実行計画(2021年)**  
中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。  
取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。  
上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。

# コーポレートガバナンス改革の進捗状況

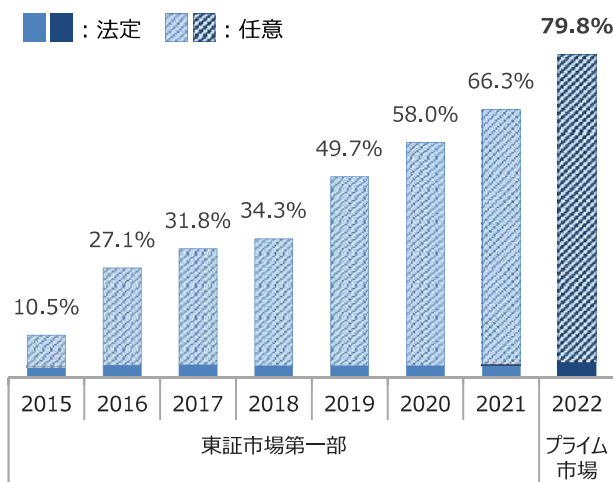
(別紙2)

企業

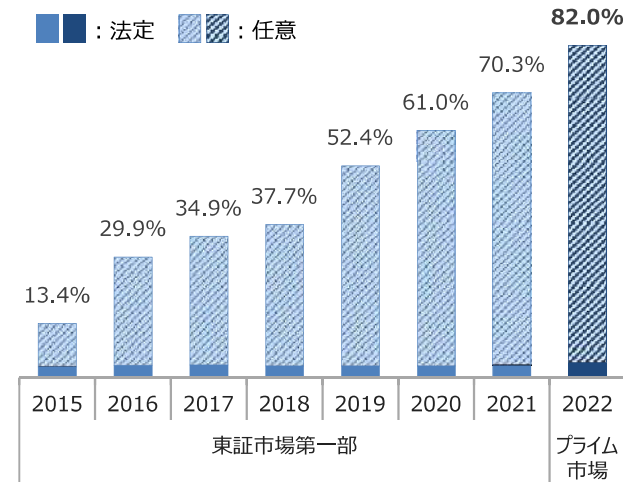
### 独立社外取締役を1/3以上選任する企業の比率推移



### 指名委員会設置会社の比率推移



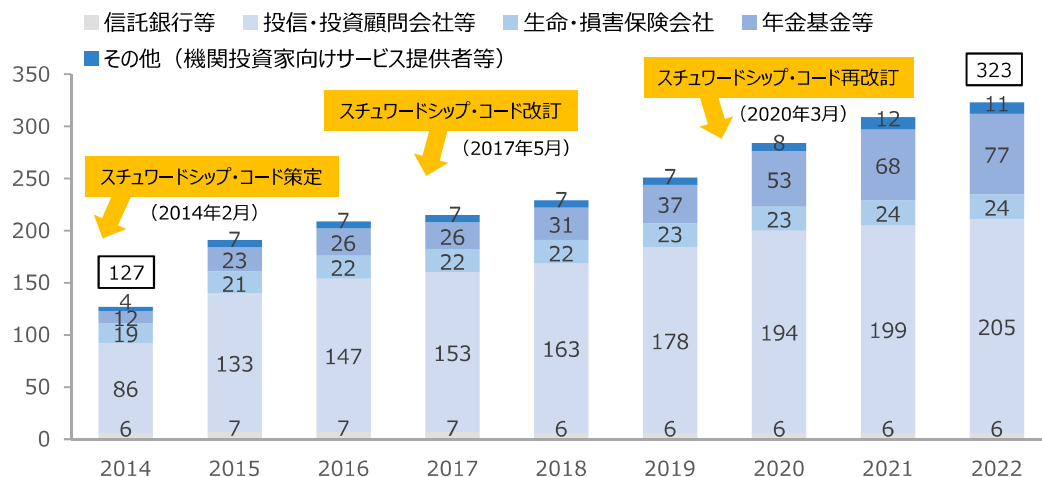
### 報酬委員会設置会社の比率推移



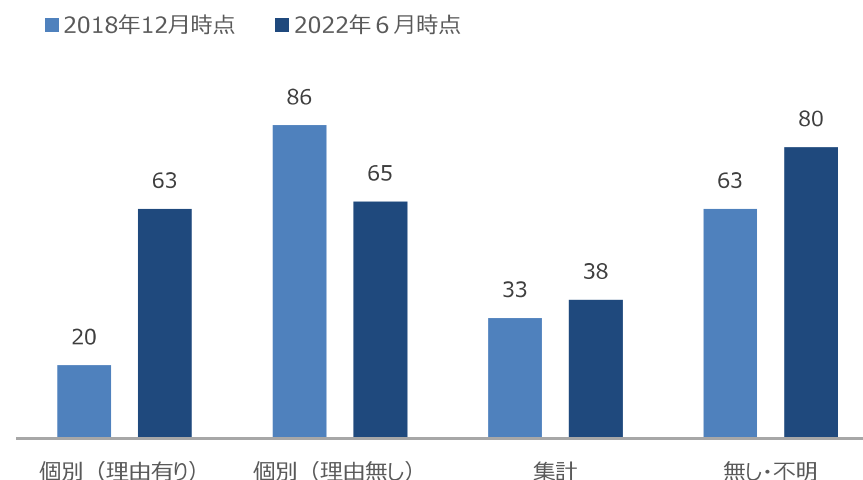
(出所) 東京証券取引所 (注) 2022年は4月14日時点のガバナンス報告書データを集計

機関投資家

### スチュワードシップ・コードの受入機関数の推移



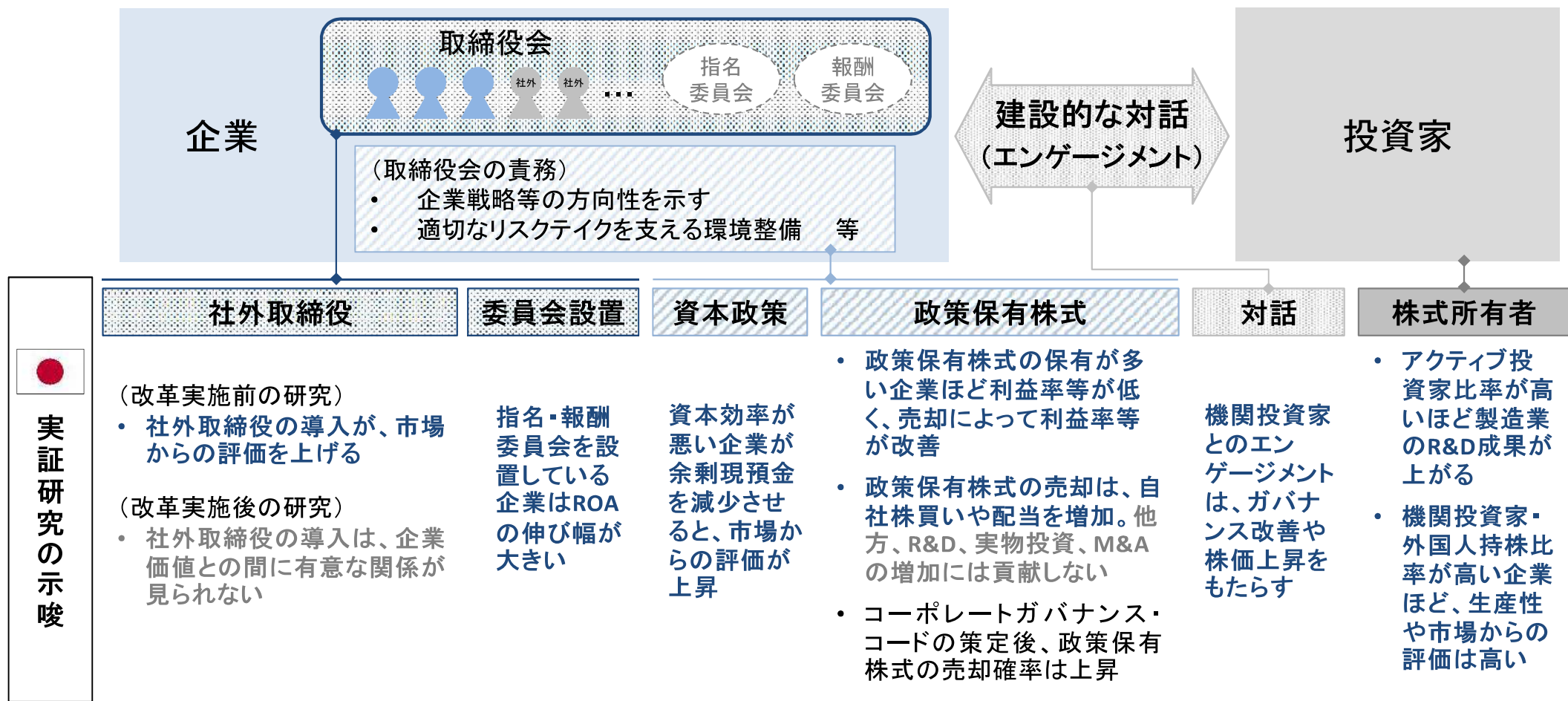
### 議決権行使結果の公表状況



【スチュワードシップ・コードの受入機関数の推移】(出所) 金融庁 (注) 調査時点は原則として各年6月30日現在。

【議決権行使結果の公表状況】(出所) 金融庁 (注1) 2018年12月31日時点でスチュワードシップ・コードを受け入れている241機関のウェブサイト等の情報及び2022年6月30日時点でスチュワードシップ・コードを受け入れている323機関のウェブサイト等の情報を基に作成。ただし、年金基金等を除く。(注2) 議決権行使結果の個別開示には、上場企業等の一部企業のみについて個別開示している運用機関も含めて集計。

- 海外では、コーポレートガバナンス制度の整備や機関投資家による株式保有が、どのような条件の下で企業のパフォーマンスに影響を与えるかについて、実証研究<sup>(注)</sup>の蓄積がある。
- 他方、日本のコーポレートガバナンス改革実施以降の期間を対象とした実証研究の数は必ずしも多くなく、その結果も区々であることから、日本の実証研究においては、改革の評価は定まっていない。



(注) コーポレートガバナンス改革の取組み(社外取締役の導入等)が、企業のパフォーマンス(ROE、ROA、株価等)にどのような影響を与えたか、統計学的・定量的手法を用いて検証した研究  
(出所) 早稲田大学 宮島英昭教授、慶應義塾大学大学院 齋藤卓爾准教授、円谷メンバー提供資料等より金融庁作成

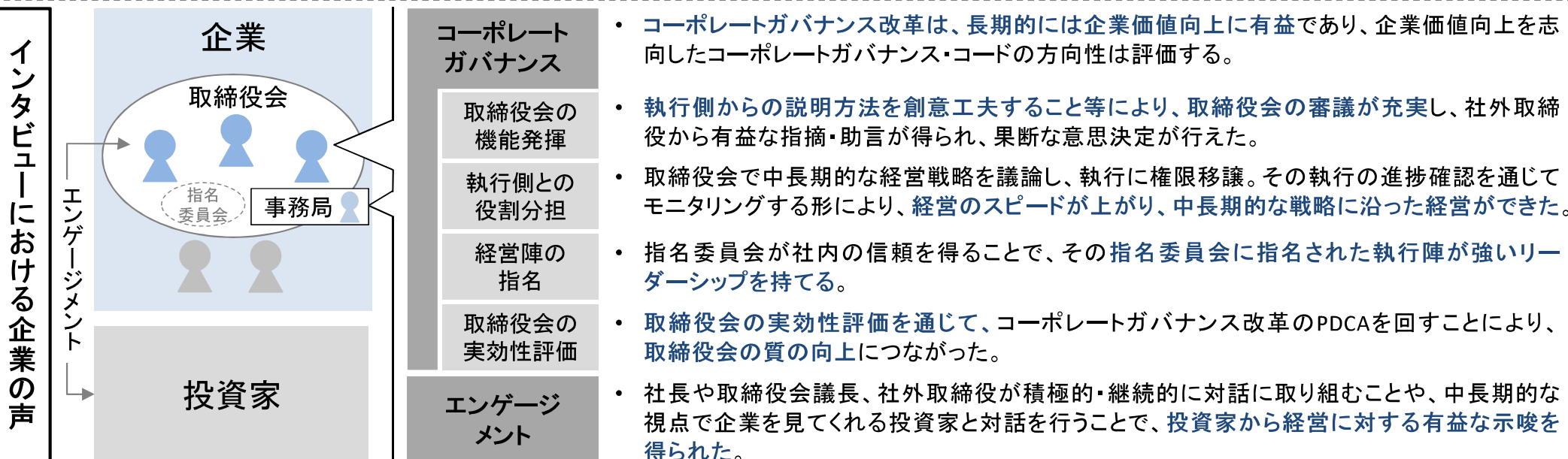


- 個別企業におけるコーポレートガバナンス関連の取組みと、それへの受け止めを調査するため、金融庁において、経団連の協力を得つつ、企業への個別インタビューを実施。

【インタビュー実施企業】(50音順)

アステラス製薬、荏原製作所、エフピコ、オムロン、花王、サンフロンティア不動産、信越化学工業、スズキ、住友電気工業、TDK、ニトリHD、富士通、三井物産、三井不動産、ヤマハ、横河電機

総論	コーポレートガバナンス改革への主な評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>執行陣を含め多くの企業から、取締役会の審議の充実・中長期的な経営戦略の議論の深化によって企業経営に良い影響が生じた、投資家との対話から経営に有益な示唆を得られた、といった声が聞かれ、<b>コーポレートガバナンス改革の方向性及び有効性は広く支持されている</b>ことを示唆。</li> </ul>
	指摘された主な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンプライへのプレッシャーが企業にある中で、コーポレートガバナンス・コードが、<b>企業経営の細部に至る要請を行うことで、かえって企業が形式のみを整えることとなり、改革が形骸化</b>することを懸念する声があった。</li> <li>機関投資家の形式的な議決権行使、特に中堅以下の規模の企業における対話の機会不足、実質株主把握の困難等の課題へ対応することにより、<b>より質の高い対話を促進すべき</b>との指摘もあった。</li> </ul>



## 第6節 自然災害等の被災者への対応

### I 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

地震や暴風、豪雨等の様々な自然災害により被災した個人債務者の生活や事業の再建を支援するため、2015年9月2日に金融機関等団体の関係者等や、学識経験者等の関係機関により構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。同研究会において、東日本大震災での経験も踏まえながら、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）が同年12月25日に策定され、2016年4月1日に運用が開始された。

なお、東日本大震災の被災者の私的整理による債務免除に係る金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、2021年4月1日に自然災害ガイドラインに統合され、引き続き、同ガイドラインに基づき東日本大震災の被災者支援を行うこととされた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少することなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となる個人や個人事業主の生活や事業の再建を支援するため、同研究会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下「コロナ特則」という。）が2020年10月30日に策定され、同年12月1日に運用が開始された。（別紙1～2参照）

2021事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく自然災害ガイドライン等を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、自然災害ガイドライン等の活用促進に関して、政府広報オンラインの活用、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）自然災害ガイドライン等の運用状況（2022年6月30日時点）

	自然災害 (2016年4月～)	コロナ特則 (2020年12月～)	合計
委嘱件数	1,203	1,971	3,174
うち手続き中	40	774	814
債務整理成立件数	574	188	762

## II 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用及び機構等が支援決定を行った事業者の事業再生に向けた支援に継続的に貢献していくよう促してきた。

(参考)

(2022年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設立	2012年2月22日
支援決定	747先

※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の申込受付は、2021年3月に終了。

## III 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等における2021年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月28日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については2022年3月1日に、報告内容を公表した。（詳細は「第3部第9章第5節」参照）

## IV 2021事務年度に発生した自然災害への対応

2021年7月以降の大雨や2022年福島県沖を震源とする地震等の発災後、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。

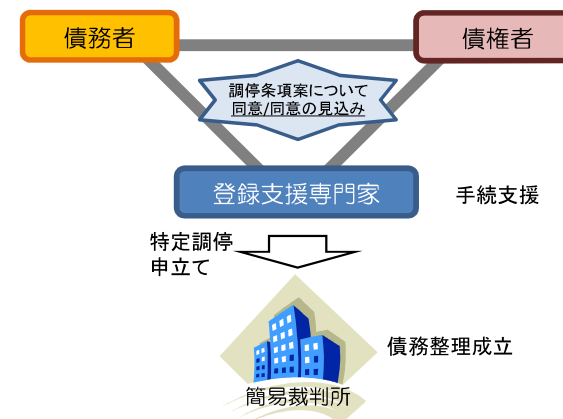
金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。（別紙3参照）

# 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

(別紙1)

## ■ ガイドラインの概要

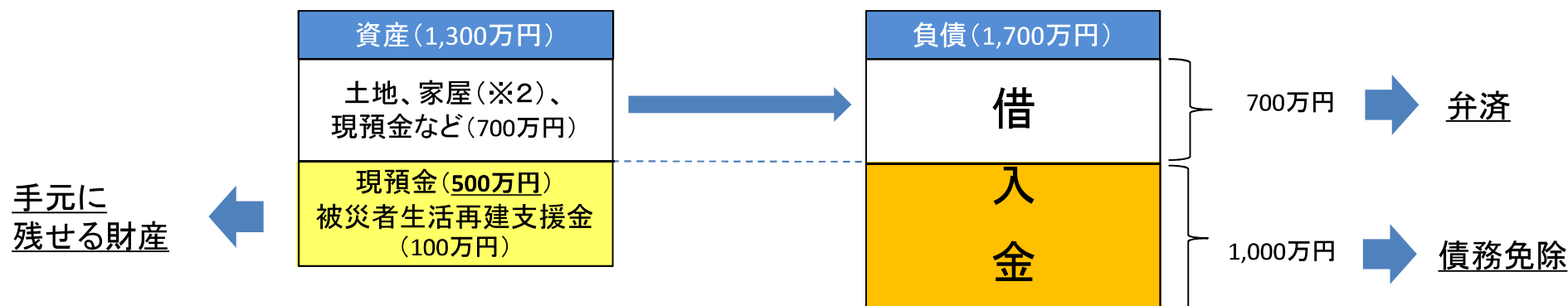
- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



## ■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入りに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## ■ 債務整理のイメージ(例) ※1



※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。

※2 保有する資産(自宅跡地等)については、「公正な価額」(時価に相当する額)を分割弁済することにより、換価・処分せずに手元に残すことが可能。

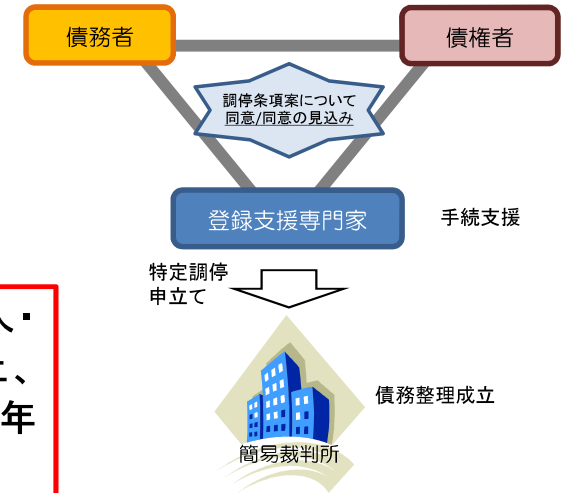
# 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

## ■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



## ■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

## ■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。  
※住宅資金特別条項による支援スキーム:住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。
- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

## 災害救助法適用の状況 (2021年7月1日～2022年6月30日)

## ○令和3年7月1日からの大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
静岡県	7月3日 (7月3日)	東海財務局	7月5日
鳥取県	7月7日 (7月8日)	中国財務局	7月9日
島根県	7月7日 (7月8日)	中国財務局	7月9日
鹿児島県	7月10日 (7月10日)	九州財務局	7月12日

## ○台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
青森県	8月10日 (8月10日)	東北財務局	8月10日

## ○令和3年8月11日からの大雨

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
広島県	8月12日 (8月13日)	中国財務局	8月13日
佐賀県	8月12日 (8月14日)	福岡財務支局	8月16日
福岡県	8月12日 (8月14日)	福岡財務支局	8月16日
島根県	8月12日 (8月14日)	中国財務局	8月16日
長野県	8月15日 (8月17日)	関東財務局	8月17日
長崎県	8月12日 (8月17日)	福岡財務支局	8月17日

## ○令和3年長野県茅野市において発生した土石流

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
長野県	9月5日 (9月6日)	関東財務局	9月7日

## ○令和4年福島県沖を震源とする地震

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
宮城県	3月16日 (3月17日)	東北財務局	3月17日
福島県	3月16日 (3月17日)	東北財務局	3月17日

## 第7節 新型コロナウイルス感染症への対応

### I 民間金融機関による事業者支援促進等のための施策

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ウクライナ情勢、原油価格・物価高騰等の影響が懸念される中、金融庁は、事業者の資金繰りに支障が生じないよう、返済猶予や条件変更等の資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するよう累次の要請を行ったほか、金融機関との取引に係る相談窓口で受け付けた相談に関する事実関係の確認と適切な対応の働きかけなどに取り組んだ。こうした中、金融機関においては、既往債務の条件変更等の資金繰り支援に積極的に応じており、条件変更の応諾率は約99%で推移している。(別紙1参照)

さらに、事業者の実情に応じた収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るため、関係省庁と連携し「中小企業活性化パッケージ」を公表すると共に、金融機関に対し、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底するよう、要請を行った。(別紙2参照)

また、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、保険契約者との対面での保険契約の手続が困難な事案が生じた場合、保険料の払込及び保険契約の更新について猶予期間を設ける等適宜の措置を講じるよう、保険契約者保護の観点から要請を実施した。

### II 事業者支援態勢構築プロジェクト

コロナによる地域経済への影響が続く中、事業者の経営改善・事業再生・事業転換等の取組みを、金融機関をはじめとする信用保証協会、商工団体、地方自治体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構(REVIC)、税理士等の地域の関係者が連携・協働し、一体的かつ包括的に推進することが重要である。

こうした観点から、財務局が経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援にあたっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進した。具体的な取組事例は以下の通り。

ひとつの財務局・財務事務所では、各地の金融機関や支援機関の実務担当者が、これまで以上に「顔の見える関係」を構築し、そのネットワークを通じて、事業者支援の実効性を高めていけるよう、事業者支援に関する悩みや手法等について意見交換を行うワークショップ型の懇談会を開催。

ひとつの財務局・財務事務所では、金融機関から事業承継・引継ぎ支援センターに持ち込まれる案件数が伸び悩んでいるという課題を踏まえ、金融機関に対して当該支援センターの事業内容や具体的な取組事例を紹介。結果、当該支援センターにおける支援案件数が2020年度の2倍以上に増加。

### Ⅲ 金融機関等の業務継続体制について

金融庁は、新型コロナウイルス感染症に係る金融機関等の業務継続体制について、金融機関等に対し、累次の要請を実施している。

2021 事務年度も新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している状況を踏まえ、業界団体との意見交換の機会を通じ、業務継続計画（BCP）等を再度点検し、顧客対応業務は継続し、可能な範囲でリモート機能の活用など金融機能の維持と感染拡大防止の両立に取り組むよう要請した。

### Ⅳ 新型コロナウイルス感染症を踏まえたその他の措置

#### 1. 広報活動の強化

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々が、金融庁の資金繰り支援等の取組みに関する情報を容易に入手できるよう、金融庁ウェブサイトにおいて特設ページを開設し、情報発信に向けて取り組んでいる。

2021 事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、事業者の実情に応じた資金繰り支援等の要請、金融機関における貸付条件の変更等の状況等の公表等を集約して掲載した。また、英語版の特設ページにおいても、日本語の特設ページに記載されている各種施策等の英訳を掲載した。

さらに、政府広報を活用し、民間金融機関による資金繰り支援等に関するインターネットバナー広告等に取り組んだ。

#### 2. 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際基準設定主体等における新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的に貢献した。

##### (1) G20

G20 においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、共同声明等が発出された。2021 年 7 月以降に公表された声明における金融規制関係の主な記述は、以下のとおり。

- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021 年 7 月 10 日）（仮訳・抜粋）  
我々の新型コロナウイルス感染症による危機への包括的かつ団結した対応において、我々は、金融セクターが金融安定を維持しながら、回復への適切な支援を提供するよう確保することに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓に関する FSB の中間報告書を歓迎する。グローバル金融システムは、G20 の金融規制改革と国際的な公的当局の断固とした対応に支えられて高まった強靱性により、これまでのところパンデミックを乗り越えてきた。しかしながら、資本・



流動性バッファの機能や、景気循環増幅効果の潜在的な原因など、規制枠組のいくつかの分野では、さらなる検討が必要であり、ギャップが残っている。我々は、金融危機後に合意されたG20 規制改革の残された要素を完了することを含め、意図しない影響を回避しつつ、これらのギャップに対処することにコミットしており、10月の最終報告書を期待する。

● G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2021年10月13日）（仮訳・抜粋）  
我々は、金融セクターが、金融安定を維持しながら回復への適切な支援を提供するよう確保することを目的とした、協力的アプローチに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓及び特定した課題に対応するための次のステップの提案に関するF S Bの最終報告書に期待する。

● G20 首脳声明（2021年10月31日）（仮訳・抜粋）  
我々は、新型コロナウイルスのパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓及び次のステップの提案に関するF S Bの最終報告書を歓迎する。

● G20 財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2022年2月18日）（仮訳・抜粋）  
我々は、公平な経済回復を確保し、金融安定を維持するためにパンデミックからの潜在的な傷跡化する影響を回避するため、グローバルな金融セクターの強靱性を強化することにコミットする。我々は、金融セクターにおける出口戦略及び傷跡化する効果への対処に関する金融安定理事会（F S B）の作業に期待する。

## （2） 金融安定理事会（F S B）

### ア. F S Bにおける対応の全体像

F S Bは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「F S B原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを2020年4月のG20向け報告書で公表、G20財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。F S Bは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行っている。

※新型コロナ対応に関する「F S B原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

特に、金融庁は、FSB傘下の規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation。当時の議長は氷見野金融庁前長官）において、コロナ禍における国際的な規制監督上の課題対応全体のアジェンダ設定を行い、コロナ対応施策に関するレポート作成や評価枠組みの整理、ストレステストやシナリオ分析の実施上の課題の整理等を主導した。これらの作業を踏まえ、FSBは、2020年7月及び11月に「COVID-19 パンデミック：金融安定への影響と政策対応」を、2021年4月に「COVID-19 支援措置—延長、修正、解除」を公表した。

2021事務年度には、2021年7月に「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関する金融安定上の観点からの教訓：中間報告書」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、同年10月「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行に関する金融安定上の観点からの教訓：最終報告書」を公表、G20サミットに提出した。また、2022年2月には、COVID-19支援政策の長期化によって生じ得るリスクの一つである、過剰債務（デット・オーバーハング）について、ディスカッションペーパー「非金融企業の過剰債務問題へのアプローチ」を公表した。

#### イ. 2020年3月の市場の混乱とノンバンク金融仲介に関する作業

FSBは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする2020年3月の様々な市場における大規模な流動性ストレスについて、2020年11月に「2020年3月の市場の混乱についての包括的レビュー」を公表した。同レビューは、混乱を引き起こす要因となった、ノンバンク金融仲介（Non-Bank Financial Intermediation：NBF I）の抱える課題を特定した上で、NBF Iシステムの強靱性を高めるべく、①短期的課題として、ショックの増幅に寄与した特定のリスク要因や市場の検証とそれへの対応、②NBF I及び金融システム全体のシステムミック・リスクの理解の深化、③NBF Iのシステムミック・リスクに対処する政策の評価、の3分野を内容とする今後の作業計画を示した。計画に基づき、FSBは、特に喫緊の課題であるMMFの強靱性向上に関する作業を行い、2021年6月、市中協議文書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」を公表した。

2021事務年度には、FSBは、当該市中協議文書を2021年7月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、同年10月には最終報告書「マネー・マーケット・ファンド（MMF）の強靱性向上のための政策提案」及び「ノンバンク金融仲介（NBF I）の強靱性向上：進捗報告書」を公表し、それぞれ同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20サミットに提出した。2022年4月には米ドル調達と新興市場国の脆弱性に係る報告書を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

#### (3) 中央銀行総裁・監督当局長官グループ（GHOS）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

BCBSは、金融危機後のバーゼル規制改革が銀行システムにもたらした影響の評価に関する作業の一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の初期の経験に基づき、同規制改革が銀行の強靱性と行動に及ぼした影響の評価を行い、2021年7月に、「バーゼル規制改革に関するCovid-19パンデミック初期の教訓」と題する報告書を公表した。

また、BCBSでは、銀行の信用リスクガバナンスや、信用リスクのモデル化に関する実務について監督上の知見を共有している。BCBSは、こうした議論の中で確認された現状や課題等について整理し、2022年3月に、「新型コロナウイルス感染症に関連した信用リスクに関するニューズレター」として公表した。

#### (4) 証券監督者国際機構（IOSCO）

IOSCOは、代表理事会直下の「金融安定エンゲージメントグループ」において、引き続き、FSB等と連携して、MMFの強靱性向上、オープンエンド型ファンドの流動性リスク管理、社債市場の流動性及び証拠金とマージンコールに関する取組みを行っている。また、IOSCOは、2022年1月、新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において取引所や市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンスに関して得られた教訓についてフィードバックを求める市中協議文書を、同年4月、新型コロナウイルス感染症による市場ストレス下における社債市場の流動性要因に関する報告書を公表した。

貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	151,225	138,059	4,086	5,806	3,274	97.1%
地域銀行(100)	750,270	713,174	4,887	18,958	13,251	99.3%
その他の銀行(77)	1,172	1,032	78	10	52	93.0%
合計(186)	902,667	852,265	9,051	24,774	16,577	<b>98.9%</b>

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	23,317	19,928	735	924	1,730	96.4%
地域銀行(100)	47,020	40,460	1,125	1,124	4,311	97.3%
その他の銀行(77)	1,717	1,340	76	44	257	94.6%
合計(186)	72,054	61,728	1,936	2,092	6,298	<b>97.0%</b>

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	629,446	603,277	2,951	12,522	10,696	99.5%
信用組合(146)	107,301	104,020	236	1,452	1,593	99.8%
労働金庫(14)	15	15	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(46)	3,329	3,208	17	49	55	99.5%
農協・漁協(628)	7,294	6,916	30	141	207	99.6%
合計(1088)	747,385	717,436	3,234	14,164	12,551	<b>99.6%</b>

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	A/(A+B)				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	26,605	24,637	238	575	1,155	99.0%
信用組合(146)	4,864	4,638	33	66	127	99.3%
労働金庫(14)	6,218	5,429	259	121	409	95.4%
信農連・信漁連(45)	73	67	1	1	4	98.5%
農協・漁協(628)	4,602	4,283	18	65	236	99.6%
合計(1088)	42,362	39,054	549	828	1,931	<b>98.6%</b>

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

令和4年3月8日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

### 事業者等に対する金融の円滑化について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が2年という長期にわたっているほか、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響も懸念されるところ、様々な事業者が大変厳しい状況に置かれております。

こうした中で、先般、全国銀行協会等の関係者は、増大する債務に苦しむ中小企業の経営改善に向けた環境整備等のため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を策定・公表したところです。また、特に資金需要の高まる年度末も見据え、資金繰り支援の更なる充実を図るとともに、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、経済産業省・金融庁・財務省においては、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表したところです。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、今後、ガイドライン等も活用した、より一層の事業者支援等が求められております。

つきましては、官民の金融機関等における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、3月7日に開催した「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症に加え、足下ではウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念されるところ、資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業のみならず、大企



業・中堅企業を含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を引き続き徹底すること。また、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について」（令和4年2月25日）にて周知した内容について改めて徹底すること。

2. 新型コロナウイルス感染症等の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含め、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症等の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定されるところ、本年1月から申請を開始した「事業復活支援金」を含め、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金などについても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、本年6月までの申込期限の延長と合わせて、貸付期間が20年に延長される政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
4. 事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。
5. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い<sup>1</sup>を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

---

<sup>1</sup> 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について” (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

6. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で、借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会<sup>2</sup>、REVIC等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府の支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。
7. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本性劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
8. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても紹介するとともに、民間金融機関においては、同ローンのほか、同ファンド等の活用についても積極的に検討すること。
9. 官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、ガイドラインの趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援すること。加えて、信用保証協会は、事業者の円滑な再生を図るため、ガイドラインに基づく手続の初期段階から、必要に応じて官民金融機関と緊密に連携・協力すること。
10. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、ガイドラインに基づく事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。
11. ガイドラインの活用等に際しては、必要に応じて、経営改善計画策定支援事業や、事業再構築補助金の「回復・再生応援枠」、官民ファンド<sup>3</sup>等、「中小企業活性化パッケージ」に掲げられた施策も合わせて利用し、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。

<sup>2</sup> 中小企業再生支援協議会は、関連機関と統合し、令和4年4月1日から中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。

<sup>3</sup> 株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対しては、別途『「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を通じた一層の事業再生支援について』を要請。

- 1 2. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないよう、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
  
- 1 3. 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。
  
- 1 4. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

## 第8節 消費者行政に関する取組み

### I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された（令和3年6月15日改定）。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

### II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。（別紙1参照）

工程表では、消費者基本計画における各種施策について、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPI（重要業績評価指標）を設定している。

工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、消費者白書において公表している。

### III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

（注）以下の番号は、消費者基本計画工程表の番号に対応。

#### I 消費者被害の防止

（2）取引及び表示の適正化並びに消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保

##### ② 商品やサービスに応じた取引の適正化

ウ 金融機関における顧客本位の業務運営の推進

エ 詐欺的な事案に対する対応

- オ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等 についての対応
- カ 暗号資産交換業者等についての対応
- ⑥ 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り
  - ア 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
  - イ 「架空請求対策パッケージ」の推進等による被害防止
  - オ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対策の推進
  - サ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等
- (3) ぜい弱性等を抱える消費者を支援する関係府省庁等の連携施策の推進
  - ① 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進
  - ⑥ 「多重債務問題改善プログラム」の実施
- (4) 消費者の苦情処理、紛争解決のための枠組みの整備
  - ⑤ 金融 ADR 制度の円滑な運営
- Ⅲ 「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応
  - (1) 「新しい生活様式」の実践や災害時に係る消費者問題への対応
    - ① 「オレオレ詐欺等対策プラン」の推進による特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
  - (2) デジタル社会での消費者利益の擁護・増進の両立
    - ア キャッシュレス決済及び電子商取引における安全・安心の実現
- Ⅳ 消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施
  - (1) 消費者教育の推進
    - ③ 地域における消費者教育の推進
    - ⑥ 金融経済教育の推進

# 消費者基本計画 工程表

令和2年7月7日  
消費者政策会議決定  
(令和3年6月15日改定)  
(令和4年6月15日改定)

## I 消費者基本計画工程表の策定について

消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策の基本方針、重点的な施策の推進等について定めている。

計画においては、「消費者が主役となる社会」の実現のために重点的に進めるべき施策の概要を示す一方、当該施策にとどまらず、具体的な施策については、工程表を消費者政策会議において別途定め、消費者政策を検証可能な形で体系的・包括的に推進するとしており、工程表は今期消費者基本計画の対象期間内の取組予定及びKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を明示し、国民の意見を反映させるための取組を進めるとともに、消費者委員会の意見を聴取した上で毎年度改定するとされている。

## II 工程表の構成について

本工程表では、消費者基本計画において示された「消費者政策において目指すべき社会の姿等」の実現に向けて、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPIを設定している。

### 注1

持続可能な開発目標（SDGs）推進本部において策定された「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日一部改定）に位置付けられた施策については、個別施策の中で、「SDGs 関連」と明示するとともに、同実施指針において明示された目標の番号を記載している。

同実施指針に基づき、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の達成年限である2030年を意識しながら、同実施方針の8分野の優先課題に関する取組を加速し、SDGs実現に取り組んでいく。

### 注2

Well-beingに関する施策については、個別施策の中で、「Well-being 関連」と明示するとともに、より良い社会の実現に貢献する消費を心掛けている消費者に関するKPIを設定している。

### 注3

高度情報通信社会の進展により、AI、IoT、ビッグデータ等を活用した商品・サービスが普及する中、本工程表においても、これらに関連する施策を位置付けているが、現在検討段階にある施策にも、消費者を取り巻く環境に大きな変化を及ぼす可能性があるものが存在しており、そうした施策については、不断に状況を注視することが必要である。

## III 工程表のフォローアップについて

本工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の調整に関する事務をつかさどる消費者庁が、関係府省庁等の協力を得て取りまとめる。

なお、大規模災害の発生時や新型コロナウイルス感染症の拡大時等の消費者が感じる

不安が増大する緊急時その他特別な変化が生じた場合においては、適時見直しを行う。

消費者委員会は、本工程表に記載されている施策の実施状況について、KPI を含めて随時確認し、検証、評価及び監視を行う。

消費者政策会議において、消費者委員会の意見を聴取した上で、毎年度工程表を改定し、必要な施策の追加や充実強化、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。



## 第9節 障害者施策への対応

### I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

### II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、ポータルサイトや庁内広報誌を通じて全職員に対し周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促した。

保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

## 第10節 高齢者等への対応に関する取組み

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2021 事務年度には、金融審議会市場ワーキング・グループ報告書（2020 年 8 月公表）を踏まえ、高齢顧客の課題やニーズへの対応を強化・改善するため、金融業務のあり方について、以下の業界の取組み等の支援を行った。

- ① 全国銀行協会において、預金者に突然の病気や事故等の不測の事態が生じた場合の親族等代理人による預金の払出しに係る判断のポイント等を整理した「不測の事態における預金の払出しに関する考え方」が公表された（2022 年 5 月）。
- ② 生命保険協会において、契約者等の認知判断能力が低下している際に、一定の親族等が本人の代わりに保険契約の有無を同協会に照会できる「生命保険契約照会制度」が 2021 年 7 月 1 日より運用開始された。同協会ではポスターやパンフレット等により同制度の利用者への周知を実施した。
- ③ 金融商品取引業者等の金融商品販売に係る高齢顧客対応に関して、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が委託・実施した、顧客データの分析及びデジタル技術等の活用に関する調査等の実証事業の結果を踏まえ、投資家の能力や状況に応じた柔軟な顧客対応に向けた業界における検討を後押しした。

また、成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果の公表を通じて、各金融機関による導入を促した。

加えて、認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁 Twitter において当該取組みについて周知・広報を行った。

## 第11節 預金取扱等金融機関の旧姓使用への対応に関する取組み

経済社会活動の様々な場面での旧姓の通称使用の拡大は、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進の一環として、政府全体が今後重点的に取り組む事項として定められている。

こうした中、「金融行政モニター受付窓口」に、旧姓による口座開設等に関する対応状況や、必要な手続き等について、丁寧な顧客説明を求める意見が寄せられたこと等を踏まえ、預金取扱金融機関における口座開設等での旧姓の通称使用に関する対応状況や課題等を詳細に把握する目的で、アンケート調査を実施した。

また、全国銀行協会等の業界団体に対し、①旧姓による口座開設等の申し込みを受けた場合には、例えばマネロン対策など金融機関において新旧両姓の双方を適切に管理する上で真に必要となる手続き等について丁寧且つ積極的に顧客説明を行い、顧客からの十分な理解を得つつ、可能な限り円滑な対応を取ることや、②既に口座開設等での旧姓の通称使用に対応している金融機関の取組み事例の横展開を実施すること、を要請する等、口座開設等での旧姓の通称使用についてより一層の前向きな対応が行われるよう促した。

## 第12節 金融経済教育の取組み

### I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルイゼーションの進展、2022年4月以降の成年年齢引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。さらに2020年3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症拡大も契機として、デジタルコンテンツの提供をはじめとするICTの活用を推進している。

関連報告書としては以下のとおり。

- ① 金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ② SDGsアクションプラン2021  
（2020年12月21日、持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合）
- ③ 成長戦略フォローアップ（2021年6月18日閣議決定）
- ④ 経済財政運営と改革の基本方針2022（2022年6月7日閣議決定）

### II 具体的な取組状況

#### 1. 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

さらに、eラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」を2021年11月25日に開講した。

#### 2. 学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施。（別紙1参照）

また、2018事務年度以降、出身校などの学校に出向いて出張授業を行う金融庁

職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、158校に対して延べ273名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

2021年度は、2020年度に引き続き、積極的にオンライン授業を実施。その際は、リアルタイムでの投票や、チャット欄を駆使した質問、大人数講義から少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、オンラインならではの授業形態を構築した。

### 3. 高校学習指導要領改訂への対応

2018年3月及び7月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

新学習指導要領の円滑な導入に向け、各地の教員向け研修会や大学の教員養成課程の講義、高校での研究授業などに、金融庁・財務局職員を講師として派遣し、資産形成やキャッシュレス化の観点を盛り込んだ金融経済教育について講演や授業等を行った。

さらに、2022年4月から施行された新学習指導要領について、実際の授業で先生方が対応できるよう、2022年3月には、高等学校向けの金融経済教育指導教材を作成し、同年6月には各県の教育委員会を通じて教材の周知・広報を行った。

### 4. ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック』、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたてNISA早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対面授業の実施が困難となっている状況等を踏まえ、学究・実務分野の有識者による各10分程の解説動画「金融庁ちょっと教えてシリーズ」のコンテンツを拡充し、引き続き、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組んだ。(別紙2参照)

5 「Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)」×「日経地方創生フォーラム」への参加

日本経済新聞社と金融庁がオンラインにて共催した「Regional Banking Summit」に参加し、金融教育に携わる登壇者とともに、子どものうちから金融教育を行っていくことの重要性、高校で金融教育が拡充されることの意義、教育や行政、金融機関等が連携して金融教育を行う必要性、金融リテラシーの向上が人々の生活にもたらす意義について情報発信を行った。

6. 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より施行された成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーン」についてのフォローアップを行った。(別紙3参照)

7. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2021年度 16件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

8. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2021事務年度 後援28件)。(別紙5参照)

9. その他の連携

高校生等だけでなく、より若年期から興味をもってもらえるよう、子どもたちに訴求力の高い「うんこドリル」と連携し、インターネット上でお金について楽しく学べる、小学生向けコンテンツ「うんこお金ドリル(生活編)」(うんこドリル×金融庁)を作成し、2021年3月に公表した。また、2021年10月には、「うんこお金ドリル(経済編)」を公表した。その後、本コンテンツをより一層活用するために、同内容を冊子化した「うんこお金ドリルパンフレット」を作成し、公表・配布した。

## 大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、  
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014年度：2大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015年度：5大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、  
県立広島大学、神戸国際大学）

2016年度：8大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、  
神戸国際大学、東北学院大学）

2017年度：10大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、  
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、  
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、  
大学コンソーシアム大阪）

2018年度：11大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、  
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、  
相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、  
専修大学、学習院大学）

2019年度：12大学

(青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学)

2020 年度：6 大学

(東京家政学院大学、慶應義塾大学、専修大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、学習院大学)

2021 年度：13 大学

	大 学 名	科 目 名
前期	東京家政学院大学	生活設計論
	東京理科大学	キャリアデザイン2、特殊講義5(金融リテラシー)
	明治大学	基礎専門特別講義B(金融リテラシーとライフデザイン)
	明治学院大学	「現代経済特講1(金融の基礎知識とデリバティブ)」
	日本大学	経済特殊講義I(金融リテラシー～人生とお金の知恵)
	明星大学	経営基礎4(金融・会計プロフェッションコースクラス)
	慶應義塾大学	金融リテラシー～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
後期	東京家政学院大学	生活設計論
	相山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高めるー生活設計と金融の基礎知識
	中央大学	金融リテラシーを学ぶ
	専修大学	金融リテラシー特論
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論



(別紙2)

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック  
「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」  
ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

つみたて  
NISA  
早わかり  
ガイドブック

制度が延長された  
つみたてNISA  
について、  
ボクが説明するよ!

つみたてNISAで

ちよつとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。  
確かに、投資信託には元本割れのリスクがありますが、  
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

その工夫とは、

- ・つみたてNISA制度を活用し、
- ・長期・積立・分散投資を
- ・資産形成に適した投資信託で行うことです。

その方法について、詳しく見ていきましょう!

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材  
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

## 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：  
資産形成の重要性



知識篇：  
長期・積立・分散投資



制度篇：  
非課税制度（つみたてNISAと  
iDeCo・企業型DC）

令和4年6月22日  
若年者への消費者教育の推進に関する  
4省庁関係局長連絡会議申合せ

「成年年齢引下げに伴う消費者教育全力」キャンペーンの取組状況  
(2021年度【令和3年度】末時点)

1 地方公共団体・大学等への働き掛け

- (1) 地方公共団体（教育委員会を含む。）、大学等に対し、実践的な消費者教育の徹底に向け、通知を行う等、様々な機会を活用して働き掛けを実施する。

地方公共団体・大学等への働き掛けとして、キャンペーン決定日に、都道府県・政令市の首長、教育長及び国公立大学長等に対して、文書を発出し、消費者教育の一層の推進に向けた働き掛けを行った。【4省庁連携】

都道府県・政令市の消費者行政部局に対して文書を発出し、キャンペーンの内容に関連して、「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の実施に向けた働き掛けを行った。また、地方公共団体との意見交換会等を実施し、高等学校等における実践的な消費者教育の推進に向けて、出前講座や各種教材の活用等について働き掛けを行った。【消費者庁】

教育委員会等が実施した教職員向け研修に法務省職員を講師として派遣し、契約や私法の基本的な考え方についての指導方法を説明したほか、出前講座や高校生向け法教育リーフレットの活用等について働き掛けを行った。【法務省】

教育関係団体及び教育関係機関等に対して「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（平成30年2月20日付け若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定（平成30年7月12日改訂））に基づく取組を引き続き実施することを求めるとともに、若年者を対象とした当該団体及び機関等が行事・催し物を実施する際に参加者に対する消費者被害防止に係る情報発信等に協力するよう働き掛けを行った。

また、地方公共団体や大学等からの求めに応じ、それぞれが抱える課題等に対し、指導・助言を行う、文部科学省消費者教育アドバイザーを派遣した。【文部科学省】

- (2) 実践的な消費者教育を推進するため、各省庁で作成したコンテンツを活用しつつ、地方公共団体等とも連携し、高等学校・大学等向けの出前講座等を実施する。

消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の全国での実施に向け、地方公共団体等と連携して周知を行いつつ、私立高等学校、特別支援学校及び大学を対象とした出前講座を実施した。【消費者庁】

高校等における成年年齢引下げをテーマとした若者との意見交換会（ウェブ会議方式による講義を含む。）を実施した。【法務省】

消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業に係る出前講座等について、各学校等に対する周知への協力を各教育委員会に依頼した。【文部科学省】

金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」や、オンデマンド授業動画「マネビタ」なども活用しながら、日本銀行や金融関係団体、地方公共団体とも連携し、高校や大学に講師を派遣し、金融リテラシーに関する出前講座を実施した。【金融庁】

**(3) 情報発信、セミナー開催等の実施について関係団体への働き掛けを実施する。**

PTA関連団体に対して文書を発出し、成年年齢引下げに関する情報発信等について働き掛けを行った。【消費者庁】 【文部科学省】

**2 関係団体への働き掛け**

**(1) 消費者団体、日弁連、金融関係団体等の関係団体に対し、出前講座等の機会を活用した注意喚起・情報発信の取組の働き掛けを行う。**

各省庁において、消費者団体、日本弁護士連合会、金融関係団体、経済団体、障害・福祉団体、スポーツ関連団体、日本司法書士会連合会等に対して、出前講座等の機会を活用した注意喚起や、「18歳から大人」啓発ポスターやチラシの掲載、ウェブサイトでのリンク共有、SNSでの情報発信等の取組について働き掛けを行った。【4省庁連携】

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会に加盟するコンビニエンスストア各社と連携し、令和4年3月1日から順次、コンビニエンスストア各店舗で、レジ画面へのメッセージ表示や店内放送におけるアナウンスを実施し、成年年齢引下げに関する広報・啓発を行った。【4省庁連携】

※関係4省庁及び財務省、国税庁、警察庁と連携して実施

**3 イベント・メディアを通じた周知**

**(イベント)**

**(1) 若年者が多く参加するイベント、成人式等を活用した周知を推進する。**

若年者が多く参加するイベントである「TGC teen 2021 Winter」において、成年年齢引下げに関する啓発ステージを実施した（令和3年11月20日）。また、当日の様子を記録した動画をイベント主催者及び消費者庁のウェブサイトに掲載し、実施後においても周知・啓発を行った。【消費者庁】

都道府県・政令市の消費者行政部局に対して文書を発出し、地方公共団体における取組事例の紹介と若年者向け消費者教育関連の啓発資料、動画等の情報提供を行い、成人式における消費者教育・啓発の実施を働き掛けた。【消費者庁】

**(2) 若年者、教員等が参加するイベント・セミナーを開催する。**

「成年年齢引下げに向けた実践的な消費者教育の推進」をテーマにした、パネルディスカッションを実施した（令和4年2月27日、オンライン開催）。また、当日の様子を記録した動画を消費者庁ウェブサイトに掲載し、実施後においても周知・啓発を行った。【4省庁連携】

若年者が参加するイベントとして、「18歳から大人！ゆりやんとつくるラップ動画チャレンジ」（応募期間：令和3年11月4日～令和4年1月5日）を実施し、

応募作品を元に動画を作成し、ウェブサイト等における周知・啓発に活用した。

また、「考えよう！大人になるとできること、気を付けること～18歳から大人に～」をテーマにした令和4年度消費者月間ポスターデザインコンテスト（応募期間：令和3年11月17日～令和4年1月28日）を実施し、応募作品を基にした啓発ポスターを作成し、周知を行った。【消費者庁】

教員等に向けたイベントとして、成年年齢引下げをテーマに、法教育セミナーを実施した（令和3年8月17日、オンライン開催）。また、当日の講演等の内容や法教育授業の実践方法等に関する発表資料を法務省ホームページにおいて公開し、周知・啓発を行った。【法務省】

消費者教育に携わる地方公共団体の担当者、消費者教育関係者並びにNPOや大学及び企業等の関係者の参画による消費者教育連携・協働推進全国協議会を開催し、実践的な消費者教育に関するノウハウを共有し、成年年齢引下げに向けた取組を含めた実践的な消費者教育の促進を図った。【文部科学省】

OECDが主催する、子供・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバルマネーウィーク」に参加。令和4年3月のイベント期間中は、金融庁や金融関係団体、個別金融機関等において、メディアと連携した金融経済教育の周知広報や、成年年齢引下げや高校学習指導要領改訂をテーマにしたシンポジウム等を実施した。【金融庁】

#### (メディアを通じた情報発信)

#### (3) デジタル化の進展も踏まえ、SNS等の各種メディアを活用した周知を実施する。

政府広報室において実施する、人気アニメ「東京リベンジャーズ」とタイアップした広報キャンペーンを活用して、テレビCM、雑誌、ウェブサイト、SNS等の様々な媒体において、成年年齢引下げに関する周知・啓発を行った（令和4年1月～3月まで実施）。また、成年年齢引下げをテーマとしたテレビ番組「新しい常識！18歳から大人ルール」を放映（令和4年1月16日）する等メディアを活用した周知を行った。【4省庁連携】

「18歳から大人」Twitterアカウント（令和3年3月22日開設）、LINE公式アカウント「消費者庁 若者ナビ！」（令和3年8月4日開設）において情報発信を行った。また、Yahoo!、Twitter、Instagram広告を活用して、成年年齢引下げに関する周知・啓発を行った。【消費者庁】

成年年齢引下げ特設ウェブサイト「大人への道しるべ」のエッセンスを分かりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、YouTube、Twitter、Instagram広告を活用したり、若年者が社会に出るまでに知っておきたい知識に関するクイズをTwitterで出題したりするなどして、若年者に訴求する周知活動に積極的に取り組んだ。【法務省】

金融庁公式アカウントや、つみたてNISAのマスコットキャラクターである「つみたてワニーサ」アカウントから、消費者トラブルに関する注意喚起や、金融庁や関係機関等における金融教育に関するイベント情報等を発信した。また、成年年齢引下げを踏まえ、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起に関する特設サイ

トや動画を作成した。【金融庁】

#### 4 消費者教育のコンテンツの充実・活用の促進

##### (1) 実践的な消費者教育の実施に資する動画等を作成し、SNS等での情報発信に活用する。

「ゆりやんレトリィバァのラップ動画 成年年齢—大人になる君へのメッセージ」、 「身近な契約のチェックポイント」、 「社会への扉」 動画講座（生徒用及び教師用）等の動画を作成し、消費者ウェブサイト開設した「18歳から大人」特設ページ等で活用を促した。【消費者庁】

成年を迎えるに当たって知っておきたい知識を集約し、マンガやクイズを交えて伝える特設ウェブサイト「大人への道しるべ」にコンテンツを拡充し、活用を促進したり、そのエッセンスを分かりやすくまとめた動画「1分でわかる成年年齢引下げ」を作成し、SNS等において活用を促進した。【法務省】

##### (2) 利用者の特性を考慮したデジタル教材等を作成し、高等学校等での活用を促す。

特別支援学校の知的障害のある生徒を主な対象とする、特別支援学校（高等部）消費者教育教材（令和3年6月公表）の活用を促すため、実践事例を収録した活用事例集を作成しウェブサイトに掲載した。

高等学校向け、成年消費者向けに活用できる消費者保護のための啓発用デジタル教材を、有識者会議での検討も踏まえ作成した。また、小学校向けに自立した消費者育成のためのデジタル教材を作成した。【消費者庁】

契約や私法の基本的な考え方を分かりやすく解説した、高校生向け法務省リーフレット「18歳を迎える君へ」を全国の高校2年生を対象として約130万部を配布したほか、学校現場や地方自治体、士業団体等からの求めに応じて同リーフレットの追加配布を行った。また、同リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストを法務省ホームページで公開し、同リーフレットの更なる利活用を促した。【法務省】

成年年齢引下げや高校学習指導要領改訂を踏まえ、高校向けにオンデマンド授業動画や指導教材を作成したほか、過剰借入・ヤミ金利用に関する注意喚起に関する特設サイトや動画を作成した。また大学生・社会人等向けには、消費者庁や関係業界と連携し、金融リテラシーに係る教材であるオンデマンド動画教材「マネビタ」を作成した。【金融庁】



## 「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」進捗状況 (2021年度【令和3年度】末時点)

### 1 高等学校等における消費者教育の推進

#### (1) 学習指導要領の徹底【文部科学省】

現行学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や公民科、家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進するほか、法教育、金融経済教育等も充実を図った。

新学習指導要領においても消費者教育の内容の更なる充実が図られており、2019年度、2020年度、**2021年度**の全国の都道府県教育委員会の指導主事等を対象とする会議において、新しい小・中・高等学校学習指導要領の趣旨の徹底を図った。

2022年度以降においても引き続き学習指導要領の趣旨の徹底を図っていく。

民法の改正による成年年齢引下げを踏まえ、2020年度以降の高等学校入学生が、成年となる第3学年よりも前の第1学年及び第2学年のうちに家庭科の消費生活に関わる内容を学習することとなるよう高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正を行ったことから、このことについても併せて引き続き周知を図る。

【文部科学省】

#### (2) 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

消費者庁で2016年度に高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を作成した。2017年度は、徳島県の全高等学校等（56校、6,900人）で「社会への扉」を活用した授業を実施し、活用事例集を作成・公表した。

2018年度は、全国で同様の授業を実施することを目指して、全都道府県への働き掛けを行った。

2019年度においても、全国で実践的な消費者教育の授業を実施することを目指し、都道府県への働き掛けを行った。また、2019年度においては、教員等の授業支援として、地方公共団体が作成した実践事例の消費者庁ウェブサイトでの公表を行った。

2020年度は、都道府県に対し実践的な消費者教育の授業実施に向けた一層の取組促進の働き掛けを行うとともに、成年年齢引下げに伴う消費者教育の取組について、関係団体に働き掛けを行った。

**2021年度は、成年年齢引下げ前の最終年度に当たることから、消費者教育教材「社会への扉」等を活用した実践的な授業の全国での実施に向け、地方公共団体等への働き掛けを強化するとともに、私立高等学校、特別支援学校等を対象とした出前講座事業を実施した。2021年度における「社会への扉」等の活用実績は下記表のとおりである。**

さらに、2019年度には、学習成果の定着促進のため「社会への扉」の確認シート（契約編）や、特別支援学校のための支援ツールを、2020年度においては、「社会への扉」の確認シート（お金・暮らしの安全編）、消費者教育の機会確保と高等学校等の教師の指導に資するよう、「社会への扉」の内容等を学習することができる生徒向け・教員向け動画コンテンツ、契約・デジタル取引等に関する事項を学習す

ることができる特別支援学校向け教材や中学校向け教材、デジタル取引・サービスに関連する最近の消費者トラブルについて、具体的事例を学べる若年者向け教材を作成・公表し活用を促している。2021年度においては、前年度に作成・公表した、特別支援学校の知的障害のある生徒を主な対象とする、特別支援学校（高等部）消費者教育教材の活用を促すため、実践事例を収録した活用事例集を作成しウェブサイトに掲載した。【消費者庁】

（表1）2021年度における「社会への扉」等の活用実績

消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数	都道府県の数
90%以上	36
80%以上～90%未満	9
70%以上～80%未満	2
60%以上～70%未満	—
50%以上～60%未満	—
50%未満	—
合計（注1）	47

（注1）全高等学校等での活用実績：91%

（表2）学校種別における活用実績 【単位：都道府県の数】

消費者教育教材活用校／域内の高等学校等数	国公立 高等学校等	私立 高等学校等	特別支援学校	高等専門学校
90%以上	45	19	29	29
80%以上～90%未満	2	10	11	—
70%以上～80%未満	—	7	3	1
60%以上～70%未満	—	5	3	3
50%以上～60%未満	—	4	—	1
50%未満	—	2	1	8
合計（注1）	47	47	47	42（注2）

（注1）学校種別における活用実績：国公立 98%、私立 75%、特別支援学校 88%、高等専門学校 77%

（注2）5県については高等専門学校がないため集計対象としていない。

全国の教育委員会関係者や校長、教員、私立学校関係者等が集まる会議、研修等において、「社会への扉」を周知し、活用の推進を図った。【文部科学省】

法務省では、教育関係者、法曹関係者等で構成する法教育推進協議会において、消費活動の前提となる私法の基本的な考え方についても取り上げた法教育教材を作成し、2018年度から順次、全国の小中学校、高等学校、教育委員会、社会科・公民科の教職課程を有する大学の学部、教員研修施設、都道府県の消費者行政担当課等に配布した。

また、これら教材の利用促進を図るため、教材の活用事例をモデル授業例として法務省ウェブサイトで公開したほか、教員研修等での講義を実施した。

2020年度には、成年年齢の引下げに向けた環境整備の一環として、契約や私法の基本的な考え方を解説した高校生向け法教育リーフレットを作成し、全国の高等学校、教育委員会等に配布した。

2021年度には、同リーフレットの配布を継続するとともに、リーフレットの内容に関する専門家の解説動画や確認テストの公開等を行ったほか、8月に契約等をテーマとした教員向けの法教育セミナーをオンライン形式により実施した。【法務省】

金融経済教育については、金融庁や、金融広報中央委員会等の関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」を策定したほか、金融広報中央委員会において、成年年齢引下げに関する中高生向けの動画や契約関連内容をまとめたパンフレットを新たに作成し、学校等に配布している。また、金融庁において、金融経済教育や資産形成に関するシンポジウム等のオンライン開催、大学生等の若年層向けの金融経済に関する解説動画、高校生及び教員向けの授業動画、高校向け指導教材の作成などを行った。加えて、新成人向けに、過剰借入・ヤミ金利用その他消費者トラブルに関して注意すべき点をクイズ形式で紹介する動画や、消費者庁や関係業界と連携し、大学生や新社会人を主な対象にしたオンデマンド動画教材「マネビタ」を作成した。【金融庁】

### (3) 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

「学校における消費者教育の充実について」（平成28年4月28日消費者教育推進会議提案）等を踏まえ、消費者教育の推進に関する基本方針の変更において、消費者教育コーディネーターの育成・配置に向けた支援を行うことを記載した。

「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月）において、消費者教育コーディネーターの役割等が提示された。

また、「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和元年7月）において、消費者教育コーディネーターの活用の在り方等が提示された。

加えて、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、消費者教育コーディネーターを活用した事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。

消費者教育コーディネーター育成のため、独立行政法人国民生活センターにおいて、消費者教育コーディネーターに求められる役割等について学ぶ消費者教育コーディネーター講座を実施した。

令和3年度地方消費者行政の現況調査の結果によれば、40都道府県において、消費者教育コーディネーターが配置されている。

消費者庁ウェブサイトにおいて、外部講師を活用した高等学校等における実践事例を紹介した。

消費者教育コーディネーターの育成、消費生活センターを含む地方公共団体等の取組促進のため、消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として消費者教育コーディネーター会議を開催し、実務経験者等を外部講師として活用した事例等の紹介を通じ、取組を促した。【消費者庁】

文部科学省が開催する消費者教育フェスタにおいて外部の専門家等を活用した授業等についての事例発表を行うなど実務経験者の学校教育現場での活用の推進を図っている。【文部科学省】

財務局や日本銀行、地方公共団体とも連携しつつ、全国の学校に講師を派遣し、

金融リテラシーに関する授業を実施している。【金融庁】

#### (4) 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

若年者の消費者教育分科会において、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組について検討を行い（平成30年6月取りまとめ）、消費者教育推進会議での報告・意見聴取を踏まえ、今後の取組方針を決定した（「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」（2018年2月20日若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議決定。同年7月12日改定。）別紙）。

現職教員に対する講習、研修における取組として、2019年度、2020年度、2021年度に、独立行政法人国民生活センターが大学に協力して、教員に対する免許状更新講習を実施した。

また、文部科学省から都道府県教育委員会等に対し、免許状更新講習に関し、消費者教育について取り扱う講座の積極的な開設を促すとともに、消費者庁から地方公共団体の消費者行政部局に対し、講習等への講師派遣協力の依頼を行った。

さらに、独立行政法人国民生活センターが現役の教員を対象として、授業等で消費者教育を取り扱うためのノウハウを学ぶ研修講座を地方公共団体との共催により開催した。また、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、大学等と連携して免許状更新講習を実施している地方公共団体の事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。

また、消費者教育コーディネーターの能力向上による質的保証のため、独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体と共催で消費者教育コーディネーターに求められる役割等について学ぶ消費者教育コーディネーター講座について、内容を充実させて実施した。

消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として、消費者教育コーディネーター会議を開催し、実務経験者等を外部講師として活用した事例等の紹介を通じ、取組を促した。

さらに、2019年度、2020年度、2021年度に消費者教育コーディネーター配置促進のため、地方公共団体の消費者行政部局に対して、消費者庁の地方消費者行政強化交付金の活用を促した。

また、文部科学省において、免許状更新講習の申請要領を示した大学等の講習開設者に向けた通知の中で、消費者教育を含む成年年齢引下げに関する事項を取り上げた講習を必修領域や選択領域において開設できることを示した上で、開設を推進しており、免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数が増加した。【消費者庁、文部科学省】

消費者庁が2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」の積極的な活用を促すため、独立行政法人教職員支援機構において、同教材を活用した消費者教育についての教員用研修動画を作成しウェブサイト上で公開するとともに、文部科学省において、全国の研修担当者等に対し研修動画の活用等を促した。

また、教職員研修実施に関する主な提言等をまとめた通知（令和3年7月）を發出し、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」等を踏まえた研修の充実を全国のエデュケーション委員会に促した。

さらに、「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」の改定を踏まえた通知を発出し、全国の教育委員会や教職課程を置く大学等に対して、教員の養成・研修等における消費者教育に関する内容の充実等を促した。【文部科学省】

## 2 大学等における消費者教育の推進

### (1) 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】

大学進学等によって若年者が新生活を始めるに当たって、特に注意が必要な事項や、成年年齢引下げによって、18歳から一人で有効な契約が結べるようになるといった消費生活上の基礎的な事項等をまとめた啓発資料を関係4省庁で作成し、消費者庁ウェブサイトで公表するとともに、関係団体に周知、配布した。

また、2019年度、2020年度、**2021年度**共に地方公共団体の消費者行政部局に対し、成人式で活用できる啓発資料、他の地方公共団体の取組事例の情報発信を行い、成人式での取組を促した。

さらに、消費生活上の基礎的な情報や消費者被害防止に資する情報をまとめた動画コンテンツを作成・公表し、活用を促した。

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携の支援を含め、地域における消費者教育の充実に向けた多様な主体の連携体制の構築のため、消費者教育推進会議の下に設置された「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和元年7月）において、消費者教育コーディネーターの活用の在り方等を整理し、大学等と連携した支援事例など、地域における消費者教育の充実に向けた事例を紹介し、取組を促した。

また、この推進会議においては、平成28年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）を基に作成した、消費生活センター等の他機関との連携により実施している大学等における講義・ゼミでの消費者教育の事例に関する資料を提示し、その後、消費者庁ウェブサイトにて公表することにより、情報を提供している。

さらに、「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ（令和2年10月）において、大学生等と連携した取組事例を整理するとともに、消費者庁ウェブサイトでの公表や消費者教育コーディネーター会議での事例紹介を通じ、取組を促した。【消費者庁】

大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、被害事例に関する情報共有を実施しており、全ての大学の学生に対するガイダンス等での指導・啓発の推進を図っている。【文部科学省】

### (2) 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】

大学等と消費生活センター等が連携した事例等を紹介している、令和元年度消費者教育に関する取組状況調査（文部科学省実施）について、地方公共団体の消費者行政部局宛て周知を行い、取組を促した。

消費者教育コーディネーターの育成、消費生活センターを含む地方公共団体の取組促進のため、消費者教育コーディネーター相互の意見交換の場として、消費者教育コーディネーター会議を開催し、外部講師を活用した大学における講座の取組事

例や大学等と連携したイベント開催等の取組事例を紹介し、取組を促した。

また、都道府県に対し、財務局と連携して大学での講座を実施した事例を紹介しつつ、大学等における出前講座等の取組を促した。【消費者庁】

### (3) 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

金融庁・財務局職員による、大学を含む学校向けの出張授業を抜本的に拡充し、金融経済教育推進会議において策定した、大学生・社会人等を対象とした金融リテラシーに係る教材である「コアコンテンツ」やオンデマンド動画教材「マネビタ」、金融庁で作成した「高校向け指導教材」等も活用しつつ、大学等における講義を実施した。また、金融経済教育の推進に向けて、都道府県教育委員会に働き掛けを行ったほか、大学の教員養成課程や教員向け研修等においても、金融リテラシーに係る講義を実施した。【金融庁】

## 3 その他

### (1) 消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置【消費者庁】

「消費者教育推進計画」は47都道府県、18政令市で策定済み。「消費者教育推進地域協議会」は47都道府県、19政令市で設置済み。【消費者庁】

### (2) 大学等及び社会教育における消費者教育の指針の見直し【文部科学省】

2010年度作成の「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」について、文部科学省の消費者教育推進委員会において、同指針を改訂（2018年7月）し、全国の大学等及び教育委員会へ通知を行った。また、地方公共団体や大学等からの求めに応じ、それぞれが抱える課題等に対し、指導・助言を行う、文部科学省消費者教育アドバイザーを派遣するとともに、教育委員会や大学関係者が参加する消費者教育フェスタを開催した。【文部科学省】

## 2021年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. たかむら ひろこ  
高村 浩子  
(茨城県)
  - ファイナンシャルプランナーやキャリアコンサルタントとしての幅広い知識を活かし、金銭教育やキャリア支援、ファイナンシャルプランニング啓発等に尽力。参加者目線の分かりやすい指導により、金融知識の普及・向上に貢献。
2. もとやま みちこ  
本山 路子  
(栃木県)
  - 金融広報アドバイザーとして、元消費生活相談員の知識や経験を活かして、丁寧で分かりやすい講演を数多く実施。他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
3. たけだ かよこ  
武田佳代子  
(千葉県)
  - 金融広報アドバイザーとして、長年にわたる消費生活相談員の知識や経験を活かし、金銭教育や生活設計等のほか、終活関連等の講演を実施。市町村の相談員の育成指導にも積極的に取り組む等、金融知識の普及・向上に貢献。
4. あおき かつひろ  
青木 克博  
(福井県)
  - 金融広報アドバイザーとして、行政書士の豊富な経験を活かした講演を数多く実施。受講者参加型の講演の方法を実際に披露するなどして、他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. かみさき すみお  
上笹 純夫  
(山梨県)
  - 金融広報アドバイザーとして、教員等の経験や知識を活かし、楽しみながら知識を吸収できるよう工夫しつつ、家計管理、生活設計等に関する講演を実施。金融教育研究校への助言・指導等も積極的に行う等、金融知識の普及・向上に貢献。
6. おの れいこ  
小野 玲子  
(長野県)
  - 金融広報アドバイザーとして、長年にわたる教員経験を活かし、主として児童・生徒向けに金融教育、ライフプラン等の講演を実施。また、教員向けに、自らの体験談を交えた消費者教育に関する講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
7. まつい たまき  
松井 環  
(愛知県)
  - 金融広報アドバイザーとして、元県庁職員の豊富な知識や経験を活かし、幅広い年代層に分かりやすい講演を実施。最新の情報に基づく分かりやすい講演に努め、受講者から高い評価を得るなど、金融知識の普及・向上に貢献。

8. <sup>なかべ えみ</sup> 中部 絵美  
(三重県)
- 金融広報アドバイザーとして、長年にわたる消費生活相談員等の豊富な知識や経験を活かし、消費者トラブル等に関する分かりやすい講演を実施。障がい者への金銭教育にも積極的に携わるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. <sup>くまがい よしたか</sup> 熊谷 嘉隆  
(滋賀県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの幅広い知識や経験を活かし、参加者の興味・関心を深める講演を数多く実施。特に学校における金融教育の推進に積極的に関わるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. <sup>まるやま たかのぶ</sup> 丸山 高信  
(滋賀県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの幅広い知識や経験を活かして、参加者の興味・関心を深める講演を数多く実施。金融広報誌においてコロナ禍での家計管理のポイントを解説するなど、広く金融知識の普及・向上に貢献。
11. <sup>なかの ひでき</sup> 中野 任基  
(兵庫県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの幅広い知識や経験を活かし、キャッシュレス決済等の環境変化を踏まえた講演にも精力的に対応。国民各層に向けた金融教育の普及・拡大に注力するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
12. <sup>ほそかわ たけし</sup> 細川 豪  
(島根県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナー等の知識や経験を活かして、数多くの講演を実施。高齢者や養護学校の生徒に対し、キャッシュレス決済に関する丁寧な講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
13. <sup>たまだ きみえ</sup> 玉田樹身英  
(徳島県)
- 金融広報アドバイザーとして、幅広い世代に向けて、最新の知識に基づく、時宜に応じた講演を実施。また、地元機関紙への寄稿やラジオ出演、消費者教育教材作成の検討委員を務めるなど、広く金融知識の普及・向上に貢献。
14. <sup>やの ひであき</sup> 矢野 英昭  
(大分県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャルプランナーの豊富な知識や経験を活かした講演を数多く実施。金融広報誌への寄稿や自主勉強会の開催等により金融広報アドバイザーのレベルアップに尽力するなど、金融知識の普及・向上に貢献。



〔団体の部〕

1. 関市立

せきしりつ

たわらしょうがっこう  
田原小学校

(岐阜県)

- 平成 30 年度、令和元年度に金銭教育研究校の委嘱を受け、金融教育の推進を図るための実践・研究を実施。
- 「金融教育の 4 つの分野と重要概念」と、田原小学校 3 つの視点（①見通す力、②判断・行動する力、③生活につなげる力）の両面から、題材構成図を作成し学習過程の工夫を行った。
- 教育課程の中で多々存在する「金銭教育」に対し、教師が意識して横断的に取り組むことを継続し、金融教育の普及・向上に貢献。

2. 伊予市立

いよしりつ

きたやまさきしょうがっこう  
北山崎小学校

(愛媛県)

- 平成 28 年度、平成 29 年度に金銭教育研究校の委嘱を受け、金銭教育の推進を図るための研究及び実践に全校体制で取り組んだ。
- 地域や保護者の協力も得て、平成 30 年度以降も継続した取り組みが行われ、金銭教育の充実が図られている。
- 体験学習を重視した取り組みを進めながら、ものやお金、資源を大切にすることを育む教育活動に継続的に取り組み、金融教育の普及・向上に貢献。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した  
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2021/7/19	一般社団法人投資信託協会	2021年9月13日～10月13日	家庭科における「金融教育」セミナー
2021/8/20	株式会社東洋経済新報社	2021年10月～2022年3月	TOKYO 金融カンファレンス 2021
2021/9/7	東京地下鉄株式会社	2021年9月11日、12日、18、19	親子向けセミナー「学校では教わらない お金の勉強」
2021/9/16	全国公民科・社会科教育研究会	2021年11月15日～2022年2月末	証券・経済セミナー
2021/9/27	家計簿普及促進委員会	2021年11月17日	令和3年度「家計簿のタベ」
2021/10/27	一般社団法人投資信託協会	2022年1月11日～2022年1月31日	企業型確定拠出年金カンファレンス 2022 (オンライン開催)
2021/10/27	福岡大学ベンチャー企業論ミライノプロジェクト	2021年11月12日	家庭科の先生・若者向けイベント (ミライノ教室)
2021/12/27	一般社団法人シンクパール	2022年3月3日	NIPPON 女性からだ会議®2022
2022/1/17	日本証券業協会	2022年2月13日	2021年度「はじめての資産運用講座」
2022/1/21	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2022年3月27日	パーソナルファイナンスセミナー
2022/3/7	公益財団法人生命保険文化センター	2022年5月12日～9月9日	第60回中学生作文コンクール
2022/3/7	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2022年4月～2023年3月	2022年度「くらしとお金のFP相談室」
2022/3/15	一般社団法人日本金融教育推進協会	2022年3月21日～2022年3月27日	グローバルマネーウィークイベント「マネーエンパワー」

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2022/4/11	金融広報中央委員会	2022年6月1日 ～2023年3月17日	「第55回『おかねの作文』コンクール」、「第20回『金融と経済を考える』高校生小論文コンクール」及び「第19回金融教育に関する実践報告コンクール」
2022/4/12	株式会社日本経済新聞社	2022年5月～ 2023年3月	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト「第23回日経STOCKリーグ」
2022/4/25	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2022年5月2日 ～2023年3月31日	第16回「小学生『夢をかなえる』作文コンクール」
2022/5/9	株式会社日本経済新聞社	2022年6月から 2023年3月	NIKKEI 100年の資産形成 2022
2022/5/9	株式会社日本経済新聞社	2022年7月～ 2023年3月31日	日経お金の教室 2022
2022/1/25	特定非営利活動法人キッズフリマ	2022年1月25日 ～2023年3月31日	キッズフリーマーケット
2022/5/30	日本証券業協会	2022年8月4日 ～8月18日	教員向け金融経済セミナー
2022/6/3	全国公民科・社会科教育研究会	2022年8月3日	証券・経済セミナー
2022/6/6	一般社団法人日本金融教育推進協会	2022年6月8日	日本金融教育推進協会主催「お金の日」座談会
2022/6/8	日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2021年9月～11月	2022年度「FPの日®(全国一斉FPフォーラム)」
2022/6/13	日本証券業協会	2022年8月16日	教育関係者向け金融経済セミナー
2022/6/17	一般社団法人投資信託協会	2022年4年9月1日～2022年9月30日	企業型確定拠出年金カンファレンス 2022秋(オンライン開催)
2022/6/21	金融広報中央委員会	2022年10月～ 2023年2月28日	2022年度「先生のための金融教育セミナー」
2022/6/21	一般社団法人日本CFA協会	2022年6月12日～26日	日本CFA協会エシックス・チャレンジ 2022

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
2022/6/27	一般社団法人投資信託協会	2022年8月26日 ～2022年9月26日	高校教諭(家庭科・公共)及び教育関係者に向けた金融教育セミナー

## 第13節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

### I 顧客本位の業務運営に関する原則

#### 1. 経緯

当庁は、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下、「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとの認識のもと、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）」を策定・公表した。

また、金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みを見える化し、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現する観点から、同原則を採択し、取組方針等を公表している金融事業者をリストとしてとりまとめ、金融庁ウェブサイトで公表してきた。

さらには、2021年1月15日には、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書-顧客本位の業務運営の進展に向けて-」（2020年8月5日公表）を踏まえ、同原則を改訂した。

#### 2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みについて

##### (1) 金融事業者における顧客本位の業務運営に係る取組みの「見える化」

金融事業者に対して原則の項目に対応した取組方針の策定・公表することを促す観点から、原則と取組方針の対応関係が明確に示されていることが確認できた者のみを対象とした、新たな「金融事業者リスト」を公表した（直近は、2022年5月）。

また、リスト掲載者のうち投資信託の共通KPI（2021年3月末基準）に関する報告があった者の計数を取りまとめ、その分析結果を公表した（直近は、2022年5月）。

さらに、顧客による業態の枠を超えた商品比較を容易にする観点から、投資信託と類似の機能を有する金融商品として比較推奨が行われている外貨建保険についても、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI」（運用評価別顧客比率、銘柄別コスト・リターン）を策定し、当該KPIを用いた分析結果とともに公表した（2022年1月）。

これらの取組みについて、雑誌への寄稿や講演等を通じて資産形成層に対し、「見える化」の施策の趣旨等を周知した。

##### (2) 「重要情報シート」の導入・活用に関する取組み

「重要情報シート」の導入・活用を促進するため、継続的に業界との議論を実

施するとともに、金融審議会市場制度ワーキング・グループにおいて議論を行った。特に仕組債やレバレッジ・インバース型ETF等の注意を要する高リスク商品について、重要な情報が顧客に分かりやすく伝わるよう、業界等と検討を進めた。また、主要行や地域銀行といった主要な金融事業者における「重要情報シート」の導入に向けた態勢整備及びその活用状況について、モニタリングを実施した。

## II つみたてNISAの普及・利用促進について

### 1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の2割に届いていないほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

### 2. 具体的な取組

#### (1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、財務局とも連携し、都道府県庁、市役所、商工会議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、2018年11月と2019年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

#### (2) インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの作成・展開を行った。

#### (3) イベントを通じた広報

2021年10月8日には、つみたてNISA Meetup（つみっぷ）を開催し、投資について考える20代の方たちが集まる104（トウシ）コンソーシアムと金融庁の20代職員が投資に関する意見交換を行った。その際の説明資料も広く共有するために、金融庁ホームページにて掲載した。

2021年11月26日、鈴木俊一大臣は、「安定的な資産形成と金融リテラシー

の向上について」をテーマに、資産形成や金融教育に造詣の深い大学生、20代社会人、サラリーマン投資家、経済アナリスト、ジャーナリスト、FP、消費生活アドバイザーの計7名の方々と「車座対話」を開催した。

### 3. 制度の利用状況等

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,703万口座、買付額が約28.0兆円(2022年6月末時点)となっている。そのうち、つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約639万口座、買付額が約2兆1,055億円(2022年6月末時点)となった。また、利用者の特徴をみると、2022年6月時点で、一般NISAは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてNISAは利用者の約7割が20代~40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加している。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2021年(令和3年)NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は71.2%(前年より6.6ポイント増加)、制度内容の認知率は27.7%(前年より4.5ポイント増加)となった。

## 第14節 サステナブルファイナンスに関する取組み

### I 国内動向

#### 1. サステナブルファイナンス有識者会議

2020年12月に設置した「サステナブルファイナンス有識者会議」における議論を踏まえ、2021年6月、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理などに関する提言を取りまとめた報告書を公表した。

2021事務年度には同提言に沿った施策に取組み、2022年7月には、こうした施策の進捗と新たな課題を整理・提言する「サステナブルファイナンス有識者会議第二次報告書-持続可能な新しい社会を切り拓く金融システム-」を公表した。

#### 2. 企業情報の開示の質と量の向上

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。2022年6月末時点で、世界で3,500以上の機関がTCFD提言に賛同を示しており、うち日本の賛同機関数は最多となっている。

また、TCFDコンソーシアム等を通じ、「TCFDサミット2021」の開催をサポートするなど、TCFD提言に沿った開示に関する民間の自主的な取組みを推進した。

さらに、2022年4月に発足した東京証券取引所のプライム市場に上場する企業については、コーポレートガバナンス・コードにおいて、「国際的に確立された開示の枠組みであるTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示の質と量の充実を進めるべきである」とこととされており、これに基づく開示の充実が進みつつある。

また、2022年6月に公表した「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」では、有価証券報告書に気候変動対応や人的資本等のサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、当該「記載欄」には、国際的なフレームワークと整合的な「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素に基づく開示を行うこととされた。

#### 3. 市場機能の発揮

2021年10月、日本取引所グループ（JPX）において、「サステナブルファイナンス環境整備検討会」を設置し、2022年1月には中間報告書を公表した。また、中間報告書を踏まえ、2022年7月、JPXにおいて、ESG債券の発行情報等を集約する「情報プラットフォーム」を立ち上げた。

2022年2月、上記有識者会議に「ESG評価・データ提供機関等に係る専門分科会」を設置し、ESG評価・データ提供機関のほか、投資家、企業等も含め、



投資市場全体としてESG評価・データが信頼性のある形で利用されるための環境整備を図るための議論を行い、2022年7月には、報告書及びESG評価・データ提供機関向けの行動規範案を公表した。

また、ESG投信を取り扱う資産運用会社（37社／対象ファンド225本）に対して、ESG投資に関する各社の現状把握及びいわゆるグリーンウォッシュ等の課題解決に向けた調査・分析を実施した。ESG投信を取り扱う資産運用会社に対する期待を整理し、2022年5月、「資産運用業高度化プログ्रेसレポート2022」において公表した。

#### 4. 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

金融機関（銀行・保険会社）における気候変動への対応（投融資先支援やリスク管理）について、2022年7月、金融庁と金融機関の対話の基本的な着眼点や、顧客企業の支援についての参考事例を盛り込んだディスカッションペーパー（「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」）を公表した。

また、日本銀行と連携し、3メガバンク、大手3損保グループを対象に、金融機関と合意したシナリオ分析の枠組みに基づき、NGFS<sup>1</sup>シナリオを共通シナリオとする気候変動に関するシナリオ分析のパイロットエクササイズを実施した。参加金融機関が提出した分析結果を踏まえ、データの制約や分析モデル・手法の妥当性、将来的な活用にあたっての課題などを金融機関と議論し、2022年8月、結果等をまとめた資料を公表した。

#### 5. ソーシャルボンドガイドラインの策定について

ソーシャルボンドと称する債券に必要な要素（調達資金の用途、プロジェクトの評価・選定のプロセス等）と重要な推奨項目（外部機関によるレビュー等）について、2021年10月、期待される事項と具体的対応方法を示したソーシャルボンドガイドラインを公表した。

また、2021年12月に「ソーシャルボンド検討会議」の下に「ソーシャルプロジェクトのインパクト指標等の検討に関する関係府省庁会議」を設置し、有識者による検討を経て、2022年7月、ソーシャルボンドガイドラインの付属書としてソーシャルプロジェクトの社会的な効果に係る指標等の例を公表した。

## II 国際動向

### 1. 国際的な議論への貢献

気候変動対応への世界的な要請が高まる中、トランジションファイナンスに関する国際的な議論の発展に貢献した。2022年2月、IPSF<sup>2</sup>内に新設された、

<sup>1</sup> NGFS : Network for Greening the Financial Systemとは、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークのこと。

<sup>2</sup> IPSF : International Platform on Sustainable Financeとは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調

トランジションファイナンスに関する作業部会の共同議長に就任したことに加え、2022年5月には、脱炭素に向けた移行（トランジション）の道筋や、トランジションファイナンスの役割について議論を行う国際シンポジウムを主催した。

また、気候関連リスクの測定やデータへの理解を深め、国内施策に資するよう、シナリオ分析に関する委託調査を実施し、2022年4月に、「気候変動関連リスクに係るシナリオ分析に関する調査」報告書を公表した。

さらに、生物多様性も含めた自然資本については、以下の取組みを通じて、知見を深めた。具体的には、2021年12月、環境省とともに、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムに参加を表明した。また、NGFSにおいては自然関連リスクに係るタスクフォースにも参加し、関連する概念の整理に係る議論に貢献した。

FSBや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、IOSCOでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

## 第 15 節 ウクライナ情勢への対応

### I 概要

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略を受け、我が国は、G7 を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアの一部銀行に対する資産凍結などを含む金融分野での制裁やロシア関係者・団体に対する資産凍結等の対露制裁措置を講じるなど事態の改善に向けて取り組んだ。金融庁としても、金融機関に対し、国内外の制裁に係る法規制等に則った対応の着実な実施を求めるとともに、日本の金融システムに与える影響等をモニタリングするなどの対応を行った。

### II 金融機関のリスクに関するモニタリング

ウクライナ情勢を受けて、本邦大手金融機関のロシア向けエクスポージャーの状況や顧客企業への影響等についてヒアリングを実施した。

また、資源価格の高騰や供給制約等の経済・社会情勢の変化が与信先企業に与える影響や、市場環境の変化が金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響についてモニタリングを行った。

### III 金融機関の対応に関する要請

#### 1. 事業者の資金繰り支援等に係る要請

2022 年 2 月 25 日にウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について金融機関に対し要請した。(別紙 1 参照)

さらに、5 月 11 日には、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、原油価格・物価高騰等の影響も懸念されるところ、4 月 26 日に決定した「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について要請した。(別紙 2 参照)

#### 2. ウクライナ避難民の口座開設等に係る要請

2022 年 5 月 10 日に各預金取扱金融機関に対し、口座開設を希望するウクライナ避難民に丁寧な顧客対応を行うことや、例えば在留カードを所持していない場合であっても柔軟な対応を行うこと、自治体等との連携等により支援金の迅速な入金に努めることを要請した。

### IV 暗号資産

我が国は、ウクライナをめぐる国際情勢を鑑み、国際平和のための国際的な努力に寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容

等を踏まえ、閣議了解を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法による支払規制を含めた諸般の措置を実施している。

これを踏まえ、金融庁及び財務省において、暗号資産交換業者に対し、2022年3月14日付けで以下の要請を実施した。(別紙3参照)

- ① 顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないこと。顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスである疑いがあると判断した場合には、資産凍結等の措置の対象者のアドレスでないことを確認した後でなければ、暗号資産の移転を行わないこと。
- ② 顧客から依頼を受けて暗号資産を移転した場合であって、暗号資産の移転先が資産凍結等の措置の対象者であることが判明したときは、金融庁、財務省等に速やかに報告すること。
- ③ 上記①②の措置の実効性を高めるため、暗号資産に係る取引についてモニタリングを強化すること。

## V 国際的な議論への貢献

2022年2月のロシアによるウクライナ侵略以降、ウクライナ情勢が金融安定等に与える影響について、国際会議等の場で主に以下の議論が行われた。金融庁は、各会議等の一員として、当該議論に貢献した。

### 1. G7

G7では、ロシアに対する制裁対応等が議論され、複数の声明が公表された。

- ウクライナに関するG7財務大臣声明(2022年2月14日)  
(仮訳・抜粋)

我々の喫緊の優先課題は、状況の緊張緩和に向けた努力を支援することである。しかしながら、我々は、特にロシアによるウクライナに対するさらなる軍事的侵攻は、迅速かつ協調され強力な対応に直面することを改めて表明する。我々は、ロシア経済に甚大かつ即時の結果をもたらす経済・金融制裁を共同して科す用意がある。

- ロシアのウクライナに対する侵略戦争に関するG7財務大臣・中央銀行総裁声明(2022年4月20日)(仮訳・抜粋)

我々は、ロシアのウクライナへの侵攻に直接的に対応して相当の制裁を課し、結果として取られる経済・金融措置を完全に遂行し執行する。我々の制裁はロシア経済に既に意図した通りの甚大

な影響を及ぼしており、本年のロシア経済は大幅に縮小するだろう。(中略)我々は制裁の効果を引き続き注視する。我々は、制裁を執行し、制裁の回避、迂回あるいは穴埋めの試みを阻止するために、パートナーと共に引き続き緊密に連携して取り組む。

ロシアの支配層、代理勢力、オリガルヒ(ＲＥＰＯ)に対する多国間タスクフォースは、ロシアのウクライナへの不当、かついわれのない侵略と関連して制裁の対象となっている個人・団体の資産や経済的資源を遅滞なく特定し、処分を制限し、凍結し、適切かつ可能な場合には、差し押さえ、没収または剥奪する我々の取組を協調し支援すべく行動している。

● G7財務大臣・中央銀行総裁会議声明(2022年5月20日)  
(仮訳・抜粋)

3. 我々は、ロシアの侵略戦争に対する我々の断固として協調した制裁対応への共通のコミットメントを強調する。我々は引き続き、ロシア及びベラルーシを世界経済から孤立させることによって、その戦争に関するロシアの代償を高める。我々は、我々の経済・金融制裁を完全に遂行し執行するとともに、制裁の回避、迂回及びバックフィルへの警戒を続けることに引き続きコミットする。我々は、ロシアの支配層、代理勢力、オリガルヒに対する多国間タスクフォースによる進行中の作業を歓迎する。プーチン大統領、彼の政府や支持者及び彼らを支えているベラルーシ政権は戦争の社会的、経済的結果に対する全ての責任を負っている。

● ウクライナ支援に関するG7声明(2022年6月27日)(仮訳・抜粋)

制裁：我々は、ロシアの侵略戦争に対する我々の前例のない協調した制裁措置へのコミットメントを引き続き堅持する。その効果は、時間とともに増大することになる。(中略)我々は、ロシアに対する我々の経済的措置を更に強化するため、各国の法的権限及び手続と整合的な形で、今後数日から数週間のうちに、次の措置をとることに共同でコミットする。我々は、ロシアを世界市場への参加から孤立させ、制裁回避を取り締まるための新たな方法を引き続き模索する。我々は、金から得るものを含むロシアの収入を減少させることを決意する。我々はまた、回避やバックフィル活動を引き続き標的にする。(後略)

## 2. 金融安定理事会(FSB)

FSBは、2022年4月、ウクライナ情勢が引き起こした金融市場における大きな価格変動についてG20財務大臣・中央銀行総裁への

レターを公表した。当該レターは、①商品市場において流動性の低下やマージンコールによる負担が生じたことや、②金融市場全体が（不安定化したにもかかわらず）秩序だって機能したことに言及しているほか、世界の金融安定性に対するウクライナにおける戦争の直接的な影響は2020年3月のCOVID-19による混乱と比較して限定的と指摘している。一方で、ウクライナ情勢において表面化した注意を要する論点として、①商品市場とその他の金融システムとの関連性、②商品市場の変動が引き起こした商品デリバティブにおける多額のマージンコール、③金融システムにおけるレバレッジ、④サイバー攻撃、⑤新興国における外部からの資金調達に係る脆弱性、に言及している。これら現存する金融安定の課題に対して、FSBは、主に2つの方法で対応するとしている。一つは、グローバルな金融システムにおける重要なノードのレジリエンスに焦点をあてた、現在の市場動向や新たな脆弱性監視の強化、もう一つは、特定の潜在的な脆弱性、特に商品市場、証拠金取引、及びレバレッジに焦点をあてた詳細な分析と評価である。

### 3. 金融活動作業部会（FATF）

FATFは、2022年3月4日、「ウクライナ情勢に関するFATF声明」を採択・公表し、ロシアのウクライナ侵攻（invasion）が、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融に関するリスク状況並びに金融システムの完全性、より広い経済及び安全保障に与える影響に関し、重大な懸念を表明した。

令和4年2月25日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について

金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。足下では、これまでの原油価格上昇等に加えて、ロシア軍の侵攻によるウクライナ情勢の流動化によりさらなる影響が懸念されます。こうした中、重ねての要請となり恐縮に存じますが、金融機関等に対して、以下の内容の要請をいたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

記

ウクライナ情勢・原油価格上昇等により、中小企業のみならず、大企業・中堅企業を含めた多くの事業者に対する影響が懸念される所、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。

令和4年5月11日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を踏まえた資金繰り支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請も踏まえ、事業者等への支援にこれまで着実に取り組んでいただき感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、足下では、ウクライナ情勢等を受け、世界規模で不確実性が高まっており、原油価格・物価高騰等の影響も懸念される所です。

こうした中、政府では、4月26日、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を決定し、本対策において、中小・小規模事業者、農林漁業者、生活衛生関係営業者等に対する資金繰り支援に万全を期すため、セーフティネット貸付の更なる金利引下げや、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等の9月末までの延長等も盛り込まれた所です。つきましては、官民金融機関等における資金繰り支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。なお、政府では、引き続き、本要請も踏まえた金融機関による資金繰り支援の状況や、事業者の声等についてヒアリングをさせていただきます。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症に加え、ウクライナ情勢・原油価格上昇等により、ロシア等と多くの取引がある事業者、国際決済の影響を受けている事業者、部品等の世界的な供給不足で、納期遅延や納品不能により代金の受領等に支障を来たしている事業者を含め、多くの事業者に影響が生じているところ、こうした事業者の資金繰りに支障が生じないよう、引き続き、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含めた事業者の業況を積極的に把握し、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するなど、事業者のニーズに応じ、事業者に寄り添ったきめ細かな支援を徹底すること。
2. コロナの影響が3年目に入る中で、2度目、3度目の返済猶予や条件変更の相談が増えていると



ころ、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含め、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

3. 対象要件撤廃に加え、更なる金利引き下げが行われるセーフティネット貸付や、9月末まで申込み期限が延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資、農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の特例を始め、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づく各種施策を活用し、融資の積極的な実施を含め、事業者のニーズに迅速かつ適切に対応すること。
4. 原油価格・物価高騰等への対応のため、事業者においては、追加融資が必要とされる状況も想定されるところ、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金、設備投資に要する資金、運転資金などのニーズについて、丁寧かつ親身に対応すること。また、事業内容や事業者のニーズに応じ、政府系金融機関の資本金劣後ローンは勿論のこと、民間金融機関においても、資本金劣後ローン、売掛債権担保融資などの様々な手法を活用しながら、事業者の財務基盤の強化、資金繰り支援等に万全を期すこと。
5. 事業者からの2度目、3度目の返済期間・据置期間延長の相談を含め、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。また、制度上の返済期間・据置期間を超えた延長についても個別の事情に応じて柔軟に相談に応じること。
6. こうした資金繰り支援に加え、ウクライナ情勢等を受けた原材料価格の高騰、調達先・販売先の見直し等、様々な経営課題を抱える事業者の相談に丁寧かつ親身に対応し、経営改善支援に努めること。
7. 原油価格・物価高騰等が国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念される中、6月のボーナス返済を設定している顧客からの相談も見込まれることを踏まえ、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予や条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。

令和4年3月14日

暗号資産交換業者 各位

金融庁総合政策局長  
松尾 元信  
財務省国際局長  
三村 淳

ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた対応について（要請）

- 我が国は、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、国際的な平和及び安全の維持を図るとともに、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容等を踏まえ、閣議了解<sup>(注1)</sup>を行い、これに基づき、外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）による支払規制を含めた諸般の措置を実施している。

財務省は、令和2年10月20日、外為法の解釈運用通達を改正し、外為法第16条第1項に規定する支払等には、暗号資産の移転を含むことを明確化しており、外為法に基づく資産凍結等の措置の対象者として外務省告示により指定された者（以下、資産凍結等の措置の対象者という。）に対する暗号資産の移転に係る支払も支払規制の対象とされている。

(注1) 閣議了解「「ドネツク人民共和国」(自称)及び「ルハンスク人民共和国」(自称)関係者並びにロシア連邦の特定銀行に対する資産凍結等の措置、両「共和国」(自称)との間の輸出入の禁止措置、ロシア連邦の政府その他政府機関等による新規の証券の発行・流通等の禁止措置、特定銀行による我が国における証券の発行等の禁止措置並びに国際輸出管理レジームの対象品目のロシア連邦向け輸出の禁止等に関する措置について」(2月26日付)など

(財務省ホームページ)

[https://www.mof.go.jp/policy/international\\_policy/gaitame\\_kawase/gaitame/economic\\_sanctions/recent.html#ukraine](https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/recent.html#ukraine)

- 暗号資産交換業者においては、この趣旨を踏まえ、暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、以下の措置を実施していただきたい。なお、その実施に当たっては、別紙についても留意いただきたい。

## 記

- ① 顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスであると判断した場合には、顧客に外為法の支払許可義務が課されていることを踏まえ、暗号資産の移転を行わないこと。顧客が指定する受取人のアドレスが資産凍結等の措置の対象者のアドレスである疑いがあると判断した場合には、資産凍結等の措置の対象者のアドレスでないことを確認した後でなければ、暗号資産の移転を行わないこと。

(注2) 暗号資産交換業者が取引の相手方として資産凍結等の措置の対象者と暗号資産の売買等の暗号資産に係る取引を行う場合、それに伴って暗号資産の移転や金銭の支払があれば、(帳簿残高の付替えであっても)当該移転は外為法上の支払に該当することに留意すること。

- ② 顧客から依頼を受けて暗号資産を移転した場合であって、暗号資産の移転先が資産凍結等の措置の対象者であることが判明したときは、金融庁、財務省等に速やかに報告すること。
- ③ 上記①②の措置の実効性を高めるため、暗号資産に係る取引について、モニタリングを強化すること

(注3) 資産凍結等の措置の対象者を相手方とする取引でなくとも、資産凍結等の措置の対象者の関与が疑われる取引については、金融庁で公表している「疑わしい取引の参考事例(暗号資産交換業者)」を参照して、速やかに疑わしい取引の届出を行うこと。

以上

留意事項

- 本紙記載の措置の実施に当たっては、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年11月22日）において、以下のとおり、記載されていることに留意いただきたい。
  - ・ （3）リスクの低減策の1つである顧客管理（Customer Due Diligence）に関し、「顧客及びその実質的支配者の氏名と関係当局による制裁リスト等とを照合するなど、国内外の制裁に係る法規制等の遵守その他リスクに応じて必要な措置を講ずること」と記載されていること
  - ・ （4）海外送金等を行う場合の留意点として、「自ら又は他の金融機関等を通じて海外送金等を行う場合に、外為法をはじめとする海外送金等に係る国内外の法規制等に則り、関係国等の制裁リストとの照合等の必要な措置を講ずることは、もとより当然である。また、海外送金等の業務は、取引相手に対して自らの監視が及びにくいなど、国内に影響範囲がとどまる業務とは異なるリスクに直面していることに特に留意が必要である。金融機関等においては、こうしたリスクの相違のほか、外国当局の動向や国際的な議論にも配慮した上で、リスクの特定・評価・低減を的確に行う必要がある。」と記載されていること
- また、暗号資産交換業者に関する内閣府令第23条第1項において、暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならないとされていることに留意いただきたい。

## 第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、2002年に設立された認可法人である。

機構の設立後、2006年9月末までに買い取られた株式については、その後、処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、2008年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却（処分のうち自己株取得に対応するものなどを除く。以下この章において同じ。）は凍結していた。機構は、2017年6月30日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後、凍結していた市中売却を再開。2021年度は、2,304億円の処分を実施（うち市中売却は145億円）。

また、2008年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

### ① 株式買取り再開等（2009年3月4日公布、同年3月10日施行）

2006年9月末までとされていた機構による株式買取り期限を2012年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（平成20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

### ② 買取り対象の拡大（2009年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取り再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。

### ③ 買取り期限の延長（2012年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取り期限を、2017年3月末まで5年間延長した。

### ④ 買取り期限の延長（2016年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在す

るなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取期限を、2022年3月末まで5年間延長した。

⑤ 買取期限の延長（2021年5月26日公布、同年11月22日施行）

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して、企業を支援していくためにも金融機関は自らの経営基盤を強化する必要があり、経営基盤強化の取組みの中で行われる株式等保有の合理化に対応するため、機構による株式等の買取期限を、2026年3月末まで4年間延長した。

これらの措置を受け、2021事務年度（2021年7月～2022年6月末）において、機構は、1,177億円（買取再開後の累計1兆8,014億円）の株式等の買取りを行っている。

## 第3部 金融検査・監督等

### 第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

#### 第1節 モニタリングの高度化に向けた取り組み

##### I モニタリングを巡る最近の動き

新しい検査・監督を実現するために「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)で基本的な考え方と進め方を整理し、2019年12月に検査マニュアルを廃止した。

検査マニュアル廃止後の検査・監督は、金融機関との対話のための材料となる文書として、分野別の「考え方と進め方」(ディスカッション・ペーパー)等を順次公表しており、これまで、コンプライアンス・リスク管理態勢、健全性政策、ITガバナンス、融資、気候変動対応の5つのディスカッション・ペーパーを公表してきた。

今後は、モニタリングの高度化に向け、対話手法等の定着を図る。

金融機関に対する検査については、コロナの中、金融機関との意思の疎通と適切な認識共有を目指し、対面とリモート手法を使い分けるとともに、金融機関の負担に配慮した検査運営を行った。

##### II 日本銀行との連携

日本銀行との連携については、2021年3月に公表した「金融庁・日本銀行の更なる連携強化に向けた取り組み」に基づき、検査・考査の実施先に関する計画調整や規制報告の一元化、重要課題についての共同調査などの取り組みを進めた。

また、こうした取り組みの実効性を継続的に確保するため、金融機関との意見交換会を開催し、これまでの連携強化の取り組みの評価とともに、更なる負担軽減の要望などを聴取した。

金融機関の負担軽減と質の高いモニタリングの実現に向けて、こうした取り組みを更に深化させていく。

## 第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

### I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2021 事務年度は、金融庁全体の方針として、「2021 事務年度 金融行政方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

### II 金融行政方針に基づく 2021 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「2021 事務年度金融行政方針～コロナを乗り越え、活力ある経済社会を実現する金融システムの構築へ～」においては、これまでの実績を評価するとともに、以下の3つを重点課題として取りまとめた。

1. コロナを乗り越え、力強い経済回復を後押しする
2. 活力ある経済社会を実現する金融システムを構築する
3. 金融行政をさらに進化させる

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

#### 1. 預金取扱金融機関

##### (1) 大手銀行グループ

- 大手銀行グループにおける経営上重要な課題について、通年・専担検査の枠組み等を通じ、対話を行った。その際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った（水平レビューの実施）。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2021 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中央金庫、ゆうちょ銀行、新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループである（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。



## (2) 地域金融機関

- 地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行い、それぞれの取組みを支援した。また、コロナの影響長期化、地政学的なリスクの高まり、金利上昇等により、刻々と変化する金融経済情勢を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況などについて、必要に応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

## 2. 保険会社

- 人口減少や低金利環境の継続、自然災害の激甚化や自動車保険市場の縮小、デジタル化の進展等の事業環境の変化を踏まえ、ビジネスモデル、グループガバナンス及び自然災害への対応等についてモニタリングを実施した（詳細は第11章第3節「保険会社に対する金融モニタリング」に記載）。

## 3. 金融商品取引業者等

- 大手・ネット系・地域証券等の業態に応じ、持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、真に顧客を第一に考えたサービス・商品の提供や、そのための業務運営態勢の構築、形式的なルールの遵守にとどまらないコンプライアンス態勢の確立及びガバナンス機能の発揮について、経営陣等との深度ある対話を中心にモニタリングを行った。

### 第3節 マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策

技術の進歩による決済手段の多様化や取引のグローバル化等により、金融取引がより複雑化する中、金融機関の直面するマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融（以下、「マネロン等」という。）に係るリスクも変化している。

2021年8月、金融活動作業部会（FATF）は、第四次対日相互審査報告書を公表した。報告書では、日本のマネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下、「マネロン対策等」という。）の成果は上がっているとの評価を得たものの、同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関に対する監督や、マネロン等にかかる捜査・訴追等において優先的に取り組むべきとされ、「重点フォローアップ国」との評価となった。

当該報告書の公表を契機として、政府は今後3年間のマネロン対策等に関して実行する政策と期限を定めた「政府行動計画」を策定・公表している。同計画も踏まえ、官民が連携して、我が国のマネロン対策等の強化に引き続き取り組んでいく必要がある。

金融庁では、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）や「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」を策定・公表し、各金融機関に対し、ガイドラインで対応を求めている事項について、2024年3月末までに対応を完了させ、態勢を整備することを要請している。

更に、リスクベースでの検査・監督の強化の一環として、リスクが高い業態から優先的に、マネロン等リスク管理態勢に焦点を当てた検査を集中的に実施している。検査の結果、金融機関においては、2024年3月末を目標に態勢整備が順次進められ、全体的な態勢の水準は高度化していると認められるものの、包括的かつ具体的なリスクの特定・評価の実施や、態勢高度化に向けた行動計画の検討に時間を要し、実際の取組みに遅れが見られる金融機関も存在している。

また、各金融機関が取引モニタリングシステム等を共同利用することによりマネロン等対策の高度化・効率化を検証する実証事業の結果を踏まえて、全国銀行協会等において、共同システムの実用化に向けた検討が進められており、金融庁は当該検討の支援を行った。加えて、金融庁は、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」において議論された結果を踏まえ、2022年3月、為替取引分析業の創設等を含む「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」を国会に提出し、同年6月に成立した。（法律の詳細は、第2部第4章第1節参照）

このほか、金融機関がマネロン対策等を円滑に進めるためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁は、業界団体と連携して、金融機関におけるマネロン対策等の必要性等を情報発信している。特に、継続的顧客管理の更なる理解・浸透を図るため、業界団体と連名のチラシの作成、インターネット広告の配信や、政府広報オンライン HP での継続的顧客管理に係る特集ページの掲載や FM ラジオにおける CM の配信等の政府広報を実施した。

上記のモニタリング結果や取組みの詳細は、「マネー・ローンダリング・テロ資金  
供与・拡散金融対策の現状と課題（2022年3月）」（2022年4月8日公表）を参照。

## 第4節 IT ガバナンス、システムリスク管理態勢及びサイバーセキュリティ

### 1. IT ガバナンスに関する対話及びシステム統合等のモニタリング

2019年6月に「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を策定・公表して以降、金融機関との対話を進めている。2021事務年度は、アンケート及び個別ヒアリングを行い、①DXに関する取組み状況、②IT人材の確保・育成、③共同センターの次世代構想、について実態調査・分析を進めた。こうした調査結果や課題について、金融機関との間で共有を図り、金融機関のITガバナンスの発揮に繋げていくため、レポートとして取りまとめ公表した(2022年6月)。

また、「金融機関のITガバナンスに関する実態把握結果(事例集)」においては、調査等を通じて得られた参考事例を反映するとともに、ベストプラクティスの探求に向けて参考になると考えられる視点を追加し、公表した(2022年6月)。

このほか、システム統合・更改のプロジェクトを進めている金融機関に対しては、過去事例等から問題が生じやすい点について気付きを促し自主的な改善を支援することに重点を置きつつ、リスクに応じたモニタリングを実施した。

### 2. システムリスク管理態勢の強化

金融機関においてシステム障害が発生した場合には、原因や改善策についてモニタリングを実施するとともに、重大な顧客被害やシステムリスク管理態勢に問題がみられる場合は検査を含め重点的に検証するなど、金融機関へシステムリスク管理態勢の強化を促した。

また、金融機関に対し、システムリスク管理上における課題への自律的な改善を促すために、システム障害報告やヒアリング等によりシステム障害の傾向や原因を取りまとめ分析した結果、認められた課題や事例等をレポートとして公表した(2022年6月)。

### 3. 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

高度化するサイバー攻撃の脅威に対応するため、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針(Ver.3.0)」を公表した(2022年2月)。本方針では、金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の強化のため、当庁によるモニタリング・演習の高度化を図ることのほか、新たなリスクへの備えとして、サイバーハイジーンの徹底やサイバーレジリエンスの強化、経営陣の積極的な関与の下でのサイバーセキュリティの強化(人材育成を含む)等を掲げている。

特に、金融分野のサイバーセキュリティ強化に向けた平時の対応に関して、3メガバンクのサイバーセキュリティ管理態勢については、サイバー攻撃の脅威動向の変化や海外大手金融機関における先進事例を参考としつつ、通年検査の一環として日本銀行との共同調査を通じて検証した。

地域金融機関に対しては、サイバーセキュリティ管理態勢の実効性に着目した検査等を実施するとともに、サイバーセキュリティの自律的な高度化を促すため、

日本銀行及びFISCと共同して、地域金融機関向けにサイバーセキュリティに関する自己評価ツールを開発した。

また、有事における対応に関して、「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VI)」を実施し、参加金融機関におけるインシデント発生時の顧客対応や部門間及び組織外部との連携の実効性等を確認するとともに、技術的な対応能力についても確認した。

さらに、国際的な議論への貢献・対応として、G7やG20といった国際的な場でもサイバーセキュリティ確保に向けた取組みを進めた。2021年11月には、G7財務大臣・中央銀行総裁会議において、サイバーセキュリティに関する議論が行われた。

加えて、国内外の情勢を踏まえたサイバー攻撃のリスクの高まりを踏まえ、関係省庁と連携し、当庁から金融機関に対して、サイバーセキュリティ対策の強化に関する注意喚起を行った(2022年2月、3月、4月)。

## 第5節 業態横断的な金融モニタリング

### 1. 金融機関における顧客本位の業務運営について

当庁は、国民の安定的な資産形成の実現に向けて、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」という。）を提示し、より良い取組みを行う金融機関が顧客から選択されるメカニズムの実現を期待しており、金融事業者に対して、「顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図ることにより、自らの安定した顧客基盤と収益の確保に繋げていくことを目指す」ことを求めている。

これを受けて、当庁では、金融機関が、顧客本位の業務運営の実現に向けて、自ら主体的に創意工夫を発揮しているか否か、顧客本位と整合的ではない業務運営を行っていないかといった観点から継続的にモニタリングを実施したところ、積立投資信託の保有顧客数の増加や、販売時収益中心の業績評価体系の見直しなど、顧客本位の実現に向けた様々な創意工夫が見受けられた。

一方、顧客が金融機関の創意工夫を必ずしも認識していないことや、販売会社における預り資産残高が全体として横ばいとなっているなど、「貯蓄から資産形成」が具体的な成果として十分に表れていない面も見受けられた。

こうした状況を踏まえ、当庁では、金融機関に対して、顧客本位の業務運営と業務の持続性を両立させるためのビジネスモデルや経営戦略の検討と実施の状況や、顧客への販売プロセスが実際に取組方針に基づき提供されているかなどについて、金融機関の本部と対話を行うとともに、営業現場での取組内容の把握にも努めた。

これらの活動の中で把握した事実や課題等については、分析を行った上で、2022年6月に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」において公表した。（別紙1参照）

### 2. コンプライアンス（コンダクト）・リスク管理上の課題と取組み

コンプライアンス（コンダクト）・リスク管理については、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方」（以下、「基本方針」という。）に基づき、具体的な事例や、そこから抽出される課題などについて、「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」といった形で公表などを行ってきているほか、当局に寄せられる苦情等の傾向について分析を行った。

また、銀証ファイアーウォール規制の緩和を踏まえ、優越的地位の濫用防止、利益相反管理、顧客情報管理に係る態勢整備状況について重点的にモニタリングを行うための情報を収集するため、金融庁ウェブサイト上に「優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口」を設置した（2022年6月）。

### 3. 金利指標改革への対応（LIBOR の恒久的な公表停止に向けた対応）

ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）は、米ドルの一部テナー（期間）を除き、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBORについては、2021年12月末をもって公表が停止された。また、米ドルについては、2021年12月末に公表が停止されたテナー以外のテナーも、2023年6月末をもって公表を停止する旨がLIBOR運営機関より公表されている。

LIBORは、我が国においても、金融機関だけでなく、事業法人や機関投資家など多様な者に利用されていることから、公表停止時期を意識して、円LIBORから代替金利指標への適切な移行が図られるよう、日本銀行と連携して、以下に取り組んだ。

なお、下記第3回LIBOR利用状況調査の結果により、2021年12月末に公表が停止されたLIBORを参照する契約については、移行対応が概ね完了したことを確認したとともに、2021年12月末に公表停止されたLIBORを参照する残存契約や、2023年6月末に公表停止予定の米ドルLIBORらの移行対応について引き続きモニタリングを実施し、状況に応じた対応の徹底を金融機関に示していく方針を示した。

- ・ 日本円金利指標に関する検討委員会が2020年8月（2021年4月一部更新）に公表した本邦移行計画に則ったLIBORからの移行に向けた取組みについて、モニタリングや情報発信等を通じて促進した。
- ・ 2020年6月に発出したDear CEOレターに基づき、本邦移行計画に則った移行計画に基づく対応・進捗状況について定期的にヒアリングを行った。
- ・ 2021年11月1日、日本銀行と合同で実施した円LIBOR利用状況簡易調査（調査基準日：2021年9月末）の結果概要を公表した。
- ・ 2021年11月25日、日本銀行と合同で、「日本円金利指標に関する検討委員会による『本邦におけるタフレガシーへの対応』に関する市中協議取りまとめ報告書を踏まえた今後の対応について」を公表した。
- ・ 2022年3月31日、日本銀行と合同で実施した第3回LIBOR利用状況調査（調査基準日：2021年12月末）の結果概要を公表した。

また、2021年4月26日から確定値の公表が開始された東京ターム物リスク・フリー・レート（TORF、トーフ）について、特定金融指標（注）算出者である（株）QUICKベンチマークスの業務規程を、2021年10月26日、金融商品取引法に基づき認可した。

（注）信頼性が低下することにより、我が国の資本市場に重大な影響を及ぼすおそれのある金融指標

東京銀行間取引金利（TIBOR）については、金利指標の頑健性向上に向けた全銀協TIBOR運営機関による取組みをフォローアップし、議論に貢献した。また、特定金融指標の欧州域内利用に関しては、欧州ベンチマーク規制の第三国ベンチマ

一クに対する猶予期間の延長を踏まえ、欧州委員会と、将来の安定的な利用を確保するための方策について協議を継続した。

#### 4. 有価証券運用

本邦で緩和的な金融環境が継続する中、様々な業態の金融機関において、有価証券運用に関するリスクテイクの拡大が見られている。市場変調時における個別金融機関の健全性確保及び金融システム全体の安定性確保に向けた知見を集約する観点から、2021 事務年度に、総合政策局において、大手銀行グループのほか大手生命保険会社及び一部の地域銀行も対象に、有価証券運用に係るリスク管理についての業態横断的なモニタリングを行う体制を整備した。

具体的には、それぞれの金融機関との間で、その規模やリスクテイクの状況に応じた対話を実施した。

大手銀行グループ及び大手生命保険会社については、米国等における金融政策の転換に伴う局面変化の中で、経済・市場環境の見通しやリスク認識、これに基づく有価証券運用方針、リスク管理態勢等に関して対話を行い、大手銀行グループに対しては、急速な市場環境の変化に即したリスクコントロール実現のための態勢整備等を促した。

また、一部の地域銀行については、各行を取り巻く経営環境に係る分析を踏まえつつ、有価証券のポートフォリオの構築や管理態勢について対話を行い、その結果を踏まえ、更なる高度化に向けた態勢整備等を促した。



# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要

## 1. 全体のポイント

### ■ 本資料の目的

- ・ 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営に関して、主要な販売会社等における実践状況や取組方針等の開示状況等に係るモニタリング結果を整理したもの。

### ■ モニタリング対象先

- ・ リスク性金融商品の預り資産残高が多い販売会社を中心に選定（主要行等10行、地域銀行26行、証券会社12社など）

### ■ ポイント

- ✓ 販売会社の中には、顧客セグメントを意識した経営戦略に基づく創意工夫を実践している先がある。こうした一部の販売会社に対する顧客による選択のメカニズムは実現し始めている。
- ✓ 一方で、販売態勢面での実践や取組方針等の「見える化」に課題が残っている販売会社も多い。背景には、顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいないことが影響している可能性。
- ✓ 仕組債のように、中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即しているとは考えにくい商品・サービスが、限定した顧客に絞って販売する態勢が整っていないなど、経営レベルでの検討が必要。

## 2. 今後のモニタリング等において重要な点について（全体版6章参照）

- 来事務年度においては、次の観点を踏まえてモニタリング・対話等を行う。
- ✓ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において明確化・具体化しているか。
- ✓ 経営戦略に沿った取組が営業現場に定着し、成果が出ているか。
- ✓ 3線管理の中で、自らのビジネスモデルの有効性や適切性を検証する態勢が取られているか。
- ✓ 金融庁による苦情やデータの分析を踏まえたモニタリング

# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要

## 3. リスク性金融商品販売等にかかるビジネス概要（全体版2章参照）

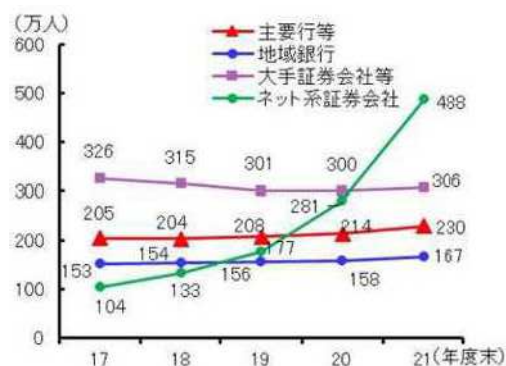
### ■ 経営戦略・ビジネスモデル転換等に伴う実績

- ✓ 投資信託の保有顧客数の増加など、貯蓄から資産形成への意識は一定程度広がっている。
- ✓ 販売会社の経営戦略は、①顧客セグメント毎のアプローチ明確化、②フローからストックへの転換、③銀証連携の動きが一段と明確化
- ✓ ネット系証券は低コストに基づく若年層の取り込みに奏功し、保有顧客数は顕著に増加

### ■ 各業態が目指す経営戦略の実現に向けた課題

- ✓ 銀行：対面の特性を活かした経営戦略の一段の具体化・銀証連携に伴う課題への対応
- ✓ 大手証券会社：ストック収益に基づくビジネスモデルの一段の実践
- ✓ ネット系証券会社：情報提供面での工夫を通じた顧客利便性の一段の向上

【投資信託の保有顧客数の推移】



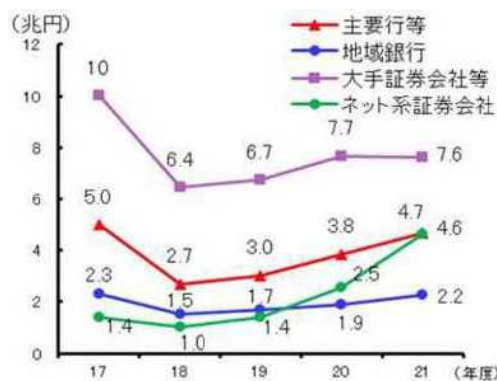
(注1) 有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行22行、大手証券会社等8社  
(20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計

(注2) 銀行の投資信託は、自行販売ベース

(注3) 対象は、年度末時点で残高のある個人顧客

(資料) 金融庁

【投資信託の販売額の推移】

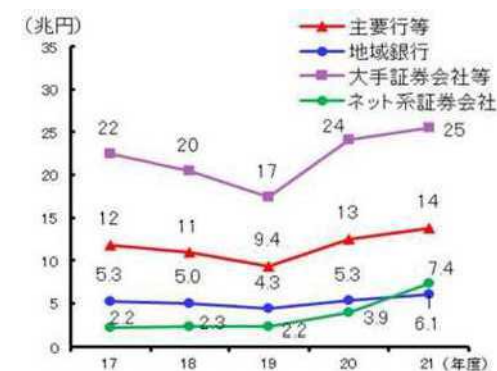


(注1) 有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行25行、大手証券会社等8社  
(20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計

(注2) 銀行は、自行販売、仲介販売、紹介販売の合算ベース

(資料) 金融庁

【投資信託の預り資産残高の推移】



(注1) 有効回答が得られた主要行等8行、地域銀行24行、大手証券会社等8社  
(20年度以降は経営統合により7社)、ネット系証券会社5社を集計

(注2) 銀行にて販売した商品は、自行販売、仲介販売の合算ベース

(資料) 金融庁

## 4. 販売戦略・態勢整備および課題(全体版3章参照)

### (1) 顧客の意向確認と提案プロセス

- ✓ 営業現場において、①提案ツールの活用、②顧客の運用資産全体を最適化する意識の定着に課題があり、資産全体の最適なポートフォリオの提案には必ずしも繋がっていない。

### (2) 商品選定プロセス

#### ① 営業現場での商品選定 / ② 本部による商品ラインアップの整備

- ✓ 顧客に最善の商品を提供するために、明確なプロセスや仕組みを定めた上で商品選定を行い、各顧客に適した商品を提案することが求められる。

#### ③ インデックス投信の一物多価

- ✓ 同一インデックス投信が併存する場合には、自社のHPの検索機能の充実、対面・非対面で手数料に差異がある場合には、その明示など、顧客への情報提供の在り方についての検討が望まれる。

### (3) フォローアップ

- ✓ 長期分散投資の実現のために、販売後においても、①定期的に顧客の意向を確認し、②顧客の保有資産全体を見ながら、③ポートフォリオの最適化のための提案を行うことが望まれる。

### (4) 業績評価

- ✓ 自社の経営戦略と統合的な業績評価体系を整備し、営業現場に対し顧客本位の業務運営を動機付けることが求められる。

### (5) 管理検証態勢

- ✓ 顧客本位の業務運営に関する取組にあたっては、様々な指標を用いて現状を把握し、それを踏まえて今後の取組の改善に繋げる、事後的な検証態勢(PDCAサイクル)の構築が重要。

## 5. 取組の「見える化」や情報発信等の現状と課題（全体版4章参照）

### (1) 「金融審議会 市場ワーキング・グループ」報告書を踏まえた金融庁の対応

- ① 「顧客本位の業務運営に関する原則」に示されている内容ごとに対応した取組方針等を示していることが確認できた金融事業者を「金融事業者リスト」として公表（年4回） 総数:1,164 者
- ② 金融事業者の取組方針等に係る比較分析 …… (3) 金融庁による取組方針等の比較分析と課題に記載

### (2) 金融庁による金融事業者の取組方針等の好事例の考え方

金融事業者には、以下の観点から取組方針等の記載内容に係る検証を通じて、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を考える契機とすることを期待

- ・ 顧客が金融事業者を選択するに当たり、分かりやすく有用な情報が示されているか。
- ・ 「原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した取組内容や、営業員をはじめとする従業員が、「原則」を実践するためにどのような行動をとるべきかが具体的に示されているか。

また、策定 → 実践 → 振り返り → 次年度の取組の検討といったサイクルによる定期的な見直しを期待



### (3) 金融庁による取組方針等の比較分析と課題

主に銀行の取組方針等について、原則2～7の項目ごとに比較分析。引き続き、具体性に欠けるなどの多くの課題が認められたため、工夫事例や期待されるレベル感を提示

### (4) 金融庁による一般向けの情報発信

引き続き、様々な媒体を活用し、情報発信することが重要

# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要

## 6. 個別商品の販売動向と課題（全体版5章参照）

### ■ 仕組債

- ・現状：販売額は、ここ数年、EB債（個別株価連動型の仕組債）を中心に相応の規模
- ・課題：中長期的な資産形成を目指す一般的な顧客ニーズに即した商品として、ふさわしいものとは考えにくい。

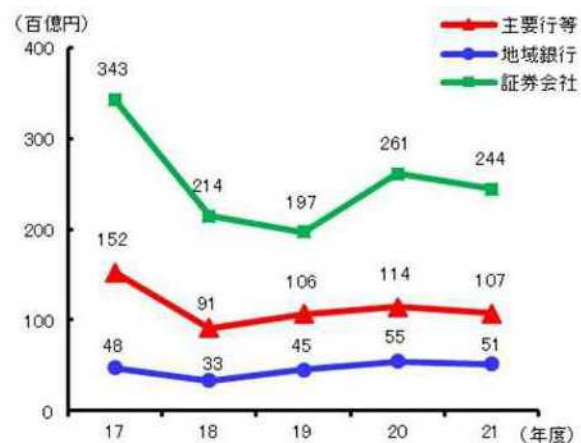
#### ① 商品性に関する問題点

- ✓ 一般的な債券と異なり、当初予定の満期時に元本で償還される可能性が必ずしも高くないこと。
- ✓ 十分な金融知識がないと、リスクやコスト見合いのリターンの理解が困難なこと。

#### ② 販売体制に関する問題点

- ✓ 顧客が負担するコスト開示や他の運用商品との比較説明といった観点で、商品説明が不十分であること。
- ✓ 顧客の最善の利益に資する真のニーズに応じた販売が行われていない可能性が高いこと。

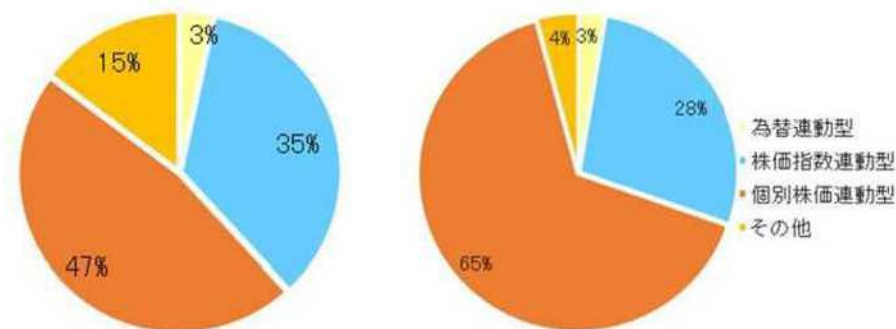
【仕組債の販売額の推移】



(注1) 有効回答が得られた主要行等7行、地域銀行23行、証券会社6社を集計  
 (注2) 銀行は仲介・紹介販売ベース。証券会社は、他社からの仲介・紹介含む。  
 (資料) 金融庁

【仕組債の販売の種類別内訳】

(左: 主要行等、右: 大手証券会社等)



(注1) 主要行等9行、大手証券会社等7行を集計  
 (注2) 2021年度  
 (資料) 金融庁

# 投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果について 概要

## 6. 個別商品の販売動向と課題（全体版5章参照）

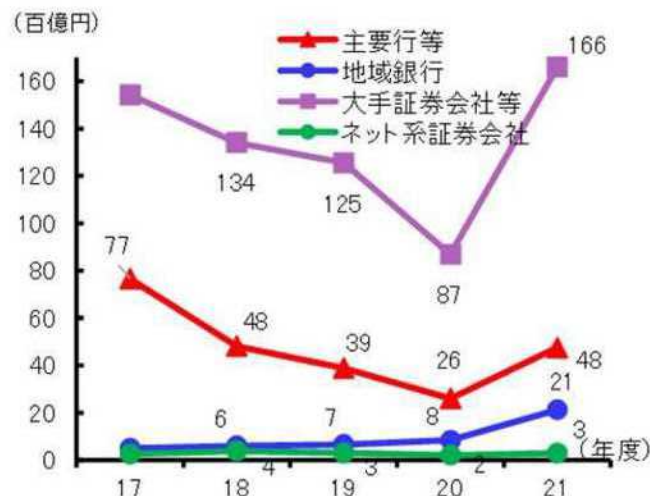
### ■ ファンドラップ・バランス型ファンド

- ✓ ファンドラップの最低契約金額が低くなり小口化していく中で、顧客にとってファンドラップの投資一任運用に係る報酬とサービスの対価関係が不明確であり、その点についての説明が十分になされていない。
- ✓ ファンドラップ・バランス型ファンドと共に、他の複数の商品を併せて保有する顧客の中には、ポートフォリオにおける両者の位置付けを不明確なまま組み込み、全体の最適化を図れていない例がある。

### ■ 外貨建て一時払い保険

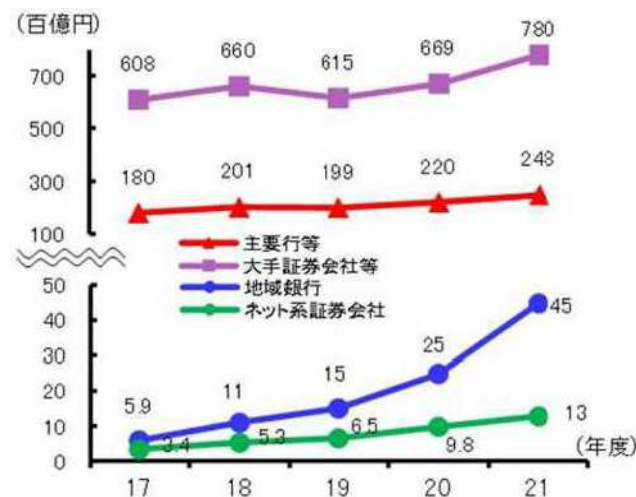
- ✓ 運用の側面があるにも関わらず、他の運用商品との比較説明が行われておらず、顧客のポートフォリオ全体における位置付けが不明確

【ファンドラップの契約額の推移】



(注1) ファンドラップを取り扱っている主要行等5行、地域銀行12行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社2社を集計  
 (注2) 自社販売ベース  
 (資料) 金融庁

【ファンドラップの預り資産残高の推移】



(注1) ファンドラップを取り扱っている主要行等5行、地域銀行12行、大手証券会社等7社、ネット系証券会社2社を集計  
 (注2) 自社販売ベース  
 (資料) 金融庁

## 第6節 データ活用の高度化

### I データを活用した多面的な実態把握

外部から購入した企業個社データ等を用いて、コロナが企業の財務等や金融機関に与える影響について、収益性、健全性の観点から分析を行った。分析の結果、コロナ前と比較して多くの業種で利益率の回復が見られる一方、一部の企業は、利益率の回復が遅れており、債務の負担感が残っている可能性が窺われることが明らかとなった。

### II データインフラ整備

モニタリングの高度化及び金融機関の負担軽減の観点から、日本銀行等と連携し、以下のとおり規制報告の一元化に取り組んだ。

- ① 計表の統合・廃止について、業界団体の要望も踏まえ、統計集計上の理由により対応困難等のものを除き、統合・廃止を決定の上、一部の計表については、廃止・修正を実施した。
- ② 提出先の一元化について、金融機関から提出を受ける計表ファイルを日本銀行や業界団体等と共有する受渡サーバを金融庁で開発し、2022年4月から、同サーバを用いて一部共通計表のファイル受渡しを開始した。
- ③ 共同データプラットフォームの検討について、委託調査を通じて、海外におけるデータ収集・共有の枠組みを把握した。
- ④ 金融機関の負担を軽減する観点から、金融機関が保有する法人企業向け貸出に係る明細データによる既存計表の代替可能性を検証する委託調査を実施した。

## 第7節 早期是正措置・社外流出制限措置について

### I 早期是正措置の概要及び運用

#### 1. 早期是正措置の趣旨（別紙1参照）

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである（銀行法第26条第2項等）。

また、2019年3月31日より、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等をいう。以下同じ。）にあつては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置には、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、などが期待される。

（注）保険会社については、1999年4月に「保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率」という基準を用いる早期是正措置を導入している。

#### 【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスクアセット額}} \quad \text{レバレッジ比率} = \frac{\text{T i e r 1 資本}}{\text{総エクスポージャーの額}}$$

#### 【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本比率		レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行 (注)	国際統一基準行のみ	
第1区分	【普通株式等 T i e r 1 比率】 : 4.5%未満 2.25%以上 【T i e r 1 比率】 : 6%未満 3%以上	4%未満 2%以上	3%未満 1.5%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行



	【総自己資本比率】 : 8%未満4%以上			
第2区分	【普通株式等Tier1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier1比率】 : 3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満2%以上	2%未満1%以上	1.5%未満0.75%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier1比率】 : 1.13%未満0%以上 【Tier1比率】 : 1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満0%以上	1%未満0%以上	0.75%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier1比率】 : 0%未満 【Tier1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 海外営業拠点を有しない銀行等をいう。以下同じ。

## 2. 発動実績

2021 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

## II 社外流出制限措置の概要及び運用

### 1. 社外流出制限措置の趣旨（別紙2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際統一基準行について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

#### 【参考1】資本バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

#### 【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第3区分	1.25%未満	80%	
資本バッファ第4区分	0.625%未満	100%	
	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

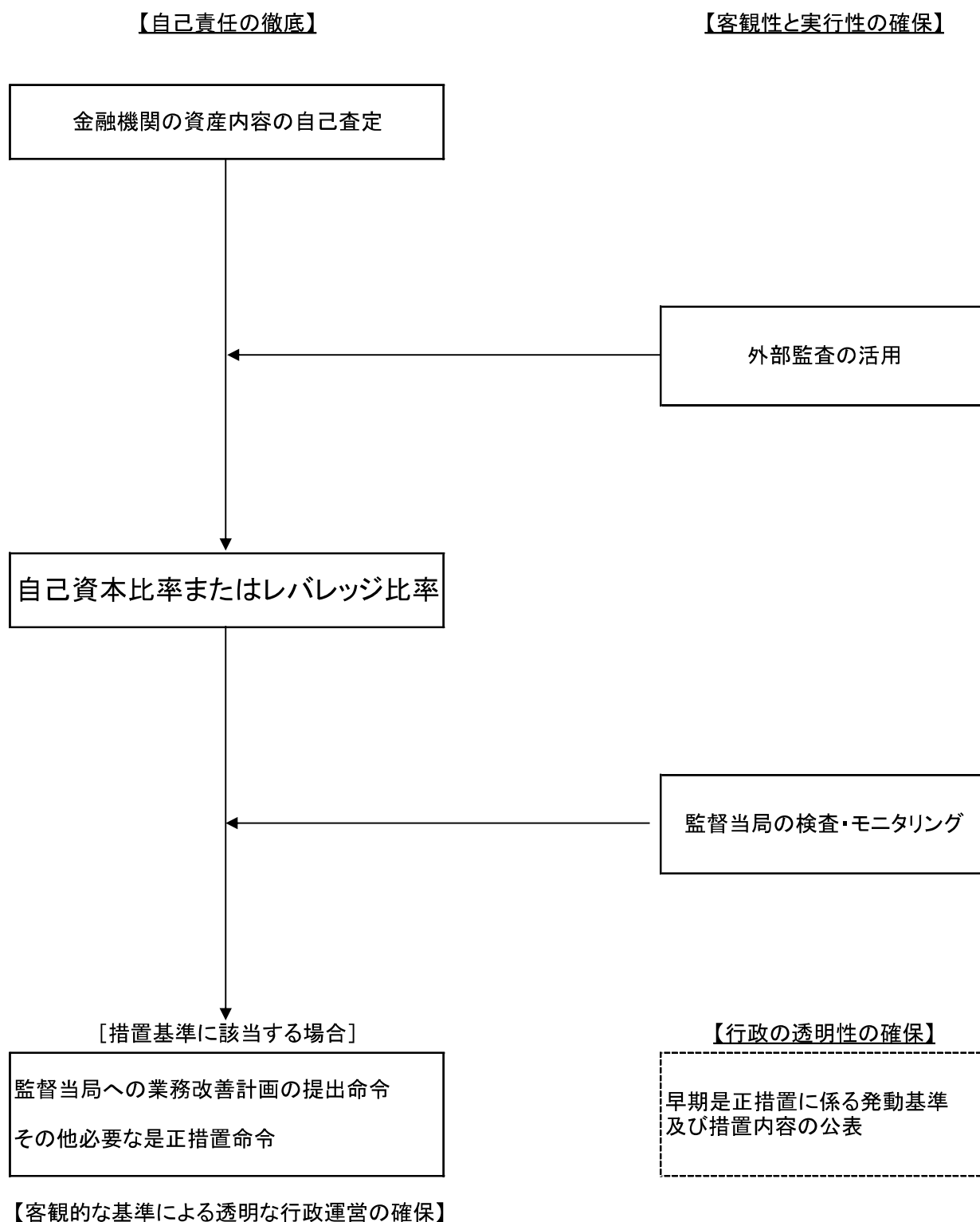
(注) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウンタ

一・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

## 2. 発動実績

2021 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

## 早期是正措置の概念図

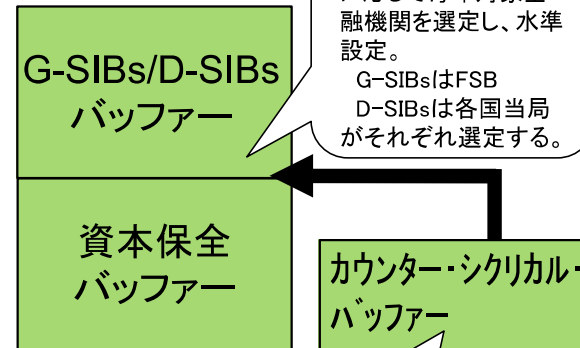


# 「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

(別紙2)

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2022年6月時点のもの。  
 また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、  
 G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% <small>〔金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率〕</small>
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



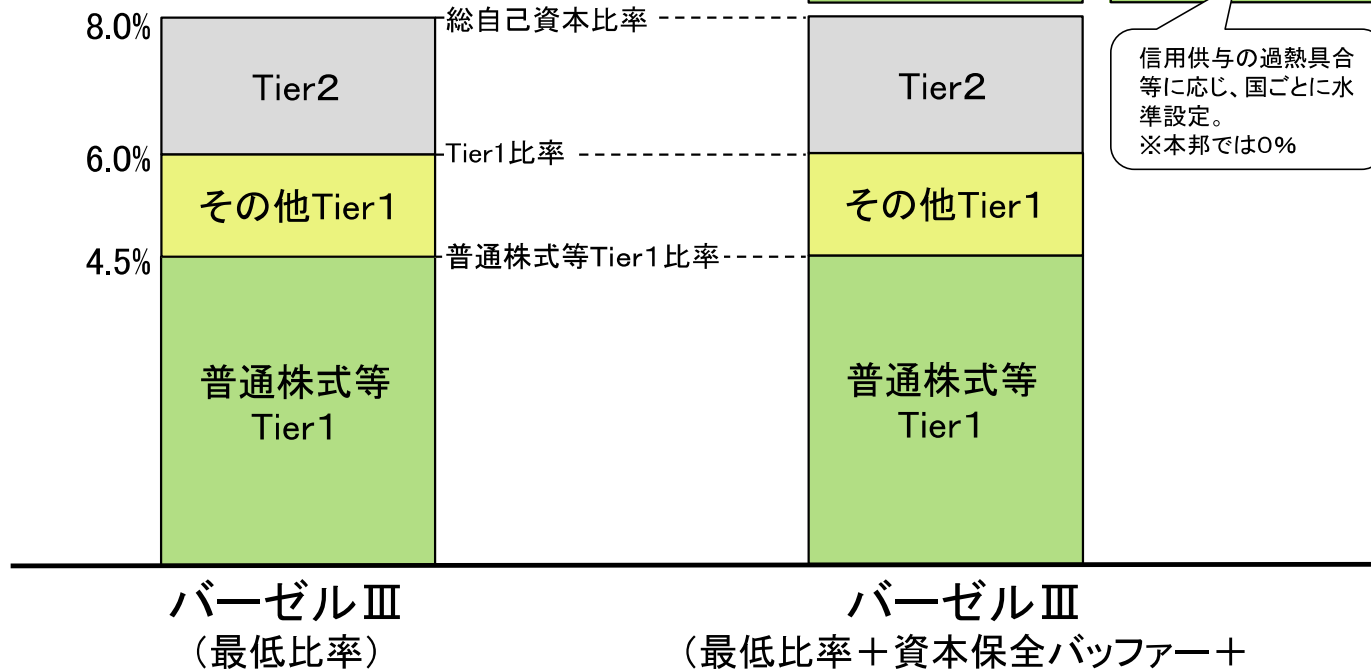
システム上の重要性  
に応じて毎年対象金  
融機関を選定し、水準  
設定。  
G-SIBsはFSB  
D-SIBsは各国当局  
がそれぞれ選定する。

カウンター・シクリカル・  
バッファ

信用供与の過熱具合  
等に応じ、国ごとに水  
準設定。  
※本邦では0%

資本バッファ

最低所要自己資本比率



バーゼルⅢ  
(最低比率)

バーゼルⅢ  
(最低比率+資本保全バッファ+  
G-SIBs/D-SIBsバッファ+カウンター・シクリカル・バッファ)

## 第8節 金融上の行政処分について

### I 行政処分の趣旨（別紙1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

### II 行政処分の業態別発動状況（別紙2参照）

2021事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	4件	【0件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	0件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	0件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	18件	【7件】
⑤ 保険会社等	:	3件	【1件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 暗号資産交換業者	:	0件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

## 金融上の行政処分について

### ○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

### ○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

### ○ 行政処分の公正性・透明性の確保

#### 1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的な行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。  
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、平成31年3月31日時点までで64件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

## 2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

## 3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。  
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

### ○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
  - ◎ 公益侵害の程度



金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分に  
なされているか。

### ③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

### ○ チェック体制等

- 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。

### ○ 事後のフォローアップ

- 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以上)

## 行政処分の件数(2002年4月～2021事務年度)

	2001事務年度 (2002年4月1日 ～4月30日)	2002事務年度	2003事務年度	2004事務年度	2005事務年度	2006事務年度	2007事務年度	2008事務年度	2009事務年度	2010事務年度	2011事務年度	2012事務年度	2013事務年度	2014事務年度	2015事務年度	2016事務年度	2017事務年度	2018事務年度	2019事務年度	2020事務年度	2021事務年度	合計	
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	53
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	9	11	10	1	0	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0	43
地球銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	86	
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	63	
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	19	
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2	
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65	
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3	
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	
暗号資産交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	0	1	0	30	
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	5	3	3	450	
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	0	2	0	110	
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	16	0	2	173	
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	2	3	3	65	
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	14	
適格機関投資家等特別業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,165	37	32	8	11	10	1,263	
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
信用付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	32	
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	61	
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	2	2	3	10	
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1,185	83	62	41	22	25	2,657	
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	18	6	8	1,100	

(注1)ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2)複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3)金融商品仲介業者(2007年9月以前は証券仲介業者)の件数は、2004年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、2004年4月からの計上となっている。

(注4)少額短期保険業者等の件数は、2006年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、2006年4月からの計上となっている。

(注5)合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6)主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7)前払式支払手段発行者のうち2010年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8)資金移動業者の処分件数は、2010年4月より資金決済法が施行されたため、2010年4月からの計上となっている。

(注9)暗号資産交換業者の処分件数は、2017年4月より改正資金決済法が施行されたため、2017年4月からの計上となっている。

(注10)第一種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11)第二種金融商品取引業者のうち2007年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12)投資助言・代理業者のうち2007年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13)投資運用業者のうち2007年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

(注14)生命保険会社の件数は、保険持株会社に対する行政処分の件数を含む。

## 第9節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013年8月2日策定）」等に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2022年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2022年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 銀行業務</li> <li>▪ 農林中央金庫業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 手続対象信託業務</li> <li>▪ 特定兼営業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 生命保険業務</li> <li>▪ 外国生命保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 損害保険業務</li> <li>▪ 外国損害保険業務</li> <li>▪ 特定損害保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 損害保険業務</li> <li>▪ 外国損害保険業務</li> <li>▪ 特定損害保険業務</li> <li>▪ 保険仲立人保険募集</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 少額短期保険業務</li> </ul>
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 貸金業務</li> </ul>
2011. 2. 15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 特定第一種金融商品取引業務</li> </ul>

## 第10節 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

### I 意見申出制度（別紙1、2参照）

### II 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価

金融庁では、「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」等において、検査・監督の品質管理の一環として、専門家による金融機関へのヒアリング等を通じた外部評価を実施することとしている。2021 事務年度は、「マネロン検査に係る意見、負担感、納得感等」をテーマとして実施した。

## 「意見申出制度」について

### 目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、平成30年7月以降、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大しております。

本制度は、モニタリング職員と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

### 対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

### 対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

### 意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として14日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

### 意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総合政策局総括審議官宛に提出してください。

なお、主任検査官等又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができます。

ます。

### **意見相違項目の審理**

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

### **審理結果の通知**

申出項目の審理結果は、書面（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものを含む）により通知します。

### **意見申出様式**

（別紙１） 意見申出書（PDF版）（WORD版）

（別紙２） モニタリング金融機関と検査官（モニタリング職員）との認識の相違点（PDF版）（WORD版）

### **お問い合わせ先**

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係  
Tel 03-3506-6000(代表)

(別紙2)

意見申出実績（検査実施日ベース）

○ 申出機関数

(2022年6月末現在)

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999～2018 事務年度	23	12	2	5	2	44
2019 事務年度	0	0	0	0	0	0
2020 事務年度	0	0	0	0	0	0
2021 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	12	2	5	2	44



## 第11節 金融モニタリング情報の収集について

### I 概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、金融機関の商品説明、融資関連、保険契約内容変更・解約手続き、保険金等支払、苦情対応、顧客情報漏えい、法令等遵守、リスク管理、経営管理等に関する情報を広く収集し、金融モニタリングを実施するに当たって、幅広く活用している。

### II 情報の収集状況

2021 事務年度の総収集件数は1,209 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が931 件（77.0%）、保険会社等に関する情報が209 件（17.3%）、暗号資産交換業者や貸金業者等に関する情報が69 件（5.7%）であった。

## 第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 監督指針

#### I 主要行等向けの総合的な監督指針

##### 主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2021事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

① 金融サービス仲介業の創設に係る改正（2021年7月2日）

金融サービス仲介業の創設により、金融機関の委託先の選択肢が増える等の観点から、金融サービス仲介業の関係法令等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年11月1日より適用）。

② 業務・手続におけるFAXの利用廃止に係る改正（2021年7月5日）

政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年7月5日より適用）。

③ 海外本支店を活用した業務継続計画に係る改正（2021年9月1日）

銀行が、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難となったために一時的に海外から業務を実施することを想定している場合における監督上の着眼点について、所要の改正を行ったもの（2021年9月1日より適用）。

④ 銀行法等改正に係る改正（2021年11月10日）

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年5月26日法律第46号）において、業務範囲規制や出資規制等の見直しが行われたことを踏まえ、所要の改正を行ったもの（2021年11月22日より適用）。

⑤ 個人情報の保護に関する法律等の改正に係る改正（2022年3月24日）

個人情報の保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行ったもの（2022年4月1日より適用）。

⑥ 南海トラフ地震への対応に係る改正（2022年3月31日）

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2022年3月31日より適用）。

- ⑦ 上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等に係る改正（2022年4月22日）

2021年6月に公表された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」第二次報告における提言を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令等において、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行ったもの（2022年6月22日より適用）。

## II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

### 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2021事務年度の改正内容は、上記のI 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①及び②、④～⑦（③以外）である。これに加え、以下の改正を行っている。

- ⑧ 令和3年金融機能強化法改正に係る改正（2021年7月9日）

「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」（令和3年5月26日法律第46号）の一部（金融機能強化法関係）の改正に伴い、所要の改正を行ったもの（2021年7月21日より適用）。

- ⑨ 地域銀行の監督業務の効率化及び地域金融機関における検討期間の短縮化などの観点からの改正（2021年8月20日）

地域金融機関に係る当庁権限の許認可等、「その他の付随業務」の該当性、一般的な法令等の照会等において、財務局・財務事務所が地域金融機関から事情を聴取し、意見を付して金融庁へ送付していたところ、地域銀行の監督業務の効率化及び地域金融機関における検討期間の短縮化などの観点から、これらの事前相談等の段階から地域金融機関に対し、金融庁及び財務局・財務事務所の合同でのヒアリングを実施するため、所要の改正を行ったもの（2021年8月20日より適用）。

## 第2節 預金取扱等金融機関の概況

### I 主要行等の2021年度決算概況（別紙1参照）

### II 地域銀行の2021年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2021年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、債券等関係損益の減少があったものの、資金利益及び役務取引等利益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期比20.6%（1,460億円）増益の8,542億円となった。
- ② 不良債権残高は前年同期比0.2兆円増加の5.5兆円、不良債権比率も前年同期比0.03%pt上昇の1.81%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.66%pt低下の13.41%、Tier1比率及び普通株式等Tier1比率は、いずれも前年同期比0.55%pt低下の12.93%となった。  
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.01%pt上昇の9.71%となった。

### III 再編等の状況

#### 1. 銀行業の免許（別紙3参照）

#### 2. 主要行等の再編等

2021年7月以降、主要行等における再編等が行われていない。

#### 3. 地域銀行の再編等（別紙4～8参照）

2021年7月以降に行われた地域銀行における再編等は、以下のとおりである。

#### 株式会社福井銀行、株式会社福邦銀行

（内容）2021年10月1日に株式会社福井銀行による株式会社福邦銀行の子会社化

#### 株式会社北國銀行

（内容）2021年10月1日に銀行を子会社とする持株会社を設立  
設立後の名称：株式会社北國フィナンシャルホールディングス

#### 株式会社十六銀行

（内容）2021年10月1日に銀行を子会社とする持株会社を設立  
設立後の名称：株式会社十六フィナンシャルグループ

#### 株式会社沖縄銀行

(内容) 2021年10月1日に銀行を子会社とする持株会社を設立  
設立後の名称：株式会社おきなわフィナンシャルグループ

#### 株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行

(内容) 2022年4月1日に銀行を子会社とする持株会社を設立  
設立後の名称：株式会社プロクレアホールディングス

#### 4. 外国銀行の参入

2021年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した(2022年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は57行)。

銀行名	免許付与日	営業開始日
ゴールドマン・サックス・バンク USA (米国) 東京支店	2021年7月7日	2021年9月1日
クリアストリーム・バンキング・エス・エー (ルクセンブルク) 日本支店	2022年1月14日	2022年1月28日

#### 5. 外国銀行の退出

2021年7月以降、銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

### IV 不良債権処理等の推移

#### 1. 不良債権の概念

##### 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

なお、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つに銀行法等におい

て開示が求められていたリスク管理債権があるが、開示項目の簡潔化・明確化等の観点から、2022年3月31日の銀行法施行規則等の改正により、金融再生法開示債権との一本化が適用された。

## 2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙9～15参照）

### 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位：%、兆円	2002年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期
不良債権比率	8.4	1.1	1.2	1.2	1.3
総与信	512.1	643.9	650.1	648.9	672.4
金融再生法開示債権	43.2	7.4	7.9	8.0	8.9
破産更生債権	7.4	1.3	1.3	1.2	1.2
危険債権	19.3	4.3	4.6	4.7	5.7
要管理債権	16.5	1.8	2.0	2.1	2.0
正常債権	468.9	636.5	642.1	640.9	663.5

## 3. 不良債権問題への取組み（別紙16～17参照）

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

（注1）さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心

的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

## V 預金保険料率の変更

預金保険料率については、「2021年度末に5兆円程度」とする責任準備金の積立目標が達成される見込みであることから、2022年度以降の新たな責任準備金の積立目標やその達成時期等について、預金保険料の中長期的な観点を踏まえて検討するため、2021年7月30日、預金保険機構内に改めて「預金保険料率に関する検討会」が設置された。同検討会は、2022年2月10日、報告書「今後の責任準備金及び預金保険料率に関する考え方等について」を取りまとめ、公表した。同報告書においては、諸外国の状況も踏まえ、責任準備金の積立目標を金額ベースから付保預金比率（付保預金に対する責任準備金の比率）に移行し、今後2031年度までの10年間で付保預金比率0.7%の達成を目指すこと等とされた。

これを踏まえ、2022年度の預金保険料率については、預金保険機構の運営委員会において、実効料率は0.015%（現行比▲0.016%）にすることとし、この実効料率を基に、決済用預金と一般預金等の金額割合を踏まえて、それぞれの保険料率に割り付けた結果、決済用預金に係る保険料率を0.021%（現行比▲0.021%）、一般預金等に係る保険料率を0.014%（現行比▲0.015%）に変更することが議決された。

これを受け、預金保険機構より、決済用預金に係る保険料率を0.021%（現行比▲0.021%）、一般預金等に係る保険料率を0.014%（現行比▲0.015%）に変更する認可申請がなされ、2022年3月31日、預金保険法に基づき、これを認可した。

## 主要行等の令和4年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 令和4年3月期は、外債を中心に債券等関係損益が悪化した一方、資金利益と役務取引等利益等は増加したこと等により、当期純利益は前期比 6,007 億円（28.6%）の増益。

(単位：億円)

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期	前期比
業務粗利益	105,022	105,642	108,328	2,686
資金利益	46,743	49,618	54,392	4,774
役務取引等利益	35,521	35,266	39,182	3,916
その他業務利益	10,064	8,254	4,722	▲ 3,533
うち債券等関係損益*	7,448	1,887	▲ 3,123	▲ 5,010
経費	▲ 69,708	▲ 68,739	▲ 70,260	▲ 1,521
業務純益	35,952	37,638	38,630	993
コア業務純益*	13,534	19,947	26,165	6,218
コア業務純益*（除く投資信託解約損益）	13,229	19,692	25,232	5,540
与信関係費用**	▲ 6,830	▲ 11,789	▲ 9,761	2,028
株式等関係損益	3,046	2,407	5,101	2,694
親会社株主に帰属する当期純利益	20,697	21,016	27,023	6,007

\*債券等関係損益、コア業務純益については銀行単体ベース。\*\*与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	R2年3月末	R3年3月末	R4年3月末
貸出金（末残）***	314.7兆円	319.1兆円	328.0兆円

\*\*\*貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権残高は令和3年3月末に比べ増加、不良債権比率は上昇。

	R2年3月末	R3年3月末	R4年3月末
不良債権残高	2.1兆円	2.6兆円	3.4兆円
不良債権比率	0.59%	0.75%	0.92%

### 3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、令和3年3月末に比べ低下。

- 国内基準行の自己資本比率は、令和3年3月末に比べ上昇。

(国際統一基準行：4グループ)

(国内基準行：3グループ)

	R3年3月末	R4年3月末
総自己資本比率	16.98%	15.72%
Tier1比率	14.78%	13.87%
普通株式等Tier1比率	13.05%	12.35%

	R3年3月末	R4年3月末
自己資本比率	11.43%	11.56%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

(注3) 銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

(注4) 各グループ公表資料等より、金融庁作成（公表数値の定義はグループにより異なる場合がある）。



## 地域銀行の令和4年3月期決算の概要

### 1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 令和4年3月期の当期純利益は、債券等関係損益の減少があったものの、資金利益及び役務取引等利益の増加や、与信関係費用の減少等により、前年同期に比べ、20.6%の増益。

(単位：億円)

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期	前年同期比
業務粗利益	42,480	41,692	42,195	503
資金利益	36,172	36,473	37,438	965
役務取引等利益	5,233	5,458	6,038	580
その他業務利益	1,032	▲ 283	▲ 1,317	▲ 1,034
うち、債券等関係損益	832	▲ 854	▲ 1,893	▲ 1,039
経費	▲ 29,728	▲ 29,361	▲ 28,836	525
実質業務純益	12,751	12,330	13,359	1,029
コア業務純益	11,919	13,184	15,252	2,068
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)	11,113	12,167	14,568	2,401
与信関係費用(※)	▲ 3,583	▲ 4,472	▲ 3,217	1,255
株式等関係損益	749	2,378	1,621	▲ 757
当期純利益	6,901	7,082	8,542	1,460

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期
貸出金（末残）	277.7兆円	291.9兆円	298.8兆円

### 2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権残高は令和3年3月期に比べ増加し、不良債権比率は上昇。

	R2年3月期	R3年3月期	R4年3月期
不良債権残高	4.8兆円	5.3兆円	5.5兆円
不良債権比率	1.70%	1.78%	1.81%

### 3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率は令和3年3月期に比べ低下した一方、国内基準行の自己資本比率は、令和3年3月期に比べ上昇。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：R3年3月期 90行、R4年3月期 89行)

	R3年3月期	R4年3月期
総自己資本比率	14.07%	13.41%
Tier1比率	13.48%	12.93%
普通株式等Tier1比率	13.48%	12.93%

	R3年3月期	R4年3月期
自己資本比率	9.70%	9.71%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) R2年9月期の集計対象は103行(地方銀行64行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R3年3月期の集計対象は101行(地方銀行62行、第二地方銀行38行及び埼玉りそな銀行)

R4年3月期の集計対象は100行(地方銀行62行、第二地方銀行37行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

令和3年12月17日  
金融庁

### 銀行業の免許について

本日、株式会社U I 銀行に対し、銀行法第4条第1項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

(参考) 銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社U I 銀行
2. 本店所在地 : 東京都港区南青山三丁目10番43号
3. 資本金 : 27億2,500万円
4. 株 主 : 株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ (100%)
5. 代 表 者 : 代表取締役会長 味岡 桂三  
代表取締役社長 田中 俊和

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第一課 (内線 3717、3752)

令和3年9月17日  
金融庁

### 銀行に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社福井銀行に対して、株式会社福邦銀行を子会社とすることについて銀行法第16条の2第7項の規定に基づき認可しました。

#### お問い合わせ先

北陸財務局 Tel : 076-292-7853  
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課 (内線 3320、3366)

---

令和3年9月17日  
金融庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社北國銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社北國フィナンシャルホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社北國フィナンシャルホールディングス
2. 本店所在地 : 石川県金沢市広岡二丁目12番6号
3. 代 表 者 : 取締役社長 杖村 修司  
取締役 浜崎 英明  
取締役 中村 和哉
4. 資 本 金 : 100億円
5. 役職員数(予定) : 111名
6. 設立予定日 : 令和3年10月1日

### お問い合わせ先

北陸財務局 Tel : 076-292-7853  
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課 (内線 3366)

令和3年9月17日  
金融庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社十六銀行に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社十六フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社十六フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 岐阜県岐阜市神田町八丁目26番地
3. 代 表 者 : 取締役会長 村瀬 幸雄  
取締役社長 池田 直樹
4. 資 本 金 : 360億円
5. 役職員数(予定) : 141名
6. 設立予定日 : 令和3年10月1日

### お問い合わせ先

東海財務局 Tel : 052-951-2493  
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課 (内線 3367)

令和 3 年 9 月 17 日  
金融庁

## 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社沖縄銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社おきなわフィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

### (参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社おきなわフィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 沖縄県那覇市久茂地三丁目 10 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 玉城 義昭  
代表取締役社長 山城 正保
4. 資 本 金 : 200 億円
5. 役職員数 (予定) : 177 名
6. 設立予定日 : 令和 3 年 10 月 1 日

### お問い合わせ先

沖縄総合事務局 Tel : 098-866-0095  
財務部金監督課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課 (内線 3393)

令和 4 年 3 月 23 日  
金融庁

### 銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社青森銀行及び株式会社みちのく銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社プロクレアホールディングス」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社プロクレアホールディングス
2. 本店所在地 : 青森県青森市勝田一丁目 3 番 1 号
3. 代 表 者 : 代表取締役社長 成田 晋  
代表取締役副社長 藤澤 貴之
4. 資 本 金 : 200 億円
5. 役職員数 (予定) : 207 名
6. 設立予定日 : 令和 4 年 4 月 1 日

#### お問い合わせ先

東北財務局 Tel : 022-263-1111 (代表)  
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)  
監督局銀行第二課 (内線 3367)

---

令和4年8月26日  
 金融庁

## 令和4年3月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

### 1. 金融再生法開示債権の状況

令和4年3月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は8.9兆円であり、令和3年3月期の7.9兆円と比べ1.0兆円の増加となっています。

（参考）令和4年3月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+1.0
うち 要管理債権	▲0.0
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.7
危険債権以下からの上方遷移	+0.0
(債務者の業況改善+0.0 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.7)
[減少要因] 正常債権化	▲0.4
(債務者の業況改善▲0.3 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.8
返済等 (*)	+0.4
	(減少要因計 ▲0.8)
うち 危険債権以下	+1.0
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.7
要管理債権からの下方遷移	+0.8
	(増加要因計 +2.5)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲1.5
(債権流動化等▲1.1、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.4)	
	(減少要因計 ▲1.5)

\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注1）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

### 2. 個別貸倒引当金の状況

令和4年3月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は2.4兆円であり、令和3年3月期の1.7兆円と比べ0.7兆円の増加となっています。

### 3. 不良債権処分損の状況

令和4年3月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、令和3年3月期と同様、1.2兆円の損失となっています。

（注2）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

（注3）これまで表6として公表していた「リスク管理債権額等の推移」に関しては、令和4年3月31日より適用された金融再生法開示債権とリスク管理債権の一本化（「リスク管理債権」の区分等を「再生法開示債権」の区分等に合わせる事となったもの）に伴い、公表しないこととします。



また、上記に伴いこれまで表7として公表していた「自己査定による債務者区分の推移」を表6として公表することとします。

#### お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）  
監督局総務課監督調査室  
（内線 3313、3889）

- （表1）金融再生法開示債権等の推移  
（Excel：66KB）（PDF：295KB）
- （表2）全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因  
（Excel：33KB）（PDF：95KB）
- （表3）金融再生法開示債権の保全状況の推移  
（Excel：43KB）（PDF：144KB）
- （表4）担保不動産の評価額（処分可能見込額）と売却実績額の推移  
（Excel：29KB）（PDF：74KB）
- （表5）不良債権処分損等の推移（全国銀行）  
（Excel：34KB）（PDF：89KB）
- （表6）自己査定による債務者区分の推移  
（Excel：35KB）（PDF：108KB）

※さらに過去のデータをご覧になりたい場合は[こちらへ](#)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙10)

		2012年9月期	2013年3月期	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期	
都銀・ 旧長債銀 債権	総与債(億円)	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	3,368,850	3,477,410	3,515,960	3,537,710	3,500,920	3,690,700	
	金融再生法開示債権(億円)	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	20,470	20,550	23,490	26,430	25,440	34,000	
	破産更生等債権(億円)	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,670	2,570	2,830	4,080	3,540	2,780	2,610	
	危険債権(億円)	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	12,300	11,400	12,170	13,510	12,660	22,010	
	要管理債権(億円)	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	5,610	6,330	7,250	9,380	10,000	9,370	
	正常債権(億円)	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	3,348,380	3,456,850	3,492,460	3,511,280	3,475,490	3,656,710	
	不良債権比率(%)	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	
	不良債権処分額(兆円)	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	▲0.0	0.3	0.3	0.7	▲0.0	0.8
	実質業務純益(兆円)	1.8	3.3	1.5	2.9	1.6	3.2	1.6	3.0	1.6	2.6	1.1	2.1	1.1	1.8	1.2	2.1	1.3	2.2	1.2	2.3	
	(9) 都市 銀行	総与債(億円)	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290	2,911,490	3,015,440	3,055,260	3,074,990	3,044,110	3,227,780
金融再生法開示債権(億円)		42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	18,940	19,150	21,720	24,600	23,790	31,290	
破産更生等債権(億円)		4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	2,400	2,660	3,790	3,250	2,580	2,400	
危険債権(億円)		24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	11,320	10,610	11,230	12,540	11,780	20,250	
要管理債権(億円)		13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	5,210	5,880	6,700	8,810	9,430	8,640	
正常債権(億円)		2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	2,892,550	2,996,290	3,033,530	3,050,390	3,020,320	3,196,490	
不良債権比率(%)		1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	1.0	
不良債権処分額(兆円)		0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	▲0.0	0.3	0.3	0.7	▲0.0	0.8	
実質業務純益(兆円)		1.5	2.8	1.2	2.4	1.3	2.6	1.3	2.4	1.3	2.1	0.9	1.6	0.8	1.3	0.9	1.6	1.0	1.7	0.9	1.8	
(4) 超長期 借入金		総与債(億円)	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310	79,300	81,460	80,850	82,590	83,980	86,810
	金融再生法開示債権(億円)	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	390	460	580	600	510	570	
	破産更生等債権(億円)	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	30	20	20	20	60	70	70	70	30	40	
	危険債権(億円)	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	310	340	410	440	390	460	
	要管理債権(億円)	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	50	30	30	50	100	90	90	70	
	正常債権(億円)	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	78,910	80,990	80,270	81,990	83,470	86,240	
	不良債権比率(%)	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.5	0.6	0.7	0.7	0.6	0.7	
	不良債権処分額(兆円)	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	0.0	
	実質業務純益(兆円)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	
	(2) 信託 銀行	総与債(億円)	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670	378,060	380,520	379,850	380,130	372,830	376,120
金融再生法開示債権(億円)		3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	1,140	940	1,190	1,230	1,130	2,140	
破産更生等債権(億円)		660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120	110	100	220	220	170	170	
危険債権(億円)		1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	380	360	640	670	450	530	530	480	1,310	
要管理債権(億円)		1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220	370	390	440	480	480	670	
正常債権(億円)		364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700	376,920	379,570	378,660	378,910	371,690	373,980	
不良債権比率(%)		1.0	1.1	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.6	
不良債権処分額(兆円)		0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	0.0	
実質業務純益(兆円)		0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.5	0.2	0.5	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.2	0.4	0.3	0.5	
主要行		総与債(億円)	2,623,850	2,794,260	2,837,260	2,947,940	3,013,410	3,128,200	3,155,330	3,176,770	3,109,110	3,242,400	3,249,740	3,236,480	3,318,980	3,312,970	3,289,560	3,395,960	3,435,110	3,455,120	3,416,940	3,603,900
	金融再生法開示債権(億円)	45,720	47,480	41,530	37,710	33,470	34,160	31,130	30,910	28,370	28,760	24,090	21,750	18,120	19,370	20,080	20,090	22,920	25,830	24,930	33,430	
	破産更生等債権(億円)	4,810	5,180	4,530	3,250	2,900	2,840	3,820	3,850	3,650	3,650	3,630	3,100	2,930	2,650	2,510	2,760	4,010	3,470	2,750	2,570	
	危険債権(億円)	26,220	26,370	22,960	21,730	19,150	17,550	15,670	17,480	12,860	13,170	11,800	10,460	10,110	12,020	11,990	11,060	11,760	13,070	12,270	21,560	
	要管理債権(億円)	14,690	15,930	14,030	12,740	11,430	13,770	11,630	9,590	11,860	11,940	8,670	8,190	5,070	4,700	5,580	6,270	7,150	9,290	9,910	9,300	
	正常債権(億円)	2,578,140	2,746,780	2,795,730	2,910,220	2,979,940	3,094,040	3,124,210	3,145,860	3,080,750	3,213,640	3,225,650	3,214,730	3,300,860	3,293,590	3,269,480	3,375,860	3,412,190	3,429,300	3,392,010	3,570,460	
	不良債権比率(%)	1.7	1.7	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.9	
	不良債権処分額(兆円)	0.0	0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲0.0	▲0.0	0.2	▲0.0	0.2	▲0.2	▲0.2	▲0.3	▲0.1	▲0.0	0.3	0.3	0.7	▲0.0	0.8	
	実質業務純益(兆円)	1.7	3.2	1.4	2.8	1.6	3.1	1.5	2.9	1.5	2.5	1.1	2.0	1.1	1.7	1.2	2.0	1.2	2.1	1.2	2.2	

		2012年9月期	2013年3月期	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期
地域銀行	総与信(億円)	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410	2,764,330	2,818,700	2,922,880	2,962,900	2,988,090	3,033,700
	金融再生法開示債権(億円)	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	46,550	47,640	47,680	47,920	50,540	52,790	54,350	54,930
	破産更生等債権(億円)	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250	9,670	9,410	9,000	8,990	9,180	9,240
	危険債権(億円)	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480	28,620	28,420	30,510	32,690	34,210	35,050
	要管理債権(億円)	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920	9,390	10,090	11,030	11,110	10,950	10,630
	正常債権(億円)	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100	2,685,770	2,716,650	2,770,780	2,872,340	2,910,090	2,933,750	2,978,770
	不良債権比率(%)	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8
	不良債権処分損(兆円)	0.1	0.4	0.1	0.2	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.4	0.2	0.4	0.1	0.3
	実質業務純益(兆円)	0.9	1.7	0.9	1.7	0.8	1.6	0.8	1.6	0.9	1.3	0.7	1.2	0.6	1.2	0.7	1.3	0.6	1.2	0.7	1.3
	(100) 地方銀行	総与信(億円)	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090	2,200,710	2,241,630	2,318,050	2,345,310	2,380,090
金融再生法開示債権(億円)		50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840	37,670	37,500	39,780	41,450	42,890	43,020
破産更生等債権(億円)		9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900	7,440	7,180	6,810	6,760	6,920	6,970
危険債権(億円)		31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360	22,010	21,570	23,420	25,060	26,540	27,020
要管理債権(億円)		9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580	8,220	8,760	9,550	9,630	9,430	9,030
正常債権(億円)		1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250	2,163,040	2,204,130	2,278,270	2,303,860	2,337,200	2,375,750
不良債権比率(%)		3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.8	1.8	
不良債権処分損(兆円)		0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1	▲0.0	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3
実質業務純益(兆円)		0.7	1.3	0.6	1.2	0.6	1.3	0.7	1.3	0.6	1.0	0.5	1.0	0.5	1.0	0.6	1.1	0.5	1.0	0.6	1.1
(62) 第二地方銀行		総与信(億円)	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240	489,170	500,110	522,900	534,520	524,330
	金融再生法開示債権(億円)	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810	9,120	9,480	9,870	10,450	10,570	10,980
	破産更生等債権(億円)	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,030	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,180	2,070	2,080	2,030	2,090	2,110	2,120
	危険債権(億円)	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490	6,010	6,260	6,570	7,080	7,140	7,470
	要管理債権(億円)	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140	1,040	1,140	1,270	1,280	1,320	1,390
	正常債権(億円)	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430	480,040	490,630	513,030	524,070	513,770	519,550
	不良債権比率(%)	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1
	不良債権処分損(兆円)	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	▲0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
	実質業務純益(兆円)	0.2	0.3	0.2	0.4	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
	(37) 全国銀行	総与信(億円)	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690	6,133,190	6,296,110	6,438,840	6,500,610	6,489,010
金融再生法開示債権(億円)		118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270	68,150	68,480	74,030	79,220	79,780	88,920
破産更生等債権(億円)		19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	11,740	11,040	11,350	11,930	12,230	12,240	13,080	12,530	11,960	11,860
危険債権(億円)		72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130	42,100	40,130	40,020	41,700	40,910	39,820	42,680	46,200	46,870	57,060
要管理債権(億円)		26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130	16,610	15,790	13,460	13,650	15,010	16,420	18,270	20,490	20,950	20,000
正常債権(億円)		4,758,260	4,969,690	5,036,300	5,200,170	5,304,080	5,476,040	5,537,140	5,612,990	5,686,780	5,780,570	5,836,670	5,886,000	6,012,670	6,057,410	6,065,030	6,227,630	6,364,800	6,421,370	6,409,240	6,635,480
不良債権比率(%)		2.4	2.3	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
不良債権処分損(兆円)		0.2	0.6	▲0.1	▲0.1	▲0.3	0.1	▲0.0	0.3	0.0	0.3	▲0.2	▲0.1	▲0.1	0.3	0.1	0.7	0.4	1.2	0.1	1.2
実質業務純益(兆円)		2.7	5.0	2.3	4.6	2.4	4.8	2.4	4.6	2.3	3.8	1.8	3.3	1.8	3.0	1.9	3.4	1.9	3.4	1.9	3.6

	2012年9月期	2013年3月期	2013年9月期	2014年3月期	2014年9月期	2015年3月期	2015年9月期	2016年3月期	2016年9月期	2017年3月期	2017年9月期	2018年3月期	2018年9月期	2019年3月期	2019年9月期	2020年3月期	2020年9月期	2021年3月期	2021年9月期	2022年3月期
協同組織 金融機関	総与信(億円)	916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		1,144,500		1,212,130		1,208,520
	金融再生法開示債権(億円)	53,720		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680		34,780		36,220		37,570
	破産更生等債権(億円)	14,330		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570		8,310		7,650		7,490
	危険債権(億円)	34,380		33,140		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770		23,180		25,170		26,880
	要管理債権(億円)	5,000		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340		3,290		3,400		3,200
	正常債権(億円)	862,520		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180		1,109,660		1,175,850		1,170,890
	不良債権比率(%)	5.9		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2		3.0		3.0		3.1
	不良債権処分損(兆円)	0.3		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.2		0.3		0.2
(415)	実質業務純益(兆円)	1.0		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5		0.8		0.7		0.7
信用 金庫	総与信(億円)	697,260		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340		817,820		874,350		870,910
	金融再生法開示債権(億円)	44,330		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660		28,880		30,240		31,680
	破産更生等債権(億円)	10,770		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580		6,410		6,010		5,850
	危険債権(億円)	29,730		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610		20,070		21,770		23,480
	要管理債権(億円)	3,830		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480		2,400		2,470		2,350
	正常債権(億円)	652,890		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640		788,910		844,080		839,200
	不良債権比率(%)	6.4		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7		3.5		3.5		3.6
(255)	実質業務純益(兆円)																			
信用 組合	総与信(億円)	99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730		159,080		171,620		174,280
	金融再生法開示債権(億円)	8,360		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230		5,080		5,140		5,050
	破産更生等債権(億円)	3,340		2,990		2,630		2,400		2,220		2,060		1,740		1,650		1,380		1,370
	危険債権(億円)	3,940		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670		2,580		2,860		2,860
	要管理債権(億円)	1,080		1,040		1,050		970		920		880		820		850		910		820
	正常債権(億円)	91,240		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470		153,970		166,460		169,210
	不良債権比率(%)	8.4		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4		3.2		3.0		2.9
(146)	実質業務純益(兆円)																			
預金取扱 金融機関	総与信(億円)	6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620		7,440,610		7,712,740		7,932,920
	金融再生法開示債権(億円)	172,740		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950		103,260		115,440		126,490
	破産更生等債権(億円)	32,820		27,710		24,310		23,370		21,760		20,130		20,500		20,550		20,180		19,350
	危険債権(億円)	107,130		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470		63,000		71,370		83,940
	要管理債権(億円)	32,800		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990		19,710		23,890		23,200
	正常債権(億円)	5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590		7,337,290		7,597,220		7,806,370
	不良債権比率(%)	2.9		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4		1.4		1.5		1.6
	不良債権処分損(兆円)	0.9		0.2		0.2		0.4		0.4		▲0.1		0.4		0.8		1.5		1.3
(524)	実質業務純益(兆円)	6.0		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6		4.2		4.2		4.3

- (注) 1. 計数は、不良債権処分損及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
2. ( )内は2022年3月期時点の対象金融機関数。  
3. 旧長信銀の計数は、新生銀行及びあおぞら銀行を含む。  
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
5. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。  
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。  
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分損及び実質業務純益については、信農連等を含む。  
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式保有専門会社の計数を含む。  
9. 不良債権処分損及び実質業務純益については9月期(網掛け)は半期の、3月期は通期の計数。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙11)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
金融再生法開示債権	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 1.1	+ 1.0
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.4	▲ 0.0
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.6	+ 0.9	+ 0.7
危険債権以下からの上方遷移	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.3	▲ 0.4
債務者の業況改善	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.3
再建計画の策定等	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.8
返済等(**)	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0	▲ 0.1	+ 0.0	+ 0.4
うち危険債権以下	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2	▲ 0.2	+ 0.7	+ 1.0
〔増減要因〕債務者の業況悪化等	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5	+ 1.1	+ 1.7	+ 1.7
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.8
オフバランス化等(**)	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.2	▲ 1.5

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したもの。

2. 2022年3月期時点の対象金融機関数は109行。

3. 都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

\* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

\*\* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙12)

主要行(7行)

(単位:兆円、%)

		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
これらに準ずる債権	債権額	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
	保全額	0.5 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.4 (100.0)	0.4 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)	0.3 (100.0)
	担保・保証等	0.5 ( 90.6)	0.3 ( 94.4)	0.3 ( 94.4)	0.3 ( 80.6)	0.3 ( 85.4)	0.3 ( 93.6)	0.2 ( 90.5)	0.3 ( 91.8)	0.3 ( 85.8)	0.2 ( 88.9)
	引当	0.0 ( 9.4)	0.0 ( 5.6)	0.0 ( 5.6)	0.1 ( 19.4)	0.1 ( 14.6)	0.0 ( 6.4)	0.0 ( 9.5)	0.0 ( 8.2)	0.0 ( 14.2)	0.0 ( 11.1)
危険債権	債権額	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	1.1	1.3	2.2
	保全額	2.2 ( 82.9)	1.8 ( 83.7)	1.5 ( 85.5)	1.5 ( 85.0)	1.1 ( 82.9)	0.9 ( 82.6)	1.0 ( 81.3)	0.9 ( 82.9)	1.1 ( 82.4)	1.8 ( 82.9)
	担保・保証等	1.4 ( 54.1)	1.2 ( 54.9)	1.0 ( 57.2)	0.9 ( 50.5)	0.7 ( 55.6)	0.6 ( 54.8)	0.6 ( 47.2)	0.6 ( 51.4)	0.7 ( 50.3)	0.7 ( 34.2)
	引当	0.8 ( 28.9)	0.6 ( 28.8)	0.5 ( 28.3)	0.6 ( 34.5)	0.4 ( 27.3)	0.3 ( 27.8)	0.4 ( 34.2)	0.3 ( 31.4)	0.4 ( 32.1)	1.1 ( 48.7)
要管理債権	債権額	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9
	保全額	1.1 ( 71.1)	0.9 ( 67.6)	0.9 ( 65.2)	0.7 ( 69.4)	0.8 ( 69.9)	0.5 ( 66.1)	0.3 ( 61.8)	0.3 ( 55.0)	0.5 ( 56.8)	0.5 ( 49.8)
	担保・保証等	0.8 ( 48.0)	0.6 ( 46.7)	0.5 ( 39.8)	0.4 ( 45.9)	0.5 ( 39.3)	0.3 ( 37.4)	0.2 ( 42.5)	0.2 ( 34.0)	0.3 ( 36.6)	0.3 ( 28.3)
	引当	0.4 ( 23.2)	0.3 ( 20.9)	0.3 ( 25.4)	0.2 ( 23.9)	0.4 ( 30.6)	0.2 ( 28.7)	0.1 ( 19.3)	0.1 ( 21.0)	0.2 ( 20.2)	0.2 ( 21.5)
合計	債権額	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	2.0	2.6	3.3
	保全額	3.8 ( 80.8)	3.0 ( 79.7)	2.7 ( 78.5)	2.5 ( 82.1)	2.3 ( 79.6)	1.7 ( 78.9)	1.6 ( 79.2)	1.5 ( 76.5)	2.0 ( 75.5)	2.5 ( 75.0)
	担保・保証等	2.7 ( 56.0)	2.1 ( 55.5)	1.8 ( 53.3)	1.6 ( 52.8)	1.5 ( 52.6)	1.2 ( 53.7)	1.0 ( 52.0)	1.0 ( 51.5)	1.3 ( 50.1)	1.2 ( 36.7)
	引当	1.2 ( 24.8)	0.9 ( 24.1)	0.9 ( 25.2)	0.9 ( 29.3)	0.8 ( 27.0)	0.6 ( 25.1)	0.5 ( 27.2)	0.5 ( 25.0)	0.7 ( 25.4)	1.3 ( 38.3)

地域銀行(100行)

		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
これらに準ずる債権及び破産更生債権	債権額	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
	保全額	1.3 (100.0)	1.1 (100.0)	1.0 (100.0)	0.9 (100.0)	0.8 (100.0)	0.8 ( 99.9)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)	0.9 (100.0)
	担保・保証等	0.8 ( 60.1)	0.7 ( 59.2)	0.6 ( 60.8)	0.5 ( 60.5)	0.5 ( 61.3)	0.5 ( 62.0)	0.5 ( 56.8)	0.5 ( 55.9)	0.5 ( 53.3)	0.5 ( 53.2)
	引当	0.5 ( 39.8)	0.5 ( 40.8)	0.4 ( 39.2)	0.3 ( 39.5)	0.3 ( 38.7)	0.3 ( 37.9)	0.4 ( 43.2)	0.4 ( 44.1)	0.4 ( 46.7)	0.4 ( 46.7)
危険債権	債権額	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	3.5
	保全額	3.7 ( 85.2)	3.4 ( 85.8)	3.2 ( 85.6)	2.9 ( 85.8)	2.7 ( 85.2)	2.5 ( 84.6)	2.5 ( 84.5)	2.4 ( 82.9)	2.7 ( 83.3)	3.0 ( 84.5)
	担保・保証等	2.8 ( 64.7)	2.6 ( 65.4)	2.4 ( 64.8)	2.2 ( 64.2)	2.0 ( 63.4)	1.9 ( 62.7)	1.8 ( 61.5)	1.7 ( 60.7)	2.0 ( 59.8)	2.2 ( 62.2)
	引当	0.9 ( 20.5)	0.8 ( 20.3)	0.8 ( 20.8)	0.7 ( 21.5)	0.7 ( 21.8)	0.6 ( 21.9)	0.7 ( 23.0)	0.6 ( 22.2)	0.8 ( 23.5)	0.8 ( 22.3)
要管理債権	債権額	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
	保全額	0.6 ( 54.6)	0.6 ( 54.4)	0.5 ( 54.2)	0.5 ( 53.4)	0.4 ( 52.6)	0.4 ( 51.6)	0.5 ( 51.2)	0.5 ( 51.5)	0.5 ( 49.2)	0.5 ( 48.9)
	担保・保証等	0.5 ( 39.1)	0.4 ( 38.5)	0.4 ( 39.0)	0.3 ( 38.3)	0.3 ( 38.0)	0.3 ( 37.9)	0.3 ( 34.5)	0.3 ( 34.1)	0.4 ( 33.4)	0.4 ( 33.5)
	引当	0.2 ( 15.5)	0.2 ( 15.9)	0.2 ( 15.1)	0.1 ( 15.2)	0.1 ( 14.6)	0.1 ( 13.7)	0.1 ( 16.6)	0.2 ( 17.4)	0.2 ( 15.8)	0.2 ( 15.4)
合計	債権額	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	5.5
	保全額	5.6 ( 82.8)	5.1 ( 82.7)	4.6 ( 82.4)	4.3 ( 82.5)	4.0 ( 82.2)	3.7 ( 81.8)	3.9 ( 81.3)	3.8 ( 79.6)	4.2 ( 79.0)	4.4 ( 80.2)
	担保・保証等	4.0 ( 59.4)	3.7 ( 59.5)	3.4 ( 59.4)	3.1 ( 59.1)	2.8 ( 58.8)	2.6 ( 58.4)	2.6 ( 55.5)	2.6 ( 54.1)	2.8 ( 53.2)	3.0 ( 55.1)
	引当	1.6 ( 23.3)	1.4 ( 23.2)	1.3 ( 22.9)	1.2 ( 23.5)	1.1 ( 23.5)	1.1 ( 23.4)	1.2 ( 25.7)	1.2 ( 25.5)	1.4 ( 25.8)	1.4 ( 25.1)

全国銀行(109行)

		2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
これらに準ずる債権	債権額	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
	保全額	1.8 (100.0)	1.5 (100.0)	1.2 (100.0)	1.3 (100.0)	1.2 (100.0)	1.1 ( 99.9)	1.2 (100.0)	1.2 (100.0)	1.3 (100.0)	1.2 (100.0)
	担保・保証等	1.3 ( 69.7)	1.0 ( 67.5)	0.9 ( 68.6)	0.9 ( 66.7)	0.8 ( 68.7)	0.8 ( 70.9)	0.8 ( 64.4)	0.8 ( 64.2)	0.8 ( 62.5)	0.7 ( 61.2)
	引当	0.6 ( 30.3)	0.5 ( 32.5)	0.4 ( 31.4)	0.4 ( 33.3)	0.4 ( 31.3)	0.3 ( 29.1)	0.4 ( 35.6)	0.4 ( 35.8)	0.5 ( 37.5)	0.5 ( 38.8)
危険債権	債権額	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6	5.7
	保全額	6.2 ( 84.8)	5.4 ( 85.4)	4.7 ( 85.7)	4.5 ( 85.6)	3.8 ( 84.5)	3.4 ( 84.1)	3.5 ( 83.6)	3.3 ( 83.0)	3.8 ( 83.2)	4.8 ( 84.0)
	担保・保証等	4.4 ( 60.6)	3.9 ( 61.6)	3.4 ( 62.2)	3.1 ( 59.7)	2.8 ( 61.1)	2.4 ( 60.6)	2.4 ( 57.3)	2.3 ( 57.9)	2.6 ( 57.0)	2.9 ( 51.4)
	引当	1.8 ( 24.1)	1.5 ( 23.8)	1.3 ( 23.5)	1.4 ( 25.9)	1.1 ( 23.4)	0.9 ( 23.5)	1.1 ( 26.3)	1.0 ( 25.1)	1.2 ( 26.2)	1.9 ( 32.5)
要管理債権	債権額	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0	2.0
	保全額	1.8 ( 64.3)	1.5 ( 61.6)	1.4 ( 60.6)	1.2 ( 61.6)	1.3 ( 62.9)	0.9 ( 59.2)	0.7 ( 54.9)	0.9 ( 52.8)	1.1 ( 52.7)	1.0 ( 49.4)
	担保・保証等	1.2 ( 44.2)	1.0 ( 42.7)	0.9 ( 39.5)	0.8 ( 42.1)	0.8 ( 38.8)	0.6 ( 37.6)	0.5 ( 37.3)	0.6 ( 34.0)	0.7 ( 34.9)	0.6 ( 31.1)
	引当	0.6 ( 20.1)	0.5 ( 18.8)	0.5 ( 21.1)	0.4 ( 19.7)	0.5 ( 24.1)	0.3 ( 21.5)	0.2 ( 17.5)	0.3 ( 18.9)	0.4 ( 17.8)	0.4 ( 18.3)
合計	債権額	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.8	7.9	8.9
	保全額	9.8 ( 82.3)	8.4 ( 81.8)	7.4 ( 81.0)	6.9 ( 82.5)	6.3 ( 81.2)	5.4 ( 80.8)	5.4 ( 80.7)	5.4 ( 78.8)	6.2 ( 78.0)	7.0 ( 78.3)
	担保・保証等	6.9 ( 58.2)	5.9 ( 58.0)	5.2 ( 57.1)	4.8 ( 56.8)	4.4 ( 56.5)	3.8 ( 56.9)	3.7 ( 54.5)	3.6 ( 53.3)	4.1 ( 52.1)	4.3 ( 48.1)
	引当	2.9 ( 24.2)	2.4 ( 23.9)	2.2 ( 24.0)	2.1 ( 25.6)	1.9 ( 24.8)	1.6 ( 23.9)	1.8 ( 26.2)	1.7 ( 25.5)	2.0 ( 25.8)	2.7 ( 30.2)

- (注) 1. ( )内の計数は保全率。  
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。  
 3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。  
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。  
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。  
 7. ( )内は2022年3月期時点の対象金融機関数。



(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移  
(アンケートによる全数調査)

(別紙13)

主要行(7行)

(単位: 億円、四捨五入)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
実際の売却額 [A]	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533	508	477	406
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361	300	289	224
A-B	484	350	484	404	364	254	173	208	188	182
A/B (%)	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9	169.3	165.2	181.2

地域銀行(100行)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
実際の売却額 [A]	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336	1,530	1,402	1,416
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721	828	801	802
A-B	793	916	906	1,039	898	799	615	702	602	613
A/B (%)	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2	184.8	175.2	176.5

全国銀行(109行)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
実際の売却額 [A]	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869	2,065	1,891	1,856
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082	1,149	1,097	1,052
A-B	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787	916	794	804
A/B (%)	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8	179.7	172.4	176.4

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。  
 2. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。  
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。  
 4. ( )内は2022年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙14)

(単位: 億円、四捨五入)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
不良債権処分損	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲ 1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)	6,782 (3,206)	11,826 (7,364)	11,501 (8,278)
貸倒引当金繰入額	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)	▲ 1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲ 2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)	5,003 (2,310)	9,841 (6,010)	10,305 (7,653)
直接償却等	2,768 (1,591)	1,665 (761)	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)	1,705 (931)	1,815 (1,283)	984 (437)
貸出金償却	2,340 (1,437)	1,375 (680)	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)	1,306 (689)	1,277 (899)	690 (295)
バルクセール による売却損等	428 (154)	290 (81)	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)	399 (241)	538 (385)	294 (142)
その他	136 (34)	▲ 86 (▲172)	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲ 487 (▲574)	74 (▲35)	170 (71)	213 (188)
不良債権処分損の累計 (1992年度以降)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)	1,069,626 (815,367)	1,081,452 (822,730)	1,092,953 (831,009)
直接償却等の累計 (1992年度以降)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)	516,940 (445,868)	518,755 (447,152)	519,738 (447,589)
貸倒引当金残高	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,300 (12,480)	28,070 (10,690)	30,300 (12,250)	37,520 (17,330)	44,740 (24,000)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,280)	15,460 (4,540)	14,630 (4,010)	17,030 (5,030)	24,110 (11,790)

(注) 1. ( )内の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む)・信託を集計。

2. 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

3. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。

4. バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。

5. 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。

(表6) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙15)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2	329.1	332.3	347.1
要注意先	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8	6.3	9.0	8.9
(要管理債権)	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	0.6	0.9	0.9
破綻懸念先	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2	1.1	1.3	2.2
破綻先・実質破綻先	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9	2.0	2.6	3.3

地域銀行(100行)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6	231.2	239.3	246.2
要注意先	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6	23.5	27.8	27.6
(要管理債権)	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1
破綻懸念先	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	2.8	3.3	3.5
破綻先・実質破綻先	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9
要管理～破綻先の合計	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8	4.8	5.3	5.5

全国銀行(109行)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1	567.7	579.1	601.2
要注意先	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8	30.3	37.3	36.9
(要管理債権)	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4	1.6	2.0	2.0
破綻懸念先	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2	4.0	4.6	5.7
破綻先・実質破綻先	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2	1.2	1.3	1.2
要管理～破綻先の合計	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7	6.9	7.9	8.9

預金取扱金融機関(558機関)

(単位:兆円)

	2013年3月期	2014年3月期	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
正常先	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	667.4	685.1	701.9	725.6
要注意先	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.6	47.7	59.9	60.1
(要管理債権)	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7	2.0	2.4	2.4
破綻懸念先	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.7	6.5	7.4	8.7
破綻先・実質破綻先	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
要管理～破綻先の合計	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.6	10.6	11.9	13.0

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、埼玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(新生銀行及びあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式会社保有専門子会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信農連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信農連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

8. ( )内は2022年3月期時点の対象金融機関数。

# 金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生	← 不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進	← 雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施

## 《1. 新しい金融システムの枠組み》

- (1) 安心できる金融システムの構築
  - 国民のための金融行政
  - 決済機能の安定確保
  - モニタリング体制の整備
- (2) 中小企業貸出に対する十分な配慮
  - 中小企業貸出に関する担い手の拡充
  - 中小企業再生をサポートする仕組みの整備
  - 中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出
  - 中小企業の実態を反映した検査の確保
  - 中小企業金融に関するモニタリング体制の整備
    - 貸し渋り・貸し剥がしホットラインの設置
    - 貸し渋り・貸し剥がし検査
- (3) 平成 16 年度に向けた不良債権問題の終結
  - 政府と日銀が一体となった支援体制の整備
  - 「特別支援金融機関」における経営改革
  - 新しい公的資金制度の創設

## 《2. 新しい企業再生の枠組み》

- (1) 「特別支援」を介した企業再生
  - 貸出債権のオフバランス化推進
  - 時価の参考情報としての自己査定を活用
  - DIPファイナンスへの保証制度
- (2) RCCの一層の活用と企業再生
  - 企業再生機能の強化
  - 企業再生ファンド等との連携強化
  - 貸出債権取引市場の創設
  - 証券化機能の拡充
- (3) 企業再生のための環境整備
  - 企業再生に資する支援環境の整備
  - 過剰供給問題等への対応
  - 早期事業再生ガイドラインの策定
  - 株式の価格変動リスクへの対処
  - 一層の金融緩和の期待
- (4) 企業と産業の再生のための新たな仕組み

## 《3. 新しい金融行政の枠組み》

- (1) 資産査定に厳格化
  - 資産査定に関する基準の見直し
    - 引当に関するDCF的手法の採用
    - 引当金算定における期間の見直し
    - 再建計画や担保評価の厳正な検証 等
  - 特別検査の再実施
  - 自己査定と金融庁検査の格差公表
  - 自己査定の是正不備に対する行政処分の強化
  - 財務諸表の正確性に関する経営者による宣言
- (2) 自己資本の充実
  - 自己資本を強化するための税制改正
  - 繰延税金資産の合理性の確認
  - 自己資本比率に関する外部監査の導入 等
- (3) ガバナンスの強化
  - 優先株の普通株への転換
  - 健全化計画未達先に対する業務改善命令の発出
  - 早期是正措置の厳格化
  - 「早期警戒制度」の活用 等

— 速やかに実施（平成 14 年 11 月 29 日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成 14 年度内を目途にアクションプログラムを策定

### 〔基本的考え方〕

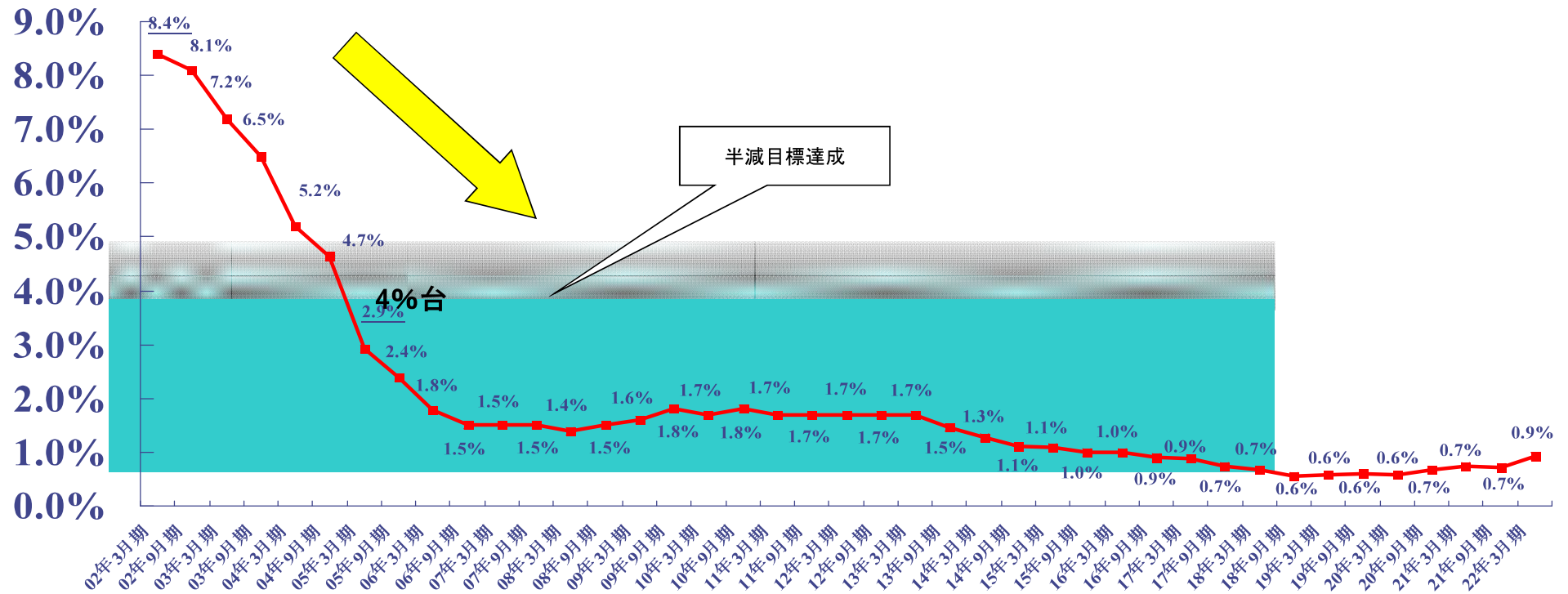
日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現



- ◎平成 16 年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
- ◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

## 不良債権比率の推移(主要行)

(別紙17)



### ○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

### ○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

\*計数は金融再生法開示債権ベース。

### 第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙1参照）

#### I 大手銀行に対する金融モニタリング

2021 事務年度の大手銀行グループに対する通年・専担検査において、各グループの重要な課題についてモニタリングした。この際、各グループに共通する課題については、データに基づく分析結果やヒアリングにより取得した情報を横断的に比較検証することにより、各グループの実務等の特徴を把握した上で、対話を行った（水平レビューの実施）。また、各グループの海外拠点・ビジネス等におけるリスクや課題については、海外当局とも、個別の面談や監督カレッジ等の機会を通じ、意見交換を行った。なお、2021 事務年度の通年・専担検査の対象となるグループは、みずほフィナンシャルグループ、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ、三井住友フィナンシャルグループ、りそなホールディングス、三井住友トラスト・ホールディングス、農林中 央金庫、ゆうちょ銀行、新生銀行グループ、あおぞら銀行グループの9グループである。

これらの課題についての金融庁の考え方については、フィードバックレター等により各グループの経営陣を含む役職員に伝達し、この中でリスク管理態勢や実務等に係る必要な改善を促した。また、複数のグループに共通する課題など、幅広く周知・注意喚起すべき事項については、金融機関との意見交換会における情報発信を行った。

信用リスクについて、国内での与信費用の発生が過去の危機時と比較して低位で推移する中、将来の経済環境の変化も見据え、各金融機関の信用リスク管理態勢について対話を行った。具体的には、各金融機関が内部格付に用いる定量モデルの性質や将来予測情報の活用といった引当の水準を確保するための各金融機関の工夫について、データの分析やヒアリングを通じて把握した。個別の貸出先についても、業況が悪化した大口先を中心に、債務者区分・内部格付の状況、与信費用発生状況や金融機関による対話・支援状況について、行内資料の精査や随時のヒアリングにより把握した。金融検査マニュアルの廃止により、信用リスク管理に係る個々の実務について金融機関毎に様々な差異がみられる中、検証を通じてプロセス全体の有効性を確認した。なお、金融庁において、金融機関の与信ポートフォリオに外生的なショックを与えた場合の信用コストの簡易なシミュレーション（センシティブティ分析）を実施しているが、上記の検証を通じて把握した各行の実務を反映することで、分析の精緻化を図った。加えて、国内 LBO 融資、米国のレバレッジドローン等の低信用先との取引等について、各金融機関と対話を行い、実態把握を行った。

市場・流動性リスクについて、世界の中央銀行が急速に金融政策を引き締める方向に動いている中、金融機関の運用・調達方針をタイムリーに把握し、金利上昇等の金融市場の変動が各行の財務の健全性や外貨流動性、金融システムに与える影響について分析を行った。また、各金融機関の市場・流動性リスク管理態勢について対話を行った。具体的には、評価損益の悪化を踏まえ、今後の市場運用のあり方やリスクコントロールの状況について金融機関と対話を行った。外貨流動性リスク管理について、日本銀行と共同で対話を実施し、流動性ストレステストにおける前提

の妥当性等、高度化に向けた論点について確認した。その他、収益源の多様化・分散化の観点から各金融機関が拡大方針を打ち出しているクレジット投資や低流動性資産等への投資について対話を行った。各金融機関の戦略の差異やこれに応じたリスク管理態勢の差異について確認した。

ガバナンス・横断的リスクについて、システム障害が発生した金融機関に対して検査等を実施し、システム面及びガバナンス面について把握された課題の改善を促した。また、各金融機関におけるストレステストの実施状況について対話を行った。特に、ストレステストの実施手法の検証を主眼に共通シナリオによるストレステストを日本銀行と共同で実施し、その結果の分析、各金融機関との対話を経て、分析結果とともに推計手法等に係る把握事項のフィードバックを行った。加えて、営業店職員に対して、アンケート調査や実地でのヒアリングを実施し、経営上の施策の営業店への影響を把握し、経営陣との対話に繋げた。金融機関で様々なモデルの活用が進み、モデル・リスク管理の必要性が高まっている状況を踏まえ、G-SIBs 及びD-SIBs 等を対象に「モデル・リスク管理に関する原則」を公表した(2021年11月)。同原則の公表を踏まえ、対象金融機関におけるモデル・リスク管理態勢の高度化に向けた計画やその進捗について対話を行った。グループ・グローバルでの管理態勢の整備、管理対象モデルの拡大、モデルの独立検証態勢の高度化など、金融機関がそれぞれの優先順位付けに基づき取組みを進めていることを確認した。

資本政策に関する中期的な経営目標の考え方、足許の環境を踏まえた株主還元策の方針、自己資本充実度等に関するヒアリングを通じ、各行の状況を把握した。

2021年度における政策保有株式の保有意義の検証や縮減計画の進捗等について、3メガバンクに対しヒアリングを実施し、各行とも政策保有株式の保有意義について検証を行うとともに、概ね縮減計画に沿った縮減を進めていることを確認した。

## II 地域銀行に対する金融モニタリング

2021事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、地域金融機関における経営改革に向けた取組みについて、丁寧に対話を行い、それぞれの取組みを支援した。あわせて、経営の多角化・高度化を図る地域金融機関とは、深度ある対話を行い、グループ全体にわたるガバナンス機能の発揮を促した。

独占禁止法特例法と資金交付制度について、「地銀経営統合・再編等サポートデスク」が中心となり、適切な運用を行った(2021年9月、資金交付制度活用の1号案件を認定・公表。2022年3月、独占禁止法特例法活用の1号案件及び資金交付制度活用の2号案件を認定・公表)。

「企業アンケート調査」については、従来の地域金融機関の取組み等に対する顧客評価にくわえ、新たに法人インターネットバンキングや事業者のデジタル化の状況をテーマに追加し、調査を実施した。

コロナの影響長期化、地政学的なリスクの高まり、金利上昇等により、刻々と変化する金融経済情勢を注視し、それらが地域金融機関に及ぼす影響を踏まえ、金融仲介機能の発揮状況、信用リスクや有価証券運用の管理状況などについて、必要に

応じて検査等も活用し、モニタリングを実施した。

持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関とは、早期警戒制度に基づく深度のある対話を行い、実効性のある対応策の策定や実行を促した。

地域金融機関の経営改革に向けた取組みについて、経営トップをはじめとする地域金融機関各層職員、社外取締役等との対話を実施した。

地域金融機関の抱える課題に応じて検査を実施した。その際、対面とウェブ会議を併用し、地域金融機関の負担軽減や効率化を図った。

財務局が地域銀行に検査を実施する際に、金融庁からも検査官を派遣し、検証の水準感について目線合わせを行うなど、連携して対応した。

金融庁に寄せられているリスク性金融商品販売に係る苦情やその発生原因・背景等の検証結果を基に、顧客本位の業務運営に関する論点にくわえて、経営理念を踏まえた経営戦略におけるリテールビジネスの位置付けといった地域金融機関としての経営のあり方について金融機関との対話を開始した。

2022年2月に、アナリスト、日本公認会計士協会、全国銀行協会を招いた勉強会において、銀行の引当開示の充実に向けてのあり方を議論し、開示の充実を後押しするため、同年3月1日に成果を公表した。また、「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」を踏まえ、よりの確な信用リスクの見積りを行う取組を慫慂するため、引当方法や引当開示の取組事例の概要を「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」にて同年6月に公表した。

### Ⅲ 外国銀行に対する金融モニタリング

証券会社を含む在日拠点を対象とした財務会計／管理会計分析を実施し、各社のリスク・収益の分析を行った。その中で、グローバル収益に占める在日拠点の割合が多く、多くの社で減少傾向にあることや、各社のエクスポージャー上位に特定の銘柄が集中していること等を確認した。モニタリングにおいて、各社のリスク管理態勢がこうした実態を踏まえたものとなっているかを検証した。

AMLを含むコンプライアンス、システム等のリスク管理業務のオフショアリングが進展する中、在日拠点が主体性を持たずに海外拠点によるリスク管理に過度に依存し、在日拠点における商品・サービス、顧客属性等のリスクの特定・評価が適切に行われていない先に対し、改善を促した。また、こうした先は、部門ごとに海外拠点へのレポートラインが存在することによって、在日拠点内で部門間の連携や牽制機能発揮が不十分であることが確認された。

### Ⅳ 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

#### 1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2021事務年度の信用金庫・信用組合に対するモニタリングについては、コロナの影響の長期化にくわえ、原油価格上昇の影響など、事業者を取り巻く環境は依



然として厳しい中、信用金庫・信用組合による事業者のニーズに応じた資金繰り支援・本業支援の状況などについて、ヒアリング等を通じて把握した。

信用金庫・信用組合による多様で主体的な創意工夫の発揮に向け、財務局において実施してきた探究型対話について、これまで蓄積された知見やノウハウを基に、対話の位置づけやプロセス、留意点等を整理するなど、対話手法の確立に向けて取り組んだ。

早期警戒制度等に基づく対話にくわえて、金利や株価、為替によるストレス顕在化時における市場リスク管理態勢の整備状況を確認するなど、コロナや原油価格の上昇等による経済や市場環境の変動等の影響を踏まえたモニタリングを実施した。

業務範囲規制の見直しを踏まえ、信用金庫・信用組合からの新規業務に係る許認可等の照会に当たっては、事前相談等の段階から金融庁及び財務局・財務事務所が一体となったヒアリングを実施するなど、監督業務の効率化を図ることで、信用金庫・信用組合による自主的な取組みを後押しした。

地域や事業者の抱える様々な課題について、信用金庫・信用組合による課題解決に向けた自主的な取組みを後押しすべく、モニタリング等を通じて得られた具体的な事例を還元した。

## 2. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援や、販路開拓や事業承継、人材紹介、気候変動など様々な分野に関する信用金庫・信用組合の経営・業務サポート等への取組み状況について、中央機関と対話を行った。また、各財務局においても、個別信金・信組に関する事項や、特定のテーマに関する事項など、地域の実情に合わせた内容について、中央機関支店と意見交換を実施している。

## 3. 他省と共管する金融機関に対する金融モニタリング

### (1) 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施することとしている（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

### (2) 農林中央金庫等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省等と財務（支）局が共同で検査を実施している。

(3) 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

## 2021事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2022年6月30日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	29	8
主要行等	全国	32	18
地域銀行	関東	20	6
	近畿	8	5
	北海道	2	2
	東北	15	3
	東海	11	2
	北陸	6	4
	中国	5	2
	四国	8	3
	九州	20	8
	計	95	35
信用金庫	関東	72	12
	近畿	29	9
	北海道	20	5
	東北	27	7
	東海	34	10
	北陸	15	10
	中国	20	4
	四国	10	3
	九州	27	6
	計	254	66
信用組合	関東	51	6
	近畿	21	8
	北海道	7	0
	東北	15	0
	東海	15	1
	北陸	6	1
	中国	10	1
	四国	3	0
	九州	17	4
	計	145	21
外国金融機関等	全国	59	2
生命保険会社	全国	42	2
損害保険会社	全国	55	0
その他金融機関	全国	4	3
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。
2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。  
九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。
3. 対象機関数は、2022年6月30日現在。  
主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。  
外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。  
その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。  
政策金融機関等には、独立行政法人を含む。
4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

## 第4節 自己資本比率規制等

### I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性比率規制、③レバレッジ比率規制等を導入している。

### II 関連告示等の整備

2017年12月に最終合意されたバーゼルⅢについて、関係者と十分な対話を行った上で、2021年9、10月に、告示改正案のパブリックコメントを実施し、2022年4月に銀行・銀行持株業態の自己資本比率規制告示を改正した。

このほか、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に盛り込まれた「銀行等向け資本規制の柔軟な運用を通じた事業者支援に資する貸出余力の確保」の一環として、2020年6月期から引き続き、レバレッジ比率を算定するにあたって日銀預け金を除外する措置を更に2年間延長（2024年3月末まで）すべく、レバレッジ比率規制に関する告示改正案について、2021年12月にパブリックコメントを実施し、2022年3月に改正を行った（2022年3月期より適用）。

### III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2021事務年度）

- オペレーショナル・リスクの粗利益配分手法 … 1行（十六フィナンシャルグループ）

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%)^{(*)} \end{matrix}$$

(※)国内基準行に求められる自己資本比率の水準

RWA：標準的手法の場合、保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出×100%+中堅企業向け×85%+中小企業向け×75%  
+国債×0%+……

ほか、銀行の内部データを活用して所要自己資本を見積もる内部モデル手法が存在。

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

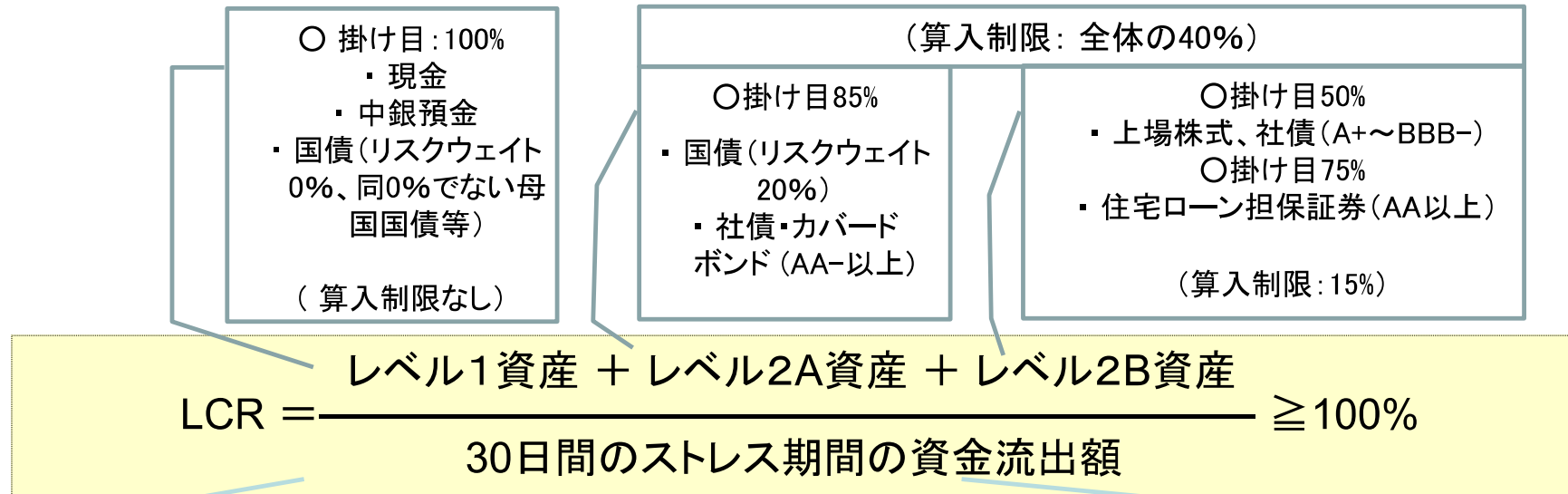
+

オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

# 流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio: LCR)

- 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。
- 基準の概要:



## <主な預金の流出率>

・ リテール・中小企業(預金保険対象)	5%(3%*)
"    (預金保険対象外)	10%
・ 非金融機関(預金保険対象)	20%
"    (預金保険対象外)	40%
・ 金融機関	100%

\* リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

## <与信・流動性ファシリティ等の流出率>

・ リテール向け与信・流動性枠	5%
・ 非金融機関向け与信枠	10%
・ 非金融機関向け流動性枠	30%
・ 金融機関向け与信・流動性枠	40%
・ 中銀とのレポ取引	0%

# 安定調達比率 (Net Stable Funding Ratio: NSFR)

- 目的: 流動性が低く、売却が困難な資産(分母: 所要安定調達額[オフ・バランスシートを含む])を保有するのであれば、これに対応し、中長期的に安定的に調達(分子: 負債・資本)することを求める。

- 基準の概要:

< 利用可能な安定調達額の算入率 (主な例) >

- ・ 資本、1年超の負債: 100%
- ・ リテール預金(残存1年以下または満期なし): 90~95%
- ・ 法人預金、オペ預金(残存1年以下または満期なし): 50%
- ・ 金融機関からの借入(6ヶ月以内): 0%、(6ヶ月超1年以内): 50%

$$\text{NSFR} = \frac{\text{利用可能な安定調達額(資本+預金・市場性調達)}}{\text{所要安定調達額(資産)}} \geq 100\%$$

< 所要安定調達額の算入率 (主な例) >

< 適格流動資産(HQLA)の算入率 >

- ・ レベル1資産: 0%、レベル2A資産: 15%、レベル2B資産: 50%

< 短期貸付の算入率 >

- ・ 1年以内のリテール・法人向け: 50%
- ・ 6ヵ月超1年以内の金融機関向け: 50%
- ・ 6ヵ月以内の金融機関向け(レベル1資産担保): 0%、(それ以外): 15%

< 長期貸付(1年超)の算入率 >

- ・ 処分可能なリスク・ウェイト35%以下の貸付(住宅ローン含む): 65%
- ・ その他の正常債権(金融機関向け除く): 85%
- ・ 不良資産等: 100%

## レバレッジ比率

- 目的: 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。簡素な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率)を補完
- 基準の概要:

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{総エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)の額}} \geq 3\%$$

### 【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

### 【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入



## 第5節 資本増強制度等の運用状況

### I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

#### 1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2021年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月24日に、2022年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月17日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

#### 2. 経営健全化計画の見直し

新生銀行において、経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画を、2022年6月17日に公表した。

#### 3. 公的資金の返済状況

2021事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2020事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2021年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

### II 金融機能強化法

#### 1. 資本参加制度

##### (1) 資本参加の決定

2021事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

##### (2) 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組み等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、金融仲介の取組みを通じて収益化を実現することにより、公的資金の返済原資を積上げ、返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2021年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月28日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2022年3月1日に、報告内容を公表した。(別紙3～4参照)

### (3) 経営強化計画等の公表

みちのく銀行、三十三フィナンシャルグループ（第三銀行・三十三銀行）、東和銀行、高知銀行、フィデアホールディングス（北都銀行）、宮崎太陽銀行、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合（以上、本則）並びにじもとホールディングス（仙台銀行・きらやか銀行）、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫、あぶくま信用金庫、相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合（以上、震災特例）の新たな経営強化計画等について、2021年9月28日に公表した。（別紙3参照）

また、みちのく銀行から青森銀行との経営統合等を踏まえて提出された変更後の経営強化計画について、2022年3月23日に公表した。（別紙5参照）

### (4) 公的資金の返済状況

2021事務年度においては、金融機能強化法に基づき国が資本参加を行ったフィデアホールディングス（北都銀行）から2021年9月30日に公的資金の一部（50億円）、福邦銀行から2021年10月1日に公的資金60億円の返済が行われた。

この結果、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,985.4億円）に対して、2022年6月末時点で残額は4,870.4億円となっている。

## 2. 資金交付制度

### (1) 資金交付制度の概要

人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等の経営基盤の強化のための措置を実施する金融機関等が活用できる資金交付制度を創設する改正法を2021年7月21日に施行した。（別紙6参照）

### (2) 資金交付制度活用の認定

2021事務年度においては、金融機能強化法に基づく資金交付制度の活用に向けて、以下の金融機関に対し、実施計画を認定・公表した。（別紙7参照）

2021年9月28日認定：福邦銀行（交付予定額14億円）

2022年3月23日認定：青森銀行・みちのく銀行（交付予定額30億円）

(別紙1)

# 経営健全化計画履行状況報告

令和3年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画
新生	※424	※80	※390	372	110	362	345	44	350

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化計画
新生	11.39	11.80	13.55	8,339	8,511	9,386	73,204	72,087	69,247

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画
新生	10	10	10	2,186	2,256	2,180	26,630	13,973	28,215	21,132	10,658	24,246	64,242	32,819	70,205

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	うち役員報酬														
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和4/3 健全化 計画
新生	189	131	200	189	131	200	36	37	40	-	-	-	491	484	495

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和3年9月期 実績(対前期比)	令和3年9月期 実績(対前期比)
新生	530	18

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績	令和3/3 実績	令和3/9 実績
新生	49	28	233	228	62	66	344	321	81	▲ 8

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和3年9月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,562	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

(別紙2)

# 経営健全化計画履行状況報告

令和4年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	※424	※390	※422	372	362	368	345	350	304

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。

※金銭の信託運用損益を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	11.39	13.55	11.72	8,339	9,386	8,513	73,204	69,247	72,626



○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	10	10	10	2,186	2,180	2,223	26,630	28,215	27,356	21,132	24,246	22,679	64,242	70,205	66,561

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	うち役員報酬			令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 健全化 計画	令和4/3 実績
新生	189	200	190	189	200	190	36	40	35	-	-	-	491	495	489

(注) 使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)	中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)
	令和4年3月期 実績(対前期比)	令和4年3月期 実績(対前期比)
新生	1,560	0

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及びこれらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績	令和3/3 実績	令和4/3 実績
新生	49	16	233	302	62	43	344	361	81	70

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(令和4年3月期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	3,822	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和3年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 令和3年3月期の履行状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	2	1	3	+ 1	+ 2	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	20	21	26	+ 5	+ 5	資金利益が貸出金利息が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	59	63	71	+ 12	+ 8	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
第 三	50	64	50	▲ 0	▲ 13	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	6	20	7	+ 0	▲ 12	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	106	53	▲ 52	▲ 52	経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったほか、その他業務利益が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	24	24	26	+ 2	+ 2	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	24	24	31	+ 7	+ 7	役員取引等利益が計画を下回ったものの、経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	18	9	▲ 8	▲ 8	資金利益が有価証券利息配当金の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	▲0.11	8.30	5.73	+ 5.84	▲ 2.57	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	11	9	13	+ 2	+ 3	役員取引等利益が計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	1.48	1.45	1.86	+ 0.38	+ 0.41	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、人件費・物件費の削減により経費が計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	25	26	32	+ 6	+ 5	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	0.54	0.68	0.60	+ 0.06	▲ 0.08	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.95	1.39	2.09	+ 0.14	+ 0.69	資金利益が貸出金利息の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

## 2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	71.42	68.14	<b>69.05</b>	▲ 2.37	+ 0.91	経費(機械化関連費用を除く)は計画を下回ったものの、業務粗利益が役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	64.17	66.21	<b>63.36</b>	▲ 0.81	▲ 2.85	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	71.96	70.02	<b>70.99</b>	▲ 0.97	+ 0.97	経費(機械化関連費用を除く)は計画を下回ったものの、国債等債券関係損益が計画を下回ったこと等により業務粗利益が計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	65.13	63.08	<b>59.50</b>	▲ 5.63	▲ 3.58	経費(機械化関連費用を除く)は合併・システム統合関連費用の増加により計画を上回ったものの、その他業務利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	75.43	53.88	<b>70.07</b>	▲ 5.36	+ 16.19	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	53.49	53.48	<b>68.84</b>	+ 15.35	+ 15.36	経費(機械化関連費用を除く)は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益やその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
高 知	73.00	70.03	<b>74.79</b>	+ 1.79	+ 4.76	経費(機械化関連費用を除く)は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益やその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	73.21	<b>78.59</b>	+ 3.77	+ 5.38	経費(機械化関連費用を除く)は計画を下回ったものの、業務粗利益が役員取引等利益やその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	66.26	65.57	<b>69.44</b>	+ 3.18	+ 3.87	経費(機械化関連費用を除く)は計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益及び役員取引等利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	97.29	74.40	<b>83.97</b>	▲ 13.32	+ 9.57	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務粗利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	68.40	70.03	<b>65.66</b>	▲ 2.74	▲ 4.37	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	72.35	73.41	<b>68.67</b>	▲ 3.68	▲ 4.74	業務粗利益がほぼ計画通りとなった一方、経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	61.44	61.43	<b>55.85</b>	▲ 5.59	▲ 5.58	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧 路 (信用組合)	80.62	79.40	<b>79.50</b>	▲ 1.12	+ 0.10	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	75.85	79.74	<b>77.43</b>	+ 1.58	▲ 2.31	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,632	1,640	1,710	+ 78	+ 70	本業支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.76	37.11	35.24	▲ 1.52	▲ 1.87	
南日本	残高	3,491	3,554	3,793	+ 302	+ 239	事業者への全先訪問の実施等を通じた資金繰り・本業支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.15	44.10	▲ 0.29	▲ 0.05	
みちのく	残高	5,106	5,356	5,315	+ 209	▲ 41	ミドルリスク層へのアプローチ強化等に取り組んだものの、M&Aに伴う大口返済等により貸出残高は計画を下回った。また、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率も計画を下回った。
	比率	24.10	24.23	22.54	▲ 1.56	▲ 1.69	
第 三	残高	6,374	6,524	6,971	+ 597	+ 447	「リレーションシート」等を活用した事業性評価に基づく資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.69	31.92	+ 0.50	+ 0.23	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,783	1,176	▲ 578	▲ 606	「経営改革プラン」に基づき、不良債権の集中的かつ抜本的な削減を図り、貸出債権売却や貸出金償却等を実施したことにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.92	27.49	▲ 13.35	▲ 13.43	
東 和	残高	7,120	7,660	8,018	+ 898	+ 358	「TOWAお客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	30.59	31.82	31.52	+ 0.93	▲ 0.30	
高 知	残高	3,956	4,003	4,565	+ 609	+ 562	医療・福祉分野をはじめとする成長分野の活性化に向けた取組みに注力したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.35	37.00	+ 1.16	+ 0.65	
北 都	残高	2,902	2,986	3,531	+ 629	+ 545	従来からの訪問活動による顧客とのリレーションを通じて、資金繰り支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	21.64	21.79	22.69	+ 1.05	+ 0.90	
宮崎太陽	残高	2,529	2,934	3,051	+ 522	+ 117	「本業サポートWith」等を通じた顧客の売上改善に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回ったものの、資金繰り支援のための資金（現預金）を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.91	39.75	36.84	▲ 0.07	▲ 2.91	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,128	1,160	+ 126	+ 32	新設の県制度資金を含め、新型コロナウイルス感染症対応資金等の積極的な推進に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	29.65	32.39	33.88	+ 4.23	+ 1.49	
豊 和	残高	2,530	2,641	2,792	+ 262	+ 151	実質無利子・無担保融資を含めた資金繰り支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.43	44.07	+ 0.34	▲ 1.36	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	295	307	+ 24	+ 11	中小規模事業者に対する貸出業務については、当組合の最重要課題としており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小規模事業者支援に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	46.03	46.14	48.34	+ 2.31	+ 2.20	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,350	4,065	+ 802	+ 715	営業本部及び営業店において、営業推進に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回ったが、総資産が想定よりも大きく増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	65.22	66.71	64.54	▲ 0.68	▲ 2.17	
釧 路 (信用組合)	残高	297	302	331	+ 34	+ 29	実質無利子・無担保融資を活用した資金繰り支援対応を最優先に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.82	34.61	+ 2.24	+ 1.79	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	547	601	+ 68	+ 54	役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだ結果、貸出残高は計画を上回った。また、総資産が想定よりも大きく増加したものの、比率は計画を上回った。
	比率	34.38	34.88	36.11	+ 1.73	+ 1.23	

## 2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	13.39	13.42	<b>18.18</b>	+ 4.79	+ 4.76	補助金申請サポートや販路開拓「ふくほうトップラインサポート」等のコンサルティングサービスに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
南日本	2.59	2.62	<b>3.72</b>	+ 1.13	+ 1.10	創業・新事業支援やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	7.05	9.60	<b>10.22</b>	+ 3.17	+ 0.62	M&Aによる事業承継支援やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	6.02	<b>6.04</b>	+ 1.06	+ 0.02	「三重県中南部地域活性化推進プロジェクト」やミドルリスク先等に対する経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	7.44	<b>8.44</b>	+ 1.70	+ 1.00	所管部署である融資部融資課及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家との連携により、きめ細かな経営相談及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東 和	27.91	28.67	<b>48.97</b>	+ 21.06	+ 20.30	「TOWA お客様応援活動」を通じた経営改善計画策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高 知	4.73	5.00	<b>5.88</b>	+ 1.15	+ 0.88	事業承継支援や事業性評価の推進による担保・保証に依存しない融資に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	14.82	14.90	<b>17.49</b>	+ 2.67	+ 2.59	経営改善計画策定支援やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.95	<b>0.98</b>	+ 0.27	+ 0.03	「本業サポートWith」等を通じた顧客の売上改善や創業支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	44.42	<b>89.58</b>	+ 63.04	+ 45.16	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、業種別貸出残高に占めるウェイトの高い業種の特性を踏まえた支援策を立案・指導するなど再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	9.00	9.02	<b>9.33</b>	+ 0.33	+ 0.31	「Vサポート業務」を通じた売上改善等による経営改善支援や事業承継・事業再生支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	16.07	<b>22.34</b>	+ 6.55	+ 6.27	東京都の地域金融機関による事業承継促進事業に参画したこと等から、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.62	<b>39.84</b>	+ 20.74	+ 20.22	新型コロナウイルス感染症対応で積極的に経営相談に応じたほか、担保・保証に過度に依存しない融資の促進を行ったことから、計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	4.26	4.28	<b>4.28</b>	+ 0.02	± 0.00	経営改善支援先に対して、きめ細かな訪問活動や既存の保証契約の適切な見直しを行うなど、事業承継支援や担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画通りとなった。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.84	<b>43.51</b>	+ 1.77	+ 1.67	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店が連携を密にして取り組んだことから、計画を上回った。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和3年3月期の実施状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) 資金利益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	171	186	212	+ 40	+ 26	事業法人向け貸出の増加や国債等の満期償還等が寄与したことから、資金利益は計画を上回った。

### 2) 一営業店当たり資金量

(単位: 億円)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	6,476	8,733	9,039	+ 2,562	+ 305	9営業店体制を維持しつつ効率的な業務運営を行ったことから、一営業店当たり資金量は計画を上回った。

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	残高	5,837	12,032	+ 6,194	特定信用組合(資本支援を行った13信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89	48.23	+ 13.34	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

### 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	9.76		23.50	+ 13.74	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)



**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における  
「経営強化計画の履行状況（令和3年3月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

## 令和3年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台地区の営業店を法人特化店舗とし仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に本部と営業店が一体となって協議を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、債務者区分に関わらず経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援のための本部サポートを強化</li> <li>地域の事業者にかきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>	
	② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和2年度:成約実績70件)(仙台、きらやか)</li> <li>両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(令和2年度:協調・紹介融資実績4件)(仙台、きらやか)</li> <li>被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台)</li> <li>津波被災地等での顧客利便性を確保するための、巡回型移動店舗による営業(仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミドルリスク先の企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を実施(令和2年度 目標:860億円、実績:1,240億円(+380億円))</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対し、過度な負担にならない柔軟な審査・迅速な融資を実行するなど緊急的な資金繰り支援を積極的に実施(茨城県信用保証協会の保証債務残高増加額(令和2年度)で県内トップ)</li> <li>販路拡大支援も兼ねた福利厚生支援サービス「ハッピーエールサポート」を令和3年2月より開始(令和3年3月期 申込件数:1,355件 加入従業員数:17,032人)</li> <li>震災以降、地域社会の持続的成長を支援している、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」の取組みを推進(震災関連融資実績は令和2年10月~令和3年5月(直近):5,817件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続</li> <li>財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化の一環として、平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱いを開始(令和3年3月期16件/13.0億円)</li> <li>ローカルベンチマークを取り入れた事業性評価シートを活用</li> <li>営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和2年度:登録183件)</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	8,913先/3,137億円 4,594先/247億円	1,452件/425億円 150件/19億円	65,984件/8,661億円 13,899件/1,751億円	3,830件/945億円 660件/113億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 346先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】 R3/3月期の貸出金残高		8,367億円	1兆100億円	1兆8,146億円	6,318億円
産業復興機構の活用		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定68先	決定7先	決定27先	決定55先
個人版ガイドライン・自然 災害ガイドラインの活用		成立43件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和3年5月末時点(令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了したこと等から、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構に係る計数は令和3年3月末時点)

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和3年3月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年5月、震災以降、店舗内店舗としていた田老支店を宮古市田老総合事務所庁舎内にて再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災以降、仮店舗で営業していた高田支店を令和2年12月に、店舗内店舗としていた内の脇支店を令和3年1月に新築移転し、通常営業を再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年12月、宮城県内の他の4金庫と共同で、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に向けて連携して取り組むことを宣言し、5金庫共通のSDGs活動方針を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年1月、コミュニケーションアプリ「しんきんdirect」を導入したことで、PC、スマホによるオンライン相談、事前面談予約やチャット機能による常時間問い合わせを可能とし、顧客利便の向上に寄与</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・よろず支援拠点合同相談会を定期的に開催</li> <li>・新規創業者に対し、専門家派遣を活用した経営戦略策定等の支援を実施</li> <li>・中小企業庁の地域中小企業人材確保支援等事業に参加し、事業者に対し、必要な求人像を明確化させることで県外人材の採用を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年3月、取引先の人材確保支援を目的として、大手労働者派遣会社と業務提携</li> <li>・令和3年3月、気仙沼市及び気仙沼商工会議所と連携して、地域企業のデジタル化推進を目的としたセミナーを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫のネットワークを活かした「2020よい仕事おこしフェア」等のオンラインイベント等に計4回参加し、事業者の販路開拓を支援</li> <li>・令和2年4月より販売開始したプロパー融資「しんきん事業承継ローン」の実行により、円滑な親族間承継を実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業版ふるさと納税制度を活用し、地域密着総合連携協定を締結した相馬市の施策に寄付することで地域創生を支援</li> <li>・放射能によって被害を受けた地域である広島、長崎の2金庫と連携し、震災の風化防止に向けた情報発信を実施</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,700先/219億円 710先/62億円	3,107先/635億円 761先/60億円	1,029先/502億円 1,075先/153億円	2,157先/827億円 590先/80億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	238先/122億円 90先/8億円	128先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	549先/314億円 494先/42億円
【参考】 R3/3期の貸出金残高		297億円	507億円	777億円	930億円
産業復興機構の活用		決定24件	決定29件	決定35件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版ガイドライン・自然 災害ガイドラインの活用		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和3年5月末時点(令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了したこと等から、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構に係る計数は令和3年3月末時点)

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和3年3月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の事業者等が来店しやすい支店をローンセンターとして整備し、各ローンセンターにおいて夜間融資相談会を引き続き実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による、中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、常時相談に対応</li> <li>「経営改善支援担当者」を全営業店に配置</li> </ul>												
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関の連携を目的に設立された「オールふくしまサポート委員会」にて、他行協調のもと、新型コロナウイルス感染症の影響により財務内容が悪化した事業者に対し経営改善計画書の作成等を支援</li> <li>令和2年10月から令和3年1月まで、津波被害を受けた福島県相馬市沿岸部の地域産業振興、原発事故の風評払拭及びマイナンバーカード普及を目的として懸賞付定期預金「順風満帆プラス」を計20億円販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業推進策として「子育て応援団」を立ち上げ、子育て世帯の支援を目的とした特別金利の定期性預金の取扱いを開始し、地元サッカークラブとの共同事業として応援定期預金を販促</li> <li>令和2年度、事業支援部を8名体制(3名増員)とし、営業店との連携を強化することで、中小規模事業者等への事業支援態勢を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年11月、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」を活用した、取引先事業者の応援策「新型コロナ対応事業者応援プロジェクト第2弾」に参加</li> <li>令和3年1月、栃木県が取り組む「とちぎSDGs推進企業登録制度」へ登録</li> </ul>												
被災者向け 新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">648先／215億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">306先／45億円</td> </tr> </table>	事業性	648先／215億円	消費性	306先／45億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">177先／376億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">68先／11億円</td> </tr> </table>	事業性	177先／376億円	消費性	68先／11億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">4,334件(460先)／490億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">148件(85先)／4億円</td> </tr> </table>	事業性	4,334件(460先)／490億円	消費性	148件(85先)／4億円
事業性	648先／215億円														
消費性	306先／45億円														
事業性	177先／376億円														
消費性	68先／11億円														
事業性	4,334件(460先)／490億円														
消費性	148件(85先)／4億円														
被災者向け 条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">695件／191億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">222件／19億円</td> </tr> </table>	事業性	695件／191億円	消費性	222件／19億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">211先／230億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">68先／8億円</td> </tr> </table>	事業性	211先／230億円	消費性	68先／8億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">3,995件／436億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">207件／28億円</td> </tr> </table>	事業性	3,995件／436億円	消費性	207件／28億円
事業性	695件／191億円														
消費性	222件／19億円														
事業性	211先／230億円														
消費性	68先／8億円														
事業性	3,995件／436億円														
消費性	207件／28億円														
【参考】 R3/3期の貸出金残高	419億円	1,172億円	446億円												
産業復興機構の活用	決定5件	決定4先	—												
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定3先	決定9先	決定3先												
個人版ガイドライン・自然 災害ガイドラインの活用	成立2件	成立3件	—												

※ 計数は令和3年5月末時点(令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了したこと等から、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構に係る計数は令和3年3月末時点)

# 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【みちのく銀行・三十三銀行（第三銀行）】

（令和3年9月28日（火）公表）

（単位：億円、％）

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
みちのく銀行 (平成21年9月) [200億円]	コア業務純益	71	72	0	<b>○地域に寄り添ったコンサルティング営業の展開</b> ー 法人・個人営業担当者及び地区本部の連携強化による最適な提案への取組み ー 資産運用コンサルティング及び事業承継の専門職員を地区本部に配置するなど、スピーディかつきめ細かな支援への取組み ー 銀行アプリや通帳レス口座の提案や、インターネットバンキング等の非来店型サービスの利用の促進など、デジタル技術の活用による顧客利便性の向上と窓口業務スリム化の両立 <b>○生産性向上と経営資源の最適配賦による持続的成長の実現</b> ー 窓口業務を中心に効率化を進め、重点分野への人員シフトを実施（260名を削減するとともに、90名を法人・個人向けコンサルティング等の重点分野に配置） ー グループ内（リース会社、保証会社、カード会社、サービサー等）の連携を強化するなど、顧客への最適な金融機能提供への取組み
	業務粗利益経費率	70.99	65.32	▲ 5.67	
	中小規模事業者等向け貸出残高	5,315	5,449	134	
	同 貸出比率	22.54	22.83	0.29	
	経営改善支援先割合(※1)	10.22 ⇒11.95	13.94	1.99	
三十三銀行 (第三銀行) (平成21年9月) [300億円] (※2)	コア業務純益	99	100	0	<b>○リレーション&amp;ソリューションの深化</b> ー リレーション強化による顧客基盤の拡充と顧客起点のコンサルティング機能の発揮 ー 顧客のライフステージや経営課題に対応した質の高いソリューションの提供 ー ニューノーマルを見据えた事業継続のための迅速な金融支援と経営改善、事業再生等の本業支援等を実施 <b>○経営の効率化・最適化</b> ー 合併により重複する店舗の統合による店舗ネットワークの最適化 ー デジタル化の推進による業務効率化 ー 店舗再編や本部スリム化により創出される人員を営業支援・デジタル部門等へ最適配置 <b>○強固な経営基盤の確立</b> ー 実効的なガバナンスの実践によるグループ内組織の合理化・効率化 ー 高度なビジネススキルを有する人材の育成 ー リスクマネジメントの高度化
	業務粗利益経費率	59.50	59.48	▲ 0.02	
	中小規模事業者等向け貸出残高	13,135	13,285	150	
	同 貸出比率	30.61	31.92	1.31	
	経営改善支援先割合	8.04	8.14	0.1	

(※1) 創業・新事業開拓支援について、創業2年目以降の計画再策定や再策定に伴う金融支援を追加するなどの基準の変更を実施

(※2) 旧第三銀行は、令和3年5月1日に旧三重銀行と合併し、三十三銀行となっており、令和3年3月期の計数は旧第三銀行・旧三重銀行の合算

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東和銀行・高知銀行】

(令和3年9月28日(火)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
東和銀行 (平成21年12月) [350億円]	コア業務純益	53	53	0	<p>○真の資金繰り支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 年間資金繰り表の作成を通じてキャッシュフローや事業内容を把握し、経営課題やニーズを共有</li> <li>- 短期継続融資やリファイナンス、条件変更を含む融資実行及び資本性資金の活用による財務面の支援</li> <li>- 顧客の収益の改善、経営課題解決のための本業支援</li> </ul> <p>○本業支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- リレバン推進部コンサルティング室をコンサルティング部へ改組し、事業継続・拡大・変革を支援</li> <li>- リレバン推進部お客様応援室の機能を強化し、ビジネスマッチングや提案活動を強化</li> <li>- SBIグループとの戦略的業務提携を活用したデジタルライゼーション及びDX支援を推進</li> </ul> <p>○経営改善支援・事業再生支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 審査管理部企業支援室の拡充</li> <li>- 「東和SBIお客様応援ファンド」や政府系金融機関との連携による資本性資金の活用</li> </ul> <p>○資産形成支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 顧客起点の投信営業(「長期」「分散」「積立」を基本)</li> <li>- 東和銀行SBIマネープラザにおける専門的アドバイス</li> <li>- 「資産形成プロモーター」を中核店舗に集約し、資産形成支援を分業化</li> </ul>
	業務粗利益経費率	68.84	68.09	▲ 0.75	
	中小規模事業者等向け貸出残高	8,018	8,388	370	
	同 貸出比率	31.52	32.16	0.64	
	経営改善支援先割合	48.97	49.46	0.49	
高知銀行 (平成21年12月) [150億円]	コア業務純益	26	26	0	<p>○本業サポートの強化(法人向け施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 顧客セグメンテーションの精細化を行うとともに、高度な専門知識や営業力を有するビジネスアドバイザー(本部職員)を高知県内の各エリア統括店舗に配置し、伴走型の融資・本業支援を強化</li> </ul> <p>○暮らしサポートの強化(個人向け施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ライフステージ等に応じた顧客ニーズに適ったDM・SNS等の広告を実施</li> <li>- 高知市内の各ブロック統括店舗に「シニアマネーアドバイザー」を配置し、リテール専門の営業を担う「マネーアドバイザー」のスキルを向上・最大発揮させるとともに、非対面取引の拡充や‘face to face’営業態勢の向上を図ることで顧客とのリレーションを強化</li> </ul>
	業務粗利益経費率	74.79	70.02	▲ 4.77	
	中小規模事業者等向け貸出残高	4,565	4,580	15	
	同 貸出比率	37.00	38.89	1.89	
	経営改善支援先割合	5.88	6.40	0.52	

## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【北都銀行・宮崎太陽銀行】

(令和3年9月28日(火)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
北都銀行 (平成22年3月) [100億円]	コア業務純益	31	32	0	<p>○お客さま本位の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- エリア・セグメント戦略の徹底と浸透によるお客様支援力の極大化</li> <li>- 事業性評価ミーティングの強化による事業性評価活動の実効性向上</li> <li>- 法人個人一体営業の組織風土化と担い手の育成</li> <li>- 中小企業の経営力向上に向けた支援</li> </ul> <p>○経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 営業店事務の省力化や統合戦略による効率化の追求</li> <li>- 強固な有価証券ポートフォリオの構築</li> <li>- 収益管理態勢の高度化</li> <li>- 夢の銀行づくりプロジェクト</li> </ul> <p>○地域貢献力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「北都グリーンアクション」の実践(脱炭素化社会の実現に向けての取組み)</li> <li>- 質の高いソリューションの提供による秋田県内企業の成長に寄与する積極的な支援</li> <li>- 自治体と連携した街づくり支援</li> </ul>
	業務粗利益経費率	78.59	69.91	▲ 8.68	
	中小規模事業者等向け貸出残高	3,531	3,541	10	
	同 貸出比率	22.69	23.09	0.40	
	経営改善支援先割合	17.49	17.90	0.41	
宮崎太陽銀行 (平成22年3月) [130億円]	コア業務純益	9	12	3	<p>○ビジネスコンサルタント化に向けた土台作り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 顧客の商流を加味した事業性理解とニーズの把握</li> <li>- 質・量ともに充実した商流情報データベースの構築</li> </ul> <p>○販路開拓支援業務の深化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「本業サポートWith」の対象先を拡大するほか、「本業サポートWith」で培った商品・サービスを深掘りする力や販売力、提案力を「たいようビジネスマッチング(TBMS)」契約先にも応用</li> </ul> <p>○有用情報に対するレスポンスの質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ファイナンスにとどまらない事業運営上の課題を収集し、本部・営業店が一体となり、かつ外部機関・人材と連携しながら改善を支援</li> </ul> <p>○事業性評価(商流情報)に基づく取組方針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 顧客からのヒアリングに依存したソリューションのアイデア探しから、商流情報データベースを最大限活用し、行員自らがアイデアを見つけ出す営業姿勢への転換を図り、顧客へ新たなソリューションを提供</li> </ul>
	業務粗利益経費率	69.44	66.93	▲ 2.51	
	中小規模事業者等向け貸出残高	3,051	3,271	220	
	同 貸出比率	36.84	41.57	4.73	
	経営改善支援先割合	0.98	1.23	0.25	

## 金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【仙台銀行・きらやか銀行】

（令和3年9月28日（火）公表）

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<p>仙台銀行 (平成23年9月) [300億円]</p>	<p><b>○本業支援の取組強化策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 当行の取引の中核となる取引先を定め、本業支援による課題解決・複合取引の拡大により取引の深化を図るとともに、新規・創業先を含む取引先のシェアアップ、ランクアップを図ることにより、顧客基盤を強化</li> <li>－ 取引先の経営課題や事業ニーズを聞き取りする「本業支援ヒアリング」に加え、営業店・本部が一体となり個々の取引先に対する最適な本業支援メニューを協議する「本業支援ミーティング」を実施</li> </ul> <p><b>○実施体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援を充実</li> <li>－ 「新型コロナウイルス感染症対策地元企業支援チーム」を設置し、支援を実施</li> </ul> <p><b>○復興に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ きらやか銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、ビジネスマッチング等を実施</li> <li>－ お客様に提供する情報ツールとして、当行ときらやか銀行の取引先から依頼があった事業ニーズの概要をピックアップして紹介する「じもとHDビジネスマッチング情報」を発行し、情報連携を強化</li> </ul> <p><b>○経済活性化に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービス提供を開始し、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート</li> <li>－ 当行100%出資による子会社仙台銀キャピタル&amp;コンサルティングを設立し、事業承継やM&amp;A、人材紹介等、これまで以上に踏み込んだ経営支援を実施</li> <li>－ 「地元活性化応援ローン」の取り扱いを開始し、事業計画策定支援等の各種コンサルティングサービスを提供</li> </ul>
<p>きらやか銀行 (平成24年12月) [300億円]</p>	<p><b>○本業支援の取組強化策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「財務の本業支援」と「成長の為の本業支援」に継続して取り組むことによる取引先の営業キャッシュフローの向上</li> <li>－ 経営者の課題認識である「福利厚生充実」を解決するために、「福利厚生の本業支援」としてサブスクリプション型サービスの「ふっくりパッケージ」を提供</li> <li>－ 「経営管理の本業支援」としてサブスクリプション型サービスの「共に生きるクラブ」を設立し、新たに開発した「きらやかアプリ」によるビジネスマッチング等の情報発信をはじめとしたサービスによる伴走支援を実施</li> </ul> <p><b>○実施体制の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援を充実</li> <li>－ 高度化、多様化するお客さまのニーズに対応するため「コンサルティンググループ」を前年より増員（26名体制、コンサル子会社兼務を含む。）</li> </ul> <p><b>○復興に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 仙台銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、ビジネスマッチングを実施</li> <li>－ お客様に提供する情報ツールとして、当行と仙台銀行の取引先から依頼があった事業ニーズの概要をピックアップして紹介する「じもとHDビジネスマッチング情報」を発行し、情報連携を強化</li> </ul> <p><b>○経済活性化に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 産学官金連携強化の取組みとして山形大学と連携し、若手経営者や後継者、幹部社員を対象とした「きらやかマネジメントスクール」を開講し、取引先の人材育成支援を実施</li> <li>－ 特に経営改善支援を要すると判断した先（指導企業）には、税理士及び会計士等とも協働し、本支店一体となった改善支援及び管理を実施</li> <li>－ コンサル子会社にM&amp;A、事業承継、売上増強、経営改善、人事制度等の専任担当者を配置し、銀行の枠にとらわれない取組みを実践</li> </ul>



## 金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤【山梨県民信用組合・ぐんまみらい信用組合】

(令和3年9月28日(火)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	新計画における主な取組み
<b>山梨県民信用組合</b> (平成21年9月) [450億円]	コア業務純益 (百万円)	759	760	1	<b>○経営資源の集中投下による収益力の強化</b> ー 従前の理事長訪問活動に加え、融資部及び営業統括部で選定した融資取引先100先を定例訪問先とし、取引先との関係をより強固にすることにより、収益力を更に強化 ー 引き続き、職員の外部研修等への参加を積極化するとともに、法人融資課による実務研修会や融資営業係との融資推進先への同行訪問等を通じた営業担当者のスキルアップ  <b>○将来を見据えた態勢整備</b> ー IT化推進による事務の効率化や店舗戦略の見直し、要員配置の適正化に加え、本部事務において、営業店へのサポートに比重を移し、顧客目線に立った金融サービスを提供  <b>○信用リスク管理の強化</b> ー 情報マッチングシステムを利用した販売業者の販路拡大支援・購入者の財務改善及び導入費用の支援と並行し、創業・廃業、業種転換等を支援し、地域経済の健全な代謝に向けた取組みに注力するなど取引先管理を徹底 ー 与信関連資産について従前年2回であった査定を四半期に1回実施することとし、債務者区分の適正な評価・信用コストの測定精度を向上
	業務粗利益経費率	70.07	66.06	▲ 4.01	
	中小規模事業者等向け貸出残高	1,176	1,179	3	
	同 貸出比率	27.49	29.07	1.58	
	経営改善支援先割合	8.44	8.74	0.30	
<b>ぐんまみらい信用組合</b> (平成24年12月) [250億円]	コア業務純益 (百万円)	573	600	27	<b>○営業推進態勢の強化による貸出の増強</b> ー 約定平均利率の上昇を念頭に置き、組合全体の貸出金利回りの確保を意識し、貸出金のボリュームより利息収入額を重要視する方針へ転換 ー 相続信託商品や医療保険商品等の販売による収益力の強化 ー 補助金活用の提案、IT導入の提案、人材紹介等の提案セールスに一層注力しながら、適正金利の確保により貸出金利収入を増加  <b>○経営効率化への対応</b> ー 引き続きコスト意識の徹底を図り、生産性の向上を進めていく中で、店舗政策の見直しを実施し適正人員を確保したうえで収益力を考慮した適材適所の人員配置を実施  <b>○信用コスト削減のための取組強化</b> ー 総与信や保全不足が一定以上の重要な案件を慎重に審査する「理事長案件審査会」や、企業支援対象先や大きな業況変化があった先等の個別重要取引先への対応を協議する「対応方針検討協議会」を定期的に関催するなど審査・管理態勢の継続的な取組強化 ー 総合コンサルティング部を創設するとともに、外部機関とも連携のうえ、支援先の経営課題の分析・把握、経営課題の解決を図るための方策の提案等の経営支援を実施
	業務粗利益経費率	83.97	79.22	▲ 4.75	
	中小規模事業者等向け貸出残高	1,160	1,171	10	
	同 貸出比率	33.88	36.59	2.71	
	経営改善支援先割合	89.58	89.62	0.04	

## 金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑥【宮古信用金庫・気仙沼信用金庫】

（令和3年9月28日（火）公表）

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<p><b>宮古信用金庫</b> (平成24年2月) [100億円]</p>	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 顧客ニーズにきめ細かく対応できる相談機能・顧客支援機能に係る体制の強化</li> <li>－ 各種研修やOJTを通して、コンサルティング機能等を発揮できる人材を育成</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進）</li> <li>－ 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用</li> <li>－ 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進</li> <li>－ 経営相談、指導・助言、セミナーの開催及び外部機関との連携・協力関係の構築</li> <li>－ 外部機関等の専門的な知見、ノウハウ及び機能の活用</li> <li>－ 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>－ 営業店・本部が一体となった相談対応、M&amp;Aによる事業承継支援</li> <li>－ 「宮古市まち・ひと・しごと創生総合戦略市民推進委員会」に参画し、地方版総合戦略に掲げる具体的な施策の円滑な実施等を支援</li> </ul>
<p><b>気仙沼信用金庫</b> (平成24年2月) [150億円]</p>	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 復興支援部と企業支援部の機能を維持しつつ、効率的な業務運営に向けて本部組織の見直し等を引き続き検討するなど、体制を強化</li> <li>－ 外部機関が主催する研修やセミナー等に積極的に職員を派遣するとともに、金庫内での実務研修やOJTを通して、職員の能力向上に努め、課題解決型金融サービスの実現に向けて人材育成を推進</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進）</li> <li>－ 復興・創生の各段階に応じた融資商品の提供や既存商品の見直しの検討、外部機関と連携した融資商品等の活用</li> <li>－ 信用金庫業界や外部専門機関と連携し、ネット販売の促進やマーケティング力の向上等に係るセミナー等を開催することで販路開拓・拡大等を支援</li> <li>－ 中小企業を支援する「気仙沼ビジネスサポートセンター」の運営協議会メンバーとして地元事業者の課題解決や売上向上を支援</li> <li>－ 外部機関等の専門的な知見、ノウハウ及び機能の活用</li> <li>－ 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>－ 営業店・本部が一体となった相談対応、M&amp;Aによる事業承継支援</li> <li>－ 気仙沼市及び気仙沼商工会議所との包括連携協定に基づき、地方版総合戦略に掲げる取組みを推進</li> </ul>

## 金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑦【石巻信用金庫・あぶくま信用金庫】

（令和3年9月28日（火）公表）

信用金庫名 (時期) [資本参加額]	新計画における主な取組み
<p>石巻信用金庫 (平成24年2月) [180億円]</p>	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2018年に新設した「総合相談センター」等を中心に、引き続き顧客からの各種相談にきめ細かに対応</li> <li>- 地域の復興計画の進展等に留意しつつ、引き続き、適切な人員配置、店舗網の再整備等を促進</li> <li>- 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮する人材を育成</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策（主なもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進）</li> <li>- 外部機関と連携しながら、復興・創生の各段階に応じた融資商品の見直しや新商品の開発を実施</li> <li>- 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進</li> <li>- 経営相談、指導・助言、セミナーの開催及び経営情報の提供等を通して創業・新規事業開拓を支援</li> <li>- クラウドファンディングを含む創業支援ファンドを活用した資金調達を支援</li> <li>- 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>- 事業承継業務事務取扱要領の制定により事業承継相談スキームを確立するとともに、引き続き外部機関と連携しながら、事業承継支援機能を強化</li> <li>- 石巻市、東松島市及び女川町との地方創生に関する包括連携協定に基づき、地域産業の活性化を積極的に推進</li> </ul>
<p>あぶくま信用金庫 (平成24年2月) [200億円]</p>	<p><b>○復興に資する方策の実施態勢の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「お客様サポート室」を中心に、顧客の相談・要望事項等に適切かつ迅速に対応し、幅広い金融商品・金融サービスを提供できる体制を強化</li> <li>- 引き続き、地域の復興・創生を果すために顧客との重要な接点のひとつである営業店体制を再構築</li> <li>- 外部研修等への積極的な職員派遣及び継続的な研修実施等による職員の能力向上に努め、コンサルティング機能を発揮するために必要な専門的スキル・ノウハウを持った人材を育成</li> </ul> <p><b>○復興に資する具体的な方策（主なもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進（事業性評価に基づく融資等の促進）</li> <li>- 外部機関と連携しながら、復興・創生の各段階に応じた融資商品の見直しや新商品の開発を実施</li> <li>- 信用金庫業界のネットワーク等を活用したビジネスマッチング等による販路開拓・拡大等支援の取組みを積極的に推進</li> <li>- 経営相談、指導・助言、セミナーの開催及び経営情報の提供等を通して創業・新規事業開拓を支援</li> <li>- 事業再生支援の取組みにおける中小企業再生支援協議会、事業再生支援ファンド等の活用、DDS等による金融支援</li> <li>- 外部機関と締結した「M&amp;A業務協定」を活用しながら、事業承継に係る支援機能を強化</li> <li>- 南相馬市をはじめ、11市町村と締結した地域密着総合連携協定に基づき、地方創生に向けた取組みを積極的に推進</li> </ul>

金融機能強化法（震災特例）に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑧【相双五城信用組合・いわき信用組合・那須信用組合】

（令和3年9月28日（火）公表）

信用組合名 （時期） [資本参加額]	新計画における主な取組み
<p>相双五城 信用組合 （平成24年1月） [160億円]</p>	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 夜間融資相談会を開催することでローンセンターの機能強化を図り、資金需要対応に加え、条件変更等の早期対応を実施</li> <li>－ 広範囲な営業地区の中で、融資推進強化店舗と預金推進強化店舗の設定を継続し、メリハリのある営業を推進</li> <li>－ 各種研修会への積極的な参加を促し、OJTを充実することで若手職員を育成</li> </ul> <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 経営改善支援コーディネーター（顧問中小企業診断士）の派遣、「福島県産業復興相談センター」の専門家派遣支援等の活用</li> <li>－ 業界及び地域のネットワークを活用した情報収集を行い、顧客に対して迅速な情報提供や支援を実践</li> <li>－ 職域提携により、提携先従業員のライフサイクルに応じた資金需要に対し、引き続き優遇商品を提供</li> </ul>
<p>いわき 信用組合 （平成24年1月） [200億円]</p>	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 顧問の中小企業診断士による常設の相談対応に加え、よろず支援拠点等の専門家派遣を活用し、相談機能を充実</li> <li>－ 支店長公募制度（2012年3月から導入し、2021年3月現在で17名を登用）を継続し、復興・創生や営業力強化に高い意欲を持った支店長を積極的に登用</li> <li>－ 被災地の現状と復興の進捗状況を踏まえ、店舗毎の特性を考慮した店舗戦略の見直しを実践</li> </ul> <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 顧客に対し、公的補助金等の有益な情報を迅速に提供するため、引き続き、当組合が主催している経営者交流会の会員向けにメールサービス等を実施</li> <li>－ 復興の進捗状況により変化するニーズを的確に捉え、新商品を開発・提供</li> <li>－ ビジネスマッチング交流会を定期的に開催し、取引先のニーズを踏まえた販路拡大を支援</li> </ul>
<p>那須 信用組合 （平成24年3月） [70億円]</p>	<p>○復興に資する方策の実施態勢の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 「事業再生支援チームなすしん」と「融資専門担当者（チームHOT）」が連携し、中小規模事業者へのモニタリングを強化</li> <li>－ 東日本大震災による災害復旧資金として金利を優遇した商品、職域提携商品、保証会社を付けない商品等、ライフサイクルに合わせた商品の提供を継続し、生活支援の取組みを強化</li> <li>－ 全信組連や栃木県信用保証協会等が開催する外部研修やセミナーに積極的に参加し人材を育成</li> </ul> <p>○復興に資する具体的な方策(主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 地方公共団体等との連携を強化し、地方創生や地域経済の活性化に向けた取組みを実施</li> <li>－ 栃木県中小企業再生支援協議会等の外部支援機関との連携により、顧客ニーズに合わせた支援を実施</li> <li>－ 地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIもっと」の活用</li> </ul>

## 金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（令和3年9月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
福邦銀行	平成21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	平成21年 9月30日	200億円
三十三銀行（第三銀行）		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	平成21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	平成22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	平成24年12月28日	250億円
豊和銀行	平成26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	平成26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	平成27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	平成28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	平成29年12月22日	100億円
全国信用協同組合連合会	令和 2年 3月31日	92億円

（注1）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

（注2）三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立。

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

## 1. 経営改善の目標

### 1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	2	1	3	+ 5	+ 2	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
南日本	20	11	14	+ 8	+ 3	資金利益が貸出金利息が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	25	26	▲ 19	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費が物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
三十三(第三)(※)	99	16	28	▲ 43	+ 11	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや役務取引等利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
東 和	53	20	35	+ 17	+ 14	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったこと等により計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	26	11	14	+ 3	+ 3	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
北 都	31	18	25	+ 18	+ 6	役務取引等利益が計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	9	4	7	+ 5	+ 2	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや経費が人件費・物件費の削減により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	11	5	6	+ 2	+ 1	資金利益が有価証券利息配当金が計画を上回ったことにより計画を上回ったことや役務取引等利益が計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。

(注)「始期比」は、令和3年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

(※)三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	71.42	70.62	<b>65.73</b>	▲ 5.69	▲ 4.89	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
南日本	64.17	65.70	<b>60.82</b>	▲ 3.35	▲ 4.88	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
みちのく	70.99	72.26	<b>67.76</b>	▲ 3.23	▲ 4.50	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
三十三(第三)(※)	59.50	69.63	<b>67.53</b>	+ 8.03	▲ 2.10	経費(機械化関連費用を除く)は計画を上回ったものの、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	68.84	73.86	<b>62.03</b>	▲ 6.81	▲ 11.83	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	74.79	70.67	<b>67.75</b>	▲ 7.04	▲ 2.92	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
北 都	78.59	76.57	<b>69.92</b>	▲ 8.67	▲ 6.65	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、役員取引等利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	69.44	69.11	<b>65.44</b>	▲ 4.00	▲ 3.67	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったことにより業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	68.40	68.39	<b>65.55</b>	▲ 2.85	▲ 2.84	経費(機械化関連費用を除く)が計画を下回ったほか、資金利益が計画を上回ったこと等により業務粗利益が計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

(※)三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

## 2. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,632	1,645	<b>1,707</b>	+ 75	+ 62	本業支援に注力した結果、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金(現預金)を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.76	37.23	<b>34.99</b>	▲ 1.77	▲ 2.24	
南日本	残高	3,491	3,569	<b>3,799</b>	+ 308	+ 230	事業者への全先訪問の実施を通じた資金繰り・本業支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金(現預金)を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	44.39	44.23	<b>43.29</b>	▲ 1.10	▲ 0.94	
みちのく	残高	5,315	5,362	<b>5,215</b>	▲ 100	▲ 147	地元のミドルリスク層へのアプローチ強化等に取り組んだ一方で、県外融資を抑制したことなどから貸出残高は計画を下回った。また、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率も計画を下回った。
	比率	22.54	22.54	<b>21.64</b>	▲ 0.90	▲ 0.90	
三十三(第三) (※)	残高	13,135	13,160	<b>13,045</b>	▲ 90	▲ 115	合併後の営業体制の変化等の影響により営業活動が計画通りに進捗しなかったこと等から、貸出残高は計画を下回った。また、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率も計画を下回った。
	比率	30.61	31.37	<b>30.17</b>	▲ 0.44	▲ 1.20	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,176	1,176	<b>1,164</b>	▲ 12	▲ 12	役員によるトップセールスや新型コロナウイルス感染症の影響が比較的少ない特定業種の融資推進に取り組んだものの、計画を大きく上回るペースで不良債権処理が進捗したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	27.49	27.88	<b>27.19</b>	▲ 0.30	▲ 0.69	
東 和	残高	8,018	8,048	<b>8,058</b>	+ 40	+ 10	「TOWAお客様応援活動」を通じた資金繰り支援や本業支援に積極的に取り組んだこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金(現預金)を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	31.52	31.52	<b>31.02</b>	▲ 0.50	▲ 0.50	
高 知	残高	4,565	4,567	<b>4,482</b>	▲ 83	▲ 85	新型コロナウイルス感染症の影響による環境・エネルギー分野での工事の遅延や実質無利子・無担保融資を活用した資金需要が一段落したこと等から、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	37.00	37.87	<b>36.95</b>	▲ 0.05	▲ 0.92	
北 都	残高	3,531	3,532	<b>3,556</b>	+ 24	+ 23	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金(現預金)を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	22.69	22.70	<b>22.31</b>	▲ 0.38	▲ 0.39	
宮崎太陽	残高	3,051	3,071	<b>3,102</b>	+ 51	+ 31	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したことから、貸出残高は計画を上回った。なお、資金繰り支援のための資金(現預金)を確保したこと等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	36.84	36.90	<b>35.94</b>	▲ 0.90	▲ 0.96	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,160	1,160	<b>1,178</b>	+ 18	+ 18	営業運転資金(伴走支援型特別保証制度等)の需要が高まったこと等から、貸出残高は計画を上回った。なお、預け金残高等の増加によって総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	33.88	34.73	<b>33.63</b>	▲ 0.25	▲ 1.10	
豊 和	残高	2,530	2,664	<b>2,829</b>	+ 299	+ 165	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている取引先への資金繰り支援に注力したことから、貸出残高は計画を上回った。なお、新型コロナウイルス感染症対策の給付金等による預金の増加等から総資産が増加したため、比率は計画を下回った。
	比率	43.73	45.53	<b>44.32</b>	+ 0.59	▲ 1.21	
東京厚生 (信用組合)	残高	283	298	<b>293</b>	+ 10	▲ 5	役員によるトップセールスや提案型営業に取り組んだものの、不動産業向け貸出の大口返済等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	46.03	46.19	<b>46.10</b>	+ 0.07	▲ 0.09	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	3,262	3,370	<b>4,185</b>	+ 922	+ 815	若手職員のノウハウ向上等の営業推進態勢の強化を行い、既存顧客向けの資金繰り支援を推進したことなどから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	65.22	65.56	<b>65.79</b>	+ 0.57	+ 0.23	
釧 路 (信用組合)	残高	297	302	<b>345</b>	+ 48	+ 42	訪問活動の中で得られた情報を蓄積した「渉外活動記録管理表」を活用し、本部・営業店が一体となってソリューション営業に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	32.37	32.90	<b>33.77</b>	+ 1.40	+ 0.87	
滋賀県 (信用組合)	残高	532	554	<b>620</b>	+ 87	+ 66	他金融機関からの人材派遣などによる営業推進体制の一層の強化等により、役職員一丸となって貸出金増強に取り組んだ結果、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.38	35.14	<b>35.80</b>	+ 1.42	+ 0.66	

(※)三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値



2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	令和3年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	13.39	13.65	<b>14.70</b>	+ 1.31	+ 1.05	補助金申請サポートや販路開拓「ふくほうトップラインサポート」等のコンサルティングサービスに積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
南日本	2.59	2.64	<b>3.90</b>	+ 1.31	+ 1.26	創業・新事業支援や経営改善支援先の本業支援を通じた事業再生に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
みちのく	11.95	12.25	<b>12.28</b>	+ 0.33	+ 0.03	伴走型の事業承継支援「みちのく銀行事業承継サポートサービス」やビジネスマッチング等の経営相談に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
三十三(第三)(※)	8.04	8.06	<b>8.43</b>	+ 0.39	+ 0.37	M&A情報の一元化やコンサルティング営業部の人員を増員したこと等により事業承継支援の体制強化を図り、積極的な支援に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	8.44	8.53	<b>9.22</b>	+ 0.78	+ 0.69	融資部融資課サポート担当及び総合相談センターが中心となり、外部機関・外部専門家と連携したきめ細かな経営相談、早期事業再生等に取り組んだこと等から、計画を上回った。
東 和	48.97	49.04	<b>56.28</b>	+ 7.31	+ 7.24	「TOWAお客様応援活動」を通じた経営改善計画策定支援や財務改善アドバイス等の経営改善支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
高 知	5.88	5.90	<b>6.52</b>	+ 0.64	+ 0.62	「営業サポート情報」の効果的な活用によるビジネスマッチングや経営改善計画策定支援等に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
北 都	17.49	17.62	<b>24.67</b>	+ 7.18	+ 7.05	フィデアグループのネットワーク等を活用したビジネスマッチングや経営改善計画策定支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
宮崎太陽	0.98	1.11	<b>1.34</b>	+ 0.36	+ 0.23	外部機関との連携による創業・新事業支援や外部の専門家を活用した経営相談支援に積極的に取り組んだこと等から、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	89.58	89.60	<b>86.82</b>	▲ 2.76	▲ 2.78	群馬県よろず支援拠点と連携した「経営相談会」を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で開催を見合わせたこと等から、計画の進捗に遅れが生じたため、計画を下回った。
豊 和	9.00	9.02	<b>9.37</b>	+ 0.37	+ 0.35	「Vサポート業務」を通じた売上改善等による経営改善支援や創業・新事業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	15.79	15.82	<b>20.28</b>	+ 4.49	+ 4.46	東京都の「地域金融機関による事業承継促進事業」に参画の上、各営業店が中小企業を往訪し、事業主に対する事業承継ヒアリングを多数実施したこと等から、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	19.10	19.73	<b>44.98</b>	+ 25.88	+ 25.25	新型コロナウイルス感染症対応で積極的に経営相談に応じたほか、経営改善計画の策定や外部専門家と連携した経営改善への取組みを行ったこと等から計画を上回った。
釧 路 (信用組合)	4.26	4.33	<b>4.50</b>	+ 0.24	+ 0.17	経営改善支援先に対して、専門家派遣や既存の保証契約の適切な見直しを行うなど、事業承継支援や担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	41.74	41.89	<b>43.29</b>	+ 1.55	+ 1.40	事業支援グループ・審査部・業務部・営業店間や外部支援機関との連携により取引先への提案・相談対応を強化したことなどから、計画を上回った。

(※)三十三銀行は、令和3年5月1日、三重銀行及び第三銀行の合併により設立しており、「計画始期の水準」は両行合算の数値

# 金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 令和3年9月期の実施状況の概要

## 1. 中小企業金融の円滑化の目標

### 1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	令和3年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同 組合連合会	残高	5,837	+ 6,559	特定信用組合（資本支援を行った13信用組合）において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進、成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	34.89		

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

### 2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	令和3年9月期	始期比	コメント (実績と計画の比較)
		実績		
全国信用協同組合 連合会	9.76	19.77	+ 10.01	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援等に取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った13信用組合の合算値(但し、実績値は旧信用組合岡山商銀を合併した横浜幸銀信用組合の計数を含む。)

**金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における  
「経営強化計画の履行状況（令和3年9月期）」の概要**

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
仙台銀行	平成23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	平成24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	平成24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	平成24年 3月30日	70億円
東北銀行	平成24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	平成24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(平成23年9月)	300億円(平成24年12月)	350億円(平成23年9月)	100億円(平成24年9月)

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仙台地区の営業店を法人特化店舗とし仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コンサルティングサポート委員会」で決定した支援策に基づき、個社別に本部と営業店が一体となって協議を行う「コンサルティングサポート協議会」を開催し、債務者区分に関わらず経営課題を抱える地元中小企業に対して、本業支援の実践による取引先の持続的成長や地域の活性化に貢献していく態勢を構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域応援部」、「支店統括部」、「融資管理部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援のための本部サポートを強化</li> <li>地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(令和3年度上期:成約実績9件)(仙台、きらやか)</li> <li>復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(仙台、きらやか)</li> <li>経営者の課題を解決するための「福利厚生の本業支援」や「経営管理の本業支援」として、サブスクリプション型サービスの「ふっくりパッケージ」「共に生きるクラブ」を提供(きらやか)</li> <li>クラウド型の経営支援プラットフォーム「Sendai Big Advance」のサービスを通じて、経営に役立つ様々なツールを提供することで、取引先の更なる事業拡大や効率化をサポート(仙台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ミドルリスク先の企業実態や成長可能性を適切に評価し、積極的な資金提供や経営改善・成長戦略への伴走型の支援を実施(令和3年度上期 目標:440億円、実績:442億円(+2億円))</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地元中小企業に対し、返済負担を軽減するため、証書貸付の一本化などによる返済見直し「リファイナンスプラン」を積極的に実施(令和3年度上期 件数:553件、金額:159億円)</li> <li>販路拡大支援も兼ねた福利厚生支援サービス「ハッピーエールサポート」を令和3年2月より開始(令和3年9月期 申込件数:2,144件 加入従業員数:27,076人)</li> <li>震災以降、地域社会の持続的成長を支援している、「SDGs推進プロジェクト『あゆみ』」の取組みを推進(震災関連融資実績:令和3年度上期:3,852件)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続</li> <li>財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化の一環として、平成30年9月よりプロパー短期継続融資「グローリング」の取扱いを開始(令和3年9月期11件/12.2億円)</li> <li>ローカルベンチマークを取り入れた事業性評価シートを活用</li> <li>営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(令和3年9月期:登録117件)</li> </ul>		
被災者向け新規融資	事業性 消費性	9,129先/3,271億円 4,596先/248億円	1,452件/425億円 150件/19億円	69,742件/9,138億円 13,927件/1,755億円	3,833件/946億円 660件/113億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 346先/41億円	643件/200億円 104件/18億円	3,649件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】R3/9期の貸出金残高		8,471億円	1兆43億円	1兆8,504億円	6,305億円
産業復興機構の活用(注1)		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用(注1)		決定68先	決定7先	決定27先	決定55先
個人版ガイドライン・自然災害ガイドラインの活用(注2)		成立43件	成立4件	—	成立18件

※ 計数は令和3年11月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

# 金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	100億円(平成24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(平成24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(平成24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(平成24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

## 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度以降、物流の拠点化が期待され、経済環境が好調な釜石地区の重点開拓のため、大渡支店の増員と人材強化を行い、積極的な営業活動を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月、震災以降に盛支店内で営業を続けてきた大船渡支店を新築移転し、通常営業を開始したことで、被災した全ての店舗の再建が完了</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々な顧客ニーズへの対応のために、法人営業部と新分野推進室を統合して「総合相談センター」に改組し、若手職員へのOJT指導、外部講師を招いた実務研修等を行い、人材育成を促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月、円滑な災害支援活動のために、災害発生時には本部・営業店を一時避難場所として提供することなどを内容とする「災害時における支援協力に関する協定」を南相馬市と締結</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年8月、商工会議所主催の「創業スクール」の講師として、金融機関との取引方法や具体的な支援事例を紹介するなど、事業者の創業活動を支援</li> <li>・より実践的なコンサルティングスキルの修得のために、各営業店において若手職員を対象としたロールプレイング研修を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小・零細事業者が抱える経営課題を伴走支援する公的支援機関「気仙沼ビズ」の運営に参画し、PRパンフレットの作成協力や金庫取引先への活用促進を実施</li> <li>・他金庫と連携し、専門コンサルタントを招いた食品取扱事業者向けの「販路開拓オンライン相談会」を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年4月、「いしのまきSDGsパートナー」制度に登録し、経営者向けセミナーの開催やフードバンク、カーシェアリング活動の支援を実施</li> <li>・環境保全型植物工場、カフェ及び直売所を新設し、規格外野菜の利用や6次産業化を推進する事業者に対し、他金融機関と連携した金融支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年7月、中小企業へのソリューション提供を強化するため、福島県内全8金庫と商工組合中央金庫で「事業再生・経営改善支援に関する業務協力契約」を締結</li> <li>・南相馬市が掲げる事業の一環として、ロボット関連ベンチャー企業への支援強化を目的とした地域産業活性化に関する連携協定を同市と締結</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	1,749先/222億円 728先/64億円	3,181先/644億円 780先/61億円	1,037先/507億円 1,089先/156億円	2,228先/852億円 619先/85億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	274先/137億円 92先/8億円	128先/62億円 296先/11億円	239先/105億円 108先/13億円	560先/326億円 497先/42億円
<b>【参考】 R3/9期の貸出金残高</b>		284億円	487億円	786億円	939億円
産業復興機構の活用(注1)		決定24件	決定29件	決定36件	決定5件
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)		決定46件	決定27件	決定57件	決定5件
個人版ガイドライン・自然災 害ガイドラインの活用(注2)		成立11件	成立26件	成立39件	成立2件

※ 計数は令和3年11月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

## 金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 令和3年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
<b>資本参加額 (資本参加時期)</b>	160億円(平成24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(平成24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(平成24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

### 被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

<b>① 実施体制の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症や福島沖地震等の自然災害の影響を受けた事業者からの相談に対応するため、個別訪問活動を強化するとともに、各ローソンセンターにおける夜間融資相談会を開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士等の外部専門家による事業者の経営課題解決に向けた相談窓口を常設し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談についても積極的に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の金融支援に取り組むため、引き続き全営業店に各種相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者からの相談にも常時対応</li> </ul>	
<b>② 具体的な取組み</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・包括的連携協定書を締結する8市町へ地方振興寄附金を贈呈するとともに、当組合の主催イベントにて、営業エリア内の宿泊・飲食業者等の利用券等を景品として提供</li> <li>・地域のニーズの変化に対応し、飲食業からフィットネスジム事業への転換を検討する事業者に対し、事業再構築補助金の活用を提案し、申請手続きを支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者の高齢化に伴って拡大する、多様な事業承継に関する支援ニーズに対応するため、日本政策金融公庫やM&amp;A仲介プラットフォーム、人材紹介会社等をはじめとする外部機関との連携を強化</li> <li>・中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローアップまでトータルサポートする商品を提供することで、事業者の創業・新事業開拓を引き続き支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年10月、地域事業者の販路拡大、広告宣伝、テストマーケティング等を支援するクラウドファンディング「MOTTAINAIみらい」を活用した、取引先事業者の応援策「しんくみ新型コロナ対応事業者応援プロジェクト」に参加し、3件のプロジェクトを登録</li> <li>・令和3年7月、「株式会社サクシード」と業務提携し、事業承継問題を抱える中小規模事業者に対する事業承継支援サービスの提供を開始</li> </ul>	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	650先/215億円 310先/45億円	177先/392億円 68先/11億円	4,459件(460先)/505億円 152件(86先)/4億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	729件/197億円 228件/20億円	211先/230億円 68先/8億円	4,129件/453億円 210件/29億円
【参考】 R3/9期の貸出金残高		414億円	1,188億円	449億円
産業復興機構の活用(注1)		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用(注1)		決定3先	決定9先	決定3先
個人版ガイドライン・自然災害 ガイドラインの活用(注2)		成立2件	成立3件	—

※ 計数は令和3年11月末時点

(注1) 「産業復興機構」及び「東日本大震災事業者再生支援機構」については、令和3年3月末をもって新たな支援申込の受付を終了している。

(注2) 「個人版ガイドライン」の適用は令和3年3月末をもって終了し、令和3年4月以降の東日本大震災の被災者への支援には、「自然災害ガイドライン」を適用。

## 金融機能強化法に基づく変更後の「経営強化計画」の概要【みちのく銀行】

(別紙5)

(令和4年3月23日公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (R3/3期)	計画終期 (R6/3期)	始期比	経営改善の目標を達成するための主な取組み	
みちのく銀行 (平成21年9月) [200億円]	現 計 画	コア業務純益	71	72	0	<b>○地域に寄り添ったコンサルティング営業の展開</b> ー 法人・個人営業担当者及び地区本部の連携強化による最適な提案への取組み ー 資産運用コンサルティング及び事業承継の専門職員を地区本部に配置するなど、スピーディかつきめ細かな支援への取組み ー 銀行アプリや通帳レス口座の提案や、インターネットバンキング等の非来店型サービスの利用の促進など、デジタル技術の活用による顧客利便性の向上と窓口業務スリム化の両立 <b>○生産性向上と経営資源の最適配賦による持続的成長の実現</b> ー 窓口業務を中心に効率化を進め、重点分野への人員シフトを実施（260名を削減するとともに、90名を法人・個人向けコンサルティング等の重点分野に配置） ー グループ内（リース会社、保証会社、カード会社、サービサー等）の連携を強化するなど、顧客への最適な金融機能提供への取組み
	業務粗利益経費率	70.99	65.32	▲ 5.67		
	中小規模事業者等向け貸出残高	5,315	5,449	134		
	同 貸出比率	22.54	22.83	0.29		
	経営改善支援先割合(※)	10.22 ⇒11.95	13.94	1.99		
	変 更 後 の 計 画	コア業務純益	71	71 (▲0)	0	<b>○地域に寄り添ったコンサルティング営業の展開</b> ー 法人・個人営業担当者及び地区本部の連携強化による最適な提案への取組み ー 資産運用コンサルティング及び事業承継の専門職員を地区本部に配置するなど、スピーディかつきめ細かな支援への取組み ー 銀行アプリや通帳レス口座の提案や、インターネットバンキング等の非来店型サービスの利用の促進など、デジタル技術の活用による顧客利便性の向上と窓口業務スリム化の両立 ー みちのく銀行・青森銀行がこれまで培ってきた様々なノウハウを結集することによる、コンサルティング機能の強化 <b>○生産性向上と経営資源の最適配賦による持続的成長の実現</b> ー 青森銀行との経営統合によるシナジー創出に向けて最適な店舗ネットワークを再検討するための人員配置計画の一部見直し（190名を削減するとともに、50名を法人・個人向けコンサルティング等の重点分野に配置） ー 2024年度に予定する青森銀行との合併を見据えた基幹系システムの統合及びサブシステムの統一化に向けた先行投資の実施
	業務粗利益経費率	70.99	68.37 (+3.05)	▲ 2.62		
	中小規模事業者等向け貸出残高	5,315	5,386 (▲63)	71		
	同 貸出比率	22.54	22.71 (▲0.12)	0.17		
	経営改善支援先割合	10.22 ⇒11.95	13.94 (-)	1.99		

(※) 創業・新事業開拓支援について、創業2年目以降の計画再策定や再策定に伴う金融支援を追加するなどの基準の変更を実施

(注) 「経営改善の目標」における( )内の数値は現計画からの増減額等

## 資金交付制度の概要

(別紙6)

- 人口減少地域等においてポストコロナの地域経済の回復・再生を支える金融機能を維持するため、合併・経営統合等を行う地域銀行等が、経営基盤強化の「実施計画」を作成して国の認定を受け、預金保険機構から資金の交付を受けることができる制度

### 制度の概要

<p><b>対象</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第1項】</p>	<p>事業の抜本的な見直しとして実施する<b>合併・経営統合等の経営基盤強化の計画</b>（「実施計画」）を作成して<b>国の認定</b>を受けた<b>地域銀行等</b></p>
<p><b>「実施計画」の記載事項</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第2項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>経営基盤強化の内容・時期</b></li> <li>・ <b>金融サービスの提供の維持</b>に関する事項</li> <li>・ <b>地域経済の活性化</b>に資する方策</li> <li>・ 計画の適切な実施に必要な<b>経営体制</b> 等</li> </ul>
<p><b>「実施計画」の認定要件</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第3項】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提供する金融サービスが<b>地域経済にとって不可欠</b></li> <li>・ <b>人口減少等</b>により金融サービスの<b>持続的提供が困難</b>となるおそれ</li> <li>・ <b>計画実施</b>により金融サービスの提供が<b>維持される</b>と見込まれる 等</li> </ul>
<p><b>交付額</b></p>	<p>経営基盤強化に必要な<b>追加的な初期コスト</b>（ITシステム投資等）の<b>一部</b></p>
<p><b>財源</b> 【改正金融機能強化法第43条の2等】</p>	<p>預金保険機構の<b>金融機能強化勘定</b>に属する<b>剰余金</b>を活用</p>
<p><b>監督等</b> 【改正金融機能強化法第34条の12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の履行状況を原則<b>5年間モニタリング</b></li> <li>・ 必要に応じ<b>監督上の措置命令</b></li> <li>・ 事業の抜本的な見直し（合併・経営統合の場合はその実行）が<b>実施されない場合には資金の返還</b>を求める</li> </ul>
<p><b>申請期限</b> 【改正金融機能強化法第34条の10第1項等】</p>	<p><b>2026年（令和8年）3月末（約5年間の申請期間を確保）</b></p>



## 金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る「実施計画」の概要【福邦銀行】

(令和3年9月28日(火)公表)

銀行名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
<p style="text-align: center;"><b>福邦銀行</b> (令和3年10月～ 令和9年3月) [14億円]</p>	<p>○<b>基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容</b></p> <p>(1)実施しようとする組織再編成等 ・2021年10月、福邦銀行の子会社となる予定</p> <p>(2)経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>①システム改修 ・両行共通の勘定系システムへの更改等 ・情報系システムの共同利用・クラウド化等</p> <p>②機器・装置の導入 ・営業店窓口端末の共通タブレットへの移行 ・共同ATMの開発等</p> <p>③店舗統廃合及び業務効率化 ・有人店舗の統廃合、空き店舗の売却等 ・本部機能の統合、営業部門の集約・強化</p> <p>○<b>地域経済の活性化に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者区分下位先への応援資金の実行、担保・保証に過度に依存しない融資の促進</li> <li>・北陸新幹線延伸を機会とした再開発事業等の需要に対する福邦銀行との協調融資等の積極的な実施</li> <li>・創業や新型コロナウイルス感染症に関する各種補助金の申請サポート、「ふくほうトップラインサポート」による販路開拓支援</li> <li>・「Fukuho Big Advance」による経営課題のトータルサポート</li> <li>・福邦銀行との人材派遣・人材紹介会社の共同運営</li> <li>・外部支援機関等との連携による抜本的な経営改善支援、産業基盤の喪失抑制のための事業承継・M&amp;A支援</li> </ul>

## 金融機能強化法に基づく資金交付制度に係る「実施計画」の概要【青森銀行・みちのく銀行】

(令和4年3月23日公表)

銀行名 (計画実施期間) [交付予定額]	実施計画における主な取組み
<p><b>青森銀行 みちのく銀行</b> (令和4年4月～ 令和9年3月) [30億円]</p>	<p>○<b>基盤的金融サービスの提供を維持するための経営基盤の強化のための措置の内容</b></p> <p>(1)実施しようとする組織再編成等 ・2022年4月に銀行持株会社(株式会社ブロックリアホールディングス)を設立し、その2年後の2024年度内を目途に合併予定</p> <p>(2)経営基盤の強化のための措置の内容</p> <p>①システム改修 ・基幹系システムの統一化 ・各種周辺システムの共通化 ・専門家の活用</p> <p>②機器・装置の導入 ・営業店の事務処理のための入力端末等の統一化</p> <p>③店舗統廃合 ・店舗及びATMの統廃合 ・本部組織の統合</p> <p>④合併・経営統合関連 ・店番・店名の変更等に係る周知 ・通帳・帳票類の変更 ・店舗看板の設置</p> <p>○<b>地域経済の活性化に資する方策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両行のノウハウの融合による、事業性評価を通じた経営者保証に依存しない融資の促進体制強化</li> <li>・担保・保証に過度に依存しない融資の促進に資するABL等の融資手法の積極的な活用</li> <li>・両行の顧客ネットワークや提携機関の相互活用によるビジネスマッチングの実効性向上</li> <li>・連結子会社のノウハウや提携機関とのネットワークを相互活用した人材紹介業務の拡大</li> <li>・経営統合により創出される多様な人材・投資余力の活用等による事業領域の拡大</li> </ul>

## 第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

### I 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015 事務年度以降、企業アンケート調査<sup>1</sup>を実施している。2021 事務年度では、前回に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大による企業の資金繰り状況のほか、地域金融機関に期待される支援等について確認した。

主な調査結果は以下のとおり。(別紙1参照)

- ・今後、金融機関から受けたいサービスは、「取引先・販売先の紹介」や「各種支援制度の紹介や申請の支援」といった売上や利益改善に直結するサービスが高い割合を占めるほか、「経営人材の紹介」や「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が上位となった。
- ・そのうち、手数料を支払ってもよいと回答した割合は、「経営人材の紹介」が5割弱と最も高く、次いで、「業務効率化（IT・デジタル化）に関する支援」が4割弱となっている。
- ・また、企業との課題共有に伴う共通理解の醸成については、金融機関が自社の経営課題等を把握しており、その分析結果等について納得感のあるフィードバックがあると回答した企業の割合は、6割弱となっている。
- ・メインバンクを変更していない理由として、企業の課題を共有する金融機関は、提供した融資等サービスや企業に対する事業理解が前向きに評価されている。一方で、企業の課題を共有されていない金融機関は、「取引関係が長く、変更するのが手間だから」といった、消極的な回答がおよそ半数を占めた。

### II 金融仲介機能の拡がりを支える組織運営

#### 1. 客観的な自己評価による取組み高度化の後押し

金融機関が自身の経営理念や事業戦略等を実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を客観的に評価・点検し、必要かつ効果的な改善を図っていく組織的運営が重要となる。

こうした観点を踏まえ、金融庁では、2016年9月に「金融仲介機能のベンチマーク」を策定・公表した。これまでも、この趣旨の理解・浸透を図るとともに、金融庁の取組みのあり方を見直す観点から金融機関と議論を重ねてきたが、

- ・当局との金融仲介業務に係る対話では、個々の施策や成果の良し悪しに終始するのではなく、全体を俯瞰し、経営の目標や施策の背景・趣旨等を互いに共有したうえで、どのような金融仲介機能が発揮できているのかを対話することが有効ではないか

<sup>1</sup> 企業アンケート調査：地域金融機関をメインバンクとする中小・小規模企業を中心とする約3万社に調査票を送付し、10,867社から回答を得た（回答率：約36%、調査期間：2022年2月21日～3月25日）。

との金融機関の声を踏まえ、当局と金融機関との間で、様々な取組みと期待する効果の相互の関係性等を構造的に整理し共有するイメージ・考え方を示したフレームワークを試作した（別紙2参照）。

このフレームワークは金融機関との対話等を通じて柔軟にブラッシュアップされるものであること、金融機関のビジネスモデルは広範にわたるものであり、このフレームワークで網羅しきれものではないことに留意する必要がある。

なお、「金融仲介機能のベンチマーク」の指標は、各金融機関が客観的な自己点検等を行うにあたり、必要な項目選定の参考に供するものであることから、計数についての定期的な当局への報告は、2022年3月末分以降、求めないこととした。

## 2. 金融仲介の取組みの「見える化」

「成長戦略フォローアップ」（2019年6月21日公表）を踏まえ、2019年9月、金融機関の取組みの「見える化」を推進するため、「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定した。

これに基づき、主要行等及び地域銀行は、2019年度下期以降、半期ごとにKPIを公表しており、金融庁でも、各行が公表したKPI及び公表ウェブページアドレスを集約のうえ、金融庁ホームページにて公表している。

## III Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)

地域経済の活性化・課題解決、地域金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に資する創意工夫やアイデアの創出に向け、様々なバックグラウンドを持つ関係者が議論する場であるRegional Banking Summit (Re:ing/SUM) を、2020事務年度の名古屋・広島に引き続き、2021事務年度においてもオンライン配信で開催した。

今回は、地域銀行を中心とした金融機関役職員が登壇し、「事業者支援」に留まらない「SDGs・ベンチャー」、「金融教育・金融リテラシー」、「超高齢社会・子どもの貧困問題」等、幅広いテーマについて、多様な有識者と議論を繰り広げた。

アーカイブ配信を含め、2022年4月末時点、累計9,769アクセスと、地域金融への関心を寄せる多くの方々に視聴された。（別紙3参照）

## IV 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討（別紙4参照）

2019年3月より、公益社団法人商事法務研究会に設置された「動産・債権を中心とした担保法制に関する研究会」において、担保法制の見直しに関する議論が始まり、2021年4月より、法務省「法制審議会担保法制部会」において、担保法制の見直しに関する議論が行われている。

担保制度は融資実務や事業再生実務を形づくる重要な要素の1つであることから、金融庁としても議論に参加し、事業者の資金調達の選択肢を広げられるような新たな担保制度を提案すべく検討を進めている。

2021年10月には、前年11月に設置した「事業者を支える融資・再生実務のあり

方に関する研究会」において、不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資を制度的に後押しする観点から、事業全体に対する担保制度として事業成長担保権（仮称）の可能性について、様々な実務関係者等から得られた意見も踏まえ、その制度設計や実務上の課題等を議論した。2021年11月、前年12月に公表した論点整理の改訂版を「論点整理2.0」として公表した。<sup>2</sup>

また、全資産担保を活用した米国の融資・再生実務や銀行の体制について、委託調査を実施し、その報告書を2022年4月に公表した。<sup>3</sup>

## V 人材マッチングに関する取組み（別紙5参照）

地域企業における人材ニーズの高まりや監督指針改正（2018年3月）を受け、取引先中小企業への経営改善支援サービスの一環として、人材マッチング業務に取り組む金融機関が増加している。また、前述の企業アンケート調査の結果にも示されるように、企業が金融機関から受けたいサービスとして「経営人材の紹介」ニーズが高まっている。

政府としても、都市部の人材を地域に還流させ、地域経済を活性化させるために、人材マッチングに係る様々な施策を講じ、地域金融機関の人材マッチングに関する取組みを後押ししている。

金融庁では、2020年度から、大企業から地域の中堅・中小企業への新しい人の流れを創出し、転籍、兼業・副業、出向等、様々な形態での経営人材確保を支援する、「地域企業経営人材マッチング促進事業」を開始している。

具体的には、2021年10月に地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する人材プラットフォーム（「REVICareer（レビキャリア）」）の本格稼働を開始したほか、大企業の人材が地域企業の経営人材として必要なマインドセット・スキルセットを醸成するための研修・ワークショップも提供している。また、2022年2月には、多様な形態でのマッチングを後押しするため、地域企業への給付の対象を従来の転籍でのマッチングに加え、兼業・副業や出向も対象とするよう制度を拡充した。

## VI 事業者支援を後押しする取組み（別紙6参照）

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者は、地域・業種とも多岐にわたり、また多数に上っている。これまで金融機関は、資金繰りを中心に事業者に対する支援を進めてきたが、新型コロナウイルス感染症による影響の収束後を見据え、今後は一層の事業者支援への貢献が期待されている。

そこで、金融庁では、金融機関の事業者支援能力の向上を後押しするため、地域

<sup>2</sup> 「事業者を支える融資・再生実務のあり方に関する研究会」議論の整理2.0（2021年11月30日公表）  
<https://www.fsa.go.jp/singi/arikataken/rontenseiri2.pdf>

<sup>3</sup> 「全資産担保を活用した米国の融資・再生実務の調査」報告書（2022年4月8日公表）  
<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20220408/20220408.html>

金融機関等の現場職員の間で、地域・業態・組織を超えて、実践的な事業者支援のためのノウハウや知見を共有できる横のつながりの実現を目指した「共助」の取組みの後押しを進めてきた。具体的には、2021年1月、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の協力の下、「地方創生カレッジ」内に、地域金融機関及び信用保証協会の職員向けの事業者支援ノウハウ共有サイトを開設した。当該サイトでは、外部の有識者や参加者自身を講師としたオンライン勉強会や意見交換会を定期的に開催している。また、参加者の要望により、2022年4月には、具体的な支援手法や日常業務に係る質問・疑問の投稿を可能としたソーシャルネットワーキング機能を強化した新サイトに移行するなど、参加者同士の横のつながりを実現しやすい環境を整えた。さらに、意見交換会や講演会に金融機関出身の職員を派遣するなど、各地域内で広がりつつある事業者支援のノウハウ共有の取組みを後押しした。

また、「成長戦略フォローアップ（2021年6月18日閣議決定）」を踏まえ、地域金融機関等による経営改善支援の効果的・効率的な実施を促進するために、2022年4月から、委託調査によりAI等を活用した経営改善支援の効率化に向けた研究や、地域金融機関等の現場職員による事業者に対する適切な初動対応に向けた業種別の着眼点の取りまとめに向けた検討を開始した。

## Ⅶ 地域課題解決支援チーム・地域金融支援室の取組み（別紙7参照）

2018年10月より、地域課題の解決に取り組みたいという思いをもった金融庁有志職員により「地域課題解決支援チーム」が立ち上げられた。同チームでは、地域の産学官金等の関係者ととともに、具体的な解決方法を一緒に考える場である「ダイアログ」で議論し、必要に応じて、同チームのネットワークから専門的な知見を有する有識者や実務家を紹介するなど、課題解決の伴走支援を実施してきた。

「ダイアログ」で議論して生まれた地域課題の解決に資する企画やスキームについて、地域の関係者ととともに地方自治体をはじめとする地域の関係者に対して提言し、採用された事例も出てきている。

2021事務年度の主な取組事例は、以下のとおりである。

### ① 地域主導によるダイアログの主な取組み

岩手県では、県内の地域銀行や信用金庫、地方自治体、地域商社等の職員が2020年10月に「岩手ダイアログ」を開始し、2021事務年度も前事務年度に引き続き「地域ブランドの振興」をテーマにダイアログを実施してきた。主な取組みとして、「岩手ダイアログ」の参加メンバーが地域ブランドの商品の販路を仲介することで、新たな販路開拓イベントへの出展や商談が実現したほか、常設の販売ブース設置にもつながった。2022年度以降は、地元の高校と連携した「地域ブランドの新商品開発」に向けた取組みについて、対話を継続していくこととしている。

## ② 霞が関ダイアログの開催

地域課題解決支援チーム及び地域金融支援室では、霞が関の公務員（中央省庁の担当者）が担当する施策を、地域金融機関や地方自治体等の職員に向けて直接発信する「霞が関ダイアログ」を開催し、2021 事務年度は、2021 年9月に2回、2022 年1月、2月、5月にそれぞれ1回の計5回開催した。

同ダイアログでは、中央省庁の担当者が担当する施策を一方向的に紹介するだけでなく、地域で実践する地域金融機関や地方自治体等の参加者が関心ある施策ごとに分かれて、施策担当者とともにグループセッションを行い、双方向の対話による施策の浸透と新たなネットワーク形成を目的にしている。

## ③ 金融庁と環境省との連携チームによる取組み

金融庁（地域金融支援室）と環境省は、2021 年3月、持続可能な地域経済社会の活性化に向けて、両省庁の知見やノウハウを持ち寄り、協働で取り組むことを目的とした「持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム」を発足し、地域経済エコシステムの形成に資する人的ネットワークの構築支援、地域課題解決に資する関係者とのパートナーシップの充実や人材の発掘・育成支援の取組みを実施した。

主な取組みとして、四国地方では、四国における持続可能な地域経済社会を目指すために、2021 年2月に立ち上げられた「ローカルSDGs 四国」（事務局：環境省中国四国地方環境事務所、四国環境パートナーシップオフィス）の要請を受けて、協力機関である四国財務局とともに、「森林活用」をテーマにした「持続可能な高知の森林活用ダイアログ」（2021 年6月）、「四国の森林活用ダイアログ」（2021 年11月、同年12月）の開催に向けた企画・運営等を支援し、地方自治体や地域の金融機関、企業、大学等のネットワーク形成を後押しした。

（注）上記ⅠからⅧに関する、金融仲介機能の質の改善等に向けた具体的な取組事例については、「金融仲介機能の発揮に向けたプロGRESSレポート」（2022 年6月30日公表）を参照。

## Ⅷ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドライン（以下、この項目において、ガイドライン）の積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開、円滑な事業承継、再チャレンジ、さらには創業を志す者の起業意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。

こうした観点から、経営者保証に依存しない融資慣行の確立は重要な課題であり、当庁として、以下のような取組みを実施した。

- ① ガイドラインの活用における優良な組織的取組事例をまとめた「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る組織的な取組み事例集」を改定公表（2021年10月）。（別紙8参照）
- ② 年末・年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関に対して、事業者への積極的なガイドラインの活用を大臣名で要請（2021年11月、2022年3月）。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方（以下、基本的考え方）」について営業現場の第一線まで浸透、定着を図るよう併せて要請（2022年3月）。（別紙9参照）
- ③ 当庁ウェブサイトで、民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2021年12月、2022年6月）。（別紙10参照）
- ④ 基本的考え方が公表（2022年3月）されたこと等を踏まえ、
  - 基本的考え方の積極的な活用を関係団体との意見交換会において要請（2022年3月）
  - 日本弁護士連合会に対し、ガイドライン及び基本的考え方を各弁護士会や、会員弁護士に広く周知、浸透を図ってもらうように要請（2022年4月）
  - 当庁ウェブサイトで、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理の取組みについて、金融機関の有効な取組みを事例集として公表。（2022年6月）（別紙11参照）
- ⑤ 当庁ウェブサイトで、主要行等及び地域銀行の「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」として、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」及び「事業承継時における保証徴求割合」を一覧性のある形で公表（2021年8月、2022年3月）。（別紙12参照）
- ⑥ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2022年6月末までに、160件の支援を決定。

## IX 中小企業の事業再生等に関するガイドライン

一般社団法人全国銀行協会を事務局とする「中小企業の事業再生等に関する研究会」において、2021年6月に公表された「成長戦略実行計画」を受け、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン（以下、事業再生等ガイドライン）」が2022年3月に策定された。これを受け、当庁として、以下の取組みを実施した。

- ① 事業再生等ガイドラインの積極的な活用を関係団体との意見交換会において要請（2022年3月）
- ② 年度末の金融円滑化要請の際に、金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対して、事業再生等ガイドラインの浸



透・定着に努めるよう要請（別紙 13 参照）。

## X 金融仲介の質の向上に向けた取組み等

各財務（支）局において、地域の実情や課題に応じ、金融機関間の知見・ノウハウの共有に資する取組み（各種会議の開催等）を実施した（2021 年 8 月～2022 年 6 月）。具体的には、有識者による事業者支援の取組みに関する講演会や関係省庁とも連携した政府施策の説明会等を実施した。

## XI 認定支援機関による経営支援

2012 年 8 月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

なお、2022 年 6 月 30 日現在で、44,385 件の認定支援機関（うち金融機関 499 件）を認定している。

## XII 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC等を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

## XIII 金融の円滑化に向けた取組み

### 1. 中小企業金融の現状

#### （1）金融機関の貸出態度の判断

金融機関の貸出態度に関する判断指標である日銀短観の「貸出態度判断 D. I.」（D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比－「厳しい」と回答した社数構成比）は、2022 年 6 月期において +18（対前年同月比 +1）となっている。（別紙 14 参照）

#### （2）融資残高等

2022 年 6 月の民間金融機関の法人向け融資残高について、中小企業向けが対前年同月比 3.0%の増加、中堅・大企業向けが同 2.7%の増加となっている。（別紙 15 参照）

## 2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

### (1) 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

#### ア. 貸付条件の変更等の実施状況

リーマン・ショック以降、報告を求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告は、条件変更等の取組みが金融機関に定着してきたことを鑑み、2018年度の計数の報告をもって一旦休止した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、再度事業者等の資金繰り支援の状況について確認する必要が出てきたことから、条件変更等の取組み状況(金融円滑化法と同様に「貸付けの条件変更等の申込み数」、「うち、条件変更を実行した数」、「うち、謝絶した数」等)について改めて報告を求め(銀行法第24条等による報告徴求)、実績を公表している。なお、足元の条件変更等の実行率は約99%で推移している。(別紙16参照)

#### イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

### (2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

#### ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るといふ金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2021年11月24日及び2022年3月7日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から新型コロナウイルス感染症の影響拡大・長期化を踏まえた金融の円滑化に係る要請を行うとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

#### イ. 文書による要請

2021年11月24日や2022年3月8日をはじめとして、累次にわたり、金

融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。(別紙9参照)

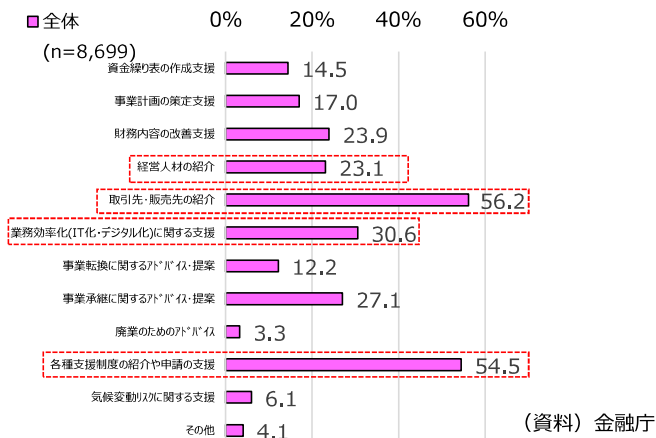
# 企業アンケート調査の結果

(注) 2022年2月21日から同年3月25日までの調査。約1万社の中小・小規模企業等から回答。

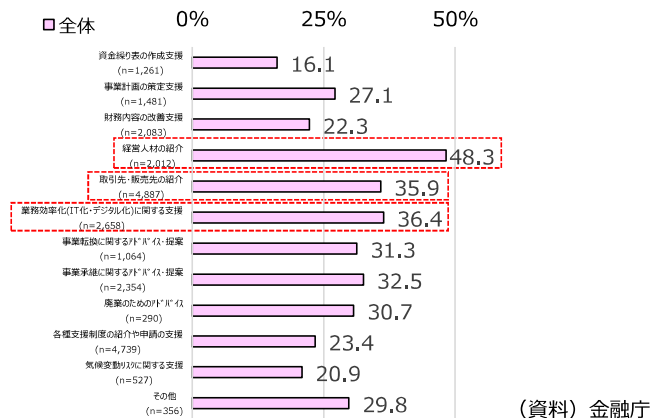
(別紙1)

## ■ 新型コロナウイルス感染症の影響下における企業の資金繰り状況のほか、地域金融機関に期待される支援等を確認。

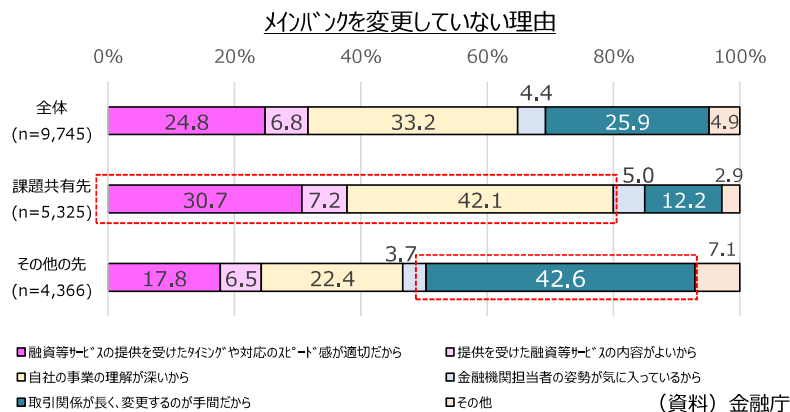
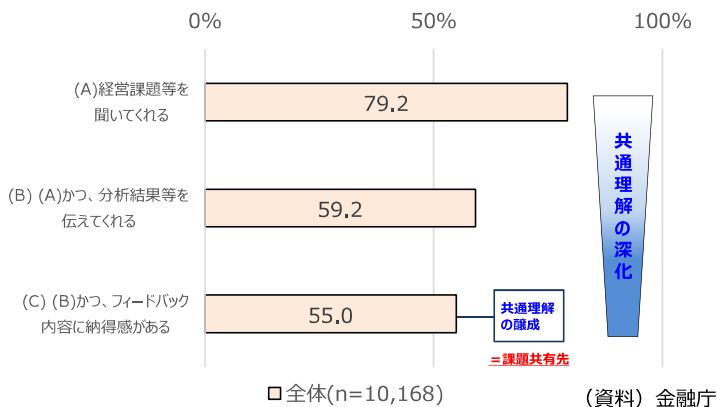
### 金融機関から受けたい支援サービス



### 手数料を支払ってもよいサービス



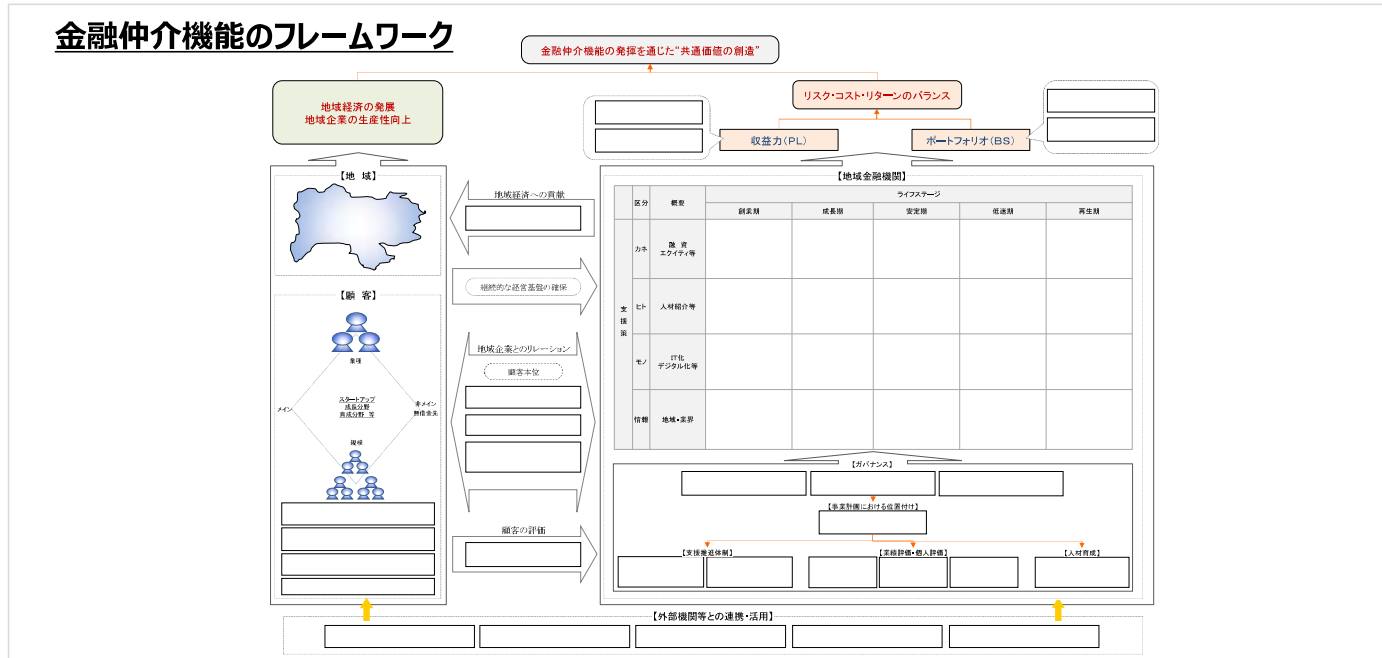
### 企業と課題について共通理解の醸成に至ることにより安定的な顧客基盤の確保につながる可能性



## 客観的な自己評価による取組み高度化の後押し

(別紙2)

- 金融機関が自身の経営理念や事業戦略等を実際の業務に反映し実現させていくためには、組織における取組みや得られた成果を、客観的に評価・点検し、見直すべき点に対して、必要かつ効果的な改善を図っていく組織的運営が重要。
- このため、当局との金融仲介業務に係る対話では、個々の施策や成果の良し悪しに終始するのではなく、全体を俯瞰し、経営の目標や施策の背景・趣旨等を互いに共有したうえで、金融機関がどのような金融仲介機能を発揮しているかを対話することが有効ではないかとの金融機関の声を踏まえ、当局と金融機関との間で、様々な取組みと期待する効果の相互の関係性等を構造的に整理し共有するイメージ・考え方を示したフレームワークを試作。



(注) 「金融仲介機能のベンチマーク」(2016年9月策定・公表)の55の指標は、あくまで各金融機関が自己点検等を行うにあたり、必要な項目選定の参考に供するものであることから、計数についての定期的な当局への報告については、2022年3月末分以降、求めない。

## 多様な関係者が「持続可能なビジネスモデルの構築」に関して議論する場（**Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)**）の開催

(別紙3)

- 2022年2月11日から3週間を「Re:ing/SUMウィークス」として、各週末に**オンライン配信**で開催。
- アーカイブ配信を含め、**2022年4月末時点、累計9,769アクセス**と、地域金融への関心を寄せる多くの方が視聴。
- **地域銀行を中心とした金融機関役職員**が、幅広いテーマについて、**多様な有識者と議論**。

### 【テーマ/プログラム】

地域銀行のビジネスモデル	金融教育・金融リテラシー	組織運営・活性化	SDGs・ベンチャー	事業者支援
オープニングリマークス 鈴木大臣	超高齢社会の 金融サービス	地方創生に向けた共通価値 の創造 ～地域金融機関と自治体と の新たな連携のカタチ～	地域とSDGs ～アパレル産業に学ぶ～	ノウハウ共有とAIの可能性
顧客・地域とに付加価値をも たらすような金融仲介の実現 に向けた組織運営のあり方	金融リテラシー向上の意義と 地域連携について	地域銀行の魅力発信委員会 ～組織活性化に向けたアンダー 35の主張～	地域の脱炭素産業エネルギー システム構築に向けて	地域経済と 事業再生の現場から
大企業からの新しい人の流れ ～人材マッチングで地域の未 来を拓く～	子どもの貧困問題解消に向け て地域金融機関が出来る7 つのこと	社外取締役の 役割発揮に向けて	ベンチャー育成を通じた日本 企業・経済の活性化と地域 金融機関との連携	まとめ
経営改善支援に取り組める 金融機関の組織・営業体制 における運用上の工夫 ～米国実務との比較～				クロージングリマークス 宗清政務官

## 事業者の持続的な成長等に資する担保制度の検討

(別紙4)

- 企業・経済の持続的な成長に向け、金融機関が**金融仲介機能の発揮を通じて顧客の多様なニーズに応えられることが重要。**
- 金融庁では、金融機関と事業者の緊密な関係構築のもと、**不動産担保や経営者保証によらない、事業性評価に基づく融資を制度的に後押し**するため、事業成長担保権の早期制度化に向け、検討。

<新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（2022年6月7日閣議決定）（抄）>

### （5）事業性融資への本格的かつ大胆な転換

D XやG X等に伴う産業構造の変化が生じている中、工場等の有形資産を持たないスタートアップ等にとっては、不動産担保や個人保証なしに融資を受けることは難しく、また、出資による資金調達だけでは経営者の持分が希薄化するため、成長資金を経営者の意向に応じて最適な方法で調達できるよう環境整備することが必要である。

こうした観点から、金融機関には、不動産担保等によらず、事業価値やその将来性といった事業そのものを評価し、融資することが求められる。スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できる制度を創設するため、関連法案を早期に国会に提出することを目指す。

## 全資産担保を活用した米国の融資・再生実務（米国地域銀行5行へのインタビュー調査結果）

### <米国の融資・再生実務の特徴>

- 第1の返済原資である事業キャッシュフローの有無が最も重要な判断基準。
- モニタリングを通じて、早期の問題検知や支援が可能となり、借り手の経営状況の悪化には、担保権実行に至る前に対応。

### <米国銀行の体制の特徴>

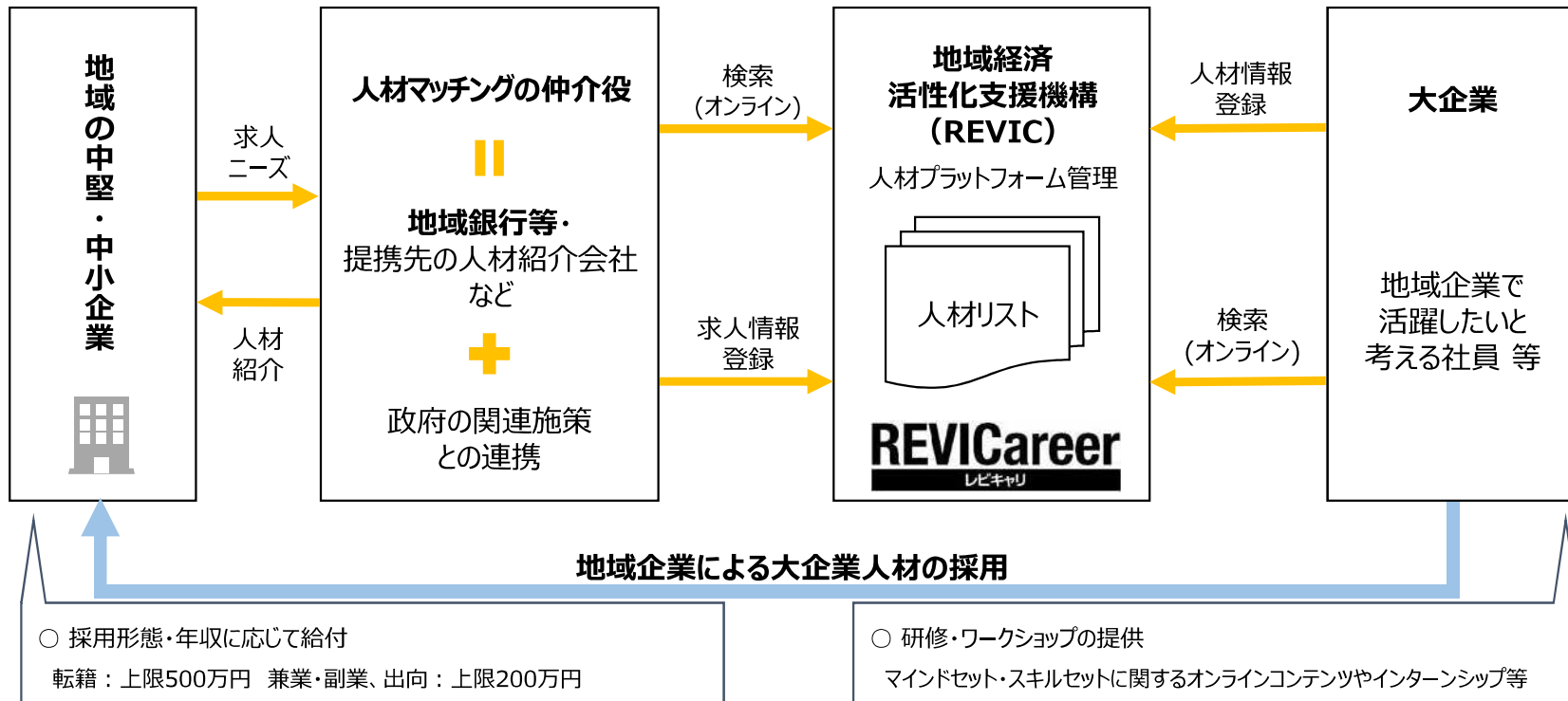
- 融資担当者は、融資営業のプロフェッショナルとして育成（商品別チームとの連携等）。
- 融資担当者1名当たりの担当社数は、企業規模により異なるが、例えば、顧客がミドルマーケット企業の場合で10社から20社程度。
- コミュニティバンクの融資担当者の平均勤続年数は15年以上で、完済まで契約時の融資担当者が担当することが一般的。

## 人材マッチングに関する取組みについて

(別紙5)

- 2021年10月から、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォーム「REVICareer（レビキャリア）」が本格稼働。
- 多様な形態での人材マッチングを後押しするため、2022年2月から、地域企業への給付の対象を従来の転籍でのマッチングに加え、兼業・副業、出向も対象とするような制度を拡充。

### □ 地域企業経営人材マッチング促進事業（スキーム）





## 事業者支援を後押しする取組み

- 地域の事業者支援の実効性を高めるため、**地域金融機関等の現場職員**の間で、**地域・業態・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有**する取組みを支援し、地域金融機関等の現場職員の事業者支援能力の向上を後押し。
- **AI等を活用**し、早期に経営改善支援に着手すべき先を把握する仕組みの構築や、事業者に対する**適切な初動対応に向けた事業者との対話を行うための着眼点の取りまとめ**に向けた検討を進めることで、効果的・効率的な経営改善支援を後押し。

### 各地域内におけるノウハウ共有の取組み

- 各地域では、財務局や信用保証協会等が中心となり、**地域の実情に合わせた事業者支援に関する勉強会や意見交換会が開催**されており、金融庁でもこうした取組みを後押し。

### 事業者支援ノウハウ共有サイトの取組み

- 2021年1月に開設し、同年4月より本格運用。
- 2022年4月、**参加者同士のつながりを強化**するため、ソーシャルネットワーキング機能を強化した**新サイトへ移行**。
- **政府系金融機関を含む260機関**（2022年5月末時点）が参加しており、新サイトの機能を活用して、**参加者同士の様々なネットワーク**が生まれている。



各取組みを  
連携・融合

### AI等を活用した経営改善支援策の検討

- 地域金融機関が早期に経営改善支援に着手すべき先を把握する仕組みの構築を促し、効果的・効率的な事業者支援の取組みを推進するため、**AI等を活用**した経営改善支援の効率化に向けた調査・研究を開始。

### 事業者との対話を行うための着眼点の検討

- 地域金融機関等の現場職員が、事業者に対する適切な初動対応に向けた事業者との対話を行うため、事業者支援のニーズが予想される業種を中心に有識者の意見や知見を踏まえつつ、地域金融機関等の現場職員が支援にあたる**着眼点**の取りまとめに向けた検討を開始。

## 地域の課題を共有し、解決に向けた「地域金融支援室・地域課題解決支援チーム」による取組み

(別紙 7)

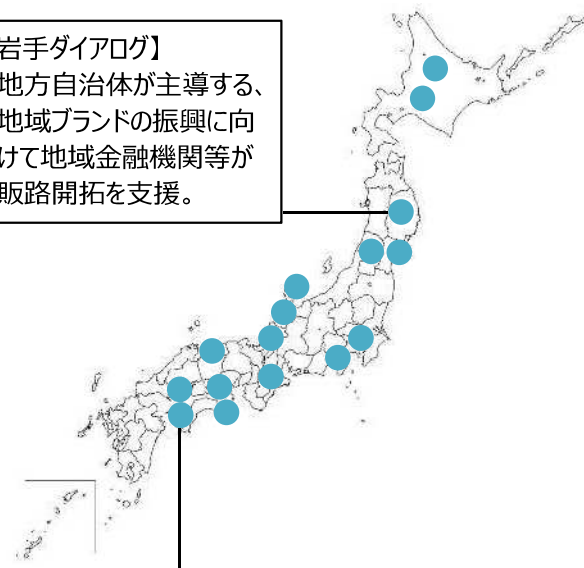
- 地域課題解決支援チームは、政策オープンラボ（職員の自主的な政策提案の枠組み）の活動から始まり、こうした活動を支えるために「**地域金融支援室**」を設置。
- **地域課題の解決に問題意識を持つ有志の職員**が、地域の関係者とともに議論を重ね、**具体的な解決策の実現を後押し**。

### 地域課題の解決支援のイメージ

- ① 地域との対話や地域課題解決支援チームが連携する関係省庁、有志等のネットワークを通じて**課題を把握**。
  - ② 寄せられた課題について、地域の関係者とともに具体的な解決方法を考える場である「**ダイアログ**」で議論。
  - ③ 議論で生まれた解決策を地域の関係者とともに提言、**実現に向けた伴走支援**を行う。
  - ④ 各地域による**持続的な取組み（自走化）**につなげていく。
- 特に、環境省とは、地域経済社会の活性化に向けて協働する「**持続可能な地域経済社会の活性化に向けた連携チーム**」（2021年3月発足）を通じて各地で連携。

### ダイアログの実施

【岩手ダイアログ】  
地方自治体が主導する、地域ブランドの振興に向けて地域金融機関等が販路開拓を支援。



【四国の森林活用ダイアログ】  
四国内外の森林業における先進事例の把握や諸課題の共有を通じた産学官金等のネットワーク構築（環境省との「**連携チーム**」による取組み）。

### 霞が関ダイアログ

- 各府省庁の担当者の協力を得て、それぞれの施策を地域の関係者に発信し、意見交換。
- **2022年5月までに計10回開催**。第9回は地方自治体が金融機関等に向けて施策を紹介する「**自治体×金融セッション**」を開催。

# 「経営者保証に関するガイドライン」の 活用に係る組織的な取組み事例集



金融庁

令和3年10月改訂版

## 【はじめに】

本事例集については、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の活用が今後更に促進され、融資慣行として一層の浸透・定着していくために、金融機関において各種取組みを検討する上での参考となるよう公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、ガイドラインの活用に係る組織的な取組内容を提出いただき、当庁において代表的な取組事例を抽出したものです。

記載された各種取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

## < 目次 >

### I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

#### ● 経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

事例1	経営者保証を原則徴求しない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例2	取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み	地域銀行	・・・P 1
事例3	経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み	地域銀行	・・・P 2
事例4	一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み	信用金庫	・・・P 2
追加	事例5 チェックシートを改定しガイドライン要件の判断基準を具体化した取組み	地域銀行	・・・P 3
追加	事例6 保証解除リストの作成・展開に係る取組み	地域銀行	・・・P 3 ～ 4
追加	事例7 経営者保証を徴求しない規定を整備する取組み	地域銀行	・・・P 4

#### ● 事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

事例8	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1)	地域銀行	・・・P 5
事例9	ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2)	地域銀行	・・・P 5
事例10	事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み	地域銀行	・・・P 5
事例11	事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P 6

	事例12	事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制を検討	信用組合	・・・P 6
追加	事例13	本部から営業店への権限移譲、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み	地域銀行	・・・P 6 ～ 7
追加	事例14	KPIの活用、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み	信用金庫	・・・P 7

#### ●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

	事例15	ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み	地域銀行	・・・P 8
	事例16	法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み	地域銀行	・・・P 8
	事例17	ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み	地域銀行	・・・P 8 ～ 9
	事例18	ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み	信用金庫	・・・P 9
	事例19	ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み	信用金庫	・・・P10
追加	事例20	個人事業主に対するガイドライン要件の簡素化の取組み	地域銀行	・・・P10 ～ 11

#### ●その他の取組み

	事例21	コベナンツ付保証契約を具体的に制定した取組み	地域銀行	・・・P12
	事例22	短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み	地域銀行 信用金庫	・・・P12
追加	事例23	代替融資手法の整備の取組み	地域銀行	・・・P12 ～ 13
追加	事例24	金利の一定の上乗せ商品の創設	信用金庫	・・・P13 ～ 14

## Ⅱ. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

### ● 事業承継時における二重徴求(新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求)の解消に向けた取組み

事例25	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)	地域銀行	・・・P15
事例26	事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)	地域銀行	・・・P15 ～16
事例27	事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み	地域銀行	・・・P16 ～17
事例28	本部主導による二重徴求解消に向けた取組み	地域銀行	・・・P17
事例29	真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み	信用金庫	・・・P17
追加	事例30 代表者変更先を網羅的に把握し二重徴求等の保証状況をモニタリングする取組み	地域銀行	・・・P18
追加	事例31 二重徴求を行う場合の決裁権限の改定, 二重徴求後の事後モニタリングの実施	地域銀行	・・・P18 ～19
追加	事例32 二重徴求の過年度調査と対応に係る取組み	信用金庫	・・・P19
追加	事例33 チェックシートの整備、外部講師説明会に係る取組み	地域銀行	・・・P19 ～20
追加	事例34 外部専門家連携の承継ローンに係る取組み	信用組合	・・・P20
追加	事例35 事業承継時の保証なし対応の推進に係る取組み	地域銀行	・・・P20
追加	事例36 二重徴求となる場合の顧客意思確認及びモニタリングに係る取組み	地域銀行	・・・P20

追加	事例37	二重徴求及び前経営者の継続モニタリングに係る取組み	地域銀行	・・・P21
追加	事例38	特則を受け「二重徴求を禁止」とする規定に改定	地域銀行	・・・P22
追加	事例39	二重徴求時及び前経営者保証徴求時の条件管理	地域銀行	・・・P22 ～23

### ●その他の取組み

	事例40	実質的な経営者1名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルール の 制定	地域銀行	・・・P24
	事例41	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)	地域銀行	・・・P24 ～25
	事例42	事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)	地域銀行	・・・P25
	事例43	新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み	信用金庫	・・・P26
追加	事例44	複数保証人がいる債権のリスト化による二重徴求解消に向けた取組み	信用金庫	・・・P26
追加	事例45	新たに「責任限定特約付保証契約」の取扱いを開始(解除条件付保証契約の一種)	地域銀行	・・・P27

## Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

	事例46	保証債務整理時における行内体制の明確化(1)	地域銀行	・・・P28
	事例47	保証債務整理時における行内体制の明確化(2)	地域銀行	・・・P28 ～29



事例48	保証債務整理時における本部とサービサーとの連携による対応の明確化	地域銀行	・・・P29
<b>追加</b> 事例49	廃業時のメインとしての債務整理に向けた取組み	地域銀行	・・・P30

#### IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

事例50	営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み	地域銀行	・・・P31
事例51	モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み	地域銀行	・・・P31 ～32
事例52	審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取組み	地域銀行	・・・P32
事例53	試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取組み	地域銀行	・・・P32
事例54	コベナンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み	地域銀行	・・・P33
事例55	銀行から積極的に保証解除を提案する取組み	地域銀行	・・・P33
事例56	ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み	信用金庫	・・・P33 ～34
<b>追加</b> 事例57	経営者保証ガイドラインに基づく取組みに関し数値目標を設定	地域銀行	・・・P34
<b>追加</b> 事例58	事業承継の専門家窓口の整備等	信用金庫	・・・P34
<b>追加</b> 事例59	外部講師による特則に係る勉強会の実施	信用金庫	・・・P35

## I. 新規融資時に経営者保証に依存しない融資を促進するための運用・規定等の組織的な取組み

### ●経営トップがむやみに経営者保証を求めない方針を定めるなどの取組み

#### 【事例1】 経営者保証を原則徴求しない取組み

(地域銀行)

- 経営者保証による債権の回収額は僅かであり、経営者保証が無くても銀行の経営面への影響はないことを踏まえて、保証徴求の判断や回収に要する時間を、顧客とのリレーション構築に使いたいとの経営トップの考えの下、原則、経営者保証を徴求しない取組みを実施。
- 上記の取組みに関しては、日頃からのリレーションを構築していくことが重要である。なお、たとえ経営者として課題があったとしても、当行とともにその課題を解決していこうとする姿勢があれば、基本的には保証を徴求していない。
- これまでの経営者保証を徴求することが当たり前であった常識を覆すには、経営トップの意識がとても重要となってくる。

#### 【事例2】 取引先の状況等に鑑み、できるだけ経営者保証を求めない取組み

(地域銀行)

- 取引先の多くが中小・零細企業であるため、ガイドラインの要件を満たさない場合が多く、ガイドラインをそのまま適用するとほとんどの取引先に経営者保証を求めることになる。また、経営者保証を求めても、ほとんどの場合で保証人からの回収を行うことができないため、債権保全としての機能はあまり果たされていない。このことから、できる限り経営者保証を求めない方針で取り組んでいる。
- 具体的には、取引先とのコミュニケーションを通じて実態把握が十分に行なわれている場合であれば、信用格付の低い先であっても経営者保証を求めないこととしている。
- また、現場の営業担当者がわかりやすく判断できるようなチェックシート(債務超過や赤字体質ではないか等を確認)を作成するとともに、事業性評価の内容を取り入れて、総合的な判断が行えるような運用を行っている。

**【事例3】 経営者保証を取らないことを前提としたチェックシートを活用する取組み**

(地域銀行)

- 経営者保証による回収実績を過去数年分析した結果、回収率はわずか数%しかないことがわかったため、経営トップから、ガイドラインを積極的に活用するよう指示があり、行内のチェックシートをはじめとする規定等の改定を実施した。
- 具体的には、営業現場にとってわかりやすい判断基準を設け、かつ、迅速に判断できるようにするために、点数制を用いたチェックシートの運用を開始した。なお、経営者保証を取らないことを前提とした緩めのチェックシートとしているため、例えば、「法人と個人の区分・分離」の要件が「0点」(未充足)であっても、その他の項目で出来る限りカバーできる仕組みとしている。
- これまでは当たり前のように保証に依存していたが、ガイドラインを活用することにより、保証に依存することなく、事業性や経営者の人格などをしっかりとみて融資をしていこうとする流れに寄与してきたと考えている。

**【事例4】 一部の例外を除き、原則経営者保証を求めない取組み**

(信用金庫)

- 以下の場合を除き、法人・個人事業主ともに原則保証を求めない。なお、債務者預金担保がある場合はその金額を除外した金額を保証対象とする。
  - i) 企業診断(債務者区分)が正常先下位の先で信用リスク上疑義のある先
  - ii) 企業診断が要注意以下の先(注) 直近決算あるいは試算において赤字、法人から経営者への貸付がある、法人の資産・収益力のみでは借入返済が困難。
- 上記基準に照らして、個別案件毎に異なる取扱いをする場合は、全て本部決裁とし、経営者保証を求める妥当性を検証し、不要な経営者保証を防止している。
- 結果、営業店職員に経営者保証に依存しない融資の考え方が浸透し、事業性評価に基づく融資が実践されてきている。

【事例5】 チェックシートを改定しガイドライン要件の判断基準を具体化した取組み

(地域銀行)

- 旧来からの「経営者保証検討シート」は、チェック事項が多いこと、また各チェック事項が抽象的であること等により作成が煩雑であったため、「経営者保証検討シート」のチェック事項を明確でわかりやすい内容へ変更するとともに、確認した内容により経営者保証徴求の可否を自動判定する仕組みとした。また、シート内の「債務者の経営状況の確認」の内容について見直し(※)を行い、抽象的であったチェック事項の判断基準をより具体的でわかりやすい基準へ変更した。

(※)「債務者の経営状況の確認」見直し内容

- ・チェック事項が複数あった「確認項目：法人と個人の一体性解消を確保・維持するカバナンスが構築されている」を削除し、税理士等が検証した決算書を提出することをもって確認する取扱に変更した。
- ・判断基準が明確ではなかった「確認項目：法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか」のチェック事項の判断基準を、債務者区分が「正常先」か否かで判定するルールに変更した。

【事例6】 保証解除リストの作成・展開に係る取組み

(地域銀行)

- 経営者保証ガイドライン要件に照らした場合、中小企業者ではほぼ全先が「経営者保証要」と判定される実情を受け、ガイドラインの要件を一部満たしてはなくても、総合的な判断により無保証融資が可能となるような弾力的な運用を検討し下記取組みを実施。
- 経営者保証徴求可否の判断を行う「経営状況確認チェックシート」を一部改定。「営業店方針としての保証徴求可否の総合的な判断」を新たに表示し、要件を十分に満たしていない場合であっても、財務内容・事業性評価等を総合的に判断したうえで経営者保証を徴求しないといった弾力的な判断を可能とした。
- 商手割引については、その保全面を考慮し、決済確実な割引手形であれば連帯保証人原則不要とする取扱を開始した。
- 審査部にて無保証対応の検討が可能な先をリストアップし「保証解除検討先リスト」として営業店宛還元(リストは一定の与信限度額を超える先をベースに、事業性等踏まえ数百先を選定。)。リスト先について、ガイドラインの全ての要件を満たしてはなくても、総合的な判断による保証解除・無保証対応検討に取組むよう指示。毎月のブロック店長会議でのフォロー項目とし、役員からも同施策について直接取組強化を指示。

- 営業店業績評価項目として「経営者保証に依存しない融資の取組み(経営者保証ガイドラインの適用対象となる先(中小企業)に対する新規融資のうち、経営者保証なしで対応した件数を評価)」を追加。

**【事例7】 経営者保証を徴求しない規定を整備する取組み**

(地域銀行)

- 従来のガイドライン要件該当先の無保証人扱いに加え、以下①～③に該当する案件につき、無保証人扱いとする取組を開始。  
①信用格付中上位先(正常先)、②年商規模5億円以上、③短期貸出案件
- 「①信用格付中上位先(正常先)」は事業者の収益力で借入返済が可能と判断でき、「②年商規模5億円以上」は資産・経理の法個分離が見込まれ、「③短期貸出案件」は貸出期間内に事業者の財務が変動する可能性が低いことから、①～③全てに該当する案件を無保証人扱いとする取組を開始。
- 従来からの無保証人扱い検討基準に今回の取組を加えてフローチャートを作成。対象先リストを還元し、無保証人扱いを検討するよう通達。

●事業性評価等の内容を踏まえて無保証融資の取扱いを可能とした取組み

**【事例8】** ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(1) (地域銀行)

- 「事業性評価」や「経営者保証に関するガイドライン」を積極的に活用した、担保・保証に過度に依存しない融資を促進するため、営業店長権限貸出の要件を緩和し、現場力を活かした迅速かつ柔軟な対応を可能とした。
- 具体的には、新規融資時において、ガイドラインの要件を全て充足していない取引先であっても、事業性評価等を通じて把握した内容を踏まえ、営業店長の権限で「無保証」融資を可能とした。

**【事例9】** ガイドライン要件の未充足先でも、事業性評価を通じて無保証融資の取扱いを可能とした取組み(2) (地域銀行)

- 無保証融資の対応を行うにあたり、従来はガイドラインの5要件(法人・個人の一体性分離、法人単体での返済力等)を原則としてすべて充足する必要があるとしていたが、事業性評価を促進する中で、ガイドラインの5要件のうち1つ以上充足する場合は、営業店長権限で無保証人対応を可能とする取扱いに改訂し、スピーディな判断・対応を可能とした。

**【事例10】** 事業性評価の内容をガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確にした取組み (地域銀行)

- 取引先企業の事業内容や持続・成長可能性などの事業性評価について、ガイドラインの要件を補完するものとして取り扱うことを明確化するため、「事業性評価完了先で、事業の継続性に問題がなく、直近2期連続で一定の信用格付以上の法人」はガイドラインの要件を充足しなくとも経営者保証を原則不要とした。

【事例 11】 事業性評価等の内容を踏まえて総合的な判断を行っている取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 経営者保証の必要性の検討においては、ガイドラインの要件を十分満たしていない状況であっても、形式的、硬直的に判断せず、事業性評価の内容を勘案することで総合的に判断できるよう運用している。具体的には、現時点の企業の姿にとらわれ過ぎること無く、将来返済力、潜在力、課題、ニーズなどの将来性も踏まえて適切に評価することで、経営者の前向きな決断や新たな挑戦等の後押しに努めるなど、事業者とのリレーションを通じて把握した内容も取り入れて、保証要否の判断を行うこととしている。

【事例 12】 事業性評価の内容を取り込み、経営者保証を求めない体制を検討

(信用組合)

- 事業性評価の運用の第一歩としてローカルベンチマークの定性要因部分を審査書類の一つとして添付し推進している。
- 現在は取組みの初期段階であり、定性要因分析に特化していることから、具体的な無保証融資へ繋げる判断基準の構築には至っていないが、今までは属人的に把握していた企業内容を、事業性評価の取組みを通じて、組織全体として共有できるようになった。
- 今後は更にノウハウを蓄積し、規定や判断基準の構築を目指す。現状では、法人には経営者保証を求めているが、取組結果を考察・検証し、段階的に事業性評価の運用を拡大することで、経営者保証を求めない取扱いも検討する予定である。

【事例 13】 本部から営業店への権限移譲, 事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み

(地域銀行)

- 平成 30 年の「経営者保証ガイドラインQ & A」改定(事業性評価を踏まえたガイドラインの運用追加)等を受け、ガイドライン運用ルールの見直しを実施し、「融資時は原則として保証人を徴求し、特別に稟議承認を得た場合のみ無保証人とする」という考え方から「保証人徴求は原則ではなく、1 先 1 先の実情に応じて徴求の要否を判断する」考え方へのシフトを図り、下記取組を実施。
  - ①保証人免除での与信実行にかかる、審査権限の緩和(本部から支店長への権限移譲)。
  - ②保証人要否を検討するチェックリストを、保証人免除を検討しやすい内容に改定。
    - ・案件の都度保証人要否を検討する様式に改定(従来、恒常先は年 1 回のチェックリスト更新)。

- ・「旧経営者の既存保証の解除」及び「新経営者の徴求要否を検討」する項目を追加。
- ・事業性評価により免除可とする項目を追加。

**【事例 14】 KPI の活用、事業性評価を踏まえたガイドラインの運用に係る取組み**

(信用金庫)

- 当金庫の主要顧客層は小規模事業者であり、ガイドラインに示す要件(法人個人の一体性の解消、財務基盤の強化、財務状況の適切な情報開示等)が満たされない先も多いこと等を踏まえ、下記取組みを実施。
- 新規融資や既存の保証契約の見直しの際は、内規で定めている「経営者保証の必要性に関するチェックリスト」に基づき、適用要件等(法人と経営者の資産・経理の分離状況、資金交流、法人資産・収益性の状況、財務情報の提供状況等)をチェックし、将来的に要件が充足すると見込まれる又は要件が充足されない場合も経営者保証に依存しない融資を促進する先に対しては、「事業性評価シート」を作成し個別の債務者の状況等に応じて判断する。
- 経営者保証に依存しない融資の促進に努める旨定めている「融資基本方針」は、毎年理事会において策定し、当該方針は全店に周知浸透を図り、また、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」について、自主公表されている地域銀行等の KPI も参考としつつ、「理事会」に報告。



●ガイドラインの要件を柔軟に運用するなどの工夫した取組み

【事例 15】 ガイドラインの各要件判断のチェックポイントを細分化する取組み

(地域銀行)

- 「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」、「財務基盤の強化」、「財務状況の適時適切な情報開示」に係るチェックポイントについて、これまでは全ての項目を充足しなければ経営者保証を外せない運用としていたが、チェックポイントを細分化するとともに、複数のチェックポイントのうち、いずれかに該当することをもって、要件充足とする取扱いに変更した。

【事例 16】 法人のみの資産・収益力で借入返済可能先は、原則無保証とする取組み

(地域銀行)

- 従前のチェックシートでは、ガイドラインの要件のうち「法人と経営者との関係の明確な区分・分離」の要件が満たしていない時点で、他の要件をみることなく形式的に判断して保証を徴求していたが、変更後は、「法人のみの資産・収益力で借入返済が可能」と判断できた先であれば、他の要件が未充足であっても、原則保証を徴求しないとする運用を行っている。

【事例 17】 ガイドラインの各要件を具体的な数値を用いて判断する取組み

(地域銀行)

- 以下の(1)～(5)の判定要件において、(1)に該当し、かつ(3)か(5)のいずれかに該当する場合、(2)や(4)が未充足でも原則として経営者保証を不要とする取扱いを実施している。
  - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離しているか。
  - (2) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていないか。
  - (3) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能か【実質自己資本比率が 20%以上、または、実質債務償還年数は 10 年以内】。
  - (4) 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか【少なくとも 6 ヶ月ごとに試算表や資金繰り表等の財務状況が確認できる資料が提出されている】。

(5) 経営者等から十分な物的担保の提供があるか【直近の保全状況において保全充足率は 80%以上か】。

- 上記判定要件に該当しない場合でも、事業性評価などの内容を勘案し総合的に判断し、経営者保証を不要とすることも可能。

**【事例 18】 ガイドラインの要件を点数化して判断する取組み**

(信用金庫)

- チェックリストの書式を変更し、「○×形式」から「評点形式」に変更し、『100 点満点中 70 点を超える評点の場合には、前向きに経営者保証を求めない対応を検討する。』と明確な基準を設けた。
- ガイドラインの諸要件以外に、「評点」を加算できる項目を当金庫において検討のうえ追加し、経営者保証を求めない貸出を前向きに検討できるようにした。

**【変更事項の詳細】**

- ガイドラインに関する基本要件の項目で 100 点（資産の分離 7 項目で計 30 点、資産・収益力で最大 50 点、情報提供 3 項目で最大 20 点）の合計点に加え、基本要件以外の顧客の強み 5 項目最大 15 点を追加し、総合計評点が「①70 点を超えた場合には前向きに無保証人対応を検討可能」、「②70 点以下でも個別に検討」と明確化した。
- 基本要件以外の追加要件は、「業暦 10 年以上」、「事業性評価の実施先」、「預金超過先・取引バランス構築先」、「物的担保の提供」、「他金融機関での無保証実績」とした。

【事例 19】 ガイドラインの各要件判断をわかりやすい基準にする取組み

(信用金庫)

- 金庫内の適用基準を定めた『「経営者保証に関するガイドライン」への対応手順』及び「経営者保証等の必要性に関するチェックリスト」を改正した。主な改正ポイントは次表のとおり。

No.	確認ポイント	改正内容
1	法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。	・取締役の選任について、「親族以外からの選任」の削除 ・役員報酬決定ルールについて、「外部専門家の検証報告書による確認」の廃止
2	法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えていない。	・「外部専門家の検証報告書による確認」を「営業店長による確認」に変更
3	法人から適時適切に財務情報等が提供されている。	・「中小企業の会計に関する指針・基本要領」の適用状況の確認を、「決算書個別注記表に記載があれば可」に変更
4	法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。	・財務基準を次のとおり変更 ① 直近2期の決算期において減価償却前経常利益が赤字でない。 ② 直近の決算期において債務超過でない。
5	十分な物的担保が提供されている。	・上記1~4を満たさなくともガイドライン適用による経営者保証なしの融資採り上げ可。(新設)

- また、上記の要件を充足しない場合でも、債務者の実態把握や事業性評価に基づく総合的な判断により、柔軟に適用が可能であることを明記し、通達や会議等でその趣旨を周知徹底した。

【事例 20】 個人事業主に対するガイドライン要件の簡素化の取組み

(地域銀行)

- 個人事業主の債務者にかかる経営者保証ガイドラインの要件の判定基準を簡素なもの(注)とし、また、要件が未充足であっても民法(債権法)における「経営者等」への該当有無等によって、保証人を不要とする取扱いを認めたことにより、2020年4月以降、個人事業主に対する新規貸出はほぼすべてのケースで無保証扱となった。

○ 上記見直しに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う取引先の資金繰り支援(無利子無担保融資等)において、経営者保証の徴求について柔軟な対応を行った。

注.「適時適切な財務情報等の提供」⇒「確定申告書が提出されているか(提出が見込まれるか)」

「債務者の借入返済能力」⇒「延滞となる見込みはないか」等

●その他の取組み

【事例 21】 コベンツ付保証契約を具体的に制定した取組み

(地域銀行)

- コベンツ付保証契約(解除条件付保証契約、停止条件付保証契約)を以下の通り制定し、テレビ会議による説明会等により営業店への浸透を図った。
  - 解除条件付保証契約・停止条件付保証契約の事務取扱要領等の制定
  - コベンツ付保証契約の条件である「確定申告書添付書面」の概要と、「法人・個人の分離」について税理士に確認してもらい、その旨を書面の所定箇所に記載してもらう

【事例 22】 短期融資(手形割引、決算資金融資)や個人事業主への融資における経営者保証を原則不要とする取組み

(地域銀行、信用金庫)

- 貸出事務取扱に関する規定を改正し、以下について連帯保証人の徴求を不要とした。
  - ① 手形割引・でんさい割引の取扱いにおける連帯保証人を原則徴求不要とする。
  - ② 個人事業主の融資取扱において連帯保証人を原則徴求不要とする。
  - ③ 「決算・賞与資金(短期分割返済)」の連帯保証人を原則徴求不要とする。

【事例 23】 代替融資手法の整備の取組み

(地域銀行)

- 事業承継時の「特則」の公表を受けて事業性評価や代替的融資手法の活用可否を検討。
- <代替的融資手法を明確化し取り組みを強化>
  - ⇒ ガイドラインで定める要件を満たさない取引先のうち、①事業性評価を実施していること、②企業の透明性とリレーションが確保さ

れていること(適時適切な情報開示)、を満たす取引先に対し以下の代替策により保証に依存しない融資ができないか検討する内容

(1)金利上乗せ

債務者区分に応じて上乗せ金利の最下限を設定した(対象:正常先および要注意先)

(2)停止条件付保証契約

財務条件(経常利益、純資産が一定水準を下回る等)や取引条件(延滞)を含むコベナントを設定

(3)解除条件付保証契約

財務条件(経常利益が複数期で黒字、自己資本比率が複数期で一定水準以上等)

や取引条件(延滞)を含むコベナントを設定

(補足)

保証人可否を判断する際は「規律付け」と「信用補完」の必要性を検討する運用としている。

取引先に対する事業性評価を通して規律付けの必要性を判断し、取引先の信用力が不足する場合には代替的手法として金利上乗せによる信用補完を図るもの。

なお、要注意先に対する信用補完策として条件付保証契約を附帯することとしている。

【事例 24】金利の一定の上乗せ商品の創設

(信用金庫)

- 当庫の取引先は零細企業が多く、研究会が示した経営者保証ガイドラインの項目に合致し無保証融資を適用できる先が少ないことから、無保証融資促進を目的とした独自の「経営者保証ガイドライン促進制度」を創設。当制度は、従来の経営者保証ガイドラインの項目に合致しない先についても、地域金融機関の強みを生かし、代表者との信頼関係、事業の継続性、取引状況、格付等の一定条件を満たし、かつ希望する先について、金利上乗せにより無保証融資が促進できる制度。

○ <制度の目的>

経営者保証には経営者への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する一方、経営者による思い切った事業展開や早期の事業再生等を阻害する要因となっているなど、保証契約時・履行時等において様々な課題が存在する。これらの課題を解消し中小企業の活力を引き出すため、「経営者保証に関するガイドライン」が施行され取組んでいるが、該当しない先についても当庫独自の一定条件を満たす場合は経営者保証を付さない融資を行うことにより、経営者保証に依存しない融資の一層の促進を図ると

ともに地域経済の活性化に資することを目的とする。

○ <適用の一定条件>

- ・事業実績が一定期間の経歴がある先
- ・融資取引が継続して一定期間の実績がある先
- ・経営者の資質や経営能力が把握できている先
- ・事業の継続性が見込める先
- ・外部格付が一定以上の先

○ <金利上乗せ条件>

外部格付を活用した算出金利または通常取引金利を基準とした上乗せ対応とし、上乗せ金利は格付に応じ段階を設ける。

○ <推進スタンス>

- ・現在、新規案件毎に作成している「「経営者保証等の必要性確認チェックリスト」を改訂し、新たに「経営者保証等の必要性確認兼GL促進制度チェックリスト」を作成する。
- ・チェックリストにより、経営者保証GLには該当しないものの、GL促進制度に該当する先については、必ず本制度の説明及び利用の提案を行う。
- ・本制度は積極的な推進態勢とはせず、利用の有無については申込人の判断を尊重する。

## Ⅱ. 事業承継時の保証契約を適切に見直すための運用・規定等の組織的な取組み

### ●事業承継時における二重徴求（新経営者と旧経営者の双方から保証を徴求）の解消に向けた取組み

#### 【事例 25】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(1)

(地域銀行)

○ 事業承継時の対応として次のとおり取扱いを定めた。

- ① 代表者交代時等、事業承継時に際しては前経営者が負担する保証債務を当然に後継者に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得たうえであらためて経営者保証徴求の要否を判断する。
- ② 保証要否の判断は、「経営者保証の徴求要否判定シート」を活用し、総合的な見地で行う。
- ③ 保証が必要と判断される場合であっても、連帯保証人は原則1名とする。
- ④ 前経営者の保証は、引き続き実質的な経営権・支配権を有しているかを勘案し解除を検討する。

〔注〕 前経営者の保証を継続する場合は、取引方針協議時のほか、新規融資時や根保証の更新のタイミングで経営関与の度合いを都度確認し、保証の交替または免除を検討すること。

○ 事業承継は、前経営者が引続き代表権または株式所有を維持するケースも多いことが二重保証の要因となっているものと考え、端的に「連帯保証人は原則1名」とする旨を明示したことが、二重保証の解消に大きく寄与した。

#### 【事例 26】 事業承継時に、原則として旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする取組み(2)

(地域銀行)

○ 取引先の円滑な事業承継を支援する取組みの一環として、以下の具体的な対応方策を実施した。

- ① 経営者との保証契約を締結している取引先について、経営者の交代が生じた際、「経営者保証に関するガイドライン」の要件を充足しない等の理由により、保証人を付す必要がある場合は、原則として、旧経営者または新経営者のどちらか1名を保証人とする。
- ② 何らかの理由により代表者の交代時に新・旧経営者両方を保証人とした取引先を対象として、本部主導により、いずれか一方の保証解除を提案する取組みを開始。



- 上記に伴い、代表者の交代時において、旧経営者との保証を解除せずに新経営者との保証契約を締結する割合が大幅に低下したほか、新・旧経営者両方を保証人とした取引先に対していずれか一方の保証解除を促進することができた。

【事例 27】 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準等を明示的にした取組み

(地域銀行)

- 事業承継時（代表者交代時）における経営者保証の二重徴求解消に向けた基本方針の制定
  - ＜今後新たに貸出を行なう場合＞
    - 経営者保証を取得する場合は、原則として二重徴求は不可とし、保証人は原則、新代表者（後継者）のみとする。
  - ＜既存債権における事業承継時の対応＞
    - 継続して経営者保証を取得すると判断した場合、原則として二重徴求は不可とする。
    - 新旧経営者どちらの保証を取得するかについては、個別事情を踏まえ、判断するものとする。
  - ＜既存債権で新旧経営者保証を二重徴求している場合＞
    - 原則として二重徴求は不可とし、旧代表者の経営者保証解除を検討する。
    - ただし、個別の事情により、やむを得ず二重徴求を継続する場合は旧代表者の保証が解除されるまで、定期的にモニタリングを実施する。
- 事業承継時における二重徴求解消に向けた判断基準の明示
  - 旧代表者が、取締役にも残っておらず、且つ株式議決権割合が1/2以下の場合は、旧代表者の経営関与が弱い先と判断し、原則として旧代表者の保証解除を検討する。
  - 旧代表者が、「取締役で残る場合」や「過半数株主である場合」など、経営関与が強いため、やむを得ず二重徴求する場合もあるが、経営権・支配権への影響度合いを定期的にモニタリング（決算書徴求時等）し、その影響力の変化に応じて経営者保証解除を検討する。
  - 現行では旧代表者に実権があるとして個人保証を継続していたケースにおいても、「取締役でなく、且つ過半数株主でもない旧代表者」については第三者保証という観点のもと、保証継続の必要性について十分検討し、保証解除の可否について検討を行う。その影響力が多大であるとして、やむを得ず保証継続とする場合であっても、一時点の判断ではなく、継続的なモニタリングを通じて保証解除の可能性について検討する。

- 既存債権における経営者保証の二重徴求解消に向けた調査・モニタリングの実施
  - 新旧代表者の保証を二重に徴求している債権について早急に解消を図るため、還元リストを営業店に配付し、旧代表者の保証解除が可能か調査を実施。
  - 二重徴求先については、類型別に標準的な対応方針を明示し、旧代表者の保証を即解除するか、解除に向けた継続的なモニタリングを実施するかを検討する。

**【事例 28】 本部主導による二重徴求解消に向けた取組み**

(地域銀行)

- 事業承継時に二重保証とした対象先を営業店に還元し、営業店では事業承継時に二重保証とした理由を確認するとともに、改めて現在の経営実態（新旧代表者の実権や株式の新代表者への移転状況等）を調査したうえで、二重保証の解消に向けて今後の対応方針を策定した。
- 本部では当該対応方針等を踏まえ、二重保証の解消に向けて営業店指導を実施した。
- 今後も年 1 回、事業承継後の二重保証先に対するモニタリングを実施していく。
- 複数保証人を付保している先をリストアップし、過度な保証となっている場合には、能動的に解除を促すよう営業店に示達するとともに、融資審査部では案件審査や営業店臨店時において保証人の見直しを随時指導している。

**【事例 29】 真に保証が必要な場合を除いて、原則として二重徴求をしない取組み**

(信用金庫)

- 事業承継時、前経営者と後継者の双方から経営者保証をとることは原則行わないものとする。
  - <①事業承継時、前経営者の経営者保証が残る場合>
    - 基本的に後継者の経営者保証の追加は要しない。
  - <②事業承継時、前経営者の経営者保証を解除する場合>
    - 既存分の返済が正常で、前経営者及び後継者から前経営者の保証の解除の意向がある場合、前経営者に代表権がないこと、かつ株式保有が 1/2 以下であることを確認し、条件変更にて、前経営者の経営者保証を解除し、後継者の経営者保証を追加する。

**【事例 30】 代表者変更先を網羅的に把握し二重徴求等の保証状況をモニタリングする取組み**

(地域銀行)

- 全店舗の事業承継発生先を網羅的に管理し、二重保証の発生を防止。
  - ・事業承継先発生先を網羅的に把握するために、月次ベースで代表者変更先のリストからデータベース化された管理リストを作成し、保証人の変動状況についてモニタリングを実施。
  - ・二重保証が発生した場合は、その妥当性や適切性の本部検証を実施し、二重保証解除に向けた債権ごとの具体的な保証解除契約書の締結手法などの営業店サポートを継続的に実施。
  - ・「二重保証は原則不可」と徹底している中でも二重保証が発生している実態であったが、月次モニタリングによる営業店指導を重ねることで、営業店から本部に対し事前に事業承継する場合の保証人の取り扱いの相談が増加し、二重保証をしない事業承継の定着化に向け浸透が徐々に図られてきている。
  - ・代表者死亡時に既往債権に保証人追加することにより二重保証の取組が散見されたため、事業承継時における対応フロー表の一部改正を行い、類型の安易な二重保証が発生しないよう対応を図った。

**【事例 31】 二重徴求を行う場合の決裁権限の改定、二重徴求後の事後モニタリングの実施**

(地域銀行)

- 経営者保証ガイドラインの趣旨、二重徴求の原則禁止を営業店に対し周知。例外的に二重に徴求する場合、本部所管部署にて真に必要な保証であるかを検証。
  - ・代表者の交替時に新旧経営者双方から保証を徴求する場合は、与信権限規定を本部申請に改定(例外要件への該当・二重徴求の必要性を、審査所管部署で確認)
  - ・「代表者交替時における保証契約対応状況」を営業店より月次報告させ、二重徴求の取得状況等の事後モニタリングを実施(融資企画所管部署で確認)。
  - ・二重徴求した事案については、営業店あて個別に確認し、必要に応じて是正を指示する体制としている。

**【毎月報告基準】**

- ・旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった
- ・旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した
- ・旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった
- ・旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した(要調査対象)

### 【事例 32】 二重徴求の過年度調査と対応に係る取組み

(信用金庫)

- 当金庫では貸出業務取扱規程を改正し、代表者交代時に新旧経営者保証の二重徴求を禁止する旨を規程化した。現状を把握するため直近3年分の代表者変更先について全件調査を実施し、保証人徴求の状況を整理した。
- 本調査後、旧代表者が取締役等に留任し、継続して保証しているケースで見直しを行い、経営者保証を全て解除する等の対応を実施。
- 今後の見直しは、新規保証徴求時又は保証の更新時に個別に見直しを行うほか年1回程度の頻度で定期的に調査を行う。

### 【事例 33】 チェックシートの整備、外部講師説明会に係る取組み

(地域銀行)

- 令和2年4月の「経営者保証に関するガイドライン」の特則の運用開始に伴い、事業承継時における経営者保証の見直しについての再徹底を図るため、下記取組を実施した。
  - ①経営者保証検討シートを「経営者保証検討シート(法人債務者用)」「経営者保証検討シート(個人債務者用)」「経営者保証検討シート(代表者変更用)」の3種類に分け、代表者変更時には「経営者保証検討シート(代表者変更用)」により、経営者保証の必要性や、適切な保証額等につき漏れなく検討する取扱とした。
  - ②本部による支店長専決で決裁した代表者変更稟議のモニタリングを実施。「経営者保証検討シート」の自動判定結果が「原則として徴求しない」に対し営業店最終判定を「経営者保証を徴求する」としている先については、保証契約の見直しが正しく検討されているかを検証し営業店への指導を行っている。
  - ③稟議作成時に「経営者保証検討シート」作成要/不要の登録を必須化し、[作成要]の場合、「経営者保証検討シート」添付有無の

システムチェックを実施。貸出稟議及び代表者変更稟議への検討シートの添付漏れが発生しない取扱とした。

- ④行内の業務連絡により「経営者保証コーディネーター」による支援制度の開始について周知した。また、県の事業承継支援ネットワークの経営者保証コーディネーターと連携し、支店長に対し経営者保証コーディネーターによる事業承継特別保証制度の詳細に関する説明会を実施した。

**【事例 34】 外部専門家連携の承継ローンに係る取組み**

(信用組合)

- 事業承継支援のため、TKC の会員税理士・公認会計士と連携した「事業承継セミナー」を開催し、事業承継への資金対応として新たに「事業承継ローン」の取扱いを開始した。「事業承継ローン」の取扱要件において、保証人を原則不要とし、経営者保証のガイドラインに基づく適切な判断を行うことを規定している。

**【事例 35】 事業承継時の保証なし対応の推進に係る取組み**

(地域銀行)

- 事業承継時における保証徴求について、新・旧経営者どちらからも保証人を徴求しない可能性を十分に検討するよう営業店に徹底したほか、保証人変更の稟議決裁時において、審査部から営業店に対し保証人徴求の是非について個別案件毎の指導を継続して行った結果、事業承継時における「経営者からの保証徴求なし」の割合は着実に増加している。

**【事例 36】 二重徴求となる場合の顧客意思確認及びモニタリングに係る取組み**

(地域銀行)

- 新旧経営者からの二重徴求を原則禁止しているが、例外的に二重徴求となる場合には、保証人から「事業承継における保証提供申出書」を受領し、保証人の保証意思を明確にするとともに、営業店・本部決裁問わず実行後3営業日以内に本部所管部署に申出書を送付し、適切性の検証および二重徴求解消に向けたモニタリングを行っている。

- 事業承継時の経営者保証の内、以下を特にモニタリングが必要な対象とし、半期毎にリストを更新し適正なモニタリングを指示
    - 1. モニタリング対象債権
      - ①前経営者のみから保証を徴求した保証契約
      - ②新旧経営者両名から保証を徴求した保証契約(保証の二重徴求)
    - 2. モニタリング内容
      - ①前経営者との保証契約  
前経営者の事業への関与度合い【基準】を確認し、第三者保証に該当すると判断した場合は保証契約の解除を検討する。
      - ②新旧経営者両名からの保証の二重徴求  
原則、保証の二重徴求は行わないこととしていることから、上記①や保証機関との調整を踏まえ保証の解除(旧経営者の保証解除 or 新経営者の保証解除 or 両名の保証解除)を検討する。
      - ③交渉経過の記録  
モニタリング検討内容や顧客との折衝内容について、融資支援システムに記録する。
    - 3. 報告  
報告管理システムを活用し、毎月報告する。
- 【基準】
- ①代表権有無、実質的な経営権・支配権の有無
  - ②株式保有割合が議決権の過半数(1/2 超)
  - ③取締役・理事・執行役その他これらに準ずる役職に該当するか
- なお、上記モニタリングは旧経営者の保証解除、新旧経営者両名の保証解除または完済となるまで継続実施している。

【事例 38】 特則を受け「二重徴求を禁止」とする規定に改定

(地域銀行)

○ 保証に関する事務規程の改正

事業承継時に、新旧経営者の双方から保証を徴求しているケースが相当数あることと、慣例的に取入している事例がみられたことから、2020年2月に保証にかかる事務規程を大幅に改正。改正にあたっては、2020年4月施行の事業承継時の特則を反映し、ガイドラインの特則が運用開始となる4月1日に先駆けて、2月17日から実施。保証契約の見直しにかかる主な改正内容は以下。

- ・ 事業承継時における二重保証について明確に「禁止」と規定

変更前	変更後
事業承継時（代表者交代時）は、原則として新旧経営者両名の保証徴求（以下、「二重保証」という）は行わない。	事業承継時（代表者交代時）は、前経営者、後継者の双方から二重に保証を求めること（以下、「二重保証」という）は禁止する。

- ・ 事業承継時に前経営者の保証を解除しない場合、本部承認が必要であることを規定

変更前	変更後
規定なし	事業承継時に前代表者の保証を解除せず、継続する場合は店長専決規程の定めによらず稟議扱いとする。

規程および運用の改定により、2019年度下期における二重保証実績は0件となった。

【事例 39】 二重徴求時及び前経営者保証徴求時の条件管理

(地域銀行)

- 「事業承継時に焦点を当てた経営者保証ガイドラインの特則」の2020年4月1日適用開始に先立ち、同特則の積極的な活用を図るため、規程を改定。

1. 事業承継時の二重保証の受入れを禁止。
  - 信用保証協会の保証条件による場合など、止むを得ず二重保証を受入れる場合は、本部宛での協議を必須とした。  
また、二重保証解消に向けた定期的な見直しを確実にを行うため、二重保証解消を条件管理することを必須とした。
  - 上記の例外は、同特則に明示された事例の中で「前経営者の相続確定までの間の一時的な二重保証」のみとした。
2. 前経営者1名の保証受入れを継続する場合には、前経営者が取締役を退任したり、過半数株主でなくなるなど、いわゆる第三者に該当する可能性があるため、1年毎の保証契約見直し(新代表者への保証切り替えや信用扱いへの変更)を条件管理する。



●その他の取組み

【事例 40】 実質的な経営者 1 名のみから保証を徴求することで第三者保証人を徴求しないルールの制定

(地域銀行)

- 経営者保証徴求の基本的な考え方等の規定化について出状し、法人融資先について保証を徴求する場合には、「実質的な経営者 1 名のみ徴求」とすることを明確化した。これにより、法人向け融資における第三者保証人を徴求しないルールを制定済。
- 「実質的な経営者」の判定にあたっては、代表権の有無や自社株式保有割合等を踏まえ、下記の基準を明示。

＜実質的な経営者の判定基準＞

代表権		有	無
株式 保有 割合	50% 超	①代表権有かつ株式保有割合 50%超 「実質的な経営者」に該当する	③代表権無かつ株式保有割合 50%超 個別に判断する
	50% 以下	②代表権有かつ株式保有割合 50%以下 個別に判断する	④代表権無かつ株式保有割合 50%以下 「実質的な経営者」に該当しない

【事例 41】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(1)

(地域銀行)

- 通達により「事業承継時」における経営者保証の要否判断について取扱い目線の統一化を図った。

＜要否判断を行う際の優先順位＞

- 1.チェックシートを活用のうえ、まずは無保証での対応可否を検討。
  - 2.経営者保証を継続すべきと判断した場合は、原則として旧経営者の保証を解除し、新経営者の保証徴求を検討。
- 但し、旧経営者が以下のケースは、事後管理(注)を行うことを前提として旧経営者のみの保証を継続。

【旧経営者の保証を継続すべきと考えられるケース】

- (i) 旧経営者のみが代表権を有している。
- (ii) 旧経営者が法人株式の過半数を保有している。

(iii) 代表権は新経営者に移行したが、実質的な経営権・支配権は旧経営者が握っている(いわゆる雇われ社長)等。  
(注) 期間1年以内に保証解除の再検討を行い、既存保証契約の更改時期や当該債権の完済まで放置することがないよう管理を行う。

**【事例 42】 事業承継に伴い、原則として旧経営者の保証を解除する取組み(2)**

(地域銀行)

○ 事業承継時(代表者変更)に伴い保証人を新経営者とするときは、原則として旧経営者の保証を解除する。但し、次のいずれかに該当するときは、必要に応じて保証人の要否を検討する。

①旧経営者が以下のいずれかに該当し、事実上の経営者である。(※1)

- 旧経営者が取締役・理事である。
- 旧経営者が融資先に対して50%超の議決権を有している。(※2)

②以下のいずれかに該当し、旧経営者との一体性が解消されていない。

- 旧経営者の個人資産を法人に無償で使用させるなど、経営者と法人の資産・経理が分離されていない。
- 法人と経営者との間の資金のやりとり(役員報酬・配当・貸付等)が適切な範囲を超えている。

③当行が求めても適時適切に情報提供しないなど、法人の開示姿勢に問題がある。

④法人の信用格付が一定以下であり、業況不振である。

※1: 旧経営者が取締役であるか否か、および議決権の保有割合はヒアリングにより確認する。

※2: 旧経営者が直接50%超の議決権を有しているだけでなく、他の法人を介して間接的に50%超の議決権を有している場合を含む。

【事例 43】 新経営者からやむを得ず保証が必要と判断した場合の取扱いを明確に定めた取組み

(信用金庫)

- 基本的な対応として代表者交代時における既存融資に対し、新旧代表者の二重保証は、原則、取り扱わないこととした。
- また、代表者交代時にはガイドラインに則し、既存の保証契約について見直しを行った結果、ガイドラインの適用に該当せず、やむを得ず、保証契約が必要と判断した場合の既存融資については、新代表に以下の①②の確認と保証意思を確認し、保証を引き継いでもらう取扱いとした。
  - ①新代表は、企業の事業・経営・財務・借入・保証契約等の状況を把握(認識)したうえで、代表に就任している。
  - ②新代表が経営に携わっていない時の既存融資であっても、返済財源については就任後の経営により捻出される。
- なお、法人や代表者の状況に応じて、既存融資については新代表者に保証を引き継がず、旧代表者の保証を継続する取扱いのほか、新規融資については旧代表者の保証を求めず、新代表者の保証とする対応等、柔軟な取扱いも可能とした。

【事例 44】 複数保証人がいる債権のリスト化による二重徴求解消に向けた取組み

(信用金庫)

- 新たに代表者交代が発生した場合は、事業承継時の特則を踏まえ二重徴求は原則禁止としており、現に取扱いはなくなつたが、既存債権において二重徴求となっているかの見直しは行っていなかった。
- そこで、「複数の保証人がいる債権」を抽出し、営業店にリストを配布。リストを基に営業店が経営保証ガイドライン特則の二重徴求例外規定に該当するか精査し、該当しない場合に保証人解除を検討するよう指示。

○ (独自スキーム)事業承継予定先等に対する「責任限定特約付保証契約」の導入・実行

中小企業の事業承継等において、例えば、代表権を現代表者の親族外の人物に委譲する局面で、銀行に差し入れる高額な経営者保証がネックになり後継者談がまとまらないなど、経営者保証が事業承継の支障となる場面が生じることがある。こうした場合、事実上、通常の経営者保証か無保証扱かのほぼ二択となっているが、今般新たに「責任限定特約付保証契約」として、保証人が一定のルールを遵守することを条件に、経営者保証による保証人の負担を一定範囲にとどめるスキーム(解除条件付保証契約の一種)の取扱いを開始した。

2019年10月、第一号案件について契約、実行完了。「将来の事業承継に向けて、過度な個人保証を避けてやりたい」という当社会長の思いを実現した当行の対応を高く評価していただき、他行の借入を当行一行にシフトされる等、顧客からの全面的な信頼の獲得に繋がった。

○ 責任限定特約付保証契約の概要

- ・責任限定特約付保証契約とは : 保証人が一定の確約事項等を遵守することを条件に、保証人が保証債務を履行しなければならない局面において、弁済のために処分・換価等を求められる財産の範囲を限定する特約が付された保証契約
- ・対象とする契約 : 原則として、事業承継等で法人代表者が交代する際の新代表者との保証契約
- ・免責する財産の範囲の考え方 : 「経営者保証に関するガイドライン」(私的整理における保証人の保証債務の履行基準(7.(3)③aほか))等に準拠し、別に定めた「責任限定特約付保証契約の運用ガイドライン」に則り保証人の事情等を考慮の上個別に決定
- ・その他 : 本スキームは現時点で当行独自のスキームであり、適用が不向きなケースが相応にあるほか、特有の留意事項があるため、全て事前に本部宛相談とする取扱いとした
- ・期待効果 : 本スキームを活用できる局面が限定的ではあるものの、該当する事案には強いニーズがあるとみられ、今後特に、親族外への事業承継等を円滑に進める有効なツールのひとつとして活用が期待される

### Ⅲ. 保証債務の整理時における運用・規定等の組織的な取組み

#### 【事例 46】 保証債務整理時における行内体制の明確化(1)

(地域銀行)

- 保証債務整理時の行内における取組みとしては、ガイドライン施行当初より、取引先に有事が発生した場合、まず営業店での対応として「保証人への説明」と情報収集を行い、その後、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との共同作業により「事前準備」と「初期対応」を行った後、本部専担部署による「スキームの策定」と「スキームの実行」を行うという行内態勢を確立している。
- 対外的取組みとして、当行が対象の融資先のメイン行であるか否かにかかわらず、地域経済のためにガイドラインに基づく保証債務整理手続を進めていくという当行の使命として、①支援専門家の弁済計画の策定支援、②金融機関間調整、③裁判所との調整等に主導的な役割を担っている。
- 実質破綻先・破綻先の管理回収は、全て本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)に集約(勘定も移管)して一元管理し、営業店は倒産初期対応以外関与しないこと、ガイドラインの出口部分(保証債務整理)の対応を、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との分業制としている

#### 【事例 47】 保証債務整理時における行内体制の明確化(2)

(地域銀行)

- 経営者保証に関するガイドライン(以下、「ガイドライン」という)が策定された後、能動的な転・廃業支援を行うため、「再チャレンジ支援担当」1名を本部に配置。経営支援を行うも赤字脱却できず、長期間条件変更を繰り返している先をリストアップしたうえ、本部にて方針を協議することとした。
- 上記を検討するなか、租税債権や一般債権が多額で法的整理しか選択肢のない先も一定数存在することが判明。そのような先のソフトランディングの一つの手法として、サービサーの活用を検討。サービサーへの債権売却に対する債務者の抵抗感に配慮し、アライアンス行と共同で買い取りファンドを設立した。

### 【体制】

- 本部に再チャレンジ支援担当を配置(現在2名)し、営業店の相談受付から債務者への提案、スキームの実行まで担当している。
- 通達や TV 会議、階層別研修(初心者～支店長まで)にて再チャレンジ支援について周知を図っている。
- 再生支援担当と再チャレンジ支援担当が連携することにより再生～廃業まで切れ間のない支援を行える体制とした。
- 専門家として、外部より弁護士・公認会計士・中小企業診断士を出向形式にて受入。案件内容等を相談するとともに、必要に応じ債務者面談も行っている。

### 【具体的取組】

- 「当債務者にとって最適なソリューションは何か」を念頭に再生支援か、再チャレンジ支援かを見極める。
- チャレンジ支援が妥当と判断した場合、下記選択肢の中から最適な手法を選択。  
再生支援協議会、REVIC、特定調停、法的整理、ファンドへの債権売却 等（経営者保証については、ガイドラインを活用し、これらと一体整理）
- 方針を決定した後、営業店とともに債務者あて提案。応諾となれば計画策定支援から、クロージングまでを支援していく。

### 【事例 48】 保証債務整理時における本部とサービサーとの連携による対応の明確化

(地域銀行)

- 主債務の破綻に至る経緯、保証人の置かれた状況は様々であり、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるだけでは保証債務整理が停滞する懸念があるため、本部、子会社のサービサーが一体となって営業店をバックアップする体制を構築している。
- 保証人から保証債務整理の相談・申出を受けた場合は、ガイドラインに係る「ご案内」(当行制定)を保証人に交付し、その内容について説明を実施することとしている。そのうえで、保証人または支援専門家から債務者及び保証人の状況を継続的に聴取し、ガイドラインに則り保証債務整理に誠実に対応することとしている。仮にガイドラインを適用することができない場合もガイドラインの趣旨を尊重し、誠実に対応することとしている。(規定化)
- ガイドラインに係るインセンティブ資産の認否にあたっては、ガイドラインの要件を画一的に当てはめるのではなく、対象者の年齢、今後の収入(年金等の金額)、健康状態(医療費負担)、保証参加に至る経緯(過去の経営への関与度合い)等を総合的に考慮のうえ判断している。

- 「経営者保証に関するガイドライン」(以下「GL」という)の出口部分(保証債務整理)の手続は、施行から5年経過した現在においても、金融機関と支援専門家(弁護士)との共通理解が形成されているというには程遠い状況にあり、このことが、GL出口部分の普及・浸透を阻害している。特に、弁護士からは、事案の予見可能性がないことが、GLへの取組みに二の足を踏ませているとの意見を聞くことが多い。

金融機関間でもGLの解釈に温度差があり、金融機関と支援専門家との共通理解形成の阻害要因となっている。

主債務者について、事業再生には手遅れ、破産申立費用の捻出も困難であるため、経営者保証人がGLに基づく保証債務整理を申出することができず、経営者保証人のみが破産するといった廃業事例が増加している。

- 保証債務整理時の行内における取組みとしては、GL施行当初より、取引先に有事が発生した場合、まず営業店での対応として「保証人への説明」と情報収集を行い、その後、営業店と本部専担部署(融資部事業性管理・回収担当)との共同作業により「事前準備」と「初期対応」を行った後、本部専担部署による「スキームの策定」と「スキームの実行」を行うという行内態勢を確立している。
- 対外的取組みとして、当行が対象の融資先のメイン行であるか否かにかかわらず、GLに基づく保証債務整理手続におけるメイン行として、①支援専門家の弁済計画の策定支援、②金融機関間調整、③裁判所との調整等に主導的な役割を担っている。
- GL活用促進と関連し、事業が窮境に陥り事業再生が不能なほど劣化した融資先に対し、当行主導の廃業支援を 38 社(保証人数 58 名)に対して実施し、手続終結数 16 社(保証人数 25 名)の実績となっている。
- 新たな取組みとして、主債務者が窮境に陥り、事業再生には手遅れ、破産申立費用(通常 3~5 百万円程度)の捻出も困難となった廃業申出先に対し、主債務の整理に協定型特別清算手続(主要債権者の事前同意があれば、手続費用は通常 10~15 万円程度)の活用(以下「特別清算スキーム」という)をアドバイスするとともに、当行が主体となり他債権者に対して同手続に関する説明し、合意形成を行うことにより、GLによる経営者の再起の機会を拡大すべく活動している。特別清算スキームによるGL実績は、手続終結件数2件となっている。なお、特別清算スキームの概要については、「事業再生と債権管理」166号(2019年10月5日号)137頁で公表済み。

#### IV. 経営者保証に関するガイドラインの顧客周知・職員教育等の組織的な取組み

##### 【事例 50】 営業現場に対してわかりやすいフレーズで行内周知をした取組み

(地域銀行)

- 融資部から、営業現場に対してわかりやすいフレーズの行内文書を発出し、経営者保証について必要以上に保守的な運用とならないように、以下の注意喚起を図った。
  - 割引手形は融資先の信用力（買戻能力）のみならず、振出人の支払能力を踏まえた与信判断が可能。保証についても、他の融資と差を付けても良いのではないのでしょうか？  
(当行では、正常先の割引手形については、従前から経営者保証を徴求しない対応を可としている)
  - 頻度の少ない資金要請に備え、普段は必要のない根保証を徴求していませんか？経営者保証が必要であれば、「必要なときに、必要な保証を、必要な期間だけ」徴求しましょう。
  - チェック項目が「全適」なのに保証を徴求していませんか？「全適」で保証を徴求する理由は何でしょうか？「保証協会付きだから」というケースもあるかもしれませんが、保証協会においても経営者保証を不要とする取扱いをすすめています。お客さまの意向を踏まえ、保証協会と十分に協議してください。

##### 【事例 51】 モニタリングを踏まえた好事例等を営業店に還元するなどの取組み

(地域銀行)

- 営業店の「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況を確認するためモニタリング(営業店臨店)を実施し、その結果(好事例・不芳事例)を営業店に還元するとともに、当該モニタリング結果を踏まえ、行員向研修において「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方等を再徹底した。

##### 【モニタリングにおける主なヒアリング内容および徹底事項】

- ① 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨の理解度や営業店における勉強会等の実施状況
- ② お客さまへの説明の適切性
- ③ 「チェックシート」の作成状況や要件の検証状況



- ④ 事業承継(代表者交代)時における新旧代表者の保証人付融資の考え方
- ⑤ 「経営者保証に関するガイドライン」の運用に対する課題や問題点 等

**【事例 52】 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインの設置を行った取組み**

(地域銀行)

- 審査部内に「経営者保証に関するガイドライン」のホットラインを設置するとともに、「経営者保証に関するガイドライン」についての質問・相談に関する相談窓口としてホームページ上に掲載した。

**【事例 53】 試験等による職員教育や顧客説明の徹底を行った取組み**

(地域銀行)

- 融資業務に携わる行員向けに、以下の機会を利用して、経営者保証ガイドラインや「個人保証Q & A」および経営者保証に関する規程・通達類の職員教育を実施している。
  - ① 融資能力診断テスト（融資業務に携わる行員は受験必須）
  - ② 行員が自宅でパソコンやスマートフォンを利用して学ぶ「E-ラーニング」
  - ③ 昇格登用試験
- お客さまへの周知は、以下の機会には必ずガイドライン事務局のチラシを使用してガイドラインについてご説明すること、および、お客さまにガイドラインの内容を理解していただいたことをチェックリストに記録・確認するよう規程化している。
  - ④ 新規融資取り上げ時
  - ⑤ 事業承継時
  - ⑥ 根保証および手形保証の更新・増額時
  - ⑦ 保証人脱退・加入など既往保証契約の見直し時

**【事例 54】** コベンツ付保証契約を実際に活用した営業担当者の声を他の営業店へ紹介するなどの取組み

(地域銀行)

- 代替的手法として新設したコベンツ付保証契約について、TV会議での「営業店説明会」を開催。
  - コベンツ付保証契約（解除条件付保証契約、停止条件付保証契約）の概要、および保証人徴求時の検討フローを説明。コベンツ付保証契約の要件である添付書面の有無を決算書徴求時に確認することを促し、コベンツ付保証契約の浸透を図った。
- コベンツ付保証契約を締結した店舗のヒアリングを実施し、「営業店担当者の声」として営業店へ周知した。
  - コベンツを活用した営業店に、取引先の反応等のヒアリングを実施。取引先からは「保証解除の基準が明確になったことから、それを目標に当社の経営管理態勢強化に取り組む」等の反応を得たことから、営業店へ各事例の紹介とポイントの解説を行い広く周知を図った。

**【事例 55】** 銀行から積極的に保証解除を提案する取組み

(地域銀行)

- 店長、審査課長向けの研修の際、根保証の期限が未到来であっても、当行より根保証解除を提案していく基準を示した。具体的には、当行内部格付の正常先中位までの先を目安として、顧客からの要請ではなく、当行から根保証解除を進んで提案するとした指針を示した。

**【事例 56】** ホームページ上での顧客周知及び職員への研修や指導の徹底を実施した取組み

(信用金庫)

- 経営者保証に関するガイドラインの活用状況(後継者への活用状況)を地域貢献度の自己評価の指標に取り入れ、その実績を当金庫ホームページで顧客等に周知している。
- 営業店長や融資サービス課長対象の会議・研修において、随時、取組みや好事例を説明し浸透を図るとともに、取扱いに変更があった場合にはその趣旨を同会議等において説明し、周知している。

- 融資案件相談時や稟議申請時に、本部担当者から営業店に対し、債務者の事業性やキャッシュフローに着目して個別案件の内容に即したアドバイスを行い、課題解決策の提案につなげている。
- 特に、事業承継時(承継予定先を含む)には、債務者の課題解決に資するため、株式承継支援対策(自社株評価等を含む)等の対策と併せて経営者保証についても提案ができる態勢の整備(営業推進部署と審査本部(←同上)の連携)を行い、営業店職員への周知を図っている。

**【事例 57】 経営者保証ガイドラインに基づく取組みに関し数値目標を設定**

(地域銀行)

- 行内周知・組織的な取組みの実効性を担保すべく以下を実施。
  - ① 「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」を、中期経営計画(H30.4～)の主要 KPI に設定。各期毎に数値目標を設定し、計画終期(R3.3)には 50%を掲げ、全営業店から毎月報告書を提出させることで意識付けを図った。
  - ② 経営者保証ガイドラインの積極的な活用を促すため、渉外行員表彰制度において数値目標の達成率に応じた点数を加点。
  - ③ 支店長会議での頭取訓示における経営者保証ガイドラインの積極適用の指示や、年度毎に示す経営基本方針における示達。
  - ④ 「経営者保証ガイドライン適用チェックリスト」の改定及び通達・研修等による周知。

**【事例 58】 事業承継の専門家窓口の整備等**

(信用金庫)

- 当金庫に経営支援窓口(顧問(専門家)と当金庫の担当者が相談に対応)を設置し、事業承継に課題を抱えている顧客企業に対して活用を促している。
- また、新たな保証契約の締結、事業承継や既存の保証契約の見直し、保証債務の整理等において、同ガイドライン及び特則について顧客周知するため、相談窓口を融資部に設置するほか、チラシの店頭配備・当金庫ホームページに掲載等を実施。

【事例 59】 外部講師による特則に係る勉強会の実施

(信用金庫)

- 経営者保証ガイドラインの事業承継時の特則について全店周知の勉強会を実施したほか、県の事業承継ネットワーク事務局及び経営者保証コーディネーターを講師に招き、全店の融資役席者向けの勉強会を実施し、事業承継時の経営者保証に関する理解を深めた。

令和3年11月24日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえた事業者支援の徹底等について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

足下では、新型コロナウイルス感染症の影響から、持ち直しの動きも見られるものの、依然として厳しい状況に置かれている事業者が数多く存在する状況です。また、資金需要の高まる年末、年度末に向けては、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることのないよう、より一層の金融仲介機能の発揮が期待されます。加えて、今後、事業者が、ポストコロナにおけるビジネスモデルの再構築や財務基盤の改善に取り組んでいく上で、経営改善・事業再生・事業転換支援等の必要性も、更に高まっていくと考えられます。

こうした中、政府では、11月19日、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を決定し、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資制度の来年3月までの延長や、事業者のニーズに沿った見直しを行った上での「新型コロナ特別貸付」の4月以降の継続等の措置を講じることとしたことなども踏まえ、官民金融機関における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、本日の「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

#### 記

1. 新型コロナウイルス感染症の影響や足下の経営環境の変化、資金需要の高まる年末を迎えることを踏まえ、改めて、事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じたきめ細かな支援を引き続き徹底すること。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポ

ーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業は勿論のこと、大企業・中堅企業も含めた事業者への影響を踏まえ、最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定される場所、「事業復活支援金」を含めた、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資などに要する資金についても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に盛り込まれた各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、来年3月まで申込期限が延長された政府系金融機関による実質無利子・無担保融資や、保証上限を6,000万円に引き上げる伴走支援型特別保証制度等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
4. 返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。
5. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和と債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い<sup>1</sup>を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
6. 新型コロナウイルス感染症の直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
7. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、REVIC等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。

---

<sup>1</sup> 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和と債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について” (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

8. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本性劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
9. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかにならないことがないように、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
10. 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」も踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

令和4年3月8日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄  
財務大臣兼金融担当大臣 鈴木 俊一  
厚生労働大臣 後藤 茂之  
農林水産大臣 金子 原二郎  
経済産業大臣 萩生田 光一

### 事業者等に対する金融の円滑化について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の支援と感染拡大防止の両立に着実に取り組んでいただいておりますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響が2年という長期にわたっているほか、ウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響も懸念されるところ、様々な事業者が大変厳しい状況に置かれております。

こうした中で、先般、全国銀行協会等の関係者は、増大する債務に苦しむ中小企業の経営改善に向けた環境整備等のため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）や「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」を策定・公表したところです。また、特に資金需要の高まる年度末も見据え、資金繰り支援の更なる充実を図るとともに、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、経済産業省・金融庁・財務省においては、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表したところです。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、今後、ガイドライン等も活用した、より一層の事業者支援等が求められております。

つきましては、官民の金融機関等における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、3月7日に開催した「中小企業等の金融の円滑化に関する意見交換会」における要請事項等と合わせ、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の職員等に周知・徹底をお願いいたします。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症に加え、足下ではウクライナ情勢、原油価格の上昇等の影響が懸念されるところ、資金需要の高まる年度末を迎えることを踏まえ、改めて、中小企業のみならず、大企



業・中堅企業を含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を引き続き徹底すること。また、「ウクライナ情勢・原油価格上昇等を踏まえた資金繰り支援について」（令和4年2月25日）にて周知した内容について改めて徹底すること。

2. 新型コロナウイルス感染症等の影響を直接・間接に受けている飲食業者、旅客運送事業者、宿泊事業者、観光事業者、遊興関連施設事業者、小売店、旅行代理店、ライブエンタメ・文化芸術・スポーツ・イベント関連事業者、ブライダル事業者、医療・福祉機関等、及びこうした施設のオーナーや、これらの事業者と取引をしている事業者など、中小企業のみならず、大企業・中堅企業も含め、資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を行うこと。
3. 新型コロナウイルス感染症等の影響により、追加融資が必要とされる状況も想定される場所、本年1月から申請を開始した「事業復活支援金」を含め、各種支援金等の支給までの間に必要となる資金は勿論のこと、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金などについても、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、事業の特性、需要の回復や各種支援施策の実施見込み等も踏まえ、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。その際、本年6月までの申込期限の延長と合わせて、貸付期間が20年に延長される政府系金融機関による実質無利子・無担保融資等を活用した融資の積極的な実施に努めること。
4. 事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、申込みを断念させるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。
5. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い<sup>1</sup>を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。

---

<sup>1</sup> 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について” (<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>) を参照。

6. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で、借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会<sup>2</sup>、REVIC 等の支援機関が密に連携し、事業者の実情に応じた、条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援や、事業再構築補助金等の政府の支援施策も活用した事業再生・転換支援、ファンド等も活用した資本性資金の供給、地域企業のニーズに応じた人材紹介や事業承継支援などの取組を積極的に促進すること。
7. また、事業再生・事業転換を要する事業者等の財務基盤を強化し、民間金融機関の融資を呼び込むため、事業者のニーズを踏まえ、政府系金融機関の資本性劣後ローンの積極的な実施・活用を図るほか、官民金融機関において、同ローンを活用した協調融資商品を開発するなど、効果的な連携に取り組むことで、事業者に寄り添った支援に努めること。加えて、同ローン等の実施に必要な事業計画の民間金融機関による策定支援を積極的に行うこと。
8. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、資本性資金の供給等も活用した事業者の成長・再生を後押しする態勢を地域において構築するため、株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本性劣後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても紹介するとともに、民間金融機関においては、同ローンのほか、同ファンド等の活用についても積極的に検討すること。
9. 官民金融機関は、事業者からの相談に適切に対応できるよう、ガイドラインの趣旨・内容を営業現場の第一線まで確実に浸透させるとともに、増大する債務に苦しむ事業者の事業再生計画の策定を積極的・継続的に支援すること。加えて、信用保証協会は、事業者の円滑な再生を図るため、ガイドラインに基づく手続の初期段階から、必要に応じて官民金融機関と緊密に連携・協力すること。
10. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含め、ガイドラインに基づく事業再生計画の成立に向け、真摯に協議・検討を行うこと。
11. ガイドラインの活用等に際しては、必要に応じて、経営改善計画策定支援事業や、事業再構築補助金の「回復・再生応援枠」、官民ファンド<sup>3</sup>等、「中小企業活性化パッケージ」に掲げられた施策も合わせて利用し、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。

<sup>2</sup> 中小企業再生支援協議会は、関連機関と統合し、令和4年4月1日から中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。

<sup>3</sup> 株式会社地域経済活性化支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構に対しては、別途『中小企業の事業再生等に関するガイドライン』等を通じた一層の事業再生支援について」を要請。

- 1 2. 実質無利子・無担保融資により新たに取引先となった先や残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した場合等であっても、本業支援がおろそかになることがないように、メイン・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・信用保証協会保証付き融資の別にかかわらず、資金繰りにとどまらない経営課題に直面する事業者に対して、据置期間中のみならず同期間経過後も含めて能動的に本業支援を行うなど、継続的な伴走支援に努めること。
  
- 1 3. 「経営者保証に関するガイドライン」の一層の浸透・定着に努めるとともに、新規融資等における根保証・根抵当の設定は必要な範囲に留め、返済が完了した際には、顧客意向を踏まえた対応に努めること。また、「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」について営業現場の第一線まで浸透・定着を図り、経営者の個人破産の回避に向け、経営者等から保証債務整理の申出があった場合には誠実に対応すること。
  
- 1 4. 引き続き、住宅ローンやその他の個人ローンについて、顧客の状況やニーズに応じた返済猶予等の条件変更の迅速かつ柔軟な対応を行うこと。また、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」の趣旨を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた債務整理を要する個人・個人事業主への丁寧な相談対応などを通じ、事業や生活・暮らしの支援に努めること。

民間金融機関<sup>(※1)</sup>における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	2020年度		2021年度	
	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	575,866	424,663	378,549	350,716
② 経営者保証の代替的な融資手法 <sup>(※2)</sup> を活用した件数	707	448	478	481
③ 保証契約を解除した件数 <sup>(※3)</sup>	41,395	38,676	39,896	38,105
④ 合計【④ = ①+②+③】	617,968	463,787	418,923	389,302

	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	4,329	5,448	5,015	4,843

	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月
⑥ メイン行 <sup>(※4)</sup> としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	133	118	103	121

	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月
⑦ 新規融資件数	2,162,363	1,513,895	1,253,539	1,185,895
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	26.7%	28.1%	30.2%	29.6%
	27.2%		29.9%	

## 【代表者の交代時における対応】

	2020年4月-9月	2020年10月-2021年3月	2021年4月-9月	2021年10月-2022年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	3,154 (11.5%)	2,603 (9.9%)	2,682 (9.2%)	2,621 (9.7%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	12,784 (46.7%)	13,320 (50.9%)	13,994 (48.2%)	13,495 (49.9%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	9,974 (36.5%)	9,074 (34.7%)	11,072 (38.1%)	9,878 (36.5%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	1,438 (5.3%)	1,173 (4.5%)	1,296 (4.5%)	1,054 (3.9%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行100行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合146組合(全国信用組合連合会を含む)の合計532機関。  
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。  
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。  
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。  
 (注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

# 「経営者保証に関するガイドライン」における 廃業時の保証債務整理に関する参考事例



金融庁  
令和4年6月

## **【はじめに】**

本事例集は、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理への取組みについて、今後一層浸透していくよう、各種取組みを検討する上で参考にさせていただくため公表するものです。

本事例集の作成にあたっては、金融機関から、廃業時における保証債務整理の事例を提出いただき、当庁において代表的な事例を抽出しております。

本事例集は、各金融機関から提出を受けた資料により作成しており、文中等における取組みに対する評価等については、当該資料を作成した各金融機関における見解であり、当庁の見解を表したものではありません。

## < 目 次 >

I. 中小企業再生支援協議会を活用した事例	事例1～3	・・・P 1
II. REVICの特定支援業務を活用した事例	事例4	・・・P 4
III. 主債務及び保証人の債務を一体整理した事例	事例5～6	・・・P 5
IV. その他、保証人のゼロ円弁済を許容し、関係者の早期再スタートや生活再建に繋げた事例	事例7～10	・・・P 7
V. リース債権者を含む債務整理を行った事例	事例11	・・・P 11

## I. 中小企業再生支援協議会を活用した事例

### 【事例1（地域銀行）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は老舗の写真店として県内外からの人気も高く、業績も好調に推移していたが、新社屋の建設以降、市場が低迷、売上高が減少したことで新社屋の借入返済負担大きく条件変更対応を行っていた。経営改善計画を策定し、経営改善に着手するも奏功せず、その後も会社再建を目指し奔走してきたが万策尽き、破産申し立てに至った。
- 保証人である社長及び社長母からは、中小企業再生支援協議会関与の元で経営者保証ガイドラインに基づく債務整理を行う旨の通知があった。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：1. 6百万円 保証債務（代表者）：0. 4百万円 保証債務（社長母）：5. 5百万円

##### 【主債務：破産】

- 主債務について、担保不動産売却等により1. 6百万円弁済。

##### 【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 社長及び社長母の共有名義であった不動産を早期に任意売却できたことで弁済原資が16. 7百万円増加したことを考慮し、残存資産については以下の通りとした（＝経済合理性）。
- 社長は現預金、保険解約返戻金の計4. 5百万円のうち1. 2百万円（うち0. 4百万円を当行）を弁済。社長母は現預金、保険解約返戻金等、計20. 3百万円のうち13. 5百万円（うち5. 5百万円を当行）に弁済。残存資産の内訳は以下の通り。

保証人名	社長	社長母
自由財産… (a)	990	990
一定期間の生活費… (b)	990	990
その他の資産… (c)	1,387	4,836
合計（単位：千円）	3,367	6,816

- 一定期間の生活費については「標準的な必要生活費」としてガイドラインのQ&Aにて目安として定める下記の範囲内で設定。  
【目安】1月あたり：33万円 給付期間：90日～330日（社長（50代）、90日～240日（社長母（80代））
- 社長母は高齢であったため既往症も多く通院しており、医療費が今後も継続的に必要な状況であったが、ガイドラインを活用し、早期債務整理に着手した結果、生活保障も含めた一定程度の資産を手元に残すことができるようになった。



## 【事例2（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は主に業務用ゲーム機の販売を行う事業者。近年は市場の縮小により売上が減少し、また過去の事業拡大や新事業展開のための借入負担大きく、取引各行の金融支援を受けていた。
- 主債務者は中小企業再生支援協議会が関与し事業再生手続きを進めたものの、スポンサーが見つからず破産申立てに移行。保証人については同協議会関与のもと、自己破産よりも経済的な再建に資する保証債務の整理を目指し、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証人債務整の申出あり（保証債務の全額免除を希望）。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：44.2百万円 保証債務（代表者）：0円

#### 【当社：破産手続】

- 主債務について、仮に赤字かつ経営改善の要素が乏しい主債務者が事業を継続し、将来破産を申し立てた場合の配当見込み額は17.3百万円であるところ、早期整理を行ったことで44.2百万円の破産配当が見込まれる状況となった（＝経済合理性）。

#### 【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 仮に将来時点でも保証人資産に変更がないとした場合には、本件申出時点の破産配当及び保証債務残額免除を受け入れることが、破産が遅延し将来主債務者及び保証人が破産手続きした際の配当よりも、経済合理性があると判断されたことから、保証人についてゼロ円弁済にて保証債務の全額を免除した。
- 保証人について、自由財産として99万円、インセンティブ資産として一定期間の生計費2.7百万円、保険0.7百万円の計4.4百万円を残存資産とした。
- 以上の通り、当社の破産手続に早期に着手し、保証人も経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理を実施したことにより、金融機関としては回収額が増加し経済合理性を確保。また、保証人にも相応の資産を残すことが可能となった。

### 【事例3（信用金庫）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は各種専門学校等を主な取引先として、学校案内や募集要領等のパンフレット作成を請け負う印刷会社。リーマンショックによる景気低迷の影響を受け売上が減少、新たにTシャツ等の印刷事業にも参入したが競合が多く、その他にも通販事業、カーコンタクト販売事業への参入を試みたものの、低迷する印刷事業の補填には至らなかった。
- 固定費の削減や返済条件変更により経営改善に注力してきたが、主要得意先からの受注が大幅に減少し、営業赤字が常態化していた。加えて、新型コロナウイルスの影響により更なる売上減少が見込まれる状況になったことから、廃業し、清算手続きを進めることを決断した。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：0.1百万円 保証債務：0円

- 私的整理手続きにより迅速かつ円滑に解決が図られ、以降の管理コスト低減につながった。（＝経済合理性）

【当社：特定調停（廃業支援型）】

- 主債務については22.9百万円のうち、会社保有資産より0.1百万円の弁済を受けた。融資残高のある政府系金融機関、求償権を有する信用保証協会、未収利息債権を有する地元金融機関が債権者として、清算型弁済計画案への全債権者同意を経て特定調停を申し立てた。申し立てから数か月後に調停期日を迎え、その約1年後に特別清算の開始決定に至った。

【保証債務：中小企業再生支援協議会】

- 保証人（社長）は借入全額に対し保証債務を負っていたため、中小企業再生支援協議会を活用し整理を行うこととなった。保証人の残存資産は自由資産の範囲内（0.1百万円）であったことから、ゼロ円弁済をもって保証債整理計画に合意し、保証債務全額について免除を行った。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し債務整理に着手した結果、法的整理に比べ早期解決が図られたことにより、保証債務の弁済額はゼロ円となったものの、以降の管理コスト低減につながった。

## II. REVICの特定支援業務を活用した事例

### 【事例4（地域銀行）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は昭和創業の製材・木製品販売業を主業とする事業者。仏壇メーカーを得意先としていたが業績は低迷にて推移、足元で大口の取引先を失ったこともあり、債務超過が継続していた。
- その後も事業を継続してきたが、損益改善の見通しが立たないことから、メイン行および信用保証協会と協議の上、REVICの特定支援業務を活用し廃業することを決断した。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：4.0百万円 保証債務（代表者）：13.0百万円

- REVICの特定支援業務を活用し、事前に金融機関等と調整を行うことができたことから、任意売却先の選定について余裕をもって行うことができ、破産手続きによる一般的な早期売却額を上回る価格で資産売却を行うことができた。（＝経済合理性）

【主債務、保証債務：REVIC（特定支援業務）】

- 主債務者、保証人が有する（残存資産を除く）資産を処分・換価して得られた金銭を原資として、担保権者に対する保全債権弁済後、各保証債権者に対し保全債権弁済後の保証債権残高のシェア割合に応じて弁済を行い、保証債務は免除を行った。
- 主債務について、当社保有の現預金及び工場売却代金より4.0百万円の弁済を受け、保証人からは工場売却代金等から残存資産を除いた13.0百万円の弁済を受けた。
- 保証人の残存資産とする金額について、自由財産99万円と一定期間の生計費（1ヶ月あたり標準的な世帯の必要経費として民事執行法施行令で定める額33万円に雇用保険の給付期間（60歳以上65歳未満の階層に準じて）8ヶ月によって算出される額。33万円×8＝264万円）の合計額363万円とすることとした。
- なお残存資産の内訳は、保証人の現預金、保険金および担保外工場売却代金の一部となっている。
- 上記の他、保証人の他4名が居住している築58年経過の自宅（借地権建物）が存在するが、借地契約上の借地権設定者と登記上の土地所有者が異なるため第三者への売却が難しく、価値がつけられないことに加え、華美なものでなく、生計維持に不可欠なものであることから、上記の資産に加えて残存資産に含めた。

### Ⅲ. 主債務者及び保証人の債務を一体整理した事例

#### 【事例5（地域銀行）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は運送業を主業とする事業者。同業他社との競争激化による業績低迷により債務超過の状況が続いていた。加えて、代表者自身の高齢化と後継者不在の問題や、従業員の高齢化による定年退職が続く一方、新規採用したくても人が集まらない状況から、これ以上の事業継続は困難との判断に至った。
- メイン行として当初は「事業譲渡」による債務整理の可能性を検討したものの買い手は現れなかった。支援専門家である弁護士への相談を促したところ、金融債権者はメイン行を含む3者と比較的少なかったことから、主たる債務および保証債務の整理を一体として進める、日本弁護士連合会による廃業支援型の特定調停スキームに則って検討することとなった。
- なお、保証人は代表者（社長）と代表者の妻（当社株主）の2名。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：6百万円 保証債務（代表者）：0円 保証債務（代表者妻）：0円

- 主債務と同時にガイドラインに基づく保証債務の整理に早期に着手した結果、債権者に対する配当見込額が大きく増加。

#### 【当社：特定調停（廃業支援型）】

- 別除権付きの事業用不動産は任意売却を行い別除権者の弁済に充当。その他車両など事業用動産を含む当社資産は代理人弁護士による換金作業が進められた後、弁済可能原資は金融債権者である3者の債権残高で案分し弁済する、という調停案が示された。
- 金融債権者全員の合意がされた後、正式に特定調停が申し立てられて調停は成立した。全体のスキームとして、金融債権額合計31百万円に対する弁済額は6百万円となった。

#### 【保証債務：特定調停（廃業支援型）】

- 代表者の自宅には当社を債務者とする根抵当権が設定されていたが、本件スキーム進行中に代表者が死去。そこで、同じく保証人であった妻以外の相続人は相続放棄することにより、相続を妻に集中させ、保証人を妻1名とした。また根抵当権付きの自宅も妻が相続で取得したが、相応の時価で長男に対して任意売却（＝経済合理性）し、根抵当権者への弁済を完了した。
- その後、ガイドラインに則った形で保証債務免除が検討された。残存資産は自由財産（99万円）の範囲内であったことから、「ゼロ円弁済」をもって保証債務を免除する調停案に対し合意形成された後、主債務と同時に特定調停が申し立てられて調停は成立した。所有者は長男名義となったものの、保証人である代表者妻は、旧来の自宅に住み続けることができることとなった。

## 【事例6（主要行等）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 某地域金融機関から事業再生ファンドを通じて買い取った債権の信託受託分で、債務者は家電販売業を営む小規模事業者。
- 大型店の進出等で赤字脱却が望めず、管理回収業務を受託したサービサーとの協議で家電事業からの撤退を決断。家電店舗を閉鎖し、閉店した店舗（担保物件）は第三者に賃貸し、その賃料収入から弁済を継続してきた。また、代表者は債権者への弁済のため、役員報酬を削減し資金を捻出する等の対応を行っていた。
- 最終的に物件処分により弁済をすることとなったため、債務者と清算型の債務整理協議に入った。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：23百万円 保証債務：0円

- 清算型債務整理の過程で、経営者からは債務免除（法人及び経営者保証）の要請を受け協議を重ねた結果、主債務459百万円については物件処分代金等より23百万円の弁済を受け、残債務436百万円は全額免除を行った。
- また、債務者と代表者が実質一体の小規模事業者で、役員報酬の削減分を長年に亘り弁済に充当していたこと、及び他の債権者も存在すること踏まえ、「経営者保証に関するガイドライン」7-(3)-③ 保証債務の履行基準（残存資産の範囲）を準用し、経営者が早期に事業撤退を決断し、家電店舗を閉鎖し賃貸へ切り替えを行ったことによる弁済額の増加相当分（約13百万円）を上限として、法人に財産の一部（10百万円）を資産として残すと共に、保証人からの弁済はゼロ円とし、保証債務を全額免除した。
- なお保証人の残存資産については、金額の詳細は不明ながら、今後の生活には問題ない水準と聞いている。自宅は親族が所有。

#### Ⅳ. その他、保証人のゼロ円弁済を許容し、関係者の早期再スタートや生活再建に繋げた事例

##### 【事例 7（地域銀行）】

###### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は割賦販売業を主たる事業とする事業協同組合。キャッシングサービスに対する過払金返還請求が頻発するようになり業況が低迷していた。事業の機動性を高めるため株式会社に組織変更を行い、新事業での事業展開を図ったものの、計画した収益が計上できずに損失が拡大し、数年経過したのち事業継続を断念した。
- 保証人である代表者と専務は既に個人資産を投入するなどしており、また金融機関に多額の保証債務を負っていたことから、当行から「経営者保証に関するガイドライン」について「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性」等を説明したところ、同ガイドラインに基づき、主債務と保証債務を同時に整理することになった。

###### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：41百万円 保証債務（代表者）：17百万円 保証債務（専務）：0円

###### 【当社：破産手続】

- 当社が、将来、破産手続を行った場合における一般配当見込はゼロであった。一方で、主債務を早期整理することにより、当社の有する割賦債権から41百万円の配当が実施された（＝経済合理性）。

###### 【保証債務（代表者・専務）：特定調停】

- 代表者は現預金4.2百万円、希望により一部を受戻することを認めた不動産12.7百万円等の合計17.2百万円の資産のうち5.5百万円を残存資産とし残額は弁済、保証債務残額541百万円を免除した。
- 専務はもともと個人資産を多く保有していなかったため、自由財産範囲内の預金0.2百万円を残存資産とし、弁済額ゼロを認めて保証債務残額546百万円を免除した。
- 当行は、代表者および専務が保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家である弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を停書の別紙に明記している。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことが出来るようになった。なお、専務については新たな事業に取組して再スタートを図っている。

## 【事例8（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は事業所向けの増改築を行う事業者。リーマンショックによる主要取引先の設備投資抑制等により、収益悪化。営業拠点閉鎖や、中小企業再生支援協議会関与によるリスク等により資金繰りをつないでいたが、事業を立て直すことは困難を極めていた。
- さらには、後継者と目されていた取締役が独立することとなり、経営者は「これ以上の事業継続は負債を増大させるだけであり、もはや先行きの見通しは立たない」と、当社の破産もやむなしと考えるようになった。
- 一方、経営者とその配偶者（旧取締役）は金融機関に多額の保証債務を負っており、当社が破産した際の保証債務の整理についても検討していたが、個人の破産は回避したいとの強い意向があったため、当社の破産申立を決断するには至らなかった。
- 当社が破産申立に躊躇していた頃、「経営者保証に関するガイドライン」が公表されることとなり、「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性があること」や「履行請求額には基準日以降の収入が含まれないこと」等を説明したところ、ガイドラインを活用したいとの申出があり、主債務と保証債務を同時に整理することになった。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：30百万円 保証債務（経営者）：0円 保証債務（経営者の配偶者）：1百万円

#### 【当社：破産手続】

- キャッシュフローの検討から、将来、破産を申し立てた場合の配当見込額はゼロであるところ、ガイドラインにより主債務の早期整理を行ったことで、30百万円の配当が行われた（＝経済合理性）。

#### 【保証債務（経営者・配偶者）：特定調停】

- 経営者が保有していた当社の底地（抵当物件）について、当初は担保余力が出る価格での売却を計画していたが不調に終わり、結果的に残存資産は自由財産のみとなったため、保証債務353百万円を全額免除した。
- 経営者の配偶者は住宅ローン付不動産を任意売却し、住宅ローン返済後4百万円の現金を得た。そのうち、自家用自動車1百万円相当と生計費2百万円、計3百万円を控除した残額1百万円の弁済を受け、保証債務残額150百万円を全額免除した。
- 経営者およびその配偶者から保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家である弁護士の適正性についての確認を行った旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行う旨を調停調書の別紙に明記している。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことができることとなった。

## 【事例9（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は老舗の温泉旅館。旅館開業後、増改築を経て新館を増築する等、規模を拡大してきた。しかし周辺旅館・ホテルの競争激化に加え、リーマンショック等の影響で来客数が大幅に減少。増改築に伴う資金負担も重なり資金繰りが圧迫されていた。
- また、耐震改修促進法により耐震診断を行なう必要性に迫られたが、多額の支出を伴う耐震診断を行なう体力は無く、事業が立ち行かなくなる状況に直面していた。
- 保証人である代表者とその子息は金融機関に多額の保証債務を負っていたが、個人の破産手続までは回避したい意向があったこと、また、温泉街に廃ホテルを残すことは避けたいとの意向から、温泉権利用を活用した事業継続の道を模索していた。
- 「経営者保証に関するガイドライン」の「早期に債務整理に着手した場合は一定期間の生計費等が残存資産に含まれる可能性」等を説明し、ホテル施設の一括売却による他事業者による事業継続を提案したところ、以下の通り主債務整理することになった。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：75百万円 保証債務（代表者）：0円 保証債務（子息）：0円

#### 【当社：破産手続】

- 当社の主債務整理は多額の租税債務が処理出来ないためホテル施設売却後に破産手続とした。
- 主債務の破産手続における一般配当見込はゼロであったが、全債権者が当社不動産に対する同順位の別除権者であったため、主債務の早期整理による不動産譲渡により、75百万円の回収が可能となった。仮にホテル施設譲渡前に主債務者が倒産した場合は、温泉利用権が剥奪されるため、ホテルが処分不能となり、回収できないおそれがあった。（＝経済合理性）

#### 【保証債務（代表者・子息）：特定調停】

- 代表者、子息ともに、個人資産を多く保有していなかったが、以後の生計維持に必要な資産を残存させることが可能となった。
- 当行は経営者および子息から保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家による弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を停書の別紙に明記している。
- 当行は、対象債権者としては当社が再生計画に早期着手することにより回収可能見込額が大きく増加し経済合理性が認められること、保証人に債務弁済に対する誠意が認められることから計画に同意した。
- 以上のとおり、本ガイドラインを活用し早期債務整理に着手した結果、債権者は多くの配当を得られることとなり、保証人は一定の資産を手元に残すことが出来るようになった。なお、保証人である代取の子息は、当社ホテル施設を購入・営業を継承した企業に雇用され、従来の経験を活かしてホテル事業に引続き従事して再スタートを図っている。



## 【事例10（地域銀行）】

### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は映像やIT関連ソフトの開発、販売等を行う事業者。当初はホテルの客室映像機器の設置やメンテナンス業務を行っていたが、東日本大震災による観光客減少により受注も減少、赤字に転落した。その後PCBの処理事業を主たる事業として営業するも、法規制が強化されたことを受け撤退。以降、業態転換を行い営業継続していたが業績は回復しなかった。
- 代表者は金融機関に多額の保証債務を負っており、また既に個人資産を投入するなどしていたが、経済的再起を強く望んでいた。
- 当行は代表者のノウハウを持ってすれば会社の資産がなくても新規事業の立ち上げも可能と判断し、廃業支援を実施。
- 代表者に保証債務の整理に関する情報を信用登録機関に報告、登録されずに保証債務整理が可能となる「経営者保証に関するガイドライン」を説明。これにより事業継続を断念、主債務は破産、保証債務はガイドラインにより同時に整理することとなった。

### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：1. 7百万円 保証債務（代表者）：0円

#### 【当社：破産手続】

- 当社が、将来、破産手続を行った場合における一般配当見込はゼロであったが、主債務を早期整理することにより、1. 7百万円の配当が実施された。（＝経済合理性）

#### 【保証債務：特定調停】

- 保証人の所有資産は現預金数万円と自由財産の範囲内であることから、その全てを残存資産として、各債権者の保証債務合計額約44百万円については全額を免除することが決定。
- 当行は経営者および子息から、保有する資産の内容、その正確性についての表明保証、支援専門家による弁護士の適正性についての確認を行なった旨の資料の提出を受けた。なお、表明保証を行なった資力の状況が事実と異なる場合、追加弁済を行なう旨を調停書の別紙に明記している。
- 本件は、当社が事業継続を断念してからわずか半年余りの間に当社の破産手続申立がなされ、保証債務については本ガイドラインを活用して早期債務整理に着手した結果、配当額増加及び迅速な終結に繋がった。配当額の増加のみならず、各債権者にとっても管理コスト低減という効果は十分に経済的合理性が認められるものであった。
- 保証人は親族の資金支援を受け、これまでに培った技術に対する取引先からの高い評価を活かした新たな事業に既に着手しているところ。地域経済の活性化という本ガイドラインの重要な目的のひとつに合致した結果となっている。

## V. リース債権者を含む債務整理を行った事例

### 【事例11（地域銀行）】

#### 1. 整理の申し出を行うに至った経緯・状況等

- 当社は土木工事業を主体とする事業者。河川・道路等の法面工事の技術力に相応の評価を得ており、公共工事のほか地場ゼネコン等からの下請工事受注により業容を拡大、ピーク時には1,000百万円程度の売上を計上していた。しかしながら、公共工事の減少や他社との受注競争激化の影響から、業績および資金繰りは徐々に悪化。
- 最終的に資金繰りが逼迫、事業の継続を断念し、関連会社と共に破産手続申立を行い、同日破産手続開始決定となった。
- 保証人は、当社および関連会社の代表取締役を兼務していたため保証債務は多額となり、経済的再生および債務整理に関する情報を信用登録機関への報告や登録がされない経営者保証ガイドライン活用により保証債務を整理することとなった。

#### 2. 当該整理の具体的内容

【弁済額】主債務：153.1百万円（当社、関係会社） 保証債務（社長）：0円

##### 【当社、関係会社：破産手続】

- 当社および関係会社について、3年後に破産した際の配当見込み額101.3百万円に比べ、早期に破産を申し立てしたことによる配当見込み額は153.1百万円と、回収額が51.8百万円増加することとなった。（＝経済合理性）

##### 【保証債務：特定調停】

- 当社および関係会社の保証人として、各債権者宛に支援専門家と連名で一時停止要請を実施。債権者は当行、地方銀行、保証協会、リース会社の4機関。
- 社長個人の財産評定基準時の資産状況は現預金0.6百万円、自宅10.6百万円（オーバーローン物件）等の計11.5百万円であった。自由財産の範囲内である0.8百万円及びオーバーローンの自宅を残存資産とし、保証人の弁済をゼロとする内容で調停期日を設定、確定した。
- 以上の通り、当社および関連会社の破産手続に早期に着手し、保証人も経営者保証ガイドラインを活用した保証債務整理を実施したことにより、金融機関としては回収額が増加し経済合理性を確保。また、保証人にも相応の資産を残すことが可能となり、経済的再生も相応に確保することができた。

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)  
令和3年度上期 (4月～9月)

主要行等

令和4年3月現在

銀行名	指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	指標2. 事業承継時における保証徴求割合 (4 類型)				銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス (URL)
	(①+②+③+④)/⑤	新旧両経営者から保証徴求	旧経営者のみから保証徴求	新経営者のみから保証徴求	経営者からの保証徴求なし	
		⑥/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑧/(⑥+⑦+⑧+⑨)	⑨/(⑥+⑦+⑧+⑨)	
みずほ銀行	46.5%	4.6%	57.3%	31.3%	6.8%	<a href="https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf">https://www.mizuho-bank.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/initiative.pdf</a>
三菱UFJ銀行	51.7%	7.2%	58.4%	21.3%	13.2%	<a href="https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf">https://www.bk.mufg.jp/houjin/info/pdf/keieishahosho_guideline.pdf</a>
三井住友銀行	53.5%	7.2%	27.2%	61.0%	4.6%	<a href="https://www.smbc.co.jp/keieisya_hosyo/resources/pdf/keieisya_hosyo_guideline02.pdf">https://www.smbc.co.jp/keieisya_hosyo/resources/pdf/keieisya_hosyo_guideline02.pdf</a>
りそな銀行	46.7%	1.0%	36.5%	51.8%	10.7%	<a href="https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/">https://www.resonabank.co.jp/hojin/keieisya_hosyo/</a>
三菱UFJ信託銀行	100.0%	-	-	-	-	<a href="https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/kinyu_torikumi.pdf">https://www.tr.mufg.jp/ippan/soudan/pdf/kinyu_torikumi.pdf</a>
みずほ信託銀行	61.3%	-	-	-	-	<a href="https://www.mizuho-tb.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guidelines_torikumi.pdf">https://www.mizuho-tb.co.jp/company/activity/keieisha_hosho/pdf/guidelines_torikumi.pdf</a>
三井住友信託銀行	75.7%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	<a href="https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/210712.pdf">https://www.smtb.jp/-/media/tb/general/facilitation/pdf/210712.pdf</a>
新生銀行	91.5%	-	-	-	-	<a href="https://www.shinsei-bank.com/ir/eng/3/3ba.pdf?SitePath=/ir/eng/3/3ba.pdf&amp;SitePath=/ir/eng/3/3ba.pdf&amp;SitePath=/ir/eng/3/3ba.pdf">https://www.shinsei-bank.com/ir/eng/3/3ba.pdf?SitePath=/ir/eng/3/3ba.pdf&amp;SitePath=/ir/eng/3/3ba.pdf&amp;SitePath=/ir/eng/3/3ba.pdf</a>
あおぞら銀行	95.3%	-	-	-	-	<a href="https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/pdf/hosyo.pdf">https://www.aozorabank.co.jp/hojin/guideline/pdf/hosyo.pdf</a>

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したものを。

なお、指標2において事業承継実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。

(注2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス (URL) は予告なく変更、削除されることがある。

金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群 (KPI)  
令和3年度上期 (4月~9月)

地域銀行	銀行名	指標2. 事業承継時における保証徴求割合 (4 類型)					銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス (URL)
		指標1. 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合 (①+②+③+④) / ⑤	⑥ / (⑥+⑦+⑧+⑨)	⑦ / (⑦+⑧+⑨)	⑧ / (⑧+⑨)	⑨ / (⑧+⑨+⑩)	
	北海道銀行	55.2%	0.0%	64.4%	9.6%	26.0%	<a href="https://www.hokkaidobank.co.jp/keisishahosyo/pdf/guide.pdf">https://www.hokkaidobank.co.jp/keisishahosyo/pdf/guide.pdf</a>
	北洋銀行	41.9%	1.0%	16.6%	64.4%	18.0%	<a href="https://www.hokuryokubank.co.jp/finance/press/20211117_0727.pdf">https://www.hokuryokubank.co.jp/finance/press/20211117_0727.pdf</a>
	青森銀行	38.9%	4.0%	39.5%	48.0%	8.5%	<a href="http://www.aomori-bank.co.jp/about/press/20210909_01.pdf">http://www.aomori-bank.co.jp/about/press/20210909_01.pdf</a>
	みらい銀行	35.8%	3.1%	46.4%	42.3%	8.2%	<a href="https://www.mirai-bank.co.jp/about/company/pdf/3sp.pdf">https://www.mirai-bank.co.jp/about/company/pdf/3sp.pdf</a>
	岩手銀行	54.4%	5.7%	25.5%	59.9%	8.9%	<a href="https://www.iwatebank.co.jp/assets/pdf/20220120_kpi.pdf">https://www.iwatebank.co.jp/assets/pdf/20220120_kpi.pdf</a>
	東北銀行	33.8%	6.0%	33.3%	57.3%	3.4%	<a href="https://www.tohoku-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.tohoku-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	北日本銀行	50.4%	0.0%	22.2%	66.7%	11.1%	<a href="https://www.kita-nippon-bank.co.jp/company/information/management_guideline/">https://www.kita-nippon-bank.co.jp/company/information/management_guideline/</a>
	北七十七銀行	39.0%	0.0%	0.0%	86.4%	13.6%	<a href="https://www.h77bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.h77bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	仙台銀行	58.7%	0.0%	41.2%	55.7%	3.1%	<a href="https://www.sendai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.sendai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	秋田銀行	46.3%	0.0%	47.1%	37.4%	15.5%	<a href="https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guide/">https://www.akita-bank.co.jp/keiei_hosyo_guide/</a>
	北都銀行	35.9%	2.5%	26.9%	58.8%	11.8%	<a href="https://www.hokudobank.co.jp/news/pdf/2021_guide.pdf">https://www.hokudobank.co.jp/news/pdf/2021_guide.pdf</a>
	荘内銀行	32.1%	2.5%	36.4%	58.5%	2.5%	<a href="https://www.shonai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.shonai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	山形銀行	32.3%	1.8%	14.0%	80.7%	3.5%	<a href="https://www.yamagata-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.yamagata-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	きらやか銀行	32.4%	5.9%	17.6%	58.8%	17.6%	<a href="http://www.kiriyakabank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">http://www.kiriyakabank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	東邦銀行	21.4%	0.0%	37.2%	56.0%	6.8%	<a href="http://www.tokai-bank.co.jp/pdf/kinu_28.pdf">http://www.tokai-bank.co.jp/pdf/kinu_28.pdf</a>
	福岡銀行	28.3%	0.0%	58.8%	29.4%	11.8%	<a href="https://www.fukuokabank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.fukuokabank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	大東銀行	31.8%	1.1%	63.0%	28.3%	7.6%	<a href="https://www.daito-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.daito-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	常陸銀行	45.5%	3.6%	74.2%	12.7%	9.5%	<a href="https://www.jyobank.co.jp/relationship/pdf/kpi.pdf">https://www.jyobank.co.jp/relationship/pdf/kpi.pdf</a>
	筑波銀行	32.5%	0.0%	62.1%	32.9%	5.0%	<a href="https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/">https://www.tsukubabank.co.jp/efforts/</a>
	足利銀行	38.5%	5.8%	64.4%	26.8%	3.0%	<a href="https://www.asahi-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.asahi-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	栃木銀行	29.1%	5.7%	30.2%	56.6%	7.5%	<a href="https://www.tochigi-bank.co.jp/common/pdf/gaia07.pdf">https://www.tochigi-bank.co.jp/common/pdf/gaia07.pdf</a>
	群馬銀行	32.6%	0.3%	52.2%	42.3%	5.2%	<a href="https://www.gunma-bank.co.jp/about/press/20210909_01.pdf">https://www.gunma-bank.co.jp/about/press/20210909_01.pdf</a>
	東和銀行	37.5%	0.0%	0.0%	75.0%	25.0%	<a href="https://www.towabank.co.jp/whatsnew/kpi.pdf">https://www.towabank.co.jp/whatsnew/kpi.pdf</a>
	埼玉りそな銀行	43.3%	0.6%	46.3%	41.5%	11.6%	<a href="https://www.saitama-risona-bank.co.jp/hojin/keisiva_hosyo/index.html">https://www.saitama-risona-bank.co.jp/hojin/keisiva_hosyo/index.html</a>
	武蔵野銀行	43.0%	1.0%	37.1%	50.5%	11.4%	<a href="http://www.buichu-bank.co.jp/company/keisui_guide.html">http://www.buichu-bank.co.jp/company/keisui_guide.html</a>
	千葉銀行	30.9%	1.8%	51.8%	38.9%	7.5%	<a href="https://www.chiba-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.chiba-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	千葉興業銀行	29.6%	4.6%	50.9%	38.0%	6.5%	<a href="https://www.chiba-kyogyo-bank.co.jp/pdf/press/20210909_01.pdf">https://www.chiba-kyogyo-bank.co.jp/pdf/press/20210909_01.pdf</a>
	京葉銀行	35.7%	2.6%	20.1%	64.3%	13.0%	<a href="https://www.keiyo-bank.co.jp/enkatsuka/pdf/enkatsuka.pdf">https://www.keiyo-bank.co.jp/enkatsuka/pdf/enkatsuka.pdf</a>
	森口銀行	39.5%	1.1%	0.5%	80.6%	17.7%	<a href="https://www.mokobank.co.jp/hojin/guide/lines.pdf">https://www.mokobank.co.jp/hojin/guide/lines.pdf</a>
	春日本銀行	29.3%	0.0%	31.2%	65.6%	3.2%	<a href="https://www.kasugimotobank.co.jp/about/contibution.html">https://www.kasugimotobank.co.jp/about/contibution.html</a>
	東京スター銀行	89.5%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	<a href="https://www.tokyo-star-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.tokyo-star-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	横浜銀行	40.4%	1.4%	77.1%	19.3%	2.2%	<a href="https://www.yokohama-bank.co.jp/customer/keisiva-hosyo.html">https://www.yokohama-bank.co.jp/customer/keisiva-hosyo.html</a>
	神奈川銀行	14.6%	2.8%	5.6%	83.3%	8.3%	<a href="https://www.kanagawa-bank.co.jp/pdf/keisiva_hosyo.pdf">https://www.kanagawa-bank.co.jp/pdf/keisiva_hosyo.pdf</a>
	第四川越銀行	33.0%	8.5%	52.2%	36.8%	2.5%	<a href="https://www.yokohama-bank.co.jp/company/cs/pdf/keisiva_hosyo.pdf">https://www.yokohama-bank.co.jp/company/cs/pdf/keisiva_hosyo.pdf</a>
	大光銀行	32.7%	2.3%	13.5%	72.2%	12.0%	<a href="https://www.taikobank.jp/guidelines/">https://www.taikobank.jp/guidelines/</a>
	山梨中央銀行	35.1%	0.0%	51.9%	45.7%	2.3%	<a href="https://www.yamanashi-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.yamanashi-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	八十二銀行	40.0%	3.2%	42.4%	53.6%	0.7%	<a href="https://www.hachijuni-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.hachijuni-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	長野銀行	23.6%	3.1%	32.0%	53.6%	11.3%	<a href="https://www.nagano-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.nagano-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	北陸銀行	33.1%	1.0%	25.7%	60.5%	12.8%	<a href="https://www.hokuriku-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.hokuriku-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	富山銀行	22.9%	0.0%	33.3%	44.4%	22.2%	<a href="https://www.toyama-bank.co.jp/aages/kabunushi/kpi.pdf">https://www.toyama-bank.co.jp/aages/kabunushi/kpi.pdf</a>
	富山第一銀行	36.6%	2.8%	11.1%	80.6%	5.6%	<a href="https://www.fudai-bank.co.jp/info/detail?id=1766">https://www.fudai-bank.co.jp/info/detail?id=1766</a>
	北國銀行	84.3%	2.2%	0.0%	17.2%	80.7%	<a href="https://www.hokoku-bank.co.jp/company/fsm/pdf/20211111.pdf">https://www.hokoku-bank.co.jp/company/fsm/pdf/20211111.pdf</a>
	福井銀行	36.8%	4.6%	33.3%	54.6%	7.4%	<a href="https://www.fukui-bank.co.jp/press/2022/yukaikpi.pdf">https://www.fukui-bank.co.jp/press/2022/yukaikpi.pdf</a>
	福邦銀行	30.8%	5.3%	31.6%	42.1%	21.1%	<a href="https://www.fukuhon-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.fukuhon-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	大垣共立銀行	31.9%	0.0%	41.1%	56.4%	2.4%	<a href="https://www.ohtsuka-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.ohtsuka-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	十六銀行	31.5%	0.0%	63.3%	26.5%	10.2%	<a href="https://www.juroku-bank.co.jp/abouts/kouken/files/KPI_2021.pdf">https://www.juroku-bank.co.jp/abouts/kouken/files/KPI_2021.pdf</a>
	静岡銀行	39.6%	9.3%	50.1%	34.4%	6.1%	<a href="https://www.shizuoka-bank.co.jp/pdf/4962/21127_kpi.pdf">https://www.shizuoka-bank.co.jp/pdf/4962/21127_kpi.pdf</a>
	スルガ銀行	40.9%	0.0%	30.8%	30.8%	38.5%	<a href="https://www.suruga-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.suruga-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	清水銀行	28.9%	11.3%	41.1%	41.7%	6.0%	<a href="https://www.shimizu-bank.co.jp/abouts/press/pdf/2021_09_01.pdf">https://www.shimizu-bank.co.jp/abouts/press/pdf/2021_09_01.pdf</a>
	静岡中央銀行	25.0%	0.0%	24.2%	67.7%	8.1%	<a href="http://www.shizuoka-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">http://www.shizuoka-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	愛知銀行	43.2%	1.8%	46.2%	38.1%	13.9%	<a href="https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/">https://www.aichibank.co.jp/company/efforts/guide_line/</a>
	名古屋銀行	37.4%	0.0%	23.0%	68.6%	8.4%	<a href="https://www.meiji-bank.co.jp/management/kpi.pdf">https://www.meiji-bank.co.jp/management/kpi.pdf</a>
	中京銀行	37.5%	0.0%	53.8%	42.7%	3.5%	<a href="https://www.nakagyo-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.nakagyo-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	三十三銀行	28.8%	3.7%	6.2%	66.7%	23.5%	<a href="https://www.sanzan-bank.co.jp/keisiva_hosyo.html">https://www.sanzan-bank.co.jp/keisiva_hosyo.html</a>
	百五銀行	35.2%	0.0%	47.0%	43.6%	9.5%	<a href="https://www.hyaku-go-bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/20210607.pdf">https://www.hyaku-go-bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/20210607.pdf</a>
	滋賀銀行	35.5%	5.1%	59.3%	19.5%	16.1%	<a href="https://www.shiga-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.shiga-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	京都銀行	36.2%	0.0%	46.9%	40.4%	12.8%	<a href="https://www.kyoto-bank.co.jp/investor/press/pdf/20210909_01.pdf">https://www.kyoto-bank.co.jp/investor/press/pdf/20210909_01.pdf</a>
	関西みらい銀行	29.4%	5.8%	55.8%	26.3%	12.2%	<a href="https://www.kansai-mirai-bank.co.jp/hojin/keisiva_hosyo/">https://www.kansai-mirai-bank.co.jp/hojin/keisiva_hosyo/</a>
	池田泉州銀行	45.1%	5.3%	15.8%	76.3%	2.6%	<a href="https://www.ikeda-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.ikeda-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	旭川銀行	37.0%	0.0%	23.1%	60.0%	16.9%	<a href="https://www.asahikawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.asahikawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	みなと銀行	34.7%	1.7%	29.0%	66.7%	2.6%	<a href="https://www.minato-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.minato-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	南部銀行	66.1%	0.0%	46.3%	32.4%	21.3%	<a href="https://www.nanbu-bank.co.jp/common/enkatsuka/pdf/guide.pdf">https://www.nanbu-bank.co.jp/common/enkatsuka/pdf/guide.pdf</a>
	紀南銀行	25.1%	10.0%	52.5%	30.9%	6.6%	<a href="https://www.kinin-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.kinin-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	徳島銀行	36.9%	0.0%	65.6%	32.3%	2.2%	<a href="https://www.tokushima-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.tokushima-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	山陰合同銀行	57.2%	0.8%	50.7%	29.7%	18.8%	<a href="https://www.sankin.co.jp/common/keisiva_hosyo.pdf">https://www.sankin.co.jp/common/keisiva_hosyo.pdf</a>
	島根銀行	33.6%	1.9%	0.0%	78.8%	19.2%	<a href="https://www.shimane-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.shimane-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	中国銀行	39.8%	1.9%	52.9%	33.8%	11.4%	<a href="https://www.chugoku-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.chugoku-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	トマト銀行	30.6%	10.2%	11.8%	66.1%	11.8%	<a href="https://www.tomato-bank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf">https://www.tomato-bank.co.jp/about/pdf/application_status.pdf</a>
	広島銀行	29.3%	9.9%	7.6%	72.4%	10.1%	<a href="https://www.hiroshima-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.hiroshima-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	もみち銀行	30.5%	1.7%	57.0%	34.6%	6.8%	<a href="https://www.momichi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf">https://www.momichi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf</a>
	山口銀行	42.2%	0.7%	43.6%	43.6%	12.1%	<a href="https://www.yamaguchi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf">https://www.yamaguchi-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf</a>
	西京銀行	76.3%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	<a href="https://www.seiyo-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.seiyo-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	阿波銀行	44.8%	11.0%	39.2%	33.9%	16.0%	<a href="https://www.apo-bank.co.jp/about/about/keisiva_hosyo/">https://www.apo-bank.co.jp/about/about/keisiva_hosyo/</a>
	徳島大正銀行	24.6%	8.6%	73.1%	13.7%	4.6%	<a href="https://www.tokushima-daisho-bank.co.jp/news/keisiva_hosyo/pdf/20210909_01.pdf">https://www.tokushima-daisho-bank.co.jp/news/keisiva_hosyo/pdf/20210909_01.pdf</a>
	百十四銀行	29.6%	1.9%	65.7%	23.8%	8.6%	<a href="https://www.hyogo-bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2021_chukan_03.pdf">https://www.hyogo-bank.co.jp/ir/disclosure/pdf/2021_chukan_03.pdf</a>
	香川銀行	26.6%	13.6%	31.8%	48.9%	5.7%	<a href="https://www.kagawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.kagawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	伊予銀行	32.3%	2.3%	16.0%	64.6%	17.1%	<a href="https://www.yo-bank.co.jp/keisiva_hosyo_guide.html">https://www.yo-bank.co.jp/keisiva_hosyo_guide.html</a>
	愛媛銀行	24.1%	5.1%	27.1%	48.3%	19.5%	<a href="https://www.ehime-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.ehime-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	四国銀行	32.5%	0.0%	10.3%	84.5%	5.2%	<a href="http://www.yokka-bank.co.jp/ir/disclosure/asset/2021h05.pdf">http://www.yokka-bank.co.jp/ir/disclosure/asset/2021h05.pdf</a>
	高知銀行	27.6%	1.0%	52.6%	46.4%	0.0%	<a href="https://www.takohi-bank.co.jp/pdf/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.takohi-bank.co.jp/pdf/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	福岡銀行	33.0%	1.1%	65.8%	24.4%	8.8%	<a href="https://www.fukuoka-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.fukuoka-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	筑邦銀行	23.5%	3.4%	1.1%	90.8%	4.6%	<a href="https://www.chikugun-bank.co.jp/about/keisiva_hosyo/">https://www.chikugun-bank.co.jp/about/keisiva_hosyo/</a>
	西日本シティ銀行	34.4%	0.6%	50.3%	39.6%	9.5%	<a href="https://www.west-japan-city-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.west-japan-city-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	北九州銀行	35.8%	0.0%	57.5%	32.7%	9.7%	<a href="https://www.kyushu-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf">https://www.kyushu-bank.co.jp/corporate/news/pdf/kpi.pdf</a>
	福岡中央銀行	18.5%	0.0%	6.1%	78.8%	15.2%	<a href="https://www.fukuoka-chubu-bank.co.jp/news/pdf/20211111.pdf">https://www.fukuoka-chubu-bank.co.jp/news/pdf/20211111.pdf</a>
	佐賀銀行	41.8%	2.2%	43.0%	40.9%	14.0%	<a href="https://www.sagabank.co.jp/disclosure/202109/pdf/12.pdf">https://www.sagabank.co.jp/disclosure/202109/pdf/12.pdf</a>
	佐賀共栄銀行	48.3%	0.0%	4.0%	84.0%	12.0%	<a href="https://www.sagayokai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.sagayokai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	十八親和銀行	34.1%	0.0%	66.7%	28.7%	4.7%	<a href="https://www.yamaguchi-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.yamaguchi-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	長崎銀行	45.7%	0.0%	44.0%	56.0%	0.0%	<a href="https://www.nagasaki-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.nagasaki-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	肥後銀行	30.2%	0.0%	0.0%	97.7%	2.3%	<a href="https://www.hiogo-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.hiogo-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	熊本銀行	28.4%	0.4%	67.9%	26.1%	5.6%	<a href="https://www.kumamoto-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.kumamoto-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	大分銀行	42.4%	0.0%	0.0%	95.5%	4.5%	<a href="https://www.oita-bank.co.jp/company/men/chiki/pdf/shihyo.pdf">https://www.oita-bank.co.jp/company/men/chiki/pdf/shihyo.pdf</a>
	豊和銀行	25.0%	0.0%	45.5%	54.5%	0.0%	<a href="https://www.toyonaka-bank.co.jp/docs/abouts/ir/kpi2021-09.pdf">https://www.toyonaka-bank.co.jp/docs/abouts/ir/kpi2021-09.pdf</a>
	宮崎銀行	48.9%	0.0%	0.0%	93.9%	6.1%	<a href="https://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.miyazaki-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	宮崎太陽銀行	46.0%	0.0%	33.0%	63.3%	3.7%	<a href="https://www.miyazaki-taiyoh-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.miyazaki-taiyoh-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	鹿児島銀行	25.8%	0.9%	25.9%	63.2%	10.1%	<a href="https://www.kagoshima-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.kagoshima-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	南日本銀行	28.9%	0.0%	64.2%	27.1%	8.7%	<a href="https://www.nankai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.nankai-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	琉球銀行	45.6%	1.1%	1.1%	96.8%	1.1%	<a href="https://www.okinawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.okinawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	沖縄銀行	35.0%	1.1%	11.4%	81.8%	5.7%	<a href="https://www.okinawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.okinawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>
	沖縄海邦銀行	51.9%	2.3%	0.0%	65.9%	31.8%	<a href="https://www.okinawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf">https://www.okinawa-bank.co.jp/ir/press/20210909_01.pdf</a>

(注1) 上記リストは各銀行において公表されている数値を記載したものである。  
なお、指標2において事業承継実績がない場合は「-」、一部の類型に該当する実績がない場合は「0.0%」と表記。  
(注2) 銀行が公表を行ったウェブサイトアドレス (URL) は予告な変更、削除されることがある。

内 閣 府  
金 融 庁  
中 小 企 業 庁  
令和4年3月8日

株式会社地域経済活性化支援機構  
独立行政法人中小企業基盤整備機構

「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を通じた一層の事業再生支援について

新型コロナウイルス感染症の影響が2年という長期にわたる中、先般、全国銀行協会等の関係者は、増大する債務に苦しむ中小企業の経営改善に向けた環境整備等のため、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定・公表したところです。また、特に資金需要の高まる年度末も見据え、資金繰り支援の更なる充実を図るとともに、増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため、経済産業省・金融庁・財務省においては、「中小企業活性化パッケージ」を策定・公表したところです。

官民の金融機関等におかれては、足下、年度末の資金需要に万全を期すことは勿論のこと、今後、ガイドライン等も活用した、より一層の事業者支援等が求められており、3月8日、官民の金融機関等に対し、「事業者等に対する金融の円滑化について」のとおり要請を行ったところです。

一方、今後、ガイドラインの浸透・定着、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを図るためには、貴機構の協力も重要と考えられることから、以下の事項について要請いたしますので、関係者に対する周知・徹底をお願いいたします。

#### 記

1. 株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンドの運営会社や全国の中小企業再生支援協議会<sup>1</sup>に対し、ガイドラインの周知、浸透を図ること。
2. 事業者、官民金融機関等がガイドラインに基づく再生型私的整理手続を進めるに当たり、株式会社地域経済活性化支援機構や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンドが、必要に応じて、出資等により事業者の財務改善等を支援するとともに、これまでの再生支援のノウハウ

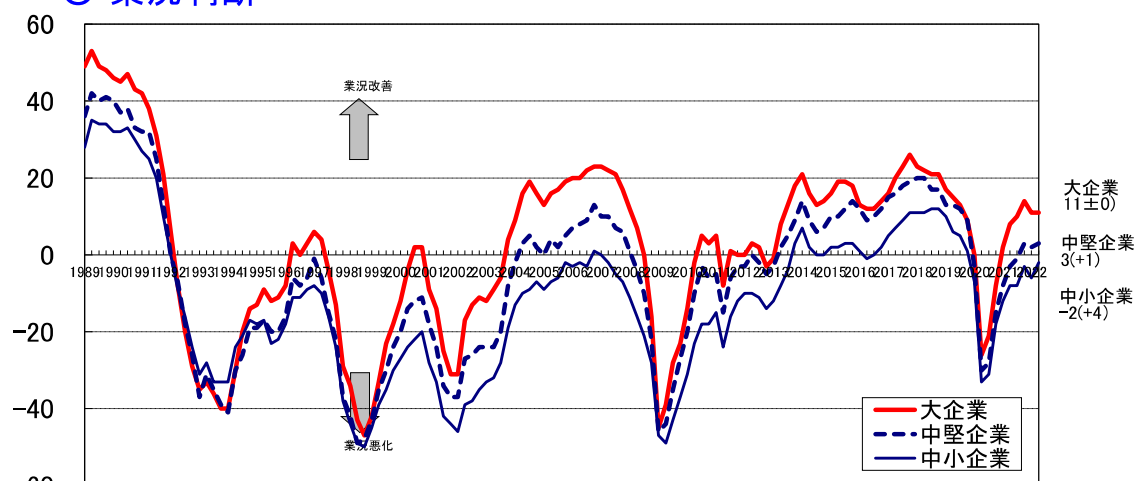
<sup>1</sup> 中小企業再生支援協議会は、関連機関と統合し、令和4年4月1日から中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。

ウを生かし、本手続の円滑な進行を支援するなど、金融機関等と連携しながら、ガイドラインの活用促進に協力すること。

3. 株式会社地域経済活性化支援機構においては、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている事業者支援を通じて、協働する地域の金融機関等へのノウハウ移転を進め、地域における自律的な事業再生支援能力の向上や地域活性化の取組の定着に努めること。
4. 独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、令和2年度第2次補正予算、令和3年度補正予算において、中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンドに対する最大出資比率が8割に引き上げられたことも活用しつつ、コロナ禍の影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援するファンドの組成やファンド空白地域の解消を促進するよう努めること。
5. 独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、全国の中小企業再生支援協議会が、事業者の相談内容や希望も踏まえ第三者支援専門家を紹介するなど、各地域におけるガイドラインの浸透・定着に努めるよう促すこと。

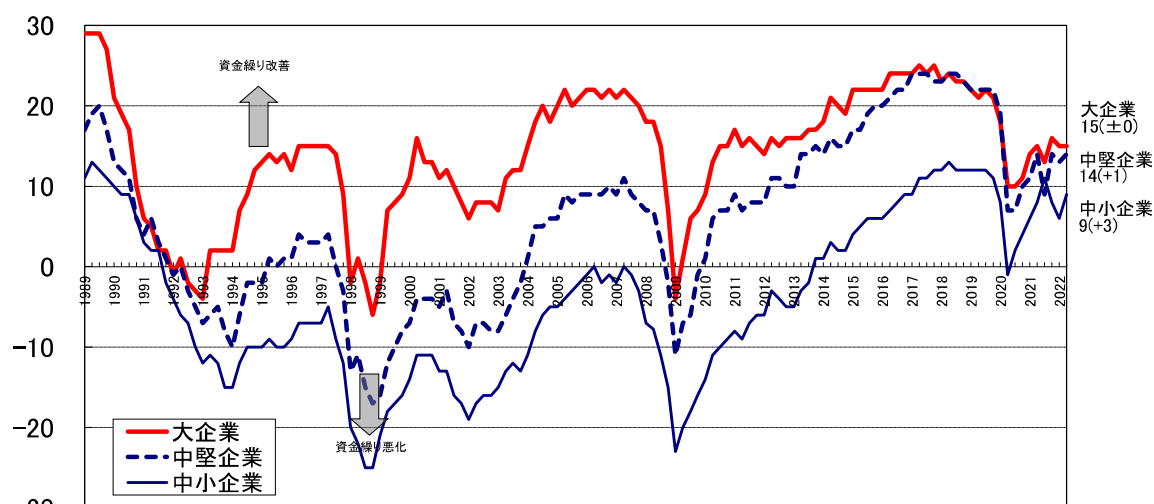
## 日銀短観D.I.の推移

### ○業況判断



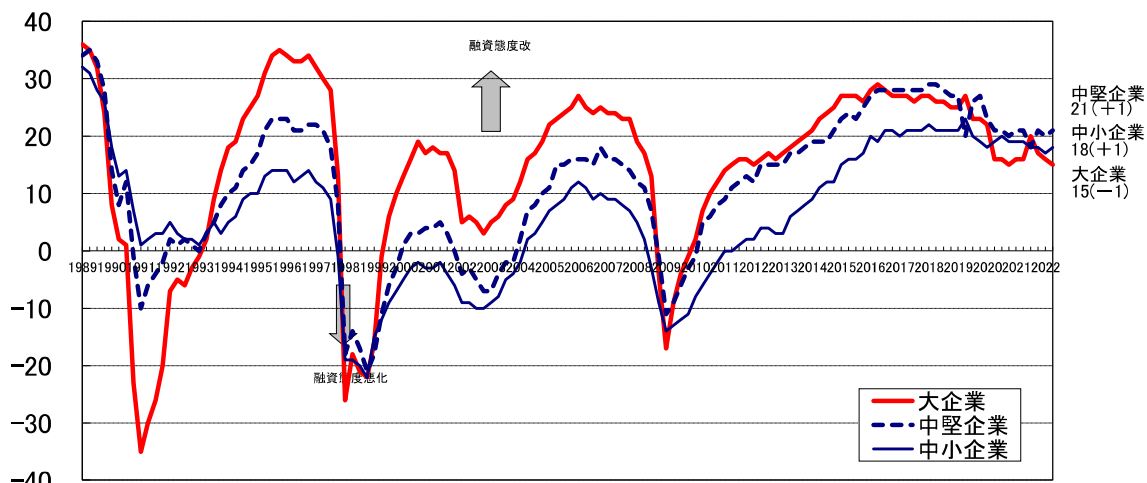
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

### ○資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

### ○金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2021年6月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2021年3月)との比較)

(別紙15)

## 法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	中小企業向け		中堅・大企業向け		
		前年同月比	前年同月比	前年同月比	前年同月比	
2018.01	312.3	2.6	199.2	4.5	113.1	▲ 0.6
2018.02	311.7	2.2	199.3	4.6	112.4	▲ 1.7
2018.03	315.0	2.0	203.7	3.8	111.3	▲ 1.2
2018.04	314.6	2.8	201.3	3.4	113.3	1.8
2018.05	312.7	2.6	199.7	3.3	113.1	1.5
2018.06	316.2	3.2	202.5	3.9	113.7	2.1
2018.07	316.3	3.2	201.3	3.2	115.0	3.3
2018.08	316.1	3.4	200.6	2.9	115.5	4.2
2018.09	320.5	3.4	204.1	2.8	116.4	4.7
2018.10	317.9	3.2	201.7	2.7	116.2	4.2
2018.11	320.6	3.6	202.9	2.8	117.7	4.8
2018.12	324.4	3.2	206.3	2.6	118.2	4.4
2019.01	322.1	3.1	203.9	2.3	118.2	4.6
2019.02	321.7	3.2	203.5	2.1	118.2	5.2
2019.03	326.2	3.6	208.3	2.3	117.9	6.0
2019.04	326.3	3.7	207.8	3.2	118.5	4.6
2019.05	322.8	3.2	205.2	2.8	117.6	4.0
2019.06	324.8	2.7	207.1	2.3	117.7	3.5
2019.07	324.0	2.4	205.5	2.1	118.5	3.0
2019.08	323.9	2.5	206.1	2.8	117.8	1.9
2019.09	326.7	1.9	208.5	2.2	118.1	1.5
2019.10	325.1	2.3	207.0	2.6	118.1	1.7
2019.11	327.2	2.1	208.3	2.6	119.0	1.1
2019.12	330.3	1.8	210.9	2.2	119.4	1.1
2020.01	329.3	2.2	209.2	2.6	120.1	1.6
2020.02	329.4	2.4	209.6	3.0	119.8	1.4
2020.03	333.5	2.2	212.9	2.2	120.7	2.4
2020.04	342.9	5.1	213.7	2.8	129.3	9.1
2020.05	349.6	8.3	217.1	5.8	132.5	12.6
2020.06	352.2	8.4	218.8	5.6	133.4	13.4
2020.07	352.1	8.7	219.5	6.8	132.6	11.9
2020.08	351.4	8.5	219.9	6.7	131.5	11.7
2020.09	351.2	7.5	221.4	6.1	129.9	9.9
2020.10	350.4	7.8	220.9	6.7	129.5	9.6
2020.11	353.5	8.0	220.5	5.9	133.0	11.8
2020.12	353.8	7.1	222.9	5.7	130.8	9.5
2021.01	353.3	7.3	221.8	6.0	131.5	9.4
2021.02	353.9	7.4	222.0	5.9	131.9	10.1
2021.03	354.5	6.3	225.7	6.0	128.8	6.7
2021.04	352.8	2.9	223.3	4.5	129.6	0.2
2021.05	351.2	0.5	222.4	2.5	128.8	▲ 2.8
2021.06	350.9	▲ 0.4	223.3	2.1	127.6	▲ 4.4
2021.07	351.9	▲ 0.4	223.0	1.1	128.9	▲ 2.8
2021.08	350.8	▲ 0.5	222.1	0.5	128.7	▲ 2.2
2021.09	352.5	0.1	224.5	0.9	128.0	▲ 1.5
2021.10	351.8	0.1	224.3	1.0	127.5	▲ 1.5
2021.11	353.6	▲ 0.3	224.2	1.2	129.4	▲ 2.7
2021.12	356.1	0.4	227.4	1.5	128.8	▲ 1.6
2022.01	355.2	0.3	226.1	1.5	129.1	▲ 1.8
2022.02	357.0	0.5	226.2	1.4	130.8	▲ 1.0
2022.03	360.8	1.4	231.1	1.9	129.7	0.6
2022.04	359.0	1.5	229.6	2.4	129.4	▲ 0.1
2022.05	359.3	2.0	229.5	2.7	129.8	0.7
2022.06	362.1	2.9	231.0	3.0	131.0	2.7

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。



貸付条件の変更等の状況について  
(令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	151,225	138,059	4,086	5,806	3,274	97.1%
地域銀行(100)	750,270	713,174	4,887	18,958	13,251	99.3%
その他の銀行(77)	1,172	1,032	78	10	52	93.0%
合計(186)	902,667	852,265	9,051	24,774	16,577	<b>98.9%</b>

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	23,317	19,928	735	924	1,730	96.4%
地域銀行(100)	47,020	40,460	1,125	1,124	4,311	97.3%
その他の銀行(77)	1,717	1,340	76	44	257	94.6%
合計(186)	72,054	61,728	1,936	2,092	6,298	<b>97.0%</b>

- 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	629,446	603,277	2,951	12,522	10,696	99.5%
信用組合(146)	107,301	104,020	236	1,452	1,593	99.8%
労働金庫(14)	15	15	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(46)	3,329	3,208	17	49	55	99.5%
農協・漁協(628)	7,294	6,916	30	141	207	99.6%
合計(1088)	747,385	717,436	3,234	14,164	12,551	<b>99.6%</b>

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について  
 (令和2年3月10日から令和4年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	A/(A+B)				A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	26,605	24,637	238	575	1,155	99.0%
信用組合(146)	4,864	4,638	33	66	127	99.3%
労働金庫(14)	6,218	5,429	259	121	409	95.4%
信農連・信漁連(45)	73	67	1	1	4	98.5%
農協・漁協(628)	4,602	4,283	18	65	236	99.6%
合計(1088)	42,362	39,054	549	828	1,931	<b>98.6%</b>

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和4年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和4年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

## 第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

### I 被害及び補償の状況（別紙1～5参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2019年度は222件、2020年度は125件、2021年度は21件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、85.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2019年度は15,257件、2020年度は11,252件、2021年度は9,293件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、61.2%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2019年度は34件、2020年度は33件、2021年度は29件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、39.1%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2019年度は1,927件、2020年度は1,517件、2021年度は400件となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、59.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ⑤ 連携サービス（注1）における被害発生件数は、2020年10月～2021年3月において29件、2021年度は286件（注2）となっている。2021年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、80.0%（件数ベース）を金融機関が補償している。

注1) スマートフォンのアプリ等を用いて、インターネット口座振替サービス等の方法により預金口座と連携させる決済サービス。2020年に資金移動業者の提供する決済サービスを悪用した不正出金事案が多発したことを踏まえ、調査項目に追加したもの。

注2) 上記不正出金事案の多発を踏まえ、2016年1月～2020年10月13日を対象に、過去の被害状況等について調査を実施したところ、948口座において被害が発生していたことが確認された。

## Ⅱ 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2021年度は、各預金取扱金融機関の2021年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計したところ、別紙6のとおりであった(2021年11月5日に概要を金融庁HPにて公表)。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯については、SMS等を用いたフィッシングメールによりインターネットバンキング利用者をフィッシングサイトへ誘導し、インターネットバンキングのIDやパスワード、ワンタイムパスワード等の情報を窃取して不正送金を行うといった手口の増加等により、2019年度に被害発生件数及び被害額が急増したが、モニタリングの強化、利用者への注意喚起などといった諸対策を推進した結果、2021年度には発生件数、被害額ともに減少した。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
12年度	0	0	1	18	0	0	0	0	1	18	1,857	1	1	0	0
13年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	93	87	6	13	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	34	29	75	68	911	706	77	909	867	42	2
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	0
26年度	266	116	33	21	0	0	6	4	305	142	46	302	290	12	3
27年度	338	134	25	25	12	9	9	6	384	175	45	370	362	8	14
28年度	269	104	29	7	5	3	4	2	307	117	38	306	301	5	1
4月～6月	68	15	7	0	0	0	0	0	75	16	22	75	72	3	0
7月～9月	82	27	5	2	1	0	2	2	90	32	36	90	89	1	0
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	0
1月～3月	56	33	9	1	1	0	0	0	66	35	54	65	65	0	1
29年度	325	81	52	25	2	1	18	22	397	131	33	396	388	8	1
4月～6月	81	19	7	2	0	0	1	0	89	22	25	89	87	2	0
7月～9月	85	19	12	1	0	0	3	2	100	23	23	100	98	2	0
10月～12月	96	31	27	21	2	1	14	19	139	74	53	139	138	1	0
1月～3月	63	10	6	0	0	0	0	0	69	11	16	68	65	3	1
30年度	235	63	22	44	3	7	20	10	280	126	45	277	268	9	3
4月～6月	52	6	1	29	0	0	2	1	55	37	69	54	54	0	1
7月～9月	78	22	5	1	0	0	7	5	90	28	31	90	87	3	0
10月～12月	65	17	8	8	2	2	7	2	82	31	38	80	77	3	2
1月～3月	40	17	8	5	1	5	4	0	53	28	53	53	50	3	0
R1年度	168	64	39	54	7	11	8	17	222	147	66	220	214	6	2
4月～6月	41	21	1	0	1	8	1	6	44	36	82	44	43	1	0
7月～9月	41	12	12	30	3	2	1	2	57	48	84	56	54	2	1
10月～12月	66	27	25	22	3	0	4	7	98	58	59	97	94	3	1
1月～3月	20	3	1	0	0	0	2	1	23	5	22	23	23	0	0
R2年度	78	49	24	13	3	2	20	13	125	79	63	118	108	10	7
4月～6月	3	1	0	0	0	0	2	6	5	7	147	5	5	0	0
7月～9月	6	3	2	0	0	0	1	0	9	3	43	9	6	3	0
10月～12月	62	39	22	13	3	2	16	6	103	61	60	96	89	7	7
1月～3月	7	4	0	0	0	0	1	0	8	5	73	8	8	0	0
R3年度	10	11	6	14	1	0	4	3	21	29	142	20	17	3	1
4月～6月	3	4	1	0	0	0	0	0	4	4	101	4	3	1	0
7月～9月	6	6	3	13	1	0	3	3	13	23	183	13	11	2	0
10月～12月	1	1	1	0	0	0	0	0	2	1	76	2	2	0	0
1月～3月	0	0	1	0	0	0	1	0	2	0	21	1	1	0	1
計	5,284	3,927	1,438	1,468	418	384	464	447	7,604	6,229	81	7,481	7,190	291	123
構成比	69.5%	63.1%	18.9%	23.6%	5.5%	6.2%	6.1%	7.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	96.1%	3.9%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.5%(5,062件/5,245件)、地方銀行96.1%(1,328件/1,382件)、第二地方銀行95.6%(391件/409件)、信金等91.9%(409件/445件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙2)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等	
												計	補償			補償しない
												計	全額	75%又は一部		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,833	1,062	382	165	713	347	6,926	3,236	46	6,898	3,341	969	2,588	28
19年度	3,469	1,365	1,173	628	189	79	496	227	5,329	2,300	43	5,329	2,132	854	2,343	0
20年度	3,514	1,584	1,006	531	166	109	444	211	5,130	2,436	47	5,129	1,820	908	2,401	1
21年度	4,239	1,884	1,081	651	201	126	533	301	6,054	2,964	48	6,052	1,774	1,520	2,758	2
22年度	4,466	2,439	1,178	880	286	198	703	486	6,633	4,004	60	6,633	1,667	2,088	2,878	0
23年度	3,719	1,825	928	647	208	137	531	338	5,386	2,948	54	5,386	1,234	1,451	2,701	0
24年度	2,896	1,243	628	402	104	73	312	187	3,940	1,907	48	3,938	818	849	2,271	2
25年度	2,796	1,206	478	291	66	34	209	130	3,549	1,663	46	3,545	607	705	2,233	4
26年度	2,393	1,058	418	222	75	55	205	162	3,091	1,496	48	3,090	581	604	1,905	1
27年度	2,134	1,126	483	371	94	36	229	228	2,940	1,762	59	2,930	602	746	1,582	10
28年度	2,826	1,873	584	453	101	93	428	353	3,939	2,774	70	3,934	571	1,275	2,088	5
4月～6月	631	404	131	91	21	16	73	58	856	570	66	856	153	226	477	0
7月～9月	647	388	158	130	22	15	65	64	892	598	67	892	129	286	477	0
10月～12月	699	484	130	113	23	17	109	95	961	710	73	961	126	282	553	0
1月～3月	849	596	165	118	35	43	181	135	1,230	895	72	1,225	163	481	581	5
29年度	6,852	4,594	1,642	1,348	387	314	1,721	1,179	10,602	7,437	70	10,594	1,241	5,126	4,225	8
4月～6月	1,271	825	325	323	64	65	311	222	1,971	1,437	72	1,968	252	901	815	3
7月～9月	1,538	1,000	361	286	88	55	389	295	2,376	1,638	68	2,373	328	1,092	953	3
10月～12月	1,960	1,387	472	354	115	105	484	313	3,031	2,161	71	3,030	285	1,544	1,201	1
1月～3月	2,083	1,380	484	383	120	87	537	347	3,224	2,198	68	3,223	376	1,591	1,256	1
30年度	8,579	6,035	2,252	1,736	395	253	2,271	1,453	13,497	9,479	70	13,486	1,217	6,908	5,361	11
4月～6月	1,812	1,292	418	359	98	69	492	325	2,820	2,046	72	2,816	260	1,275	1,281	4
7月～9月	2,003	1,402	502	365	100	68	512	332	3,117	2,166	69	3,116	307	1,547	1,262	1
10月～12月	2,426	1,756	712	551	92	55	595	381	3,825	2,745	71	3,821	346	2,112	1,363	4
1月～3月	2,338	1,585	620	460	105	59	672	413	3,735	2,518	67	3,733	304	1,974	1,455	2
R1年度	9,645	7,438	2,757	2,293	426	281	2,429	1,574	15,257	11,587	75	15,232	1,375	8,020	5,837	25
4月～6月	2,287	1,620	688	536	96	63	573	364	3,644	2,584	70	3,639	339	1,865	1,435	5
7月～9月	2,483	1,800	741	606	107	70	571	370	3,902	2,848	72	3,898	333	2,090	1,475	4
10月～12月	2,591	2,220	718	654	108	72	679	425	4,096	3,372	82	4,090	370	2,198	1,522	6
1月～3月	2,284	1,796	610	495	115	75	606	414	3,615	2,782	76	3,605	333	1,867	1,405	10
R2年度	7,083	5,587	1,930	1,641	358	245	1,881	1,382	11,252	8,856	78	11,213	838	5,904	4,471	39
4月～6月	1,786	1,506	499	410	101	63	481	362	2,867	2,343	81	2,865	240	1,514	1,111	2
7月～9月	2,032	1,557	542	478	108	73	533	371	3,215	2,481	77	3,205	274	1,652	1,279	10
10月～12月	1,655	1,233	482	409	87	58	435	336	2,659	2,038	76	2,644	189	1,359	1,096	15
1月～3月	1,610	1,289	407	342	62	49	432	312	2,511	1,993	79	2,499	135	1,379	985	12
R3年度	5,986	4,873	1,444	1,158	351	228	1,512	991	9,293	7,252	78	8,169	511	4,489	3,169	1,124
4月～6月	1,576	1,259	349	230	97	62	408	272	2,430	1,825	75	2,409	178	1,307	924	21
7月～9月	1,610	1,337	386	343	72	43	408	267	2,476	1,992	80	2,430	152	1,418	860	46
10月～12月	1,529	1,196	409	333	99	61	332	219	2,369	1,810	76	2,191	139	1,242	810	178
1月～3月	1,271	1,080	300	250	83	61	364	231	2,018	1,624	80	1,139	42	522	575	879
計	77,819	48,346	21,805	15,764	4,200	2,706	15,620	10,174	119,444	76,990	64	118,165	23,886	43,286	50,993	1,279
構成比	65.2%	62.8%	18.3%	20.5%	3.5%	3.5%	13.1%	13.2%	100.0%	100.0%		100.0%	20.2%	36.6%	43.2%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫  
(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。  
(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。  
(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等52.6%(40,563件/77,118件)、地方銀行72.7%(15,613件/21,485件)、第二地方銀行61.6%(2,558件/4,151件)、信金等54.8%(8,438件/15,411件)。



盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙3)

(単位: 件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	補償	補償しない	調査・検討中等
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	0
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	0
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	104	148	62	42	9	7	13	15	188	214	114	185	111	74	3
24年度	84	70	51	73	7	1	11	11	153	157	102	153	94	59	0
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	0
26年度	68	54	23	13	3	8	13	24	107	100	93	106	64	42	1
27年度	48	40	18	7	6	2	11	6	83	57	69	83	30	53	0
28年度	36	16	16	5	0	0	6	2	58	25	43	57	36	21	1
4月～6月	6	2	5	1	0	0	2	0	13	5	38	13	6	7	0
7月～9月	5	1	2	0	0	0	2	1	9	3	36	9	6	3	0
10月～12月	16	6	8	3	0	0	2	0	26	10	41	25	21	4	1
1月～3月	9	6	1	0	0	0	0	0	10	6	62	10	3	7	0
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	54	29	25	2
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	0	0	0	0	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	0	0	4	0	13	7	59	13	5	8	0
1月～3月	4	2	1	0	0	0	2	0	7	4	57	7	3	4	0
30年度	28	17	6	2	2	0	7	3	43	24	56	43	28	15	0
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	0
7月～9月	9	1	3	2	0	0	2	0	14	4	29	14	8	6	0
10月～12月	6	3	1	0	0	0	1	0	8	4	56	8	5	3	0
1月～3月	6	9	1	0	1	0	1	0	9	9	110	9	5	4	0
R1年度	20	13	10	7	0	0	4	6	34	26	78	32	16	16	2
4月～6月	9	8	2	1	0	0	2	5	13	15	121	11	4	7	2
7月～9月	6	2	3	3	0	0	0	0	9	6	68	9	5	4	0
10月～12月	3	1	0	0	0	0	1	0	4	2	53	4	2	2	0
1月～3月	2	0	5	2	0	0	1	0	8	2	33	8	5	3	0
R2年度	15	34	15	15	1	1	2	1	33	53	161	33	22	11	0
4月～6月	3	3	3	4	1	1	0	0	7	8	124	7	3	4	0
7月～9月	5	10	7	5	0	0	0	0	12	15	130	12	11	1	0
10月～12月	2	9	3	5	0	0	1	0	6	15	253	6	3	3	0
1月～3月	5	12	2	0	0	0	1	1	8	13	171	8	5	3	0
R3年度	10	2	16	26	0	0	3	4	29	33	116	23	9	14	6
4月～6月	1	0	3	8	0	0	2	4	6	13	217	5	1	4	1
7月～9月	6	1	3	2	0	0	1	0	10	4	41	9	6	3	1
10月～12月	2	0	8	13	0	0	0	0	10	14	143	9	2	7	1
1月～3月	1	0	2	2	0	0	0	0	3	2	77	0	0	0	3
計	1,675	3,585	1,257	1,538	159	239	402	481	3,493	5,845	167	3,328	1,379	1,949	165
構成比	48.0%	61.3%	36.0%	26.3%	4.6%	4.1%	11.5%	8.2%	100.0%	100.0%		100.0%	41.4%	58.6%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.6%(738件/1,618件)、地方銀行34.5%(410件/1,185件)、第二地方銀行45.2%(66件/146件)、信金等43.5%(165件/379件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙4-1)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	0
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	0
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	0	0	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	41	115	8	36	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	0	0	1	1	149	151	101	149	104	45	0
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,951	1,777	174	5
26年度	1,123	1,240	143	417	22	142	122	414	1,410	2,213	157	1,404	1,178	226	6
27年度	1,181	1,444	198	364	19	109	163	536	1,561	2,454	157	1,554	1,312	242	7
28年度	574	618	117	330	13	55	62	140	766	1,145	149	756	636	122	8
4月～6月	256	225	18	24	0	0	11	8	285	258	90	283	234	49	2
7月～9月	85	116	26	102	2	7	10	14	123	241	196	121	95	26	2
10月～12月	168	210	41	135	7	30	28	100	244	475	194	242	217	25	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	16	114	169	148	112	90	22	2
29年度	210	409	98	397	15	59	48	172	371	1,039	280	368	292	76	3
4月～6月	58	103	19	100	7	20	14	70	98	296	302	96	72	24	2
7月～9月	56	145	30	44	2	23	7	6	95	220	231	95	86	9	0
10月～12月	37	49	28	155	2	8	19	21	86	234	273	86	66	20	0
1月～3月	59	109	21	96	4	7	8	74	92	288	313	91	68	23	1
30年度	304	669	54	111	10	23	26	44	394	848	215	389	319	70	5
4月～6月	84	157	27	83	3	7	11	28	125	276	221	124	104	20	1
7月～9月	38	38	11	17	6	13	7	10	62	80	129	62	46	16	0
10月～12月	28	25	12	6	0	0	6	4	46	36	79	44	28	16	2
1月～3月	154	447	4	4	1	3	2	0	161	455	282	159	141	18	2
R1年度	1,817	2,283	95	145	5	12	10	13	1,927	2,455	127	1,922	1,651	271	5
4月～6月	98	121	26	100	1	10	1	0	126	232	184	123	107	16	3
7月～9月	514	460	11	10	1	1	3	1	529	474	89	529	455	74	0
10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165	953	807	146	1
1月～3月	275	148	40	21	0	0	3	1	318	171	54	317	282	35	1
R2年度	1,367	1,497	124	209	4	16	22	169	1,517	1,891	124	1,467	1,251	216	50
4月～6月	432	475	11	15	0	0	2	1	445	491	110	443	378	65	2
7月～9月	238	446	42	52	0	0	4	106	284	606	213	282	256	26	2
10月～12月	405	265	61	62	4	16	15	60	485	404	83	445	363	82	40
1月～3月	292	309	10	79	0	0	1	0	303	388	128	297	254	43	6
R3年度	298	757	84	296	8	42	10	25	400	1,122	280	290	173	117	110
4月～6月	48	194	11	47	3	2	7	1	69	245	356	67	32	35	2
7月～9月	155	229	8	55	1	1	1	0	165	287	174	157	117	40	8
10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	525	43	17	26	27
1月～3月	47	123	47	92	1	1	1	3	96	221	230	23	7	16	73
計	9,567	11,720	1,069	2,769	130	588	507	1,626	11,273	16,705	148	11,051	9,263	1,788	222
構成比	84.9%	70.2%	9.5%	16.6%	1.2%	3.5%	4.5%	9.7%	100.0%	100.0%		100.0%	83.8%	16.2%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.3%(7,966件/9,452件)、地方銀行82.6%(814件/985件)、第二地方銀行66.9%(79件/118件)、信金等81.5%(404件/496件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

(別紙4-2)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	30	49	0	0	10	8	127	210	165
	24年度	140	136	5	4	0	0	1	1	146	142	97
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105
	26年度	1,092	1,113	106	181	7	11	45	92	1,250	1,399	111
	27年度	1,127	1,041	180	298	10	13	91	127	1,408	1,482	105
	28年度	542	586	92	126	11	39	33	42	678	793	117
	4月～6月	234	199	17	20	0	0	10	6	261	226	86
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146
	10月～12月	162	207	28	36	7	30	10	20	207	294	142
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	6	97	106	109
	29年度	197	340	83	171	8	14	22	22	310	548	177
	4月～6月	53	99	15	37	4	6	4	3	76	146	193
	7月～9月	49	84	28	32	0	0	5	5	82	121	148
	10月～12月	36	47	21	39	0	0	8	10	65	97	149
	1月～3月	59	109	19	62	4	7	5	3	87	183	210
	30年度	300	663	48	93	7	13	24	26	379	797	210
	4月～6月	82	154	27	83	1	0	9	10	119	249	209
	7月～9月	37	36	9	7	6	13	7	10	59	66	113
	10月～12月	27	24	9	1	0	0	6	4	42	31	75
	1月～3月	154	447	3	1	0	0	2	0	159	449	282
	R1年度	1,807	2,269	91	124	5	12	10	13	1,913	2,420	126
	4月～6月	96	120	23	85	1	10	1	0	121	215	178
	7月～9月	510	458	10	4	1	1	3	1	524	466	88
	10月～12月	930	1,553	18	12	3	1	3	10	954	1,577	165
	1月～3月	271	137	40	21	0	0	3	1	314	160	51
	R2年度	1,345	1,473	117	192	4	16	11	14	1,477	1,696	114
	4月～6月	418	457	11	15	0	0	2	1	431	474	110
	7月～9月	233	441	41	50	0	0	2	2	276	494	179
	10月～12月	404	265	56	56	4	16	7	10	471	348	74
	1月～3月	290	308	9	70	0	0	0	0	299	379	126
	R3年度	291	661	82	271	8	42	10	25	391	1,001	256
	4月～6月	45	157	11	47	3	2	7	1	66	207	314
	7月～9月	152	182	6	31	1	1	1	0	160	215	134
	10月～12月	48	209	18	101	3	37	1	19	70	368	525
	1月～3月	46	112	47	92	1	1	1	3	95	210	221
	計	8,737	10,307	883	1,606	64	174	260	375	9,944	12,463	125
構成比	87.9%	82.7%	8.9%	12.9%	0.6%	1.4%	2.6%	3.0%	100.0%	100.0%		

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

(別紙4-3)

業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
法人	23年度	3	18	11	66	8	36	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	0	0	0	0	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	37	235	15	130	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	72	408	153	972	635
	28年度	32	32	25	204	2	16	29	98	88	351	399
	4月～6月	22	25	1	3	0	0	1	2	24	31	132
	7月～9月	1	1	5	67	0	0	4	6	10	75	759
	10月～12月	6	2	13	98	0	0	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	15	226	7	45	26	150	61	490	804
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	2	0	13	98	759
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	11	11	21	137	655
	1月～3月	0	0	2	33	0	0	3	71	5	104	2,095
	30年度	4	6	6	17	3	9	2	17	15	51	343
	4月～6月	2	3	0	0	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	2	10	0	0	0	0	3	13	438
	10月～12月	1	0	3	4	0	0	0	0	4	4	119
	1月～3月	0	0	1	3	1	3	0	0	2	6	300
	R1年度	10	14	4	21	0	0	0	0	14	35	253
	4月～6月	2	0	3	15	0	0	0	0	5	16	330
	7月～9月	4	2	1	5	0	0	0	0	5	7	156
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	4	11	0	0	0	0	0	0	4	11	277
	R2年度	22	23	7	16	0	0	11	155	40	195	488
	4月～6月	14	17	0	0	0	0	0	0	14	17	123
	7月～9月	5	5	1	2	0	0	2	104	8	111	1,397
	10月～12月	1	0	5	5	0	0	8	49	14	56	401
	1月～3月	2	0	1	8	0	0	1	0	4	9	246
	R3年度	7	96	2	24	0	0	0	0	9	120	2,704
	4月～6月	3	37	0	0	0	0	0	0	3	37	1,264
	7月～9月	3	47	2	24	0	0	0	0	5	72	1,440
	10月～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1月～3月	1	10	0	0	0	0	0	0	1	10	0
	計	240	870	144	980	54	400	231	1,217	669	3,468	518
	構成比	35.9%	25.1%	21.5%	28.3%	8.1%	11.5%	34.5%	35.1%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

連携サービスによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(別紙5)  
(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
R2年度	18	2	11	2	0	0	0	0	29	4	16	28	12	16	1
10月～12月	5	0	5	2	0	0	0	0	10	2	24	10	3	7	0
1月～3月	13	1	6	0	0	0	0	0	19	2	11	18	9	9	1
R3年度	235	28	50	5	1	0	0	0	286	34	12	160	128	32	126
4月～6月	13	1	0	0	0	0	0	0	13	1	10	13	11	2	0
7月～9月	22	2	14	1	0	0	0	0	36	3	9	35	27	8	1
10月～12月	67	6	27	3	1	0	0	0	95	10	10	94	77	17	1
1月～3月	133	18	9	1	0	0	0	0	142	19	14	18	13	5	124
計	253	30	61	8	1	0	0	0	315	39	12	188	140	48	127
構成比	80.3%	78.1%	19.4%	21.4%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%		100.0%	74.5%	25.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)被害件数・被害金額には、遺失・詐欺による被害も含まれる。

(注4)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等82.7%(105件/127件)、地方銀行56.7%(34件/60件)、第二地方銀行100%(1/1)。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(令和3年3月末)

(別紙6)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の令和3年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…63行、第二地銀38行、その他の銀行…75行

信用金庫…254、信用組合…145、労働金庫…13、農漁協等…710

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤	デビットカード発行金融機関数⑥
主要行等	9	8	8	19,340	109,695	6
地銀	63	63	63	33,247	115,462	58
第二地銀	38	38	38	8,998	26,861	35
その他の銀行	21	22	33	77,422	223,914	12
信用金庫	254	252	253	18,374	50,214	245
信用組合	145	73	76	2,225	5,042	83
労働金庫	13	13	13	1,602	9,052	13
計	543	469	484	161,208	540,240	452
農漁協等	709	708	610	11,647	24,436	559
総計	1,252	1,177	1,094	172,855	564,676	1,011

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑦		ICキャッシュカード対応ATM台数⑧		ICキャッシュカード発行枚数⑨	
		⑦/①	⑦/①	⑧/④	⑧/④	⑨/⑤	⑨/⑤
主要行等	9	6	66.7%	19,334	100.0%	51,995	47.4%
地銀	63	63	100.0%	32,927	99.0%	40,859	35.4%
第二地銀	38	36	94.7%	8,347	92.8%	9,110	33.9%
その他の銀行	21	9	42.9%	77,422	100.0%	98,824	44.1%
信用金庫	254	208	81.9%	16,350	89.0%	13,849	27.6%
信用組合	145	44	30.3%	1,060	47.6%	743	14.7%
労働金庫	13	13	100.0%	1,602	100.0%	44	0.5%
計	543	379	69.8%	157,042	97.4%	215,424	39.9%
農漁協等	709	708	99.9%	11,582	99.4%	14,192	58.1%
総計	1,252	1,087	86.8%	168,624	97.6%	229,616	40.7%

## (生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑩		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑪		生体認証キャッシュカード発行枚数⑫	
			⑩/①		⑪/④		⑫/⑤
主要行等	9	5	55.6%	18,485	95.6%	41,880	38.2%
地銀	63	43	68.3%	20,869	62.8%	17,888	15.5%
第二地銀	38	8	21.1%	2,013	22.4%	706	2.6%
その他の銀行	21	2	9.5%	31,901	41.2%	74,149	33.1%
信用金庫	254	79	31.1%	6,497	35.4%	2,945	5.9%
信用組合	145	11	7.6%	359	16.1%	222	4.4%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	543	148	27.3%	80,124	49.7%	137,790	25.5%
農漁協等	709	101	14.2%	1,747	15.0%	22	0.1%
総計	1,252	249	19.9%	81,871	47.4%	137,812	24.4%

## 3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑬	
			⑬/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	63	63	100.0%
第二地銀	38	38	100.0%
その他の銀行	22	22	100.0%
信用金庫	252	250	99.2%
信用組合	73	71	97.3%
労働金庫	13	13	100.0%
計	469	465	99.1%
農漁協等	708	708	100.0%
総計	1,177	1,173	99.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑭		パスワード生成機⑮		電子メール⑯	
		⑭/②		⑮/②		⑯/②
主要行等	4	50.0%	7	87.5%	1	12.5%
地銀	26	41.3%	49	77.8%	24	38.1%
第二地銀	17	44.7%	27	71.1%	16	42.1%
その他の銀行	12	54.5%	17	77.3%	7	31.8%
信用金庫	171	67.9%	226	89.7%	2	0.8%
信用組合	6	8.2%	69	94.5%	33	45.2%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	249	53.1%	408	87.0%	83	17.7%
農漁協等	0	0.0%	708	100.0%	708	100.0%
総計	249	21.2%	1,116	94.8%	791	67.2%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	63	63	100.0%	0	0.0%
第二地銀	38	33	86.8%	5	13.2%
その他の銀行	33	27	81.8%	2	6.1%
信用金庫	253	239	94.5%	11	4.3%
信用組合	76	73	96.1%	3	3.9%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	484	456	94.2%	21	4.3%
農漁協等	610	609	99.8%	0	0.0%
総計	1,094	1,065	97.3%	21	1.9%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑲		パスワード生成機⑳		電子メール㉑	
		⑲/③		⑳/③		㉑/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	0	0.0%
地銀	14	22.2%	55	87.3%	10	15.9%
第二地銀	7	18.4%	27	71.1%	4	10.5%
その他の銀行	4	12.1%	23	69.7%	3	9.1%
信用金庫	171	67.6%	155	61.3%	2	0.8%
信用組合	2	2.6%	71	93.4%	10	13.2%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	199	41.1%	352	72.7%	29	6.0%
農漁協等	0	0.0%	609	99.8%	1	0.2%
総計	199	18.2%	961	87.8%	30	2.7%



4. デビットカードに関すること  
 (デビットカードの不正利用に係る補償方針)

業態	デビットカード 発行金融機関 数⑥	国内における不正な取引被害の補償					
		原則補償②		事案により個別判断③		補償しない④	
			②/⑥		③/⑥		④/⑥
主要行等	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	58	53	91.4%	5	8.6%	0	0.0%
第二地銀	35	33	94.3%	2	5.7%	0	0.0%
その他の銀行	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	245	228	93.1%	17	6.9%	0	0.0%
信用組合	83	81	97.6%	2	2.4%	0	0.0%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	452	426	94.2%	26	5.8%	0	0.0%
農漁協等	565	556	98.4%	9	1.6%	0	0.0%
総計	1,017	982	96.6%	35	3.4%	0	0.0%

業態	国内デビット カード発行 金融機関数 ②⑤	国際ブランド デビットカード 発行金融 機関数②⑥	国外(ショッピング)における不正な取引被害の補償					
			原則補償⑦		事案により個別判断⑧		補償しない⑨	
				⑦/②⑤		⑧/②⑥		⑨/②⑥
主要行等	5	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
地銀	58	34	34	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
第二地銀	35	10	10	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他の銀行	4	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用金庫	245	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
信用組合	83	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
労働金庫	13	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	443	61	61	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
農漁協等	565	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
総計	1,008	61	61	100.0%	0	0.0%	0	0.0%

## 第8節 振り込め詐欺等への対応

### I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、各年度に一度公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2019年度は220件、2020年度は498件、2021年度は407件であり、調査を開始した2003年9月以降2022年3月末までの累計は45,543件となっている。

なお、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、認知件数及び被害額共に依然高水準で推移しているため、業界団体を通じて、金融機関による被害防止対策の取組みを推進することを要請した。

### II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2019年度は102件、2020年度は329件、2021年度は335件、強制解約等をしたのは、2019年度は109件、2020年度は113件、2021年度は37件であり、調査を開始した2003年9月以降2022年3月末までの累計は、利用停止が24,890件、強制解約等が16,036件となっている。

## 第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ(2017年3月)」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインを開設(2017年9月)したことに加え、カードローンの残高の多い銀行を中心とした立入検査(2018年1月公表)の実施、検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認(2018年8月公表)、その後の各銀行における業務運営の改善状況についてのフォローアップ及びその結果の公表(2019年9月公表)等の取組みを実施してきた。また、2020事務年度においては、2020年3月末で取組みが十分に進んでいないと認められる銀行に対し対応を促し、融資上限枠の設定や融資実行後の途上管理など、必要な態勢整備が図られたことを確認した。

2021事務年度においては、2022年4月の成年年齢の引下げを踏まえ、業界団体と対話を行い、全国銀行協会において、若年者に対する消費者向け貸付けを行う場合には貸付け額にかかわらず、収入の状況を示す書類の確認を行う等の申し合わせを行った(2022年2月公表)。また、金融庁から全国銀行協会を通じて、各銀行に対し、この申し合わせを遵守するよう要請した。

## 第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、2004年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。2021事務年度においては、個人情報保護に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行った（2022年4月1日より適用）。

### 第2節 信託会社等の新規参入（別紙1参照）

2022年6月30日現在、運用型信託会社12社、管理型信託会社19社及び特定信託業者13社（59件）、自己信託会社4社、信託契約代理店357社（注）となっている。2021年7月1日から2022年6月30日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社（免許制）及び管理型信託会社（登録制）  
運用型信託会社の免許は2社、管理型信託会社の登録は1社、廃業等による免許取消し及び登録抹消は行っていない。
- ② 自己信託会社（登録制）及び特定信託業者（届出制）  
自己信託会社の登録及び廃業等による登録抹消等は行っていない。特定信託業者の届出は1社（6件）となっている。
- ③ 信託契約代理店（登録制）  
信託契約代理店の登録は6社、廃業等による登録抹消は2社となっている。

（注）信託契約代理店357社のうち126社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の認可を受けて設置されていた信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約代理店に移行したものである。

### 第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施している。ただし、2021事務年度における検査実績はない。

## 信託会社等の新規参入状況

2022年6月30日現在

	免 許 ・ 登 録 等 件 数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	31 (3)	24 (2)	4	0	0	2	0	0	0	0	1 (1)	0
運用型信託会社（免許制）	12 (2)	12 (2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	19 (1)	12	4	0	0	2	0	0	0	0	1 (1)	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	59 (6)	52 (6)	3	0	0	4	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	357 (6)	133 (5)	38	16	33	42	23	25 (1)	17	15	13	2
うち みなし信託契約代理業者	126	43	15	2	11	15	8	7	9	9	6	1
計	451 (15)	213 (13)	45	16	33	48	23	25 (1)	17	15	14 (1)	2

(注1) 外国信託会社は金融庁直轄

(注2) グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【13】社）

(注3) 括弧書きは、2021年7月1日から2022年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

## 第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2021事務年度においては以下の通り改正を行っている。

- ① 金融サービス仲介業の創設に係る改正（2021年7月2日）  
金融サービス仲介業の創設により、金融機関の委託先の選択肢が増える等の観点から、金融サービス仲介業の関係法令等を踏まえ、監督上の着眼点について、所要の改正を行ったもの（2021年11月1日適用）。
- ② 政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた改正（2021年7月5日）  
政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえ、所要の規定の整備を行ったもの（2021年7月5日より適用）。
- ③ 保険会社の「その他の付随業務」の明確化に係る改正（2021年8月17日）  
保険会社が「その他の付随業務」としてオペレーティングリースの媒介業務を営めることを明確化する改正を行ったもの（2021年8月17日より適用）。
- ④ タイムラグマージンを定める保険契約の保険商品審査上の留意点等の明確化にかかる改正（2021年8月27日）  
解約返戻金額の計算基礎を設定する時期と解約時期の間に生じる金利変動や、解約に伴う運用資産の売却に係る取引費用等に備えるための係数（いわゆるタイムラグマージン）を定める保険契約について、保険契約の募集上の留意点及び保険商品審査上の留意点を明示する改正を行ったもの（2021年8月27日より適用）。
- ⑤ 銀行法等の改正に伴う改正（2021年11月10日）  
新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和3年5月26日法律第46号）の一部（銀行法等関係）施行等に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2021年11月22日より適用）。
- ⑥ 公的保険を踏まえた保険募集に係る改正（2021年12月28日）  
公的保険を補完する民間保険の趣旨に鑑み、保険募集人等に対する公的保険制度に関する教育や、公的保険制度の情報提供等による意向把握・確認などの監督上の着眼点を明確化する改正を行ったもの（2021年12月28日より適用）。

- ⑦ 個人情報の保護に関する法律等の改正に伴う改正（2022年3月24日）  
個人情報保護法等の改正に伴い、所要の規定の整備を行ったもの（2022年4月1日より適用）。
  
- ⑧ 南海トラフ地震への対応に係る改正（2022年3月31日）  
「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2022年3月31日より適用）。

## 第2節 保険会社の概況

### I 2022年3月期決算状況（別紙1～2参照）

### II 再編等の状況（別紙3～7参照）

#### 1. 概要

損害保険会社において新規参入があったが、生命保険会社及び損害保険会社において再編等の動きはみられなかった。

なお、2022年6月末現在における会社数は、生命保険会社42社、損害保険会社33社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社15社である。

#### 2. 主要会社の再編等

2021年7月以降2022年6月までにおいて、再編及び外国保険会社日本支店の日本法人化は行われていない。

#### 3. 新規参入について

2021年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社名	免許日	免許の種類
ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ	2021年9月1日	損害保険業
Assuranceforeningen SKULD Gjensidig	2022年6月27日	損害保険業



## 生命保険会社の令和4年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	前期比
基礎収益	459,551	479,260	485,368	6,108
保険料等収入	330,121	309,427	320,134	10,707
資産運用収益	76,266	96,640	85,444	▲ 11,195
基礎費用	422,868	440,432	442,286	1,854
保険金等支払金	287,734	296,974	308,156	11,182
資産運用費用	8,479	4,585	4,160	▲ 425
事業費	47,143	46,017	46,580	563
基礎利益	36,683	38,828	43,081	4,253
キャピタル損益	▲ 7,816	4,948	4,338	▲ 610
臨時損益	▲ 6,810	▲ 11,837	▲ 15,723	▲ 3,886
危険準備金繰入額	3,098	3,739	5,081	1,341
経常利益	22,055	31,939	31,695	▲ 243
特別損益	▲ 2,791	▲ 5,092	▲ 4,153	939
価格変動準備金繰入額	2,119	4,608	3,389	▲ 1,218
当期純利益(純剰余)	12,259	19,199	19,651	452
総資産	3,927,350	4,124,465	4,196,966	72,501
有価証券含み損益	446,526	471,900	354,837	▲ 117,062
公表逆ざや額	▲ 929	▲ 854	▲ 615	239
ソルベンシー・マージン比率	999.4	1,009.7	993.9	▲ 15.8

## 【参考】[個人保険+個人年金ベース]

新契約高+転換純増(兆円)	54	48	51	3
解約失効高(兆円)	46	41	42	1
保有契約高(兆円)	932	917	907	▲ 9
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	19,385	15,944	18,408	2,463
うち第三分野	5,633	4,829	5,419	589
保有契約ベース	282,363	279,649	278,996	▲ 653
うち第三分野	69,722	70,342	71,194	851

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社(令和2年3月期: 42社、令和3年3月期: 42社、令和4年3月期: 42社) ※かんぽ生命含む。

(別紙2)

## 損害保険会社の令和4年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	前期比
正味収入保険料	87,909	88,930	90,096	1,166
正味支払保険金	51,261	46,551	48,051	1,499
経常利益	5,923	6,477	9,403	2,926
特別損益	▲ 1,768	▲ 357	▲ 228	128
当期利益	4,411	4,860	7,054	2,194
総資産	311,916	329,219	331,319	2,099
有価証券 含み損益	38,978	57,899	57,976	77
ソルベンシー・ マージン比率	742.4	766.0	744.6	▲ 21.4

(注1) 令和2年3月期・令和3年3月期は53社ベース。令和4年3月期は54社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

## 生命保険会社一覧表

(2022年6月30日現在42社)

	会社名
生命保険会社(42社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぽ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	SOMPOひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大樹生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	チューリッヒ生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	なないろ生命保険株式会社
	ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社

損害保険会社一覧表  
(2022年6月30日現在55社)

会 社 名	
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 アイペット損害保険株式会社 アクサ損害保険株式会社 アニコム損害保険株式会社 アメリカンホーム医療・損害保険株式会社 アリアンツ火災海上保険株式会社 イーデザイン損害保険株式会社 A I G 損害保険株式会社 a u 損害保険株式会社 エイチ・エス損害保険株式会社 S B I 損害保険株式会社 カーディフ損害保険株式会社 キャピタル損害保険株式会社 共栄火災海上保険株式会社 さくら損害保険株式会社 ジェイアイ傷害火災保険株式会社 セコム損害保険株式会社 セゾン自動車火災保険株式会社 全管協れいわ損害保険株式会社 ソニー損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 大同火災海上保険株式会社 Chubb損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 トーア再保険株式会社 日新火災海上保険株式会社 日本地震再保険株式会社 ペット&ファミリー損害保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社 三井ダイレクト損害保険株式会社 明治安田損害保険株式会社 楽天損害保険株式会社 レスキュー損害保険株式会社
外国損害保険会社等 (21社)	アールジーイー・ラインシュアランス・カンパニー アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ Asuuranceforeningen SKULD Gjensidig アトラディウス・クレジット・イ・カウシオン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス エイチディーアイ・グローバル・エスイー 現代海上火災保険株式会社 コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・エクスティユール ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド ザ・ブリタニヤ・スチーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロップ ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スチーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション・リミテッド ジェネラル・ラインシュアランス・エイジイ スイス・リー・インターナショナル・エスイー スコール・エスイー スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー スチームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド トランスアトランティック・ラインシュアランス・カンパニー ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン ユーラーヘルメス・エスイー Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人 (1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

## 保険持株会社一覧表

(2022年6月30日現在15社)

	保険持株会社名
(15社)	アイペットホールディングス株式会社
	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコムホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	auフィナンシャルホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

## 生命保険会社の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年6月末現在
生命保険会社	40社	41社	41社	42社	42社	42社
+ 免許 ▲ 廃止	※現地法人化 +日本法人化準備生命 (2017年12月) (注2) +カーディフ生命 (2017年12月)	※新設 +はなさく生命 (2019年2月)		※現地法人化 +チューリッヒ生命保険 株式会社 (2020年11月) (注3)	※合併 (+ソニー生命保険株式会社 (2021年4月) ▲ソニー生命保険株式会社 ▲ソニーライフ・ウィズ 生命保険株式会社 ) ※新設 +なないろ生命 (2021年4月)	
外国生命保険会社	3社	1社	1社	1社	0社	0社
+ 免許 ▲ 廃止		▲アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ ヴィ			▲チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カン パニー・リミテッド	
合計	43社	42社	42社	42社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

(注1) 2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

(注2) 2020年11月24日付でチューリッヒ生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2021年4月1日に営業開始。

## 損害保険会社の推移

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	32社	32社	33社	33社
+ 免許 ▲ 廃止		+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月)  ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ベット&ファミリー損害保険株式会社 (2019年4月)  +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月)  +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)  ※合併(2019年7月) +セゾン自動車火災保険株式会社 ▲セゾン自動車火災保険株式会社 ▲そんぼ24損害保険株式会社		+全管協れいわ損害保険株式会社 (2021年6月)	
外国社 (法第185条免許)	21社	23社	23社	21社	21社	21社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲フェデラル・インシュアランス・カンパニー (2016年6月)  +コンパニア・エスパニョーラ・デ・クレディト・イ・カウシオン・エセ・アー(2016年9月)  ▲アトラディウス・クレジット・インシュアランス・エヌ・ヴィ(2016年12月)	+スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2017年4月)  +スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月)  ▲カーディフ・アシュアランス・リスク・デイヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド(2020年1月)  ▲スコール・グローバル・ライフ・エスイー (2019年4月)  ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エス・ビー・アイ (2019年4月)		+ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・ヨーロッパ(2021年9月)  ▲ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド(2022年2月)	+Assuranceforeningen SKULD Gjenstidig (2022年6月)
合計	51社	53社	53社	53社	53社	54社	55社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

### 第3節 保険会社に対する金融モニタリング

#### I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険は金融商品の中でも契約期間が長いという特徴があり、そのため、募集時の十分な説明及び契約後のアフターフォローの必要性・重要性は他の金融商品と比べても高いものと考えられる。

① 保険本来の趣旨を逸脱するような募集活動が行われないう累次にわたり注意喚起や監督指針改正等を実施してきたにもかかわらず、租税回避と受け止められかねない行為（いわゆる名義変更プラン）を強調した募集資料等が一部の保険会社に存在する旨を把握した。そのため、モニタリングの実施による実態把握と行政対応を行うとともに、国税庁との間で商品審査段階及びモニタリング段階における連携スキームを構築した。

② 生命保険会社の営業職員チャネルでは、金銭詐取問題をはじめとする不適切事案が複数の会社で継続的に発生している状況にある。そのため、2020 事務年度に金融庁からの要請を受けて、生命保険協会は会員各社に対して「顧客本位の業務運営の高度化に資する営業職員チャネルにおけるコンプライアンス・リスク管理に関するアンケート」を実施した。2021 年 12 月から翌年 1 月にかけて、再度のアンケート（フォローアップ・アンケート）を実施し、2022 年 4 月にその結果を取りまとめた報告書を公表した。本報告書では、生命保険協会として、2022 事務年度中を目途に、各社における顧客本位の業務運営の高度化を更に後押しするための新たな方策を検討することが記載されている。

③ 家計が過不足のない保険商品を選択し、真に必要な保障を受けるには、公的保険の保障内容を理解した上で、必要に応じた民間保険に加入することが重要であることから、保険募集人等が公的保険制度を適切に理解し、顧客に情報提供を行っているかを監督上の着眼点として明確化すべく監督指針を改正し、各保険会社等における取組みの実態把握や好事例の収集等をすべくアンケート及び対話を実施した。

金融庁としても、公的保険制度を周知する観点から、2022 年 3 月、厚生労働省監修の下、リーフレットとしても活用可能な公的保険制度の保障内容を解説するポータルサイトを開設した。また、将来受給可能な年金額を簡単に試算できるツールとして、厚生労働省において「公的年金シミュレーター」の試験運用の開始を受け、預金取扱金融機関を含む各業界との意見交換会などの場で周知を行った。

④ 乗合代理店による保険募集については、生命保険会社による代理店手数料の多寡により顧客の意向把握や比較推奨販売に偏りが生じるおそれがあるため、顧客本位の商品提案がなされるよう業界に促してきた。その結果、各生命保険会社においては、生保乗合代理店の業務品質を代理店手数料に反映する取組みを進めてきているほか、生命保険協会においてスタディグループが設置され、2021 年 12 月、

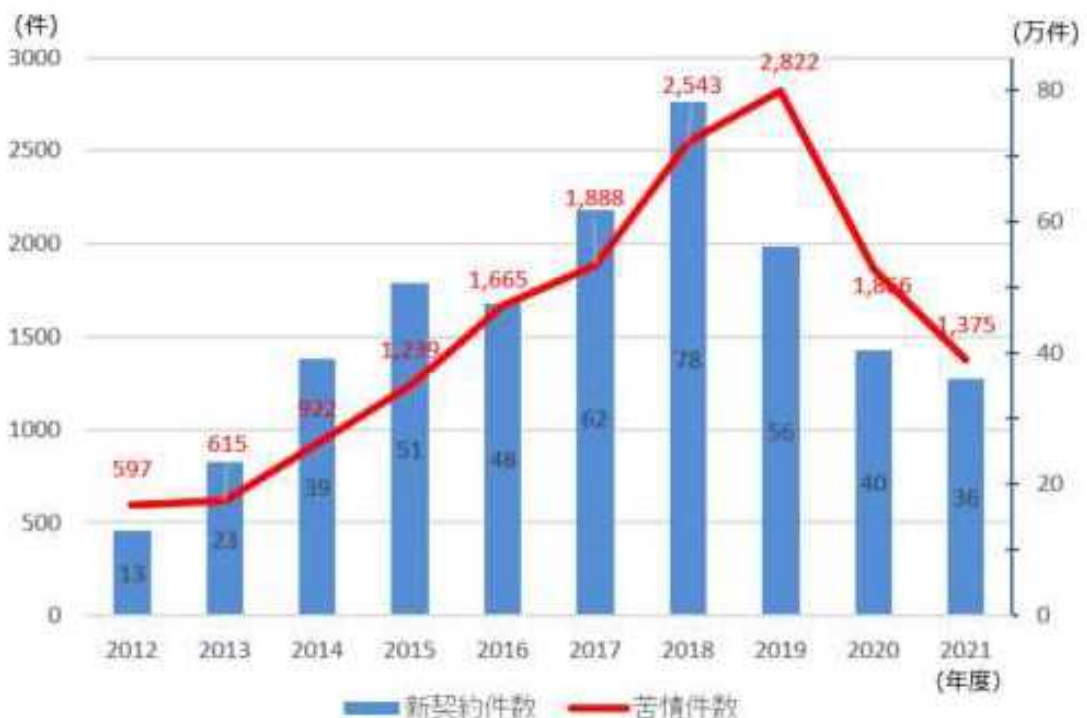


業務品質評価基準と生命保険協会による評価運営の在り方についてとりまとめが行われた。生命保険協会においては、業務品質評価基準による評価運営が 2022 年度より開始されている。

- ⑤ 外貨建保険は、販売量の増加に伴い、元本割れリスクの説明が不十分であった等の各種苦情が発生しており、近年、苦情発生率は減少傾向にあるものの（図表 1）、引き続き他の保険商品よりも苦情発生率が高い。したがって、外貨建保険の販売量が多い保険会社に対し、募集委託先である金融機関代理店において顧客の属性と商品特性の適合性を踏まえたきめ細かな保険募集が行われているか等、その募集管理が顧客本位なものとなっているかについて、モニタリングを実施した。また、金融機関代理店に対する対応として、外貨建保険を販売している全ての銀行に実態把握のためのアンケート調査を実施して募集管理の高度化の進捗を確認した。

さらに、顧客本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者の選択に資するとともに、顧客が各業態の枠を超えた商品の比較を容易にする観点から、2022 年1月、外貨建保険の販売会社における比較可能な共通 KPI を、投資信託で既に導入されていた共通 KPI と同様の基準で定義し公表した。

図表 1 銀行等代理店での外貨建保険・年金件数、苦情受付件数（新契約関係）



- ⑥ 2019 年に生じた行政対応事案を契機として、ライフステージの変化等に伴う顧客ニーズの変化に合わせた保障内容の見直しに適切に対応することが重要であるとの観点から、特に既契約等の保障内容を見直す際の顧客視点に立った契約見直し制度の導入に関する実態把握等のモニタリングを実施した。その結果、2020 事

務年度に確認した状況から、各生命保険会社において概ね所要の対応が取られたことを確認した。顧客にとって不利益となり得る状況に対して特段の対応を行っていない一部の社については、顧客視点に立った対応の態勢を継続していく。

## II 持続可能なビジネスモデルの構築

### (ビジネスモデル)

少子高齢化や自然災害の激甚化、自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化や、それを受けた顧客ニーズの変化等を踏まえた健全かつ持続可能なビジネスモデルの構築に向けて、取り組むべき課題とその対応状況について、モニタリングを実施した。

- ① 生命保険会社については、営業職員が主軸チャネルの大手及び中堅生命保険会社との対話を継続するとともに、生命保険販売でプレゼンスが高まっている保険代理店やインターネットを主軸チャネルとする生命保険会社も対象に加えた 24 社との間で対話を実施した。対話を通じて、人口減少等の事業環境の変化への対応をはじめとした中長期的課題への対応のほか、デジタル化の推進や商品戦略、海外戦略など、足元の各社の取組状況や課題を確認の上、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組強化を促した。
- ② 損害保険会社については、大手 3 損保グループ・中堅 7 社と対話を実施した。自動車保険市場の縮小等の中長期的な事業環境の変化等への対応、デジタル戦略、チャネル戦略、商品戦略等について、足元の各社の取組状況や課題を確認の上、持続可能なビジネスモデルの構築に向けた一層の取組強化を促した。

### (グループガバナンス)

各保険グループが監督指針に基づく適切な態勢を整備・運用しているかについて、過去のモニタリングで得た情報を踏まえつつ、監督カレッジにおける海外当局との意見交換の場も活用しながら、モニタリングを実施した。

### (自然災害への対応)

過去数年の大規模自然災害による多額の保険金支払い（図表 2）の影響による再保険料の高騰や異常危険準備金残高の減少などが、損害保険会社の大きな経営課題となっている。自然災害リスクへの対応状況についてモニタリングを実施した結果、例えば、昨年度に引き続き、再保険料の上昇を抑制するため、自社のリスク保有額を引き上げる一方で、発生頻度の低い巨大リスクについて、再保険の買い増しによりリスク量を抑えるなど、統合的リスク管理（ERM）の視点に基づき経営レベルで資本・リスク・リターンのバランスを図るための工夫を行っていることが確認で

きた。

一方、自然災害が激甚化・頻発化する環境下においては、被災者の経済的復旧の観点から、個々の保険金の支払いが迅速かつ適正に行われることが重要となる。こうした中、日本損害保険協会では、自然災害発生時の迅速・適正な保険金支払いに向けて衛星画像を活用した浸水深データの損害保険会社への提供（2021年7月及び8月に発生した豪雨において初めて実施）や、自然災害に便乗した保険金不正請求対策のためのインフラ整備（AIを活用して不正請求疑義事案を検知するツールの開発）等に取り組んでおり、金融庁もこれらの取組みを継続的にフォローアップするとともに、他省庁との協議等において協働を行った。

なお、迅速・適正な保険金支払いに加えて、社会全体として自然災害に対する経済的な備えを高めていく観点からは、保険加入を促進することも重要である。しかしながら、個人向け火災保険において、地域のリスク実態を水災料率に反映せず全国一律の料率となっていることから、水災リスクが比較的低い地域に居住する保険契約者の納得感が得られにくく、洪水ハザードマップ上の浸水深が浅い地域の顧客が、火災保険から水災補償を外す傾向が認められている。そのため、2021年6月、金融庁において有識者懇談会を立ち上げ、水災リスクに応じた火災保険料率の細分化について検討を行い、2022年3月に報告書を公表した。報告書においては、火災保険における水災料率細分化は、保険契約者のリスク認識の向上や保険料負担の公平性の向上など、社会全体として水災に対する経済的な備えを高めていく効果が期待され、社会にとって望ましい方向性であると整理している。

図表2 過去の風水災等による支払保険金（1970年以降）

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	令和元年台風19号	295,186件	5,826億円
3	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
4	令和元年台風15号	383,585件	4,656億円
5	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
6	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
7	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
8	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
9	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
10	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円

（注）2022年3月末現在

（資料）日本損害保険協会より、金融庁作成

## 第4節 財務の健全性の確保

保険会社を取り巻く経営環境やリスクが絶えず変化していく中で、保険会社のリスクや収益性に関するフォワードルッキングな分析を行い、早期に経営改善を促すほか、財務上の指標や規制のあり方等についても不断の検討を行い適切に見直しをしていく必要がある。こうした観点から、2021 事務年度においては、以下のようなモニタリング及び規制の見直し・検討を行った。

### I 経済価値ベースのソルベンシー規制

経済価値ベースのソルベンシー規制については、国内フィールドテストの分析結果や国際的な動向を踏まえ、保険会社やその他の関係者と対話を行い、第一の柱の標準モデルの考え方及び経済価値ベースのソルベンシー比率 (ESR) に関する検証の枠組みを中心とした主要論点の暫定的な決定内容である「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する基本的な内容の暫定決定について」を 2022 年 6 月 30 日に公表した。

### II 監督会計のあり方

経済価値ベースのリスク管理との整合性や財務会計に関する見直しの動向等も踏まえ、監督会計のあり方について検討を行った。具体的には、規制改革ホットラインの要望を踏まえ、IFRS 任意適用に関する制度を検討したほか、令和 4 年度税制改正を踏まえ、異常危険準備金に関する告示改正（平成 10 年大蔵省告示第 232 号、平成 18 年金融庁告示第 16 号の一部改正）を行った。

### III システミックリスクに係るモニタリング

決算データの分析に加え、システミックリスクに係るモニタリングを強化する観点から、国際的に活動する保険グループ (Internationally Active Insurance Groups; IAIGs) 及びその他必要な保険会社に対して、システミックリスクに関連性が高い要素に対するリスク管理や、本邦保険セクター全体のシステミックリスクの積み上がりの状況について、モニタリングを実施した。

## 第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の透明性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2021年10月、2022年4月、5月及び6月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2021年7月、2022年1月）。

## 第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短い商品のみ取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から16年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきている。2022年3月期決算の集計をみると、保有契約件数、収入保険料が増加するなど、市場規模が拡大する中で、当期純利益は対前年同期比で減少しており、創業期赤字を含めた赤字業者が一定程度存在している状況にある。

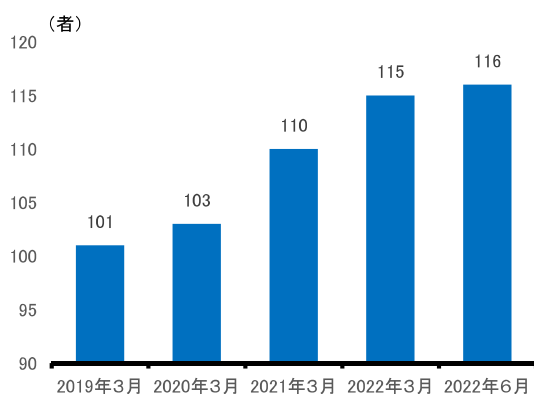
なお、2021事務年度においては、合併にともない1業者が減少、新規に5業者を登録したことから、2022年6月末現在の業者数は、116業者となった。

少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じてモニタリングを行い、必要な指導・監督を行った。

その中で、2021事務年度においては、保険契約者等に重大な影響を生じさせた事業者に対し、所要の行政対応を行った。

少額短期保険業者の保険引受上限金額に係る経過措置を適用する15業者に対しては、2018年9月、報告徴求命令を発出し、経過措置終了に向けた計画策定及び期限までの間、半期毎に計画の進捗状況に係る報告を求めているところ、引き続き、本則へ着実に移行できるようにするため、顧客への十分な周知・説明を行うことを含め、対応計画を確実に履行するよう求めている。

少額短期保険業者数推移



2022年3月期 決算概要

	2022年 3月期	2021年 3月期	増減 (比)
保有契約 件数	15,861 千件	14,160 千件	+12.0%
収入 保険料	1,277 億円	1,176 億円	+8.6%
当期 純利益	9 億円	24 億円	▲62.5%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和4年6月30日現在:116業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	SBIプリズム少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第8号	令和2年7月16日	つばき少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	SBIリスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャバン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	SBIいきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	Aライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	Chubb少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アビリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会
	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	株式会社にじいろ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	株式会社DMM少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	LASHIC少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社賃貸少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e-Net少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ペットベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビーダメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	くふう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペット少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セキスイハイム不動産少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぷらす少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	シャーマゾン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	すまい共済株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペットファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	



所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	ミカタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	JID少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	Next少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	USEN少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社justInCase
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第92号	令和2年5月12日	株式会社宅建ファミリーパートナー
	関東財務局長 (少額短期保険)第93号	令和2年8月7日	スマートプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第94号	令和2年8月31日	ジェイコム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第95号	令和2年9月4日	株式会社ZEN少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第96号	令和2年9月30日	ダブルエー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第97号	令和2年12月17日	SUDACHI少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第98号	令和3年1月29日	みらい少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第99号	令和3年3月12日	第一スマート少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第100号	令和3年5月26日	i-SMAS少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第101号	令和3年6月29日	リトルファミリー少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第102号	令和3年6月30日	MICIN少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第104号	令和3年12月27日	ワランティ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第105号	令和4年3月24日	ニッセイプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第106号	令和4年3月25日	ゼアー少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第107号	令和4年6月28日	株式会社Emyii少額短期保険	
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	ZuttoRide少額短期保険株式会社
	東海財務局長 (少額短期保険)第6号	令和2年2月14日	株式会社カイルス少額短期保険

所管財務局	登録番号	登録日	商号
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	SBI日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	SSIきみどり株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
	中国財務局長 (少額短期保険)第3号	令和3年10月15日	ユアサイド少額短期保険株式会社
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーペット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社
	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第2号	令和3年2月26日	大同火災WIL少額短期保険株式会社

## 第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

### 認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2021事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、財務局と共に監督を行った。

認可特定保険業者一覧  
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和4年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

## 第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

### 第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2021事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

① クロスボーダーBCPの実効性強化に係る改正（2021年9月1日）

証券会社等が、大規模な災害等により、国内における業務継続が困難となったために一時的に海外から業務を実施することを想定している場合における監督上の着眼点について、所要の改正を行うもの（2021年9月1日より適用）。

② 投資信託の販売上の留意点等に係る改正（2021年11月9日）

投資信託の勧誘に係る留意事項及び投資信託の乗換えに関する重要事項の説明についての留意事項について、真に顧客の投資目的や理解度に応じた説明が行われるようプリンシプルベースでの見直しを行うもの（2021年11月9日より適用）。

③ 海外投資家等特例業務に係る法令改正に伴う改正（2021年11月10日）

2021年11月22日に施行された改正金融商品取引法により、海外投資家等特例業務及び移行期間特例業務の定めが設けられたところ、かかる改正に伴い、これらの業務について、業務執行態勢に関する留意事項や事務処理上の留意点を規定する等、所要の改正を行うもの（2021年11月22日より適用）。

④ ファイアウォール規制の見直しに伴う改正（2022年4月22日）

2021年6月の金融審議会・市場WGにおける報告書の上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアウォール規制の見直し等に係る提言を踏まえ、上場会社等の対象法人の非公開情報等について、金融商品取引業者と親子法人等の関係にある銀行間等における情報授受に関し、当該法人の同意を不要とする一方で、停止の求めがあった場合には応じる措置を設けること等を内容とする見直しを行うとともに、所要の改正を行うもの（2022年6月22日より適用）。

⑤ 最良執行方針等の見直しに関する改正（2022年5月18日）

金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する規制について、複数の取引施設から最良価格を提示している取引施設を検索し注文を執行するSmart Order Routing（SOR）の普及に伴い、注文執行における投資者保護と透明性確保の重要性が高まっていること等を受け、2021年6月に公表された金融審議会 市場制度WG「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」報告書の提言を踏まえ、所要の改正を行うもの（2023年1月1日より適用）。

⑥ 金融商品取引業者に対する買収等に係る改正（2022年6月22日）

金融商品取引業者等が、買収等によりその株主構成に重要な変更等が生じた場合や長期に亘り業務を休止した場合等に、金融商品取引業者等に対し、その事業の実態を踏まえたヒアリング等を実施し業務の適切性を把握する観点から、所要の改正を行うもの（2022年6月22日より適用）。

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

### 第3節 第一種金融商品取引業

#### I 第一種金融商品取引業者の概況

##### 1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

###### （1）第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2021年7月以降、11社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者12社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2022年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は307社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、272社となっている。

###### ① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
三井物産デジタル・アセットマネジメント株式会社	○	新規登録	令和3年8月13日
アイザワ証券分割準備株式会社	○	新規登録	令和3年9月13日
株式会社 bitFlyer		新規登録	令和3年10月14日
フオビジャパン株式会社		新規登録	令和3年10月14日
QUOINE 株式会社		新規登録	令和3年10月26日
3.0証券準備（CHEER証券株式会社に社名変更）	○	新規登録	令和3年11月12日
HSBC証券準備株式会社	○	新規登録	令和3年12月8日
株式会社リアライズ証券設立準備会社	○	新規登録	令和4年1月24日
大阪デジタルエクスチェンジ(株)	○	新規登録	令和4年4月28日
株式会社カイカエクスチェンジ		新規登録	令和4年6月10日
バンク・オブ・モントリオール証券株式会社	○	新規登録	令和4年6月27日

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）  
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
パトナム・インベストメンツ証券株式会社（パトナム・インベストメンツ・ジャパン株式会社に社名変更）		廃止	令和3年8月31日
株式会社お金のデザイン		事業譲渡	令和3年9月1日
岡藤商事株式会社		吸収分割	令和3年9月13日
藍澤証券株式会社		事業譲渡	令和3年10月1日
上田ハーロー株式会社		事業譲渡	令和3年10月3日
株式会社 Angel Funding		登録抹消	令和3年11月30日
岡三オンライン証券株式会社	○	合併消滅	令和4年1月1日
株式会社ビットポイントジャパン		登録抹消	令和3年12月29日
アバディーン・ジャパン株式会社	○	廃止	令和4年3月31日
TP ICAP 証券		登録抹消	令和4年3月11日
エイチ・エス・ビー・シー・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（東京支店）		事業譲渡	令和4年4月1日
エース証券株式会社		合併消滅	令和4年5月1日



## (2) 特別金融商品取引業者

2022年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

### 特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPMorgan証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券(株)
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUFJ証券(株)
BofA証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナテックス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	HSBC証券(株)

## (3) 指定親会社

2022年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

## 2. 国内証券会社の2021年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社254社の2021年度決算(単体)は、世界株式市場の低迷等の影響を受けた不透明な市場環境の中、株式売買委託手数料収入が減少したことなどにより、前年度と比べ、多くの会社が減収減益となった。

営業収益は、前年度比2,445億円減の3兆8,185億円(同6.0%減)、販売費・一般管理費は、同428億円減の2兆8,922億円(同1.4%減)、経常損益は、同833億円減の6,935億円(同10.7%減)、当期損益は、同277億円減の5,304億円(同4.9%減)となった。

## II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2021年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、

金融商品取引法第 56 条の 2 第 1 項の規定に基づく報告や、検査を通じて法令違反の事実が認められたため、2 社(2 件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 0 件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 1 件
- ③ 業務改善命令 1 件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0 件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0 件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「実態と異なる自己資本規制比率の提出」、「自己資本規制比率が法定水準を下回っていたこと」、「無登録で投資運用業を実施」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

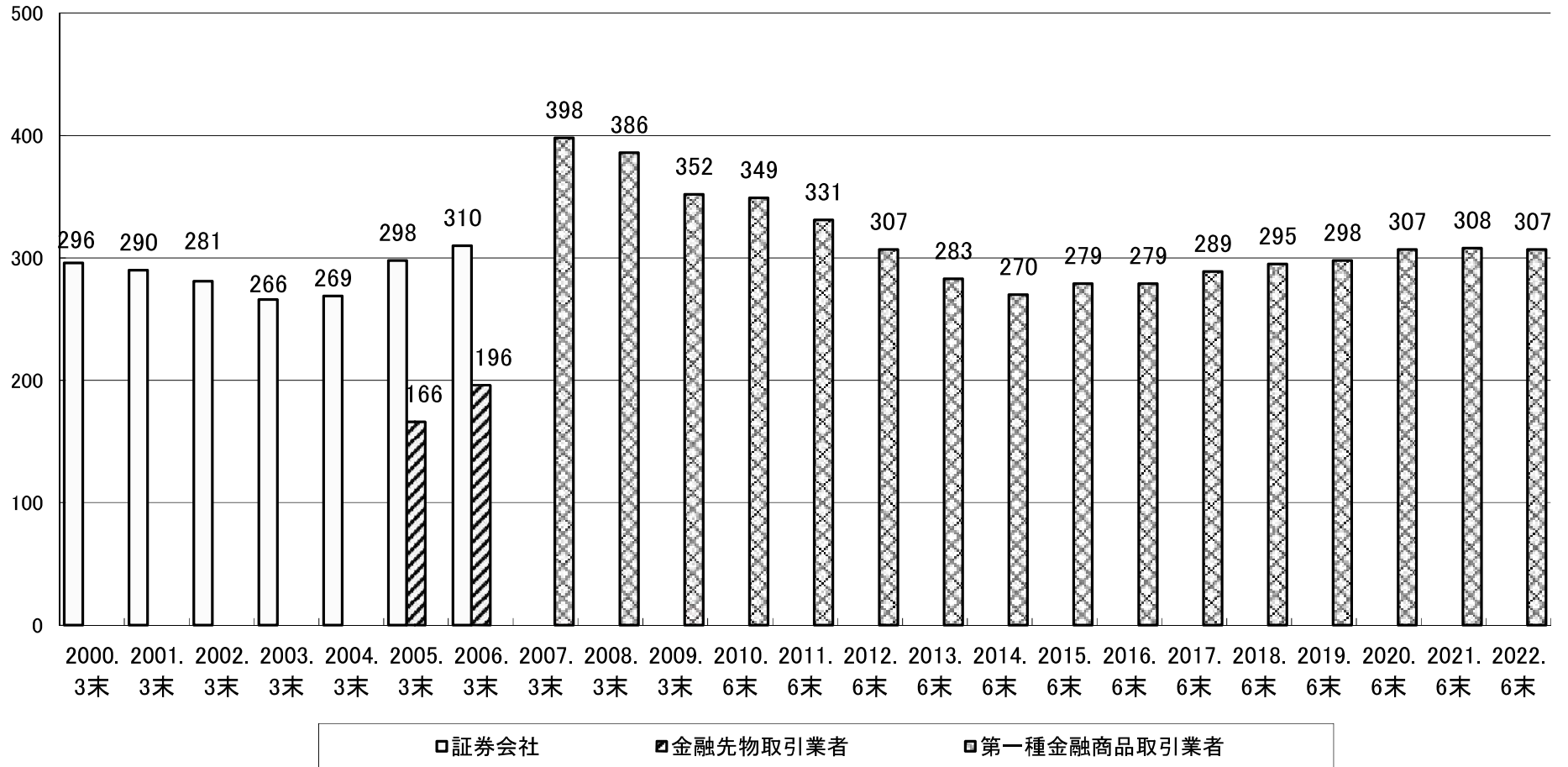
### Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998 年 12 月 1 日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235 社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46 社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(2022 年 6 月末時点 268 社、同年 3 月末時点基金規模約 584 億円)。(別紙 4 参照)

### 金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

## 国内証券会社の2021年度決算概況

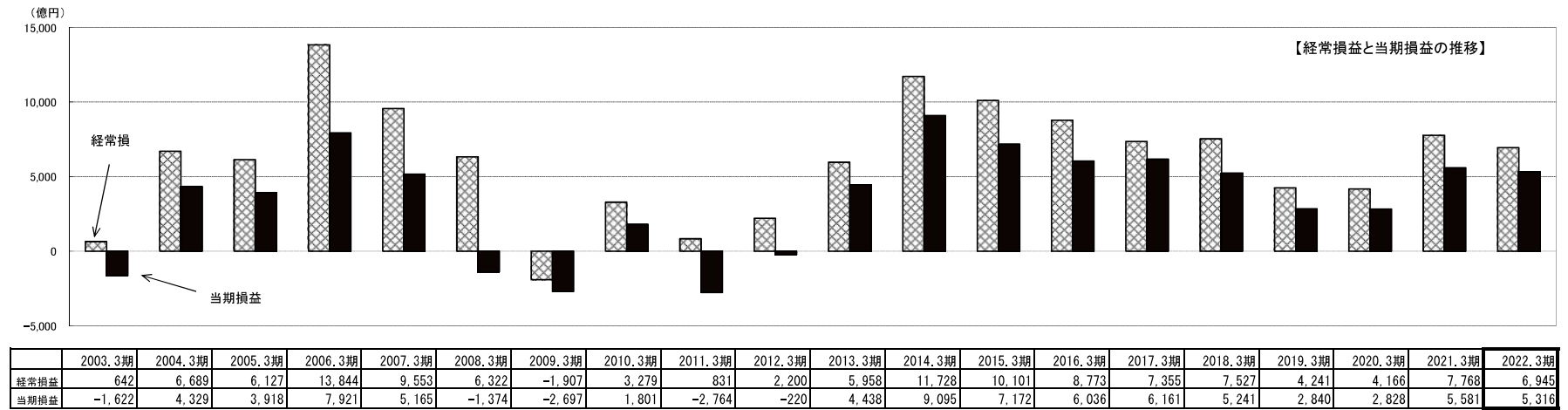
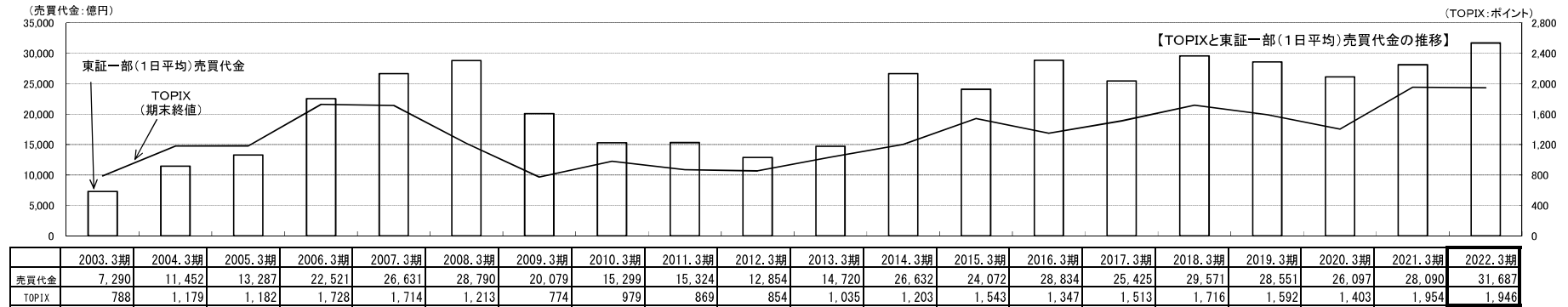
(単位:億円)

	2021年度 (A)	2020年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	255社	253社	—
営 業 収 益	38,219	40,630	94.0%
受 入 手 数 料	23,244	22,880	101.5%
委 託 手 数 料	5,773	6,584	87.9%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,816	1,652	109.9%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	2,551	2,694	94.7%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	8,629	10,606	81.4%
金 融 収 益	6,189	6,816	90.8%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	28,944	29,350	98.5%
取 引 関 係 費	7,684	8,057	95.3%
人 件 費	10,374	10,615	97.8%
経 常 損 益	6,945	7,768	89.3%
当 期 損 益	5,316	5,581	95.0%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

## 投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2022年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>258社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>268社</td> </tr> </table>	国内証券会社	258社	外国証券会社	10社	計	268社
国内証券会社	258社						
外国証券会社	10社						
計	268社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2022年3月31日現在 約584億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>南証券の破産に伴うもの(2000年3月)－ 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円)</li> <li>ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(2007年6月)－ 補償額 約2億円 (2007年10月)－ 補償額 約0.6億円</li> <li>丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(2012年3月)－ 補償額 約1.7億円</li> </ul>						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

## 第4節 第二種金融商品取引業

### I 第二種金融商品取引業者の概況（別紙1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

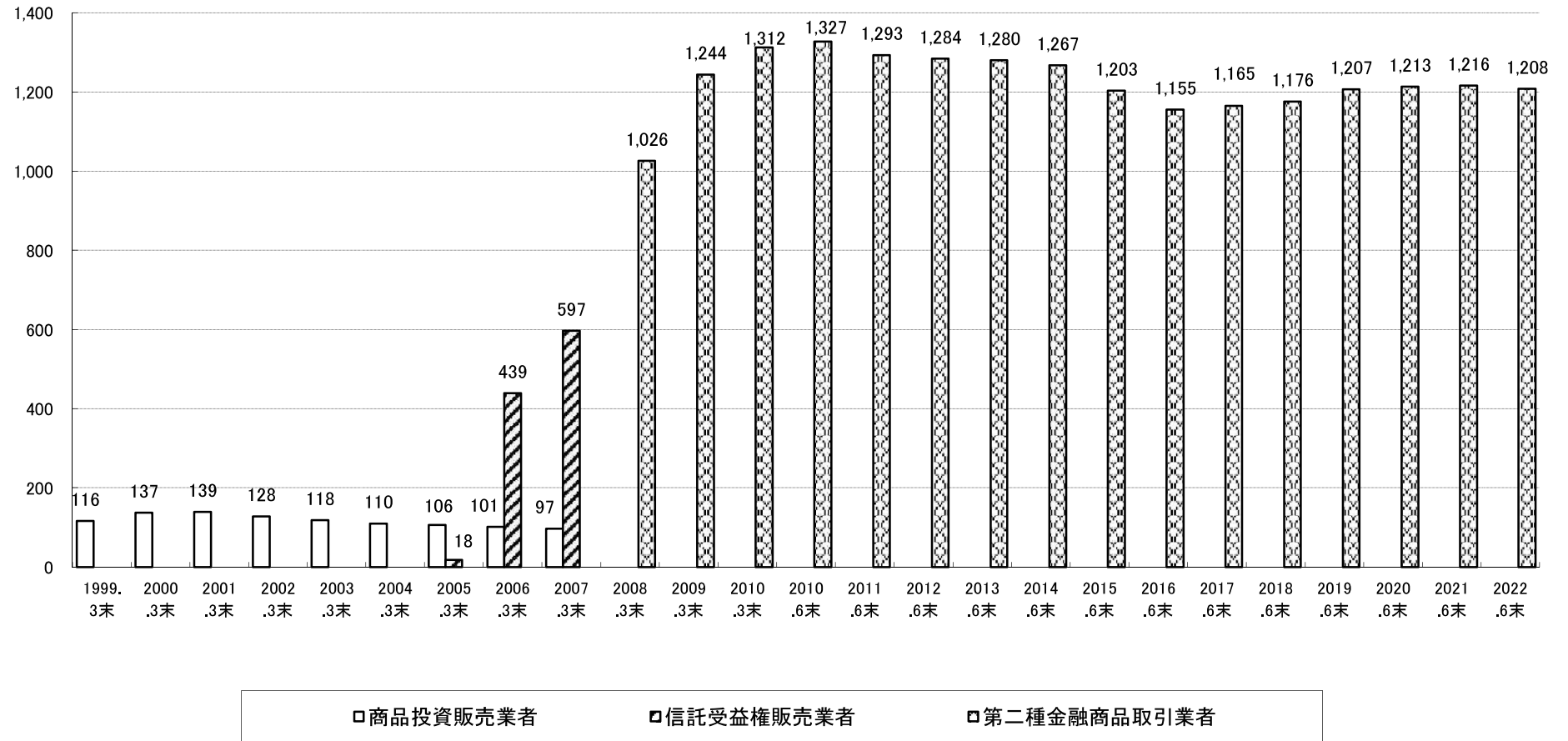
2022年6月末現在における第二種金融商品取引業者数は、1,208社となっている。

### II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2021年7月以降、1社に対して、登録を受けた営業所の所在地を確知できないことから行政処分を行っている。

### 金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注: 2007年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。



## 第5節 投資助言・代理業

### I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2022年6月末時点では、投資助言・代理業者数は1,001社となっている。

### II 投資助言・代理業者に対する行政処分

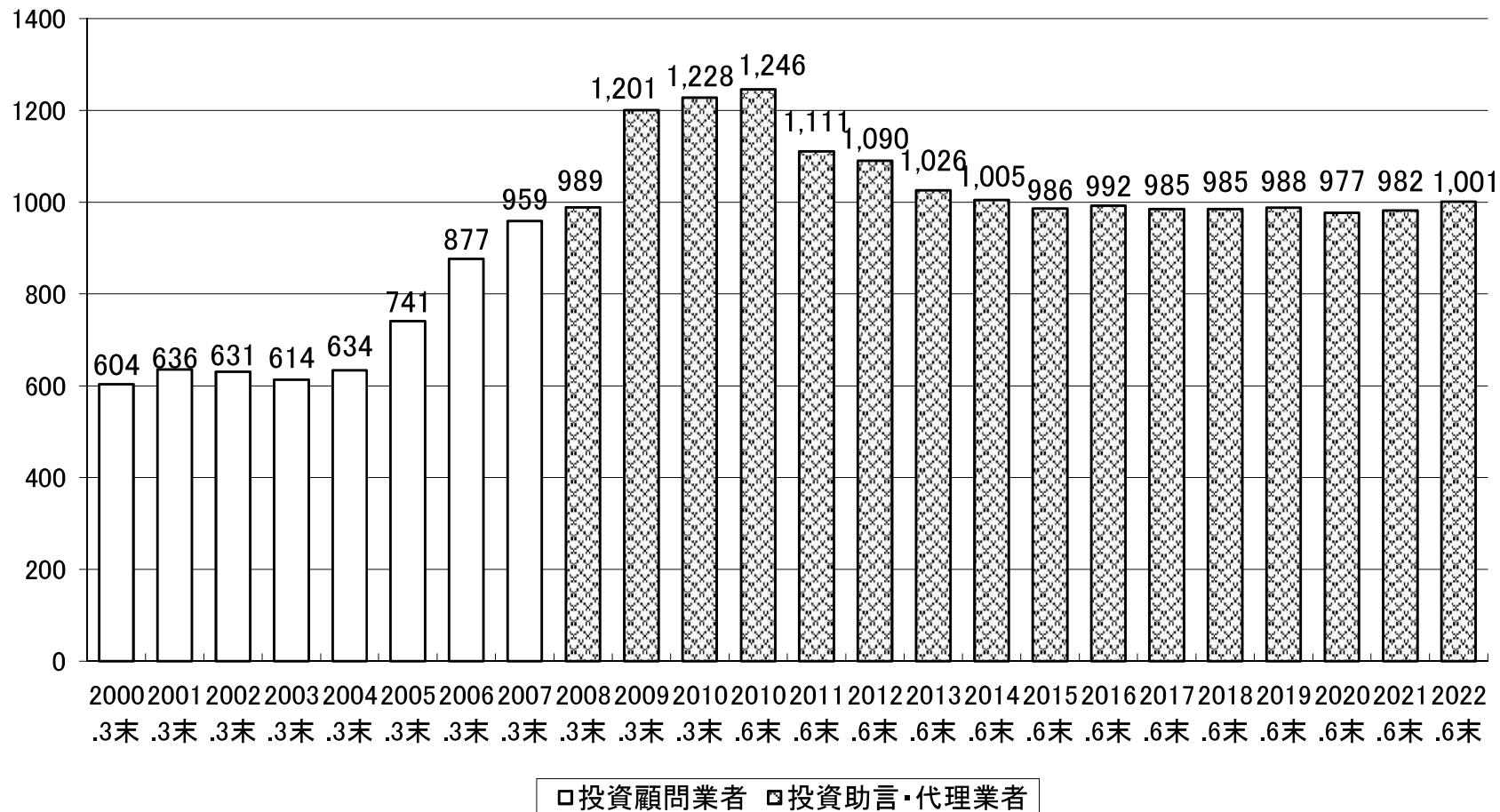
2021年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、1社に対して行政処分（登録取消（業務改善命令を含む。））を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況」等となっている。

(別紙1)

## 金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

## 第6節 投資運用業

### I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2022年6月末現在の投資運用業者数は417社（投資信託委託業者109社、投資法人資産運用業者102社、投資一任業者339社、自己運用業者52社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

### II 投資法人の推移

2022年6月末現在の登録投資法人は119社（不動産投資法人118社（不動産系111社、インフラ系7社）、証券投資法人1社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）61社の運用資産残高の合計は、2022年6月末で22兆127億円（前年比2.9%増）となっている。

2021年7月以降、IPOを伴う新規上場はない。

### III 運用資産の推移

投資信託の純資産残高は、2022年6月末で公募投信156兆6,518億円（前年比0.02%減）（株式投信142兆3,311億円（同0.08%増）、公社債投信14兆3,207億円（同1%減））、私募投信104兆3,322億円（同4.2%減）（株式投信100兆851億円（同3.6%減）、公社債投信4兆2,471億円（同15.4%減））となっている。（別紙2参照）

投資一任契約の資産残高は、2022年3月末で467兆9053億円（同7.1%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、7,498億円となっている（2021年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

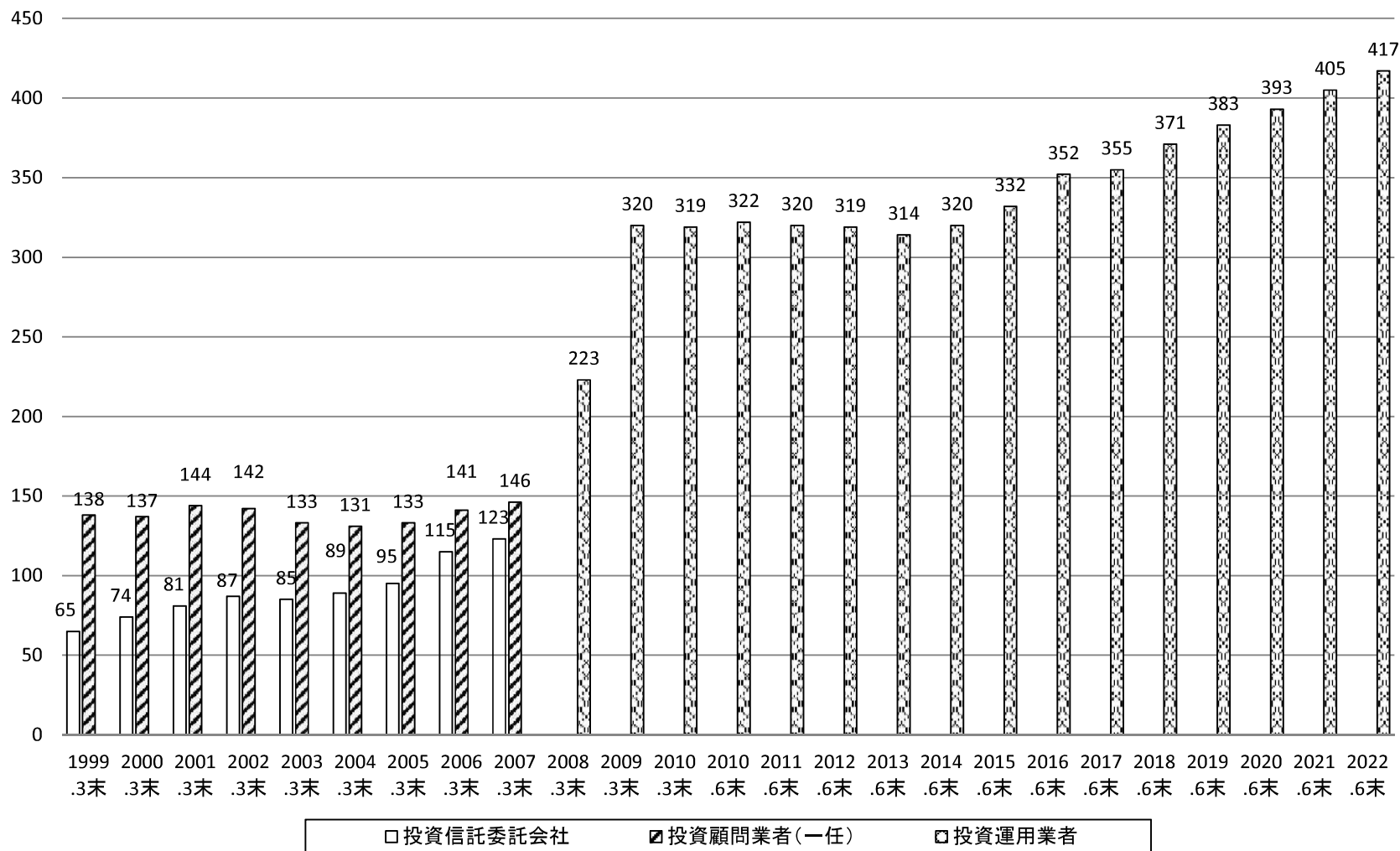
### IV 投資運用業者に対する行政処分

2021年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、2社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消し（業務改善命令を含む。）が1件、業務改善命令が1件となっている。なお、行政処分に至った違法行為の内容は、それぞれ、「投資信託の投資対象先における運用財産の運用方法や管理方法の実態解明に至らず、当社の運用財産の運用・管理の調査等を行うための態勢整備は実効性

に欠けるとする業務改善命令違反」、「投資一任契約及び公募投資信託の投資対象先について、商品特性に応じた調査や管理が行われていなかったこと等による忠実義務・善管注意義務違反」である。

(業者数)

### 金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



## 投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
	うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信	
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31(令和元)年	2,046,838	947,761	174,229	41,583	0	2,221,067	989,344
令和2年	2,255,129	1,003,512	191,510	48,816	0	2,446,639	1,052,327
令和3年	2,556,146	1,055,866	195,414	50,694	0	2,751,560	1,106,560
令和4年1月	2,459,758	1,048,009	192,556	49,690	0	2,652,314	1,097,699
2月	2,448,425	1,044,236	188,576	47,612	0	2,637,001	1,091,848
3月	2,533,018	1,043,946	187,594	45,838	0	2,720,612	1,089,784
4月	2,460,205	1,020,331	185,838	44,589	0	2,646,043	1,064,920
5月	2,462,226	1,017,692	184,985	43,764	0	2,647,211	1,061,456
6月	2,424,162	1,000,851	185,678	42,471	0	2,609,840	1,043,322

## 第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

### I 登録金融機関の概況

2022年6月末現在における登録金融機関数は、945社となっている。(別紙1参照)

なお、2021年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

### II 取引所取引許可業者の概況

2022年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2021年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

### III 金融商品仲介業者の概況

2022年6月末現在における金融商品仲介業者数は、810業者となっている。(別紙1参照)

なお、2021年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

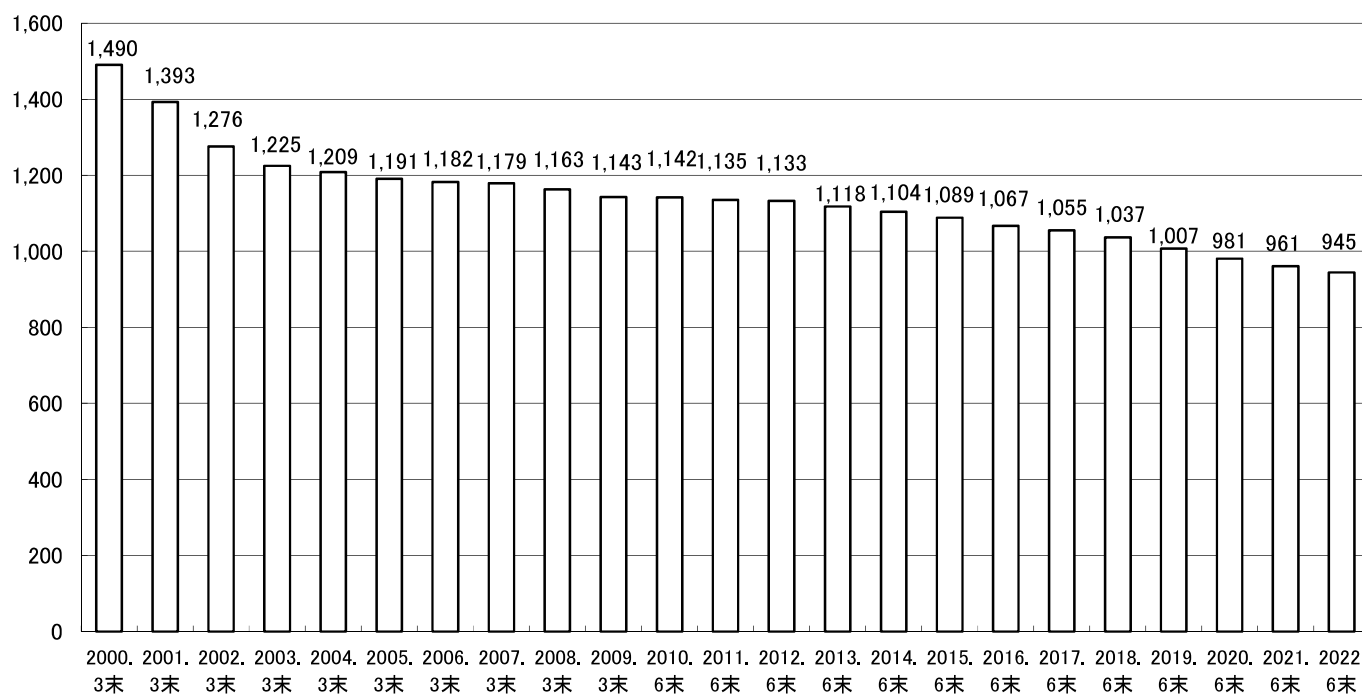
### IV 高速取引行為者の概況

2021年6月末現在における高速取引行為者数は、53者となっている。

なお、2021年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。また、四半期ごとに「高速取引行為の動向について」を更新・公表した。

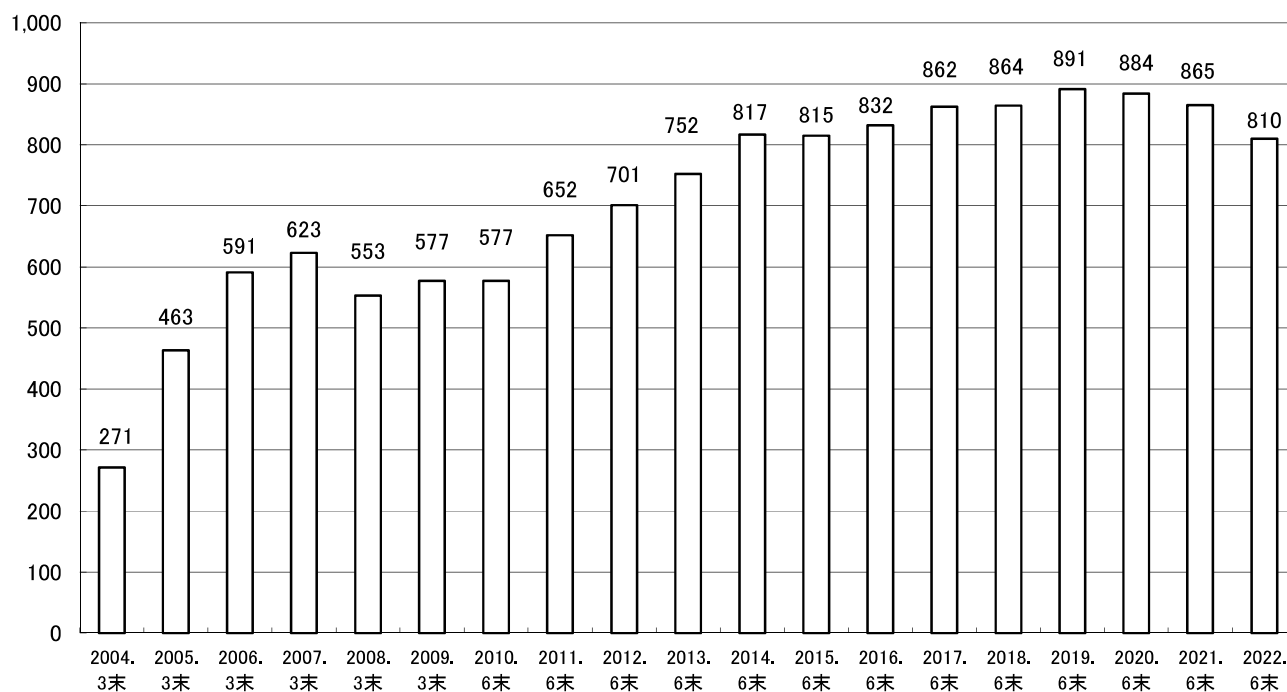
## 登録金融機関数の推移

(業者数)



## 金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。



## 第8節 信用格付業者

### I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2022年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

### II 信用格付業者の特定関係法人

2022年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、36法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2022年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	15 法人
S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	9 法人

## 信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和4年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

## 第9節 適格機関投資家等特例業務届出者等

### I 適格機関投資家等特例業務届出者等の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

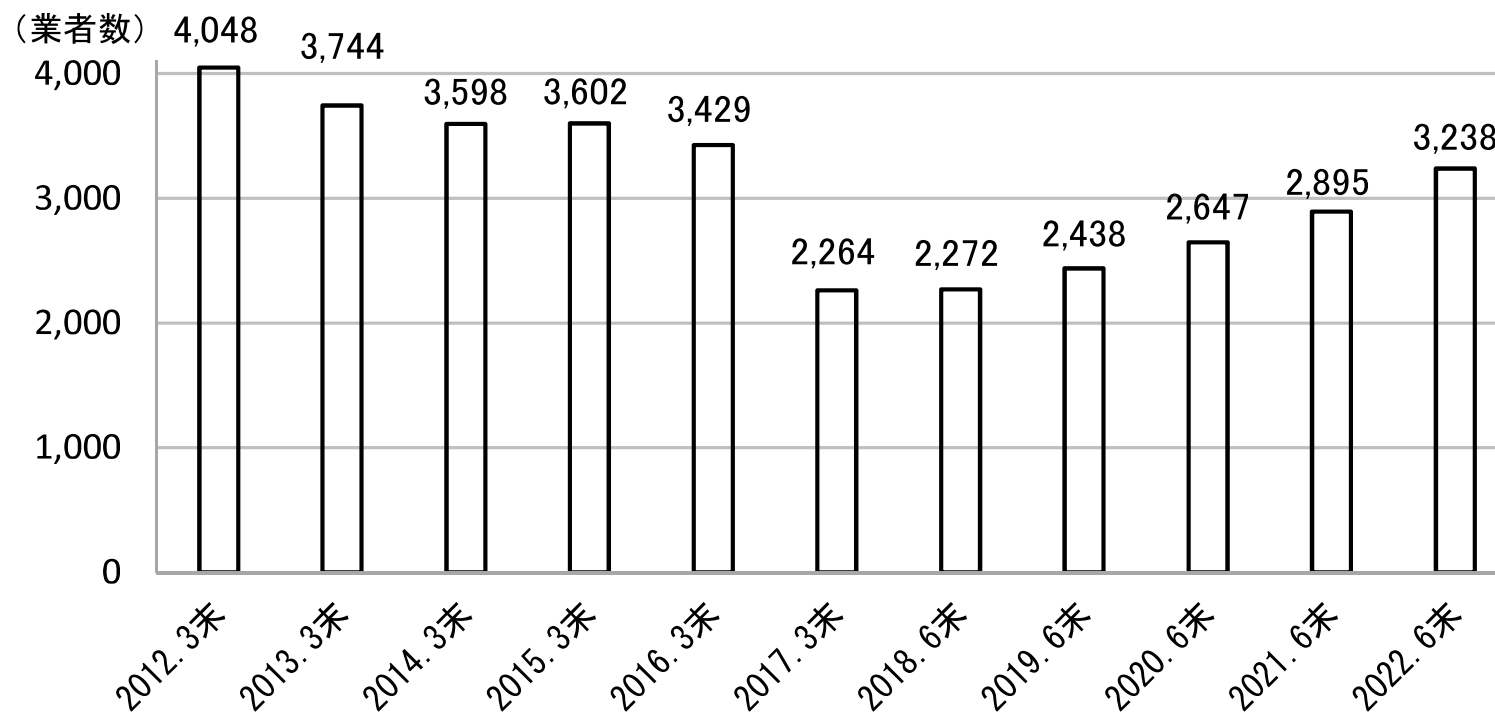
2022年6月末現在、これらの届出業者は3,238者（業務廃止命令発出先598者を除く）である。（別紙1参照）

### II 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する行政処分等について

2021年7月以降、適格機関投資家等特例業務届出者に対し、6件の行政処分（うち業務廃止命令4件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「名義貸し」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

## 適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)2017.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

## 第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

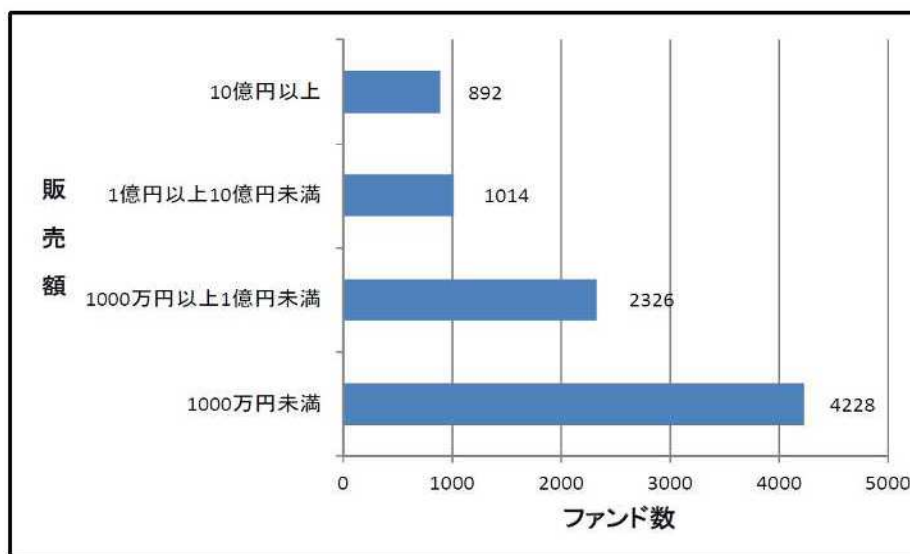
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者等における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額13兆7,926億円、運用額58兆1,646億円となっている(2021年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計)。(別紙1参照)

### 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

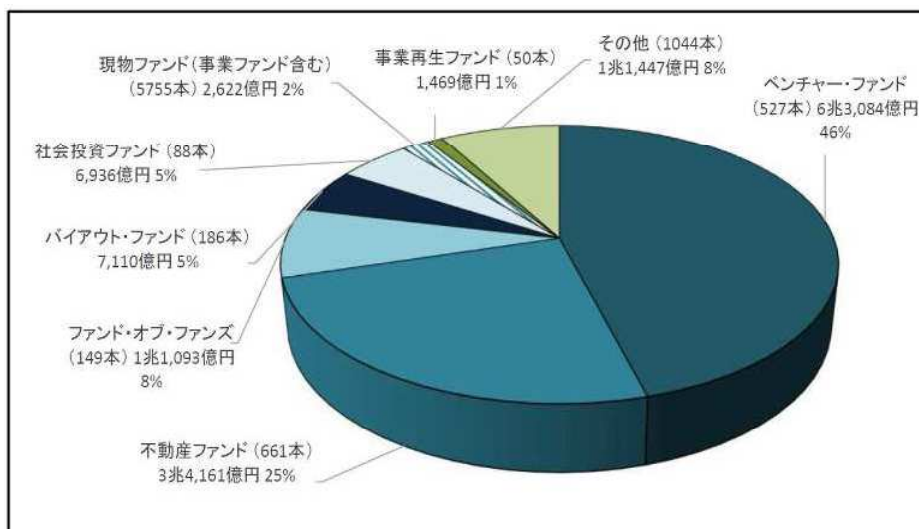
#### ○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	8,460本	1,370本
販売額合計	13兆7,926億円	9兆9,415億円
運用本数	14,219本	3,939本
運用財産額合計	58兆1,646億円	38兆7,639億円

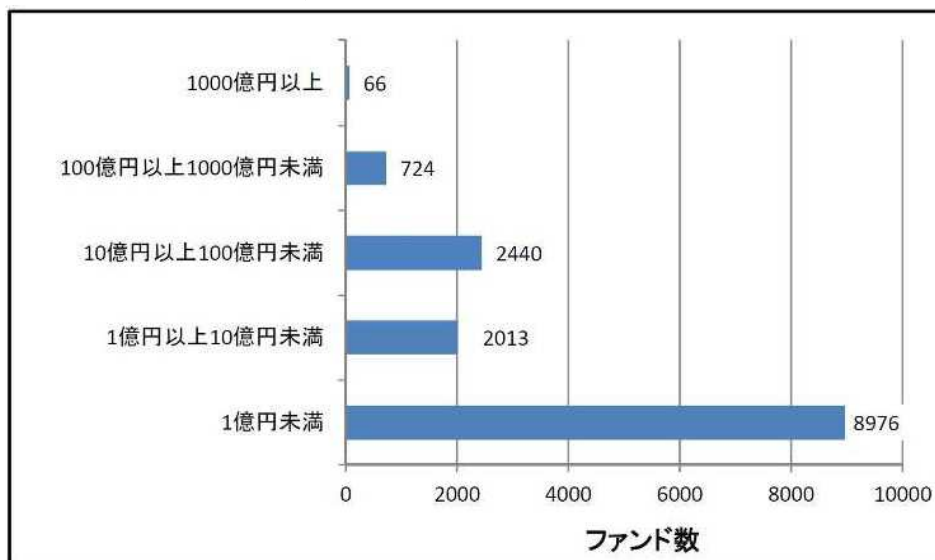
#### ○ 販売額別ファンド本数



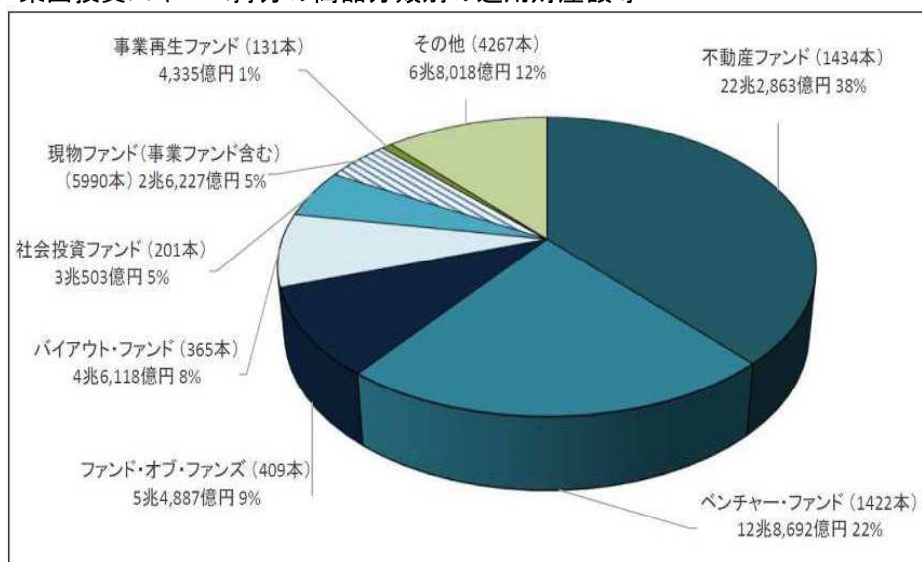
#### ○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



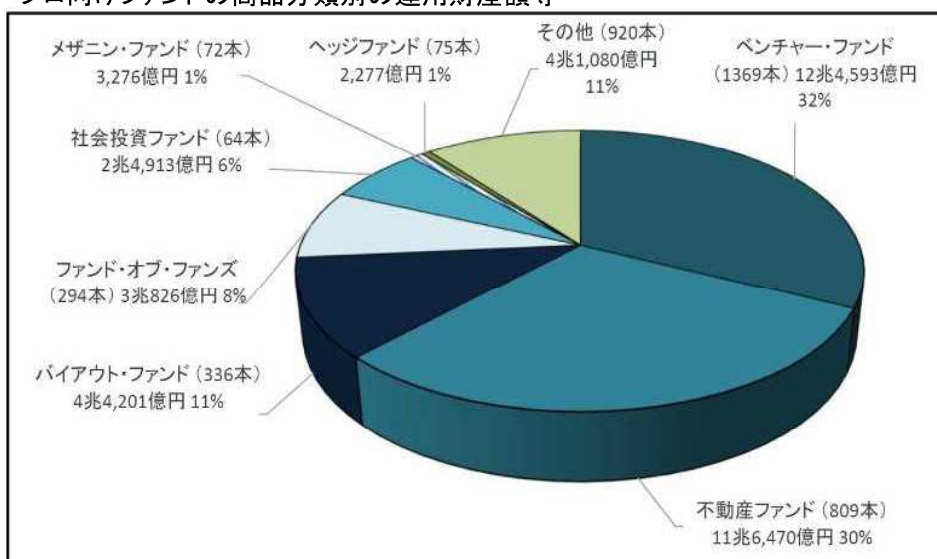
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



## 第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2022年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2022年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 -1



## 第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

### I 相談件数の状況等

2021 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は6,682件（前事務年度2,904件）となっており、そのうち5,510件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60代以上が約23%、40代以下が約57%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX取引、暗号資産（仮想通貨）、ICOに関するものが多く認められた。また、多くは無登録業者が関与するものである。

### II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイトや公式Twitter、リーフレット等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局等との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

## 第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

### 第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

## 第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

### I 貸金業者の概況

2010年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2021事務年度においては、金融サービス仲介業創設や個人情報保護法の改正等に伴う見直しを行った。

貸金業者の登録業者数は減少傾向にあり、足元では1,580業者（2022年3月末時点）となっている。一方で、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入の動きもみられる。

（貸金業者の登録業者数の推移）

	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末
財務（支）局長登録	275	271	268
都道府県知事登録	1,372	1,367	1,312
合計	1,647	1,638	1,580

### II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務（支）局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2021事務年度は、5業者に対して検査を実施した。

また、2022年4月の成年年齢の引下げを踏まえ、同年2月、日本貸金業協会において、18歳・19歳の若年者に貸付けを行う場合には、貸付額にかかわらず収入の状況を示す書類の確認を行う等を内容とする自主ガイドラインを策定するとともに、金融庁から貸金業者に対し、自主ガ

イドラインの遵守を要請した。また、同年4月以降は、貸金業者による18歳・19歳の若年者への貸付状況や自主ガイドラインの遵守状況等についてモニタリングを行った。

### Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009年6月18日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の34第1項）、2021事務年度においては、2021年11月21日に実施した。

### Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009年10月5日より登録申請の受付を開始している。

なお、2022年6月末現在、26,562人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

### Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010年9月30日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第26条の63第1号）、2021事務年度は、計36回実施している。

### Ⅵ 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行（2009年6月18日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2022年6月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010年3月11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

また、2022年5月6日より、銀行カードローン原債権及び貸金債権等の情報交流により、融資審査の精度向上を図る環境整備を行うことを目的として、信用情報機関相互の新たな情報交流（IDEA）を開始した。

## 貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年6月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月16日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	第12回試験 (平成29年11月19日実施)	第13回試験 (平成30年11月18日実施)	第14回試験 (令和元年11月17日実施)	第15回試験 (令和2年11月15日実施)	第16回試験 (令和3年11月21日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	11,460	11,885	11,926	231,780
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	10,003	10,533	10,491	206,672
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	3,001	3,567	3,373	92,366
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	30.0	33.9	32.2	44.7
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	1,621	1,643	2,008	-	56,041
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	51.8	54.7	56.3	-	60.7

(注) 「申請者数」は資格試験実施年の翌々年6月末時点の計数。

### 第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き

#### I 前払式支払手段発行者の概況

2010年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

#### （前払式支払手段発行者数の推移）

	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末
自家型発行者	1,024	1,048	1,110
第三者型発行者	943	930	889
合計	1,967	1,978	1,999

#### II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2021 事務年度は、17 業者に対して検査を実施した。

改正資金決済法（2020年6月成立、2021年5月施行。以下「2020年改正資金決済法」という。）を踏まえ、未使用残高の移転が可能な前払式支払手段を発行する場合に求められる移転上限額の設定等の措置が適切に取られているか等についてモニタリングを実施し、判明した課題については改善を促した。

2021年9月に金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」を設置し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際的な要請やデジタル化の進展等を踏まえた検討が行われた。この議論を踏まえ、高額電子移転可能型前払式支払手段に係る制度的対応を含む資金

決済法等の改正案を 2022 年 3 月 4 日に国会に提出し、同年 6 月 3 日に成立した。

### Ⅲ 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や 60 日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについて」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払式支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60 日よりも可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、2021 事務年度において、207 件実施されている。

### Ⅳ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3 月末と 9 月末）における未使用残高が 1,000 万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の 2 分の 1 以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990 年 10 月 1 日）から 2022 年 6 月末までに 55 件実施されている。



(2020 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
協同組合佐原信販	関東財務局	2021 事務年度
高知県勤労者旅行会	四国財務局	配当未実施 (2022 事務年度実施予定)

(注) 2021事務年度は発行保証金の還付手続を開始した事例なし。

## V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告(2009年1月14日)において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと(為替取引に関する制度の柔軟化)を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる」とされた。この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引(100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引)に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010年4月1日より施行された。

さらに、2020年改正資金決済法において、取り扱う為替取引の額に応じた規制体系が整備され、資金移動業は第一種資金移動業(100万円を超える送金)、第二種資金移動業(100万円以下の送金)及び第三種資金移動業(5万円以下の送金)に区分されることになり、2021年5月1日より施行された。

資金移動業者数は、2011年3月末の11業者から2022年6月末現在の85業者(全て第二種資金移動業)と増加している。また、年間送金件数及び年間取扱額についても年々増加している。

(年間取扱額及び年間送金件数の推移)

	2018年度	2019年度	2020年度
年間送金件数	126百万件	480百万件	1,006百万件
年間取扱額	13,463億円	23,484億円	42,544億円

## VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、金融庁及び財務（支）局が検査を実施しており、2021 事務年度は、20 業者に対して検査を実施した。

2020 年改正資金決済法で求められる措置に係る態勢整備の状況についてモニタリングを実施し、実態把握を行うとともに、課題が判明した場合には、改善を促した。

複数の資金移動業者において、システム障害や情報の漏えい事案等が発生したことを受け、2021 年 12 月に、資金移動業者に対し、システムリスク管理態勢や情報管理態勢が適切か改めて確認すること及びシステム障害等が発生した場合の緊急時態勢が適切か改めて確認するとともに、障害等の発生時には、利用者に対して丁寧な顧客対応を行うこと等を要請した。

資金移動業者への全銀システムの参加資格拡大に向けた検討状況を踏まえ、新たに全銀システムに接続する事業者に対するモニタリング上の対応を検討した。

## VII 暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」報告（2015 年 12 月）を受け、資金決済法を改正し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制や利用者保護の観点から、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入した（2016 年 6 月公布、2017 年 4 月 1 日施行）。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者（みなし業者を含む。）の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれた。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場した。

こうした状況を受け、2018 年 3 月、「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置された。同研究会の報告書（2018 年 12 月）を踏まえ、資金決済法を改正し、①暗号資産の流出リスクや過剰な広告・勧誘への対応、

②暗号資産を用いた証拠金取引や不公正な行為への対応等を行った（2019年6月公布、2020年5月施行）。

このほか、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 16 暗号資産交換業者関係」を改正し、上記の暗号資産外部流出事案等を踏まえた一連の検査・モニタリングで把握した問題点や、暗号資産交換業に該当するICOに関する監督上の着眼点を追加した（2019年9月）。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（2018年10月）。

注）2020年5月1日付で「日本仮想通貨交換業協会」から「日本暗号資産取引業協会」に名称変更。

## VIII 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

新規登録申請業者について、業務運営体制の実効性について厳正な審査を実施した結果、新たに1社を登録した。2022年6月末現在の暗号資産交換業者数は31業者である。

登録業者のビジネスモデルを適切に把握した。その上で、利用者保護の観点から、ガバナンス・内部管理態勢等について、モニタリングを実施し、課題が判明した場合には、改善を促した。

また、サイバーセキュリティ管理態勢の整備状況等について、検査・監督を通じて各社の状況を確認したほか、脆弱性診断の実施、演習・訓練によるサイバーコンティンジェンシープランの実効性向上及びサイバーセキュリティ演習（DeltaWall）への積極的な参加を促した。その結果、業界全体として、インシデント発生時における対応手順の整備が進んでいること、顧客保護に対する全社的な意識付けが図られつつあることが認められた。

暗号資産の新規取扱いについて、日本暗号資産取引業協会において、2022年3月よりグリーンリストを活用した審査を導入し、ICO/IEOをはじめとした本邦初の暗号資産の審査に充てる時間をこれまで以上に確保するなど、効率化に努めた。

IEOに関し、対象事業の実現可能性や利用者保護のために必要な措置等が講じられているかについて審査を実施し、暗号資産交換業者において新規販売がなされた（2021事務年度は2先）。

無登録で暗号資産交換業を行っている疑いのある者8先に対して照会書を発出するとともに、無登録営業を行っていた2先に対して警告

書を発出し、業者名等を公表した。

日本暗号資産取引業協会と、定期的な意見交換会の実施（2021年10月及び2022年6月）等を通じ、登録業者へのモニタリングや無登録業者への対応等について連携した。

## 第4節 SPC等の監督をめぐる動き

### I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「SPC」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

#### （SPCの届出件数）

2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2022年6月末
821社	900社	1,029社	1,057社

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

### II 資産の流動化の状況

（億円）

	2019年9月末	2020年9月末	2021年9月末
資産対応証券の発行残高等	96,916	117,996	122,422
① 不動産	42,992	50,071	51,388
② 不動産の信託受益権	41,861	53,865	57,250
③ 指名金銭債権	2,521	3,523	1,877
④ 指名金銭債権の信託受益権	1,019	379	676
⑤ その他	8,523	10,157	11,231

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

## 第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

### 不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として、1994年に制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年4月には、クラウドファンディング（電子取引業務）を行う事業者の監督を行うにあたり、留意すべき事項を規定する「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」を策定した。

不動産特定共同事業者の数は、2022年6月30日現在217社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が80社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が136社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2022年6月30日現在101件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2022年6月30日現在46社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が11社、都道府県知事登録業者が35社である。

## 第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

### 確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、2001年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2022年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は219法人となっている。（別紙1参照）

## 確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
		うち銀行	うち協同組織 金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35
2020年6月末	221	77	83	12	14	35
2021年6月末	220	76	83	12	15	34
2022年6月末	219	75	83	12	17	32

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等



## 第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

### 電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年6月20日に成立し、2008年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

電子債権記録機関は、2022年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
Tranzax電子債権株式会社	2016年7月7日

## 第8節 電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」により、電子決済等代行業者に対する登録制が導入された。

電子決済等代行業者に対し、利用者保護やシステムの安定性の確保の観点からモニタリング等を行うとともに、銀行と電子決済等代行業者の間の接続において、スクレイピング方式から安全性が高いAPI方式へと移行が進んでいるかについて継続的なフォローアップを実施した。

2020年11月、資金移動業者を通じた銀行口座からの不正出金事案を踏まえ、電子決済等代行業者に対し、セキュリティの高度化等についての要請を実施した。さらに、2021年2月、連携先と協力したセキュリティの確保や補償方針の策定及び実施、被害があった場合の被害者への速やかな連絡や補償等について、監督上の着眼点を明確にするため、「主要行等向けの総合的な監督指針」等を改正した。

2022年6月末現在、電子決済等代行業者数は103業者となっている。（別紙参照）

## 電子決済等代行業者登録一覧

(別紙)

【全業者数：103】

令和4年6月30日現在

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
北海道財務局	北海道財務局長（電代）第1号	平成31年1月10日	株式会社イークラフトマン
	北海道財務局長（電代）第2号	令和4年2月7日	ウェルネット株式会社 ※1
関東財務局	関東財務局長（電代）第1号	平成30年9月26日	フリー株式会社
	関東財務局長（電代）第3号	平成30年10月1日	株式会社マネーフォワード
	関東財務局長（電代）第4号	平成30年10月12日	株式会社ネストエッグ
	関東財務局長（電代）第5号	平成30年11月5日	アイ・ティ・リアライズ株式会社
	関東財務局長（電代）第6号	平成30年11月5日	株式会社イーコンテクト
	関東財務局長（電代）第7号	平成30年11月21日	株式会社Zaim
	関東財務局長（電代）第8号	平成30年12月11日	ソリマチ株式会社
	関東財務局長（電代）第10号	平成30年12月20日	LINE Pay株式会社
	関東財務局長（電代）第12号	平成30年12月27日	マネーツリー株式会社
	関東財務局長（電代）第13号	平成30年12月27日	株式会社エムティーアイ
	関東財務局長（電代）第14号	平成30年12月27日	NCore株式会社
	関東財務局長（電代）第15号	平成30年12月27日	SBペイメントサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第16号	平成31年1月10日	楽天証券株式会社
	関東財務局長（電代）第17号	平成31年1月10日	ヴェルク株式会社
	関東財務局長（電代）第18号	平成31年1月16日	auカブコム証券株式会社
	関東財務局長（電代）第19号	平成31年1月16日	株式会社スマイルワークス
	関東財務局長（電代）第20号	平成31年1月28日	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	関東財務局長（電代）第21号	平成31年1月28日	SMBC日興証券株式会社
	関東財務局長（電代）第22号	平成31年1月28日	Miroku Webcash International株式会社
	関東財務局長（電代）第24号	平成31年1月30日	株式会社TOKIUM
	関東財務局長（電代）第25号	平成31年1月30日	株式会社DGフィナンシャルテクノロジー
	関東財務局長（電代）第27号	平成31年2月12日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	関東財務局長（電代）第28号	平成31年2月12日	楽天銀行株式会社
	関東財務局長（電代）第29号	平成31年2月25日	テレコムクレジット株式会社
	関東財務局長（電代）第30号	平成31年2月25日	三菱UFJファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第32号	平成31年2月25日	KDDI株式会社
	関東財務局長（電代）第33号	平成31年3月7日	第一三共ビジネスアソシエ株式会社
	関東財務局長（電代）第34号	平成31年3月7日	SAISON Office合同会社
	関東財務局長（電代）第35号	平成31年3月18日	株式会社インフォマート
	関東財務局長（電代）第36号	平成31年3月18日	GMOイブシロン株式会社
	関東財務局長（電代）第37号	平成31年3月28日	クラウドキャスト株式会社
	関東財務局長（電代）第38号	平成31年4月1日	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第39号	平成31年4月12日	ビーブラッツ株式会社
	関東財務局長（電代）第40号	平成31年4月19日	株式会社SXF
	関東財務局長（電代）第41号	平成31年4月23日	エメラダ株式会社
	関東財務局長（電代）第42号	令和元年5月13日	三菱UFJニコス株式会社
	関東財務局長（電代）第43号	令和元年5月15日	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
	関東財務局長（電代）第44号	令和元年5月28日	NTTファイナンス株式会社
	関東財務局長（電代）第45号	令和元年5月28日	マネータップ株式会社
	関東財務局長（電代）第46号	令和元年6月3日	株式会社ミロク情報サービス
	関東財務局長（電代）第47号	令和元年6月28日	株式会社スタイル・エッジ
	関東財務局長（電代）第48号	令和元年7月24日	楽天ウォレット株式会社
	関東財務局長（電代）第49号	令和元年8月6日	株式会社円簿インターネットサービス
	関東財務局長（電代）第50号	令和元年9月25日	ヤフー株式会社
	関東財務局長（電代）第51号	令和元年10月1日	みずほファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第52号	令和元年11月12日	GMOペイメントゲートウェイ株式会社

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
	関東財務局長（電代）第54号	令和元年12月9日	株式会社AXES Payment
	関東財務局長（電代）第55号	令和元年12月9日	株式会社ゼウス
	関東財務局長（電代）第56号	令和元年12月26日	株式会社ジェーシービー
	関東財務局長（電代）第57号	令和2年1月7日	株式会社JTビジネスコム
	関東財務局長（電代）第58号	令和2年1月16日	株式会社ペイジェント
	関東財務局長（電代）第60号	令和2年2月5日	株式会社オーピック
	関東財務局長（電代）第61号	令和2年2月7日	株式会社0sid0ri
	関東財務局長（電代）第62号	令和2年3月3日	株式会社ITデジタル・プラットフォーム
	関東財務局長（電代）第63号	令和2年4月15日	コスモビジネスアソシエイツ株式会社
	関東財務局長（電代）第64号	令和2年4月21日	ホワイトカード株式会社
	関東財務局長（電代）第65号	令和2年4月24日	ビリングシステム株式会社
	関東財務局長（電代）第66号	令和2年5月15日	株式会社エクサウィザーズ
	関東財務局長（電代）第68号	令和2年5月27日	アビームコンサルティング株式会社
	関東財務局長（電代）第69号	令和2年5月29日	トライコー株式会社
	関東財務局長（電代）第71号	令和2年5月29日	日本ジェンバクト・ビジネスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第73号	令和2年5月29日	相鉄ビジネスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第74号	令和2年5月29日	株式会社東計電算
	関東財務局長（電代）第75号	令和2年5月29日	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社
	関東財務局長（電代）第76号	令和2年6月9日	SMBCファイナンスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第77号	令和2年6月22日	アスタリスト株式会社
	関東財務局長（電代）第78号	令和2年10月28日	ピー・シー・エー株式会社
	関東財務局長（電代）第79号	令和3年2月9日	株式会社Deepwork
	関東財務局長（電代）第80号	令和3年2月17日	富士通Japan株式会社
	関東財務局長（電代）第81号	令和3年2月26日	株式会社マネーコミュニケーションズ
	関東財務局長（電代）第82号	令和3年3月18日	ENEOS株式会社
	関東財務局長（電代）第83号	令和3年4月12日	Scheeme株式会社
	関東財務局長（電代）第84号	令和3年4月16日	株式会社日立マネジメントパートナー
	関東財務局長（電代）第85号	令和3年5月25日	株式会社Synquery
	関東財務局長（電代）第87号	令和3年7月8日	株式会社TKC
	関東財務局長（電代）第88号	令和3年8月10日	my FinTech株式会社
	関東財務局長（電代）第89号	令和3年8月10日	WealthPark株式会社
	関東財務局長（電代）第90号	令和3年9月7日	東芝アカウンティングサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第91号	令和3年10月28日	ファミリーテック株式会社
	関東財務局長（電代）第92号	令和3年11月29日	株式会社ディーカレットDCP
	関東財務局長（電代）第93号	令和3年12月3日	株式会社メディカルファイナンステクノロジーズ
	関東財務局長（電代）第94号	令和3年12月28日	マネックス証券株式会社
	関東財務局長（電代）第95号	令和4年1月20日	弥生株式会社
	関東財務局長（電代）第96号	令和4年2月22日	住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社
	関東財務局長（電代）第97号	令和4年3月3日	株式会社MEME
	関東財務局長（電代）第98号	令和4年5月20日	キリバ・ジャパン株式会社
東海財務局	東海財務局長（電代）第1号	平成31年1月25日	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
	東海財務局長（電代）第2号	平成31年4月3日	株式会社グローバルワイズ
	東海財務局長（電代）第3号	令和元年5月8日	株式会社電算システム
	東海財務局長（電代）第4号	令和2年3月3日	株式会社横山システム経営研究所
近畿財務局	近畿財務局長（電代）第1号	平成31年2月15日	三井住友カード株式会社
	近畿財務局長（電代）第2号	平成31年4月12日	ダイキンアカウンティングソリューションズ株式会社
	近畿財務局長（電代）第3号	令和元年6月4日	株式会社アプラス
	近畿財務局長（電代）第4号	令和2年5月29日	株式会社エフレジ
	近畿財務局長（電代）第5号	令和2年6月29日	株式会社ネクスト・ブレイン
九州財務局	九州財務局長（電代）第1号	令和3年11月11日	株式会社九州フィナンシャルグループ
福岡財務支局	福岡財務支局長（電代）第1号	平成30年12月12日	iBankマーケティング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第2号	平成31年4月19日	ドレミングジャパン株式会社

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
	福岡財務支局長（電代）第3号	令和元年6月13日	株式会社スタイル・エッジLABO
	福岡財務支局長（電代）第4号	令和2年6月29日	デフィデ株式会社
	福岡財務支局長（電代）第5号	令和2年10月9日	ユニオンソフト株式会社

※1 旧登録番号：関東財務局長（電代）第70号 旧登録日：令和2年5月29日

## 第9節 金融サービス仲介業者の監督をめぐる動き

金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るため、1つの登録を受けることにより、銀行・証券・保険全ての分野のサービスの仲介を行うことができる「金融サービス仲介業」を創設することを盛り込んだ「金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第50号）」が、2021年11月1日に施行され、金融サービス仲介業者に対する登録制が導入された。

この法律によって改正された「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、2021年11月1日付で、一般社団法人日本金融サービス仲介業協会が、認定業務を行う者として認定されている。

2022年6月末現在、金融サービス仲介業者は、以下の3者となっている。

所管	登録番号	登録年月日	金融サービス仲介業者名
関東 財務局	関東財務局長（金サ）第1号	令和3年11月1日	株式会社400F
	関東財務局長（金サ）第2号	令和3年11月1日	株式会社SBIネオモバイル証券
	関東財務局長（金サ）第3号	令和4年3月29日	SCSKサービスウェア株式会社

## 第10節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

### I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

#### 信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2022年3月末現在）。

### II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003事務年度から検査を実施している。2015年10月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

## 第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

### 第1節 本制度導入の経緯

政府は、2001年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、2001年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

### 第2節 回答実績

金融庁では、2021事務年度においては回答実績はなかった。制度導入からの回答の累計は67件となっている。

### 第3節 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。



## 第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

### 第1節 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、2005年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

### 第2節 回答実績

2021事務年度においては回答実績はなかった。制度導入からの回答の累計は8件となっている。

### 第3節 利用上の留意点

#### I ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

#### II 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

## 第16章 疑わしい取引の届出制度

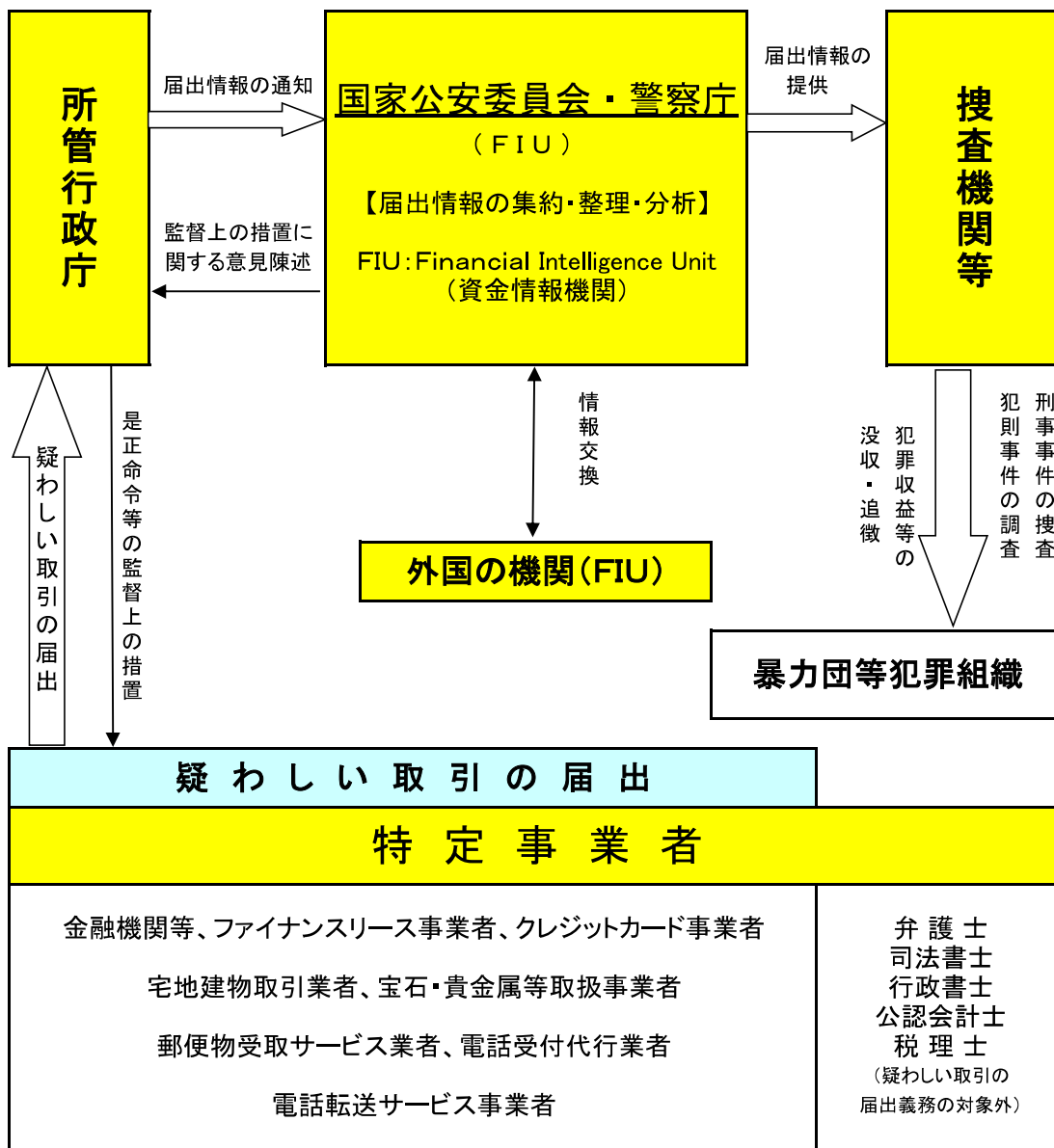
### 第1節 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。  
(別紙1参照)

### 疑わしい取引の届出制度の概念図



## 第2節 疑わしい取引の届出に関する概況

### I 届出の状況

2021年1月から12月までの1年間に、金融機関から495,029件（前年比92,161件増）の疑わしい取引の届出が行われた。<sup>(※)</sup>

(※)「犯罪収益移転防止に関する年次報告書 令和3年 警察庁」より

### II 研修会の開催

警察庁との共催により、例年、各財務（支）局等において、金融機関の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため対面での研修会を開催しているところ。2021事務年度は、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、警察庁と共同してリモートでの研修会を開催した。

### III 疑わしい取引の参考事例の公表

当庁では、金融機関が届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示した参考事例を公表している。

### IV 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

## 第17章 課徴金納付命令

### 第1節 課徴金制度について

#### I 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、2005年4月（公認会計士法については2008年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

#### 1. 金融商品取引法

##### ① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

##### ② 情報伝達・取引推奨行為

##### ③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

##### ④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

##### ⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

##### ⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

##### ⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

##### ⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

#### 2. 公認会計士法

##### (1) 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

##### (2) 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、2005年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(2018年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。

## II 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

### 第2節 課徴金納付命令等の状況

#### I 課徴金納付命令の実績（別紙2参照）

##### 1. 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
2005 事務年度～ 2015 事務年度	282 件	102 件	384 件
2016 事務年度	47 件	4 件	51 件
2017 事務年度	28 件	3 件	31 件
2018 事務年度	37 件	10 件	47 件
2019 事務年度	27 件	6 件	33 件
2020 事務年度	12 件	10 件	22 件
2021 事務年度	15 件	7 件	22 件

##### 2. 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
2015 事務年度	0 件	1 件	1 件

#### II 審判期日等の実績

##### 1. 三信建設工業（株）株式に係る仮装売買

（令和2（判）1）

2020年 4月24日 開始決定  
2021年 11月15日 第1回審判期日  
2022年 4月14日 課徴金納付命令

##### 2. 公開買付者との契約締結交渉者による三信建設工業（株）株式に係る内部者取引

（令和2（判）2）

2020年 4月24日 開始決定  
2021年 11月15日 第1回審判期日  
2022年 4月14日 課徴金納付命令

##### 3. オンコリスバイオファーマ（株）社員からの情報受領者による内部者取引

（令和2（判）23）

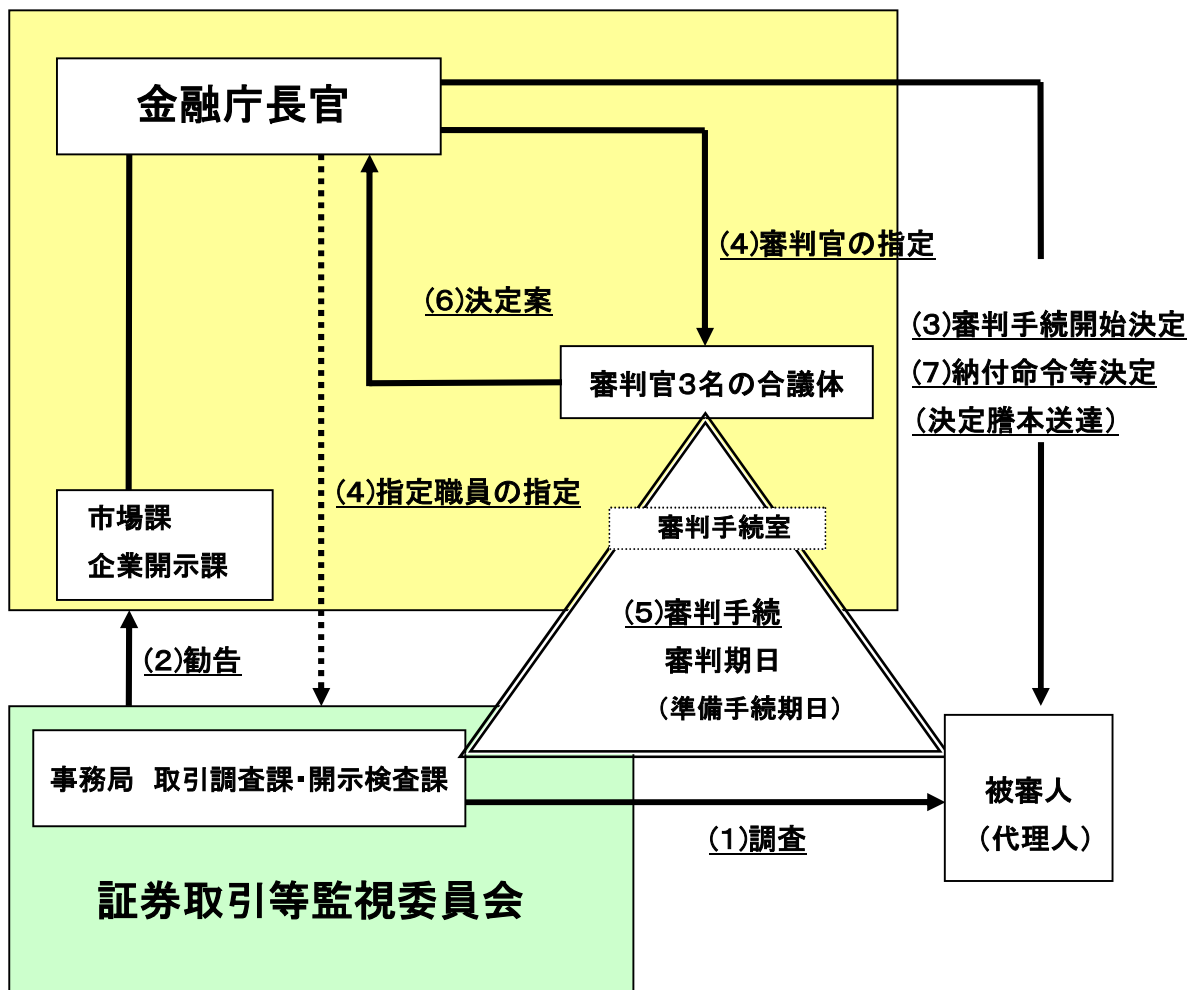
2021年 2月12日 開始決定

2021年12月8日 第1回審判期日

2022年4月26日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、2021 事務年度中に審判手続（審判期日）が  
終結したものの。

### 調査から課徴金納付命令までの流れ



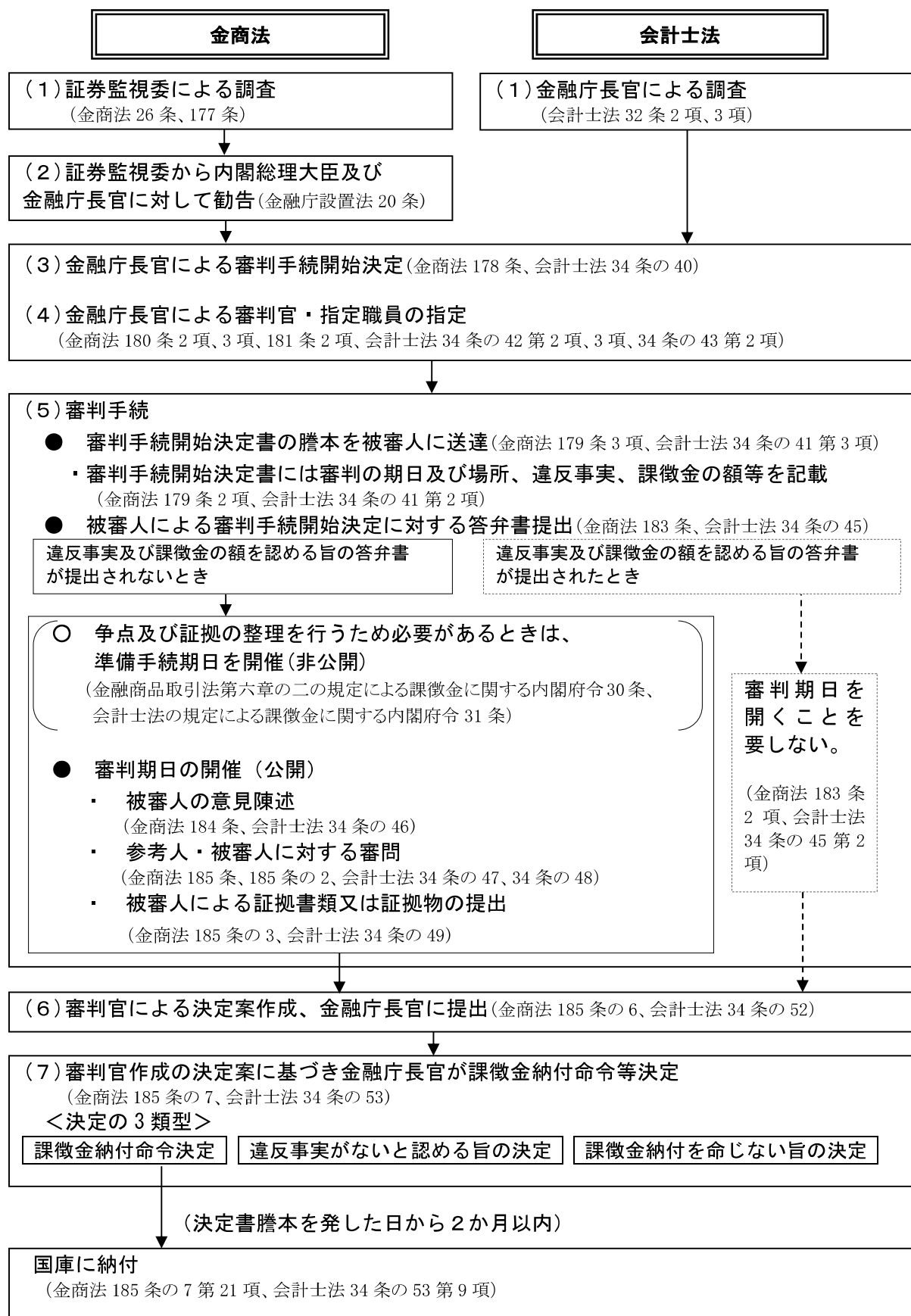
(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。



## 課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)  
※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

## 課徴金納付命令の実績

(2021事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	ネットワンシステムズ(株)における有価証券報告書等の虚偽記載(令和3年度第1号)	架空循環取引による売上の過大計上及び回収可能性の低い立替金に係る特別損失の不計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	ネットワンシステムズ(株)	2021年6月11日(勧告) 2021年6月16日(開始決定)	2021年8月5日	8110万9997円
2	第一商品(株)における有価証券報告書の虚偽記載(令和3年度第2号)	回収の見込みがない貸付金に係る貸倒損失の不計上等、不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	第一商品(株)	2021年6月18日(勧告) 2021年6月23日(開始決定)	2021年9月9日	600万円
3	(株)さいか屋株式に係る安定操作(令和2年度第9号)	(株)さいか屋株式につき、(株)東京証券取引所が定める上場廃止基準を超える水準に安定させる目的をもって、一連の売買及び委託をした。	個人	2020年9月11日(勧告) 2020年9月18日(開始決定)	2021年10月7日	1334万円
4	(株)イズミ株式外6銘柄に係る相場操縦(令和3年度第3号)	(1)住友大阪セメント(株)株式、 (2)九州旅客鉄道(株)株式、 (3)(株)バンダイナムコホールディングス株式、 (4)(株)イズミ株式、 (5)大成建設(株)株式、 (6)AGC(株)株式 及び (7)(株)小糸製作所株式 につき、各株式の売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2021年6月18日(勧告) 2021年6月25日(開始決定)	2021年10月7日	698万円
5	(株)gumi株式に係る相場操縦(令和3年度第4号)	(株)gumi株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2021年10月15日(勧告) 2021年10月19日(開始決定)	2021年12月16日	1948万円
6	前田建設工業(株)役員による内部者取引(令和3年度第6号)	(1)重要事実(①前田建設工業(株)における剰余金配当の予想値について、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと及び②前田建設工業(株)の業務執行を決定する機関が、自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。  (2)公開買付け等事実(前田建設工業(株)の業務執行を決定する機関が、前田道路(株)株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、前田道路(株)株式を買い付けた。  (3)重要事実(前田建設工業(株)の子会社であった前田道路(株)の業務執行を決定する機関が、株式移転を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、前田道路(株)株式を買い付けた。	個人	2021年11月19日(勧告) 2021年11月26日(開始決定)	2022年1月20日	402万円
7	(株)梅の花における有価証券報告書の虚偽記載(令和3年度第7号)	特定の店舗に対する本社経費の配賦を不正に操作し、当該店舗の費用を適正額より過少に計上することにより、特別損失の計上を回避するという不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	(株)梅の花	2021年11月19日(勧告) 2021年11月26日(開始決定)	2022年1月20日	300万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
8	(株) ジーエヌアイグループ株式会社外 1 銘柄に係る相場操縦 (令和3年度第8号)	(1) (株) ジーエヌアイグループ株式 及び (2) ファナック (株) 株式 につき、各株式の売買を誘引する目的を もって、各株式の売買が繁盛であると誤解 させ、かつ、各株式の相場を変動させるべ き一連の売買及び委託をした。	個人	2021年12月14日 (勧告) 2021年12月21日 (開始決定)	2022年2月24日	1667万円
9	三井製糖 (株) との契約締結交渉者 役員による内部者取引 (令和3年度第10号)	重要事実 (三井製糖 (株) の業務執行を決定 する機関が、日本甜菜製糖 (株) と業務 上の提携を行うことについての決定をした こと) について、契約締結交渉に関し知り ながら、当該事実の公表前に、自己の計算 において、三井製糖 (株) 株式を買い付け た。	個人	2022年1月21日 (勧告) 2022年1月28日 (開始決定)	2022年3月10日	27万円
10	(株) ミツバ株式に係る相場操縦 (令和3年度第11号)	(株) ミツバ株式につき、同株式の売買を 誘引する目的をもって、同株式の売買が繁 盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場 を変動させるべき一連の売買及び委託をし た。	個人	2022年1月21日 (勧告) 2022年1月28日 (開始決定)	2022年3月10日	82万5000円
11	(株) レオパレス21 社員からの情 報受領者による内部者取引 (令和3年度第12号)	重要事実 ( (株) レオパレス21 の業務執 行を決定する機関が、同社の発行する株式 を引き受ける者の募集を行うことについて の決定をしたこと) について、同社社員か ら伝達を受けながら、当該事実の公表前 に、自己の計算において、同社株式を買い 付けた。	個人	2022年1月28日 (勧告) 2022年2月4日 (開始決定)	2022年3月10日	1850万円
12	三信建設工業 (株) 株式に係る仮装 売買 (令和2年度第1号)	三信建設工業 (株) 株式の売買が繁盛に行 われていると他人に誤解させる等その売買 の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的 をもって、自己による売買の注文を対当さ せ、権利の移転を目的としない仮装の売買 をした。	個人	2020年4月17日 (勧告) 2020年4月24日 (開始決定)	2022年4月14日	3億3475万円
13	公開買付け者との契約締結交渉者によ る三信建設工業 (株) 株式に係る内 部者取引 (令和2年度第2号)	公開買付け等事実 ( (株) アクティオホー ルディングスの業務執行を決定する機関が 、三信建設工業 (株) 株式の公開買付け を行うことについての決定をしたこと) につ いて、契約締結交渉に関し知りながら、 当該事実の公表前に、自己の計算におい て、三信建設工業 (株) 株式を買い付け た。	個人	2020年4月17日 (勧告) 2020年4月24日 (開始決定)	2022年4月14日	70万円
14	オンコリスバイオファーマ (株) 社 員からの情報受領者による内部者取 引 (令和2年度第23号)	重要事実 (オンコリスバイオファーマ (株) の業務執行を決定する機関が、中外 製薬 (株) と業務上の提携を行うことにつ いての決定をしたこと) について、オンコ リスバイオファーマ (株) 社員から伝達を 受けながら、当該事実の公表前に、自己の 計算において、オンコリスバイオファーマ (株) 株式を買い付けた。	個人	2021年2月5日 (勧告) 2021年2月12日 (開始決定)	2022年4月26日	2820万円
15	(株) リミックスポイントの子会社 との契約締結者役員による内部者取 引 (令和3年度第9号)	重要事実 ( (株) リミックスポイントの連結 子会社である (株) ビットポイント日本の 管理する仮想通貨が不正に流出し損害が 発生したこと) について、契約の履行に関 し知りながら、当該事実の公表前に、自 己の計算において、(株) リミックスポイント 株式を売り付けた。	個人	2021年12月17日 (勧告) 2021年12月24日 (開始決定)	2022年4月26日	216万円
16	グレイステクノロジー (株) におけ る有価証券報告書等の虚偽記載 (令和3年度第13号)	売上の架空計上及び売上の前倒し計上等の 不適切な会計処理を行い、重要な事項につ き虚偽の記載がある有価証券報告書及び四 半期報告書を提出した。	グレイステクノロジー (株)	2022年2月22日 (勧告) 2022年2月24日 (開始決定)	2022年4月26日	2400万円
17	(株) ジャストプランニング役員か らの情報受領者による内部者取引 (令和3年度第15号)	公開買付け等事実 ( (株) オージス総研の業 務執行を決定する機関が、(株) ジャスト プランニング株式を買い集めることにつ いての決定をしたこと) 及び重要事実 ( (株) ジャストプランニングの業務執行 を決定する機関が、(株) オージス総研と 業務上の提携を行うことについての決定を したこと) について、(株) ジャストプラン ニング役員から伝達を受けながら、各事 実の公表前に、自己の計算において、 (株) ジャストプランニング株式を買い付 けた。	個人	2022年3月18日 (勧告) 2022年3月25日 (開始決定)	2022年5月26日	1922万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
18	(株)メタリアルにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和3年度第16号)	ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を過大に計上することによる販売費及び一般管理費の過少計上のほか、共同開発における売上の過大計上等の不適正な会計処理を行い、 (1)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書、四半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出した。 (2)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株券及び新株予約権証券を取得させた。	(株)メタリアル	2022年3月18日 (勧告) 2022年3月25日 (開始決定)	2022年5月26日	2億8309万円
19	川田テクノロジーズ(株)株式に係る相場操縦 (令和3年度第17号)	川田テクノロジーズ(株)株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	2022年3月25日 (勧告) 2022年3月30日 (開始決定)	2022年5月26日	58万5000円
20	(株)MTGにおける四半期報告書の虚偽記載 (令和4年度第1号)	売上の過大計上という不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出した。	(株)MTG	2022年4月15日 (勧告) 2022年4月22日 (開始決定)	2022年6月16日	366万円
21	(株)ジー・スリーホールディングスにおける有価証券報告書等の虚偽記載 (令和4年度第2号)	売上の前倒し計上及び売上の架空計上等の不適正な会計処理を行い、 (1)重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者が議決権の過半数を所有している会社との取引を「関連当事者との取引」として、連結財務諸表への注記を行わず、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書を提出した。 (2)重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、株券を取得させた。	(株)ジー・スリーホールディングス	2022年4月26日 (勧告) 2022年5月9日 (開始決定)	2022年6月16日	4605万円
22	(株)スパンクリートコーポレーション株式に係る相場操縦 (令和4年度第3号)	(株)スパンクリートコーポレーション株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	2022年4月26日 (勧告) 2022年5月11日 (開始決定)	2022年6月16日	309万円

## 第4部 国際関係の動き

### 第18章 概括

#### 第1節 金融に関する国際的な議論

金融庁は、G7やG20、FSB、BCBS、IOSCO、CPMI、IAIS、FATF等の様々な会議体で、金融に関する国際的な議論に参加している。

2021事務年度も、各会議体において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応やサステナブルファイナンス、暗号資産等の金融技術革新、サイバーセキュリティやオペレーショナル・レジリエンス、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等に関する議論に参加し、共同声明や各種報告書等の作成・公表に貢献した。

#### 第2節 当局間の連携・協力等

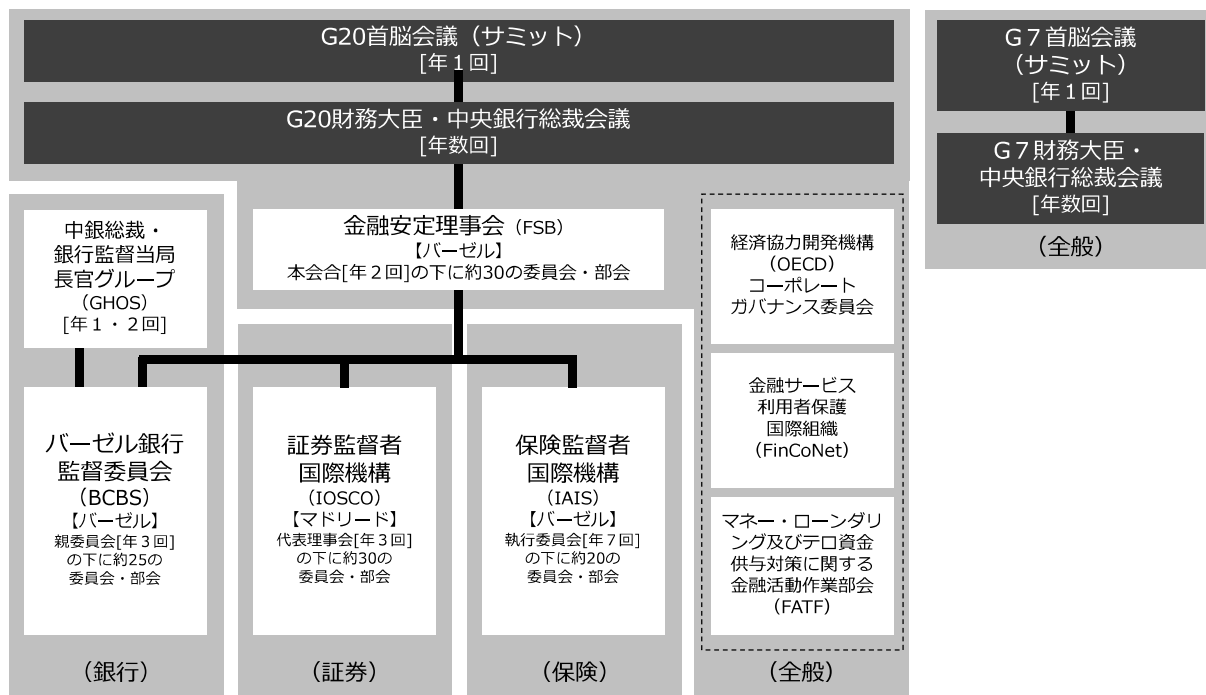
金融庁は、各国・各地域の金融当局等との定期協議や金融分野における協力枠組みの構築、アジア・新興国の金融当局者に対するグローバル金融連携センター（GLOPAC）による研修の実施等を通じて、当局間の連携・協力等に取り組んでいる。

2021事務年度も、先進国（米国、英国、EU等）やアジア・新興国（中国、韓国、インド、台湾等）と定期協議等を実施したほか、インドネシア金融庁（OJK）とフィンテックに係る協力枠組みに関する書簡交換を行った。また、GLOPACでは、12か国18名に対する研修やアラムナイ・フォーラムを実施した。

## 第19章 金融に関する国際的な議論

「国際経済協調の第一のフォーラム」であるG20や、FSBをはじめとする国際的な基準設定主体において金融庁は、金融規制監督に関する論点を中心に、金融分野に関する幅広い世界共通の課題に係る国際的な議論に積極的に参画している。

### 国際的な議論の枠組み



**G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー**

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS
アジア・オセアニア			欧州			中東・アフリカ					
日本	⑦	○	○	英国	⑦	○	○	サウジアラビア	○	○	○
中国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	南アフリカ	○	○	○
韓国	○	○	○	フランス	⑦	○	○	基準設定主体			
オーストラリア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)		○	—
インドネシア	○	○	○	ロシア	○	○	○	証券監督者国際機構 (IOSCO)		○	
インド	○	○	○	スイス		○	○	保険監督者国際機構 (IAIS)		○	
トルコ	○	○	○	オランダ		○	○	国際会計基準審議会 (IASB)		○	
香港		○	○	スペイン		○	○	グローバル金融システム委員会		○	
シンガポール		○	○	ベルギー			○	BIS 決済・市場インフラ委員会 (CPMI)		○	
米州			ルクセンブルク				○	国際機関			
米国	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際決済銀行 (BIS)		○	○
カナダ	⑦	○	○	欧州委員会 (EC)	○	○	○	国際通貨基金 (IMF)		○	○
ブラジル	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB)	○	○	○	世界銀行 (WB)		○	
メキシコ	○	○	○	欧州中央銀行 (ECB) 監督委員会			○	経済協力開発機構 (OECD)		○	
アルゼンチン	○	○	○	欧州連合 (EU)	○						

(※1) G20 メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

(※2) FSBのウェブサイトによれば、ロシア当局は2022年6月現在、FSBの会合に参加しないことで合意している。

(※3) 証券監督者国際機構 (IOSCO)・保険監督者国際機構 (IAIS) には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

(※4) バーゼル銀行監督委員会 (BCBS) につき、欧州委員会 (EC)、国際決済銀行 (BIS)、国際通貨基金 (IMF) はオブザーバーとして参加。

## 第1節 G7

### I 沿革

1986年の東京サミットにおいて、サミット参加7か国間でインフレなき経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として設立が合意され、1986年9月に第1回G7はワシントンD. C. で開催された。以来、マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論の他、開発、新興市場国等の幅広い政策課題について議論が行われている。2021年は英国、2022年はドイツ、2023年は日本が議長国を務める。なお、2022年6月末時点では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により物理会合、バーチャル会合が併用されている。

### II 主な議論

金融関連では、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブル・ファイナンス等が主要な議題となっている。

2022年5月に開催されたG7財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

➤我々は、「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」を通じて行われる重要な作業を強調する。この文脈において、我々は、中央銀行デジタル通貨（CBDCs）の機会とインプリケーション、そして将来の決済取引での潜在的な役割を強調する。我々は、2021年10月に合意された、リテールCBDCに関する公共政策上の原則を想起し、いかなるCBDCも、透明性、法の支配、健全な経済ガバナンス、サイバーセキュリティ、データ保護に基づくべきであると再確認する。我々は、CBDCを探求する各法域に対して、CBDCの国際的側面、特にクロスボーダーでの使用について、検討することを奨励する。クロスボーダー機能を備えるCBDCは、イノベーションを促進し、より効率的な国際決済に対する利用者の需要に応じるための新たな道を切り開く可能性がありうる。しかし、国際通貨金融システムへのいかなる負の波及効果も理解し、最小化するために、継続的な国際協力が重要になる。

➤G7は、全ての形態の暗号資産から生じる金融安定リスクを監視し、対処するための金融安定理事会（FSB）の作業を支持し、クロスボーダー決済を含め、暗号資産の利用に関連した規制上の問題に対処するためのグローバルな協力の強化を歓迎する。最近の暗号資産市場の混乱に鑑み、G7は、FSBに対し、国際的な基準設定主体との緊密な協調の下、ステーブルコインを含む暗号資産にその他の金融システムと同じ基準を遵守させるため、暗号資産の発行者及びサービス提供者に係る一貫性のある包括的な規制の迅速な策定と実施を推進することを強く求める。特に、G7は、金融活動作業部会（FATF）の「トラベル・ルール」や、例えばステーブルコイン裏付け資産に関する、開示の強化及び規制上の報告の迅速な実施を求める。

我々は、いかなるグローバル・ステーブルコインのプロジェクトも、適切な設計と適用基準の遵守を通じて法律・規制・監督上の要件に十分に対応するまではサービスを開始すべきではないことを再確認する。G7は、同じ活動・同じリス



クには同じ規制を適用するとの原則に従った、グローバル・ステーブルコインに対する高い規制基準に引き続きコミットしている。

- G7の中央銀行は、気候リスクとその側面を、自らのマクロ経済分析及びモデルのツールキットに統合することへの協力を強化することにコミットする。我々は、気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク及び気候変動対策に取り組む財務大臣連合による気候関連マクロ経済シナリオと自然関連財務リスクにおける、更なる取組を支持する。
- G7は、持続可能性とネット・ゼロに向けた道筋に沿った経済全体の移行を促進するための民間部門の資金の動員において、金融市場の強靱性が鍵となることを強調する。我々は、「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」及び「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会ロードマップ」の実施を支持することに引き続きコミットし、その他の国際的な基準設定主体の関連作業を歓迎する。
- G7は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の発足及びサステナビリティ報告基準のグローバルなベースラインに関する作業の進捗を歓迎する。我々は、2022年5月18日のISSBの「グローバルなベースラインへの道筋」声明を歓迎し、全ての関係するステークホルダーに対し、現在行われている基準案に関する市中協議への参加を呼び掛ける。我々は、ISSB、国及び地域の基準設定主体並びにその他の報告イニシアティブに対し、グローバルに実施可能な基準に到達することを目指して、ベースラインの策定プロセスに積極的に協力することを強く求める。ベースラインは、実践的で、柔軟性があり、均衡がとれ、最終的に中小企業にも適しているべきであり、法域が、ベースラインやベースラインに追加するより広範なアプローチを実施することを可能にするべきである。我々は、各国に対し、これらのベースライン基準を使用するための基礎を準備し、又は準備を継続し、報告要件の分断を最小化するため各国・地域の基準とグローバルなベースラインとの相互運用性を確保することを目指し、報告の負担を削減し、利用者が一貫性のあるサステナビリティ情報を入手できるようにすることを奨励する。我々は、ISSBに対し、自然及び社会問題といった、気候以外のサステナビリティ報告基準に関する作業を継続することを奨励する。
- G7は、市場参加者の、透明性と信頼性のある中間目標と行動を伴う移行計画の公表による、2050年までにネット・ゼロを達成するための自発的なコミットメントの策定と、より広範なサステナビリティ目標との整合を歓迎する。我々は、公的部門がこれらのコミットメントの信頼性及び説明責任の強化を支援する方法を引き続き模索する。
- 「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」に沿って、G7は、国際機関に対して、入手可能な公的及び企業のサステナビリティ情報へのアクセスを改善するための具体的な措置を取ることを求める。気候変動リスク等に係る金融当局ネットワークのプロトタイプのような、サステナビリティ情報のソースに関するレポジトリは、恒久的に一般に公開されるべきである。

2022年6月にはG7エルマウ・サミットが開催され、首脳宣言が発出された。金融関連の主な合意事項は以下の通り。

- （前略）我々は、持続可能性、ネット・ゼロ及びネイチャー・ポジティブな結果に向けた経済全体の移行を促進するため、民間部門の資金を動員する強じんな金融市場の重要性を強調する。我々は、G20「サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」の実施を支持し、他者に対し、サステナブルなファイナンスを拡大するためにその行動を採用することを求める。我々は、「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会ロードマップ」を支持する。我々は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の立ち上げ及びサステナビリティ報告基準のグローバルなベースラインに関する作業の進捗を歓迎する。我々は、義務的な気候関連財務情報開示を支持し、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）の提言に期待する。

## 第2節 G20

### I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに端を発する金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等について、G7を超えた新興国を含む幅広いメンバーで議論するため、首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、「国際経済協調の第一のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、幅広い政策課題について議論が行われている。2021年はイタリア、2022年はインドネシア、2023年はインド、2024年はブラジルが議長国を務める。なお、2022年6月末時点では、新型コロナウイルス感染症の拡大により物理会合、バーチャル会合が併用されている。

### II 主な議論

金融関連では、新型コロナウイルス感染症への対応施策の協調や、2020年3月の市場の混乱等を踏まえた金融規制監督上の論点の検討、クロスボーダー決済の改善、グローバル・ステーブルコインへの金融規制監督上の対応、サステナブル・ファイナンス、金融包摂等が主要な議題となっている。

2021年7月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- 我々は、回復を支えるため、優れたコーポレート・ガバナンス及びよく機能する資本市場の重要性を認識する。我々は、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに期待し、OECDに対し、2022年の最初の会合での進捗報告を求める。
- 気候変動は、マクロ経済上の成果、規制対象の金融機関、金融安定に対する物理リスク及び移行リスクの増大をもたらしている。質の高いデータと比較可能な開示枠組は、気候関連財務リスクに対処し、サステナブル・ファイナンスを動員す

る上で不可欠である。我々は、これらのリスクに対処するため取り組むことの重要性に留意する。我々は、10月会合において、サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）の統合レポート、及び当初気候に焦点を当てた複数年にまたがるサステナブル・ファイナンスに関するロードマップについて議論することを期待する。我々は、SFWGの活動に対する、国際機関、金融機関のネットワーク、民間部門の代表による支援を賞賛する。我々は、気候関連金融安定リスクに関するデータの入手可能性についてのFSB報告書を歓迎し、データギャップに対処するために取り組み、金融当局が、適切な場合には共通のシナリオを利用することを含め、シナリオ分析を検討することの重要性を強調する。また、我々は、国際的に一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示の推進に関するFSBの報告書とその勧告を歓迎する。我々は、民間部門の参加の広がりを歓迎するとともに、これらの分野での公共部門の参加と透明性の広がりに留意する。我々は、各法域の状況を考慮しつつ、ベースラインとなるグローバルな報告基準の策定を目指した将来のグローバルな協調の取組への道を開くために、FSBの気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の枠組に基づく開示要件または指針について、国内の規制枠組に沿う形での実施の推進に取り組む。この目的のために、我々は、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、TCFDの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、これらの主体を巻き込むとともに幅広いステークホルダーと協議してベストプラクティスを形成させて、ベースラインとなるグローバルな報告基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。我々は、気候変動による金融リスクに対処するためのFSBロードマップを歓迎する。これは生きた文書であり、SFWGが実施する作業を補完するものである。

- 我々の新型コロナウイルス感染症による危機への包括的かつ団結した対応において、我々は、金融セクターが金融安定を維持しながら、回復への適切な支援を提供するよう確保することに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓に関するFSBの中間報告書を歓迎する。(中略)我々は、金融危機後に合意されたG20規制改革の残された要素を完了することを含め、意図しない影響を回避しつつ、これらのギャップに対処することにコミットしており、10月の最終報告書を期待する。我々はまた、銀行セクターや実体経済との相互関連性を含むシステミックな観点から、ノンバンク金融仲介（NBF I）セクターの強靭性を強化することにコミットしている。(中略)我々は、NBF I作業計画における進展を取りまとめるとともに、さらなる政策的検討を要する可能性がある領域を特定することとなる10月のNBF Iに関するFSB進捗報告書を期待する。我々は、マネー・マーケット・ファンドの強靭性を強化するための政策提案に関するFSBの市中協議報告書を歓迎し、国際的なレベルでNBF Iの強靭性向上を確保するために、単一のオプションでは全ての脆弱性に対応できないかもしれないことを認識しつつ、各法域固有の改革及び関連する国際機関による潜在的なフォローアップ作業に情報を提供するための適切な政策オプションを示す10月の最終報告書を期待する。我々は

また、LIBOR移行に関するFSBの進捗報告書を歓迎し、2021年末までにLIBOR指標から適切に頑健な代替指標へ円滑に移行することの重要性を再確認する。

- ▶ 我々は、関係当局における「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」の適時かつ効果的な実施へのコミットメントを再確認する。我々は、コスト、スピード、透明性、アクセスに関する課題に対処するためのグローバルな定量目標を設定し、5月末に開始された市中協議へのフィードバックを考慮し、公的部門・民間部門から行動が求められている行動を強調する、10月に提出される予定のFSB報告書に期待する。(中略) 我々は、いかなるいわゆる「グローバル・ステーブルコイン」も、関連する全ての法律上、規制上及び監視上の要件が、適切な設計と適用可能な基準の遵守を通して十分に対処されるまではサービスを開始すべきでないことを再確認する。
- ▶ 我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップによる2020年金融包摂行動計画の推進の進捗を歓迎するとともに、どちらも10月に予定されている、パンデミック後の世界における新たな及び既存の脆弱性への対処に関するハイレベル・シンポジウムと、個人及び中小零細企業におけるデジタル金融包摂の強化のための政策オプション・メニューに期待する。我々はまた、(中略) 本年後半に発表される「各国送金計画」に期待する。
- ▶ 我々は、それぞれの法域における実質的所有者の透明性及び暗号資産の規制・監督に関するマネーロンダリング、テロ資金供与対策の国際基準の完全な実施にコミットし、強化することを再確認する。

2021年10月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- ▶ 我々は、回復を支えるために、優れたコーポレート・ガバナンスの枠組み及びよく機能する資本市場が重要であることを認識し、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しに期待する。
- ▶ サステナブル・ファイナンスは、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びパリ協定に沿って、よりグリーンで持続可能な経済と包摂性のある社会への秩序ある公正な移行を促進するために極めて重要である。我々は、サステナブル・ファイナンス作業部会(SFWG)が作成した、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認する。当初、気候に焦点を当てたロードマップは、自発的かつ柔軟性のある、複数年にわたる行動指向の文書となっている。ロードマップは、国際機関やパートナーの支援を受け、気候及び持続可能性に関するG20の広範なアジェンダ、SFWGの将来の作業計画、その他関連する国際的なワーク・ストリームに関する情報を提供する。これは、「気候関連金融リスクに対処するための金融安定理事会(FSB)ロードマップ」によって補完され、各国の事情を勘案しつつ、サステナブル・ファイナンスの進展しつつある状況と将来に向けたG20の優先事項に対応するように設計されている。我々は、今後数年間のG20メンバーの相互の合意に基づき、生物多様性や自然及び社会問題とい

った追加的課題を含むよう、徐々にG20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップの対象範囲を拡大することの重要性を認識する。(後略)

- ▶ 我々は、金融セクターが、金融安定を維持しながら回復への適切な支援を提供するよう確保することを目的とした、協力的アプローチに引き続きコミットする。我々は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックから得られた金融安定の観点からの教訓及び特定した課題に対応するための次のステップの提案に関するFSBの最終報告書に期待する。(中略) 我々は、2020年11月のFSBの作業計画を実施し、2020年3月の市場混乱により明らかになった脆弱性に早急に対処することにより、ノンバンク金融仲介(NBFI)セクターの強靱性を、システム的な観点を持って強化し、中央銀行による異例の介入の必要性を減らすことにコミットしている。第一歩として、我々は、マネー・マーケット・ファンド(MMF)の強靱性を強化するための政策提案に関するFSBの最終報告書を承認する。(中略) 我々は、FSBに対し、証券監督者国際機構(IOSCO)と協働して、2023年末までに、MMFの強靱性を強化するための改革の採用に関する加盟法域の進捗をストックテイクし、続いて2026年までに、各法域が採用した措置の金融安定リスクへの対処における有効性の評価を行うことを求める。我々は、NBFI作業計画全体にわたる発見事項を取りまとめるとともに、NBFIに関するリスク監視の改善及びオープンエンド型ファンドにおける流動性リスクの軽減に向けたものを含め、NBFIの強靱性を強化するために更なる政策行動が必要な分野を特定する、NBFIに関するFSB進捗報告書を期待する。(中略) 我々は、サイバーインシデント報告に関するFSB報告書を歓迎し、この分野における更なる収斂の達成に取り組む。
- ▶ 我々は、「クロスボーダー決済の改善に向けたG20ロードマップ」の適時かつ効果的な実施へのコミットメントを再確認する。我々は、設定された2021年のマイルストーンに関し報告された進捗を歓迎し、FSBの報告書において2027年までに設定された、コスト、スピード、透明性、アクセスに関する課題に対処するための野心的だが達成可能なグローバルな定量目標を承認する。(中略) 我々はまた、「グローバル・ステーブルコイン」の規制・監督・監視に関するFSBの進捗報告書を歓迎する。(中略) 我々は、各法域に対しFSBのハイレベル勧告の実施を進めることを、基準設定主体に対しFSB勧告を踏まえて基準又は指針を調整するか否かについて評価を完了させることを奨励する。(中略) 我々は、ステーブルコインが移転機能を有し、かつ、当局によりシステム上重要と判断された場合、当該ステーブルコインが全体として、関連するすべての金融市場インフラのための原則を遵守することが期待されるとしている決済・市場インフラ委員会(CPMI)及びIOSCOによる協議報告書を歓迎する。我々はまた、暗号資産及び暗号資産交換業者に関する金融活動作業部会(FATF)基準のグローバルな実施についての今回の12か月レビューを歓迎し、同セクターにおけるリスクベース・アプローチに関する更新版ガイダンスに期待する。今回の12か月レビューによる発見に沿って、我々は、暗号資産に関する改訂版FATF基準の各法域における実施の重要性に留意する。

- 我々は、中小零細企業（MSMEs）を含め、脆弱で十分なサービスを受けられない社会の層のデジタル金融包摂を強化し、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPI）の取組を前進させ、「G20の2020年金融包摂行動計画」を実施するとのコミットメントを再確認する。我々はそれゆえ、政策立案者にパンデミック後の世界における新たな金融包摂戦略の基礎を築く取組における指針を提供することを目的として、デジタル金融リテラシー及び金融消費者とMSME保護のためのG20政策オプション・メニュー「新型コロナウイルス危機の先のデジタル金融包摂の強化」を承認する。我々は、2022年の「G20/OECD金融消費者保護ハイレベル原則」の見直しを期待する。我々は、「G20送金目標に向けた2021年首脳向け進捗アップデート」を歓迎する。我々は、GPIが国別送金計画の監視を進めるとともに、より詳細なデータを収集することを支持し、送金の流れの継続的な促進及び平均的な送金コストの削減を強く奨励する。

2021年10月に開催されたG20ローマ・サミットにおいては、首脳宣言を発出した。金融関連の主な合意事項は以下の通り。

- （前略）我々は、気候、生物多様性、生態系のための資金の流れには多くの相乗効果があることを強調し、共通便益を最大化するためにこれらの相乗効果を強化する。この観点から、我々は、自然関連の財務情報開示の作業の重要性を認識する。
- サステナブル・ファイナンスは、持続可能な開発のための2030アジェンダ及びパリ協定に沿って、よりグリーンで持続可能な経済と包摂性のある社会への秩序ある公正な移行を促進するために極めて重要である。我々は、サステナブル・ファイナンス作業部会（SFWG）の設立を歓迎し、また、我々は、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ及び統合レポートを承認する。当初気候に焦点を当てたロードマップは、気候及び持続可能性に関するG20の広範なアジェンダに関する情報を提供する、自発的かつ柔軟性のある、複数年にわたる行動指向の文書である。我々は、今後数年間のG20メンバーの相互の合意に基づき、生物多様性、自然及び社会問題といった追加的課題を含むよう、徐々にロードマップの対象範囲を拡大することの重要性を認識する。我々は、SFWGが実施する作業を補完する、気候変動による金融リスクに対処するための金融安定理事会（FSB）ロードマップを歓迎する。我々は、気候関連金融安定リスクに関するデータの入手可能性についてのFSB報告書及び、国際的に一貫性のある、比較可能で信頼できる気候関連財務情報開示の推進に関するFSBの報告書とその勧告を歓迎する。我々はまた、FSB気候関連財務情報開示タスクフォースの枠組及びサステナビリティ基準設定主体の作業を基礎とし、頑健なガバナンス及び公的監視の下で、ベースラインとなるグローバルな報告基準を策定する、国際財務報告基準財団の作業プログラムを歓迎する。

2022年2月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明を発出した。金融関連の主な合意は以下の通り。

- (前略) 我々は、「2022年 G20 サステナブル・ファイナンス報告書」におけるロードマップの優先事項への対応の進捗に関する報告や評価の実施等により、任意で、かつ、柔軟性のある「G20 サステナブル・ファイナンス・ロードマップ」における行動を前進させている。我々は、温室効果ガスの低排出と気候変動に対し強靱な経済への秩序ある、公正で、かつ、負担可能な移行をトランジション・ファイナンスがサポートすることを可能とするための行動をとる。我々は、サステナブル・ファイナンスの市場を拡大するために行動し、開発途上国や中小企業を含む国や企業にとって負担可能な方法によるアクセスを改善する。我々は、持続可能な回復を加速させる上で、公的またはMDB資金とともに民間セクターの役割が増加していることを歓迎し、市場の外部性への対処、低排出技術のコスト削減及びグリーン・トランジションを促進する持続可能な投資への民間資金の参加の動機づけにおける、国際金融機関と公共政策上の手段の重要な役割を、各国固有の事情を考慮しつつ再確認する。
- 我々は、公平な経済回復を確保し、金融安定を維持するためにパンデミックからの潜在的な傷跡化する影響を回避するため、グローバルな金融セクターの強靱性を強化することにコミットする。我々は、金融セクターにおける出口戦略及び傷跡化する効果への対処に関する金融安定理事会(FSB)の作業に期待する。我々は、ノンバンク金融仲介の強靱性をシステム的な観点を持って強化することにコミットするとともに、オープンエンド型ファンドや、米ドルによる資金調達と新興市場経済の脆弱性との相互作用等に関する更なる政策行動の必要性を検討する。我々は、ロードマップの定量目標に対する進捗のモニタリングを含めた「クロスボーダー決済の改善に向けた G20 ロードマップ」の継続的な実施と、「気候関連金融リスクに対処するための FSB ロードマップ」のアクションを前進させる更なる進捗に期待する。
- 我々は、暗号資産市場がもたらすサイバーリスクや規制のギャップ及び裁定の可能性を含め、金融セクターにおける技術革新の急速な発展から生じる、グローバルな金融安定に対する潜在的な恩恵とリスクを、包括的な方法で引き続き評価し、対処する。我々は、急速に進展する暗号資産市場による金融安定リスクに関する FSB の更新された評価を歓迎し、効果的な規制監督がなければ、同市場が、これらの規模、構造的脆弱性及び伝統的な金融システムとの相互連結性の増加により、グローバルな金融安定に対する脅威になりうることに留意する。我々は FSB が、その他の基準設定主体との緊密な協調の下、裏付け資産を持たない暗号資産、ステーブルコイン、分散型金融及びその他形態の暗号資産に対する規制監督上のアプローチについて監視し情報を共有し、また、グローバルな金融安定を維持するための調和された適時の政策行動を提言すること等により、あらゆるギャップや裁定に対処するための作業を加速し、深め、これにより安全なイノベーションのために必要な環境を作ることを奨励する。我々はまた、リスクの進展に照らして、グローバル金融システムにおけるオペレーショナル・レジリエンスに関する効果的な規制慣行と協力を促進する FSB の取組を歓迎する。我々は、「G20 / OECD コーポレート・ガバナンス原則」の見直しの進捗に関するアップデート

ト報告を歓迎する。

- 新型コロナウイルスのパンデミックは、特に女性、若者及び中小零細企業（MSMEs）といった、最も財政的に脆弱で十分なサービスを受けられないグループの不平等を拡大させた。我々は金融包摂のアジェンダを前進させるというコミットメントを再確認し、我々は、金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF1）が「G20の2020年金融包摂行動計画」に基づき、生産性向上を目標としてデジタル化の恩恵を活用するための金融包摂枠組みを開発し、女性、若者及びMSMEsのための持続可能で包摂性のある経済を育成することを期待する。
- （前略）我々は、2021年10月に公表された、FATFの「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」改訂版を歓迎し、暗号資産及び暗号資産交換業者に係るFATF基準の実施、特に「トラベル・ルール」の実施へのコミットメントを再確認する。（後略）

2022年4月に開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議においては、共同声明は発出しなかった。会議では、世界経済、国際保健、国際金融、脆弱国支援、サステナブルファイナンス等について議論した。



### 第3節 金融安定理事会（FSB）

#### I 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝播（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

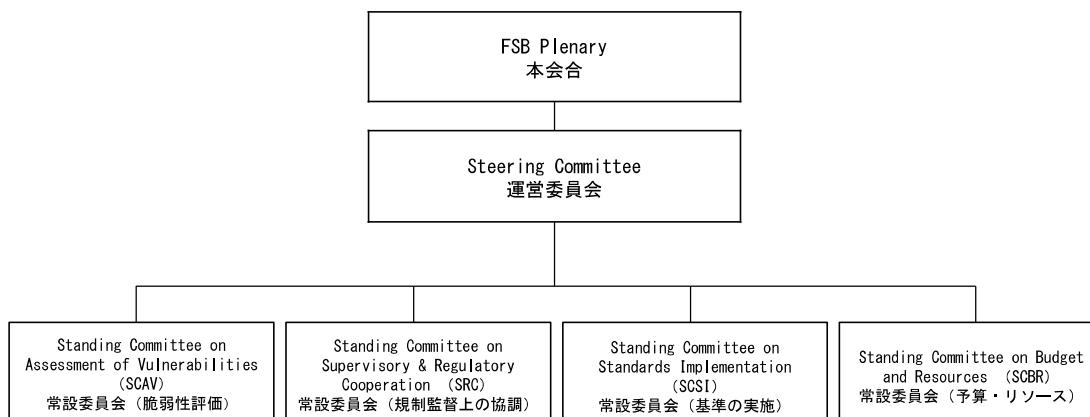
その後、リーマン・ショックを契機に、メンバーをG20の財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、FSFを改組する形で2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの主な任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融システムの安定に係る国際的な課題について議論することである。

#### II 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。なお、2019年9月1日から2021年9月末まで、常設委員会のひとつである、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC：Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の議長は金融庁の水見野良三前長官が務めていた。

#### 金融安定理事会（FSB）の組織



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCGs：Regional Consultation Groups）を設置している。

FSBは、スイス・バーゼルの国際決済銀行（B I S）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 気候変動

2019年10月より、脆弱性評価に係る常設委員会（SCAV: Standing Committee on Assessment of Vulnerabilities）の下で、気候変動リスクの金融安定への含意に関する分析や分析手法の検討、気候変動関連データの利用可能性及びデータギャップに関する検討を進めており、2021年7月には「金融安定に対する気候関連リスクをモニタリング・評価するためのデータの入手可能性に関する報告書」を公表した。また、2021年2月より、規制監督上の協調に係る常設委員会（SRC: Standing Committee on Supervisory and Regulatory Cooperation）の下で、気候関連情報開示及び気候関連リスクに係る規制・監督に関する作業を開始し、2021年7月に「気候関連開示の推進に関する報告書」、2022年4月に「気候関連リスクに対する規制・監督手法：中間報告書」を公表した。

2021年7月には、こうしたFSBの取組みや、各基準設定主体・IFRS財団等における気候関連金融リスクに関する今後複数年の取組み及びその行程を、①情報開示、②データ、③脆弱性分析、④規制監督上のアプローチ、の4つの分野について整理した「気候関連金融リスクに対処するためのFSBロードマップ」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。

#### 2. 金融技術革新

##### [ステーブルコイン]

FSBは、いわゆる「グローバル・ステーブルコイン」について、2020年10月に規制・監督等に係る10の提言を含む「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—最終報告とハイレベルな勧告」を公表した。その後、FSBは、各法域での10の提言の実施状況を評価し、2021年10月に「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視—金融安定理事会のハイレベルな勧告の実施に係る進捗報告書」を公表した。当該提言については、2022年1月以降、2023年7月までの見直し等に向けた検討が進められている。

##### [暗号資産]

暗号資産が金融安定へもたらすリスクについて、FSBは、2022年2月に「暗号資産の金融安定に対するリスクの評価」を公表した。2022年は、裏付け資産を持たない暗号資産に関する規制監督上のアプローチの検討及び分散型金融が金融安定へもたらすリスクについて分析が進められている。

#### 3. クロスボーダー送金の改善

FSBは、クロスボーダー送金の4つの課題（コスト、スピード、透明性、アクセス）に対処するための具体的な目標について議論を行い、2021年10月に「クロスボーダー送金の4つの課題の対処に向けた目標の最終報告書」を公表した。同時に、クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップの進捗状況をまとめた「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：第1回統合進捗報告書」

を公表した。

#### 4. サイバー

F S Bは、金融機関及び監督当局のサイバー事象への対応の強化を目的として、2020年10月に「サイバー事象への初動と回復に関する効果的な実務」を公表、その後S R C傘下の作業部会でサイバー事象の監督当局への報告制度について金融セクター間や法域間での分断に着目したストックテイクを実施した。F S Bは、ストックテイクの結果を2021年10月に「サイバーインシデント報告-既存のアプローチとより広い範囲での収斂に向けた今後のステップ」として公表するとともに、サイバー事象報告の分断の改善に向けて作業を継続することを決定した。

また、F S Bは、デジタルイノベーションの一側面としての金融機関による外部委託の利用の高まりに着目している。2021年6月に公表した「アウトソーシング・サードパーティに関する規制・監督上の論点」に引き続き、金融機関によるクリティカル・サービス・プロバイダーへの依拠に関する監督上の期待及び関連する定義・用語法の統一に関する取組みをアジェンダとして取り上げる予定である。

#### 5. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G : Resolution Steering Group）を中心に、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。銀行セクターについては、破綻処理の実効性向上のための検討作業が進められており、各国の事例を共有する観点から、2021年11月に「危機管理グループの好事例集」、同年12月に「ベイルイン実行の実務に関する事例集」を公表した。保険セクターや金融市場インフラ（F M I）についても、Key Attributes に沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。保険セクターについては、2022年1月に「保険会社の破綻時の資金調達」及び「保険会社のグループ内部の相互関連性」と題するプラクティスペーパーを公表し、F M Iセクターについては、2022年3月に「C C Pの破綻処理財源に関する報告書」を公表した。

## 第4節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

### I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委員会、BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足し、1975年2月に第1回会合を開催した。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。バーゼル委員会が公表する監督上の基準・指針等は法的拘束力を有するものではないが、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

バーゼル委員会は、現在、下記の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されており、日本からは金融庁及び日本銀行が参加している。

欧州：英国、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、EU

アジア：日本、中国、韓国、香港、シンガポール、インド、インドネシア

北米：米国、カナダ

中南米：ブラジル、アルゼンチン、メキシコ

その他：オーストラリア、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

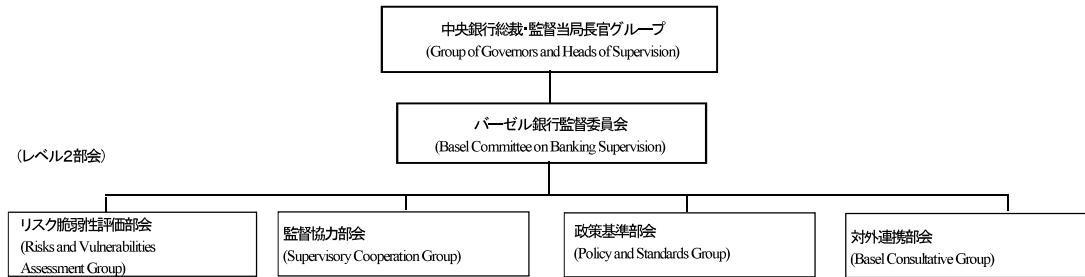
### II 組織

バーゼル委員会は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において、原則年3回の会合を開催している。議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

バーゼル委員会の組織・活動内容は2020年に見直され、バーゼル委員会の下には、政策基準部会（PSG：Policy and Standards Group）、監督協力部会（SCG：Supervisory Cooperation Group）、リスク脆弱性評価部会（RVG：Risk and Vulnerabilities Assessment Group）、対外連携部会（BCG：Basel Consultative Group）の4つのレベル2部会や、規制評価タスクフォース（TFE：Task Force on Evaluations）、気候関連金融リスクタスクフォース（TCFR：Task Force on Climate-related Financial Risks）などが設置された。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

各部会・作業部会等は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

## バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



### Ⅲ 主な議論

#### 1. バーゼルⅢ（国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等）の実施

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。また、2017年12月にはこれらの見直し作業を完了させるものとして、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直し（バーゼルⅢの最終化）が公表された。

最終化されたバーゼルⅢは2022年から各国において段階的に実施される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を受け、2020年3月、金融機関の実務上の負担を一時的に軽減する観点から、実施開始時期を1年間延期（2023年から実施）することが合意された。

また、GHOSは、2022年2月9日の声明において、国際的に活動する銀行に対して規制面での公平な競争環境を提供するために、バーゼルⅢのすべての要素が完全、適時かつ整合的に実施されることを確保する重要性を強調し、これらの基準を可能な限り早期に実施することへの期待を一致して再確認した旨を公表した。

#### 2. 気候関連金融リスク

2020年2月に気候関連金融リスクタスクフォースを設置し、同年4月に各国当局の取組状況を取りまとめたレポートを公表した。2021年4月には、「気候関連金融リスクの波及経路」及び「気候関連金融リスクの計測手法」と題する分析報告書を公表した。「気候関連金融リスクの波及経路」は、気候関連金融リスクがどのように発生し、銀行及び銀行システムに影響を及ぼすかについて分析しており、「気候関連金融リスクの計測手法」は、気候関連金融リスクの計測における課題と、銀行及び各国当局の計測手法の実務の現状についてまとめている。

その後、BCBSは、これらの文書を踏まえて規制、監督、開示のそれぞれの観点から調査・検討を行っている。その一環として、2021年11月に「気候関連金融リスクの実効的な管理と監督のための諸原則」の市中協議を実施し、2022年

6月に最終版を公表した。

### 3. 暗号資産

バーゼル委員会は、2021年6月、暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシヤルな取扱いについて市中協議文書を公表した。市中協議文書では、暗号資産を伝統的資産にリンクするものとして設計され規制・監督に服しているものとそれ以外に分け、後者については保守的な取扱いとしている。

バーゼル委では、市中協議に寄せられた意見について検討し、第2次市中協議文書の公表に向けた作業を進めている。第2次市中協議の結果を踏まえ、2022年末頃に暗号資産エクスポージャーに係るプルデンシヤルな取扱いを最終化する予定である。

### 4. オペレーショナル・レジリエンス及びオペレーショナル・リスク

バーゼル委員会は、2020年8月より実施されていた市中協議の結果を踏まえ、3月31日、「オペレーショナル・レジリエンスのための諸原則」及び「健全なオペレーショナル・リスク管理のための諸原則の改訂」と題する最終文書を公表。

両文書の着眼点の一つであるサイバー事象への対応について、特に新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、サイバーセキュリティ面での脅威（ランサムウェア攻撃など）が高まり、銀行の安全性及び健全性にとってリスクとなっていることを踏まえ、2021年9月に、「サイバーセキュリティに関するニュースレター」を公表。

また、バーゼル委は民間セクター及び監督当局と、サードパーティ及びフォースパーティリスク、集中リスクの管理について意見交換を実施し、その中で得られた気づきについて、2022年3月に、「サードパーティ及びフォースパーティリスク管理と集中リスクに関するニュースレター」として公表した。

### 5. システム上重要な銀行に対する対応

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関（G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions）への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs: Global Systemically Important Banks）の①選定手法、②追加的資本上乘せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された（2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表）。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表されており、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乘せが適用されている（資本上乘せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施）。

G-SIBsの選定手法は、当初3年ごとに見直すこととされており、この3年ごとの見直しの結果として、2018年7月に公表された改訂版選定手法が、新型

コロナウイルス感染症の影響を踏まえた1年後ろ倒しを経て、2022年のG-SIB選定から適用開始されている。なお、評価手法の改訂については、2021年に定期的な見直しが廃止され、既存の枠組みの目的に対する意図せざる重大な影響や重大な欠陥が確認された場合にのみ、手法の改訂を検討することとなった。また、2021年11月に、欧州銀行同盟（E B U）の進展を踏まえ、E B U域内の国境を越えたエクスポージャーの取扱いについてのレビューが開始された。この結果、評価手法の改訂は行わないものの、E B U域内に本社を置くG-SIBsについて、一定の計算方法に基づき、監督上の判断により追加的資本上乘せを調整することを認めることが合意された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP：Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国・地域。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的開催されており、銀行監督分野の実務家によって構成される銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。





## 第5節 証券監督者国際機構（IOSCO）

### I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて233機関（2022年6月現在）となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会員）の加盟地位を承継するかたちで、普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会員、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2021年は11月にリスボン（ポルトガル）で開催される予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ビデオ会議形式で開催された。また、2022年10月にはマラケシュ（モロッコ）にて対面で開催。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ①投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ②投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

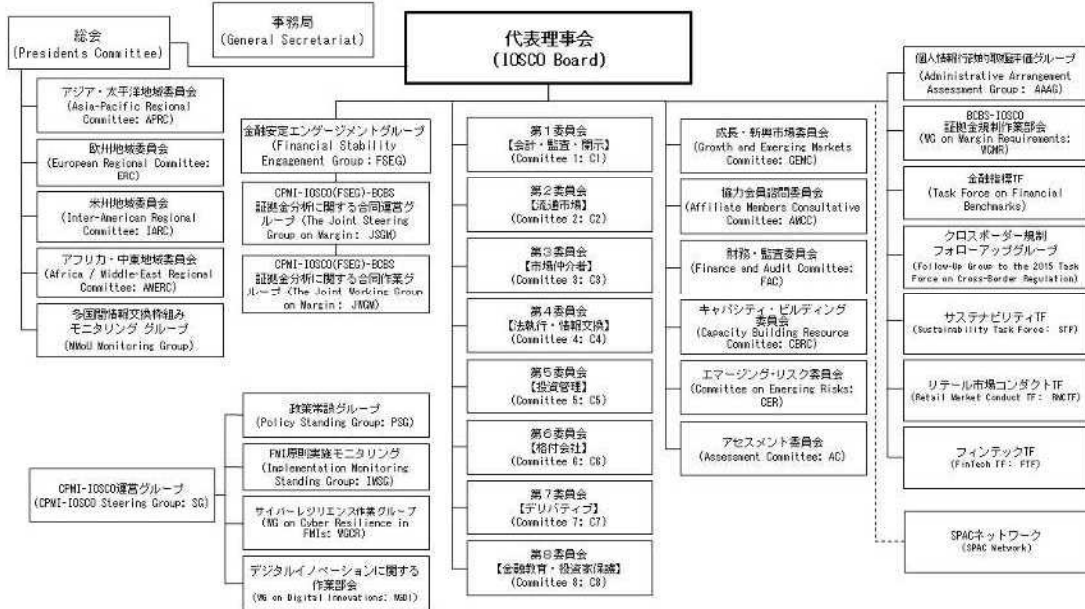
IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（IOSCO・MMoU）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までに全てのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、金融庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに署名）。

## II 組織

### 証券監督者国際機構（IOSCO）の組織

(2022年6月時点)



#### 1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、全ての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

#### 2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている。

代表理事会は、金融庁を含む33当局（2022年6月現在）で構成されている。

#### 3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域の33当局等で構成されるアジア・太平洋地域委員会（APRC: Asia-Pacific Regional Committee）に属している。同委員会は、原則年2回対面会合が開催されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020年以降は概ね2～3か月に1回、全

てビデオ会議形式で開催されている。議長は 2021 年 9 月までは森田金融国際審議官（当時）が務め、2021 年 10 月から 2022 年 10 月までは長岡審議官が務めている。

現在、APRCでは特に、監督協力の強化、暗号資産・DeFi及びサステナブル・ファイナンスなどの課題について精力的に議論している。また、例年、市場分断への対応として、欧州当局との対話の場を持っているほか、アジア証券業金融市場協会を招いた議論を実施している。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 概要

IOSCOは、主に証券分野における国際基準の検討・設定・普及と、監督及び法執行に関するクロスボーダーの国際協力の改善（IOSCO・MMoUの推進等）に取り組んでいる。代表理事会が優先的に取り組む 2021-2022 作業計画には以下が含まれている。①NBF Iに関する金融安定・システミックリスク、②新型コロナウイルス感染症のパンデミックにより悪化したリスク（ミスコンダクト・リスク、オペレーショナル・レジリエンス、不正）、③サステナブルファイナンス、④パッシブ投資及びインデックス・プロバイダー、⑤証券及びデリバティブ市場における市場分断、⑥暗号資産（ステーブルコイン含む）、⑦人工知能及び機械学習、⑧リテール販売とデジタル化。本作業計画は、IOSCO全体として行うリスク洗出し作業を踏まえて2年に一度改定されることとなっている。

IOSCOには、総会、代表理事会及び地域委員会のほか、分野に応じた8の政策委員会（Committee 1～8）や特定の課題を検討するタスクフォースなど、数多くのグループが設置されている。なお、2020年3月、代表理事会直下にFSBと緊密な連携を行うために「金融安定エンゲージメントグループ」（FSEG）が設置され、新型コロナウイルス感染症のパンデミックに伴う市場の混乱に関してFSBと連携して行う作業はFSEGを中心に対応している。現在、ウクライナ情勢との関連で生じた金融安定上の懸念など、その他の重要な政策課題への対応に関してもFSBと連携する重要な会議体となっている。

現状、金融庁は、全ての政策委員会のメンバーであり、FSEGを含め特定の課題を検討するグループの多くに参加している。

#### 2. 会計・監査・開示に関する委員会（Committee 1）

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準（IFRS）の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準（ISA）等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee 1の議長を務めている（2020年9月の議長選で再任、再任後の任期は2022年11月までの2年）。

### 3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2021年10月には「外部委託に関する原則」を更新し、2022年1月にはCOVID-19パンデミック発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンスに関して得られた教訓について情報を集めることを目的とする市中協議文書 (Committee 3 と共同)、2022年4月には株式流通市場におけるマーケットデータの論点と考慮事項に関する報告書を公表した。

### 4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2021年9月に、「人工知能及び機械学習を利用する市場仲介者及び資産運用会社向けのガイダンス」と題する最終報告書を公表した (Committee 5 と共同)。2022年1月に、COVID-19パンデミック発生下における取引所及び市場仲介業者のオペレーショナル・レジリエンスに関して得られた教訓について情報を集めることを目的とする市中協議文書を公表した (Committee 2 と共同)。

### 5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券の不正取引等に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。

2022年1月、「リテール販売・デジタル化に関する報告書」に係る市中協議文書を公表した (Committee 3 と共同)。

また、Committee 4 と同時に開催される審査グループ (Screening Group) 会合において、IOSCO・MMoU及び強化されたMMoU (Enhanced MMoU : EMMoU)への署名審査及び署名促進のための方策等に関し検討を行っている。

### 6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について議論を行っている。また、資本市場における金融安定リスクに関連する課題については、FSEGと連携しながら検討を行っている。2021年9月には、「人工知能及び機械学習を利用する市場仲介者及び資産運用会社向けのガイダンス」と題する最終報告書を公表した (Committee 3 と共同)。2022年1月には、「投資ファンド統計報告書」と題する2020年の投資ファンド業界のグローバルなトレンド

を分析した年次報告書を公表した。

#### 7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について情報共有や検討を行っている。

#### 8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たに金融商品を含むデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。日本からは金融庁のほか、経産省、農水省もメンバーとなっている。

#### 9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催されており、金融庁も例年参加している。2021年は、コロナの状況を踏まえ、10月にオンライン及び対面でイベントを開催した。

#### 10. エマージング・リスク委員会 (CER)

エマージング・リスク委員会 (CER) は、新興リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムミック・リスク及び新興リスクの監視・特定・緩和等を行うための手法等について検討している。CERは、IOSCO内の各政策委員会及び地域委員会等が今後検討に値すると考えている問題点を広く収集した上で、Risk Outlook と題する報告書に集約する作業を定期的に行っている。Risk Outlook は、代表理事会が今後IOSCOとして優先的に取り組むべき課題を判断するための重要な基礎資料となる。

#### 11. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。現在、2018年にIOSCOにおいて策定されたファンドの流動性リスク管理に関する提言の実施状況に関するレビュー等を進めている。

## 12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。さらに、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年、2022年改定）、欧州の証券監督当局30当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年、2020年、2021年、英国のEU離脱に伴い英国との更新された覚書が発効）、米国CFTCとは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）、イタリア国家証券委員会（CONSOB）及びイタリア中央銀行（BOI）とは、証券分野を含む監督協力に関する覚書への署名（2020年）をそれぞれ行った。2021年8月には、英国金融行為規制機構（FCA）との間で格付会社に関する監督協力のための書簡交換を行った。

## 13. 多国間情報交換枠組み

12.の二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、複数当局間の情報交換枠組みであるIOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2022年6月現在、126の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2022年6月現在、22の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則／GDPR）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（金融庁も起草チームに参加）。金融庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での課

題・懸念等について定期的な協議を行う機関としてMMoUモニタリング・グループが設置されており、2020年8月から長岡審議官が議長を務めている（任期は2022年10月のIOSCO年次総会まで）。

（注）長岡MMoUモニタリング・グループ議長は、上記の個人情報保護に係る行政的取極の評価グループの議長も兼任している。

#### 14. サステナブル・ファイナンスに関するタスクフォース

IOSCOは、サステナブルファイナンスに関する取組みを強化すべく2020年6月にタスクフォースを設置。同タスクフォースでは3つの作業部会（企業のサステナビリティ開示、グリーンウォッシングと投資家保護、ESG格付け及びデータ提供者）が設置され、当庁の池田CSFOが第3作業部会（ESG格付け及びデータ提供者）の共同リーダーを務めた。2021年6月には、第1作業部会（企業のサステナビリティ開示）が報告書を公表した他、2021年11月のCOP26に合わせて、第2作業部会（グリーンウォッシングと投資家保護）及び第3作業部会（ESG格付け及びデータ提供者）がそれぞれ提言を公表した。

さらに、2022年3月からはこれまでの体制を再編成し、新たな3つの作業部会（企業報告、業界及び監督上のグッドプラクティスの推進、カーボン市場）を設置して作業を行っている。

#### 15. リテール市場におけるコンダクト問題に関する取組み

IOSCOは、2020年6月、リテール市場におけるコンダクト問題に対応するために各国が導入してきた規制ツール等を共有し、更なる国際的な取組に繋げることを視野に、タスクフォースを設置した。

同タスクフォースは、短期的な成果物として、新型コロナウイルス感染症の環境下で生じた問題事例に関するケーススタディを集めたレポジトリ及び当該ケーススタディを取りまとめた報告書を作成し、2020年12月に公表した。

また、同報告書とIOSCOが2021年に実施した包括的調査を基に、規制ツールキットの開発に関する課題について、広範なステークホルダーからのフィードバックを求め、2022年3月に市中協議を実施した。

今後、市中協議やこれまでの議論を基に最終報告書の公表を予定している。

#### 16. 市場の分断に関する取組み

日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つである「市場分断の回避」についての作業を担うため、IOSCOは、2019年1月、市場分断フォローアップグループを設置。設置当初より金融庁職員が共同議長を務めており、2021年10月からは長岡審議官が共同議長を務めている。同グループは「市場の分断」に関する報告書を2019年にG20へ提出した上で同報告書で特定した作業を実施した。

2022年1月にはグローバルに活動する企業グループを効果的に監督するために各国当局が共同で設立・運営するグローバル監督カレッジについて、その活用の好事例に関する報告書を公表した。また、AMCC及び各地域委員会は、毎年、市場分断に関する議論を行いその結果を代表理事会に報告することとなっている。

#### 17. フィンテックに関する取組み

IOSCOは、2022年3月、暗号資産等のフィンテックに関する最新の動向の分析と、今後の規制・監督の在り方の検討を加速させるため、既存の非公式ネットワーク（ICOネットワークとフィンテックネットワーク）を代表理事会レベルの公式なタスクフォースへ改組した。暗号資産やステーブルコイン、DeFiについて、投資家保護や市場の公正性の観点から課題とそれへの対処について検討している。

#### 18. SPAC（特別買収目的会社）に関する取組み

IOSCOは、2021年6月、米国を中心としたSPAC上場の増加及び投資家保護上のリスク等への懸念の高まりを踏まえ、各国当局間でSPAC上場を巡る状況や規制の動向に関する情報共有を行うネットワークを設置した。各国の対応状況等が共有されたほか、2022年3月にはコアグループを組成し、リテール投資家の参加、希薄化、伝統的なIPOとの関係に関して検討を深めることされている。



## 第6節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

### I 沿革

2009年のG20 ピッツバーグ・サミットでは、以下の分野における改革に合意した。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

2011年のG20 カンヌ・サミットにおいては、BCBSとIOSCOに対して、清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を策定することを求めた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等が進められてきた。

また、上述の原則策定を進める一方、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、CCPのシステミックな重要性に鑑み、2015年4月のG20 財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出した。当該計画に基づいて、CCPの強靱性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきた。

### II 主な議論

#### 1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI：Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS：Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）は、G20 ロンドンサミットでの議論を踏まえ、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準を包括的に見直し、2012年4月に、「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について議論を継続している。

##### （1）政策常設グループ（PSG）

PSGは、FMIに対する規制のあり方について議論するグループである。近年では主にCCPの強靱性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2021年10月に市中協議報告書「ステーブルコインに対する『金融市場インフラのための原則』の適用」、2021年11月に市中協議文書「顧客清算に関するディスカッション・ペーパー：アクセスおよびポータビリティ」をそれぞれ公表した。また、参加者破綻に起因しない損失（Non-Default Loss）への対応についての分析作業などを行っている。

##### （2）実施モニタリング・グループ（IMSG）

IMSGは、FSB、CPMI又はIOSCOのメンバーである28法域にお

けるFMI原則の実施状況を定期的に評価・モニタリングするために設置されたグループである。2021年7月、『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング（金融市場インフラの業務継続計画）における評価報告書を公表した。

### （3）サイバーレジリエンス作業部会（WGCR）

WGCRは、FMI原則を補完するものとして、サイバーレジリエンスに関するガイダンスを策定するために設置されたグループである。2016年6月の「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス」公表以降は、そのフォローアップとして、ガイダンス実施の進捗状況に関するサーベイや業界が策定する報告書の支援に取り組んでいる。

## 2. BCBS-IOSCO証拠金規制作業部会（WGMR）

WGMRは、CCPで清算されない店頭デリバティブ取引について、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、規制の在り方を検討している。2013年9月に公表した最終報告書（2015年3月、2019年7月、2020年4月に改訂）に基づき、マージン規制の着実な実施に向けて議論を継続している。

## 第7節 保険監督者国際機構（IAIS）

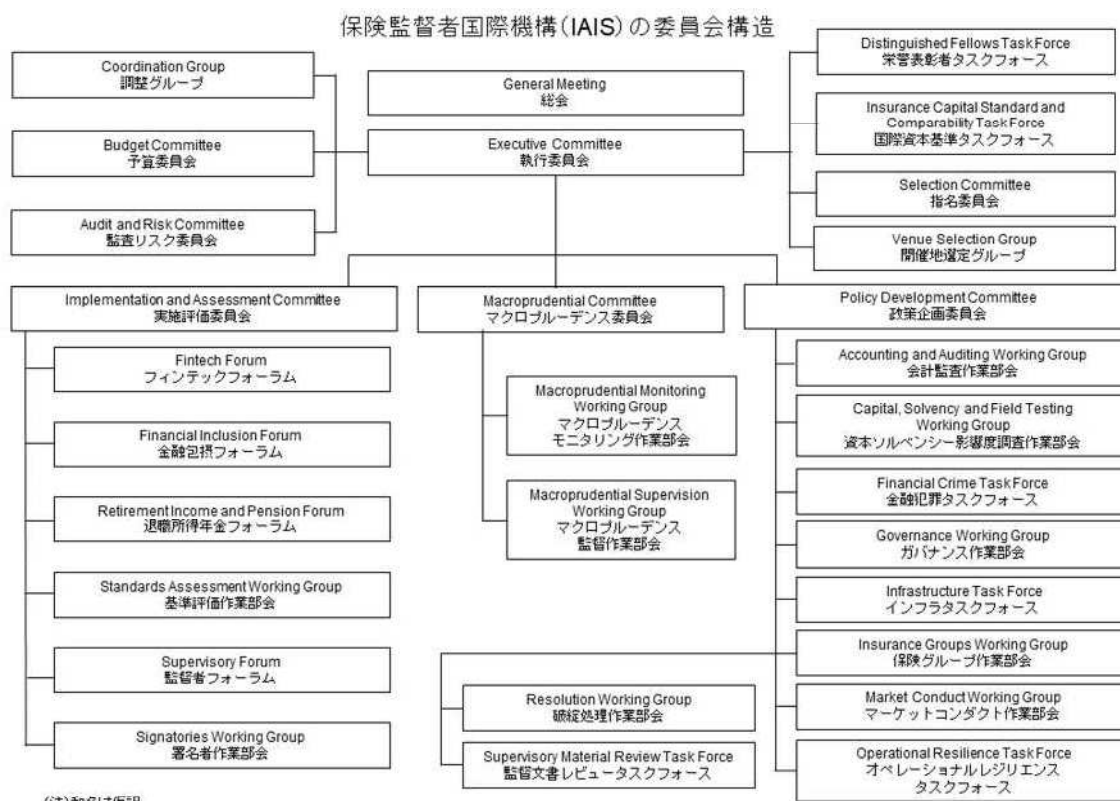
### I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等の約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献を目的としている。事務局はスイス・バーゼルの国際決済銀行（BIS）内にある。

### II 組織

IAISは、総会、執行委員会、その他委員会（予算委員会、監査リスク委員会、政策企画委員会、マクロプルーデンス委員会及び実施評価委員会）、小委員会及び事務局等から構成される。



## 1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。なお、2023年年次総会は東京にて開催予定である。

## 2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2）のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、有泉国際総括官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤー前会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

## 3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、保険基本原則（ICP：Insurance Core Principles）及び国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame：Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）の策定などを担当している。

## 4. マクロプルーデンス委員会

執行委員会の下、システムミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロプルーデンス委員会の下には、マクロプルーデンス監督作業部会及びマクロプルーデンスモニタリング作業部会が設けられており、関連するICP及びComFrameの策定や、保険セクターにおけるシステムミック・リスクのための包括的枠組みの実施、グローバルな保険市場の動向に関する報告書の作成などを担当している。

## 5. 実施評価委員会

各国における監督基準の実施状況の評価や、クロスボーダーの情報交換に関する作業部会等が設置されている。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 国際的に活動する保険グループ（IAIGs）の監督のための共通枠組み（ComFrame）

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年よりComFrameの開発に着手し、数次の市中協議を経て、ICPにComFrameを統合したうえで、2019年11月の年次総会でComFrame及び改定されたICPを採択した。

（※）IAIGsを選定するベンチマークとして、「3つ以上の法域において保険料収入があり、かつ、海外保険料収入比率が10%以上であることを前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基準が示されている。IAIGsの選定・公表は、各当局の裁量に委ねられている。

#### 2. IAIGsに適用される国際資本基準（ICS：Insurance Capital Standard）の検討

IAISは、2013年よりIAIGsに適用されるICSの開発に着手し、2017年7月に拡大フィールドテストのための国際資本基準（ICS Version 1.0）を公表し、2018年7月にICS Version 2.0に関する市中協議文書を公表したうえで、2019年11月にモニタリング期間のためのICS Version 2.0に合意した。ICS Version 2.0は、2020年から2024年までの5年間のモニタリング期間を経た後、規制資本として実施されることとなっている。

また、IAISは、2024年までに、米国等の開発する合算手法のICSとの比較可能性を評価することとしている。IAISは、合算手法の比較可能性の定義及びハイレベル原則の市中協議文書を2020年11月に公表したのち、2021年5月に同定義及びハイレベル原則を最終化した。2022年6月には比較可能性に関するハイレベル原則を具体化した比較可能性基準の市中協議案を公表した。

#### 3. システミック・リスクへの対応

金融規制理事会（FSB）は、2013年より2016年まで毎年、IAISの開発したグローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定手法に基づき、G-SIIsのリストを公表してきた（これまで日本社がリストに含まれたことはない）。一方、IAISは、保険セクターにおけるシステミック・リスクの評価枠組みの見直しに着手し、2017年12月には市中協議文書「システミック・リスクに対する活動ベースのアプローチ」を公表し、2018年11月には市中協議文書「保険セクターにおけるシステミック・リスクのための包括的枠組み」を公表したのち、2019年11月の年次総会で同枠組みを最終化した。同枠組みの下、IAISは保険会社及び保険市場の潜在的なシステミックリスクの積上り状況のモニタリング（グローバルモニタリング活動：GME）、及び同枠組みに関連したICP・ComFrameの各法域における実施状況の評価を行い、その結果を

FSBに報告することとしている。FSBは、上記のIAISからの報告を踏まえ、2022年11月に、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の選定を再開するか廃止するかを判断する予定である。

#### 4. サステナブルファイナンス

IAISは、2017年より、持続可能な保険フォーラム（SIF）と連携して、保険会社の業務の持続可能性に関する課題と機会について議論を行ってきた。2018年7月には、「保険セクターにおける気候変動リスクに関するイシューペーパー」、2020年2月には、「TCFD提言実施に関するイシューペーパー」を公表。また、2021年5月には、保険監督当局が、気候関連リスクを監督枠組みにどのように組み入れているかについて、「保険セクターにおける気候関連リスク監督に係るアプリケーションペーパー」を公表した。2021年3月には、SIFとともに、生物多様性を含む自然関連リスクに関する作業を開始し、同年11月にはSIFが「国際的な保険セクターにおける自然関連リスクに関するスコーピングペーパー」を公表している。また、IAIS独自の取組みとして、2020年―2024年作業計画において戦略的テーマの一つとして気候関連リスクへの対応を掲げ、2021年9月に気候関連リスク・ステアリンググループ（CRSG）を設立した。同年11月に「気候変動への対応を強化するための保険監督者国際機構（IAIS）の取組み」と題するプレス・リリースを公表している。

参考：アジア保険監督者フォーラム（AFIR：Asian Forum of Insurance Regulators）

AFIRは、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。金融庁は、AFIRの発足以来参画している。2021事務年度は、2021年9月の年次総会（オンライン会合）に飛弾国際政策管理官（当時）が参加した。

## 第8節 金融活動作業部会（FATF）

### I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に2022年6月現在37か国・2地域機関である。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

FATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。なお、2022年6月の全体会合において、羽渕国際政策管理官が、PDG共同議長に就任した（任期2022年6月～2024年6月）。金融庁のFATFの常設作業部会共同議長への就任は、FATF創設以来、初である。

- ① PDG (Policy Development Group)：政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG (Evaluation and Compliance Group)：相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG (International Cooperation and Review Group)：高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG (Risk, Trends and Methods Group)：マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG (Global Network Coordination Group)：FATF型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネロン等対策の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査される。

日本に対する相互審査は、2019年10月から11月にかけて、FATF審査団が、金融庁を含む関係省庁及び金融機関等に対してオンサイト審査を実施した。審査結果を記した対日審査報告書については、当初、2020年6月のFATF全体会合で採択予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う手続凍結を経て、2021年6月会合で採択され、8月に公表された。

今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に<sup>(※)</sup>優先的に取り組むべきとされている。第四次対日相互審査報告書の公表を契機として、2021年8月、政府は今後3年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表した。さらに、2022年5月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

(※) 具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の4項目に優先的に取り組む。

## II 主な議論

### 1. 暗号資産に関する議論

2019年6月、暗号資産に関するFATF基準の採択を受け、業界との対話及び基準遵守に向けた業界の取組みのモニタリング等のために、FATF政策企画部会（PDG）傘下にコンタクト・グループが設立された。以降、羽瀧国際政策管理官が同グループ共同議長を務めている<sup>1</sup>。

2021年10月、同グループは、FATF基準の実施に関して各国及び関係業界に更なるガイダンスを提供するものとして、①FATF基準における暗号資産、暗号資産交換業者の定義の明確化、②いわゆるステーブルコインに対するFATF基準の適用、③仲介業者を利用せず、個人間で行われる取引（P2P取引）のリスク及びリスク低減策、④暗号資産交換業者の登録・免許、⑤暗号資産移転に

<sup>1</sup> 2019年8月から2022年9月まで羽瀧国際政策管理官が共同議長を務めたが、PDG共同議長への就任に伴い、2022年10月から牛田国際資金洗浄対策調整官が議長に就任している。



おける通知義務（いわゆるトラベルルール）の履行、⑥情報共有と監督上の国際協力に関する原則、を主要改訂項目とする「暗号資産及び暗号資産交換業者に対するリスクベース・アプローチに関するガイダンス」を改訂・公表した（金融庁がプロジェクト・リード）。また、改訂ガイダンス公表後には、関係省庁、業界団体、庁内関係部署への説明に加え、F A T F型地域体での研修や暗号資産に関する国際的イベント等において、コンタクト・グループ共同議長として、F A T Fを代表して登壇し、F A T Fの考え方について周知する取組を実施した。

2022年6月には、2021年7月公表の「暗号資産・暗号資産交換業者に関するF A T F基準についての2回目の12ヵ月レビュー報告書」等でのコミットメントに基づき、①暗号資産にかかるF A T F基準（勧告15）の各国実施状況、②各国のトラベルルール実施の進捗状況・課題整理、③D e F i、N F T等を含む暗号資産市場のリスク動向等を主な内容とする報告書を取り纏め、公表した。

暗号資産関連の作業については、2022年4月に公表されたF A T F大臣宣言の中でも、今後2年間のF A T Fの優先事項の1つと明記されており、引き続き、コンタクト・グループにおいて、①トラベルルールを含むF A T F基準のグローバルな実施促進、②暗号資産市場のリスク動向モニタリング（D e F i、N F T、unhosted wallet等）に取り組むこととしている。

## 2. その他の議論

F A T Fでは、マネー・ローンダリング（AML）、テロ資金供与対策（C F T）及び拡散金融対策（C P F）分野のデジタル・トランスフォーメーションが優先課題の1つとなっている。2021事務年度は、2021年6月に採択した民間セクターにおけるA Iやビックデータの活用促進に向けたデータプーリング・共同分析とデータプライバシー・保護にかかる報告書について、AML/C F T/C P Fと個人情報保護法制との調和の観点から、フォローアップ作業を実施した。その成果物として、2022年7月に、各国AML/C F T/C P F態勢の効果に最も影響を与え得る「疑わしい行動の検知を目的とする情報共有」について、共通課題や個人情報保護規制と両立するための手法等に焦点を当てた報告書を公表した。

また、クロスボーダー送金にかかる課題（高コスト、スピード不足、透明性の欠如）について、G20での問題意識を受け、現在、F S B（金融安定理事会）を中心に、課題改善に向けた19の構成要素（Building Blocks（B B））に沿って、国際機関の協調の下、作業が進められている。このうち、B B5「AML/C F T規制の調和」について、F A T Fが主担当となって検討を進めており、2021年10月にクロスボーダー送金の課題を生じさせているAML/C F T要因につき報告書を作成・公表した。

## 第9節 その他の会議体等

### I サステナブルファイナンス関連のその他の会議主体

#### 1. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク（NGFS）

NGFS（Network for Greening the Financial System）は、気候リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークとして、2017年12月に設立された。130以上の当局や国際機関が参加（2022年4月現在）しており、金融庁は2018年6月に加盟、2020年11月からは運営委員会メンバーとして活動している。

気候関連リスク等に関するミクロ及びマクロプルーデンス、グリーンファイナンス促進、データギャップといったテーマ別の作業部会において分析を進め、2021年10月に「各国当局及び中銀による気候シナリオ分析の実施に係るプログレスレポート」や「監督当局者向け手引書に係るプログレスレポート」、2022年5月に「グリーン及びトランジション・ファイナンスに係る市場の透明性の向上」に関する技術文書や「気候関連リスクによるリスク差異の把握」に関する報告書を公表した。また、2021年11月に開催したCOP26の機会には、パリ協定の目的に沿った世界的な気候変動対応に貢献する意思を表明する「NGFSグラスゴー宣言」を公表している。

さらに、2021年来、気候変動以外のサステナビリティ課題に関する取組みも進めており、2022年3月に発表した「自然関連金融リスクに係る声明」において、生物多様性損失を含む自然関連金融リスクについてNGFS横断的に取り組むと宣言した。

2022年5月、NGFSは、2022年以降の作業計画を公表した。当該作業計画において、新たに自然関連金融リスクやキャパシティビルディングに関するタスクフォースを立ち上げたほか、従来の作業部会を、監督、シナリオデザインと分析、金融政策、中央銀行のネットゼロ、の4つへ改組している。

#### 2. サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム（IPSF）

IPSF（International Platform on Sustainable Finance）は、2019年10月、サステナブルファイナンスに係る民間資金の流通拡大や統合的な市場の促進を目標に、欧州委員会を中心に発足した多国間フォーラムである。12か国・地域の当局及びオブザーバーである12の国際機関が参加（2022年6月末現在）しており、金融庁は2020年11月にメンバーとなった。

IPSFは、タクソノミー、開示、金融商品・ラベル等についてベストプラクティスの共有や各国・地域の取組みに関する情報交換等を行うことを目的としている。池田CSFOが、加盟時より、開示に関するワーキンググループの共同議長を務め、COP26期間中（2021年11月）に、各国・地域のESG開示の慣行をまとめた「ESG開示に関する報告書」を公表した。また、2022年2月からは、トランジションファイナンスに関する作業部会の共同議長を務め、

トランジションファイナンスを促進するための既存のアプローチの収集や原則の策定作業を進めている。

### 3. 国際会計基準（IFRS）財団

現在、様々なサステナビリティに関する国際的な開示の枠組みが存在し、投資家等から報告基準の標準化を求める声が上がっている。このような中、2020年9月、国際会計基準（IFRS）の設定主体であるIFRS財団は、サステナビリティに関する国際的な報告基準を策定すべく、新たな基準設定主体として国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）を設置する旨の市中協議文書を公表した。さらに、2021年4月、ISSBのメンバー構成等を含めた定款改正案の市中協議文書を公表した。これに対し、当庁及び公益財団法人財務会計基準機構（FAF）が事務局を務めるIFRS対応方針協議会名で同年7月にコメントレターを提出した。

ISSBの基準策定に日本として積極的に参画していく観点から、同年8月、IFRS対応方針協議会名でIFRS財団に書簡を送付し、ISSBにおける基準策定への人材面・資金面での貢献を表明すると共に、東京に既にあるIFRS財団アジア・オセアニアオフィスをサステナビリティ報告においても活用するよう提案した。

同年11月のCOP26において、IFRS財団はISSBの設立、及びISSB基準のプロトタイプ（全般的な要求事項及び気候関連開示）を公表した。プレスリリースにおいて、アジア・オセアニア地域の拠点は日本と北京で議論を継続中とされたところ、東京への拠点設置をさらに強く働きかけるため、同年11月に金融担当大臣からIFRS財団に書簡を送付した。さらに、政府からも令和3年度補正予算において約1.1億円の予算を計上し、ISSBの設立及び運営に係る費用として、IFRS財団に対して資金を拠出した。これらの取組みの結果、アジア・オセアニアオフィスの東京への設置継続が決定した。

こうした中、国内において国際的な意見発信や国内の開示項目を検討するための体制を構築するため、同年12月、FAFにおいて、ISSBによる基準策定への意見発信等を担う組織として、新たに「サステナビリティ基準委員会（SSBJ）」を設立する旨を公表した。そして、2022年1月から、SSBJ設立準備委員会が発足した。

2022年3月、ISSBは、気候関連開示及び全般的な開示要求事項の基準に関する公開草案を公表し、市中協議を実施した。公開草案に対する意見発信については、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）設立準備委員会が中心となって議論を行った。当該委員会は、これまで10回開催され、当庁はオブザーバーとして参加した。

2022年4月、ISSBは、ISSB基準の公開草案について主要国との対話を行うための作業グループ（ISSB Jurisdictional Working Group）の設置を公表した。同年5月に第1回が開催され、日本からは当庁及びSSBJ設立準備委員会がメンバーとして参加した。

## II 経済協力開発機構（OECD）

### 1. コーポレート・ガバナンス委員会

#### （1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を総合政策局（併任）の神田真人氏（財務省財務官）が務めている。

#### （2）主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなる本原則の改訂作業が行われた。作業結果は2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

2015年改訂の主な内容は以下のとおりである。

- ①機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ②金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

また、本原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、改訂原則の普及・実施のため、2017年3月に改訂・公表された。

OECDは、2021年6月30日にローマにて開催された事務総長主催のイベントにて、コロナ禍が資本市場等にもたらした影響を分析した報告書を公表するとともに、コロナ禍で生じた経済社会・資本市場の変化に企業が対応し、資本市場を活用した長期的価値の最大化の達成を支援することを目指し、同委員会がG20/OECDコーポレート・ガバナンス原則の見直し作業に着手することを公表した。

同年7月のG20ローマ・サミットにおいて公表された首脳宣言では、この分野における唯一のグローバル・スタンダードである「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」の見直しへの期待が表明された。

これを受けて、OECDコーポレートガバナンス委員会は、原則の見直しに向けた作業を開始している。

## 2. 保険・私的年金委員会（IPPC、Insurance and Private Pensions Committee）

### （1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、河合美宏参与が同委員会の議長を務めている。

### （2）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、デジタル化、サステナブル・ファイナンス、高齢化、FinTech、人工知能、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京、第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催された。第5回会合（2020年9月）及び第6回会合（2021年6月）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、ウェブ形式で開催された。

## Ⅲ 国際通貨基金（IMF）

### 1. IMF対日4条協議

IMF 4条協議とは、IMF協定第4条に基づき、原則年に1回、IMFが、加盟国とその経済状況及び様々な政策（財政政策、金融政策、金融セクター政策等）について協議を行い、政策提言を行うものである。

対日協議は、新型コロナウイルス感染症の影響により2019年度以降中断していたが、2021年より再開している。

2022年の金融庁との協議では、主に地域金融機関をはじめとする金融セクターの安定性、サステナブルファイナンス、コーポレートガバナンスについて意見交換が行われた。協議の結果は、2022年4月7日に公表された。

#### IV 金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）<sup>2</sup>

##### 1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立された。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など26カ国のメンバーのほか、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟している。議長は、Maria Lucia Leitaos氏（葡中央銀行 銀行行為監督局長）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetは、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することを目的としている。

FinCoNetの全メンバーが集まる年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。

これら年次総会等の他に、FinCoNetのメンバー当局のうち、金融庁を含む10当局（2022年6月現在）から構成される執行評議会において予算執行や運営等を議論している。また、上記目的に沿った6つの常設委員会を設置し、FinCoNetにおける実質的な作業を行っている。

##### 2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、金融庁はSC4、SC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「工具箱」を構築し、一般向けに公表した。現在は活動を停止している。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	葡（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	2019年4月より、「貸出適切性評価（creditworthiness）」をテーマとし、不動産担保ローンを含めた消費者金融を対象とした代替データ・ビッグデータを利用した借り手の評価手法について取りまとめた最終報告書を2021年8月に公表した。

<sup>2</sup> 2022年6月現在、ロシアはFinCoNetへの参加が一時停止されている。

第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	伊（議長）、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	新型コロナウイルス感染症の影響により、デジタル取引が増加していることを背景に2021年7月より、デジタル決済に関する監督上の課題について調査・議論している。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	加（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。マーケットコンダクトの監督を行う当局向けのSupTechツールについて取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。 2021年6月より、新型コロナウイルス感染症発生下におけるリモートワークが監督者の内部プロセスに与えた影響や課題、SupTechツールの効果等について調査・議論している。
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	加（議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について取りまとめた最終報告書を2020年11月に公表した。現在は活動を停止している。
第6常設委員会（SC6） 顧客本位の金融商品、サービス等の提供	豪（議長）、日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、仏	金融機関に対して、顧客本位な金融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について取りまとめた最終報告書を2021年6月に公表した。 2022年2月より、住宅ローン販売におけるインセンティブと消費者の成果への影響、および監督上の課題について調査・議論している。

## V 規制監視委員会（ROC）

### 1. 沿革

取引主体識別子（LEI:Legal Entity Identifier）とは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

ROC (Regulatory Oversight Committee) は、LEIのガバナンスを行う為、2013年1月に発足した規制監視委員会である。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団（GLEIF）が設立された（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）。

なお、ROCは、2020年10月以降、情報蓄積機関（TR-Trade Repository）へ報告される店頭デリバティブ取引の国際的な集約を可能とする為に導入された、固有取引識別子（UTI:Unique Transaction Identifier）・固有商品識別子（U

P I :Unique Product Identifier) とその他重要データ項目 (CDE:Critical Data Elements) のガバナンスをGUUGより移管され、LEIを含む上述の識別子全体のガバナンスを担っている。

## 2. 組織

全てのメンバーによる意思決定会合である本会合の下に、①欧州、②北米(メキシコ及びカリブを含む)、③アジア、④中央及び南アメリカ・アフリカ・オセアニア・中東の4地域からの代表(各5名)と国際機関等から構成される執行委員会(ExCo:Executive Committee)が設置されている(金融庁もメンバー)。また、ExCoの下に、LEIの技術的な議論を行う評価基準委員会であるCES(Committee on Evaluation and Standards)とUTI・UPI・CDEの技術的な議論を行う評価基準委員会CDIDE(Committee on Derivative Identifiers and Data Elements)が設置されている。2022年1月より山下国際政策管理官がCESの議長を務めている。各評価基準委員会は、ROCの定めるハイレベル原則に基づき、既存の基準やプロトコルの十分性を評価し、必要に応じて見直しを行い、新しい基準やプロトコルの策定をExCoに提案している。

## 3. 主な議論

### (1) LEIの技術的な議論

CESは、LEIの利用拡大の検討や付番されたLEIのデータ品質、LEI参照データ項目の検討等の実務的な議論のほか、GLEIFと連携した分析作業等を行っている。当該議論においては、特にLEIが持つデータの信憑性、すなわち登録されている情報の正確性の担保が重視されている。

### (2) UTI・UPI・CDEの技術的な議論

CDIDEは、CPMI-IOSCOより公表されたUTI・UPI・CDEの技術ガイダンスについて、実務面から、技術ガイダンスの解釈の透明性や、必要とされる情報の再検討等を行っている。CDEについては、2021年9月に、技術ガイダンスの改訂版を公表している。UPIについては、付番機関として選定されたDSB(Derivatives Service Bureau)と共に、UPIの設定に必要な情報及びガバナンスの策定について議論を行っている。

## VI 金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI)

### 1. 沿革

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。その後、同グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ(GPFI:Global Partnership for Financial Inclusion)が発足。2020年に付託事項(TOR)及び金融包摂のための行動計画(FIAP:Financial Inclusion Action Plan)が改訂され(FIAPは3年毎



に改訂)、2021年～2023年の3年間における優先課題としてデジタル金融包摂と中小企業金融が掲げられた。

## 2. 主な議論

2021年、G P F Iは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び金融サービスのデジタル化によってもたらされた新たな課題や変化に対する各国の施策を踏まえた、デジタル金融包摂と利用者保護に焦点を当てた政策提案 (Menu of Policy Options) を作成した。2022年も、F I A Pの優先課題に沿った議論を実施している。

## 第20章 当局間の連携・協力等

### 第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

#### 経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
環太平洋パートナーシップ	TPP：2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から

(TPP/TPP11) 協定	参加) /2016年2月署名 TPP11 : 2017年11月大筋合意/2018年3月署名/2018年12月発効
EU	2013年4月交渉開始/2017年7月大枠合意/2018年7月署名/2019年2月発効
日米デジタル貿易協定	2019年4月交渉開始/2019年10月署名/2020年1月発効
ASEAN (投資・サービス)	2010年10月交渉開始/2017年11月最終合意/2019年2月署名/2020年8月発効
英国	2020年6月交渉開始/2020年10月署名/2021年1月発効
地域的な包括的経済連携協定 (RCEP)	2013年5月交渉開始/2020年11月署名/2022年1月発効
(交渉中)	
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定 (TiSA)	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
(交渉中断)	
韓国	2003年12月交渉開始/2004年11月以降交渉中断
湾岸協力理事会 (GCC)	2006年9月交渉開始/2009年3月以降交渉中断

## I 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定/環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11)

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定である。2010年3月に交渉を開始した。日本 (2013年7月に交渉参加)、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が2016年2月に署名した。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱した。これを受け米国を除く11か国は、同年11月にTPP閣僚会合において、11か国によるTPP11に大筋合意、2018年3月にはチリ (サンティアゴ) にて同協定の署名が行われた。

同協定は、6か国 (メキシコ、日本、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、豪州) の国内手続完了により、2018年12月30日に発効。2019年1月にベトナム、2021年9月にペルーについても発効した。

2021年6月に開催された第4回TPP委員会において、英国の加入に関する作業部会を設置し、加入手続を開始することが決定された。現在手続が継続中。

## II 日EU・EPA

TPP/TPP11同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引とい

った分野のルールを規律している。2013年3月に交渉を開始、2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名した。日本及びEUの双方が国内手続きを完了したことにより、2019年2月1日に発効した。

2022年3月、欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（DG F I S M A）との間で、日EU・EPAの金融規制協力に関する附属書8-Aに基づく日EU間の金融規制協力を事務的に補完する枠組み文書を策定した。

### III 日英EPA

EU離脱後の英国との、日EU・EPAに代わる新たな貿易・投資の枠組みを規定している。2020年6月に交渉を開始、同年10月に署名した。双方が国内手続きを完了したことにより、2021年1月1日に発効した。

2022年6月、英国財務省と、日英EPAの金融規制協力に関する附属書8-Aに基づく日英間の金融規制協力を事務的に補完するための書簡交換を行った。

### IV 地域的な包括的経済連携協定（RCEP：Regional Comprehensive Economic Partnership）

2013年5月に交渉を開始。日本、ASEAN10か国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドが交渉に参加し、2020年11月にインドを除く15か国にて署名した。2022年1月1日に国内手続きが完了した10か国（シンガポール、中国、日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、豪州、ニュージーランド）間で発効。その後、同年2月に韓国、3月にマレーシアについても発効した。

### 第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールの検討が行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施に係る協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了した。

2022年6月現在、日本（2017年12月）、タイ（2018年2月）、オーストラリア（2018年9月）、ニュージーランド（2019年7月）及び韓国（2020年12月）の全てのMOC署名国において国内での制度整備を完了し、ARFPの登録申請受付が開始されている。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint

Committee、2021年11月より山下国際政策管理官が議長）は、2021事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021年10月にビデオ会議形式にて会合を行った。

また、2021年1月には、ニュージーランドをホーム国とするパスポート・ファンドの第一号案件が登録され、参加国内での販売に向けた準備が進められている。

### 第3節 当局間協議

金融庁は、2021事務年度においては、多くの国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。

#### I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（NAIC）は、2014年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022年6月15日	クアアチア	国際総括官	全米保険監督官協会会長
2021年12月1日	ウェブ会議	金融国際審議官	全米保険監督官協会会長

#### II 欧州

金融庁は、1985年以来、欧州委員会（EC）金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（FISMA）と1～2年に1回程度の頻度で定期協議を開催している（2018年以前：日EUハイレベル金融協議、2019年（日EU・EPA発効）以降：日EU合同金融規制フォーラム）。2021事務年度も、2022年3月、第3回「日EU合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

このほか、欧州保険・企業年金監督機構（EIOPA）との監督協力に係る交換書簡（2021年2月）に基づき、2022年1月、第1回「金融庁・欧州保険企業年金監督機構 定期会合」を開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022年3月10、11日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局次長
2020年11月20日	オンライン	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2019年10月11日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

#### III 英国

金融庁は、1989年以来、英国当局と定期協議を開催している。日英包括的経済連

携協定（CEPA、2021年1月発効）に基づき、2022年6月、英国財務省等と第1回「日英合同金融規制フォーラム」を開催し、共同声明を公表した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022年6月9日	ロンドン	金融国際審議官	英国財務省金融サービス局長

#### IV 日中韓

2005年3月、韓国の提案により、北東アジア域内の金融市場安定及び金融監督についての意見交換の枠組みとして、第1回日中韓金融監督者セミナー（課長級）を開催した。また、第3回金融監督者セミナーからは、金融監督者セミナーを高級位に格上げした日中韓ハイレベル会合を同セミナーに付随する形で開催した。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年11月29日	東京	金融国際審議官	中国：銀行保険監督管理委員会国際局長 韓国：金融委員会副委員長
2017年11月30日 ～12月1日	仁川市	金融国際審議官	中国：銀行監督管理委員会副主席 韓国：金融委員会副委員長

#### V 中国

2017年より、銀行・保険分野の課長級が率直に意見交換を行う目的で、金融庁及び中国銀行保険監督管理委員会による定期協議を開催している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2021年9月17日	オンライン	国際政策監理官	銀行保険監督管理委員会副主任

#### VI インド

2014年11月に、インドへの直接投資の増加やそのための金融市場の整備を目的として「日印金融協力に関する協議」を実施した。2016年1月以降は定期協議として日印金融協力対話を実施し、2022年6月には次官級に格上げした日印財務協議を実施した。日本側からは財務省、金融庁及び日系金融機関等が参加している。

開催日	開催地	当方参加者	先方参加者
2022年6月16日	ニューデリー	財務省財務官 金融庁参事官	インド財務省経済局次官

## VII 台湾

2015年より、銀行・証券・保険監督も含めた幅広いテーマについて意見交換を行うことを目的に、日本台湾交流協会、台湾日本関係協会、金融庁及び台湾金融監督管理委員会による定期協議を実施している。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2022年1月20日	オンライン	国際総括官	副主任委員

## VIII その他

### 1. ベトナム

2021年11月、国家証券委員会（SSC）とハイレベル政策対話を実施し、SSCのベトナム証券市場発展戦略や、今後の当局間協力について議論した。金融庁からは中島長官が参加した。

また、2021年11月、日越当局間の協力関係強化のため、第1回日越審議官級対話を実施した。越側からは、財政省、国家銀行（SBV）、国家証券委員会（SSC）、財政省保険監督庁（ISA）、日本側からは財務省及び金融庁が参加した。金融庁からは越当局に対し、在越日系金融機関のビジネス促進に資する規制緩和要望を働きかけた。

### 2. インドネシア

2022年6月、インドネシア金融庁（OJK）主催のハイレベルラウンドテーブルがバリ島で開催され、日本（松尾総合政策局長）、オーストラリア、韓国及び中国が参加した。また、金融庁とOJKは、フィンテックに係る協力枠組みに関する書簡交換を行った。

## 第4節 金融技術協力

### I 概要

金融庁は、ベトナム、インドネシア、タイ等の7か国15当局との間で金融技術協力をに係る覚書を締結している。金融庁は、これらの協力関係に基づき、研修や面会の実施等を通じて、各国の金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

### II 活動実績

2021 事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下の技術支援を実施した。

- ① ベトナムについては、当局間のハイレベルでの意見交換に加えて、ベトナム証券当局及び証券取引所向けに、株式市場の公平性及び透明性改善に向けたセミナー等を実施した。
- ② インドネシアについては、継続的にハイレベル及び実務者間の会談を実施した。加えて、両当局間でフィンテック協力枠組みに関する書簡交換を行った。また、アジア等の新興国の銀行・証券・保険監督当局の職員に対して、各分野における日本の規制・監督制度や取組み等を講義する「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施した（銀行（2021年9月、オンライン形式）、証券（2021年10月～2022年1月、オンデマンド形式）、保険（2022年1月～3月、オンデマンド形式））。

## 第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

### I 概要

グローバル金融連携センター（GLOPAC: Global Financial Partnership Center、2016年4月にアジア金融連携センター（2014年4月～）を改組）では、金融インフラ整備支援及び海外金融当局との協力関係強化を目的として、支援対象地域（アジア、中東、アフリカ、中南米等）の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を行っている。

研修プログラムとしては、概ね2～3ヶ月の期間、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義のほか、各研究員のニーズや関心に応じて金融庁職員によるテーマ別研修や意見交換、外部関係機関等の訪問も行っている。研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、報告会での報告を行う。

また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下の施策を継続的に実施している。

- 金融庁職員が外国出張する際、現地の卒業生とフォローアップ面談を実施
- プログラム修了後の知見の活かし方等を含めた情報・意見交換を、卒業生を現地等に集めて実施するGLOPACアルムナイ・フォーラムを開催
- 現行プログラムに卒業生を再招聘し、現役生に対する講義や金融庁職員と意見交換を実施
- 金融庁等が主催する国際シンポジウム等に、卒業生をスピーカーとして招聘



## II 活動実績

2014年7月以降、37の国・地域<sup>(※)</sup>計185名の研究員・インターン生がプログラムを修了した(2022年6月現在)。

2021事務年度は、第19期(保険監督当局、2021年9月～12月)及び第20期(証券監督当局、2022年2月～6月)に対し、オンラインで研修を行った。

このほか、卒業生とのネットワーク構築・強化のため、以下の施策を実施した。

- 卒業生が意見交換等を行うオンライン・アルムナイ・フォーラムを2回開催。
- GLOPACウェブページにおいて、現役研究員や卒業生の紹介及び新着情報を発信<<https://www.fsa.go.jp/en/glopac/index.html>>

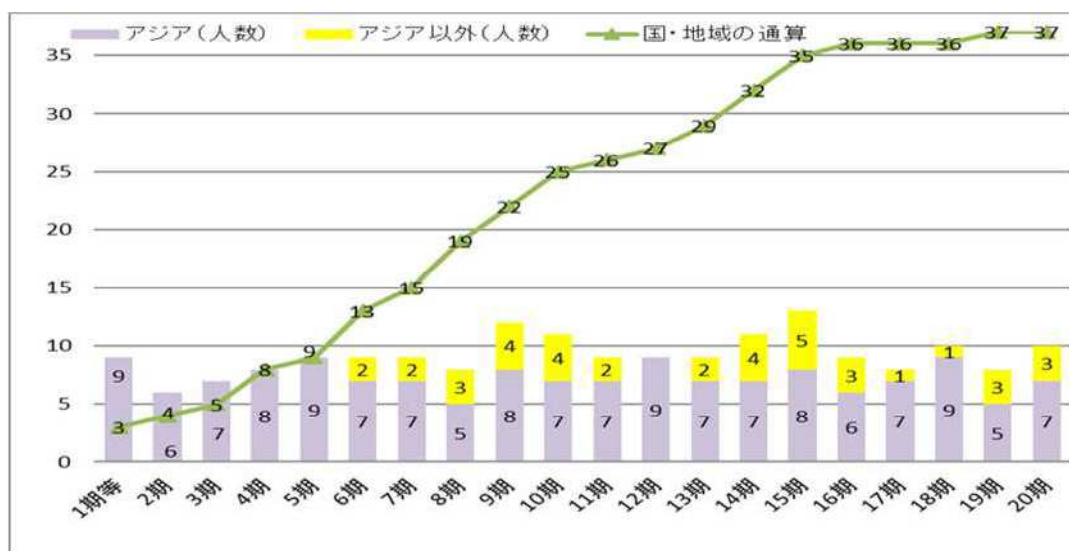
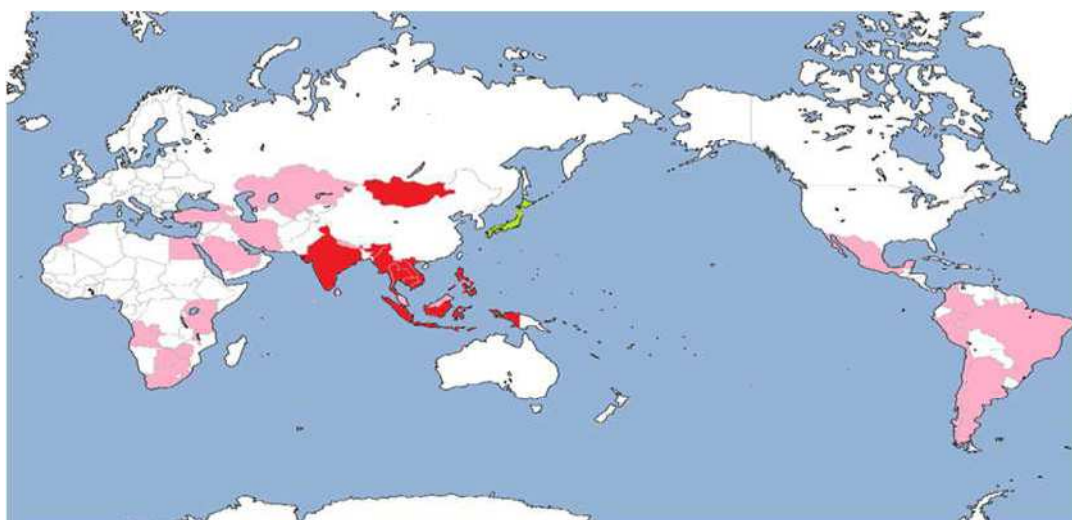
(※) アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、ケニア、コロンビア、サウジアラビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マラウイ、マレーシア、南アフリカ、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モロッコ、モンゴル、ラオス、UAE。

	プログラム	受入期間	人数	出身国(人数)
第1期	銀行・証券	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム(1) モンゴル(2)
第2期	銀行・証券	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ(2) ベトナム(1) モンゴル(1) ミャンマー(1) タイ(1)
第3期	銀行・保険	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア(1) ベトナム(1) ベトナム(2) モンゴル(2) タイ(1)
第4期	証券	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア(1) インド(1) ラオス(1) スリランカ(1) タイ(1) ベトナム(1) モンゴル(2)
第5期	銀行	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ(2) カンボジア(1) ベトナム各(1) モンゴル(2)
第6期	保険	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ(2) カンボジア(1) ベトナム(1) モンゴル(2) ドバイ(1) フィリピン(1) マレーシア(1)
第7期	銀行	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン(1) カンボジア(1) タイ(1) ベトナム(1) ミ ャンマー(1) インド(1) ペルー(1) モンゴル(1)
第8期	保険	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム(1) ブラジル(1) メキシコ(1)、インドネシア (2) ミャンマー(1)
第9期	証券	2017年2月22日～ 5月19日	9	インド(1) エジプト(1) カザフスタン(1) カンボジア (1) タイ(1) タンザニア(1) ベトナム(1) ボツワナ (1) ラオス(1)
第10期	銀行	2018年7月25日～ 9月29日	11	アルゼンチン(1) イラン(1) インド(1) インドネシア (1) タイ(1) チリ(1) ベトナム(1) ミャンマー(1) モンゴル(1) ラオス(1) UAE(1)
第11期	保険	2018年10月11日 ～12月20日	8	インドネシア(1) ウズベキスタン(1) タイ(1) トルコ (1) フィリピン(1) ボツワナ(1) ミャンマー(1) モ ンゴル(1)
第12期	証券	2018年4月4日～ 6月22日	9	インド(1) インドネシア(1) カザフスタン(1) カンボ ジア(1) タイ(1) ネパール(1) ベトナム(1) ミャン マー(1) モンゴル(1)
第13期	銀行	2018年7月24日～ 9月28日	9	アンゴラ(1)、インドネシア(1)、カザフスタン(1)、ジ ョージア(1)、タイ(1)、フィリピン(1)、ブラジル(1)、 ミャンマー(1)、モンゴル(1)
第14期	保険	2018年10月16日 ～12月26日	9	アルゼンチン(1)、インドネシア(1)、エジプト(1)、コ ロンビア(1)、ジンバブエ(1)、ベトナム(1)、ミャン マー(1)、モルディブ(1)、モンゴル(1)

第15期	保険	2019年10月10日 ～12月20日	10	インドネシア(1)、カンボジア(1)、サウジアラビア(1)、 タイ(1)、ベトナム(1)、ボツワナ(1)、マラウイ(1)、 南アフリカ(1)、ミャンマー(1)、モンゴル(1)、
第16期	証券	2020年2月5日～ 3月5日	9	インドネシア(1)、ケニア(1)、タイ(1)、ベトナム(1)、 ペルー(1)、南アフリカ(1)、ミャンマー(1)、モンゴル (1)、ラオス(1)
第17期	銀行	2020年10月27日 ～2021年1月29日	8	インド(1)、インドネシア(1)、サウジアラビア(1)、タイ (1)、ベトナム(1)、マレーシア(1)、ミャンマー(1)、 モンゴル(1)
第18期	証券	2021年2月24日～ 6月4日	10	インド(1)、インドネシア(1)、カンボジア(1)、ケニア (1)、タイ(1)、ネパール(1)、ベトナム(1)、ミャン マー(1)、モンゴル(1)、ラオス(1)
第19期	保険	2021年9月21日～ 12月17日	8	インド(1)、インドネシア(1)、エジプト(1)、カンボジ ア(1)、サウジアラビア(1)、タイ(1)、モロッコ(1)、 モンゴル(1)
第20期	証券	2022年2月21日～ 6月1日	10	アルゼンチン(1)、インド(1)、インドネシア(1)、エジ プト(1)、サウジアラビア(1)、タイ(1)、フィリピン(1)、 ベトナム(1)、マレーシア(1)、モンゴル(1)
インターン(数週間) 国内大学院に留学中の者			19	インド(1)、インドネシア(1)、ウガンダ(1) ウズベキ スタン(1) カンボジア(1) タイ(7) フィリピン(3) ブラジル(2) ベトナム(1)、ミャンマー(1)
短期研修(数日間)			3	ベトナム(3)

### 金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況

#### 金融連携センターにおける参加者の人数及び出身国・地域の数の推移



巻末資料 1

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2022 年 208 国会 (常会)	安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律	金融のデジタル化等に対応し、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るため、以下の事項を盛り込んだもの。 ① 電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の通貨建資産等である電子決済手段（いわゆるステーブルコインのうち、広く送金・決済手段として利用され得るもの）の交換等を行う電子決済手段等取引業の創設 ② 複数の金融機関等の委託を受けて為替取引に係る分析等を行う為替取引分析業の創設 ③ 高額電子移転可能型前払式支払手段の発行者について、業務実施計画の届出、犯罪収益移転防止法の取引時確認義務に関する規定の整備	R 4 . 6 . 10	公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。
2022 年 208 国会 (常会)	公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律	会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、上場会社等の監査に係る登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、公認会計士の資格要件の見直し等の措置を講ずるもの。	R 4 . 5 . 18	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（一部の規定を除く）。

<p>2022 年 208 国会 (常会)</p>	<p>保険業法の一部を改正する法律</p>	<p>保険契約者等の保護を的確に行うため、生命保険契約者保護機構に対する政府補助の措置の期限を5年間延長するもの。</p>	<p>R 4 . 3 . 31</p>	<p>R 4 . 3 . 31</p>
-----------------------------------	-----------------------	---------------------------------------------------------------	---------------------	---------------------

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2021 事務年度）

**主要行等向けの総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2021年9月1日 (2021年9月1日適用)	クロスボーダーBCPの実効性強化に係る改正
2021年11月10日 (2021年11月22日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（銀行法等関係）施行等に伴う改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正
2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正
2022年4月22日 (2022年6月22日適用)	ファイアーウォール規制の見直しに伴う改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2021年7月9日 (2021年7月21日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（金融機能強化法関係）施行等に伴う改正
2021年8月20日 (2021年8月20日適用)	地域金融機関からの事前相談等に対して金融庁及び財務局・財務事務所の合同ヒアリングを実施するための改正
2021年11月10日 (2021年11月22日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（銀行法等関係）施行等に伴う改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正
2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正
2022年4月22日 (2022年6月22日適用)	ファイアーウォール規制の見直しに伴う改正

## 系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月9日 (2021年7月21日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（金融機能強化法関係）施行等に伴う改正
2021年11月10日 (2021年11月22日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（銀行法等関係）施行等に伴う改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正
2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正

## 漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月9日 (2021年7月21日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（金融機能強化法関係）施行等に伴う改正
2021年11月10日 (2021年11月22日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（銀行法等関係）施行等に伴う改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正

2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正
------------------------------	------------------

### 保険会社向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2021年8月17日 (2021年8月17日適用)	オペレーティングリースの媒介に係る改正
2021年8月27日 (2021年8月27日適用)	タイムラグマージンに係る改正
2021年11月10日 (2021年11月22日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（銀行法等関係）施行等に伴う改正
2021年12月28日 (2021年12月28日適用)	公的保険制度等に関する適切な情報提供による顧客意向把握に係る改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報保護に関する法律」等の改正に伴う改正
2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正
2022年4月1日 (2022年4月1日適用)	少額短期保険業者の申請負担の軽減及び財務局における事務手続の簡素化に係る改正



## 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2021年9月1日 (2021年9月1日適用)	クロスボーダーBCPの実効性強化に係る改正
2021年11月9日 (2021年11月9日適用)	投資信託の販売上の留意点等に係る改正
2021年11月10日 (2022年11月22日適用)	海外投資家等特例業務に係る法令改正に伴う改正
2022年1月28日 (2022年1月29日適用)	株式投資型クラウドファンディング及び少人数私募の規制の見直し等に係る改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正
2022年3月29日 (2022年3月29日適用)	営業保証金規則改正に伴う改正
2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正
2022年4月22日 (2022年6月22日適用)	ファイアーウォール規制の見直しに伴う改正
2022年4月28日 (2022年5月9日適用)	電磁的記録によるクーリング・オフの申出に係る改正

2022年5月18日 (2023年1月1日適用)	最良執行方針等の見直しに関する改正
2022年6月22日 (2022年6月22日適用)	金融商品取引業者に対する買収等に係る改正

### 信託会社等に関する総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正

### 貸金業者向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2021年7月2日 (2021年11月1日適用)	金融サービス仲介業の創設に係る改正
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2022年3月24日 (2022年3月24日適用)	当局への申請等の手続における登記事項証明書の添付省略等に係る改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正

**金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針**

公表日	改正・策定内容
2021年11月9日 (2021年11月9日適用)	投資信託の販売上の留意点等に係る改正
2021年11月10日 (2022年11月22日適用)	「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」の一部（銀行法等関係）施行等に伴う改正
2021年12月28日 (2021年12月28日適用)	公的保険制度等に関する適切な情報提供による顧客意向把握に係る改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正

**事務ガイドライン 第三分冊：金融会社関係**

公表日	改正・策定内容
2021年7月5日 (2021年7月5日適用)	政府全体の業務・手続におけるFAXの利用廃止の方針を踏まえた所要の規定の整備に係る改正
2022年3月24日 (2022年4月1日適用)	「個人情報の保護に関する法律」等の改正に伴う改正
2022年3月31日 (2022年3月31日適用)	南海トラフ地震への対応に係る改正

## 金融庁の所在地等

2022年6月30日現在

### 金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 03-3506-6000（代表）

### 証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 03-3506-6000（代表）

### 公認会計士・監査審査会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館  
電話番号 03-3506-6000（代表）



(地下鉄)

- ・丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩5分
- ・日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩5分
- ・銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩5分

<http://www.fsa.go.jp/>  
Financial Services Agency